EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 0709

大正八年九月十二日印刷
大正八年九月十五日發行

編輯兼發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所　日清印刷株式會社

早稻田大學出版部
不許複製

發行所
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

史記國字解第二卷　終

重如其文、爲下幣、而珠玉龜貝銀錫之屬、爲器飾寶藏、不爲幣、然各隨時而輕重無常、於是外攘夷狄、內興功業、海內之士、力耕不足糧饟、女子紡績、不足衣服、古者嘗竭天下之資財以奉其上、猶自以爲不足也、無異、故云事勢之流、相激使然、曷足怪焉、

【講義】舜禹の時の貨幣は金を三品に別ち、或は金貨、或は銀貨、或は銅貨、或は錢、或は小布、或は契刀、或は龜貝等なり、秦の代に至り一國の貨幣を三等と爲し、金貨は二十兩を以て一鎰とし、之を上幣とし、銅貨は識して半兩といひ、重さは其の識したる文字の如し、之れを下等の貨幣と爲す、而して珠玉、龜貝、銀錫の類は、器物の裝飾又は寶藏品として、貨幣と爲さず、然れども各時に隨つて輕重常なく、是に於て外は夷狄を攘ひ、內は功業を興し、海內の士は力耕すれども糧食に足らず、女子は紡績すれども衣服に足らず、古秦の時代に在りては嘗て天下の資財を竭して以て其の上に奉じ、猶自ら以て足らずとせしなり、かかる事情は古今異ることなし、故に云く、事勢の流れ相激して然らしむ、曷ぞ怪むに足らんやと、

【字解】虞夏、虞は帝舜有虞氏、夏は夏后氏禹也、布、貨幣の名なり、民間に布くの意なり、刀、貨幣の名なり、其民に利あるを以てなり、重如其文、銅錢に半兩と識しゝ文と同じ重さなるをいふ、器飾寶藏、器物裝飾及び寶藏品なり、糧饟、糧食なり、古者嘗竭天下之資財、云々、暗に秦の始皇帝の事を指す、無異、古今の事勢同じき、怪むに足る無きをいふ、古今事勢之流相激使然、古今事勢の變恰も水流の石に激するが如き勢を以て種々に變化し來りしをいふ、

（八書終）

め國を富ますことを先にし、國交を重んじ推讓することを後にせしが故に、庶人の富める者或は財巨萬を積み、而して貧者は酒滓や穀皮の如き粗食にだも飽くこと能はず、諸侯の强き者、或は群れる所の小弱國を幷呑して以て諸侯を臣とし、而して弱國は宗廟の祀を絶ちて滅亡に歸し、以て秦に至りしが、秦の始皇帝に至り、卒に六國を亡して海內を一統せり、

【字解】禹貢九州、禹貢は書經夏書の篇の名なり、堯の代九年の洪水あり、禹をして之を治め、九州を經營朝貢せしむ、その記錄なり、九州は冀・兗・靑・徐・揚・荊・梁・雍の九州なり、湯武承レ弊易レ變、湯武は殷王成湯及び周の武王なり、禹王の治世も十七世桀王に至り、有施氏の女末喜を寵し、傾宮瑤臺を造り、酒池肉林の樂を極め租稅を重くして民力疲弊せしかば、殷の湯王の爲に亡され、殷は成湯より廿八世紂王に至り、有蘇氏の女妲己を寵し、沙丘の苑臺を廣めて、酒池肉林の樂を極め、賦を厚くせしかば民心離散して國內大に亂れ、遂に周の武王の爲に亡さる、夏を亡すに當り成湯は、殷を亡すに當り武王は、各其の弊政を承けて之れを變易せしなり、兢々、戒め懼るゝなり、陵遲、丘陵の次第に下るが如く、世の衰ふるをいふ、通二輕重之權一、輕重は錢なり、權は平なり、金融を公平ならしむるをいふ、徼二山海之業一、徼は求なり、山海の地の宜しきに隨ひ民業を求むるをいふ、區々、小なる貌、顯二成霸名一、霸は諸侯に長たるをいふ、はたがしら、魏用二李克一盡二地力一、魏文侯、李克を用ひて平糴の法を行ひしをいふ、平糴とは價を平かにして穀物を賣出すをいふ、彊君、彊は强なり、天下爭二於戰國一、周の威烈王以後秦、楚、燕、齊、趙、魏、韓の七國各雄を爭ふ、之れを戰國といふ、不レ厭二糟糠一、厭は饜と通ず飽なり、糟は酒滓、糠は穀皮なり、粗食にも飽くこと能はざるをいふ、有國、諸侯なり、絶レ祀、宗廟の祭を絶つなり、國を亡すをいふ、

虞夏之幣金爲二三品一、或黃、或白、或赤、或錢、或布、或刀、或龜貝、及レ至二秦中一、一國之幣、爲二三等一、黃金以レ鎰名、爲二上幣一、銅錢識曰二半兩一、

り、書、書經なり、道、言なり、唐虞之際、堯舜の際をいふ、唐は、帝堯陶唐氏、虞は、帝舜有虞氏なり、詩、詩經なり、長二庠序一、學校を興し教育を盛にするをいふ、長は教誨倦まざること、庠序は學校なり、周の世には庠といひ、殷の世には序といふ、先レ本絀レ末、本は農なり、末は商工なり、絀は黜なり、農業を先として商賈を黜くるをいふ、干利、干は求なり、利益を求むるをいふ、一質一文、質は質朴、文は文飾なり、

禹貢、九州、各因其土地所宜、人民所多少、而納職焉、湯武承弊易變、使民不倦、各兢兢所以爲治、而稍陵遲衰微、齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徼山海之業、以朝諸侯、用區區之齊、顯成霸名、魏用李克、盡地力、爲彊君、自是之後、天下爭於戰國、貴詐力而賤仁義、先富有而後推讓、故庶人之富者、或累巨萬、而貧者或不厭糟糠、有國彊者、或幷群小、以臣諸侯、而弱國或絕祀而滅世、以至於秦、卒幷海內、

【講義】　禹貢に九州各其土地の宜しき所、人民の多少に因りて職貢を納れ、殷の湯王は夏の桀王の弊政を承けて之を改め、周の武王は殷の紂王の弊政を承けて之を改め、民をして政治に倦まざらしめ、各兢々と戒め懼れしは太平を爲しし所以なり、而も武王も各其後世子孫に至りて政綱弛み、稍陵遲衰微せり、齊の桓公は管仲の謀を用ひ民情を酌みて政を施し、金錢の流通を公平にし山海の宜しきに隨ひて民業を求め、以て諸侯を朝せしめ、區々たる齊の一小國を以て霸者の名を顯し成せり、魏は李克を用ひ、地力を盡して强君と爲れり、是れより後天下は戰國の時代となり、詐力を貴び仁義を賤み、攻伐を事として領域を廣

利を求め民と利を爭ふ、天之れを戒めて旱魃の災を降す所以なり因りて弘羊の罪を糾し、烹殺の刑に處すれば天乃ち雨ふらんと、

【字解】　竝、傍なり、各輸ニ急處一、所在急要の處に粟を輸送するをいふ、令ニ官求一レ雨、求は招き來すなり、官吏に命じて雨を天に祈らしむるをいふ、坐レ市列レ肆、肆は陳なり、列なり、物品を陳列して販賣する處、卽ち商店なり、

太史公曰、農工商交易之路通、而龜貝金錢刀布之幣興焉、所ニ從來一久遠、自ニ高辛氏之前一尚矣、靡レ得而記一云、故書道ニ唐虞之際一、詩述ニ殷周之世一、安寧則長ニ庠序一、先レ本絀レ末、以ニ禮義一防ニ于利一、事變多故、而亦反レ是、是以物盛則衰、時極而轉、一質一文、終始之變也、

【講義】　太史公曰く、農工商交易の路通じて龜貝金錢刀布等の貨幣興る、其の由來する所久遠にして、高辛氏より以前既に在りしと久しけれども得て之れを記したる者無しといふ、故に書經には、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の際を言ひ、詩經には殷や周の世の事を述べたり、天下安寧なれば則ち學校の教育を盛にし、農業を先として商賈を黜け、禮義を以て利益を求むることを防ぎ、事變事故多き時は、亦之れに反す、是を以て物盛なれば則ち衰へ、時極りて而して轉じ、亂世には質朴となり、太平には文飾に傾き、終始變じて已むこと無し、

【字解】　龜貝刀布、龜は龜の甲にて作りし貨幣、貝は貝類にて作りし貨幣、刀は契刀、布は小布とて孰れも貨幣の名なり、從來、由來と同じ、自ニ高辛氏之前一尚矣、高辛氏は五帝の一帝嚳高辛氏をいふ、尚は久なり、言ふは史に炎帝神農氏人をして日中に市を爲さしめ交易して退くとあれば、交易の路の由來する所は、高辛氏より久しき以前に行はれしと也、靡、無な

巡海上、並北邊、以歸、所過賞賜、用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農、弘羊又請令吏得入粟補官、及罪人贖罪、令民能入粟甘泉、各有差、以復終身、不告緡、他郡國各輸急處、而諸農各致粟山東、漕益歲六百萬石、一歲之中、太倉甘泉倉滿、邊餘穀諸物、均輸帛五百萬匹、民不益賦、而天下用饒、於是弘羊賜爵左庶長、黃金再百斤焉、是歲小旱、上令官求雨、卜式言曰、縣官當食租衣稅而已、今弘羊令吏坐市列肆販物求利、亨弘羊、天乃雨、

【講義】是に於て天子北は朔北に至り、東は海上を巡り、北邊に傍うて以て歸る、沿道過る處、賞賜するに絹帛百餘萬匹錢金巨萬を以て計る、皆大司農より取りて用途を足せり、桑孔羊又請うて、官吏をして粟を入れて上の官に補し、及び罪人は錢を出して其の罪を贖ふを得しめ、又民をして能く粟を甘泉倉に入れしむること各差等あり、以て終身の服役を免じ、告緡の稅を免ぜしむ、他の郡國各粟を所在急要の地に輸送し、而して諸農各粟を山東に送致し、運輸の額を益すこと歲に六百萬石、一歲の中太倉、甘泉の二倉充滿せり、而して邊境猶餘穀あり、諸の貨物を均輸すること絹帛五百萬匹、民賦稅を益さずして天下の用途饒多なり、是に於て弘羊に爵左庶長を賜ひ黃金百金を賜ふこと再度なり、是の歲小旱魃あり、上官吏に命じて雨を祈らしむ、卜式奏言して曰く、縣官は當に租稅に依りて衣食すべき者なり、然るに今桑弘羊は官吏をして市に坐し肆店を列ねて貨物を販賣せしめ、以て

召工官治車諸器、皆仰給大農、大農之諸官、盡籠天下之貨物、貴卽賣之、賤則買之、如此富商大賈、無所牟大利、則反本、而萬物不得騰踊、故抑天下物、名曰平準、天子以爲然、許之、

【講義】其の明年元封元年に卜式の秩を貶して太子太傅と爲し、桑弘羊を以て治粟都尉と爲し、大農を領し、盡く孔僅に代りて天下の鹽鐵の事を管せしむ、弘羊おもへらく、諸官各自ら賣買して相與に利を爭ふ、故に物價騰貴して天下の賦稅を運輸するに當りて、或は其の雇賃を償ふこと能はずと、乃ち請うて大農の部丞數十人を置き、之れを部分けして郡國の稅を主らしむ、各往々縣毎に均輸鹽鐵の官を置き、遠方の縣をして各物價の貴き時、商賈の轉販する所の者を以て賦租として、之を聚めて京師に輸送し、平準の官を設けて、總て天下の貨物を輸送せしめ、之を委府に貯へ、工官を召して車等の諸器械を製造せしめ、而して皆給與を大農に仰ぎ、大農の諸官盡く天下の貨物を貯へ、價貴き時は卽ち之を賣り、賤しき時は卽ち之を買ひ、富商大賈も大利を取る所なく、則ち總ての物價平常に復し、總ての物價騰貴することを得ず、故に天下の物を抑制して高低なからしむることを得たり、之れを名づけて平準といふ、天子此の方法を以て然りと爲し、之れを許せり、

【字解】治粟都尉、藏穀を治むることを掌る、卽ち司農卿なり、自市、政府自ら商ふをいふ、騰踊、物價の騰貴するをいふ、僦費、僦は雇なり、人夫其の他の費用なり、灌輸、灌は聚なり、貨物を聚めて之れを運輸するをいふ、置平準于京師、平準の官を京師に置くなり、平準とは委府（本府なり）を京師に置き、以て貨物を貯藏し置き、物價を均一ならしむる法なり、受天下委輸、委府に運輸する所の貨物を受け入るゝをいふ、籠天下之貨物、籠は貯藏し置くをいふ、則反本、平常に復するをいふ、

於是天子北至朔方、東到太山、

と十七、且つ其の土古來よりの風俗を以て、其の土を治むる爲めに賦税なし、南陽、漢中以往の郡は各、其の次第に依りて初めて置きし郡に其の費用を給與し、吏卒も食物幣物驛傳に用ふる車馬被服の類の俸を受く、而して初めて置きし郡は時々小反亂ありて、官吏を殺す、是に於て漢南方の吏卒を發し往きて之を誅し、一年を隔てゝ其の數一萬餘人、其の軍費は皆給を大農の署に仰げり、大農は均輸の法を以て有無相通じ、鹽鐵の事業を整理し、賦税の不足を助く、故に能く其の不足を補ふことを得たり、然れども軍兵の過ぐる所の各縣、其の費用を量り給するのみにて、敢て經常の賦税の法を擅に動すことを言はず、

【字解】至レ酎少府省レ金、酎は醇酒、省は視なり、列侯歳々戸口により黄金を漢廟に獻じ、天子これに臨みて獻金を受け、以て祭費を助く、大祀の日に當り飲酎せしむ、此の時少府獻金を視て其善惡を區別するをいふ、坐二酎金一失レ侯、粗惡なる金を獻じたる者は、其の罪に依り侯位を失ふをいふ、鐵器苦惡、苦は麁なり、船有レ算、船數限あるをいふ、各以二地比一給二初郡一、地比は土地の次第に依りて近きより遠きに及ぼすをいふ、初郡は西南に初めて置きし縣なり、間歳、一年を隔つるをいふ、奉、俸なり、訾、量なり、不二敢言一擅二賦法一、敢て經常の賦税の法を擅に動すことを言はざるなり、

其明年元封元年、卜式貶秩爲二太子太傅一、而桑弘羊爲二治粟都尉一、領二大農一、盡代レ僅筦二天下鹽鐵一、弘羊以二諸官各自市一、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸、或不レ償二其僦費一、乃請レ置二大農部丞數十人一、分レ部主二郡國一、各往往縣置二均輸鹽鐵官一、令二遠方各以下其物貴時商賈所二轉販一者上爲レ賦、而相灌輸、置二平準于京師一、都受二天下委輸一、

彊令民賣買之、而船有算、商者少、物貴、乃因孔僅言船算事、上由是不悦卜式、漢連兵三歲、誅羌、滅南越、番禺以西、至蜀南者、置初郡十七、且以其故俗治、毋賦税、南陽漢中以往郡、各以地比給初郡、吏卒奉食幣物、傳車馬被具、而初郡時時小反殺吏、漢發南方吏卒往誅之、間歲萬餘人、費皆仰給大農、大農以均輸調鹽鐵助賦、故能贍之、然兵所過縣、爲以訾給毋乏而已、不敢言擅賦法矣、

【講義】齊の宰相卜式上書して曰く、臣聞く主憂ふる時は臣辱めらると、今南越反せり、臣願くは父子齊の船に習ふ者と往きて之に死せんと、天子詔を下して曰く、卜式躬耕牧すと雖も以て利を爲さず、餘りあれば輙ち縣官の用を助く、今天下不幸にして急有り、而して式奮つて父子之れに死せんと願ふ、未だ戰はずと雖も義内に形ると謂ふべしと、爵關内侯、金六十斤、田十頃を賜ひ、天下に布告せしも天下應ずる者無く、列侯百を以て數ふるも、皆軍に從ひて羌越を撃たんことを求むる者無し、又列侯黄金を漢廟に獻じ、大祀の日饗應に與ることとなるが、此の時少府の官獻金を視て、粗惡なる黄金を獻じたる者は、其の罪に坐して侯たる位を失ひし者百餘人に及べり、乃ち卜式を拜して御史大夫と爲す、卜式既に位に在り、郡國多く縣官の鹽鐵を作るを便とせず、鐵器粗惡にして價貴く、或は彊ひて民をして之れを賣買せしむ、而して船數限あり商ふもの少く、物貴きを見て乃ち孔僅に因りて船算の事を奏言す、上是れに由りて卜式を悦ばず、漢戰役を連續すること三歲、羌を討し南越を滅す、番禺より以西蜀南に至るまで初めて郡を置くこ

官、屯田の官なり、屯田とは耕作しながら其の土地を戍るをいふ、斥レ塞、斥は廣なり、戍二田之一、卽ち屯田なり、

邊兵不レ足、乃發二武庫工官兵器一以贍レ之、車騎馬乏絶、縣官錢少、買レ馬難レ得、乃著令令下封君以下、至二三百石以上吏一、以レ差出中牝馬上、天下亭亭有レ畜二牸馬一、歲課レ息、

【講義】邊境の兵備足らず、乃ち武庫の工官兵器を出し以て之れを足らす、車騎馬乏絶すれども、縣官錢少く馬を買ひ難し、乃ち法令を頒布し、諸侯以下より三百石以上の吏に至るまで差等を付して牝馬を出さしめ、天下平均に牝馬を畜ひ、歲每に什が一の利息を課す、

【字解】以差出牝馬、差は等差なり、身分に應じて牝馬を出すに等差あるなり、亭亭、平均の貌なり、牸馬、牝馬なり、

齊相卜式上書曰、臣聞主憂臣辱、南越反、臣願父子與二齊習レ船者一往死レ之、天子下レ詔曰、卜式雖二躬耕牧一、不下以爲レ利、有レ餘、輒助二縣官之用一、今天下不幸有レ急、而式奮願二父子死一レ之、雖レ未レ戰、可レ謂二義形一於內一、賜二爵關內侯、金六十斤、田十頃一、布二告天下一、天下莫レ應、列侯以レ百數、皆莫下求レ從レ軍擊中羌越上、至レ酎、少府省レ金、而列侯坐二酎金一失レ侯者百餘人、乃拜レ式爲二御史大夫一、式既在レ位、見下郡國多不レ便二縣官作二鹽鐵一、鐵器苦惡賈貴、或

を救恤するなり、駒は二歳の馬也、充仞、仞は牣と通ず、牣は滿なり、

既得寶鼎、立后土太一祠、公卿議封禪事、而天下郡國、皆豫治道橋、繕故宮、及當馳道縣、縣治官儲、設供具、而望以待幸、

【講義】 上既に寶鼎を得て、元鼎四年に后土の祠を澤中圜丘に立て、五年甘泉に幸して太一神の祠を立つ、公卿封禪の事を議し、而して天下の郡國皆豫め道路橋梁を治め、故宮を繕ひ、及び馳道に當りし縣は每縣官儲を治め、供具を設け、而して望んで以て行幸を待てり、

【字解】 馳道、輦道ともいふ、行幸の道筋なり、

其明年、南越反、西羌侵邊爲桀、於是天子爲山東不贍、赦天下、因南方樓船、卒二十餘萬人、擊南越、數萬人、發三河以西騎、擊西羌、又數萬人、渡河築令居、初置張掖酒泉郡、而上郡、朔方、西河、河西、開田官斥塞、卒六十萬人戍田之、中國繕道饋糧、遠者三千、近者千餘里、皆仰給大農、

【講義】 其の明年、南越反す、西羌又邊境を侵して民人を殺傷す、是に於て天子山東登らず穀足らざるを以て天下に大赦せり、南方に備ふる樓船に因り、戰士二十餘萬人を以て南越を擊ち、三河以西の騎數萬人を發して西羌を擊ち、又數萬人を以て河を渡り、令居に築く、初めて張掖酒泉の二郡を置き、而して上郡、朔方、西河、河西に開田の官を置き城塞を廣め、卒六十萬人を以て之れと戍り、且つ耕作せしめ、中國の道を繕ひ糧を餽り、遠き者は三千里、近き者は千餘里、皆給を大農に仰げり、

【字解】 爲桀、桀は人を殺し人を賊ふをいふ、開田

護せしめ、巴蜀の粟を下して以て之れを救濟す、
【字解】 歳不登、年穀の成るを歳といふ、登は成熟なり、穀物のみのらざるをいふ、火耕水耨、草を燒き水を下し、稻を種ゑ草稻と竝び生じ、高さ七八寸、因て悉く芟り去り、復水を下して之れに灌げば、草枯れ獨稻のみ長ず、謂はゆる火耕水耨なり、流、水の流るるが如く、自由に移轉せしむるをいふ、振、救濟なり、

其明年、天子始巡郡國、東渡河、河東守不意行至、不辨自殺、行西踰隴、隴西守以行往卒、天子從官不得食、隴西守自殺、於是上北出蕭關、從數萬騎、獵新秦中、以勒邊兵而歸、新秦中或千里無亭徼、於是誅北地太守以下、而令民得畜牧邊縣、官假馬母、三歳而歸、及息什一、以除告緡、用充仞新秦中、

【講義】 其の明年天子始めて郡國を巡り、東黄河を渡る、河東の太守行幸の至るを意はず、供具を備ふること能はず、自殺して其の罪を謝す、天子の巡行は是れより西隴を踰ゆ、隴西の守行幸倉卒に出でしを以て、天子從官食を得ず、太守亦自殺して其の罪を謝せり、是に於て上北蕭關を出で、數萬騎を從へ新秦中に獵し、以て邊境の兵を治めて歸る、新秦の中或は千里の間、亭徼の設けなし、是に於て北地の太守以下を誅し、民をして邊縣に畜牧することを得しめ、官より母馬を假し、三歳を一期にして之れを官に歸し、其の利息として什分の一に當る一頭の駒を付すること〻し、以て告緡の令を除き、以て新秦中の民財をして充物せしむ、

【字解】 卒、倉卒なり、勒邊兵、勒は治なり、邊境の兵を治むるをいふ、無亭徼、亭は亭候なり、徼は塞なり、邊境を守る備なきをいふ、息什一、十分の一の利息、卽ち母馬十頭に付き駒一頭を付せしめ、以て邊民

徒、入レ財者得レ補レ郎、郎選衰矣、

【講義】乃ち緡錢を諸官に分與し、而して水衡、少府、大農、大僕に各農官を置き、往々郡縣の此の頃收入せし田地に卽いて之を耕作し、又其沒入する所の奴婢を諸苑に分ちて狗馬禽獸を養はしめ、及び之れを諸官に與ふ、是に於て諸官を新に置くこと益、多く、奴婢を徙すこと多し、而して其の費は黃河を下りて四百萬石を運漕し、官自ら米穀を賣り出すに及びて乃ち足れり、所忠といふ者上言して曰く、世々祿秩ある家の子弟及び富人、或は鷄を鬪し狗馬を走らし、或は弋獵博戲を爲して平民の良俗を亂すと、乃ち諸の令を犯す者を徵し囚ふ、相拘引せらるゝ者數千人、之れを命じて株送徒といふ、株送徒にして財を入るゝ者は郎官に補することを得、是に於て郎選の法衰ふ、

【字解】比沒入田、比は此頃なり、田レ之、田はたづくると、卽ち沒入せし田地を耕作せしむるなり、漕度、度は運漕なり、糶、穀物を賣り出すなり、世家、世々祿秩を有する家をいふ、所忠、姓名なり、弋獵、繳射といひて、繩を矢に繫ぎ、飛鳥を射て之れを射ぐるみにする獵法なり、齊民、齊は等なり、相等しくして貴賤の階級なき民をいふ、平民なり、郎選衰矣、郎官を選ぶの法衰へしをいふ、

是時山東被二河菑一、及歲不レ登數年、人或相食、方一二千里、天子憐レ之、詔曰、江南火耕水耨、令三飢民得二流就食江淮間一、欲レ留之處、遣レ使冠蓋相二屬於道一、護レ之、下二巴蜀粟一以振レ之、

【講義】此の時山東黃河の水害を被り、及び年穀登らざること數年、人或は相食むこと方一二千里に及ぶ、天子之れを憐み、詔して曰く、江南は火耕水耨す、飢民をして水の流るゝが如く自由に轉居して食に江淮水の間に就かしめ、轉居せずして留らんと欲する處は使を遣し、使者絡繹道に相連屬して、之れを保

初大農筦鹽鐵官布多、置水衡、欲以主鹽鐵、及楊可告緡錢、上林財物衆、乃令水衡主上林、上林既充滿、益廣、

【講義】初め大農令鹽鐵の官布を管し、多く水衡の官を置き以て鹽鐵を主らしめしに、楊可緡錢を告發するに及び、上林の財物衆し、乃ち水衡をして上林を主らしむ、上林の府庫既に充滿して益〻廣し、

是時越欲與漢用船戰逐、乃大修昆明池、列觀環之、治樓船高十餘丈、旗幟加其上、甚壯、於是天子感之、乃作栢梁臺、高數十丈、宮室之修、由此日麗、

【講義】是の時越漢と水戰によりて相馳逐せんとす、乃ち大に昆明池を修め、列觀池の周圍を環れり、又樓船を治む、高さ十餘丈、旗幟を其の上にたて壯觀を極む、是に於て天子之れに感じ、乃ち栢梁臺を作る、高さ數十丈、宮室を修むること此れよりして日々に壯麗なり、

【字解】栢梁臺、長安北闕の内に在り、香栢を以て梁を造る、故に此の名あり、

乃分緡錢諸官、而水衡、少府、大農、太僕、各置農官、往往即郡縣比沒入田、田之、其沒入奴婢、分諸苑養狗馬禽獸、及與諸官、諸官益新置多、徒奴婢衆、而下河漕度四百萬石、及官自糴乃足、所忠言世家子弟富人、或鬭雞、走狗馬、弋獵、博戲、亂齊民、乃徵諸犯令、相引數千人、命曰株送

て之れを用ひ便ならず、又之れを廢しぬ、是に於て悉く郡國に錢を鑄ること無からしめ、專ら上林苑中にある均輸・鐘官・辨銅の三官をして錢を鑄しめしに、錢既に多かりしかば、天下に令して三官の鑄し錢にあらざれば通用することを得ざらしめ、諸郡國も前に鑄し所の錢は皆之れを廢銷し、其の銅を三官に輸して改鑄せしめたり、よりて民の錢を鑄ること益〻少し、鑄錢の費を計るに出費と相當ること能はざりき、されど眞似に巧なる工人と大姦とのみは乃ち盜みて之れを鑄造せり、

卜式相齊、而楊可告緡偏天下、中家以上、大抵皆遇告、杜周治之、獄少反者、乃分遣御史、廷尉、正監、分曹往、卽治郡國緡錢、得民財物以億計、奴婢以千萬數、田、大縣數百頃、小縣百餘頃、宅亦如之、於是商賈中家以上、大率破、民偸甘食好衣、不事畜藏之產業、而縣官有鹽鐵緡錢之故、用益饒矣、益廣關、置左右輔、

【講義】卜式齊の宰相となる、而して楊可の獻策せし告緡の令は天下に徧く、中產以上の家は大抵皆告發に遇ひ、杜周といふ者緡錢を匿すの獄を治めしに、之れを處すること輕く違犯者少かりき、乃ち御史廷尉正監を遣し、曹輩を分ちて往かしめ、卽ち郡國の緡錢を治めしめ、民の財物を得ること億を以て計り、沒して奴婢と爲す者千萬を以て數へ、耕田を沒收すること大縣は數百頃、小縣は百餘頃、邸宅も亦之れに準ず、是に於て商賈中產以上の者は、大率破產し、民心偸薄にして永遠の志望なく、甘食好衣畜藏の產業を事とせず、而して縣官は鹽鐵緡錢の故を以て用途益〻多く增員を要するに至れり、是に於て益〻關所の法を廣めて取締を嚴にし、左右の輔を置けり、

【字解】頃、百畝なり、廣關、關は關所の法律なり、

天子既下緡錢令、而尊卜式、百姓終莫分財佐縣官、於是楊可告緡錢縱矣、

【講義】天子既に緡錢の令を下して、卜式を尊びしも、百姓終に財を分ちて縣官を佐くる者なし、是に於て楊可をして緡錢の事を告げ、違犯者の財物を沒收せしむ、楊可放に相告言せしむ、

【字解】楊可告緡錢縱矣、縱は放なり、放に相告言せしめて、違犯者の財物を沒收するなり、

郡國多姦鑄錢、錢多輕、而公卿請令京師鑄鐘官赤側、一當五、賦官用、非赤側不得行、白金稍賤、民不寶用、縣官以令禁之、無益、歲餘、白金終廢不行、是歲也、張湯死而民不思、其後二歲、赤側錢賤、民巧法、用之不便、又廢、於是悉禁郡國無鑄錢、專令上林三官鑄、錢既多、而令天下非三官錢不得行、諸郡國所前鑄錢、皆廢銷之、輸其銅三官、而民之鑄錢益少、計其費不能相當、惟眞工大姦、乃盜爲之、

【講義】郡國の姦人錢を鑄る者多く、錢多くして價輕し、而して公卿請うて京師に於て鐘官をして赤きふちの錢を鑄しめ、赤側錢一は他の五に相當し、賦官の用は赤側にあらざれば行ふことを得ず、是に於て白金錢稍賤しく、民寶用せず、法令を設けて之を禁ぜしも益なく、一歲餘にして白金は終に廢し行はれず、是の歲張湯死す、湯は生存中下民に不利なることのみ多かりしかば、其の死を聞くも之れを思慕する者なかりき、其の後二歲にして赤側錢賤し、民法を巧にし

湯既造白鹿皮幣、問異、異曰、今王侯朝賀以蒼璧、直數千、而其皮薦反四十萬、本末不相稱、天子不說、張湯又與異有郤、及人有告異以它議、事下張湯治異、異與客語、客語初令下有不便者、異不應、微反脣、湯奏、異當九卿、見令不便、不入言而腹誹、論死、自是之後、有腹誹之法以此、而公卿大夫、多諂諛取容矣、

【講義】　而して大農顏異誅せらる、初め顏異濟南の亭長と爲り、廉直を以て其名を知られ、稍遷りて九卿の位に上れり、上張湯と議して既に白鹿皮幣を造り其可否を異に問ひしに、異之れに對へて曰く、今王侯朝賀の折には、獻ずるに蒼色の璧を以てするを例とし、其の價數千に直れり、而して其の皮薦は反て四十萬金に上り、本末相稱はずと、天子悅ばず張湯又異と郤あり、人の異を告ぐることあるに及んで、它議を以てして其の事を張湯に下し、異の罪を取調べしむ、異客と語りし時、客は語れり、初め詔令の下りし時便ならざる者ありと、異之れを聞きて應ぜず、微に脣を反して其の說を非とせしが、張湯が異の罪狀を奏するに當りて、異は九卿の職に在りて、詔令の不便なるを見ながら、入りて之れを天子に言はず、而して腹中に之れを誹議する者なりとて、其の罪に當てゝ之れを死罪に行ふことに論定せり、是れより後腹誹の法あり、此れを以て公卿大夫其の罪を恐れ、多く諂諛して體裁を飾るに至れり、

【字解】　蒼璧、蒼色の璧なり、皮薦、蒼璧を包む所の皮なり、天子不レ說、說は悅に通ず、滿足することなり、有レ郤、仲惡しきをいふ、治レ異、治は罪狀を取調ぶることなり、微反レ脣、蓋し非とするの謂なり、腹誹、表面に贊成の意を表して腹中には之れを誹議するなり、論死、其の罪を論じて死罪にあつるなり、諂諛取レ容、上に諂諛して體裁を繕ふなり、

褚大徐偃等、分曹循行郡國、擧兼幷之徒、守相爲〔吏〕者、而御史大夫張湯、方隆貴用事、減宣杜周等爲中丞、義縱尹齊王溫舒等、用慘急刻深爲九卿、而直指夏蘭之屬始出矣、

【講義】而して帝は又孔僅をして天下に令し鑄て器を作らしめ、元鼎三年中拜して大司農とし、九卿に列す、而して桑弘羊は大農丞となり、諸の會計の事を管し、稍稍均輸を置き以て貨物の有無を通ぜしむ、始めて吏をして穀を入れ、官吏に補することを得しめ、郎官は六百石に至る、白金五銖錢を作りしより後五歳にして、吏民の金錢を盜み鑄し罪に連坐して死罪に當る者數十萬人を赦しゝが、其の發覺せずして相殺す者、勝げて數ふべからず、自訴し出でし者百餘萬人を赦しゝも、然も自訴せざる者を罪することを自訴者の半分にも及ぶ能はず、天下の民大抵深き思慮なく金錢を鑄る者猶甚多く、犯罪者多くして、當局の官吏盡く誅取すること能はず、此に於て博士褚大、徐偃等を遣し、曹輩を分ち郡國を巡行して兼幷の徒及び郡國の守相の私利を爲す者を捕ふ、時に御史大夫たる張湯方に位隆く身貴くして縱に事を用ひ、減宣杜周等は中丞と爲り、義縱尹齊王溫舒等は慘急刻深の政策を用ひて九卿の位置に登り、而して姦事を直指して嚴罰する直吏夏蘭の屬始めて出づるに至れり、

【字解】大農、大司農卿なり、諸の錢穀金帛諸貨幣等を掌る、筦諸會計事、筦は管なり、主なり、つかさどる也、均輸、諸の官に輸すべき者は、皆其の土地豐饒にして物價低ければ、其の所在の時價を平にし、更に他所に移して之れを賣ること、輸する者既に便にして官に於ても亦利あり、自出者、自訴し出でし者をいふ、分曹循行郡國、曹は輩なり、循は巡に同じ、手分して郡國を巡行監視するなり、守相爲吏、吏は利の誤なり、

而大農顏異誅、初異爲濟南亭長、以廉直稍遷至九卿、上與張

初め式は郎官たるを願はず、上の曰く、吾れ羊を畜うて上林苑の中に在り、子をして之れを牧せしめんと、式乃ち拜せられて郎官となり、布衣を著、草鞋を穿ち、羊を牧すること歲餘にして肥滿繁息せり、上上林苑を過ぎり其の羊を見て飼養其の宜しきを得たるを稱美せしに、式之れに對へて曰く、是れ獨羊のみならず、民を治むるの道も亦猶是の如きなり、時を以て考査し、惡き者は輙ち斥け去りて群を敗らしむること勿れと、上式を以て奇とし拜して緱氏の令とせしに、緱氏之れを便とせしかば、遷して成皐の令とし、運漕の事を領せしめらる、其の課最上たり、是に於て上以爲らく、式は質朴忠實なりと、拜して齊王の太傅と爲す、

【字解】郎中左庶長、左庶長は第十爵の位に當る、田畜、耕作牧畜なり、予、與也、無二分爭一、分は紛と通ず、紛々利を爭ふもの無きをいふ、苟如レ此子何欲而然、輸財の事苟に子の言の如くならば、必ず他に希望する所あらんとの意なり、倉府空、倉は粟を積む所、府は錢を聚むる所なり、籍、名簿なり、賜二式外繇四百人一、外繇は邊境を戍る卒なり、風二百姓一、風は諷と通ず、式の善行を表して百姓に諷諭せしなり、布衣屩、綿服を著草鞋を穿つをいふ、將漕最、將は領なり、運漕の事を領せしめしに、其の課最上なりしとなり、

而孔僅之使天下鑄作器、三年中拜爲大農、列於九卿、而桑弘羊爲大農丞、筦諸會計事、稍稍置均輸以通貨物矣、始令吏得入穀補官、郎至六百石、自造白金五銖錢、後五歲、赦吏民之坐盜鑄金錢死者、數十萬人、其不發覺相殺者、不可勝計、赦自出者百餘萬人、然不能半自出、天下大抵無慮皆鑄金錢矣、犯者衆、吏不能盡誅取、於是遣博士

を弟に分ち、獨畜羊百餘頭を取り、田宅財物は盡く弟に與へ、式自身は山に入りて牧すること十餘歲にして羊繁殖千餘頭を致し、田宅を購ふ、而して其の弟盡く其の業を破りしを以て、式輙ち復弟に分與する者數度に及べり、是の時漢方に數々軍將をして匈奴を擊たしむ、是に於て卜式上書して曰く、願はくは家產の半を割きて縣官に輸し、邊境の費用を助けんと、天子使を遣して式に問はしめて曰く、官吏たらんと欲するかと、式が曰く、臣少くして牧羊を事とし、敢て仕宦することを願はざるなりと、使者更に問うて曰く、家豈寃ありて其の事を言上せんと欲するかと、式が曰く、臣此の世に生れしより以來人と紛爭せしことなし、式が邑人貧なる者は之れに財物を貸し、不善なる者は之を敎導し從順ならしめ、居る所の人は皆式に從へり、式何が故に人に寃罪を著せらるゝが如きことあらんやと、使者曰く、輸財の事苟に子の言の如くならば、必ず他に希望する所あらんと、式が曰く、今や天子匈奴を誅す、愚以爲らく、賢者は節義の爲め宜しく邊境に死すべく、財ある者は宜しく之ねを輸送すべし、此の如くにして匈奴滅すべきなりと、使者卜式の言を具し入りて以て聞せしかば、天子之れを以て丞相公孫弘に語りしに、弘が曰く、此れ人情にあらず、法度を脫するの臣なり、以て敎化することを爲すべからざるものにして且つ法度を亂るの民なり、願くは陛下之れを許すこと勿れと、此に於て上久しく式に報ぜず、數歲にして乃ち式を罷む、式歸りて復耕田牧羊を事とせしに、歲餘にして數々軍を出し、渾邪王等出でて降るに會し、縣官費用多く倉府空乏を告ぐるに至れり、其の明年貧民大に徙り、皆給與を縣官に仰ぎしかば、縣官盡く其の窮乏を足らすに由なし、是に於て卜式錢二十萬を持して河南の守に與へ、以て徙民に給與せり、時に河南の富人貧人を助けし者の名簿を上りしかば、天子之れを見て卜式が名を識りて曰く、是れ固に前に其の家產の半を輸して邊境の戰役の費用を助けんと欲せし者なりとて、其の志を賞して卜式に外繇四百人を賜ひしに、式復盡く復して縣官に與へぬ、是の時に當り富豪の徒皆爭うて財物を匿せしに、唯卜式のみ尤も財を輸し軍費を助けんと欲す、天子是に於て式が終に長者なるを以ての故に、之れを登用し尊顯にして以て百姓を諷諭せり、

弘曰、此非人情、不軌之臣、不可以爲化而亂法、願陛下勿許、於是上久不報式、數歲、乃罷式、式歸、復田牧、歲餘、會軍數出、渾邪王等降、縣官費衆、倉府空、其明年、貧民大徙、皆仰給縣官、無以盡贍、卜式持錢二十萬、予河南守、以給徙民、河南上富人助貧人者籍、天子見卜式名、識之曰、是固前而欲輸其家半助邊、乃賜式外繇四百人、式又盡復予縣官、是時富豪皆爭匿財、唯式尤欲輸之助費、天子於是以式終長者、故尊顯以風百姓、初式不願爲郎、上曰、吾有羊上林中、欲令子牧之、式乃拜爲郎、布衣屩而牧羊、歲餘羊肥息、上過見其羊、善之、式曰、非獨羊也、治民亦猶是也、以時起居、惡者輒斥去、毋令敗群、上以式爲奇、拜爲緱氏令、試之、緱氏便之、遷爲成皐令、將漕最、上以爲式朴忠、拜爲齊王太傅、

【講義】天子乃ち卜式が言を思ひ、式を召し拜して中郎の官左庶長の爵と爲し、田十頃を給ひ、天下に布告して明かに之れを知らしむ、初め卜式は河南の人なり、耕田牧畜を以て事と爲し、親死せし時少弟あり、弟壯なるに及んで是に於て式は家を出でて資產

税を課するをいふ、一算は錢一百二十なり、諸作有租及鑄、諸の作業を爲し之を賣りて固より租を出す者、及び鑄錢者也、非吏比者三老北邊騎士、比は例なり、身吏たるの例にあらず、北三老たるにあらず、邊の騎士たるにあらずして軺車を有する者なり、戍邊一歲、戍は守なり、邊境の守卒たること一歲ならしむるをいふ、畀之、畀は與なり、

天子乃思卜式之言、召拜式爲中郎、爵左庶長、賜田十頃、布告天下、使明知之、初卜式者、河南人也、以田畜爲事、親死、式有少弟、弟壯、式脫身出分、獨取畜羊百餘、田宅財物盡予弟、式入山牧十餘歲、羊致千餘頭、買田宅、而其弟盡破其業、式輒復分予弟者數矣、是時漢方數使將擊匈奴、卜式上書、願輸家之半縣官、助邊、天子使使問式、欲官乎、式曰、臣少牧、不習仕宦、不願也、使問曰、家豈有寃、欲言事乎、式曰、臣生與人無分爭、式邑人、貧者貸之、不善者敎順之、所居人皆從式、式何故見寃於人、無所欲言也、使者曰、苟如此、子何欲而然、式曰、天子誅匈奴、愚以爲賢者宜死節於邊、有財者宜輸委、如此而匈奴可滅也、使者具其言、入以聞、天子以語丞相弘、

籍名田、以便農、敢犯令沒入田僮、

【講義】 商賈は貨幣の變革に乘じ、多く貨を積み利を逐ふ、是に於て公卿奏言す、郡國頗る菑害を被り、貧民の產業無き者は募りて之れを廣く豐饒なる地に徙し、陛下は膳部の料理を減じて冗費を省き、禁中の錢を出して以て人民を賑し、滯納の賦稅をゆるさる、而も民皆南畝に出でて耕作せず、商賈滋〻衆く、貧者畜積ある無く、皆給を縣官に仰ぐ、往時小車賈人の緡錢を算するに皆差あり、請ふ算すること故の如くせん、諸の賈人末作の者、貰貸して居邑に買ひて諸物を停留し、及び商賈の利を取る者は、市籍無しと雖も各自其財物の多少を度り、文簿を作りて之れを官に送り、若し盡さゞることあれば、皆官に沒入し、率ね緡錢二千にして一算の稅を課し、諸の作業を爲し、之れを賣りて固より租を出す者及び鑄者は率ね緡錢四千にして一算の稅を課し、身吏たるの例にあらず、三老たるにあらず、北邊の騎士たるにあらずして、小車を有する者は課するに一算を以てし、商賈の小車を有する者には二算を出さしめて其賦を重くし、五丈以上の船には一算を課し、隱匿して自占せず、自占するも悉さゞる者は、邊境に戍卒たること一歲にして緡錢を官に沒入し、隱匿の事情を能く告ぐる者あれば、其沒入の半を以て之に與へん、賈人の市籍ある者、及び其家屬には皆田地を所有することを得ざらしめ、以て農夫に便せん、犯す者は其田地僮僕を沒收せんと、

【字解】 廣饒之地、廣くして豐饒なる土地なり、損膳省用、御膳の料理を減じて、無用の費を省くなり、禁錢、お手許金なり、元元、人民をいふ、不齊出於南畝、齊は皆なり、農人尙少くして皆南畝に出でて耕作を務めざるなり、異時、往時なり、軺車、小車なり、緡錢、緡は絲なり、絲をより合せ貫きたる錢を緡錢といふ、末作、商工業者をいふ、古は農業を以て本とせし故なり、貰貸、貰は代價を借りて物を購ふをいふ、稽諸物、稽は停留なり、諸物を停留し置き、高價を待ちて之れを賣り利を占むるなり、各以其物自占、占は隱度なりとありて、はかることなり、言ふは各自財物の多少をはかり、文簿を作りて之れを官に送るをいふ、緡錢二千而一算、儲ふ所の緡錢二千に付き一算の

する器物を沒入し、郡にして鐵を出さゞる者は、小鐵官を置き、便ち在所の縣に屬し、孔僅、東郭咸陽をして傳に乘じ巡視監督して、天下煮鹽鑄鐵の事は皆是に由りて行はしめ、之れが官府を作らしめ、故の鹽鐵家の富める者を除任して官吏と爲せり、是より吏道益〻雜にして選ばず、而して官吏に賈人多きに至れり、

【字解】牢盆、牢は雇人の賃金なり、盆は製造の器具なり、釱左趾、釱は足鉗なり、鐵にて作り足に纒うて刖罪に代ふるものなり、乘傳、傳は驛遞傳馬なり、驛驛に用意しある馬に乘じて次々と巡視するなり、擧行天下鹽鐵、擧は皆なり、鹽鐵の規則を皆天下に行はしむるをいふ、

商賈以幣之變、多積貨逐利、於是公卿言、郡國頗被菑害、貧民無產業者、募徙廣饒之地、陛下損膳省用、出禁錢以賑元元、寬貸賦、而民不齊出於南畝、商賈滋衆、貧者畜積無有、皆仰縣官、異時算軺車、賈人緡錢、皆有差、請算如故、諸賈人末作、貰貸賣買居邑、稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而一算、諸作有租及鑄、率緡錢四千一算、非吏比者三老北邊騎士、軺車以一算、商賈人軺車二算、船五丈以上一算、匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡錢、有能告者、以其半畀之、賈人有市籍者、及其家屬、皆無得

請諸郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取鎔焉、

【講義】有司上言して曰く、三銖錢は輕くして姦詐を爲し易し、乃ち更に諸郡國に五銖錢を鑄るを請ひ、其の裏面にも輪郭を施し、銅屑を磨取すること能はざらしめむと、

【字解】周郭其下、錢の裏面にも輪郭を施すをいふ、令不可磨取鎔、姦詐の徒をして錢の裏面を磨き其の銅屑を取ることを得ざらしむるなり、

大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言、山海天地之藏也、皆宜屬少府、陛下不私、以屬大農佐賦、願募民自給費、因官器作煮鹽、官與牢盆、浮食奇民、欲擅管山海之貨、以致富羨、役利細民、其沮事之議、不可勝聽、敢私鑄鐵器煮鹽者、鈦左趾、沒入其器物、郡不出鐵者、置小鐵官、便屬在所縣、使孔僅東郭咸陽乘傳、擧行天下鹽鐵、作官府、除故鹽鐵家富者爲吏、吏道益雜不選、而多賈人矣、

【講義】大司農、鹽鐵丞孔僅咸陽の言を奏上して曰く、山海は天地の藏なり、皆宜しく少府に屬すべし、陛下私せずして以て大農に屬し賦を佐けしめらる、願くは民に募りて自ら費用を供し、官器に因りて煮鹽を作り、官より工人の賃金及び器具を與へて官營と爲すべしと、是の時に當り浮食の奇民擅に山海の貨を管し、以て富羨を致し、細民を役利せんと欲し、官營の事を沮むの議は勝げて聽許すべからず、敢て私に鐵器を鑄、鹽を煮る者は、左趾に鉗して製造に關

をいふ、天用莫如龍、天を行くは龍に如く莫きをいふ、地用莫如馬、地を行くは馬に如く莫きをいふ、人用莫如龜、諸侯龜を以て寶とするよりいふ、圜、圓なり、橢之、橢圓形にする也、東郭咸陽孔僅、東郭は姓咸陽は名、孔は姓僅は名なり、大農丞、大司農に屬し秩千石、大煮鹽、大製鹽家なり、大冶、大鑄錢家なり、致生累千金、生は生產卽ち財產なり、心計、暗算なり、秋毫、獸毛は秋に至れば益細きを以て、物の微細なるをいふ、

法既益嚴、吏多廢免、兵革數動、民多買復、及五大夫、徵發之士益鮮、於是除千夫五大夫爲吏、不欲者出馬、故吏皆通適、令伐棘上林、作昆明池、

【講義】　法は益嚴にして官吏多く廢免せられ、戰亂數動きて民多く財を官に入れて兵役を免れ、五大夫の官を得るに及ぶ、よりて徵發の士益鮮少なり、是に於て千夫五大夫を除任して官吏と爲し、出づるを欲せざる者は馬を出さしめ、故吏に皆責罰を加へて上林苑の棘を伐り昆明池を作らしむ、

【字解】　故吏皆通適、適は謫なり、故吏を責伐するをいふ、

其明年、大將軍驃騎大出擊胡、得首虜八九萬級、賞賜五十萬金、漢軍馬死者十餘萬匹、轉漕車甲之費不與焉、是時財匱、戰士頗不得祿矣、

【講義】　其の明年大將軍驃騎大軍を出して匈奴を擊ち、首虜八九萬級を得、戰功者に賞賜すること五十萬金、漢の軍馬死する者十餘萬匹、轉漕や車や甲冑の費用は之れに與らず、是の時財匱しく、戰士祿を得ざる者甚多し、

有司言三銖錢輕、易姦詐、乃更

【講義】是に於て天子公卿と議し、錢を改め幣を造り、以て用を足らし、浮淫兼幷の徒を摧けり、是の時禁苑に白鹿ありて少府銀錫多し、孝文帝四銖錢を更め造りしより、是の歲に至るまで四十餘年、建元より以來費用少し、縣官往々銅多き山に卽きて錢を鑄、人民も亦間かに盜みて錢を鑄ること勝げて數ふべからず、錢益〻多くして錢價賤しく、餘物を作らざるを以て物益〻少くして價貴し、有司上言して曰く、古は諸侯皮幣を以て聘享す、金に三等あり、黃金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す、今半兩錢、法の重さ四銖、而も姦人或は錢の裏を摩り其の鎔屑を取りて錢を製し、錢益〻薄く輕し、而して物價貴き時は則ち遠方には幣を用ひ、其の費用煩雜にして省略することを得ず、乃ち白鹿の皮一尺四方のものを以てし刺繡の緣をつけ、皮幣を爲り、四十萬に直る、王侯宗室の朝覲聘享には必ず皮幣にそへて璧を薦め、然る後行くを得ん、又銀錫を雜鑄して白金と爲す、以爲へらく天の用は龍に若くは莫く、地の用は馬に若くは莫く、人の用は龜に若くは莫し、故に白金を三品に別つ、其の一に曰く重さ八兩、之れを圓くし龍の模樣を施し名づけて白選と曰ひ、價三千に直る、二に曰く、重さ差小し、之れを四角にし馬の模樣を施し、價五百に直る、三に曰く、是れより復小、之を橢圓にし、龜の模樣を施し、價三百に直る、縣官に令して半兩錢を銷し、更に三銖錢を鑄らしむ、重さ其の文の如し、諸の金錢を盜み鑄るものは皆死罪に行ふ、而も吏民の犯す者勝げて數ふべからず、是に於て東郭咸陽及び孔僅の二人を以て、大農丞と爲し、煮鹽鑄鐵の事を領せしむ、而して桑弘羊は計算を以て事を用ひ侍中となれり、咸陽は齊の大煮鹽商、孔僅は南陽の大鑄錢商にして、皆數千金の產を累ぬるを致せり、故に鄭當時之れを進言して、弘羊は雒陽の賈人の子、心計を以て年十三にして侍中たり、故に三人利事をいふこと秋毫の微を析つと、

【字解】浮淫兼幷、浮華淫逸にして土地を兼幷するもの、聘享、聘は諸侯大夫をして諸侯を問はしめ、以て好を結ぶ也、享は饗宴なり、緣以藻繢、繢は繡なり、刺繡にて藻の形を出し緣を取るをいふ、朝覲、諸侯の天子に見ゆるをいふ、春見を朝といひ、秋見を覲といふ、造銀錫爲白金、銀と錫と雜へて白金と爲す

盜鑄錢、不可勝數、錢益多而輕、物益少而貴、有司言曰、古者皮幣、諸侯以聘享、金有三等、黃金爲上、白金爲中、赤金爲下、今半兩錢、法重四銖、而姦或盜摩錢裏取鎔、錢益輕薄而物貴、則遠方用幣、煩費不省、乃以白鹿皮方尺、緣以藻繢、爲皮幣、直四十萬、王侯宗室、朝覲聘享、必以皮幣薦璧、然後得行、又造銀錫爲白金、以爲天用莫如龍、地用莫如馬、人用莫如龜、故白金三品、其一曰、重八兩、圜之、其文龍、名曰白選、直三千、二曰重差小、方之、其文馬、直五百、三曰復小、橢之、其文龜、直三百、令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢、文如其重、盜鑄諸金錢、罪皆死、而吏民之盜鑄白金者、不可勝數、於是以東郭咸陽・孔僅、爲大農丞、領鹽鐵事、桑弘羊、以計算用事、侍中、咸陽齊之大煮鹽、孔僅南陽大冶、皆致生累千金、故鄭當時進言之、弘羊雒陽賈人子、以心計、年十三侍中、故三人言利事、析秋毫矣、

又豪富の人に募り相貸假せしも尙相救ふこと能はず、乃ち貧民を關以西に徙し、及び朔方以南新秦中に住ますこと七十餘萬口、衣食の給與を皆縣官に仰ぐこと數歲、產業を假し予へて使者部を分ちて之れを護りて車馬絡繹冠蓋相望み、其の費用億を以て計へ勝げて數ふべからざるに至れり、

【字解】水菑、菑は害なり、倉廥、廥は芻藁を置く所なれども、此にては倉庫と見て可なり、賑貧民、貧民に給與してにぎはすなり、充、一ぱいに住ますこと、冠蓋相望、後車よりは前車の冠蓋を望み、前車よりは後車の冠蓋を望むといふ意にて、車馬の絡繹たるをいふ、蓋は車のおほひなり、

於是縣官大空、而富商大賈、或蹛財役貧、轉轂百數、廢居居邑、封君皆低首仰給、冶鑄煮鹽、財或累萬金、而不佐國家之急、黎民重困、

【講義】是に於て縣官は大に空乏を告げ、富商大賈は或は財を貯へ貧民を使役し、百數の車を以て廉價の物を邑中に置き、騰貴を待ちて之れを他邑に鬻ぎ、以て利を射るに至り、封君皆頭を低れて給を商賈に仰げり、商賈は又錢を鑄鹽を煮て其の財或は萬金を累ぬ、而も國家の急を佐けず、庶民重ねて困窮せり、

【字解】蹛財、蹛は貯なり、轉轂、車を運轉するをいふ、轂は車輪の正中にて輻を湊め軸を貫く所なり、廢居、安くかひて高くうること、冶鑄、冶は金を銷して鑄るなり、煮鹽、鹽を煮て製するなり、

於是天子與公卿議、更錢造幣、以贍用、而摧浮淫幷兼之徒、是時禁苑有白鹿、而少府多銀錫、自孝文更造四銖錢、至是歲四十餘年、從建元以來、用少、縣官往往卽多銅山而鑄錢、民亦間

名、回遠、迂回して路遠きをいふ、弄、期に同じ、一年をいふ、

天子爲伐胡、盛養馬、馬之來食長安者、數萬匹、卒牽掌者、關中不足、乃調旁近郡、

【講義】天子匈奴を伐つがために、盛に馬を養ひ、馬の長安に來りて食する者數萬匹、之れを牽き廻し掌る者關中にて不足を告げ、乃ち傍近の郡より徵發するに至れり、

而胡降者、皆衣食縣官、縣官不給、天子乃損膳、解乘輿駟、出御府禁藏、以贍之、

【講義】而して匈奴の降る者は皆縣官に衣食し、縣官も衣食の費用を給すること能はず、是に於て天子供御の料理を減じ、乘輿に用ふる駟馬を解き、御府に祕藏する錢穀を出して以てその不足を助くるに至れり、

【字解】不給、不足を告ぐることなり、損膳、天子供御の膳の料理の數を減ずるなり、禁藏、大切に藏する錢穀なり、贍之、贍は不足を助くるなり、

其明年、山東被水菑、民多飢乏、於是天子遣使者、虛郡國倉廥、以賑貧民、猶不足、又募豪富人相貸假、尚不能相救、乃徙貧民於關以西、及充朔方以南新秦中、七十餘萬口、衣食皆仰給縣官、數歲、假予產業、使者分部護之、冠蓋相望、其費以億計、不可勝數、

【講義】其の明年山東は洪水の災害を被り、庶民多く飢ゑ乏しかりき、是に於て天子使者を遣し、郡國の倉廥を虛しくして以て貧民を賑恤せしも猶足らず、

服なり、木綿服を著て、食物も料理の數を重ねずして節儉を示せしなり、鶩、馳なり、

其明年、驃騎仍再出擊胡、獲首四萬、其秋、渾邪王率數萬之衆來降、於是漢發車二萬乘迎之、既至受賞賜、及有功之士、是歲費凡百餘巨萬、

【講義】其の明年驃騎將軍因つて再び出でて匈奴を擊ち、首級四萬を獲たり、其の秋渾邪王數萬の衆を率ゐて來り降る、是に於て漢車二萬乘を發して之を迎へ、既に至れば賞賜を受け、有功の士にも及べり、是の歲の費用は凡て百餘巨萬に達せり、

初先是往十餘歲、河決觀、梁楚之地、固已數困、緣河之郡、隄塞河輒決壞、費不可勝計、其後番係欲省砥柱之漕、穿汾河渠、以爲溉田、作者數萬人、鄭當時爲渭漕渠回遠、鑿直渠、自長安至華陰、作者數萬人、朔方亦穿渠、作者數萬人、各歷二三朞、工未就、費亦各巨萬十數、

【講義】初め是れより先十餘歲、黃河を觀縣に開鑿す、梁楚の地固已に數〻困み、河に緣る所の郡、堤塞がり河輒ち決壞して修繕の費勝げて計るべからず、其の後番係といふ者砥柱山をめぐりて運漕するの勞を省かんとし、汾河の渠を穿ち以て灌漑の用と爲す、勞作に從事する者數萬人、鄭當時渭水の漕渠迂回して水路遠きが爲めに、直渠を鑿ち長安より華陰に至る、勞作する者數萬人、朔方に於て亦渠を鑿ち勞作する者數萬人、各〻二三年を歷て功未だ就らず、其の經費亦各〻巨萬を要せり、

【字解】決、觀、觀は縣名、決は掘り割なり、砥柱、山の

取漢相、張湯用峻文決理、爲廷尉、於是見知之法生、而廢格沮誹窮治之獄用矣、其明年、淮南衡山江都王、謀反迹見、公卿尋端治之、竟其黨與、而坐死者數萬人、長吏益慘急、而法令明察、當是之時、招尊方正賢良文學之士、或至公卿大夫、公孫弘以漢相、布被、食不重味、爲天下先、然無益於俗、稍騖於功利矣、

【講義】公孫弘公羊春秋の義を以て臣下を正し罰せしより、其の功により宰相となり、張湯は峻嚴なる法律を以て訴訟を裁決し、廷尉と爲る、是に於て官吏たる者犯罪者を見て處分せざる時は、故意に其罪を見遁したるものとして罪し之が取締の法を生ぜり、而して天子の命令を廢格沮誹して用ひざるの罪を窮治するの獄用ひらる、其の明年、淮南、衡山、江都王謀反の形迹見はる、而して公卿端緒を尋ねて其の獄を治め、其の黨與を窮極して死罪に當る者數萬人、長吏益、之れを追窮すること慘急に、法令明察なり、是の時に當り方正賢良文學の士を招きて尊重し、或は公卿大夫となるに至れり、公孫弘は漢の宰相を以て木綿の衣服を著、食物も澤山の料理を重ねず、天下に率先して節儉の模範を示せしも、風俗を改善するの益なく、稍功利に馳するに至れり、

【字解】公孫弘以二春秋之義一繩二臣下一、公孫弘は、公羊氏春秋の學を奉ぜしを以て、其の義を以て臣下を正せしをいふ、繩は正なり、張湯用二峻文一決レ理、張湯峻嚴なる法律を用ひて、裁判を決せしをいふ、見知之法、官吏が犯罪者を見て、之れを檢擧せざる時は、故意に罪人を見遁す者として之れを罰するの法なり、廢格沮誹窮治之獄、格は廢なり、沮は壞なり、天子の命令を廢壞誹謗して行はしめざるなり、之れを窮治するの獄用ひられしとなり、尋レ端治レ之、端緒を尋ねて其の罪を治むるをいふ、布被食不レ重レ味、布は木綿

を受くること黄金二十萬斤に達し、數萬人を虜にしたる者は皆厚賞に浹る丶者無く、夜食は別に給を縣官に仰げり、而して漢車の士馬死する者十餘萬なりき、以上は賞賜の費のみにて兵甲の武器に用ひし財と糧食其他轉漕の費用は與らず、是に於て大司農の庫中に久しく藏しおきし錢財經に消耗し、賦稅既に竭くるも戰士に秩祿を與へて之れを養ふに足らず、有司此の旨を言上せしに、武帝の曰く、朕聞く五帝の敎は相復せずして治り、禹湯の法は道同じうせずして王たり、由る所は路を殊にし、而して德を建つるは一なり、北邊の匈奴未だ安からず、朕甚だ之れを心痛せり、曩に大將軍匈奴を攻めて首虜を斬ること一萬九千級、富豪は穀類を貯蓄し、貧者は食ふ物なし、議して民をして錢穀を出し爵を買ひ、及び禁錮する所の罪人を贖ひ、其の罪を免減することを得しめよと、賞官を置き之を掌らしむ、其の與ふる位を名づけて武功爵と曰ふ、之を十一級と爲し、級毎に十七萬、凡て三十餘萬金に直る、諸、武侯爵を買ふ者官首の者は、試に官吏に補して先づ除用し、千夫は五大夫に比す、其の罪ある者は又二等を減じ、爵樂卿に至ることを得しめ、以て軍功を顯はす、軍功多ければ用ひて等を超え、大なる者は侯卿大夫に封じ、小なる者は郎吏と爲す、官吏多く其の職務混雜して多端なる時は則ち官職曠廢するものなるが、其の弊果して起れり、

【字解】六將軍、游擊將軍蘇建、彊弩將軍李沮、衞騎將軍孫賀、輕將軍李蔡、將軍李息、張次公なり、陳藏錢經耗、陳は久なり、久しく藏し置きし錢も經に用ひて消耗したる也、不二相復一、其の敎重複することを無きをいふ、曩者、曩にと同じ、留蹛無レ所レ食、蹛は滯に同じ貯なり、富人穀類を貯蓄して貧民食を得ざるなり、武功爵、一級を造士と曰ひ、二級を閑輿衞と曰ひ、三級を良士と曰ひ、四級を元戎士と曰ひ、五級を官首と曰ひ、六級を秉鐸といひ、七級を千夫と曰ひ、八級を樂卿と曰ひ、九級を執戎といひ、十級を左庶長と曰ひ、十一級を軍衞と曰ひ、以て武功の士を寵す、官首、武功五級の爵なり、千夫如二五大夫一、千夫は十一級中第七の爵にして、五大夫は舊二十等の爵の第七なるを以て互に相比したるなり、

自下公孫弘以二春秋之義一繩中臣下上

軍、軍十餘萬、撃右賢王、獲首虜萬五千級、明年、大將軍將六將軍、仍再出撃胡、得首虜萬九千級、捕斬首虜之士、受賜黃金二十餘萬斤、虜數萬人、皆得厚賞、衣食仰給縣官、而漢軍之士馬死者十餘萬、兵甲之財、轉漕之費、不與焉、於是大農陳藏錢經耗、賦稅既竭、猶不足以奉戰士、有司言、天子曰、朕聞五帝之教、不相復而治、禹湯之法、不同道而王、所由殊路、而建德一也、北邊未安、朕甚悼之、日者大將軍攻匈奴、斬首虜萬九千級、留蹛無所食、議令民得買爵、及贖禁錮、免減罪、請置賞官、命曰武功爵、級十七萬、凡直三十餘萬金、諸買武功爵、官首者試補吏、先除、千夫如五大夫、其有罪、又減二等、爵得至樂卿、以顯軍功、軍功多用越等、大者封侯卿大夫、小者郎吏、吏道雜而多端、則官職耗廢、

【講義】其の後四年を經て、匈奴右賢王朔方を侵し擾しゝかば、車騎將軍衞青を大將とし、六將軍の軍十餘萬を將ゐて右賢王を撃たしめ、首虜一萬五千級を獲、明年衞青は更に六將軍に將とし出でて匈奴を撃ち、首虜一萬九千級を得、首虜を捕斬するの士は賞賜

不足以更之、乃募豪民田南夷、入粟縣官、而內受錢於都內、東至滄海之郡、人徒之費、擬於南夷、又興十萬餘人、築衞朔方、轉漕甚遼遠、自山東咸被其勞、費數十百巨萬、府庫益虛、乃募民能入奴婢、得以終身復、爲郎增秩、及入羊爲郎、始於此、

【講義】其後漢の大將は歲毎に數萬騎を以て出でて匈奴を擊ち、武帝元朔二年、車騎將軍衞青が匈奴を擊ちて、遂に河南の地を取るに及んで、城塞を朔方に築けり、是の時に當り漢西南夷の道を開通せんとし、工作に從事する者數萬人、千里負擔して糧食を送るに當り、率ね十餘鍾にして、負擔の費用を除けば殘す所僅に一石を送致するのみ、更に貨幣を邛僰の地に散じて糧食を集め、工事を督勵せしも、數歲にして道路開通せず、蠻夷是に因りて數〻工事に當る吏員を攻擊せしかば、兵を發して之を誅す、かくて巴蜀より出す所の租賦を悉く出すも其の費用を續ぐに足らず、乃ち富豪の民を募りて南夷の地を拓きて耕作せしめ、穀物を縣官に入れて其代錢を內府より受けしむ、又東滄海郡に達する道を開かんとし、工夫其の他の費用は南夷の時に準ぜり、又十餘萬の人夫を興し城塞を朔方に築きて衞り、糧食等を轉漕するの路甚だ遼遠にして、山東より以內は悉く其の勞を被り、數十百巨萬を費し、府庫益〻虛しくなれり、乃ち民に募りて能く奴婢を入るゝ者は終身租賦を免除することを得、已に郎官と爲りし者は秩祿を增し、羊を入るる者は郎官と爲す、羊を入れて郎官と爲るの例は此に始れり、

【字解】餽糧、餽は餉なり、食物を運ぶこと、率十餘鍾、鍾は六石四斗なり、不足以更之、更は續なり、或はいふ償なりと、數十百巨萬、數十萬より百萬々に至る數をいふ、

其後四年、而漢遣大將、將六將

及王恢設謀馬邑、匈奴絶和親、侵擾北邊、兵連而不解、天下苦其勞、而干戈日滋、行者齎、居者送、中外騷擾而相奉、百姓抏弊以巧法、財賂衰耗而不贍、入物者補官、出貨者除罪、選擧陵遲、廉恥相冒、武力進用、法嚴令具、興利之臣、自此始也、

【講義】 王恢が謀を馬邑に設けて匈奴を陷れんとせしより、匈奴と和親を絶ち、匈奴は漢の北邊を侵し擾り兵連りて解けず、天下其勞を苦みて干戈日に滋し、旅行する者は衣食を齎し、居住する者は糧食を送り、中外騷擾して互に其の弊をうけ、百姓疲弊し巧詐を以て法律を避け、財賂衰耗して足らず、財物を官に入るゝ者は罪を除かれ、選擧の法衰頽して廉恥の心昧く、武力進み用ひられて法令嚴密に具はり、利を興すの臣は此れより始まり、桑弘羊、孔僅の酷吏の屬出づるに至れり、

【字解】 王恢設謀馬邑、武帝元光二年、大行王恢、御史大夫韓安國の説を排し、伏兵を馬邑の旁谷中に置き、匈奴を誘殺せんとして謀洩れ果さず、是れより漢匈奴と和親を絶ち北邊事多きに至れり、奉、受なり、抏弊、抏は耗なり、消耗多くして民疲弊するをいふ、贍、足なり、陵遲、丘陵などの形勢次第にゆるやかなるが如く漸次衰退するをいふなり、

其後漢將歲以數萬騎出擊胡、及車騎將軍衞青、取匈奴河南地、築朔方、當是時、漢通西南夷道、作者數萬人、千里負擔饋糧、率十餘鍾致一石、散幣於邛僰以集之、數歲道不通、蠻夷因以數攻、吏發兵誅之、悉巴蜀租賦、

武斷於鄉曲、鄉曲は村里なり、村里に在る富豪の徒、威力を恃み其の職に在らずして曲直を裁判するなり、宗室有土、國家の宗室にして封邑土地を受くる者をいふ、

自是之後、嚴助朱買臣等、招來東甌、事兩越、江淮之間、蕭然煩費矣、

【講義】是れより後嚴助、朱買臣等東甌を招き來たして之を援助し南越閩越の間に兵爭を事とし、江淮の間蕭然として煩費する所多し、

【字解】嚴助、武帝の朝郡に賢良に擧げられ、中大夫會稽太守等と爲る、後淮南王の反に坐し棄市せらる、朱買臣、嚴助の薦めにより中大夫と爲り、會稽太守丞相長史等に進みしが罪を獲て誅せらる、招來東甌、招來は援助して德に懷かしむることなり、武帝の建元三年閩越兵を擧げて東甌を圍む、嚴助太尉田蚡の說を排し、海に浮びて東甌を救ひしをいふ、事兩越、兩越は閩越南越の兩國なり、當時閩越南越を擊つ武帝兩將を遣し閩越を誅す、江淮之間、江水淮水の間なり、蕭然、猶騷然の如し勞動の貌なり、煩費、煩雜を極め費用多きをいふ、

唐蒙司馬相如、開路西南夷、鑿山通道千餘里、以廣巴蜀、巴蜀之民罷焉、

【講義】唐蒙司馬相如路を西南に開き、山を鑿ち道を通ずること千餘里、以て巴蜀の地を廣む、是の工役に由りて巴蜀の民疲る、

【字解】罷は疲なり、

彭吳〔賈〕滅朝鮮、置滄海之郡、則燕齊之閒、靡然發動、

【講義】彭吳、朝鮮を滅し、滄海の郡を置く、則ち近境なる燕齊の間はその影響をうけて靡然として人心動搖せり、

【字解】彭吳賈、人の姓名にて賈は衍文なり、

る、をいふ、衆庶街巷、庶民の住める街巷也、直を街といひ、曲を巷といふ、阡陌、路の南北を阡といひ、東西を陌といふ、字牝、牝馬なり、字は孳と通じ、孳乳して兒を養ふが故なり、

守閭閻者食粱肉、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號、故人人自愛而重犯法、先行義而後絀耻辱焉、當是之時、網疏而民富、役財驕溢、或至兼幷豪黨之徒、以武斷於鄕曲、宗室有土、公卿大夫以下、爭於奢侈、室廬輿服、僭于上、無限度、物盛而衰、固其變也、

【講義】　閭閻に守長たる者は粱肉を食ひ、吏たる者は子孫を長大にし、官職に居る者は官名を取りて姓號と爲す、故に人々自愛して法度を犯すことを重んじ、義を行ふことを先にして、恥辱を黜くることを後にせり、是の時に當り、法網疎にして民富み財力を以て人を使役し、驕溢に流れ或は土地を兼幷せる豪族の徒、其の職にあらざるも、饒富を恃みて曲直を武斷し、封土を有せる宗室及び公卿大夫以下奢侈を爭ひ、室廬輿馬衣服各、其の分限を超えて上に擬し限度あること無し、然れども物盛にして衰ふるは固に自然の變にして、孰れの代と雖も之れを免るゝことを得ず、

【字解】　守閭閻者、村里に長たる者をいふ、二十五家を閭と爲し、里門を閻といふ、粱肉、美食なり、粱は米の美味なるものをいふ、爲吏者長子孫、天下無事にして、官吏職を轉ずること少く、子孫に至りていよいよ長大を極むるをいふ、居官者以爲姓號、官名を取りて氏とするなり、倉氏庾氏の如き是れなり、先行義而後絀恥辱、絀は黜なり、各人自愛して義を行ふを以て先とし、恥辱を黜くることを後にす、是れ法を重んじ徒に刑罰を免るゝを以て幸ひとせざるなり、網疏、疏は疎に同じ、法律制度の嚴密ならざるなり、

賤しうして以て人民を招き、及び女徒の勞作するものは粟を縣官に輸して以て罪を除くことを得、苑囿の數を益し、軍馬を養ひ、以て軍用を廣めたり、是に於て宮室列館輿馬益〻增修するに至れり、

【字解】 及徒復作、復作は女徒なり、律に輕罪の男子邊境を守ること一歲、女子は輭弱なるを以て邊境を守るに堪へず、復官の賤役に服せしむ、徒は奴なり、其の罪の輕重を量り、年限を定め奴隸として使役し之れを懲罰す、列觀、列館なり、益造苑馬、苑は苑囿なり、此に廐を設け以て軍馬を養ふなり、

至今上卽位數歲、漢興七十餘年之間、國家無事、非遇水旱之灾、民則人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貨財、京師之錢累巨萬、貫朽而不可校、太倉之粟、陳陳相因、充溢露積於外、至腐敗不可食、衆庶街巷有馬、阡陌之間成群、而乘字牝者、儐而不得聚會、

【講義】 今上皇帝位に卽くに至りて數歲を經、漢興りて七十餘年の間國家は無事太平にして、洪水旱魃の災あるにあらざれば、民は則ち人々給り家々足りて生活の困みなく、都鄙一般に廩庾皆滿ち、而して府庫には貨財を餘し、京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて金額數ふべからず、太倉の粟陳々相因り、充溢して倉外に露積し、腐敗して食ふべからざるに至り、衆庶の街巷には馬有り、阡陌の間に群を成し、牝馬に乘る者は牡馬に踶齧せらるゝを以て擯斥せられ、出でて聚會するを得ず、

【字解】 灾、災に同じ、廩庾、廩は米倉なり、庾は屋根なき倉なり、野に在るをいふ、府庫、官府の庫なり、貫朽而不可校、貫は錢を貫く繩也、校は數なり、錢を貫きし繩朽ちて計算し難きをいふ、太倉、官府の米倉なり、陳々相因、陳は故なり、故き米の次々と積み置か

生焉、

【講義】孝文帝の時に至り、莢錢益〻多くして輕し、乃ち更に四銖錢を鑄、其の文を半兩と爲し、人民をして縱に自ら錢を鑄るを得しむ、故に吳は諸侯の國なれども銅山に即きて錢を鑄、其の富天下に埓しく、其の後卒に叛逆の大罪を犯すに至れり、又鄧通は大夫なれども、錢を鑄しを以て其の財産は王者に過ぎたり、故に吳氏鄧氏の錢は天下に布きて、其の弊甚しかりしより、鑄錢の禁を生ずるに至れり、

【字解】莢錢、楡の莢の如き形をしたる錢なり、

匈奴數侵盜北邊、屯戍者多、邊粟不足給食當食者、於是募民能輸及轉粟於邊者拜爵、爵得至大庶長、

【講義】匈奴數〻北邊を侵し盜掠を事としければ、屯戍する兵卒も益〻多きを要し、北邊に於て徵發すべき糧食も缺乏を告ぐるに至れり、是に於て民に募り能く糧食を輸送し及び邊境に糧食を轉送する者には爵位を與へ、其の功たかきものは大庶長に至るを得ることとせり、

【字解】屯戍、屯は耕作をしながら滯陣する兵、戍は邊境を守る兵なり、邊粟、邊境に在る所の粟、粟は籾殼のまゝの米なり、拜爵、漢の文帝、鼂錯が言を用ひ人々をして邊境に粟を入れしめ、六百石を入るゝ者は上造に爵し、稍〻增して四千石に至れば五大夫と爲し、一萬二千石を入るゝ者を大庶長となす、大庶長、第十八等の爵なり、

孝景時、上郡以西旱、亦復修賣爵令、而賤其價以招民、及徒復作、得輸粟縣官以除罪、益造苑馬以廣用、而宮室列觀輿馬益增修矣、

【講義】孝景帝の時に當り、上郡以西旱魃にて用度足らざりしかば、亦復爵を賣るの令を修め、其の價を

天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之、孝惠高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫、亦不得仕宦爲吏、量吏祿、度官用、以賦於民、而山川園池市井租稅之入、自天子以至于封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費、漕轉山東粟、以給中都官、歲不過數十萬石、

【講義】　天下已に平かなり、高祖乃ち賈人をして絹布を著、車に乘ることを得ざらしめ、租稅を重くして之れを困め辱かしむ、孝惠帝及び呂后の時に至りて、天下初めて定れりと爲し、復商賈を取締る法律を弛ぶ、然れども町人の子孫たる者は、仕宦して官吏たることを得ず、官吏に與ふべき祿を量り、官府に要する費用を度り、以て租稅を人民に割り當て、而して山川園池市井より入る所の租稅を以て自家の用に供し、天子より以て諸侯湯沐の邑に至るまで、皆各私の奉養を爲し、天下の經費を領して自家の用に供するが如きこと無く、山東の粟を漕轉して以て京師諸官府の用に充てたり、其の額一歲數十萬石に過ぎず、

【字解】　衣絲、絹の衣裝を著ることなり、高后、呂后なり、市井、町家のことなり、中都官、京師の諸官府なり、

至孝文時、莢錢益多輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩、令民縱得自鑄錢、故吳諸侯也、以卽山鑄錢、富埒天子、其後卒以叛逆、鄧通大夫也、以鑄錢、財過王者、故吳鄧氏錢布天下、而鑄錢之禁

九江皆洞庭に注げるを以てなり、太湟、湟一に濕に作る、大邳、山の名なり、離碓、山の名なり、

平準書第八

漢興、接秦之弊、丈夫從軍旅、老弱轉糧饟、作業劇而財匱、自天子不能具鈞駟、而將相或乘牛車、齊民無藏蓋、於是爲秦錢重難用、更令民鑄錢、一黃金一斤、約法省禁、而不軌逐利之民、蓄積餘業、以稽市物、物踊騰糶、米至石萬錢、馬一匹則百金、

【講義】漢興りて秦の弊政の後を接ぎ、丈夫は戰爭を事とし、老弱は兵糧を運び、作業劇しくして財用乏しく、天子と雖も其の乘物に四頭の同じ色の馬を具ふること能はず、大臣大將も或は牛車に乘り、一般國民は窮乏して貯蓄すべき物なかりき、是に於いて秦錢は重くして取扱に不便なりとて、更に人民をして錢を鑄らしめ、一黃金の重さを一斤と定め、秦の苛法を簡約にし、諸の禁制を省けり、而も法度に從はずして私利を事とする民ありて、餘財を貯へ市中の物品を買占め、之れを貯藏し置き物價の騰貴するを待ちて賣り出しゝかば、米一石の價萬錢、馬一匹の價は則ち百金に至れり、

【字解】從軍旅、戰爭に從事するなり、轉糧饟、兵糧を運ぶことなり、匱、乏なり、不能具鈞駟、國費多端にして天子の駕に四頭の同じ色の馬を具ふること能はざりしをいふ、秦錢重難用、秦の錢重くして、取扱に不便なるをいふ、一黃金一斤、黃金一寸四方にして、重さ一斤なりしをいふ、約法省禁、秦の苛法を簡約にし、諸の禁制を省きしなり、不軌逐利之民、法度に從はずして私利を事とする民をいふ、蓄積餘業、餘業は餘財なり、物踊騰糶、踊騰は物價の騰貴することなり、糶は賣り出すことなり、

なり、コトゞクと訓む、山平、山を鑿りて河を塡む、故に山平かとなるをいふ、鉅野、澤の名なり、沸鬱、憂ひて樂まざるの貌、柏ニ冬日一、柏は迫に同じ、冬日に迫るとは其の憂の長引きて益、困難に陷るをいふ、延道、延は正の誤なり、正道は黃河の正しき流なり、神哉沛、神祐のあまねきをいふ、知レ外、外は關外の水害なり、爲レ我謂ニ河伯一、漢志には皇謂ニ河公一に作る、皇は武帝を指す、齧桑、邑の名なり、水維、水神の綱維なり、一曰、武帝瓠子歌二章を作る、此は其の第二章なり、故にいふ、湯湯、疾き貌、潺湲、激流なり、迂、遠也、漢志に回に作る、浚流、急流なり、搴、取なり、茭、竿なり、一說に竹葦の絙なりと、不レ屬、屬は逮ぶなり、衞人、東郡は本衞の地なり、故にいふ、蕭條、ものさびしき貌、山野に草の無きをいふ、石菑、石を插みて立つるをいふ、堵水、堵は諸の誤なり、東海、東は北の誤なり、日知錄廿六に詳なり、鉅定、澤の名なり、

太史公曰、余南登ニ盧山一、觀ニ禹疏九江一、遂至ニ于會稽太湟一、上ニ姑蘇一、望ニ五湖一、東闚ニ洛・汭・大邳一、迎レ河、行ニ淮・泗・濟・漯・洛渠一、西瞻ニ蜀之岷山・及離碓一、北自ニ龍門一至ニ于朔方一、曰、甚哉、水之爲ニ利害一也、余從負レ薪塞ニ宣房一、悲ニ瓠子之詩一、而作ニ河渠書一、

【講義】　太史公曰く、余南の方廬山に登りて禹の九江を疏通せし跡を觀、遂に會稽の太湟に至り、姑蘇城に上りて五湖を望み、東の方洛水汭水及び大邳山を闚ひ、河を迎へて淮・泗・濟・漯・洛の諸渠を巡り、西の方蜀の岷山及び離碓山を瞻、北の方龍門より朔方に至れり、其間觀て大いに感ずる所あり、曰く、甚しきかな水の或は利となり或は害となることをと、余天子に從ひて瓠子に至り、將軍と倶に薪を負ひて宣房を塞ぎ、瓠子の歌を悲みて此の河渠書を作る、

【字解】　九江、洞庭湖の別名也、之を九江といへるは沅水・漸水・潕水・辰水・敍水・酉水・澧水・資水・湘水の

薪を負ひて決河に置きて築隄せしむ、是の時東郡已に草を燒けり、故を以て薪柴少し、而して淇園の竹を下して楗と爲す、天子既に河の決壞せる處に臨み、其の土功の成らざるを悼み、乃ち歌二章を作る、其の一に曰く、瓠子の隄壞れて、將に之を奈何せむとす、水勢盛んにして州閭盡く河と爲る、盡く河と爲りたれば其の地方は安寧なることを得ず、今土功を興して未だ已まざるに吾が山鑿られて平かとなる、吾が山平かとなりて鉅野澤は溢る、鉅野の水溢るれば衆魚憂ひて樂まず尙冬日近づきて益、困却せむとす、黃河の正道弛壞して常流に離れ、蛟龍騁せて方に遠く遊ぶ、河水若し舊川に歸らば群害消除して神祐あまねく及ばん、我封禪して天下を巡らずんば安ぞ關外に此水害あるを知らむ、我が爲に河伯に謂へ、何ぞ不仁の甚しき、泛濫して止まず吾人を愁へしむ、齧桑の邑は浮びて淮水泗水は滿てり、若し久しく舊道に反らずんば水神の綱維緩まむと、其の二に曰く、河水疾くして激して流る、北に渡らむとすれば迂くして急流なれば難し、長竿を取りて美玉を沈めて河伯に禮す、河伯福祐を許さるれども薪逮ばず、薪の逮ばざるは衞人の罪なり、東郡の山野燒けて草皆盡きぬ、噫何を以て水を禦がむ、淇園の竹を頽して河決の口に立て、草の代りに石を臿み土を塡めて楗と爲す、宣房塞ぎて萬福來らむと、是に於て卒に瓠子の隄を塞ぎて宮を其の上に築く、名けて宣房宮といふ、而して河水を導きて北に行る、此の北行の二渠は禹の舊迹に復りしなり、而して梁楚の地は復安寧にして水災無し、是より後政事を用ふる者爭ひて水利を言ふ、依つて朔方・西河・河西・酒泉の諸渠は皆河及び川谷を引きて田に漑ぐ、而して關中の輔渠・靈軹の二渠は諸水を引き、汝南・九江の二渠は淮水を引き、北海渠は鉅定澤を引き、太山下の渠は汶水を引く、皆渠を穿ちて田に漑ぐ、各、一渠每に萬餘頃に灌漑す、他の小渠の山を披き道を通ずる者勝げて言ふべからず、されど其の尤も著れたるは宣房の二渠に在るなり、

【字解】 用事萬里沙、萬里沙に雨乞ひせしをいふ、東流郡、流の字は衍なり、漢志に無し、楗、竹を水の決壞せし處に樹てゝ其の裏に草を以て塞ぎ、又土石にて塡むること、しがらみ、皓皓旰旰、水勢の盛んなる貌、閭、州里なり、漢志に慮に作る、山の名なり、殫、盡

弛兮離常流、蛟龍騁兮方遠遊、歸舊川兮神哉沛、不封禪兮安知外、爲我謂河伯兮何不仁、泛濫不止兮愁吾人、齧桑浮兮淮泗滿、久不反兮水維緩、一曰、河湯湯兮激潺湲、北渡迂兮浚流難、搴長茭兮沈美玉、河伯許兮薪不屬、薪不屬兮衛人罪、燒蕭條兮噫乎何以禦水、頹林竹兮楗石菑、宣房塞兮萬福來、於是卒塞瓠子、築宮其上、名曰宣房宮、而道河北、行二渠、復禹舊迹、而梁楚之地復寧、無水災、自是之後、用事者爭言水利、朔方・西河・河西・酒泉、皆引河及川谷、以溉田、而關中輔渠・靈軹引〔堵〕水、汝南・九江引淮、〔東〕海引鉅定、太山下引汶水、皆穿渠爲溉田、各萬餘頃、佗小渠披山通道者、不可勝言、然其著者在宣房、

【講義】 黄河瓠子の堤を決壊してより、後二十餘歳の間、毎歳の如く之が爲に數〻登らず、而して梁楚の地尤も甚し、元封元年に天子既に封禪して天下を巡りて名山川を祭り、其の明年旱魃して封じたる土を乾して雨少し、天子乃ち汲仁・郭昌をして卒數萬人を發して瓠子の決壞を塞がしむ、是れより先き天子已に雨乞ひを萬里沙に禱り、過ぎりて太山に祠り、其還幸の途次に自ら決壞せる河に臨みしなり、よつて白馬玉璧を河に沈め、群臣從官をして將軍より已下皆

むことを願へり、若し試みに水を得ば、畝毎に十石の粟を得しむべしと、是に於て其の請願を許可し、卒萬餘人を發して渠を穿ち、徵より洛水を引きて商顏山の下に至る、時に此の山の層性疎なりしにや山岸善く崩れて水流を塞ぐ、乃ち井を鑿りて深さ四十餘丈に達し、往く〳〵井を爲りて(各井の下相通ぜしめて水を行る、水は此の暗渠の中を潜りて商顏山を度り、東の方山坂に至ること十餘里の間に達す、かゝる井渠の成りしは此より始る、さて渠を穿つ時に龍骨を得たり、故に此の渠を名けて龍首渠といふ、之を作ること十餘歳の長日月を費し、渠の長さも頗る通じたれども、猶之を以て未だ饒多なりと謂ふことを得ざるなり、

【字解】商顏、山の名なり、岸善崩、商顏山の麓の岸なり、頽、地下を流るゝこと、潜るなり、絶、度なり、ワタルと訓む、山の端より端に及ぶをいふ、嶺、山坂なり、

自河決瓠子、後二十餘歳、歳因以數不登、而梁楚之地尤甚、天子既封禪、巡祭山川、其明年旱、乾封少雨、天子乃使汲仁・郭昌、發卒數萬人、塞瓠子決、於是天子已用事萬里沙、則還、自臨決河、沈白馬玉璧于河、令群臣從官、自將軍已下、皆負薪窴決河、是時東〔流〕郡燒草、以故薪柴少、而下淇園之竹以爲楗、天子既臨河決、悼功之不成、乃作歌曰、瓠子決兮將奈何、皓皓旰旰兮閭殫爲河、殫爲河兮地不得寧、功無已時兮吾山平、吾山平兮鉅野溢、魚沸鬱兮柏冬日、〔延〕道

水との間に横はれる衙嶺の山道を穿てば、阪少くして故道より近きこと四百里なり、而して褒水は沔水に通じ、斜水は渭水に通ぜり、此等は皆船を行りて漕運すべし、故に粟を漕ぶに河南の南陽縣より沔に上りて褒に入り、褒の水の絶えたる處より斜の舟行の處までは、其の間山道百餘里なれば、車を以て轉運し、斜水の下流より渭水を下れば直に長安に達すべし、此の如くすれば漢中の穀容易に長安に致すべし、故に河南、江南、淮南の諸地より沔水に從ひて上れば難處無くして砥柱の漕運よりも便なり、且つ褒水斜水の地方よりは材木竹箭の產出饒多にして巴蜀に比すべしと、天子以て然りと爲す、是に於て湯の子の卬を拜し漢中郡の太守と爲し、卒五六萬人を發して褒斜の道及び漕道を作ること五百餘里に及ぶ、穿ちたる道は果して便にして近けれども、漕道の水勢急端にして石に激し、漕運に便ならざりき、

【字解】　褒斜道、褒水と斜水との中間に在る衙嶺の山道なり、沔、漢水の上流なり、山東、河南の東及び江南淮南等の東國を指す、無限、限は上文の砥柱之限の限と同じく險阻なり、難處無きをいふ、湍石、湍は激なり、つきあたるなり、水勢急にして石につきあたること、

其後莊熊羆言、臨晉民願穿洛以溉重泉以東萬餘頃故鹵地、誠得水、可令畝十石、於是爲發卒萬餘人、穿渠、自徵引洛水、至商顏下、岸善崩、乃鑿井、深者四十餘丈、往往爲井、井下相通行水、水穨以絕商顏、東至山嶺、十餘里間、井渠之生自此始、穿渠得龍骨、故名曰龍首渠、作之十餘歲、渠頗通、猶未得其饒、

【講義】　其の後莊熊羆上言して曰く、臨晉の民は洛水を引きて重泉より東なる萬餘頃の故の鹵地に溉が

を減じて少府に納めしむ、

【字解】　漕從二山東一西、粟を運漕して山東より西の方關中に入るをいふ、更、歷なり、限、阻なり、難處をいふ、皮氏汾陰、二縣の名也、皮氏は汾水の北龍門縣の西に在り、汾陰は汾水の南に在り、俗に般湯城といふ、蒲坂、汾陰の南に在り、河壖、河邊に緣る地也、茭牧、茭は乾草なり、牧は牧畜なり、乾草を收めて牧畜するをいふ、與二關中一無レ異、關中にて收穀すると異なること無きの意なり、予二越人一、越人の水田に習へる者及び新に居を移して未だ業あらざる者に與へしをいふ、令三少府以爲二稍入一、稍其の稅を減少して少府に納入せしむるの意なり、

其後人有二上書一、欲レ通二褒斜道及漕一、事下二御史大夫張湯一、湯問二其事一、因言、抵レ蜀從二故道一、故道多レ阪回遠、今穿二褒斜道一、少レ阪、近二四百里一、而褒水通レ沔、斜水通レ渭、皆可二以行レ船漕一、漕從二南陽一上レ沔、入レ褒、褒之絕水、至レ斜間百餘里、以レ車轉、從レ斜下レ下レ渭、如レ此、漢中之穀可レ致、山東從レ沔無レ限、便二於砥柱之漕一、且褒斜材木竹箭之饒、擬二於巴蜀一、天子以爲レ然、拜二湯子卬一爲二漢中守一、發二數萬人一作二褒斜道一五百餘里、道果便近、而水湍石、不レ可レ漕、

【講義】　其の後或る人上書して褒水と斜水との間の山道を穿ち開き、及び河南の南陽縣より蜀に通ずるの漕道を通ぜむと欲すと、上其の事を御史大夫の張湯に下し諮ふ、湯よつて其の事を或人に問ふ、或人因りて言ふ、これまで都より蜀に至るには故道縣によれり、故道縣は阪多く迂回にして道遠し、今褒水と斜

其後河東守番係言、漕從山東西、歲百餘萬石、更砥柱之限、敗亡甚多、而亦煩費、穿渠引汾、溉皮氏・汾陰下、引河、溉汾陰・蒲坂下、度可得五千頃、五千頃、故盡河壖棄地、民茭牧其中耳、今溉田之、度可得穀二百萬石以上、穀從渭上、與關中無異、而砥柱之東、可無復漕、天子以爲然、發卒數萬人、作渠田、數歲河移徙、渠不利、則田者不能償種、久之河東渠田廢、予越人、令少府以爲稍入、

【講義】　其の後河東郡守の番係上言して曰く、從來運漕して山東より西の方關中に入れし所の粟は、歲毎に百餘萬石に及べり、而して砥柱山の難處を歷て舟の敗亡する者甚だ多く、其の費用も亦煩しく多かりき、故に渠を穿ちて汾水を引き、皮氏及び汾陰の二縣の下に溉ぎ、又河水を引きて汾陰・蒲坂の二縣下に溉げば、之を見積るも、田五千頃を得べし、此の五千頃の地は、故盡く河邊に緣ひて棄てられたるものにして、民は唯其の中にて乾草を收めて牧畜せしのみ、而るに今水を溉ぎて之を耕し田れば、度るに穀二百萬石以上を得べし、因つて此の穀を渭水によりて關中に上せば、關中にて收穫すると異なることなけむ、而して砥柱の東より復運漕する必要無かるべしと、天子以て然りと爲す、是に於て卒五六萬人を發して渠と田とを作りぬ、其の後五六歲にして河身移動して此の渠利あらず、從つて耕作する者も其の收むる所は種糧の費を償ふこと能はず、久しくして河東の渠田遂に廢しぬ、よつて之を越人の水田に習へる者及び新に居を移して業あらざる者に予へたるに、僅少ながら收穫することを得たり、由つて稍其の稅

り、奉邑、食邑に同じ、田蚡既に魏郡の武安縣に封ぜらる、其の丞相となるに及びて別に鄃を食みしなり、

是時鄭當時爲大農、言曰、異時關東漕粟、從渭中上、度六月而罷、而漕水道九百餘里、時有難處、引渭穿渠、起長安、並南山下、至河、三百餘里、徑易漕、度可令三月罷、而渠下民田萬餘頃、又可得以漑田、此損漕省卒、而益肥關中之地、得穀、天子以爲然、令齊人水工徐伯表悉發卒數萬人、穿漕渠、三歲而通、通以漕、大便利、其後漕稍多、而渠下之民頗得以漑田矣、

【講義】是の時鄭當時は大農の官たり、上言して曰く、昔時關東より粟を長安に運漕するには、渭中より上りて度るに六箇月を經て始めて罷めたり、而して其の漕送する水道は九百餘里に及び、且つ諸處に難處あり、しかるに今渭水を引きて渠を穿ち、功を長安より起して、終南山の下に並ひて河に至れば、其の間三百餘里にして直ちに關東に通じて粟を漕び易く、之を度るに三箇月にして止ましむべし、而して渠の下流の民田萬餘頃は是に由つて水を漑ぐことを得べし、是れ漕道を減じ卒を省きて、益、關中の地を肥して穀を得るの策なりと、天子以て然りと爲す、是に於て齊人の治水に工みたる徐伯をして測量せしめ、悉く徒卒數萬人を使役して漕渠を穿たしむ、三歲にして開通す、通じて粟を漕ぶに大いに便利なり、其の後漕運稍多く、而して渠下の民も頗る之に依つて田に水を漑ぐことを得たり、

【字解】大農、農官の長なり、異時、昔時なり、徑、直なり、タヾチニと訓む、表、渠を穿つ處を巡行して木標を竪つるなり、今の測量をなすこと、一說に徐伯表は水工の姓名なりと、悉、一に衆に作る、

棗、東潰金隄、於是東郡大興卒塞之、

【講義】漢興りて三十九年、孝文帝の時に黃河增水して酸棗の隄を決壞して東の方金隄をも破潰せり、是に於て東郡大いに卒を興して此の二隄を塞ぎぬ、

其後四十有餘年、今天子元光之中、而河決於瓠子、東南注鉅野、通於淮泗、於是天子使汲黯・鄭當時興人徒塞之、輒復壞、是時武安侯田蚡爲丞相、其奉邑食鄃、鄃居河北、河決而南、則鄃無水菑、邑收多、蚡言於上曰、江河之決、皆天事、未易以人力爲彊塞、塞之、未必應天、而望氣用數者、亦以爲然、於是天子久之不事復塞也、

【講義】其の後四十有餘年を經て、今の天子の元光年中に、黃河の水溢れて瓠子に決壞し、東南に流れて鉅野縣に注ぎ入り、淮泗の二水に通じぬ、是に於て天子汲黯鄭當時をして衆徒を興して之を塞がしむ、しかるに間も無く壞れぬ、是の時武安侯田蚡丞相たり、而して其の奉邑は鄃に食む、鄃は河北に在り、河決して南に流るれば鄃は水菑を免れて邑の收穫多し、田蚡依て上に言って曰く、江河の決壞するは皆天の成せる事にして人力を以て强ひて塞ぎ易からず、假令之を塞ぐも未だ必しも天に應じたりと爲すべからずと、而して氣を望み數を用ひて天文を見る者も亦然りと爲す、是に於て天子之を聽きて久しく復河の決壞を塞ぐことをなさゞりき、

【字解】其後四十有餘年、文帝十二年に黃河東郡に決壞してより元光三年に瓠子に決するまで凡て三十六年なり、此に四十有餘年と爲すは誤ならむ、瓠子、地名なり、大名府開州城の南に在り、鉅野、縣の名な

令鑿涇水、自中山西邸瓠口爲渠、竝北山東注洛三百餘里、欲以漑田、中作而覺、秦欲殺鄭國、鄭國曰、始臣爲間、然渠成、亦秦之利也、秦以爲然、卒使就渠、渠就、用注塡閼之水、漑澤鹵之地、四萬餘頃、收皆畝一鍾、於是關中爲沃野、無凶年、秦以富彊、卒并諸侯、因命曰鄭國渠、

【講義】而るに韓は秦の好みて事を興すを聞き、之に事業を興さしめて疲らしめ、東の方韓を伐たしむること無からしめむと欲し、乃ち水工の鄭國といふ者をして間諜となりて秦を説かしめて、涇水をほりて中山の西より瓠口に至るまでを渠となさしむ、秦是に於て北山に竝ひ東の方洛水に注ぐこと三百餘里に及び、以て其の間の田に漑がむとす、然るに工事の最中に韓が秦を弱めむとするの策に出でしこと發覺せり、秦因つて鄭國を殺さむとす、鄭國曰く、仰の如く始め臣は韓の間諜となりて秦に此の渠を鑿らしめたり、されど若し此の渠成りなば亦秦の利益大ならずやと、秦其の言を然りとなし、卒に渠を成就せしむ、渠就りて淤濁の水を引き澤及び鹵地の四萬餘頃に漑ぎて更に肥美せしめければ、其の收入皆一畝毎に六斛四斗に達す、是に於て關中是が爲に肥沃の野と爲りて凶年無く、秦は之を以て富强と爲り、卒に諸侯を併合せり、秦因て此の渠に命じて鄭國渠と名づけしとぞ、

【字解】罷、困極疲弊なり、ツカルと訓む、水工、鄭國能く水を治む、故に水工といふ、間、間諜なり、瓠口、谷口なり、谷口は卽ち寒門なり、中作、工事の途中なり、注、引くなり、塡閼、閼は淤に同じ、塡淤は壅りたる泥なり、澤鹵、澤一に舄に作る、鹵は鹹地なり、しほちなり、一鐘、鐘は鍾と通ず、六斛四斗なり、

漢興三十九年、孝文時河決酸

淮之間、於吳則通渠三江・五湖、於齊則通菑濟之間、於蜀蜀守冰、鑿離碓、辟沫水之害、穿二江成都之中、此渠皆可行舟、有餘則用漑浸、百姓饗其利、至于所過、往往引其水、益用漑田疇之渠、以萬億計、然莫足數也、

【講義】 三代の後、滎陽縣下に於て河水を引く、其の東南の方に大いなる溝渠を作り、以て宋・鄭・陳・蔡・曹・衛の諸國に通じ、又濟・汝・淮・泗の諸水とも會す、又楚に於ては西方は渠を漢水雲夢の野に通じ、東の方は鴻溝と江淮との間に通ず、又吳に於ては渠を三江五湖に通ず、又齊に於ては渠を菑濟二水の間に通ず、蜀に於ては蜀守の李冰といふ者離碓を鑿り開きて沫水の害を避け、二江を成都の中に穿てり、此等の渠は皆舟を行るべく、水餘れば之を用ひて田に漑ぎ浸す、百姓是を以て其の利を承く、其の河渠の過ぐる所に至りては往々其の水を引きて益〻田畝の小渠に漑ぐこと萬億を以て計る程衆し、されど一一之を數へ記するに足る無し、

【字解】 滎陽、縣の名なり、淸の河南省開封府滎澤縣の西南に當る、鴻溝、大いなるみぞ、卽ち官渡水と汴河となり、此の二流楚漢の分界となる、故に後世物の區畫を鴻溝といふ、三江、北江と中江と南江となり、五湖、一湖の名なり、後世の太湖のこと、二江、郫江と流江となり、漑浸、浸は浸に同じ、そゝぎひたすなり、饗、受くるなり、田疇、疇は麻田なり、

西門豹引漳水漑鄴、以富魏之河內、

【講義】 魏の西門豹漳水を引きて魏の鄴都に漑ぎて水利を便にし、以て魏の河內を富ましぬ、

而韓聞秦之好興事、欲罷之毋令東伐、乃使水工鄭國間說秦、

【講義】 夏書に曰く、禹は天下の洪水を治め止めむとて、十三年の間、吾が家の前を通り過ぐるも其門に入らず、陸行には車に乘り、水行には舟に載り、泥行には毳を踏み、山行には直き轅の車に乘り、天下を隈無く巡り視て九州を區畫し、山脈に隨つて川を深くして水を通じ、土地の良否に應じて貢物を定め、九州の道を通じ、九州の澤に隄を築き、九州の物産を度りて其貢賦の上下を制定せり、されど黄河の洪水は毎年の如く氾濫して中國を害ふこと甚大なれば、禹は專ら此の洪水を遏むることを務と爲す、故に河を道くこと西の方積石より發し、龍門山の險を鑿り歷て、南の方華陰に到り、東に折れて砥柱山を下り、孟津雒汭に及びて大邳山に至る、是に於て禹思へらく、河水の從つて來ること上流高ければ、水勢疾くして强し、故に此の勢を以てしては平地に行かしめ難し、若しこのまま平地に行かしめなば數々水害あらむと、乃ち二流の大渠を分ちて河水を引けり、而して之を北の方の高地に行かしめて降水を過ぎらしめ、大陸澤に至らしむ、これより數流に布き陳べて九河と爲し、以て其の水勢を緩くす、九河の末流復合同して逆河と爲りて海に入る、此の如くして九州の諸川既に疏通し、九州の澤既に分れ灑ぎ、諸夏治まりて安し、其の功績獨夏のみにあらず、延いて殷周の代にまで施し及べり、

【字解】 夏書、夏の代の記錄なり、抑、遏なり、ヤムと訓む、毳、そりなり、橋、一に檋に作る、直轅の車なり、浚、深なり、任土、土地の良否に應ずること、作貢、貢物を定むること、陂、隄を築くなり、九山、山は産なり、九州の産物なり、衍溢、あまりあふるゝなり、砥柱、河の中にある山の名なり、湍悍、湍は疾なり、悍は强なり、爲敗、敗は水害なり、厮、分つなり、降水、川の名なり、大陸、澤の名なり、播、布き陳ぶなり、逆河、勃海なり、勃海、勃の字衍なり、疏、疏通なり、灑、そゝぐなり、艾安、治まりやすんずるなり、

自是之後、滎陽下引河、東南爲鴻溝、以通宋・鄭・陳・蔡・曹・衞、與濟・汝・淮・泗會、于楚西方則通渠漢水雲夢之野、東方則通鴻溝・江

神者、具見其表裏、後有君子、得以覽焉、若至俎豆珪幣之詳・獻酬之禮、則有司存、

【講義】太史公曰く、余天子に從ひ巡りて天地の諸神名山川を祭りて封禪したり、又壽宮に入りて祠神の語を侍り聞き、方士祠官の意をも究め觀察することを得たり、是に於て退きて古より以來、事を鬼神に用ひたる者を論じ次でて、其の表裏を見しぬ、後世君子あらば、此の書によりて封禪の大意を覽ることを得む、若し其の俎豆珪幣の詳なることと獻酬の禮とに至りては別に之を記す有司あれば、此には之を略したり、

【字解】從巡、武帝に扈從して天下を巡りしをいふ、

河渠書第七

夏書曰、禹抑鴻水、十三年、過家不入門、陸行乘車、水行載舟、泥行蹈毳、山行卽橋、以別九州、隨山浚川、任土作貢、通九道、陂九澤、度九山、然河菑衍溢、害中國也尤甚、唯是爲務、故道河、自積石、歷龍門、南到華陰、東下砥柱、及孟津雒汭、至于大邳、於是禹以爲河所從來者高、水湍悍、難以行平地、數爲敗、乃厮二渠、以引其河、北載之高地、過降水、至于大陸、播爲九河、同爲逆河、入于〔勃〕海、九川既疏、九澤既灑、諸夏艾安、功施于三代、

羈縻不絶、冀遇其眞、自此之後、方士言神祠者彌衆、然其效可睹矣、

【講義】今の天子の興し祠る所の太一后土は、三年毎に親ら郊祠し、漢家の封禪を建つるは五年毎に一たび封を修む、薄忌が太一及び三一・冥羊・馬行・赤星・五牀の六祠及び寛舒の祠宮は歳時に禮を致す、而して六祠は皆太祝之を領す、八神・諸の明年・凡山及び他の名祠の如きに至りては、行幸の過る時は之を祠り、去る時は已む、又方士の興し祠る所は各、自ら主と爲り、其人終れば已めて祠官主たらざるなり、其の他の祠は皆其の故の例の如くす、今上封禪し、其の後十二歳にして還りて五岳四瀆に遍す、而して方士の神人を候ひ祠り、海に入りて蓬萊に神仙を求むる者は一も驗あること無し、而して公孫卿の神を候ふは、猶大人の跡ありといふを以て上の心を解かむとす、されど效あること無し、天子益、方士の怪しく迂遠なる語に怠り厭ふ、されど尚其の言にほだされて之と絶縁すること能はず、其の眞の仙神に遇はむことを冀へり、此より後方士の神祠を言ふ者彌衆し、然れども其の效の無きこと已に知るべきなり、

【字解】今天子、漢の武帝なり、薄忌太一、薄忌は亳人謬忌のことにして紀には薄誘忌に作れり、此の人の傳ふる所の太一の祠方あり、故に薄忌の太一といふ、三一・冥羊・馬行・赤星・五、五の下漢志には牀の字あり、五牀山祠のことなり、以上太一と共に六祠なり、寛舒之祠官、官は漢志に宮に作れり、從ふべし、諸明年、五城十二樓を作りて神人を候ふことを明年といふ、行、下の行の字は衍也、漢志には無し、羈縻、羈は馬絡なり、縻は牛の轡なり、二字にてほださるゝこと、效可睹、今人の其の事已に知るべしとの意に同じ、

太史公曰、余從巡祭天地諸神・名山川、而封禪焉、入壽宮、侍祠神語、究觀方士祠官之意、於是退而論次自古以來、用事於鬼

夏、遂還太山、修五年之禮如前、而加以禪祠石閭、石閭者、在太山下阯南方、方士多言、此僊人之閭也、故上親禪焉、

【講義】太初三年の夏、上遂に東太山より太山に還りて五年每に祀るの禮を修むること前の如くす、而して之に加ふるに石閭に祠りて禪す、石閭とは太山のふもとの南方に在るなり、方士多くは言へり、此は仙人の門閭なりと、故に上親ら之に禪せしなり、

其後五年、復至太山脩封、還過祭恆山、

【講義】其の後五年にして、復太山に至りて封を修む、還りに北に巡り過ぎて恆山を祭りぬ、

【字解】其後五年、天漢四年なり、恆山、北嶽なり、

今天子所興祠太一・后土、三年親郊祠、建漢家封禪、五年一修封、薄忌太一、及三一・冥羊・馬行・赤星・五〔牀〕、寬舒之祠〔官〕、以歲時致禮、凡六祠、皆太祝領之、至如八神・諸明年・凡山・他名祠、行過則祠、〔行〕去則已、方士所興祠、各自主、其人終則已、祠官不主、他祠皆如其故、今上封禪、其後十二歲而還、徧於五岳四瀆矣、而方士之候祠神人、入海求蓬萊、終無有驗、而公孫卿之候神者、猶以大人之跡爲解、無有效、天子益怠厭方士之怪迂語矣、然

五城十二樓、以候神人於執期、命曰迎年、上許作之如方、命曰明年、上親禮祠上帝焉、

【講義】太初三年、上東の方海上に巡り、神仙を求むるの徒を考ふるに、未だ驗ある者あらず、是に於て方士上言して曰く、黄帝の時には五城十二樓を建てゝ神人を執期の地に候ふ、之を命けて迎年といひしと、上許して黄帝の時の如く五城十二樓を作らしめ、方の如く神人を此に待つ、命けて明年といふ、上親ら上帝を禮祠す、

【字解】其明年、太初三年なり、執期、地名なり、迎年、祈年といふに同じ、明年、延年を得るを明かにするとの意なり、上帝、帝は黄の誤ならむ、漢志には上犢黄に作れり、補紀には衣上黄に作れり、

公玉帶曰、黄帝時雖封太山、然風后・封〔臣〕・岐伯令黄帝封東太山禪凡山、合符、然後不死焉、天子既令設祠具、至東太山、〔東〕太山卑小、不稱其聲、乃令祠官禮之、而不封禪焉、其後令帶奉祠候神物、

【講義】公玉帶曰く、黄帝の時に太山に封ずと雖、然れども尚風后封巨岐伯の諸臣が黄帝をして東太山に封じ凡山に禪せしめて、太山と符を合せたればこそ黄帝は死なざりけれど、天子是に由つて既にして祠の具を設けしめて東太山に至る、東太山は卑く小くして其の太山といふ名に稱はず、よつて祠官をして之を禮せしめ、天子親ら封禪せず、其の後帶をして奉祠せしめて神物を候はしむ、

【字解】風后・封臣・岐伯、封臣漢志には封鉅に作れり、鉅は巨に同じ、此に臣と書するは巨の誤なり、此の三人は皆黄帝の臣なり、東太山、太山の東琅邪朱虚縣に在る山の名なり、凡山、凡一に丸に作る、此も亦朱虚縣に在り、太山卑小、太の上に東の字を脱す、

是歲、西伐大宛、蝗大起、丁夫人・雒陽虞初等、以方祠詛匈奴・大宛焉、

【講義】是の歲、天下の罪人を發して西の方大宛を伐つ、又蝗大いに發生して東方より敦煌に至る、丁夫人及び雒陽の虞初等方術を以て祠りて匈奴大宛を詛ひしといふ、

【字解】大宛、西方の戎國なり、蝗、禾を害する蟲なり、いなむし、丁夫人、丁は姓、夫人は名なり、

其明年、有司上言、雍五時無牢熟具、芬芳不備、乃令祠官進時犢牢具、色食所勝、而以木禺馬代駒焉、獨五月嘗駒、行親郊用駒、及諸名山川用駒者、悉以木禺馬代、行過乃用駒、他禮如故、

【講義】其の明年に有司上言して曰く、雍の五時には近頃牢熟の具へ無く、又かんばしき香具も備はらざるなりと、上乃ち祠官をして毎時に小牛の具を進めしむ、而して其色は毎時の帝の色の勝つ所を供へしむ、又駒に代ふるに木禺の馬を以てせしむ、唯五月には眞の駒を祭り、又上の行幸して親しく郊祀する時には駒を用ひて木禺馬を用ひず、又五時のみに限らず、諸の名山川に駒を供ふる所は悉く木禺馬を代用せしむ、されど行幸の過ぐる所には駒を用ひ、他の禮は故の如くす、

【字解】其明年、太初二年なり、牢熟具、牛羊豕の三牲を烹たる具へなり、芬芳、かんばしき香具なり、色食所勝、色は牲の色なり、食に供ふるなり、所勝は五行の勝つ所なり、卽ち火は金に勝つ、故に赤帝に供ふるには白牲を以てするが如きをいふ、木禺馬、木彫の馬なり、

其明年、東巡海上、考神僊之屬、未有驗者、方士有言、黃帝時爲

故に其の後天子又諸侯を甘泉に朝せしめ、甘泉に其の邸宅を作らしめしと、越人勇之又曰く、越の習俗に火災あれば、復此にまさる家屋を建築して、其の災害に打勝たむとするなりと、上是に於て栢梁臺よりも大いなる建章宮を作る、卽ち千門萬戸を度り作りて、其の落成したる所を見るに、前殿を度るも尙未央宮より高し、其の東には則ち高さ二十餘丈の銅鑄の鳳凰を戴ける門闕あり、其の西には則ち堂庭に廣さ數十里なる虎を飼ふの圈あり、其の北には大池及び高さ二十餘丈の漸臺を治む、此の池を太液池と名づく、其の中に蓬萊・方丈・瀛州・壺梁ありて、海中の神山龜魚の屬に象れり、其の南には玉堂・璧門・大鳥の屬あり、乃ち又別に神明臺・井幹樓を立つ、之を度るに高さ五十丈あり、而して天子の御車の通ふ道も相續きて開けり、

【字解】上還、武帝の渤海より還りしをいふ、計、郡國の計簿也、勝服、災害に打ち勝つをいふ、鳳闕、鳳は銅鑄の鳳凰なり、闕は門觀なり、門觀の高さ二十丈なる上に銅鑄の鳳凰を据う、故にいふ、唐中、唐は堂庭なり、虎圈、虎を飼ふの閑なり、漸臺、漸は浸なり、臺池中に在りて水に浸さる、故に名となす、輦道、天子の御車の通ふ道なり、御成り道、相屬、相續き開けるをいふ、

夏、漢改レ暦、以二正月一爲二歳首一、而色上レ黄、官名更二印章一以二五字一、爲二太初元年一、

【講義】夏五月、漢暦を改めて正月を以て歳首と爲す、これ迄は十月を以て歳首と爲しゝなり、而して漢は土德を以て興りしにより色は黃を上び、官名を印章に刻するには更めて五字を用ふ、五は土の數なればなり、改元して太初元年と爲す、

【字解】夏、漢書武紀によるに夏五月なり、以二正月一爲二歳首一、正月は建寅の月なり、之を歳首と爲すは夏暦に復せしなり、漢は從來秦暦に效ひて十月（建亥の月）を以て歳首と爲しゝなり、更二印章一以二五字一、印章に必ず五字を用ふ、足らざれば之の字を加へて五字と爲す、假令へば丞相には丞相之印章と爲すが如きをいふ、

廷焉、

【講義】十一月二十二日に栢梁臺に火災あり、十二月甲午の朔に上親ら高里山に禪して后土を祠る、又渤海に臨みて將に蓬萊及び其の他二神山を望祀せむとす、是れ其の異域に至らむことを冀ひてなり、

【字解】乙酉、二十二日なり、栢梁、臺の名なり、烖、火災なり、高里、山の名、太山の下に在り、殊廷、猶異域といふが如し、

上還、以栢梁烖故、朝受計甘泉、公孫卿曰、黃帝就青靈臺、十二日燒、黃帝乃治明廷、明廷甘泉也、方士多言古帝王有都甘泉者、其後天子又朝諸侯甘泉、甘泉作諸侯邸、勇之乃曰、越俗、有火烖、復起屋、必以大、用勝服之、於是作建章宮、度爲千門萬戶、前殿度高未央、其東則鳳闕、高二十餘丈、其西則唐中數十里虎圈、其北治大池・漸臺、高二十餘丈、命曰太液池、中有蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁、象海中神山龜魚之屬、其南有玉堂・璧門・大鳥之屬、乃立神明臺・井幹樓、度五十丈、輦道相屬焉、

【講義】上渤海より還る、前に栢梁臺火災に罹りしの故を以て、朝して郡國の計簿を甘泉宮に受く、是れ公孫卿の上言に本づく、卽ち公孫卿曰く、黃帝の青靈臺を造りし時、落成して十二日目に燒失しぬ、黃帝乃ち之に更ふるに明廷を治めたり、明廷とは甘泉なり、方士は多く古の帝王の甘泉に都せる者あるを言ふ、

道、上下二重の廊下なり、昆侖、西南より樓に入るの道の名なり、其狀昆侖山の五城十二樓に似たるよりいふ、

其後二歲十一月甲子朔旦冬至、推曆者以本統天子親至太山、以十一月甲子朔旦冬至日、祠上帝明堂、毋脩封禪、其贊饗曰、天增授皇帝太元神策、周而復始、皇帝敬拜太一、

【講義】其の後二歲の十一月甲子の朔旦は恰も冬至に相當す、曆數を推し算ふる者は本統を以てすれば此の日に天子親しく太山に至りて封禪すべきなり、されど此の十一月甲子朔旦の冬至の日を以て上帝を明堂に祠りて太山に封禪すること無かりき、是れ封禪は五歲に一度なすべきものにして今は元封五年の封禪を去ること僅に二歲なるのみ、故に明堂に祠りしなり、其の祝詞に曰く、天增皇帝に太元の神策を授け給ひて曆數周りて復其の本に還りて始まる、是に於て皇帝敬みて太一を拜すと、

【字解】其後二歲、太初元年なり、十一月甲子朔旦冬至、十一月は建子の月なり、甲子は干支の首めなり、朔旦は月の初なり、冬至は節の名なり、日の赤道以南の最も遠きに在るの日にして一歲中尤も短き日なり建子の月なるを以て朔旦の夜半（子の刻）に冬至に入るなり、曆書を參照すべし、

東至海上、考入海及方士求神者、莫驗、然益遣、冀遇之、

【講義】上東の方海上に至りて、曩に海に入り蓬萊の仙者を求むる者及び方士の神を求むる者を考ふるに、皆經驗無し、されど益人を遣して神仙に遇はむことを冀へり、

十一月乙酉、栢梁災、十二月、甲午朔、上親禪高里、祠后土、臨勃海、將以望祀蓬萊之屬、冀至殊

從西南入、命曰昆侖、天子從之入、以拜祠上帝焉、於是上令奉高作明堂汶上、如帶圖、及五年脩封、則祠太一五帝於明堂上坐、令高皇帝祠坐對之、祠后土於下房、以二十太牢、天子從昆侖道入、始拜明堂、如郊禮、禮畢燎堂下、而上又上太山、自有祕祠其巔、而泰山下祠五帝、各如其方、黃帝幷赤帝、而有司侍祠焉、山上擧火、下悉應之、

【講義】初め天子太山に封ぜし時に、太山の東北の或る跡に古の明堂のありし處を見たり、されど其處は險阻にして顯れず、故に上明堂を奉高の旁に治め建てむと欲す、而して未だ其の制度に曉通せず、時に濟南の人に公玉帶と云へるあり、黃帝の時の明堂圖といふものを奉る、其の圖を見るに、圖中に一殿あり殿の四面に壁無く、茅を以て屋根を葺き、水を通じて宮垣を圜らし、複道を作る、上に樓ありて西南より入る、其の道を命けて昆侖といふ、天子は此の昆侖道より入りて上帝を拜祠するなり、是に於て上奉高縣をして明堂を汶上に作らしむるに帶の上りし圖の如くせり、其の後三年を經て此の五年に及びて封を修む、則ち太一五帝を明堂の上坐に祠り、高皇帝の祠坐をして上坐に對せしめ、后土の神を明堂の下房に祠る、之に享するに二十の大牢を以てし、天子昆侖道より入り、始めて明堂を拜すると郊の禮の如くす、禮終りて堂下に燎く、而して上又太山に上り、自ら其巓に於て祕密に太一を祠れり、而して太山の下にて五帝を祠ること各、其の方角の如くす、而して黃帝は從來西南の方に祠りしを今は赤帝に幷せて南方に祠れり、此等の祭祀には有司與り侍りて、山上に火を擧ぐれば山下も亦悉く之に應じて火を擧げたり、

【字解】處險、處は居なり、不敞、敞は顯なり、複

其の意朕が封ずる所の土を乾燥せしめむとするか、其れ天下をして龍星を尊び祠りて農祥を祈るべしと其の明年に上雍に郊祀し、回中より道を通じて蕭關に出でて巡ぐる、春鳴澤に至り西河より歸る、

【字解】乾封、天を祀る封土を暴して乾かしむること、一説に祭に尸を立てざるを乾封となすと、靈星、龍星なり、龍星の左角を天田といふ、之を祀りて豐作を祈るなり、回中道、回中は地名なり、安定郡に在り、道とは回中より道を通じて北の方蕭關に出でしをいふ、鳴澤、澤の名なり、涿郡の遒縣の北界に在り、

其明年冬、上巡南郡、至江陵而東、登禮灊之天柱山、號曰南岳、浮江、自尋陽出樅陽、過彭蠡、禮其名山川、北至琅邪、並海上、四月中、至奉高脩封焉、

【講義】元封五年の冬、上南郡より巡りて江陵に至りて又東し、灊縣の天柱山に登りて禮祠し、之を號して南岳といふ、それより揚子江に浮び、尋陽より樅陽に出で彭蠡を過ぎて、其の地に在る名山大川を禮祠す、又北して琅邪に至り海上にそひ、四月中に奉高に至りて封を修めぬ、

【字解】其明年、元封五年なり、南岳、霍山なり、一名天柱山、又衡ともいふ、江、揚子江なり、尋陽、廬江郡に屬す、淸の湖北省黄州府黄梅縣の北に當る、樅陽、廬江郡に屬す、淸の安徽省安慶府桐城縣の東南に當る、彭蠡、湖の名なり、琅邪、山の名なり、奉高、縣の名なり、

初天子封太山、太山東北阯、古時有明堂處、處險不敞、上欲治明堂奉高旁、未曉其制度、濟南人公玉帶、上黄帝時明堂圖、明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水圜宮垣、爲複道、上有樓、

く招き致すべし、且つ仙人は高樓の棲居を好むと、是に於て上長安の都には蜚廉桂觀を作り、甘泉宮には益延壽觀を作らしめ、卿をして天子の節を持ちて器具を設けて神仙の人を候はしむ、よつて通天莖臺を甘泉宮に作り、祠の器具を其の下に置き、將に僊神人の徒を招き來さむとす、是に於て甘泉宮に更に前殿を設け置き、始めて諸の宮室を廣めぬ、

【字解】觀、方士の棲みて鬼神を祭る樓のことなり、緱城、緱氏城なり、脯棗、ほじゝとなつめとなり、蜚廉桂觀、漢志には觀を館に作れり、蜚廉と桂との二館の名なり、益延壽觀、漢志には益壽延壽館に作れり、

夏有芝生殿房內中、天子爲塞河、興通天臺、若見有光云、乃下詔、甘泉房中、生芝九莖、赦天下、毋有復作、

【講義】其の夏、芝草殿房內の中間に生ず、又天子決河を塞げる記念として通天臺の工事を興しゝに、光あるを見るが如しと云ふ、乃ち詔を下して曰く、甘泉宮の房中に芝の九莖にして連葉なるを生じたり、よつて天下に令して罪人を赦し、復罪を犯すこと無からしむと、

【字解】內中、房內の中間なり、芝九莖、芝は靈草なり、九莖は九莖にして其の葉の相連れるものなり、

其明年、伐朝鮮、

【講義】元封三年に朝鮮を伐ちて其の王を降す、

夏旱、公孫卿曰、黃帝時、封則天旱、乾封三年、上乃下詔曰、天旱、意乾封乎、其令天下尊祠靈星焉、其明年、上郊雍、通回中道、巡之、春至鳴澤、從西河歸、

【講義】元封三年の夏旱す、公孫卿曰く、黃帝の時、天を祀らむとして封ずれば天旱して乾封すること三年に及ぶと、上乃ち詔を下して曰く、今天の旱するは

越祝祠、安臺無壇、亦祠天神上帝百鬼、而以鷄卜、上信之、越祠鷄卜始用、

【講義】是の時には既に南東の兩越を滅しぬ、越人の勇之といへる者の言に、越人の風俗として鬼神を信ずるに習へり、而して其の祠には皆鬼神現れて數〻效驗あり、昔東甌王は鬼神を敬ひしを以て其の壽百六十歳に及べり、後世鬼を敬することを怠慢にす、故に體力衰へ耗りて年齒延びざるなりと、天子乃ち越の巫をして越風の祝祠を立てしむ、其の祠は唯臺を安置して壇無し、其の祭神には天神上帝及び百鬼を祠る、而して鷄を煮て卜ふなり、天子之を信ず、是に於て始めて越祠に鷄卜を用ひらる、

【字解】兩越、南越と東越となり、勇之、越人の名なり、俗、風習なり、ナラハシトスと訓む、鷄卜、鷄一羽と狗一匹とを用ふ、卜はむとすれば先づ鷄狗の生命ある中に卜事を祝願し、訖れば鷄狗を殺して煮て神に祭り、其中鷄のみを取り出して其兩眼の骨の上の孔裂を見て卜ふ、而して其の形人物に似れるを吉となし、否らざるを凶となす、

公孫卿曰、仙人可見、而上往常遽、以故不見、今陛下可爲觀如緱城、置脯棗、神人宜可致也、且仙人好樓居、於是上令長安則作蜚廉桂觀、甘泉則作益延壽觀、使卿持節設具、而候神人、乃作通天莖臺、置祠具其下、將招來僊神人之屬、於是甘泉更置前殿、始廣諸宮室、

【講義】公孫卿曰く、仙人をば見ることを得べし、而るに從來上の之を見ること能はざりしは上の往くこと常に急遽なり、故に見えざりき、今陛下觀を造營すること緱氏城の如くし、此に脯棗を置かば神人宜し

り、

其春、公孫卿言、見神人東萊山、若云欲見天子、天子於是幸緱氏城、拜卿爲中大夫、遂至東萊、宿留之數日、無所見、見大人跡云、復遣方士求神怪、采芝藥、以千數、是歲旱、於是天子既出無名、乃禱萬里沙、過祠太山、還至瓠子、自臨塞決河、留二日、沈祠而去、使二卿將卒塞決河、徙二渠、復禹之故跡焉、

【講義】元封二年の春、公孫卿上に謂つて曰く、東萊山にて神人を見たりし時、其の神人の言に天子を見むと欲すと云ふが如しと、天子是に於て東の方緱氏城に幸し、卿を拜して中大夫と爲し、遂に東萊に至りて宿り留りて神人を待つこと五六日に及ぶ、されど神人を見ることなし、唯大人の跡を見しと云ふ、復方士をして神怪の事を求め不死の藥を採取せしむること千人を以て數ふるに至る、是の歲旱す、天子既に都を出でし時は神人に會せむが爲にして政務上の名無し、然るに天下旱魃して苦む、是に於て萬里沙の祠に雨を禱り、それより過ぎりて太山に祠り、還りて瓠子堤に至り、自ら監督して決壞せる河を塞ぎ、留まること二日、白馬を沈め河神を祭りて去り、二卿をして卒を將ゐて決せる河を塞がしめ、二流の大渠を徙して禹の故き跡に復らしむ、

【字解】其春、元封二年の春なり、芝藥、不死の藥なり、瓠子、堤の名なり、沈祠、白馬を河に沈めて祀ること、一說に祭具を沈め祀ると、

是時既滅兩越、越人勇之、乃言、越人俗鬼、而其祠皆見鬼、數有效、昔東甌王敬鬼、壽百六十歲、後世怠慢、故衰耗、乃令越巫立

元して元鼎と爲しぬ、今年泰山に封じて肅然に禪したれば宜しく元封元年と爲すべしと、

【字解】 有司言云云、此の句宜しく上の羣臣更上レ壽の句の下に在るべし、此にあるは錯簡ならむ、

其秋、有星茀于東井、後十餘日、有星茀于三能、望氣王朔言、候獨見[旗]星出如瓜、食頃復入焉、有司皆曰、陛下建漢家封禪、天其報德星云、其來年冬、郊雍五帝、還拜祝祠太一、贊饗曰、德星昭衍、厥維休祥、壽星仍出、淵耀光明、信星昭見、皇帝敬拜太祝之享、

【講義】 其の秋星ありて天の東井に現れて彗星と爲る、其後十餘日にして又星ありて天の三能に現れて彗星と爲る、時に氣を望み見る者の王朔といへる人上言して曰く、臣天文を候ひ察るに東井三能に現れたる其星は其狀唯瓜の如くなるが一餉時にして復入りしを見しのみと、而るに有司は皆帝に諛ひて曰く、陛下始めて漢家の封禪を建て給へり、天由つて之に報ゆるに此德星を以てせりといふ、其の來年の冬に、雍の五帝を郊祀し、還りて拜し祝ひて太一神を祠る、其の祝詞に曰く、德星明かに大いにして美しく祥し、壽星出でてしづかに耀いて光明なり、信星明かに現れて皇帝敬みて太祝の行ふ享を拜すと、

【字解】 茀、彗星と爲ること、東井、秦の分野なり、三能、能は台に同じ、紫微星に上中下の三台あり、之を三台坐と稱す、旗星、旗は其に作るを是となす、上句の東井三能に出でたる星を指す、旗は東北曲の十二星にして瓜の狀にして忽ち出でて忽ち入るものにあらず、食頃、一度餉ふ時の間をいふ、シバラクと訓む、德星、鎮星なり、一に歲星なりといふ、贊饗、祝詞なり、昭衍、明大なり、休祥、休は美しきなり、祥はめでたきなり、壽星、南極老人星なり、淵耀、しづかにかゞやくなり、信星、鎮星なり、太祝、祠を主どる官な

又詔を下して曰く、古は天子五歲に一たび諸國を巡狩して事を太山に用ひたり、故に諸侯各、太山の下に朝宿の地を有てり、今又諸侯をして各、邸第を太山の下に治めしむべしと、

【字解】不經、經は常なり、常法に脫れたるをいふ、皮弁、鹿皮にて作りたる冠なり、薦紳、搢紳に同じ、玉牒、玉は美稱なり、玉札といふに同じ、奉車、天子の乘輿を掌る官、子侯、霍去病の子なり、陰道、北道なり、蜚禽、蜚は飛なり、加レ禮、禮の字漢志に祠に作れり、兕牛、兕は野牛に似て青きもの、明堂、天子の政務を執る處、此處は古の明堂の在りし處にして、漢は明年の秋に明堂を作りしなり、眇々、少々なり、兢々、懼るるさま、菲薄、菲は薄なり、屑、雜然と衆多なるさま、有レ望、望の字漢志に聞に作れり、震、驚きふるふなり肅然、山の名なり、復、租稅を免除すること、乙卯、元朔三年なり、

天子既已封二太山一、無二風雨災一、而方士更言、蓬萊諸神、若レ將レ可レ得、於レ是上欣然、庶二幾遇一レ之、乃復東至二海上一望、冀レ遇二蓬萊一焉、奉車子侯暴病、一日死、上乃遂去、並二海上一、北至二碣石一、巡自二遼西一、歷二北邊一、至二九原一、五月反至二甘泉一、有司言寶鼎出、爲二元鼎一、以二今年一爲二元封元年一、

【講義】天子既に已に太山に封ぜし時に風雨の災無かりき、よつて方士更る〱蓬萊の諸神も將に得べからむとするが若しといふ、是に於て上欣然として悅びて之を遇はむことを庶幾ひ、乃ち復東の方海上に至りて望見し、蓬萊の諸神に遇はむことを冀ふ、時に奉車の子侯暴に病みて一日にして死にぬ、上乃ち遂に去りて海上に旁ひて北の方碣石に至り、巡りて遼西より北邊を歷て九原に至り、五月に反りて甘泉宮に至る、有司上言して曰く、寶鼎の出でたる年に改

治邸太山下、

【講義】四月に東より還りて奉高に至る、武帝念へらく、諸儒及び方士の封禪を言ふことは、人人によりて殊なり、且つ其言ふ所常に脱れて施し行ひ難しと、それより梁父山に至りて地主を禮祠し、乙卯の日に侍中の儒者をして皮弁搢紳の禮裝にて牛を射て神事を行はしめ、太山の下の東方に封じて太一を郊祠するの禮の如くす、其封の廣さは一丈二尺、高さ九尺其土封の下に玉牒の書を埋む、其書に何事を記したりしかは祕して知らしめず、此禮畢りて武帝獨り侍中の奉車子侯と倶に太山に登り、此にて亦封ぜり、其頂上の封事も皆禁じて知らしめず、翌日北道より下りぬ、丙辰の日に太山の麓の東北なる肅然山に禪することを后土を祭る禮の如くし、天子皆親ら行きて神に拜見す、之に從ふ者の衣は黄色を上び、而して盡く音樂を用ひ、又江淮の間に産する三脊ある茅を編みて神供の藉物となし、五色の土を益し雜へて封ず、又遠方に産する奇しき獸鳥及び白雉其他の動物を放ちて頗る禮を加ふ、而して兕牛犀象の類は用ひざりき、此くて肅然山の祠を終へて君臣皆太山に至りて又后土を祭る、此の封禪の祠に其の夜光あるが如く見え、晝白雲ありて封中より起れり、武帝禪より還りて古時の明堂の跡に坐せり、羣臣更に祝辭を上る、是に於て御史に制詔を出して曰く、朕は少々の身を以て天子の至尊を承け、兢々として其の位に任へざらむことを懼れ、其の德薄くして禮樂に明かならず、されど昨太一を修め祠りしに、天地の瑞應を承けて、其の夜光ありて恰も明光に象れることあるが如く見え、衆多の萬歲と呼べるありて恰も之を望み見らるゝとあるが如く聞ゆ、かゝる神怪の事に震れて止めむと欲すれども止めず、遂に登りて太山に封じ、梁父に至り而して後に肅然山に禪せり、是に於て自ら新になりしを悦び、又士大夫と倶に何事も更め始むることを嘉みす、よつて民に百戸毎に牛一尾酒十石を賜ひ、八十歲以上の者と鰥るべなき者とには布帛二匹を加へ、博・奉高・蛇丘・歴城の四縣を免租して今年の租税を出すことと無らしめ、又天下に大赦して元朔三年の赦令の如くせよ、又行の過つ所は復作すことなからしめ、二年前の犯罪は皆免して聽き治むることなからしめよと、

禮、封廣丈二尺、高九尺、其下則有玉牒書、書祕、禮畢、天子獨與侍中奉車子侯、上太山、亦有封、其事皆禁、明日下陰道、丙辰、禪太山下趾東北肅然山、如祭后土禮、天子皆親拜見、衣上黃、而盡用樂焉、江淮間一茅三脊爲神藉、五色土益雜封、縱遠方奇獸蜚禽、及白雉諸物、頗以加禮、兕牛犀象之屬、不用、皆至太山、祭后土、封禪祠、其夜若有光、晝有白雲起封中、天子從禪還、坐明堂、群臣更上壽、於是制詔御

史、朕以眇眇之身、承至尊、兢兢焉懼不任、維德菲薄、不明於禮樂、修祠太一、若有象景光、屑如有望、震於怪物、欲止不敢、遂登封太山、至于梁父、而後禪肅然、自新、嘉與士大夫更始、賜民百戸牛一・酒十石、加年八十孤寡布帛二匹、復博・奉高・蛇丘・歷城、無出今年租稅、其大赦天下、如乙卯赦令、行所過、毋有復作、事在二年前、皆勿聽治、又下詔曰、古者天子五載一巡狩、用事太山、諸侯有朝宿地、其令諸侯各、

有言、見一老父牽狗、言吾欲見巨公、已忽不見、上卽見大跡未信、及群臣有言老父、則大以爲僊人也、宿留海上、予方士傳車、及間使求仙人以千數、

【講義】中嶽より東の方太山に上る、此の時太山の草木の葉未だ生ぜざれば石を上ぐるとも傷害する所無ければ、人をして石を上げて之を太山の巓に立てたり、上遂に東の方海上に巡り、行く〳〵八神を禮祠せり、時に齊人の上疏して鬼神に關する怪しく奇しき方術を言ふ者萬を以て數ふ、されど一の驗ある者無し、乃ち益、船を發して海中の神山のことを言ひ傳ふる者數千人をして蓬萊の神人を求めしむ、公孫卿は節を持ちて常に天子に先立ちて各地の名山を候ふ、其の東萊に至る時に言ふ、夜大人の長け五六丈なるを見たれば、之に就き近くに其の形を見ず、其の跡を見るに大にして禽獸の跡に類せりといふ、又羣臣口に言ふことあり、そは一人の老父の狗を牽けるを見たり、而して其の老父の言に、吾れ天子に見えむと欲すといひて忽ちにして見えずなりぬと、上乃ち大いなる跡を見るも未だ之を信ぜず、羣臣の老父のことを言ふに及びて此れは定めて仙人なりと思ひ、由つて海上に宿り留りて、方士に傳車を予へて老父を搜索せしめ、又微に仙人を求めしむること千を以て數ふるに至る、

【字解】八神、天・地・兵・陰・陽・月・日・四時の八主をいふ、節、天子より賜はる證符なり、牛毛を飾りとなす、巨公、巨は大也、天子は天下の父也、故に天子を巨公といふ、武帝を指す、間、微なり、ヒソカニと訓む、

四月、還至奉高、上念諸儒及方士言封禪、人人殊、不經難施行、天子至梁父、禮祠地主、乙卯、令待中儒者、皮弁薦紳、射牛行事、封太山下東方、如郊祠太一之

其の誰なるか詳ならず、騁、走なり、封禪の儀式の調査の進行せざるをいふ、太帝、禮を掌る官なり、魯善、魯の儒生の禮に詳しきをいふ、屬、會なり、儒生を會合するをいふ、絀罷、共に退くなり、

三月、遂東幸緱氏、禮登中嶽太室、從官在山下、聞若有言萬歲云、問上上不言、問下下不言、於是以三百戶封太室奉祀、命曰崇高邑、

【講義】　元封元年三月に、遂に東の方緱氏城に幸し、禮敬して中嶽の太室山に登る、其の從官は山下に在り、時に何處とも無く十萬人許の聲にて萬歲と言ふことあるが如きを聞けりと云ふ、山下の者は山上の者に問ふに、山上の者は言はずといひ、山上の者は山下の者に問ふに、山下の者は言はずといふ、是に於て太室山が言ひしものと爲し、三百戶を以て太室山を封じて之を奉祠せしめ、其の奉邑を命けて崇高邑といふ、

【字解】　三月、元封元年の三月なり、漢書武帝紀及び荀紀通鑑には正月に作れり、此と郊祀志と三月に作れるは謬なり、太室、崧高山のこと、山に石室あり、故に名づく、崇高、崧高山のこと、此の山を崇奉するを崇高といふ、

東上太山、太山之草木葉未生、乃令人上石、立之太山巓、上遂東巡海上、行禮祠八神、齊人之上疏言神怪奇方者、以萬數、然無驗者、乃益發船、令言海中神山者數千人、求蓬萊神人、公孫卿持節常先行、候名山、至東萊、言、夜見大人長數丈、就之則不見、見其跡甚大、類禽獸云、群臣

儒ヲ不レ用ヒ、

【講義】 武帝朔方より還り、既にして甘泉宮に至り、振旅せし爲に特に事を太山に用ひむとして、先づ太一神を類祠す、さて元鼎年中に寶鼎を得しより、上公卿諸生と封禪の事を議せり、而して封禪の儀式は古より用ふること希なれば、其の事久遠にして其の儀禮を知ること莫し、羣儒は之を尙書・周官・王制の望祀射牛の事に采りて說を立てむとす、此の時齊人の丁公とて年九十餘歲の者の曰く、封禪とは當に不死の名なるべし、故に秦の皇帝は泰山に上らむとして暴風雨に遇ひ、遂に封ずることを得ざりしを以て短命なりき、陛下必ず泰山に上らむと欲せば、稍〻上りて卽ち風雨の障無くむば、遂に頂上に登りて封ずることを得べけむ、從つて又長壽を得べしと、上是に於て諸儒をして射牛を習ひ封禪の儀式を草せしむ、其の後數年にして將に此の禮を行はむとするに至り、天子既に公孫卿及び其の他の方士の言を聞けり、それは黃帝より以上の人君は封禪するに皆不可思議の事を致して鬼神と通ぜりと、故に黃帝より以上の人君に放ひて神僊の人蓬萊の士に接近し、世に超然として德を上古の九皇に比せむと欲せり、而るに又頗る儒術を采用して之を文飾せむとす、されど羣儒は既に封禪の事を辨ち明らむること能はず、又詩經書經及び古記錄を引き來るも之に拘泥して其の事の調査を進行すること能はざるなり、されど上は封禪の祠の器具を作りて羣儒に示す、羣儒或は古と同じからずといふ、徐偃又曰く、禮官の太常の諸生の禮を行ふは魯の儒生の善きには如かざるなりと、周霸又諸儒を會して封禪の事を圖る、此の如く諸儒の爲す所徒に時日を費して一も得る所無し、是に於て上偃霸の二儒を退け、又盡く諸儒を退けて用ひざるなり、

【字解】 爲且、爲は振旅したるが爲なり、且は將なり、類祠、類は祭の名なり、其の義は比なり、郊祀に比して祭るをいふ、曠絕、久遠なること、尙書、書經なり、周官、周禮なり、王制、禮記の編名なり、望祀、山川を望み祭ること、射牛、天子の宗廟を祀る時、必ず自ら其の牲を射ること、合、當なり、マサニと訓む、秦皇帝、秦の始皇帝なり、上封、上は泰山に上るなり、九皇、上古の人皇九人をいふ、此言方士の口より出づ、

方朔方を巡り、兵を治むること十餘萬、還りて黃帝の冢を橋山に祭り、兵を須如に釋く、上曰く、吾れ聞けるに黃帝は登仙して死なざりきと、今冢あるは何ぞやと、或る人對へて曰く、黃帝已に仙となりて天に上れり、而るに群臣其の衣冠を此に葬れり、故に冢ありと、

【字解】振兵釋旅、振は止むなり、釋は解くなり、旅は軍なり、衆なり、戰に勝ちて兵を收むるをいふ、勒、治むるなり、須如、一本に涼如に作る、

既至甘泉、爲且用事太山、先類祠太一、自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪、封禪用希、曠絕、莫知其儀禮、而群儒采封禪尚書・周官・王制之望祀射牛事、齊人丁公、年九十餘、曰、封禪者、合不死之名也、秦皇帝不得上封、陛下必欲上、稍上、卽無風雨、遂上封矣、上於是乃令諸儒習射牛、草封禪儀、數年、至且行、天子既聞公孫卿及方士之言、黃帝以上、封禪皆致怪物與神通、欲放黃帝以上接神僊人・蓬萊士、高世比德於九皇、而頗采儒術以文之、群儒既已不能辨明封禪事、又牽拘於詩・書・古文、而不能騁、上爲封禪祠器示群儒、群儒或曰、不與古同、徐偃又曰、太常諸生行禮、不如魯善、周霸屬圖封禪事、於是上絀偃霸、而盡罷諸

悲、帝禁不止、故破其瑟爲二十五絃、於是賽南越、禱祠太一后土、始用樂舞、益召歌兒、作二十五絃及空侯[琴]瑟自此起、

【講義】 其の明年の春には既に南越を滅しぬ、時に上に嬖臣李延年と云者あり、音樂に妙なるを以て屢〻見ゆ、上之を善す、公卿に令を下して議して曰く、民間の祠にすら尚瑟を鼓し舞を舞ふの樂あり、今天子郊祀して樂無くんば豈に其の大祭にかなはむやと、公卿之に同じて曰く、古は天地を祠るに皆樂ありき、故に其の神祇に對して禮を行ふことを得たりと、或る人の曰く、太昊伏羲氏は素樸の女をして五十絃の瑟を鼓せしめしに、其の音悲めり、帝其の悲哀の情を禁ずるも自ら止まず、故に其の瑟を破りて別に二十五絃の瑟を爲りしと、此の如く公卿皆議して郊祀に音樂を奏することを賛したれば南越に於て神徳に報い、太一后土を禱り祠るに、始めて樂舞を用ふ、其の後益〻歌兒を召して二十五絃の瑟と空侯とを作る、故に瑟の盛なるは此より起れり、

【字解】 其春、其明年の春なり、即ち元鼎六年なり、嬖臣、嬖は便辟なり、きにいりのけらい、稱、適なり、カナフと訓む、太帝、太昊伏羲氏なり、素女、素樸の女なり、不止、悲哀の情自ら止まざるをいふ、賽、神徳に報ゆるなり、二十五絃、即ち瑟のことなり、空侯、一に坎侯ともいふ、武帝の樂人侯調の造りし樂器なり、琴瑟、琴の字衍なり、漢志には琴の字無し、

其來年冬、上議曰、古者先振兵釋旅、然後封禪、乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭黄帝冢橋山、釋兵須如、上曰、吾聞黄帝不死、今有冢、何也、或對曰、黄帝已僊上天、群臣葬其衣冠、

【講義】 其の來年の冬、上議して曰く、古は先づ兵を止め軍を釋きて、然る後に封禪せりと、乃ち遂に北の

人跡緱氏城上、有物如雉、往來城上、天子親幸緱氏城、視跡、問卿、得毋效文成・五利乎、卿曰、僊者非有求人主、人主者求之、其道非少寛假、神不來、言神事、事如迂誕、積以歲、乃可致也、於是郡國各除道、繕治宮觀名山神祠所、以望幸也、

【講義】其の冬、公孫卿鬼神を河南に伺ひ望み、還りて言ふ、僊人の跡を緱氏城の上に見たり、且つ何物かありて其の狀雉の如く城上に往來せりと、天子親ら緱氏城に幸して其の僊跡といふを視て、卿に問ひて曰く、汝の言ふ所亦文成五利の二方士に效ふにあらずやと、卿答へて曰く、そも僊人は敢て人主に求むる所あるにあらず、人主却つて僊人を求めむとす、故に其の之を求むるの道は、少しく其の心を寛假にするにあらざれば、鬼神此に來らじ、凡て神事を言ふには其の事迂遠妄誕なるが如しと雖、久しく歲月を積まば其の術に達すべしと、是に於て郡國各、道路を除ひ、宮觀名山神祠の所を繕ひ治めて天子の行幸を望めり、

【字解】候、伺望なり、ウカヾフと訓む、文成五利、文成は文成將軍にして少翁のことなり、五利は五利將軍にして欒大のことなり、共に方士なり、迂誕、迂は迂遠なり、まはりどほし、誕は妄なり、みだりなり、

其春既滅南越、上有嬖臣李延年、以好音見、上善之、下公卿議曰、民間祠、尙有鼓舞樂、今郊祠而無樂、豈稱乎、公卿曰、古者祠天地皆有樂、而神祇可得而禮、或曰、太帝使素女鼓五十絃瑟、

日、東方に向ひて日を拜すること、贊饗、祝辭なり、瑄玉、璧の大さ六寸を瑄といふ、

其秋爲伐南越、告禱太一、以牡荊畫幡日・月・北斗・登龍、以象天一三星、爲太一鋒、命曰靈旗、爲兵禱、則太史奉以指所伐國、

【講義】元鼎五年の秋、南越を伐たむとて之を太一神に告げて其の戰勝を禱る、此の時戰勝を禱る爲に始めて一の靈旗を作成せり、そは牡荊を以て幡の柄となし、幡に日と月と北斗と登り龍とを畫きて天一星に象れり、さて北斗七星の中の三星は太一神を守護する鋒たり、故に此幡を命けて靈旗といふ、凡て天子兵馬を出して戰勝を禱る時は、太史此の旗を捧げて其の伐たむとする所の國を指すなり、

【字解】其秋、元鼎五年の秋なり、牡荊、灌木の名、和名なまえのき、一ににんじんぼくともいふ、天一、星の名なり、漢志に太一に作れるは非なり、三星、北斗の三星なり、奉、捧ぐなり、

而五利將軍使不敢入海、之泰山祠、上使人隨驗、實毋所見、五利妄言見其師、其方盡多不讎、上乃誅五利、

【講義】曩に五利將軍東の方海に入りて其の師を求めむとて行けり、而るに使して敢て海に入らずして泰山の祠に行きぬ、上是に於て人をして將軍に隨ひて其の鬼神の效を驗さしむるに、其の實一も見ること無し、是れ畢竟五利が妄に其の師に會はむなどと詐りしなり、其の後其の方術盡きて多く相應ぜざるなり、上乃ち五利將軍を誅しぬ、

【字解】而、此の字遠く上句の東入海求其師云に接す、不讎、讎とは相應ずるなり、不讎とは五利の言ふ所前後相應せずして驗無きをいふ、シルシアラズと訓む、

其冬、公孫卿候神河南、言見僊

帝は中央土色なり、されど中央のは已に太一神あり、故に坤位の未なる西南に八通の鬼道を除ひて之を祠る、太一神に用ふる所は雍の一時に供ふる物の如くし、而して之に加ふるに醴酒と棗と脯との類を以てし、一の犛牛を殺して俎豆に盛る牢の具へとなす、而して五帝には唯俎豆と醴酒とのみを進めて犛牛の類無し、されど其下の四方の地には聯續して祭る食物を供ふ、而して羣神の從祠せらるゝ者は北斗まで及ぼすと云ふ、已に祠りて下げたる胙餘は皆之を燎く、之を燎くに其の牛肉の色は白くなるまで燎き、又鹿をば牛肉中に居き彘をば鹿の中に内れ、水にて之を釜中に灌ぐなり、日を祭るには牛を以てし、月を祭るには羊と彘との特を以てす、太一の祝宰は紫及び繡の衣を著け、五帝の祝官は各其方の色の如くし、日を祭る祝官は赤衣を、月を祭る祝官は白衣をきる、十一月辛巳の朔旦冬至の夜の引き明け方に天子始めて郊祀して太一神を拜す、此の日朝旦に行宮を出で東向して日を拜し、其の夕に西向して月を拜す、則ち揖して太一神を見ること雍の郊祀の禮の如くす、其の祝辭に曰く、天始めて寶鼎神策を以て皇帝に授けたり、皇帝神策を推し數へて朔旦の冬至より率ね二十歲にして復朔旦の冬至となることを發見す、卽ち天の紀終りて復始まれるなり、是に於て皇帝敬み拜して天を祀ると、而して衣は黃色を上び、其祠に烈火壇に滿ち、壇の旁に亨炊の具あり、有司は祠の上に光ありといふ、公卿言ふ、皇帝始めて太一を雲陽に郊見せしとき、有司瑄玉嘉牲を奉じて薦め供ふ、是の夜美光あり其の翌日に及びて黃氣上りて天につけりと、太史公及祠官寬舒等曰く、神靈の大いなる、福を祐け祥を兆す、宜しく此の地の光輝ある域に因つて太畤の壇を立て、以て天の瑞應を明にすべしと、太祝をして此畤を受け持たしむ、秋と臘とにて間の祠りをなし、三歲に天子一たび郊見することとなしぬ、

【字解】　三垓、垓は重なり、三重の壇なり、其方、青帝は東、赤帝は南、白帝は西、黑帝は北をいふ、其、此の字恐らくは衍文ならむ、補紀には之れ無し、貍牛、犛牛なり、くろうし、醊食、聯續して祭る食物、胙餘、祭の供物の下り物なり、ひもろぎ、泊之、泊は灌なり、スヽグと訓む、特、たゞ一牲のみを用ふるをいふ、昧爽、昧は晦なり、爽は明也、夜の引き明けをいふ、朝

帝西南除八通鬼道、太一〔其〕所用如雍一時物、而加醴・棗・脯之屬、殺一狸牛、以爲俎豆牢具、而五帝獨有俎豆醴進、其下四方地、爲醊食、群神從者、及北斗云、已祠、胙餘皆燎之、其牛色白、鹿居其中、彘在鹿中、水而洎之、祭日以牛、祭月以羊彘特、太一祝宰則衣紫及繡、五帝各如其色、日赤、月白、十一月辛巳朔旦冬至、昧爽、天子始郊拜太一、朝朝日、夕夕月、則揖而見太一、如雍郊禮、其贊饗曰、天始以寶鼎神策授皇帝、朔而又朔、終而復始、皇帝敬拜見焉、而衣上黃、其祠列火滿壇、壇旁亨炊具、有司云、祠上有光焉、公卿言、皇帝始郊見太一雲陽、有司奉瑄玉嘉牲薦饗、是夜有美光、及晝、黃氣上屬天、太史公祠官寬舒等曰、神靈之休、祐福兆祥、宜因此地光域、立太畤壇、以明應、令太祝領、秋及臘間祠、三歲天子一郊見、

【講義】上遂に雍に郊祀し、隴西に至る、西の方崆峒山に登り甘泉に幸す、祠官寬舒等をして太一の祠壇を具へしむ、其の祠壇は薄忌の太一の壇に放ひて、三重の壇なり、而して五帝の壇は其の周圍に環りて其の下方に居る、各、其の方角の如くにす、五帝の中黃

とは名山大川の靈の天下の守護神をいふなり、當時の名山は八つあり、而して其の三は蠻夷に在り、五は中國に在り、中國の名山は華山、首山、太室、太山、東萊、是なり、此五山は黃帝の嘗て游びて其神と會せし所なり、黃帝は且つ戰ひ且つ僊を學べり、故に百姓の其の道を誹るを患ひて、鬼神をそしる者を斷ち斬れり、此く鬼神を信じて百餘歲にして然る後に神と通ずることを得たり、又黃帝は雍の上帝に郊祀して其處に宿ること三箇月に及び、鬼臾區を大鴻と號し、其の死屍を雍に葬れり、故の鴻冢是なり、其の後黃帝萬の神靈に明廷に接す、明廷とは甘泉のことなり、又黃帝の仙人となりしと謂ふ所の寒門は中山の谷口なり、黃帝首山の銅を採掘して鼎を荊山の下に鑄る、鼎既に成りし時龍ありて頷下の髯を垂れ、下りて黃帝を迎ふ、黃帝龍に上り騎る、羣臣後宮の從ひ上る者七十餘人に及ぶ、龍此等の人々を載せて天に上り去る、其の他の小臣は上ることを得ず、よつて悉く龍の髯を持つ、龍の髯拔けて墮つ、此の時黃帝の弓も墮つ、百姓之を仰ぎ望めば、黃帝既に天に上れり、乃ち其の弓と龍の髯とを抱きて泣き號ぶ、故に後世因つて其の處を名けて鼎湖といひ、其の弓を烏號といふと、是に於て天子曰く、嗟吾れ誠に黃帝の如くなることを得ば、吾れ妻子を去るを視ること躧を脫ぐが如くせむのみと、乃ち卿を拜して郎と爲し、東の方神を太室山に候はしむ、

【字解】宛朐、地名也、朐一に句に作る、補紀に宛侯に作る、鬼臾區、黃帝の時の諸侯也、神策、筮策なり、めどき、天之紀、天の紀元なり、不經、經は常なり、常法に違へること、嬖人、君の愛を受くるもの、きにいり、曾孫、ひいまご也、神靈之封、神靈のことを修むるによりて封ぜらるゝをいふ、非、誹なり、ソシルと訓む、寒門、黃帝の仙となりし處なりといふ、盛夏と雖凜然と寒し、故にいふ、胡髯、胡は頷下の垂肉なり、胡髯はあごひげなり、躧、舞履なり、クツと訓む、

上遂郊雍、至隴西、西登崆峒、幸甘泉、令祠官寬舒等、具太一祠壇、祠壇放薄忌太一壇、壇三垓、五帝壇環居其下、各如其方、黃

與胡髯號、故後世因名其處曰鼎湖、其弓曰烏號、於是天子曰、嗟乎吾誠得如黃帝、吾視去妻子如脫躧耳、乃拜卿為郎、東使候神於太室、

【講義】 其の秋上雍に幸してまさに郊祀せむとす、或る人の曰く、天の五帝は太一の佐なり、故に宜しく太一の時を立てゝ而る後に上親ら之に郊祀すべしと、上疑ひて未だ定めず、時に齊人の公孫卿曰く、今年已に寶鼎を得たり、其の冬辛巳の日の朔は恰も冬至に相當す、此れ黃帝の時と相等し、卿に一札の書あり、其の書に曰く、黃帝は寶鼎を宛朐に得しときに、之を鬼臾區に問ふ、鬼臾區對へて曰く、黃帝寶鼎と神策とを得たり、是歲己酉の朔旦は冬至に當り、此の日に天の紀元を得たり、是れ終りて復始まるの時なりと、是に於て黃帝日を迎へて神策を推し數へたり、其の後率ね二十歲にして朔旦に冬至來る、凡て二十歲を十九回推し數へたる三百八十年にして黃帝僊人となりて天に登れりと記せり、卿乃ち所忠に因りて之を上に奏せむと欲しき、所忠其の書の不經なるを視て、其の妄書なることを疑ひ、之が傳奏の勞を取らず謝して曰く、寶鼎の事は世已に決せり、尚何を以て此の書を奏することをせむと、卿又嬖人に因りて之を奏す、時に上大いに悅びて乃ち召して卿に問ふ、對へて曰く、此の書は申公に受けしなり、申公已に死にぬと、上曰く申公何れの人ぞと、卿曰く、申公は齊人なり、仙人安期生と通じて黃帝の言を受く、而して定まれる書無けれど獨此鼎書のみあり、其の書中に曰く、漢與らば復黃帝の時と其の紀を同じくせむと、又曰く、漢の聖者は高祖の孫か曾孫かにあらむ、而して此の時代に寶鼎出でむ、寶鼎出でて神と其の德を通じて封禪せむ、古より封禪せし王は七十二人あり、唯黃帝のみ太山に上りて封ずることを得たりと、申公曰へりき、漢主も亦當に太山に上りて封ぜむ、上りて封ぜば能く僊人となりて天に登らむと、黃帝の時に萬の諸侯あり、而して其の中に就きて神靈の事を修むるを以て封ぜられたる者七千に居れり、而して神靈

大說、乃召問卿、對曰、受此書申公、申公已死、上曰、申公何人也、卿曰、申公齊人、與安期生通、受黃帝言、無書、獨有此鼎書、曰、漢興復當黃帝之時、曰、漢之聖者在高祖之孫且曾孫也、寶鼎出而與神通封禪、封禪七十二王、唯黃帝得上太山封、申公曰、漢主亦當上封、上封則能僊登天矣、黃帝時萬諸侯、而神靈之封居七千、天下名山八、而三在蠻夷、五在中國、中國華山・首山・太室・太山・東萊・此五山、黃帝之所

常游與神會、黃帝且戰且學僊、患百姓非其道者、乃斷斬非鬼神者、百餘歲然後得與神通、黃帝郊雍上帝、宿三月、鬼臾區號大鴻、死葬雍、故鴻冢是也、其後黃帝接萬靈明廷、明廷者甘泉也、所謂寒門者谷口也、黃帝采首山銅、鑄鼎於荊山下、鼎既成有龍垂胡髯、下迎黃帝、黃帝上騎、群臣後宮從上七十餘人、龍乃上去、餘小臣不得上、乃悉持龍髯、龍髯拔墮、墮黃帝之弓、百姓仰望、黃帝既上天、乃抱其弓、

徂基、祭の夕に其の準備をなすをいふ、基は門側の塾なり、堂に升り塾に行きて壺濯籩豆の整へるや否やを下検分すること、鼐鼒、鼐は大鼎なり、鼒は小鼎なり、呉、譁なり、カマビスシと訓む、驁、おごるなり、胡考之休、胡は壽なり、考は老なり、休は福なり、路弓乘矢、路は大なり、乘は四矢なり、合德、天と德を合すをいふ、祖禰、祖は高祖の廟なり、禰は父の廟なり、

入海求蓬萊者、言、蓬萊不遠、而不能至者、殆不見其氣、上乃遣望氣佐候其氣云、

【講義】前に海に入りて蓬萊山を求めし者の言ふに、蓬萊は遠からず渤海の中に在り、而るに此に至ること能はざるは、多くの者其の氣を望み見ざればなりと、上乃ち望氣の者を遣し輔佐して其の氣を候はしめしと云ふ、

其秋、上幸雍且郊、或曰、五帝太一之佐也、宜立太一而上親郊之、上疑未定、齊人公孫卿曰、今年得寶鼎、其冬辛巳朔旦冬至、與黃帝時等、卿有札書曰、黃帝得寶鼎宛朐、問於鬼臾區、鬼臾區對曰、黃帝得寶鼎・神策、是歲己酉朔旦冬至、得天之紀、終而復始、於是黃帝迎日推策、後率二十歲、復朔旦冬至、凡二十推、三百八十年、黃帝僊登于天、卿因所忠欲奏之、所忠視其書不經、疑其妄書、謝曰、寶鼎事已決矣、尚何以爲、卿因嬖人奏之、上

氏は神鼎一を興せり、一とは一統の義にして天地萬物の象を繫くる所なり、次に黃帝は寶鼎三を作れり、三とは天地人に象れり、次に禹は九州より九牧の金を收めて九鼎を鑄て、九州の物を象れり、而して此等は皆嘗て牲牢を烹て上帝鬼神を祭祀せしなり、故に鼎は聖德の君に遭へば則ち興り出づるなり、而して禹の九鼎夏商周に遷り傳はり、周德の衰ふるや、宋の社主亡びて鼎は泗水に沈沒して復見えざるなり、詩の周頌絲衣に云く、祭祀の禮を行はむとするに堂内より門側の塾に至るまで其處に設けたる壺濯籩豆の具はれるや否やを視、次に門外の牲を視て羊より牛にゆき、次に又門外に備へたる大鼎、鼎及び小鼎を視て、夫々其の整へるを告げ、祭の始終言語をつゝしみて讙（カマビスシ）くせず、威儀を正しておごらず、是を以て壽老の福を承くべしといへり、今鼎甘泉に至るの後に光り潤ひて龍の如くに變じ、福を承けて疆無く、又黃白の雲の降るありて、初め中山に至りし時の黃雲の瑞に相合ふなり、蓋し甘泉に見るゝ雲も獸の形の如くにして符瑞をなすなり、是に於て又大弓四矢の符瑞を一時に壇下に獲たり、由つて其符瑞に報いむが爲に大に祠享す、唯命を受けて帝たる者は心に天の意を知りて天と其の德を合（シ）ずなり、故に今得たる所の鼎は宜しく祖禰の廟に見し、又帝廷に藏めて以て明かなる瑞應に合すべしと、上制して可なりと曰ふ、

【字解】　巫錦、錦は巫の名なり、魏脽后土、汾陰の后土なり、汾陰は本魏地の墳なり、故にいふ、營、祠の兆（マツリ）域（ニハ）なり、掊、手に把るなり、トルと訓む、鏤、絲條なり、細長きをいふ、款識、款は誌なり、識は表すなり、一に陰文を款といひ陽文を識といふと、鐘鼎などの銘なり、吏、縣吏なり、以聞、上聞に同じ、天子に申し上ぐること、從レ行上薦レ之、行は天子の行幸なり、上は奉るなり、薦は天に進むなり、曣嗢、漢志に晏溫に作れり、日出でて雲無きを曣（アン）といひ、日出でて溫かなるを嗢といふ、麃、大鹿なり、不登、凶年のこと、豐麃、ゆたかにしげるなり、泰帝、太昊伏犧氏なり、繫レ終、漢志には終を象に作れり、嘗亨鬺、嘗は嘗てなり、亨は祭るなり、鬺は煮るなり、牲牢は煮て一祭祀するをいふ、宋之社、亳（ハク）社也、亳は湯都の亳也、宋州に屬す、周の武王紂を伐ちて亳社を立つ、故に宋之社といふ、淪沒、泗水に沈みしをいふ、頌、詩經周頌絲衣篇なり、自レ堂

哉、有司皆曰、聞昔泰帝興神鼎一、一者壹統、天地萬物所繫〔終〕也、黃帝作寶鼎三、象天地人、禹收九牧之金、鑄九鼎、皆嘗亨鬺上帝鬼神、遭聖則興、鼎遷于夏商、周德衰、宋之社亡、鼎乃淪沒、伏而不見、頌云、自堂徂基、自羊徂牛、鼐鼎及鼒、不吳不驁、胡考之休、今鼎至甘泉、光潤龍變、承休無疆、合茲中山、有黃白雲降、蓋若獸爲符、路弓乘矢、集獲壇下、報祠大享、唯受命而帝者、心知其意而合德焉、鼎宜見於祖禰、藏于帝廷、以合明應、制曰、可、

【講義】　其の夏の六月中に汾陰の巫の錦といへる者、民の爲に魏脽の后土の兆域の旁に祠る、其の地を見るに鉤の狀の如く曲りて持ち上れり、掊りて視るに鼎を得たり、鼎の大さは普通のものに異なり、其の文絲條の如く細長くして何れの時代のものなるか誌識無ければ判然せず、之を怪みて縣吏に言ふ、縣吏之を河東郡の太守勝に告ぐ、勝之を天子に聞え上ぐ、天子乃ち使をして巫が鼎を得たるかを驗み問はしむるに眞實なり、よつて禮祠して鼎を迎へ天子の行幸に從へて上りて甘泉に至り、將に之を天に薦めむとす、中山に至る時、日出でて雲無く且つ溫きに忽に黃雲ありて天を蓋ひ、麃ありて過ぎる、上自ら之を射殺して因つて鼎を祭りしと云ふ、長安に至るときに、公卿大夫皆議して今度獲たる寶鼎を尊ばむと請ふ、天子曰く、此頃河溢れて歲數豐ならず、故に諸郡を巡りて后土を祭り、百姓の爲に五穀を實さむと祈る、今歲の豐作未だ報ぜられず、然るに鼎何の故に出でしぞやと、有司皆曰く、聞き及ぶ所によれば、昔太昊伏犧

に通ずるをいふ、乾、易の乾卦の九五の爻辭也、鴻漸于般、此は易の漸卦の六二の爻辭なり、鴻は大鳥也、漸は進むなり、般は磐なり、水涯の堆き石なり、鴻の磐に進むは一擧千里の喩なり、如、行くなり、甲第、邸宅に甲乙の次第あり、故に甲第といふ、僮、婢僕の總稱なり、乘轝、轝は輿に同じ、乘輿は天子の御車なり、斥車馬、斥けて用ひざるの車馬なり、大主、武帝の姑にして竇太后の女なり、治行、旅裝なり、

大見數月、佩六印、貴震天下、而海上燕齊之間、莫不搤捥而自言有禁方能神僊矣、

【講義】　欒大上に見えて五六箇月にして六印を佩び、貴きこと天下に震へり、而して海上燕齊の間の士は皆奮勵して自ら禁方に達して神僊を能くすと言はずと云ふこと莫きに至れり、

【字解】　六印、前の四印に樂通侯と天道將軍との二印を加へたるもの、搤捥、搤は手に滿つるなり、又は執り持つなり、捥は腕に通ず、腕を擧げ執り持ちて奮勵するをいふ、禁方、祕密の方藥なり、

其夏、六月中、汾陰巫錦、爲民祠魏脽后土營旁、見地如鉤狀、掊視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤無款識、怪之言吏、吏告河東太守勝、勝以聞、天子使使驗問巫得鼎無姦詐、乃以禮祠迎鼎、至甘泉、從行上薦之、至中山、曣嗢有黃雲、蓋焉、有麃過、上自射之、因以祭云、至長安、公卿大夫皆議請尊寶鼎、天子曰、間者河溢、歲數不登、故巡祭后土、祈爲百姓育穀、今歲豐廡未報、鼎曷爲出

大いに其の意を通ぜしむるが如し、易の乾の九五に飛龍天に有りといひ、漸の六二に鴻般に進むといへるは、今朕の意中之に與かるにちかゝらむ、卽ち道を得たることは飛龍の天に有るが如く、欒大を得たることは鴻の水涯の磐に進みて一擧千里なるが如し、其れ二千戸を以て地士將軍大を封じて樂通侯と爲せよと、列侯の甲第、婢僕千人、乘轝、斥車馬、帷幄、器物を賜ひて其家に充たしめ、又衞長公主を以て之に妻せて金萬斤を齎らしめ、更に其の邑を命けて當利公主となす、天子親ら五利の第に行く、由て使者、存問の客、供へ給ふる者、道に相連る程なり、故に大主將相より以下皆其の家に酒宴して其費用を獻じ遺る、是に於て天子又玉印を刻みて天道將軍といふ、之を授くる使をして羽衣を著て夜白茅の上に立たしむ、五利將軍も亦羽衣を著て夜白茅の上に立ちて其の印を受け、以て臣にあらざることを示す、而して天道の印を佩ぶることは且に天子の爲に天神を道かむとするの意なり、是に於て五利常に夜中に天神を其の家に祠りて神を下さむと欲す、而るに神未だ至らざるに百鬼集る、然れども大頗る能く之を使ふといふ、其の後旅裝を整へて東の方海に入りて其の師を求めしといふ、

【字解】宮人、家人なり、尙方、方藥を主る役なり、康王、膠東王なり、康后、樂成侯の姉なり、相中、中は得るなり、仲好きをいふ、以法、禮法を以てして親み無きをいふ、説、悦ぶなり、長美、長け高く容貌美好なり、安期羨門、安期は安期生なり、羨門は名を子高といふ、共に仙人なり、奄口、奄は掩ふなり、馬肝、馬の肝は毒ありて人を殺す、故に肉を食ふも馬肝を食ふこと勿れの語あり、武帝文成を誅しながら文成自ら馬肝を食ひて死にしが如く言ふは、是れ尙方術を信じて欒大をして其の說を言はしめむとするの意に出づ、愛、惜むなり、其使、天子の使なり、鬭棊、棊自相觸擊、鷄の血を鐵の鍼に雜へ磨り込みて磁石に擣き和げたるものを棊頭に置けば局上に自ら相擊つ也といふ、四印、五利將軍、天士將軍、地士將軍、大通將軍の信印なり、制詔、制は制度の命なり、詔は告令なり、九江、江恐らくは河の誤ならむ、九州の河なり、四瀆、河江淮濟なり、皐陸、皐は水旁の地なり、陸は廣平の地なり、隄繇、隄防を築く役なり、大通、大いに能く天意

成侯の姉は康王の后たり、未だ子無きに康王死にぬ、他の姫の子立ちて王と爲る、而して康后素より淫行ありしかば王との仲相好からず、互に相危みて禮法を以てして相親まざりき、康后文成將軍が已に死にたるを聞きて、自ら上に媚びむと欲し、さてこそ欒大をして弟の樂成侯に因りて上に見えむことを求めて其の方術を言はしめしなり、此の時天子既に文成を誅夷して後に其の早く死にたるを悔い、且つ其の方術の盡きざるをも惜めり、依つて欒大を見るに及びて大いに悅ぶ、大人と爲り長け高く容貌美にして其の言ふ所方略多し、故に敢て大言を爲して之に處るも疑はれざる也、嘗て大言して曰く、臣常に海中に往來して蓬萊の安期生羨門子高の徒を見る、二仙顧みて臣を以て賤しと爲して臣を信ぜず、又臣に注意して康王は諸侯たるのみ、此方を與ふるに足らずと爲す、而るに臣數、康王に言しゝに康王又臣を用ひざりき、臣の師曰く、黃金も成すべく、河の決壞も塞ぐべく、不死の藥も得べく、僊人にもならるべしと、然れど臣文成に效ひなば則ち方士皆口を掩ひて笑はむことを恐る、故に惡ぞ敢て方術を言はむやと、上曰く、文成は馬肝の毒を食ひて死にたるのみ、方術の爲に殺されたるにあらず、子誠に能く其の方を修むれば、我が爲に言へ、我何をか愛まむやと、大曰く、臣の師は此の方を修むる人を多く求むるにあらず、人之を求むるなり、陛下必ず此の方を致さむと欲せば、陛下の使者を貴びて親みありて客禮を以て之を待遇せしめて、之を卑しむこと勿く、各、陛下の信印を佩ばしめば、乃ち言を神人に通ぜしむべし、此の如くして神人尙肯ぜむや否や、決して卻くること勿からむ、故に陛下の使者をして尊くし然る後に其の方を致すべしと、是に於て上先づ小なる方術を驗ましむ、欒大乃ち棊を鬪はしむるに、棊自ら相觸れ擊つ也、是の時上方に河の決壞することと丹砂を錬るも黃金を得ざることとを憂ふ、乃ち大を拜して五利將軍と爲す、居ること一月餘にして四つの信印を得たり、由つて五利將軍の印に天士將軍、地士將軍、大通將軍の三印を兼ね佩ぶるに至る、上御史に制詔して曰く、昔夏禹は九河を疏通し四瀆の塞を決開せり、而るに此頃河は皐陸に溢れて隄防の繇役息まず、朕天下に臨むこと茲に二十八年、其間日夜此の事に心痛す、而るに今天朕に士を遺りて

鬭棊、棊自相觸擊、是時上方憂河決而黃金不就、乃拜大爲五利將軍、居月餘得四印、佩天士將軍・地士將軍・大通將軍印、制詔御史、昔禹疏九〔江〕決四瀆、間者河溢皐陸、隄繇不息、朕臨天下二十有八年、天若遺朕士而大通焉、乾稱蜚龍、鴻漸于般、朕意庶幾與焉、其以二千戶封地士將軍大爲樂通侯、賜列侯甲第・僮千人・乘轝・斥車馬・帷幄器物、以充其家、又以衛長公主妻之、齎金萬斤、更命其邑曰當利公主、天子親如五利之第、使者・存問・供給、相屬於道、自大主將相以下、皆置酒其家、獻遺之、於是天子又刻玉印曰天道將軍、使使衣羽衣夜立白茅上、五利將軍亦衣羽衣夜立白茅上受印、以示不臣也、而佩天道者、且爲天子道天神也、於是五利常夜祠其家、欲以下神、神未至而百鬼集矣、然頗能使之、其後裝治行、東入海求其師云、

【講義】 其の春欒成侯上書して欒大のことを言す、欒大は膠東王の家臣なり、故嘗て文成將軍と其の師を同じくせり、而して膠東王の方藥を主る、而して欒

其春、樂成侯上書言欒大、欒大膠東宮人、故嘗與文成將軍同師、已而爲膠東王尚方、而樂成侯姉爲康王后、無子、康王死、他姬子立爲王、而康后有淫行、與王不相中、相危以法、康后聞文成已死、而欲自媚於上、乃遣欒大因樂成侯求見言方、天子既誅文成、後悔其蚤死、惜其方不盡、及見欒大、大說、大爲人長美、言多方略、而敢爲大言處之不疑、大言曰、臣嘗往來海中、見安期羨門之屬、顧以臣爲賤、不信臣、又以爲康王諸侯耳、不足與方、臣數言康王、康王又不用臣、臣之師曰、黃金可成、而河決可塞、不死之藥可得、僊人可致也、然臣恐效文成、則方士皆奄口、惡敢言方哉、上曰、文成食馬肝死耳、子誠能脩其方、我何愛乎、大曰、臣師非有求人、人者求之、陛下必欲致之、則貴其使者、令有親屬、以客禮待之、勿卑、使各佩其信印、乃可使通言於神人、神人尚肯邪不邪、致尊其使、然後可致也、於是上使驗小方、

而從祠衣上黃、於是天子遂東、始立后土祠汾陰脽丘、如寬舒等議、上親望拜如上帝禮、禮畢天子遂至滎陽而還、過雒陽下詔曰、三代邈絕、遠矣難存、其以三十里地封周後爲周子南君、以奉其先祀焉、是歲天子始巡郡縣、浸尋於太山矣、

【講義】其の明年の冬、天子雍に郊祀し、臣下と議して曰く、今上帝は朕已に親ら之を郊祀せり、而るに后土をば祀ること無くんば禮として應答せらるゝこと無けむと、是に於て有司と太史公と祠官の寬舒と議す、さて從來天地を祀る牛には角の或は繭の如く或は栗の如き小なる者のみ用ひたり、今陛下親ら后土を祠らむとす、后土は宜しく澤中の圓丘に於て五壇を爲るべし、壇には一の黃犢と太牢の具へとを設け、已に祠れば盡く地に瘞むべく、而して祠に從事する者は皆黃衣を著くべしと、是に於て天子遂に東に行きて始めて后土を立て、汾陰の脽丘に祠ること寬舒等の議の如くし、上親ら望みて之を拜すること上帝を祠る時の禮の如くす、此の禮畢りて天子遂に滎陽に至りて還る、其の途次雒陽を過ぎ、詔を下して曰く、三代の昔は邈絕にして、遠くして其の祖先を祭祀する者も無からむ、其れ三十里の地を以て周の子孫の嘉を封じて周子南君と爲し、以て其の先祖を奉ぜしむべしと、是歲天子始めて郡縣を巡りて漸くにして太山に就く、

【字解】后土、土の神なり、太史公、漢志には太史令に作れり、牲角蠒栗、牛の角の或は繭の如く或は栗の如きなり、卽ち其の小牛をいふ、蠒は繭の俗字なり、太牢、漢志には太の字無し、脽丘、脽は尻の骨なり、丘の形高く起りて尻の骨の如し、故に名とす、邈絕、遠く久しき樣なり、難存、祖先を祀る者の存する無きをいふ、周後、蘖子嘉を指す、浸尋、浸は漸なり、尋は就なり、

乘り移るをいふ、及レ病、上の病むをいふ、神君、病巫に乘り移れる神也、良已、病のやゝいゆるなり、置酒、酒の字衍なり、漢志に無し、祓、潔齋祓除なり、所三以言行二下、漢志には所レ欲二言行一下に作れり、此の所以は以所の譌ならむ、卽ち神君の言行する所を以て巫に下すをいふ、書法、書は畫の譌なり、漢志に畫法に作れり、孟康之に注して策畫之法也とせり、

其後三年、有司言、元宜下以二天瑞一命上、不レ宜下以二一二一數上、一元曰レ建、二元以二長星一曰レ光、三元以二郊得一一角獸一曰レ狩云、

【講義】 其の後三年、有司議して上言す、改元は宜しく天より下さる瑞祥を以て名くべく、宜しく一元二元三元と一二の數を以て數ふべからず、故に從來の第一元は建といひて建元と爲し、第二元は長星の光見れたるを以て光といひて元光と爲し、第三元は郊に一角の獸を得たるを以て狩といひて元狩と爲すべしといふ、

【字解】 以二一二數一、一二は元の第一第二にして年數にあらず、故に下文に一元二元三元といへり、一元曰レ建、建元は支那年號の初なり、是れより前漢の呂后までは元年より一二の年數を以て終り、文帝より初めて元を改めて後元と爲し、景帝には中元後元あり、武帝に至り、初めは一元二元三元といひしを是に至りて建元、元光、元狩と追號せしなり、三元、三元は元朔にして元狩にあらず、恐らくは誤あらむ、故に漢志に此の二字無し、

其明年冬、天子郊レ雍、議曰、今上帝朕親郊、而后土無レ祀、則禮不レ答也、有司與二太史公・祠官寬舒一議、天地牲角繭栗、今陛下親祠二后土一、后土宜下於二澤中圓丘一爲中五壇上、壇一黃犢太牢具、已祠盡瘞、

去時來、來則風蕭然、居室帷中、時晝言、然常以夜、天子祓然後入、因巫爲主人、關飮食、所以言行下、又置壽宮北宮、張羽旗、設供具、以禮神君、神君所言、上使人受書其言、命之曰〔書〕法、其所語、世俗之所知也、無絶殊者、而天子心獨喜、其事祕世莫知也、

【講義】文成死にて其の明年、天子鼎湖に病むこと甚し、巫も醫も其の術を致さゞる所無けれども、愈えざるなり、是れより先き游水縣の發根といへる者上言して曰く、上郡に巫あり、病みて鬼神之に乘り移れりと、上之を召して甘泉宮に置きて祠る、上の病するに及び人をして病巫に乘り移れる神君に問はしむ、神君曰く、天子病を憂ふること無れ、病の少しく愈えし時に、强ひて我れと甘泉宮に會せよと、是に於て病の少しく愈えし時、遂に推して起ちて甘泉宮に幸す、果して病又良愈ゆ、由つて大赦して壽宮に神君を置く、さて壽宮の神君の最も貴き者は太一神なり、其の佐を大禁といふ、司命等の諸神皆之に從へり、而して神君は見ることを得べきに非ざれども、其の言ふ所は聞くことを得、其の言は人の音と等し、時に去り時に來る、其の來る時風サッと吹きて自ら容儀をつゝしましむるなり、來れば室の帷中に居り、時には日中と雖言ふ、されど常には夜言ふなり、天子と雖自ら潔齋祓除して後に此に入るなり、而して神君は病巫に因りて主人と爲りて飮食に關る、其の言行する所は之を巫に下して取次がしむ、又壽宮を北宮に置き、羽旗を張り供物を設けて神君を禮す、神君の言ふ所は上人をして受けて其の言を書さしむ、之を命けて畫法といふ、其の語る所は世俗の知る所にして別に異なること無し、されど天子は心に獨り之を喜び其の事を祕密にして世人に知らしめざるなり、

【字解】鼎湖、湖は縣の名なり、又胡に作る、昔黄帝首陽山の銅を採りて鼎を湖に鑄る、故にいふ、愈、癒なり、游水、縣の名なり、發根、人の名なり、下之、

に臺室を爲り、天地太一の諸の鬼神を畫き、之に祭典の器具を置きて天神を招き來す、文成居ること一年餘にして其の方益〻衰へて效驗なく從つて神至らざるなり、是に於て文成又詐僞して上を誑かさむと欲し、帛書を爲りて牛に飯はしめ、佯りて知らざるまねして言して曰く、此の牛の腹の中に奇物あらむと、殺して之を視るに果して書を得たり、而して其の書の意甚怪しく、且つ天子文成が手書なることを識れり、由つて其の人を問はしむるに果して文成の僞書なりき、是に於て今までの方も此の如きものとなして文成將軍を誅す、而して之を世に發表せざりき、其の後又栢梁銅柱、承露仙人掌等を作れり、

【字解】 王夫人、漢書には李夫人に作れり、雲氣車、五色の車なり、勝日、五行相剋の日なり、卽ち水事あらむとすれば黃車に乘るが如し、黃は土色なり、土は水を剋するを以てなり、故に青車は甲乙の日に赤車は丙丁の日に黑車は壬癸の日に白車は庚辛の日に黃車は戊己の日に畫き置きて、何事か成さむとすれば、相剋の理に依りて各其車に駕して惡鬼を祓ふ也、天・地・太一、是れ上文の一天、一地、一太一の三神なり、栢梁、臺の名なり、高さ二十丈香栢を殿梁と爲し、其の香十里に聞ゆといふ、承露、承露盤なり、建章宮に在り、高さ三十丈大さ七圍、銅にて造る、上に仙人の掌ありて雲表の露を承く、之に玉屑を和して飮めば長壽すといふ、

文成死明年、天子病鼎湖甚、巫醫無所不致、不愈、游水發根、言上郡有巫、病而鬼神下之、上召置祠之甘泉、及病、使人問神君、神君言曰、天子無憂病、病少愈彊與我會甘泉、於是病愈、遂起幸甘泉、病良已、大赦置酒壽宮神君、壽宮神君最貴者太一、其佐曰大禁、司命之屬、皆從之、弗可得見、聞其言、言與人音等、時

す、而して漢の文帝の諱を避けて恆を常となしゝなり、天子之邦、邦は漢志及び武帝紀には郡と爲す、

其明年、齊人少翁、以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之、文成言曰、上卽欲與神通、宮室被服、非象神神物不至、乃作畫雲氣車、及各以勝日駕車、辟惡鬼、又作甘泉宮、中爲臺室、畫天・地・太一諸鬼神、而置祭具以致天神、居歲餘其方益衰、神不至、乃爲帛書以飯牛、佯不知言曰、此牛腹中有奇、殺視得書、書言甚怪、天子識其手書、問其人、果是僞書、於是誅文成將軍、隱之、其後則又作柏梁銅柱、承露仙人掌之屬矣、

【講義】 其の明年、齊人の少翁鬼神の方を以て上に見ゆ、上に愛幸する所の王夫人あり、此の夫人卒しぬ、上夫人を思ひ念ひて已まず、少翁乃ち其の方を用ひて試に夜王夫人の像及び竈の神の貌を招かむと云ふ、天子之をなさしむるに果して帷中より夫人の像を望み見ることを得たり、是に於て少翁を拜して文成將軍と爲し、賞賜甚多く、客分の禮を以て之を待遇す、文成上に言して曰く、上神と通ぜんと欲せば宮室より被服に至るまで皆神に象るにあらざれば鬼神至らじと、乃ち畫ける雲氣車を作り、各之を勝日に畫き、其の車に駕して惡鬼を辟く、又甘泉宮を作り、中

と錫との化合金なり、此の貨幣には龍馬龜の三品あり、龍は天瑞馬は地瑞龜は人瑞なり、龍文の貨は重さ八兩にして圓く直三千なり、之を白選といふ、馬文の貨は龍文より輕く方形にして直五百なり、龜文の貨は又小く橢圓にして直三百なり、

其明年、郊雍獲一角獸、若麟然、有司曰、陛下肅祇郊祀、上帝報享、錫一角獸、蓋麟云、於是以薦五時、時加一牛、以燎、錫諸侯白金、風符應合于天也、

【講義】其の明年に、雍に郊祀して一角の獸を獲たり、其の狀麟の若し、有司曰く陛下肅み祇みて郊祀し賜ひし故に、上帝之に報いすゝめむとて此一角の獸を錫ひしなり、蓋し此は所謂麟ならむと云ふ、是に於て之を雍の五時に薦め、時毎に牲に一牛を加へて擧火を燎き、諸侯には白金を錫ひて瑞應の天意に適へることを示せり、

【字解】報享、むくいすゝむなり、薦五時、一角獸を雍の五時にすゝむるをいふ、燎、焚くなり、擧火をやくなり、風、示すなり、

於是濟北王以爲、天子且封禪、乃上書獻太山及其旁邑、天子以他縣償之、常山王有罪遷、天子封其弟於眞定、以續先王祀、而以常山爲郡、然後五岳皆在天子之邦、

【講義】是に於て濟北王思ふに、天子の德洽くして此の如く瑞應見るれば且に封禪せらるべけむと、乃ち上書にして太山及び其の旁の邑を獻ず、天子由つて他の縣を濟北王に與へて之を償ふ、時に常山王罪ありて他に遷さる、天子其の弟を眞定に封じて先王の祀を續がしむ、而して常山を以て郡と爲す、此くして後に五岳皆天子の邦域に在るなり、

【字解】常山、恆山なり、山の名に依りて郡の名と爲

に受け持たせて祠らしむ、而して其の祭典は古の方の如くす、

【字解】 祠神三一、天・地・太一の三神を祠るをいふ、其方、古の方なり、

後人復有上書言、古者天子常以春解祠、祠黄帝用一梟破鏡、冥羊用羊祠、馬行用一青牡馬、太一・澤山君・地長用牛、武夷君用乾魚、陰陽使者以一牛、令祠官領之、如其方、而祠於忌太一壇旁、

【講義】 後人復上書して言ふあり、古は天子常に春に於て諸神を祠りて殃を解きて福を求む、卽ち黄帝を祠るには一羽の梟と一匹の破鏡とを用ひ、冥羊を祠るには羊を用ひ、馬行を祠るには一足の青き牡馬を用ひ、太一・澤山君・地長を祠るには牛を用ひ、武夷君を祠るには乾魚を用ひ、陰陽の神を祠るには一牛を用ひしと、是に於て天子祠官をして之を領祠せしめて古の方の如くす、而して其の祭壇は太一壇の旁に於てせしむ、

【字解】 解祠、祭祠して殃を解き福を求むると、梟破鏡、梟は母を食ふといふ惡鳥の名、フクロフ、破鏡は父を食ふといふ獸の名也、一説に破れ鏡なりといふ、冥羊・馬行・澤山君・地長・武夷君・陰陽使者、皆神の名なり、漢志には澤を皐に作り、山の下又山の字あり、而して地長の二字を脫す、

其後天子苑有白鹿、以其皮爲幣、以發瑞應造白金焉、

【講義】 其の後天子の苑に白鹿あり、其の皮を以て方一尺の貨幣を爲りて璧を薦む、其の直黄金一斤に相當す、又龍馬龜の瑞應の文を見はして白金の貨幣三品を鑄造せり、

【字解】 以其皮爲幣、白鹿の一尺四方の皮に繢を緣と爲したる貨幣を爲りしこと、黄金一斤に直る、瑞應、龍と馬と龜との芽出度しるしなり、白金、銀

【字解】祠竈穀道卻老、祠竈はかまどを祭ること、穀道は穀物を避けて食はざるの方、卻老は年齒を積むとも老人とならざるの術なり、舍人、家臣なり、主方、方藥を主ること、使物、物は鬼物なり、以方、方は方術なり、饋遺、物を贈り與ふること、生業、なりはひ、饒、ゆたかなり、資、本なり、モトヨリと訓む、巧發奇中、時々巧辯を以て豫言し、其が不思議に適中するをいふ、大父、祖父なり、栢寢、臺の名なり、致物、鬼物を來すなり、丹砂、辰砂なり、巨棗、大いなるなつめなり、合、意に適ふと、藥齊、齊は劑に同じ、怪迂、あやしく正しからざること、

亳人謬忌奏祠太一方、曰、天神貴者太一、太一佐曰五帝、古者天子以春秋祭太一東南郊、用太牢七日、爲壇開八通之鬼道、於是天子令太祝立其祠長安東南郊、常奉祠如忌方、

【講義】亳人謬忌といへる者太一神を祠るの方を奏して曰く、天の神の貴き者は太一なり、太一の輔佐を五帝といふ、古は天子春秋に太一を東南の郊に祭る、而して之を祭るに太牢を七日間用ひ、壇をつくりて八通の鬼道を開きしと、是に於て天下太祝をして太一の祠を長安の東南の郊に建立し、常に之を奉祠すること謬忌の言ひし方の如くす、

【字解】太一、北極神の別名なり、用太牢七日、漢書郊祀志には日一太牢七日に作れり、太牢は牛羊豕の三牲の具はれるをいふ、

其後人有上書言、古者天子三年壹用太牢祠神三一、天一、地一、太一、天子許之、令太祝領祠之於忌太一壇上、如其方、

【講義】其の後に人上書して言ふあり、古は天子三年に一度太牢を用ひて三神を祠る、三神とは一は天神一は地神一は太一神なり、請ふ之を祠れと、天子之を許し、太祝をして之を謬忌が建立したる太一壇上

【講義】是の時李少君といへる者亦祠竈穀道卻老の方術を以て上に見ゆ、上之を信じて之を尊ぶ、少君とは故(モト)の深澤侯の家臣にして侯の方藥を主りしものなり、其の年齡及び其の生長(オヒタチ)の經歷を匿せり、常に自ら七十歲なりと謂ひ、能く鬼物を使用して年を積むも老人とならず、其の游說するに方術を以て諸侯に行きわたれり、妻も無ければ子も無く、全くの獨身者なれども、人其の能く鬼物を使ひて死なざるを聞き、更る〴〵之に物品食糧を饋(オク)り遺(ヤ)るを以て常に金錢衣食を餘せり、依つて人皆少君は生業を治めずして饒(ユタカ)に給すとなす、又其の何れの國の人なるかを知らねども、人皆愈〻信じて爭ひて之に事ふ、少君もとより方術を好み、善く豫め巧辯を發して其れが不思議に適中する也、嘗て武安侯田蚡の招待を受けて酒宴に侍す、坐中に九十餘の老人あり、少君乃ち其の老人の祖父と游びて射擊せし地名を語りて昔話を爲す、老人も亦まだ小兒たりし時に其祖父に從ひて游びし處は今少君の話す地なりしを識る、是に於て一坐の者盡く驚けり、少君上に見ゆ、上に故(フル)き銅器あり、之を少君に問ふ、少君曰く、此器は齊の桓公十年に栢寢臺に陳列せし物なりと、已にして其刻銘を察(アキラ)むるに果して齊の桓公の器なりき、由て一宮の人盡く駭きて思ふに少君は神にして數百歲の人なりと、少君上に言つて曰く、竈を祠る時は鬼物を來す、鬼物を來さば丹砂化して黃金と爲るべし、黃金成り之を以て飮食の器を爲(ツク)る時は年壽を益す、年壽を益せば海中の蓬萊の仙者に見ゆべし、之に見えて封禪する時は死なざるなり、黃帝は卽ち其の人なり、臣嘗て海上に游びて安期生に見えしことありき、安期生臣に巨大の棗(ナツメ)を食はしむ、其の大さ瓜の如し、安期生は仙者なり、蓬萊山中に出入し、其の意に合へば人を見、合はざれば隱ると、是に於て天子始めて竈を祠り、方士をして海に入りて蓬萊の安期生の徒を求めしめぬ、丹砂及び諸の藥劑を化して黃金を爲ることを事となす、居ること久しくして李少君病みて死にぬ、されど之を信ずる天子は少君は死なずして化して仙去せりと思へり、是より先き黃錘、史寬舒の二方士をして其の方を受けしめ、蓬萊の安期生を求めしめしに能く得ることなし、而るに尙海上の燕齊の怪迂を語る方士は、多く更る〴〵來りて鬼神の事を言ふ、

金錢衣食、人皆以爲不治生業而饒給、又不知其何所人、愈信爭事之、少君資好方、善爲巧發奇中、嘗從武安侯飮、坐中有九十餘老人、少君乃言與其大父游射處、老人爲兒時、從其大父、識其處、一坐盡驚、少君見上、上有故銅器、問少君、少君曰、此器齊桓公十年、陳於栢寢、已而案其刻、果齊桓公器、一宮盡駭、以爲少君神、數百歲人也、少君言上曰、祠竈則致物、致物、而丹砂可化爲黃金、黃金成、以爲飮食器、則益壽、益壽、而海中蓬萊僊者乃可見、見之、以封禪則不死、黃帝是也、臣嘗游海上、見安期生、安期生食巨棗、大如瓜、安期生僊者、通蓬萊中、合則見人、不合則隱、於是天子始親祠竈、遣方士入海、求蓬萊安期生之屬、而事化丹砂諸藥齊、爲黃金矣、居久之、李少君病死、天子以爲化去、不死、而使黃錘・史寬舒、受其方、求蓬萊安期生、莫能得、而海上燕齊怪迂之方士、多更來言神事矣、

至りて五時に郊祀して見ゆ、後常に三歳に一度郊祀することとなしぬ、

是時上求神君、舍之上林中蹏氏觀、神君者、長陵女子、以子死、見神於先後宛若、宛若祠之其室、民多往祠、平原君往祠、其後子孫以尊顯、及今上卽位、則厚禮置祠之內中、聞其言不見其人云、

【講義】是の時武帝神君を求めて之を上林苑中の蹏氏觀に舍く、神君とは長陵の女子なり、女子初め嫁して人の妻となり、一男を生む、一男まだ乳離れせざるに死す、女子悲哀の極喪心す、而して其の神靈を姒の宛若に見す、宛若之を其の室に祠るに、遂に神靈の言を聞くことを得、依て民多く往きて祠りて福を請ふ、家人の小事を問ふに皆驗あり、故に武帝の外祖母の平原君も亦往きて之を祠る、其の後に平原君の子孫は之が爲に尊貴となりて顯はる、今上位に卽くに及びて、厚く禮して之を內裏の中に置き祠る、而して其の言を聞くと雖其の人を見ずと云ふ、

【字解】舍、置くなり、蹏氏觀、觀は方士の居る所なり、蹏氏は其の名なり、以子死、子は漢書郊祀志に乳に作れり、乳は產乳なり、まだ乳離れせざるに死にしをいふ、先後宛若、先後は兄弟の妻の互稱なり、卽ち姒娣といふに同じ、宛若は姒の字なり、平原君、武帝の外祖母なり、內中、內裏の中なり、

是時李少君亦以祠竈穀道卻老方見上、上尊之、少君者、故深澤侯舍人、主方、匿其年及其生長、常自謂七十、能使物卻老、其游以方徧諸侯、無妻子、人聞其能使物及不死、更饋遺之、常餘

艾安、搢紳之屬、皆望天子封禪改正度也、而上鄉儒術、招賢良趙綰王臧等、以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯、草巡狩封禪改歷服色事、未就、會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微伺得趙綰等姦利事、召案綰臧、綰臧自殺、諸所興爲皆廢、

【講義】 今の天子初めて位に卽きて、尤も鬼神の祀を敬む、其の元年は漢興りて已に六十餘歲に當る、其の間天下治まり安んじ、高位高官の士は皆天子が封禪して正朔度量服色を改めむとを望む、而して上は好みて儒術に向ひ、賢良の科に第せる趙綰王臧等を招き、文學を以て公卿と爲し、古の制度を議して明堂を城南に立てゝ諸侯を朝せしめむと欲す、又巡狩封禪して曆朔服色を改むることを起草せしむ、此の事未だ成就せざるに、會、竇太后が黃老の言を信じ治めて儒術を好まざるに遭ふ、太后は乃ち人をして密に趙綰等が姦計を運らして利益を獲むとするの證據を得しめ、之を召し出して綰臧の二人の罪を糾さしむ、綰臧是に於て自殺す、故に諸の興し爲す所の事は皆廢せらる、

【字解】 艾安、艾は乂と通ず治なり、搢紳、搢は挿むなり、紳は大帶なり、笏を大帶の間に挿むとて高位高官の士をいふ、正度、正は正朔なり、度は度量服色なり、鄉、向ふなり、賢良、漢代の士を採る科名なり、明堂、王者の政を行ふ所なり、朝廷といふに同じ、黃老、黃帝老子の書なり、姦利、姦計を運して利益を得ること、綰臧、趙綰と王臧となり、

後六年竇太后崩、其明年、徵文學之士公孫弘等、明年今上初至雍、郊見五時、後常三歲一郊、

【講義】 後六年にして竇太后崩じぬ、其の明年に文學の士公孫弘等を徵す其の明年に、今上初めて雍に

ありて上に上書して新垣平の言ふ所の氣神の事は皆詐なりと告ぐ、上由つて平を獄吏に下して其の罪を糾し治めしむ、果して詐なりしことを知り、乃ち新垣平を誅し平げたり、

【字解】闕下、禁廷なり、再中、再び天の中央に立ちもどるをいふ、淮南子にも「魯陽公與韓構、酣戰日暮、援戈麾之、日却三舍」とあり、如何なる現象なるか詳ならず、況や再中するに於てをや、酺、王德洽くして民歡樂して飲酒するをいふ、汾陰直、汾陰に正當するをいふ、誅夷、夷は平ぐなり、

自是之後、文帝怠於改正朔服色神明之事、而渭陽長門五帝、使祠官領、以時致禮、不往焉、明年、匈奴數入邊、興兵守禦、後歲少不登、

【講義】新垣平を誅してより後、文帝は正朔服色を改むる神祠の事に怠る、而して渭陽長門亭の五帝の廟も祠官をして之を受け持ち時に禮を致さしめて、親ら往きて其の祭典を執行せざるなり、其の明年匈奴數〻邊境に入る、因つて兵を興して之を守禦す、其の後歲々少しく豐饒ならざりき、

數年而孝景卽位、十六年、祠官各以歲時祠如故、無有所興、至今天子、

【講義】其の後五六年にして孝景帝位に卽く、景帝十六年に祠官各〻四時を以て祠ること舊の如くし、別に興し盛ならしむるところある無く、今の天子に至る、

【字解】十六年、景帝の七年と中元の六年と後元の三年とを合したるもの、卽ち景帝は後元三年に崩せり、今天子、司馬遷時代の天子にして武帝なり、

今天子初卽位、尤敬鬼神之祀、元年漢興已六十餘歲矣、天下

り、五人、五帝の幻影なり、直北、直は値なり、當るなり、五牢、牛羊豕三牲の具はれるを一牢といふ、

其明年、新垣平使人持玉杯上書闕下獻之、平言上曰、闕下有寶玉氣來者、已視之、果有獻玉杯者、刻曰人主延壽、平又言、臣候日再中、居頃之日卻復中、於是始更以十七年爲元年、令天下大酺、平言曰、周鼎亡、在泗水中、今河溢通泗、臣望東北汾陰直有金寶氣、意周鼎其出乎、兆見不迎則不至、於是上使使治廟汾陰南臨河、欲祠出周鼎、人有上書告、新垣平所言氣神事皆詐也、下平吏治、誅夷新垣平、

【講義】其の明年新垣平先づ人をして玉杯を持ちて禁廷に上書して之を獻ぜしめ、平は之を素知らぬ顏にて上に言して曰く、今禁廷に寶玉の氣の來るありと、已にして之を視るに果して玉杯を獻ずる者あり、而して其の玉杯に彫刻して人主延壽といへり、平又上に言して曰く、臣日輪を候ふに西に傾けるが再び天の中央に立ちもどることあらむと、居ること頃にして西に沒せむとする日輪が復天に中せり、是に於て始めて十七年を更めて元年と爲し、天下の民をして大いに歡樂して飲酒せしむ、平又上に言して曰く、周の鼎は亡せて泗水の中に沈めり、今黄河溢れて泗水に通ず、臣東北を望むに汾陰の正當に金寶の氣あり、思ふに周の鼎此より生でむ、此の如く兆の見れたるに之を迎へずむば終に周鼎を得じと、是に於て上使をして廟を汾陰の南に治め建てゝ黄河に臨ましめ、之を祠りて周鼎を出さむと欲す、此の如く新垣平は詐僞幻術を以て文帝を誑したれば、之を知れる人

文采を成し、其の形恰も人の冠冕を著くるが如し、或る人の曰く、東北は太陽の出づる舎にして西方は太陽の沒する墓なりと、今天瑞既に東北に見れ下れば、宜しく廟を立てゝ上帝を祀りて此の符應に合ふべしと、是に於て渭陽に五帝の廟を作りて堂守を一にせり、故に一宇五殿にして一殿に一帝を奉祀し、一殿每の面に一門あり、各、其の帝の色に塗る、其の祠に用ふる所の珪幣及び儀式も亦雍の五時の如くす、夏四月、文帝親ら灞渭の二水の會合する所に拜して渭陽の五帝に郊見す、さて其の地勢を案ずるに五帝の廟の南は渭水に臨み、北は蘭池の溝水を穿てり、而して祭祀には此の二水一池に臨みて火を擧げて祠り、其の光輝然えて天に附くが如し、是に於て新垣平を貴びて上大夫と爲し、賜ふに千金を累ぬ、而して博士諸生をして六經中より採取すべきを採取して王制を作り、巡狩封禪の事を謀り議せしむ、

【字解】 望氣、氣を望み見て吉凶を知ること、五采、五色の文なり、冠絻、絻は冕と通ず、かむりなり、神明之舍、神明は日輪なり、舍は日輪の出づる所にして陽谷をいふ、墓、日西に沒す、故に西方を墓といふ、立祠、立の下疑らくは廟の字を脱す、同レ宇、堂宇の棟の同じきをいふ、是は上同じくして下の異なるをいふ、卽ち下は五帝を祠るべき五つの殿となしたるなり、灞渭之會、二水の會する所なり、卽ち渭陽の五廟は二水の合流する北岸に在り、蒲池溝水、蒲は蘭の誤なり、蘭池は始皇の盜に逢ひし所なり、溝水は渭水より蘭池に引き入る溝なり、權火、祭祀に火を擧ぐること、刺、採取なり、トルと訓む、王制、帝王の制度を記したるもの、漢の戴聖禮記中に編入す、

文帝出ニ長〔安〕門ヲ、若レ見ニ五人於道北ニ、遂因ニ其直北ニ、立ニ五帝壇ヲ、祠以ニ五牢具ヲ、

【講義】 文帝渭陽の長門亭を出づる時に、摸糊として五人を道の北に見るが如し、是に於て遂に其の立てる處に値つて五帝の壇を立て、祠るに五牢を以てせり、

【字解】 長安門、安の字衍文なり、下文に渭陽長門五帝とあり、又漢志にも安の字無し、長門は亭の名な

報いむ爲に親ら郊祀して祈らむ、禮官之が爲に議して朕が親らすることを諱みて之を勞すとなすこと勿れと、有司皆曰く、古は天子夏に於て親ら上帝を郊に郊祀せり、故に此の祭を郊といふと、是に於て夏四月文帝始めて雍の五時にて上帝を郊祀して見ゆ、其の衣皆赤を上べり、

【字解】終始傳、五行相勝の終始することを記した る篇なり、鄒子の書に終始篇あり、正朔、正は年の首なり、朔は月の始なり、故に正朔は曆のことなり、色上レ黃、黃は土の色なり、漢は土德の王たり、故に之を尚ぶ、律歷、律度曆數なり、水德之始、始は漢書郊祀志に時に作れり、從ふべし、河決ニ金堤一、河は黃河なり、決は決壞なり、金堤は東郡の界に在り、黃河の水の金堤を決壞せるは水德の應なり、後三歲、漢志に明年に作れり、是なり、孝文紀を案ずるに十五年黃龍見ニ成紀一とあり、證すべし、成紀、縣の名、天水郡に屬せり、異物之神、黃龍を指す、有レ年、豐年のこと、

其明年趙人新垣平、以ニ望氣一見レ上、言長安東北有ニ神氣一、成ニ五采一、若ニ人冠絻一焉、或曰、東北神明之舍、西方神明之墓也、天瑞下、宜下立〔廟〕祠ニ上帝一以合中符應上、於レ是作ニ渭陽五帝廟一、同レ宇、帝一殿、面各五門、各如ニ其帝色一、祠所レ用及儀、亦如ニ雍五時一、夏四月、文帝親拜ニ霸渭之會一、以郊ニ見渭陽五帝一、五帝廟南臨レ渭、北穿ニ〔蒲〕池溝水一、權火擧而祠、若ニ光煇然屬一レ天焉、於レ是貴ニ平上大夫一、賜累ニ千金一、而使下博士諸生刺ニ六經中一作中王制上謀議巡狩封禪事上、

【講義】其の明年、趙人の新垣平氣を望むと云ふを以て上に見ゆ、言く、長安の東北に神氣ありて五色の

魯人公孫臣上書曰、始秦得水德、今漢受之、推終始傳、則漢當土德、土德之應黃龍見、宜改正朔、易服色、色上黃、是時丞相張蒼好律歷、以爲漢乃水德之始、故河決金堤、其符也、年始冬十月、色外黑內赤、與德相應、如公孫臣言非也、罷之、後三歲、黃龍見成紀、文帝乃召公孫臣、拜爲博士、與諸生草改歷服色事、其夏下詔曰、異物之神、見于成紀、無害於民、歲以有年、朕祈郊上帝諸神、禮官議無諱以勞朕、有司皆曰、古者天子、夏親郊祀上帝於郊、故曰郊、於是夏四月、文帝始郊見雍五時祠、衣皆上赤、

【講義】魯人公孫臣上書して曰く、始め秦は水德を得て王たり、今漢は秦に代りて天位を受く、之を五行終始の傳に推し考ふれば、漢は土德に當る、土德の應として黃龍の瑞見れむ、依つて宜しく正朔を改め服色を易へ、色は土の黃を尙ぶべしと、是の時丞相の張蒼律歷を好み天時に通ず、思へらく、漢は水德の時なり、故に黃河の水金堤を決壞したるは其のしるしなり、年は冬の十月を首と爲す、十月は陰氣外に在りて黑く陽氣尙伏して地に在り、故に內赤し、是れ水德と相應ぜり、公孫臣の言の如きは非理なりと、之を罷めて採用せず、後三年黃龍成紀に見れて公孫臣の豫言適中せり、文帝乃ち公孫臣を召して拜して博士と爲し、諸生と曆及び服色を改むることを起草せしむ、其の夏詔を下して曰く、異物の神靈成紀に見れて民に害無く、歲は是を以て豐年なり、朕由つて上帝諸神に

五時路車各一乘・駕被具、西時〔畦〕時禺車各一乘・禺馬四匹・駕被具、其河・湫・漢水加玉各二、及諸祠各增廣壇場、珪幣俎豆、以差加之、而祝釐者歸福於朕、百姓不與焉、自今祝致敬、毋有所祈、

【講義】　孝文帝十三年、制度の命を發して曰く、朕位に卽きて今に十三年、其の間宗廟の神靈の加護と社稷の介福とに賴りて、國內治まり安んじ、民人疾むこと無く、近頃年々豐饒なり、かゝる太平の打ち續けるは、朕の不德にして何ぞ此を享けむ、皆上帝諸神の賜なり、蓋し聞くに古は其の德澤を享くれば必ず其の功勞に報いしと、朕も亦諸の祀の壇場の珪幣を增し廣めむと欲すと、有司之を議して雍の五時に路車各、一乘と車に駕し馬に被ふの飾具を增せり、又西時鄜時には木偶車各一乘と木偶馬四匹と駕被の飾具とを增し、其黃河・湫水・漢水には玉各二を加ふ、又諸祠には各、壇場の珪幣俎豆を增し廣むるに差等を附けたり、而して帝又制して曰く福を祝ふ者皆福を朕が躬に歸して百姓之に與からざるなり、是れ朕が不德を重ぬるなり、今より後祝官は敬を致して朕が躬の福を祈る所有ることを勿れと、

【字解】　是歲、孝文帝の十三年なり、十三年于今、孝文紀を按ずるに此の制は十四年に在り此に十三年となすは誤ならむ、艾安、艾は乂と通ず、治なり、靡、無なり、間者、近頃なり、登、豐饒なり、ミノルと訓む、饗、享なり、ウクと訓む、增諸神祠、諸神の祀に供ふる珪幣を增すこと、雍五時、上の雍の四時に高祖の北時の黑帝を加へたるもの、路車、路は大なり、路車は君の乘る車なり、駕被、駕は車に馬をつくること、被は馬に被ふもの、西時畦時、畦は鄜の誤ならむ、禺車、禺は偶なり、寄なり、車の形を木に偶するなり、卽ち、木刻の車なり、禺馬、木刻の馬なり、祝釐者、釐は福なり、福を祝ふ者は卽ち神祇官なり、祝、神祇官なり、

民里社各自財以祠、制曰、可、

【講義】高祖十年の春、有司請ひて縣をして常に春三月と十二月の臘とに社稷を祀るに羊豕を以てし、又民里の社には里民各、自ら財を集めて之を祠らしめむと、制して曰く可なりと、

其後十八年、孝文帝卽位、十三年下詔曰、今祕祝移過于下、朕甚不取、自今除之、

【講義】其の後十八年を經て、孝文帝位に卽く、位に卽きて十三年にして詔を下して曰く、百官の非は朕の躬に由る、今祕祝は其の過を下に移すは、是れ朕が不德を彰はすに同じ、朕甚だ之を取らざるなり、今より後は此の官を除くべしと、

【字解】祕祝、祝官の一なり、其の過を下に移す、故に國家之を諱みて祕す、因つて名とす、

始名山大川在諸侯、諸侯祝各自奉祠、天子官不領、及齊・淮南國廢、令太祝盡以歲時致禮如故、

【講義】始め名山大川の諸侯に在るものは諸侯の神官自ら之を奉祠して天子の神官は之に與からざりしなり、然るに齊と淮南との國の廢するに及び、其の國に在る所の太山と天柱山とは天子の太祝をして盡く歲時を以て禮祠せしむること秦の時の如くす、

是歲制曰、朕卽位十三年于今、賴宗廟之靈社稷之福、方內艾安、民人靡疾、間者比年登、朕之不德、何以饗此、皆上帝諸神之賜也、蓋聞古者饗其德、必報其功、欲有增諸神祠、有司議增雍

て魏に隨ひて大梁に在りしことあり、故に梁巫といふ、天地・天社・天水、皆神の名なり、房中・堂上、此の二神を祭るには房中堂上にて其の德を歌ふ、故にいふ、晉巫、范氏の世〻晉に仕へし巫なり、五帝、青・赤・白・黃・黑の上帝なり、東君、日輪なり、雲中、雲なり、漢書郊祀志には雲中君に作れり、司命、此の二字衍文なり、司命は荊巫の祠る所にして下文に出づ、漢志には此二字無し、巫社巫、漢志には巫社巫祠に作れり、師古の注に、巫社巫祠皆古巫之神也とあり、族人先炊、共に神の名なり、先炊は古の炊母神なり、秦巫、祀會の支庶秦に留りて劉氏と稱す、之を秦巫劉氏といふ、社主、三杜主なり、前に見ゆ、巫保族纍、二神の名なり、荊巫、梁巫後に豐に留る、豐は荊に屬す、故に荊巫といふ、堂下、此の神は堂の下に在り、故にいふ、巫先、古の巫の最も先なる者、卽ち巫咸の類なり、司命、文昌星の第四星なり、施糜、糜粥を施すことを主る神の名なり、九天、中央を鈞天、東方を蒼天、東北を旻天、北方を玄天、西北を幽天、西方を皓天、西南を朱天、南方を炎天、東南を陽天といふ、時月、漢志には時日に作れり、

其後二歲、或曰、周興而邑レ邰立ニ后稷之祠一、至レ今血ニ食天下一、於レ是高祖制ニ詔御史一、其令ニ郡國縣立ニ靈星祠一、常以ニ歲時一祠以レ牛、

【講義】其の後二歲にして或る人の曰く、昔周の興るや邰に邑を畫して后稷の祠を立て、今に至るまで天下の公社として祭るに牲牢を奉供せりと、是に於て高祖も御史に制詔して郡國縣をして靈星祠を立てしむ、常に四時を以て祭るに牛を以てす、

【字解】邰、后稷の封ぜられし國の名なり、血食、牲牢を以て祭るをいふ、制詔、制は帝王の制度の命なり、詔は其の告令なり、靈星祠、靈星は龍星なり、龍星の左角を天田といひ、右角を天庭といふ、此の星は農事を主る、而して龍は辰なり、故に壬辰の日に之を祭る、

高祖十年春、有司請下令ニ縣常以ニ春三月及時臘一祠中社稷上以ニ羊豕一、

後四歲、天下已定、詔御史令豐謹治枌楡社、常以四時、春以羊彘祠之、令祝官立蚩尤之祠於長安、

【講義】後四歲にして天下已に定まりぬ、是に於て御史に詔して豐の令をして謹みて枌楡の社を治めしめ、常に四時を以て祠り、春は特に羊豕を以て之を祠れり、又祝官をして蚩尤の祠を長安に立てしむ、是れ皆高祖が微なりし時、其の武運を禱りし神なるを以て、天下の定まりし後之に報いしなり、

【字解】彘、豕なり、ゐのこ、

長安置祠祝官女巫、其梁巫祠天地・天社・天水・房中・堂上之屬、晉巫祠五帝・東君・雲中・〔司命〕・巫社・巫・族人・先炊之屬、秦巫祠社主・巫保・族纍之屬、荊巫祠堂下・巫先・司命・施糜之屬、九天巫祠九天、皆以歲時祠宮中、其河巫祠河於臨晉、而南山巫祠南山秦中、秦中者二世皇帝、各有時月、

【講義】長安に神祠に奉仕する官と女巫とを置く、其の中の梁巫は天地・天社・天水・房中・堂上等の神を祭り、晉巫は五帝・東君・雲中君・巫社・巫祠・族人・先炊等の神を祭り、秦巫は杜主・巫保・族纍等の神を祭り、荊巫は堂下・巫先・司命・施糜等の神を祭り、九天巫は九天の祠を祭る、此等は皆毎歲四時に宮中に於て祭典を執行す、又河巫は河神を臨晉に祠り、南山巫は南山の神を秦中に祠る、秦中とは二世皇帝の靈を奉祠せる所なり、此の二祭は各、定まれる時月あり、

【字解】祠祝官、神祠に奉仕する官なり、女巫、神の位次を主るもの、かんなぎ、みこ、梁巫、秦巫劉氏の嘗

帝の子とは秦を指す、赤帝は堯の後にして漢を指す、言は漢當に秦を滅すべしとの意なり、釁・牲血を器物に塗りて祭ること、チヌルと訓む、

二年、東擊項籍而還、入關、問故秦時上帝祠何帝也、對曰、四帝有白青黃赤帝之祠、高祖曰、吾聞天有五帝、而有四何也、莫知其說、於是高祖曰、吾知之矣、乃待我而具五也、乃立黑帝祠、命曰北時、有司進祠、上不親往、

【講義】二年に東方の項籍を擊ちて函谷關に入り、故の秦時の上帝は何帝を祠りしかを問ふ、或る人對へて曰く秦は四帝を祠りて白青黃赤帝の祠ありきと、高祖曰く、吾れ聞けるに天に五帝ありと、而るに秦は四帝のみを祠れるは何ぞやと、群臣其の說を知る者無し、是に於て高祖曰く、吾れ之を知れり、是れ我が興るを待ちて五に具へむとするなりと、乃ち黑帝の祠を立て命けて北時と曰ふ、有司進みて之を祠る、上親ら往きて祀らざりき、

【字解】關、函谷關なり、

悉召故秦祝官、復置太祝・太宰、如其故儀禮、因令縣爲公社、下詔曰、吾甚重祠而敬祭、今上帝之祭、及山川諸神當祠者、各以其時禮祠之如故、

【講義】高祖は悉く故の秦の祝官を召す、復新に太祝太宰の神祇官を置きて秦時の儀禮の如くす、因つて縣に令して公社を建てしめ、詔を下して曰く、吾れ甚だ神祠を重んじて敬み祭らむとす、今上帝の祭及び山川諸神の當に祠るべき者は、各其の時を以て禮祠すること秦時の如くすべしと、

【字解】公社、官社なり、故、舊なり、モトと訓む、秦を指す、

【講義】六時陳寶の外の有名なる山川、諸の鬼神及び八神の屬の如きに至りては、天子の巡狩して通過する時は之を祠り、去る時は則ち已む、

郡縣遠方神祠者、民各自奉祠、不領於天子之祝官、祝官有祕祝、卽有菑祥、輒祝祠移過於下、

【講義】郡縣に在る遠方の神祠は其の地方の民各、自ら之を祭りて天子の神祇官を煩はさざるなり、さて天子の神祇官に祕祝といふ官あり、何か不祥事の起りし時は、此の祕祝は其の過を下に移すなり、

【字解】祝官、神祇を主る官なり、祕祝、其の過を下に移す、故に國家諱みて之を祕す、因つて名となす、菑祥、不祥事なり、祝、祕祝なり、

漢興高祖之微時、嘗殺大蛇、有物曰、蛇、白帝子也、而殺者赤帝子、高祖初起、禱豐枌楡社、徇沛、爲沛公、則祠蚩尤、釁鼓旗、遂以十月至灞上、與諸侯平咸陽立爲漢王、因以十月爲年首、而色上赤、

【講義】漢興りて高祖のまだ微賤なりし時、嘗て澤中にて大蛇を殺す、物ありて老嫗に化して曰く、蛇は白帝の子なり、而るに今之を殺す者は、赤帝の子なりと、是れ漢が秦を滅すの意なりしかば高祖心に之を喜びて自ら負めり、高祖の初め起る時に豐の枌楡の社に禱れり、沛を徇へて沛公と爲るに及び、蚩尤を祠りて武運を禱り、鼓と旗とに牲血を塗りて祭る、遂に十月に灞上に至り、諸侯と咸陽を平げて、立ちて漢王と爲る、是に因りて十月を年の首と爲し、色は赤を尙ぶ、

【字解】有物、怪物の老嫗に化するをいふ、蛇白帝子也而殺者赤帝子、秦は西垂に居りて少昊の神を主となす、故に西時を作りて白帝を祠り、又畦時を作りて白帝を祠れり、白帝は卽ち小昊の神なり、因つて白

【講義】秦の奉祠する所唯雍の四時と陳寶とを重しとなす、故に雍の四時には春は一歳の爲に其の幸福を禱り、又凍を解かむことを願ひ、秋は凍を凝らさむことを祈り、冬は賽して神福に報ゆ、而して五月は駒を供へて祀り、四時の仲月の祀は毎月の祀の如くす、又陳寶の節に應じて來る祭には春夏は騂を用ひ、秋冬は駵を用ふ、さて又四時の五月の祭に供ふる牲の駒は、各四匹を用ひ、之に四頭の木龍を駕したる欒車と四頭の木馬を駕したる車とを加へ、而して其の龍馬等の色は各其の時に祀る上帝の色の如くし、又黄色の兒牛と兒羊とを各四匹づつ加ふ、而して其の珪と幣とにも各定數あり、牲は皆生ながら埋めて之を供へ、別に俎豆に盛るにあらず、以上は歳時の祀なれども三年に一度は郊祀を爲す、而して之を爲すには冬十月を以てす、是れ秦は冬十月を歳首となしたればなり、故に常に十月を以て特別の齋戒をなして郊祀して神に見え、火を擧げて天に通じ、咸陽の旁に拜す、而して此の時は皆白衣を著く、其の供物は常の祠の如くすと云ふ、

【字解】嘗駒、馬を牲として祭ること、四仲之月、四時の仲月なり、即ち二月・五月・八月・十一月をいふ、騂、赤馬なり、駵、黑鬣の赤馬なり、木禺龍、禺は寄なり、偶なり、龍の形を木に寄するなり、即ち木龍のこと、欒車、鈴の附きたる車なり、駟、一乘の車に駕けたる四頭の馬なり、犢、兒牛なり、羔、羊の子なり、瘞埋、うづむなり、上宿、特別念入の齋戒なり、權火、權は火を擧ぐることなり、經、常なり、

西時〔時〕時・祠如其故、上不親往、諸此祠皆太祝常主、以歳時奉祠之、

【講義】西時と鄜時との祠には舊慣の如くして天子親しく往かず、此の祠の諸の祭典には皆太祝常に主り、毎歳四時を以て之を奉祠す、

【字解】畦時、畦恐らくは鄜の誤ならむ、太祝、神祇官なり、

至如他名山川・諸鬼及八神之屬、上過則祠、去則已、

の右將軍なり、此は其の鬼の格式秦中に在りて最も卑小なれども而かも神靈の顯著なるものなり、以上の祠各、歳每の四時に奉祠す、

【字解】二淵、二つの源ある淵なり、參辰、日月星を祀る祠なり、四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸逑、皆祠廟の名なり、而して其の名數の起る所は詳ならず、西、隴西の西縣にして秦の舊都なり、故に祠多し、湖、縣の名なり、昭明、熒惑の散じたる星なり、杜亳三社、漢書郊祀志には杜亳五杜に作れり、社は杜の誤なり、而して漢志の五は三の誤なり、壽星、南極老人星なり、最小鬼之神者、鬼の格式卑小なりと雖其の神靈の顯著なるをいふ、

唯雍四時上帝爲尊、其光景動人民唯陳寶、

【講義】上來山川の諸祠を序づと雖、唯雍の四時に奉祀する青黃赤白の神を尊となす、而して其の節によりて來る光景の人民を感動せしむるは唯陳寶のみなり、

【字解】四時、宣公密時を作りて青帝を祠り、靈公上時を作りて黃帝を祠り、下時を作りて赤帝を祠り、獻公畦時を作りて白帝を祠りしをいふ、其光景、陳寶の靈の節により來るの光景なり、陳寶、解前に詳なり、

故雍四時、春以爲歳禱、因泮凍、秋涸凍、冬賽祠、五月嘗駒、及四仲之月祠、若月祠、陳寶節來一祠、春夏用騂、秋冬用駵、時駒四匹、木禺龍欒車一駟、木禺車馬一駟、各如其帝色、黃犢羔各四、珪幣各有數、皆生瘞埋、無俎豆之具、三年一郊、秦以冬十月爲歳首、故常以十月上宿郊見、通權火、拜於咸陽之旁、而衣上白、其用如經祠云、

灞・產・長水・灃・澇、涇・渭・皆非大川、以近咸陽、盡得比山川祠、而無諸加、

【講義】其の他灞水・產水・長水・灃水・澇水・涇水・渭水は皆大川にあらざれども、咸陽に近きを以て盡く名山川の祠に比することを得たり、而して諸の加祭は之れ無きなり、

【字解】諸加、車騎の屬をいふ、

汧・洛・二淵・鳴澤・蒲山・嶽嵴山之屬、爲小山川、亦皆歲禱賽泮涸、祠、禮不必同、而雍有日・月・參辰・南北斗・熒惑・太白・歲星・塡星・二十八宿・風伯・雨師・四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸逑之屬百有餘廟、西亦有數十祠、於湖有周天子祠、於下邽有天神、灃滈有昭明天子辟池、於〔社〕亳有三〔社〕主之祠・壽星祠、而雍菅廟亦有杜主、杜主故周之右將軍、其在秦中最小鬼之神者、各以歲時奉祠、

【講義】汧水・洛水・二淵・鳴澤・蒲山・嶽嵴山の屬は華西に於て小山川たり、此等の神を祭るには皆歲每に春は泮凍秋は涸凍冬は禱賽の祠を爲す、されど其の禮は必しも大山川に同じからず、而して雍の地には日・月・參辰・南北斗・熒惑・太白・歲星・塡星・二十八宿・風伯・雨師・四海・九臣・十四臣・諸布・諸嚴・諸逑の屬百有餘廟あり、隴西の西縣にも亦數十祠あり、湖縣に於ては周の天子の祠あり、下邽に於ては天神の祠あり、灃滈には昭明星の祠と周の天子の辟雍の池あり、杜亳の兩地に於ては三杜主の祠と壽星の祠とあり、而して雍の菅廟にも亦杜主あり、杜主とは故の周

山、薄山、薄山者襄山也、岳山、岐山、吳岳、鴻冢、瀆山、瀆山蜀之汶山也、水曰河、祠臨晉、沔、祠漢中、湫淵、祠朝那、江水、祠蜀、亦春秋泮涸禱賽、如東方名山川、而牲牛犢、牢具珪幣各異、

【講義】 華山より西に名山七つ、名川四つあり、七名山とは一に華山、二に薄山、薄山は襄山なり、三に岳山、四に岐山、五に吳岳、六に鴻冢、七に瀆山、瀆山は蜀の汶山なり、四名川とは一に河といふ、其の神を臨晉に祠る、二に沔といふ、其の神を漢中に祠る、三に湫淵といふ、其の神を朝那に祠る、四に江水といふ、其の神を蜀に祠る、亦春は凍を解かむことを秋は凍を凝らさむことを禱り冬は神の福に報いむとて賽して禱るは東方の名山川の如くす、而して其の牲には牛犢を用ふことといへども、牲珪幣は各異なるなり、

而四大冢鴻・岐・吳・岳、皆有嘗禾、

【講義】 而るに四つの大山の鴻・岐・吳・岳は皆新穀を以て祭るなり、

【字解】 大冢、山頂を冢といふ、故に大冢とは大山のことなり、嘗禾、嘗は秋の祭なり、禾は穀なり、新穀を以て祭るをいふ、

陳寶節來祠、

【講義】 陳寶の神靈節に應じて來るときは之を祠る、

其河加有嘗醪、此皆在雍州之域、近天子之都、故加車一乘騮駒四、

【講義】 其の黃河の神を祭るには他の三川よりも嘗醪を加ふ、而して他の三川は皆雍州の域に在りて天子の都に近し、故に車一乘と騮駒四とを加ふ、

【字解】 嘗醪、祭に供ふるにごりざけなり、騮駒、黑き鬣の赤馬なり、

は皆幷せて東方に在り、さて五帝より秦に至るまでは軼に興り軼に衰へたれば、天下の名山大川は或は諸侯の領地に入り、或は天子の域內に入る、其の禮の損益も世々殊なりて、悉く勝げて記すべからざるなり、されど秦天下を幷合するに及びて。祭祠官の常に奉祀する所の天地名山大川の鬼神をして秩序を立てて祭祀することを得しめたり、

【字解】三代之君、漢書郊祀志に君を居に作れり、在河洛之間、河は黃河、洛は洛水なり、夏の禹王は陽城に都し、又平陽に或は安邑に或は晉陽に在り、殷の湯王は亳に都し、又偃師に遷る、盤庚に至りて河北に徙り、又偃師に還る、周は豐・鎬に都し、平王に至りて洛陽に徙る、嵩高、嵩山なり、四瀆、瀆はみぞなり、河の義となす、四つの大川をいふ、軼、迭と通ず、更迭なり、タガヒニと訓む、

於是自殽以東、名山五、大川祠二、曰太室、太室嵩高也、恒山、泰山、會稽、湘山、水曰濟、曰淮、春以脯酒爲歲祠、因泮凍、秋涸凍、冬賽禱祠、其牲用牛犢各一、牢具珪幣各異、

【講義】是に於て殽山より東に名山五つと大川の祠二つとあり、五つの名山とは一に太室、太室は即ち嵩高なり、二に恒山、三に泰山、四に會稽山、五に湘山なり、二つの大川とは濟水と淮水となり、此等の神を祀るには春は脯と酒とを以て一年のために祀り、因りて凍を解かむことを禱り、秋は凍を凝さむことを禱り、冬は一箇年の神福に報ゆる爲に賽して禱り祀り、其の牲には牛と犢とを各一匹を用ふ、而して牲・珪・幣は各異なりて一樣ならず、

【字解】殽、山の名なり、脯、乾肉なり、泮凍、泮は解くなり、涸凍、涸は冱に同じ、凝るなり、賽、神福に報ゆることなり、牢具、牛羊豕三牲の具はるを牢といふ、即ち牢具とは牲のことなり、

自華以西、名山七、名川四、曰華

秦亡、諸儒生疾秦焚詩書誅僇文學、百姓怨其法、天下畔之、皆譌曰、始皇上泰山、爲暴風雨所擊、不得封禪、此豈所謂無其德而用事者邪、

【講義】 二世元年、東の方碣石を巡り、海に竝び南して泰山を歷て會稽に至る、皆禮を以て之を祠り、始皇が立てたる所の石書の旁に又文を刻みて始皇の功德を彰せり、其の秋に諸侯秦に畔く、三年にして二世弑せらる、始皇封禪の後十二歲にして秦遂に亡びぬ、諸の儒者は秦が詩書を焚きて文學の士を誅戮せしことを疾み、百姓は秦法の酷しきを怨み、天下悉く秦に畔けり、皆そしりて曰く、始皇の泰山に上りし時は暴風雨に擊たれて封禪することを得ざりしなりと、此れ豈に古人の所謂其の德無くして事を用ひたる者か、

【字解】 刻勒、勒も刻なり、章、彰なり、アラハスと訓む、誅僇、僇は戮と通ず、辱め殺すなり、誅僇は儒生を坑埋にせしをいふ、文學、文學の士なり、即ち儒生をいふ、譌、詐なり、そしる、

昔三代之君、皆在河洛之間、故嵩高爲中嶽、而四嶽各如其方、四瀆咸在山東、至秦稱帝、都咸陽、則五嶽四瀆皆幷在東方、自五帝以至秦、軼興軼衰、名山大川、或在諸侯、或在天子、其禮損益世殊、不可勝記、及秦幷天下、令祠官所常奉天地名山大川鬼神可得而序也、

【講義】 昔三代の君は、皆其の都を黃河洛水の間に奠めたり、故に嵩山を以て中嶽と爲し、他の四嶽は各、其の方に在り、四瀆は皆山東に在りき、秦の帝と稱するに至りて西の方咸陽に都す、よつて五嶽四瀆

齎童男女入海求之、船交海中、皆以風爲解、曰未能至望見之焉、

【講義】其後秦の始皇が天下を幷すに至るに及び、海上に至る、時に方士此の三神山のことを言ふこと勝げて數ふべからず、始皇自ら思ふに海上に至るとも恐らくは及ばじと、乃ち人をして童男女を引き連れて海に入りて之を求めしむ、其の船海中に交り、皆前後して引き返して解說するに、風に遇ひて其の處に至ることを得ず、唯之を望見したるのみなりと、

【字解】齎、持なり、付なり、モタラスと訓む、以風爲解、風に遇ひて其の處に至ることを得ずと解說するをいふ、

其明年、始皇復游海上、至琅邪、過恒山、從上黨歸、後三年、游碣石、考入海方士、從上郡歸、後五年、始皇南至湘山、遂登會稽、竝海上、冀遇海中三神山之奇藥、不得、還至沙丘崩、

【講義】其の明年、始皇復海上に游びて琅邪に至り、恒山を過りて上黨より咸陽に歸る、後三年に碣石に游びて海に入る所の方士の虛實を考ふ、此の時は上郡を經て歸れり、後五年に、始皇南の方湘山に至り、遂に會稽山に登り、其れより海上に旁ひて海中の三神山の奇藥に遇はむことを冀へども得ざりき、其の還る時沙丘に至りて崩じぬ、

【字解】考、方士の海に入る虛實を考ふるなり、

二世元年、東巡碣石、竝海南歷泰山、至會稽、皆禮祠之、而刻勒始皇所立石書旁、以章始皇之功德、其秋、諸侯畔秦、三年而二世弑死、始皇封禪之後十二歲、

德之運、五行の運行なり、方仙道、方は方術なり、卽ち仙人の術なり、仙道は上に同じ、主運、騶子の書の篇名なり、五行の運行方面に隨ひて事を用ふるを說けりといふ、怪迂、あやしくまがれること、阿諛苟合、おもねりへつらふこと、

自威宣燕昭、使人入海求蓬萊・方丈・瀛洲、此三神山者、其傳在渤海中、去人不遠、患且至則船風引而去、蓋嘗有至者、諸仙人及不死之藥皆在焉、其物禽獸盡白、而黃金銀爲宮闕、未至望之如雲、及到三神山反居水下、臨之風輒引去、終莫能至云、世主莫不甘心焉、

【講義】齊の威王宣王燕の昭王より以來は屢〻人をして海に入りて蓬萊・方丈・瀛洲の三神山を求めしむ、さて此の三神山は其の傳書に據るに渤海の中に在りて、人を去ること遠からず、されど且に至らむとすれば船風に引かれて去らるゝを患ふ、蓋し昔此に至れる者ありしならむ、其の說に諸の仙人及び不死の藥等は皆此の三神山に在り、其の他の物及び禽獸は盡く白く、而して黃金白銀を以て宮闕と爲せり、未だ至らずして之を望み見れば雲の如く、到るに近づけば三神山は反つて水下に居り、之に臨めば風輒ち船を引き去りて、終に能く至ること無しといふ、故に時の世主は如何にもして此の三神山を探らむとして思ひのまゝにせざること無きなり、

【字解】燕昭、燕の昭王なり、黃金銀、初學記・藝文類聚・御覽竝に史を引きて銀の上に白の字あり、甘心、思ひのまゝにすること、

及至秦始皇幷天下、至海上、則方士言之不可勝數、始皇自以爲至海上而恐不及矣、使人乃

又珪幣も雜りて整はず、各、同一なることあらざるなり、

【字解】　天齊、淵水の名なり、五泉竝び出で丶常の泉と異なり、其の狀天の腹齊の如きより名となす、南郊山下、山下は索隱本には山下下に作れり、故に師古の注にも下下者謂最下也とあり、三山、東萊の曲成の三山なり、海中の三神山にあらず、斗入、斗枡の屈曲せるが如く突入せるをいふ、一牢具、牛羊豕の三牲の具はれるを一牢といふ、巫祝、かんなぎ、みこ、珪幣、神に上るたまとぬさとなり、

自齊威宣之時、騶子之徒、論著終始五德之運、及秦帝、而齊人奏之、故始皇采用之、而宋毋忌・正伯僑・充尙・羨門子高、最後、皆燕人、爲方僊道、形解銷化、依於鬼神之事、騶衍以陰陽主運、顯於諸侯、而燕齊海上之方士、傳其術、不能通、然則怪迂阿諛苟合之徒、自此興、不可勝數也、

【講義】　齊の威王宣王の時より騶衍の徒は五行說を論著せり、秦の始皇の帝となるに及びて、齊人は騶衍等の五行說を以て奏上す、故に始皇之を採用して秦を以て水德の王と爲す、而して宋毋忌・正伯僑・充尙・羨門子高等の方士は最も後れて秦に來れり、皆燕人にして方術仙道を爲し、人の形體を解脫銷化して鳥に乘じて空中を飛翔す、而して之を爲すには多くは鬼神の事に依り據るなり、此の時騶衍は陰陽五行の運行の說を以て諸侯に顯れたり、而して燕齊海上の方士は騶衍の術を傳ふると雖之に通ずること能はざるなり、方士已に此の術に通ずること能はず、然れば則ち其の他の者に於てをや、故に之に乘じて怪しく曲れることをなす者及びおもねりへつらふの徒此の時より興りて勝げて數ふべからざるなり、

【字解】　威宣、威王宣王なり、騶子、騶衍なり、終始五

泰山梁父、蓋天好陰、祠之必於高山之下、小山之上、命曰時、地貴陽、祭之必於澤中圓丘云、三曰兵主、祠蚩尤、蚩尤在東平陸監鄉、齊之西境也、四曰陰主、祠三山、五曰陽主、祠之罘、六曰月主、祠之萊山、皆在齊北、竝勃海、七曰日主、祠成山、成山斗入海、最居齊東北隅、以迎日出云、八曰四時主、祠琅邪、在齊東方、蓋歲之所始、皆各用一牢具祠、而巫祝所損益、珪幣雜異焉、

【講義】泰山梁父に封禪したり、是に於て始皇遂に東の方海上に游び、行く〲名山大川及び齊の八神を禮祠し、仙人羨門の徒を求む、八神とは將た古より有りしなり、或人の曰く、齊の太公より以來之を作れり、さて齊の齊たる所以は天齊淵あるを以てなり、而るに八神の祀は絕えて其の起原を知ること無し、さて八神とは一に天主といふ、天齊に祠る、天齊は淵水にして臨菑の南郊山の最下に在るなり、二に地主といふ、泰山と梁父山とに祠る、蓋し天は陰を好む、之を祠るに必ず高山の下小山の上に於てす、之を名づけて時といふ、地は陽を貴ぶ、故に之を祭るに必ず澤中の圓丘に於てすと云ふ、三に兵主といふ、蚩尤の冢に祠る、蚩尤の冢は東平陸の監鄉に在りて齊の西境なり、四に陰主といふ、三山に祠る、五に陽主といふ、之罘山に祠る、六に月主といふ、之萊山に祠る、此の之罘之萊の二山は皆齊に在りて北の方渤海に竝び立てり、七に日主といふ、成山に祠る、成山は斗枡形の如く屈曲して海に突入し、最も齊の東北の隅に在りて日の出づるを迎ふ、八に四時主といふ、琅邪に祠る、琅邪は齊の東方に在り、東方は蓋し歲の始まるところなり、以上八神を祠るには皆各、牛羊豕の三牲を用ふ、而して之を主る巫祝は時に損益することあり、

雨、則譏之、

【講義】始皇帝位に即きて三年、東の方郡縣を巡り、騶の嶧山に祠りて秦の帝業を頌む、是に於て齊魯の儒者博士七十人を徵し從へて泰山の下に至り、將に封禪せむと欲す、儒者或は議して曰く、古の封禪には蒲車を用ひしといふ、是は山の土石草木を車輪にて傷めむことを惡みてなり、又地を掃ひて祭るとき、席くにあらごもを用ひしといふ、是は其の祭祀に從ひ易きを以てなりと、始皇此の議を聞き、各〻事理にもとりて施し用ひ難しとなす、此に由つて儒者を絀けて其の議を採用せず、遂に車道を除ひ、上るに泰山の南よりし、巓に至りて石を立て丶秦の始皇帝の德を頌め、始皇が封ずることを得たるを明かにし、北口より下りて梁父山に禪したり、其封禪の禮は頗る太祝が雍の上帝を祀るに用ひし所を采りしといふ、されど其の禮式の記錄を封藏して皆祕したれば、世の人得て之を記す者無きなり、さて始皇が太山に上るときに中阪にて暴風雨に遇ひければ大樹の下に休息したり、時に諸の儒者の既に絀けられて封事の禮に與り用ひらるゝことを得ざる者は、此の始皇の暴風雨に遇ひしことを聞きて之を譏れり、

【字解】功業、帝業なり、儒生、孔孟の教を奉ずる學者なり、蒲車、車輪に蒲を卷き附けたる車なり、葅稭、葅は藉く也、稭は禾藁の皮を去りたるもの也、葅稭はあらごもなり、遵、從なり、大樹下、此の文にては單に大樹とありて何の木なるか明かならざれども、藝文類聚に引ける漢官儀によれば松の樹なり、始皇是に於て松の樹を五大夫に封ぜしこと有名なり、

於是始皇遂東游海上、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬、八神、將自古而有之、或曰、太公以來作之、齊所以爲齊、以天齊也、其祀絕、莫知起時、八神、一曰天主、祠天齊、天齊、淵水、居臨菑南郊山下者、二曰地主、祠

白銀山より溢れ出でたり、周は火德を以て王たり、故に赤烏の符瑞ありたり、今秦は周の火に代る、さて火に克つは水なり、故に今は水德の時なり、昔し秦の文公出でて獵したりし時黑龍を獲たりといふ、黑は北方の色なり、北方は五行に配して水なり、故に秦の祖先已に水德の瑞ありしなり、是に於て秦更に河を名づけて德水といひ、冬十月を年首と定め、色は黑を上び、數度は皆六を以て終りと爲し、音は大呂を上び、天下を統ぶる政は法を尙べりと、

【字解】其後、宋の太丘の社主の亡せたりし年の後を指す、秦の周を滅したる後にあらず、地螾、螾は蚯蚓也、ミ、ズ、大さ五六圍長け十餘丈ありしといふ、赤烏之符、火の天より下りて王宮に止まり、流れて赤色の烏となりし瑞をいふ、六、老陰の數なり、水は陰なり、故に六を尙ぶ、大呂、十二律の一にして陰聲なり、故に之を尙ぶ、上法、水は陰にして刑殺を主る、故に法を嚴しくす、

卽帝位三年、東巡郡縣、祠騶嶧山、頌秦功業、於是徵從齊魯之儒生博士七十人、至乎泰山下、諸儒生或議曰、古者封禪爲蒲車、惡傷山之土石草木、掃地而祭、席用葅稭、言其易遵也、始皇聞此議、各乖異、難施用、由此絀儒生、而遂除車道、上自泰山陽、至巓、立石頌秦始皇帝德、明其得封也、從陰道下、禪於梁父、其禮頗采太祝之祀雍上帝所用、而封藏皆祕之、世不得而記也、始皇之上太山、中阪遇暴風雨、休於大樹下、諸儒生既絀、不得與用於封事之禮、聞始皇遇風

五百歲にして當に復合ふべし、合ひて十七年にして霸王出でむと豫言せり、櫟陽に黃金降り來る、秦の獻公は之を以て金瑞を得たりと思ひ、故に畦時を櫟陽に作りて白帝を祀れり、其の後百二十歲にして秦遂に周を滅しぬ、

【字解】秦始與周合、周が非子を秦の地に封じて附庸となしゝをいふ、合而離、離るは平王が襄公を封じて始めて諸侯と爲しゝをいふ、復合、西周の君臣が邑を秦に獻ぜしをいふ、十七年、昭王が周を滅してより始皇九年に嫪毐を誅するまで正に十七年なり、霸王、始皇を指す、畦時、畦は壠なり、うね、山下に時ある狀、恰も韭を種ゑたるうねの如し、故に名づく、

周之九鼎入于秦、或曰、宋太丘社亡、而鼎沒于泗水彭城下、

【講義】周滅びて周の九鼎は秦に入れり、或る人の說に曰く、周の滅亡と共に宋の太丘の社主亡せぬ、而して周の九鼎は秦に入りしにあらずして泗水の彭城の下に沈みしなりと、

其後百一十五年、而秦幷天下、

秦始皇既幷天下而帝、或曰、黃帝得土德、黃龍地螾見、夏得木德、靑龍止於郊、草木暢茂、殷得金德、銀自山溢、周得火德、有赤烏之符、今秦變周、水德之時、昔秦文公出獵、獲黑龍、此其水德之瑞、於是秦更命河曰德水、以冬十月爲年首、色上黑、度以六爲名、音上大呂、事統上法、

【講義】其の後百十五年にして秦天下を幷合す、秦の始皇既に天下を幷せて帝となれり、或る人の說に曰く、黃帝は土德を得て王たり、故に黃龍地螾の瑞見れたり、夏は木德を以て王たり、故に靑龍郊野に止まりて草木のびしげれり、殷は金德を以て王たり、故に

む、讖、そしるなり、

是時萇弘以方事周靈王、諸侯莫朝周、周力少、萇弘乃明鬼神事、設射狸首、狸首者、諸侯之不來者、依物怪欲以致諸侯、諸侯不從、而晉人執殺萇弘、周人之言方怪者、自萇弘、

【講義】是の時萇弘といへる者仙術を以て周の靈王に事ふ、靈王の時は周室微にして諸侯の周に朝する者莫く、周の威力全く地に墜ちたり、是の時に當り萇弘は鬼神の事を明かにし、其の術を以て狸首を射殺せり、狸首とは諸侯の來朝せざる者なり、萇弘はかくの如く怪しき術に依りて諸侯を服せしめむと欲したれども、諸侯は遂に周に從はざりき、而して晉人卒に萇弘を捕へて之を殺せり、故に周人の方術物怪を言ふ者は萇弘より始まりしなり、

【字解】方、方術なり、卽ち仙術のこと、設、萇弘得意の仙術を以ての意なり、

其後百餘年、秦靈公作吳陽上時、祭黃帝、作下時、祭炎帝、

【講義】其の後百餘年にして秦の靈公に至る、靈公吳陽に上下の二時を作り、上時には黃帝を祭り下時には炎帝を祭れり、

後四十八年、周太史儋見秦獻公曰、秦始與周合、合而離、五百歲當復合、合十七年、而霸王出焉、櫟陽雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時櫟陽、而祀白帝、其後百二十歲而秦滅周、

【講義】其の後四十八年に、周の太史の儋秦の獻公に見えて曰く、秦は始め周と合へり、合ひて後離れ、

其後百有餘年、而孔子論述六藝、傳略言易姓而王、封泰山、禪乎梁父者、七十餘王矣、其俎豆之禮不章、蓋難言之、或問禘之說、孔子曰、不知、知禘之說、其於天下也、視其掌、詩云、紂在位、文王受命、政不及泰山、武王克殷二年、天下未寧而崩、爰周德之洽、維成王、成王之封禪則近之矣、及後陪臣執政、季氏旅於泰山、仲尼譏之、

【講義】 其の後百有餘年にして、孔子は六藝を論じ述べ、其の傳中に略姓を易へて天下に王となりて泰山に封じ梁父に禪したりし者七十餘王を言へり、而して其の封禪に用ひし俎豆の禮は明かならず、蓋し孔子も之を言ふに憚りしものならむ、例へば或る人が禘の說を問ひし時、孔子は魯の爲に之を諱みて知らずと爲し、禘の說を知れば天下を治むることの易きは之を視るが如しとて其の掌を指し示したるが如し、殷の紂王尙位に在るに、文王已に天命を受く、されど其の政令未だ天下に布かれず、從つて泰山に封禪するに至らず、武王殷に克ちて二年、天下未だ寧からざるに崩じぬ、故に周德の天下に洽く行き渡れる時は成王なり、故に成王の封禪することは幾ど理に近し、其の後に及び陪臣政を執り、魯の季氏は泰山に旅祭を爲すに至れり、是を以て仲尼之を譏りて曾て泰山は林放に如かずと謂はむやといへり、

【字解】 六藝、禮・樂・射・御・書・數なり、俎豆、共に祭器なり、俎は肉を載するもの、豆は菜を盛るもの、禘、祭の名なり、帝王の始祖を祭るをいふ、此の祭は帝王に非れば能はず、其於天下也、視其掌、天下は天下の政事なり、其の掌を視すは易きをいふ、詩云、此の二字恐らくは衍文ならむ、陪臣、またけらいなり、旅、祭の名なり、山を祭ることをいふ、ヤマ、ツリと訓

る、而して封禪せむと欲するは乃ち不可なることなからむやと、是に於て桓公之を止む、

【字解】 葵丘、宋の地なり、淸の河南省衞輝府考城縣の東三十里に在り、梁父、山の名なり、夷吾、管仲の名なり、無懷氏、伏羲以前の王者なり、云云、山の名にして梁父の東に在り、虙羲、虙は伏に同じ、亭亭、山の名なり、帝俈、俈は嚳に同じ、會稽、山の名なり、社首、山の名なり、山戎、鮮卑なり、孤竹、國の名なり、大夏、國の名なり、大宛の西南二千餘里に在り、流沙、西境極遠の地なり、束馬懸車、馬の腹帶を緊しく結びて兵車を駕すること、江漢、揚子江と漢水となり、兵車之會三、兵を帥ゐての會盟三回をいふ、卽ち魯の莊公十三年に北杏に會して宋の亂を平げしと、僖公四年に蔡を侵して遂に楚を伐ちしと、六年に鄭を伐ちて新城を圍みしとなり、乘車之會六、兵を帥ゐずして普通の會盟六回をいふ、卽ち魯の莊公十四年に鄄に、十五年に又鄄に、十六年に幽に、僖公五年に首止に、八年に洮に、九年に葵丘に會せしをいふ、鄗上・北里、共に地名なり、盛、もりものなり、一茅三脊、三のみねあるちがやなり、卽ち靈茅をいふ、藉、しきものなり、比目之魚、鰈なり、一に王餘・版魚ともいふ、其の狀牛脾に似て細鱗、紫黑色にして一眼なり、故に二尾相比びて始めて行くことを得、比翼之鳥、其の狀鳧に似て各、一翼一目なり、故に此の鳥も兩羽相得て乃ち飛ぶことを得、嘉穀、芽出度き穀物なり、卽ち一莖九穗の如きをいふ、蓬蒿、うたよもぎなり、藜莠、あかざとはぐさとなり、以上共に皆惡草なり、鴟梟、惡鳥なり、ふくろふ、

是歲秦繆公內晉君夷吾、其後三置晉國之君、平其亂、繆公立三十九年而卒、

【講義】 是の歲に秦の繆公晉の君の惠公を梁より迎へて之を立つ、其の後三たび晉國の君を立てゝ其の國の亂を平ぐ、繆公立ちて三十九年にして卒しぬ、

【字解】 內晉君夷吾、內は納れて立つる也、夷吾は獻公の子惠公なり、此の時梁に出奔せり、繆公之を輔けて晉に納れて立たしめしなり、三置晉國君、惠公懷公文公を立てしをいふ、

焉、今鳳凰麒麟不來、嘉穀不生、而蓬蒿藜莠茂、鴟梟數至、而欲封禪、毋乃不可乎、於是桓公乃止、

【講義】 秦の繆公位に卽きて九年に、齊の桓公は既に霸者となりて威を天下に震ひ、此の歲の夏に諸侯を葵丘に會し、將に封禪せむと欲す、管仲之を諫めて曰く、古泰山に封じ梁父山に禪せし者凡て七十二家ありき、而して夷吾が記憶する所は僅に十有二家なり、卽ち昔無懷氏は泰山に封じて云云山に禪し、虙羲氏は泰山に封じ云云山に禪し、神農氏は泰山に封じ云云山に禪し、炎帝は泰山に封じ云云山に禪し、黃帝は泰山に封じ亭亭山に禪し、顓頊は泰山に封じ云云山に禪し、帝俈は泰山に封じ云云山に禪し、堯は泰山に封じ云云山に禪し、舜は泰山に封じ云云山に禪し、禹は泰山に封じ會稽山に禪し、湯は泰山に封じ云云山に禪し、周の成王は泰山に封じ社首に禪せり、是等は皆天命を受けて然る後に封禪することを得たるものにして、未だ天命を受けざる者は封禪することを得ざるなりと、桓公曰く、卿は寡人を以て未だ命を受けずと云ふと雖、寡人は既に北の方は山戎を伐ちて孤竹國を過ぎ、西の方は大夏を伐ちて流沙を涉り、馬の腹帶を緊しく束ねて兵車を懸け、以て卑耳の山に上り、南の方は召陵に至り熊耳山に登りて江漢を望み、又兵を帥ゐての會合を三回、兵を帥ゐずしての會盟を六回、都合九回諸侯を合して一度天下を匡し、諸侯一人として我に違ふ者無きなり、此の如きは三代の命を受けたりし帝王と亦何を以て異ならむやと、是に於て管仲は桓公を說服するに普通の辭を以てするも不可なるを知り、因りて桓公の成し能はざる所の事實を假設して之を中止せしめむとす、曰く、古の封禪には鄗上の黍と北里の禾とを以て盛物と爲し、江淮の間に生ずる一茅にして三の脊あるものを以て藉物と爲し、東海よりは比目の魚を獻じ、西海よりは比翼の鳥を上りて之を供物と爲し、然る後に召さずして自ら至る所の端祥十有五ありき、而るに今鳳凰麒麟の類來らず、芽出度き穀物も生ぜず、却つて蓬蒿藜莠の如き惡草茂り、鴟梟の如き不祥の鳥數〻至

天に上りしといふ、

【字解】青帝、東天の神なり、

秦繆公卽位九年、齊桓公既霸、會諸侯於葵丘、而欲封禪、管仲曰、古者封泰山禪梁父者七十二家、而夷吾所記者、十有二焉、昔無懷氏封泰山、禪云云、虙羲封泰山、禪云云、神農封泰山、禪云云、炎帝封泰山、禪云云、黃帝封泰山、禪亭亭、顓頊封泰山、禪云云、帝嚳封泰山、禪云云、堯封泰山、禪云云、舜封泰山、禪云云、禹封泰山、禪會稽、湯封泰山、禪云云、周成王封泰山、禪社首、皆受命然後得封禪、桓公曰、寡人北伐山戎、過孤竹、西伐大夏、涉流沙、束馬懸車、上卑耳之山、南伐至召陵、登熊耳山、以望江漢、兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我、昔三代受命、亦何以異乎、於是管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事、曰、古之封禪、鄗上之黍、北里之禾、所以爲盛、江淮之間、一茅三脊、所以爲藉也、東海致比目之魚、西海致比翼之鳥、然後物有不召而自至者、十有五

都レ雍、雍之諸祠自レ此興、用二三百牢於鄜時一、作二伏祠一、磔二狗邑四門一、以禦二蠱菑一、德公立二年卒、

【講義】 文公十年に鄜時を作りてより後、七十八年にして秦の德公既に立ち、雍に居らむことをトひて吉なり、故に後に國益々廣大となりて子孫馬を龍門河に飲ふに至れり、德公遂に雍に都す、雍の諸祠此より盛んに興り、三百牢を鄜時に用ふ、德公二年に始めて伏日を制し、三伏の日に諸の邪氣を禳はんとて其の祠社を作れり、即ち狗を邑の四門に磔にして熱毒惡氣を禦がしむ、德公立ちて二年にして卒しぬ、

【字解】 作二鄜時一後七十八年、文公十年に鄜時を作りてより德公元年に至るまで凡て八十年なり、此に七十八年となすは紀及び年表に合はず、飲、水を飲ますなり、ミヅカフと訓む、河、龍門河なり、三百牢、一說に百は白の誤なり、秦は西方の白帝を祀る故に白を尚ぶ、且秦未だ諸侯たり、何ぞ三百牢を用ひむやと、義可なるに似たり、されど本紀にも以二犧三百牢一祠二鄜時一とあれば今は本文に從ふ、伏祠、伏は伏日なり、祠は年表及び漢志には祠社に作れり、三伏の日に邪氣を禳ふ祠社なり、磔、はりつけなり、蠱菑、熱毒惡氣のわざはひなり、

其後六年、秦宣公作二密時於渭南一、祭二青帝一、其後十四年、秦繆公立、病臥五日不レ寤、寤、乃言夢見二上帝一、上帝命二繆公一平二晉亂一、史書而記藏二之府一、而後世皆曰、秦繆公上レ天、

【講義】 其の後六年に、秦の宣公密時を渭南に作りて青帝を祭る、其の後十四年に、秦の繆公立つ、繆公病みて臥すこと五日、其の間寤られず、漸くにして始めて覺めて、上帝に見え、上帝繆公に命じて晉の亂を平げしむと夢むと言ふ、史官之を書して記錄となし之を府に藏む、而して後世之を傳說して秦の繆公

ざるなり、

【字解】　其後十六年、其の後とは西時を作りてより後をいふ、西時を作りしは襄公八年なり、而して鄜時を作りしは文公十年なるを以て襄公八年より文公十年までは十五年目なり、汧渭、二水の名なり、鄜衍、鄜は地名なり、衍は山陵の間なり、三牲、牛羊豕なり、郊祭、天地の神を祭るを郊といふ、武時好時、武好共に地名なり、積高、山地なり、神明之隩、隩は隈なり、隠なり、神明の隠れ在すに適する所をいふ、搢紳、搢は挿なり、紳は大帶なり、笏を大帶に挿むをいふ、是れ高位高官の士にあらざれば能はず、故に高位高官の稱となす、搢一に縉に作り、又薦に作る、縉は搢に同じく、薦は進むなり、進みて紳帶の間に置くの意なり、道、言ふなり、

作鄜時後九年、文公獲若石云、于陳倉北阪城祠之、其神或歳不至、或歳數來、來也常以夜、光輝若流星、從東南來、集于祠城、則若雄雞、其聲殷云、野雞夜雊、以一牢祠、命曰陳寶、

【講義】　鄜時を作れる後九年に、文公石の如き質のものを陳倉縣の北阪城に獲て之を祠る、其の神は或歳は至らず、或歳は數來る、其來る時は常に夜に乘じて來り、其の光輝は流星の若くにして東南の方より來りて祠城に集る、而して其の形は雄の雞の如く、其の聲は殷々たり、故に山野に居る野雞も之に應じて夜鳴くなり、之を祠るに牛羊豕の三牲を以てし、命けて陳寶といふ、

【字解】　若石云、云は語詞なり、意味なし、其聲殷云、殷は鳴く聲なり、云は句を足すの詞なり、タリの意あり、野雞、雉なり、一牢、牛羊豕の三牲をいふ、陳寶、陳倉にて獲たる石の若きものを寶となすの意なり、秦本紀に詳なり、參照すべし、

作鄜時後七十八年、秦德公既立、卜居雍、後子孫飮馬於河、遂

幽王に至る迄は凡て十一世なり、十四世とあるは誤に似たり、西垂、垂は陲と通ず邊境なり、少皞之神、少皞は金天氏なり、季秋の神なり、秦は西垂に居る、故に秋の神を主る、西畤、畤は祭壇なり、秦は西方に在り、故にいふ、白帝、天の五帝の一にして西天の神なり、故に白といふ、騮駒、赤馬にして黑の鬣なり、羝羊、羝は牡なり、

其後十六年、秦文公東獵汧渭之間、卜居之而吉、文公夢黃蛇自天下屬地、其口止於鄜衍、文公問史敦、敦曰、此上帝之徵、君其祠之、於是作鄜畤、用三牲郊祭白帝焉、自未作鄜畤也、而雍旁故有吳陽武畤、雍東有好畤、皆廢無祠、或曰、自古以雍州積高神明之隩、故立畤郊上帝、諸神祠皆聚云、蓋黃帝時嘗用事、雖晚周亦郊焉、其語不經見、搢紳者不道、

【講義】其の後十六年にして秦の文公東の方汧水渭水の間に獵し、之に居らむことを卜ひしに吉なり、故に汧水の旁に都せり、文公或る夜黃蛇天より下りて地に附き、其の口鄜衍に止ると夢む、文公之を史敦に問ふ、敦曰く此れ上帝の地に下りし兆なり、君宜しく之を祠るべしと、是に於て文公鄜畤を作り、三牲を用ひて白帝を祭る、さて此の鄜畤を作らざりし以前には雍州の旁に故くより吳陽の武畤あり、又雍州の東にも好畤ありき、されど皆既に廢れて祠ること無し、或る人の說に曰く、古より雍州の山地は神明の隱れ在すに適せるを以て、故に畤を立てゝ上帝を祭り、諸の神祠も皆多く聚れりと云ふ、蓋し黃帝の時嘗て事を此に用ひ、晚周と雖亦此に天地の神を祀りしならむ、されど其の語經書に見えざれば搢紳の士は之を言は

穡して民に農事を敎へたり、故に周に至りて稷祠あり、由つて南郊にて穀神を祀り社祀にて土神を祀るとは、其の從りて來れる所久しと謂ふべきなり、

【字解】 周官、周禮なり、冬日至、冬至なり、長日之至夏日至、共に夏至なり、按ずるに今の周禮春官宗伯の文と異り、蓋し是れは河間獻王の獲し所の者歟、觀、比なり、クラブと訓む、三公、太師太傅太保なり、明堂、天子の政堂なり、其の制南明に嚮ひて建て八窓四闥なるを以て名となす、辟雍、天子の學宮にして大射を行ふ所なり、辟は明なり、雍は和なり、君は尊明雍和にして此の學中にて道藝を習ひ、天下の人をして皆明達諧和ならしむるの意なり、一説に辟は璧なり、中央に明堂あり四方に池あり、池の四圍の圓なること璧の如し、故にいふと、泮宮、諸侯の鄕射を行ふ所なり、東門西門より以南には水を通じて池となし、北には水無し、卽ち天子の辟雍の半也、故にいふ、一説に泮は頖に作る、頖は班なり、ワカツと訓む、政敎を班つ所以なりと、郊祀、南郊にて祭ること、宗祀、宗は尊ぶなり、たつとび祭ること、尙、上なり、今を去ること上古なり、久し、古し、

自周克殷後十四世、世益衰、禮樂廢、諸侯恣行、而幽王爲犬戎所敗、周東徙雒邑、秦襄公攻戎救周、始列爲諸侯、秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少皞之神、作西時、祠白帝、其牲用騮駒黃牛羝羊各一云、

【講義】 周の武王殷に克ちてより後十四世にして世益、衰へ、禮樂は廢れ、諸侯は各、自ら行を恣にす、而して幽王は犬戎に敗られぬ、是に於て周遂に東の方雒邑に徙れり、此の時秦の襄公戎を攻めて周の急を救ひしかば、始めて列せられて諸侯と爲りぬ、秦の襄公既に諸侯と爲りて西邊に居り、自ら少皞の神を主ると思へり、由つて八年に西時を作りて白帝を祠り、其の牲には騮駒・黃羊・羝羊各、一を用ひしと云ふ、

【字解】 自周克殷後十四世、武王が殷に克ちしより

【講義】後三世にして帝紂に至る、紂は淫亂なり、因つて周の武王之を伐ちて殷を滅す、此に由つて之を觀れば、世の代りし始めの帝王は未だ嘗て肅み祇みて神を敬せざる無きなり、されど其の子孫に至るに從つて漸く怠り慢りて之を瀆すなり、

【字解】肅祇、肅は恭なり、祇は敬なり、つゝしむなり、

周官曰、冬日至、祀天於南郊、迎長日之至、夏日至、祭地祇、皆用樂舞、而神乃可得而禮也、天子祭天下名山大川、五嶽視三公、四瀆視諸侯、諸侯祭其疆內名山大川、四瀆者、江・河・淮・濟也、天子曰明堂辟雍、諸侯曰泮宮、周公既相成王、郊祀后稷、以配天、宗祀文王於明堂、以配上帝、自禹興而修社祀、后稷稼穡、故有稷祠、郊社所從來尚矣、

【講義】周禮に曰く、冬至の日に天を南郊に祀りて夏至の長日を迎へ、夏至の日に地祇を祭りて冬至の短日を迎ふ、而して皆樂舞を用ふ、故に之を以て天神地祇に禮を行ふことを得る所以なり、然るに天子と諸侯とは自ら其の祭祀の範圍を異にせり、卽ち天子は天下の名山大川を祭り、諸侯は其の疆內の名山大川を祭るなり、而して天子は五嶽を三公に比し、四瀆を諸侯に比して其の次序を立つ、四瀆とは江・河・淮・濟の四大川をいふなり、さて又天子の政堂を明堂といひ學宮を辟雍といふ、而して諸侯の學宮を泮宮といふ、是亦其の制と名とを異にせり、さて周公は既に成王を相けて天下を治めたり、是に於て祖先の后稷を南郊に祀りて天に配し文王を明堂に尊び祀りて上帝に配せり、さて又禹王の興りしより始めて土の神を祭りて社祀を修めたり、周の祖先の后稷は能く稼

曰く、かゝる不祥の妖事は帝德未だ足らずして不恭の致す罰なりと、太戊是より德を修めたれば、桑穀枯死せり、是より先き太戊は臣巫咸をして神に事へて桑穀の災を禳はしむ、而して桑穀枯死したれば伊陟之を巫咸に告ぐ、巫咸は之を以て祈禱の效驗なりとなす、故に巫覡の興起は此より始まれり、

【字解】桑穀、桑の木と楮の木となり、生、合生なり、拱、兩手にて搤るをいふ、伊陟、伊尹の子にして當時宰相たり、妖、桑穀合生して一暮に拱の大さとなりしをいふ、死、枯死なり、贊、告ぐなり、巫咸、臣の名なり、巫咸之興、巫覡の興起をいふ、巫咸神に事へて吉凶を豫言す、故に其の名を以て巫覡のこととなす、

後十四世、帝武丁得二傅說一爲レ相、殷復興焉、稱二高宗一、有下雉登二鼎耳一雊上、武丁懼、祖己曰、脩レ德、武丁從レ之、位以永寧、

【講義】後十四世にして帝武丁に至る、武丁傅說を得て宰相と爲して殷復興れり、故に武丁を高宗と稱す、此の時に雉の鼎の耳に登りて鳴きし不祥事あり、武丁は雉は原野に居るべき筈なるに帝王の珍寶とする所の鼎に登りて鳴きしを甚だ懼る、祖己曰く王憂ふること勿れ、德を修めば怪事自ら去らむと、武丁之に從ふ、是を以て其の位に在ること永くして天下安寧なりき、

【字解】雊、鳴くなり、祖己、賢臣の名なり、

後五世、帝武乙慢レ神而震死、

【講義】後五世にして帝武乙に至る、武乙神を慢りて天を射る、故に河渭の間に獵せし時雷に撃たれて震死せり、

【字解】慢レ神、慢はあなどるなり、武乙の天神を慢りしこと殷紀に詳なり、震死、雷に撃たれてふるひ死ぬること、

後三世、帝紂淫亂、武王伐レ之、由レ此觀レ之、始未三嘗不二肅祗一、後稍怠慢也、

を望み、其の大小によりて位次を序で遙に之を祭り、遂に東后を引見す、東后とは東國の諸侯なり、舜乂四時十二月を協ひ合せて曆日を正し、律度量衡を均一にし、吉凶軍賓嘉の五禮を修め、又五玉三帛二牲一死を以て贄と爲すの制を定む、五月に巡狩して南嶽に至る、南嶽とは衡山なり、八月に巡狩して西嶽に至る、西嶽とは華山なり、十一月に巡狩して北嶽に至る、北嶽とは恆山なり、此の三嶽にては皆岱宗の禮の如くせり、而して中嶽とは嵩高なり、さて此の如く四方を巡狩することは五載に一度なり、

【字解】　尙書、書經なり、此に引けるは舜典にして省略添加あり、璇璣、玉衡、七政、類禋、六宗、羣神、五瑞、柴、望秩、律度量衡、五玉、三帛、二牲、一死、以上皆五帝本紀に詳なり、

禹遵之、

【講義】　夏の禹王舜帝の後を承けて舜の事に從ふ、

後十四世、至帝孔甲、淫德好神、神瀆二龍去之、

【講義】　後十四世にして帝孔甲に至る、孔甲淫亂を事とし好みて鬼神に方べ、鬼神の德瀆る、故に天より降したる雌雄の二龍も害の身に及ぶをおそれて遷り去れり、

其後三世、湯伐桀、欲遷夏社、不可、作夏社、

【講義】　其の後三世にして桀に至る、殷の湯王桀を伐ちて夏の社稷を遷さむと欲す、而るに其の不可なるを知りて之を止め、更に之を修め作れり、

後八世、至帝太戊、有桑穀生於廷、一暮大拱、懼、伊陟曰、妖不勝德、太戊脩德、桑穀死、伊陟贊巫咸、巫咸之興自此始、

【講義】　後八世にして帝太戊に至る、禁廷に桑の木と楮の木と合生するありて、一日の暮に大さ兩手にて搤る程となれり、是を見て帝太戊懼る、宰相の伊陟

も數百載にも及べり、故に封禪の祭儀は闕然としてうづもれほろびたり、是を以て今茲に此の事を書せむと欲すれども、其の詳細なることは聞き記すことを得ざるなり、此の段は此の篇の總論なり、

【字解】應、受命の德なり、符瑞、受命のしるしなり、即ち黃龍寶鼎の類をいふ、臻、至るなり、功、天下を治むる功業なり、梁父、此の二字恐らくは衍文ならむ、暇給、ひまありて其の事に從事するの意なり、事、封禪の祭儀なり、傳、聖賢の言なり、此の語は孔子の言にて論語陽貨篇にあり、論語には必廢を必壞に必壞を必崩に作れり、答、天地の神に答ふることなり、闕然、かけうしなふさまなり、堙滅、うづもれうしなふなり、云、語助なり、此にては也の意なり、

尙書曰、舜在璇璣玉衡、以齊七政、遂類于上帝、禋于六宗、望山川、徧群神、輯五瑞、擇吉月日、見四嶽諸牧、還瑞、歲二月、東巡狩、至于岱宗、岱宗、泰山也、柴、望秩于山川、遂覲東后、東后者、諸侯也、合時月、正日、同律度量衡、修五禮、五玉、三帛、二牲、一死、贄、五月、巡狩至南岳、南岳、衡山也、八月、巡狩至西岳、西岳、華山也、十一月、巡狩至北岳、北岳、恆山也、皆如岱宗之禮、中岳、嵩高也、五載一巡狩、

【講義】此より時代を逐うて封禪の事を記す、尙書舜典に曰く、舜は天下を治むるに先づ天文を觀察するに璣玉衡を明かにして日月五星を齊へ、遂に上帝に類祭し、六宗に潔祭し、山川に望し、羣神に偏くす、又唐代に諸侯に班ちたりし五瑞を收め、後に吉月日を擇びて四嶽の諸侯を召し、改めて五瑞を還して改朔の證となす、歲の二月に東に巡狩して岱宗に至る、岱宗とは泰山なり、泰山に登り柴祭して東國の山川

方主宰の帝なり、西宮に屬す、三暮、三夜なり、黑帝、北方主宰の帝、北宮に屬す、天關爲レ之動、天門なり、動は閉の意なり、三能、三台に同じ、星の名、衡、星の名、南宮にあり、奇令、奇異の法令なり、

封禪書第六

自古受命帝王曷嘗不封禪、蓋有無其應而用事者矣、未有睹符瑞見而不臻乎泰山者也、雖受命而功不至、至〔梁父〕矣而德不洽、洽矣而日有不暇給、是以即事用希、傳曰、三年不爲禮、禮必廢、三年不爲樂、樂必壞、每世之隆、則封禪答焉、及衰而息、厥曠遠者千有餘載、近者數百載、故其儀闕然堙滅、其詳不可得而記聞云、

【講義】古より天命を受けて天下に帝王たる者は皆封禪せざること無きなり、蓋し受命の德無く從つて其の符瑞の見るゝこと無きに封禪の事を用ひし者もあらむ、されど未だ符瑞の見るゝを睹ながら泰山に登りて此の事をなさゞる者はあらざるなり、さて天命を受くと雖而も其の天下を治むる所の功業の未だ充分ならざる者あり、又功業充分なりと雖其の德澤の未だ洽からざる者あり、又德澤已に洽しと雖政務日に多端にして封禪の儀に從ふの暇無き者あり、是を以て古より封禪の事に即きて用ひ行ひしこと希なり、孔子の言に三年間禮をせざれば禮必ず廢れむ、三年間樂をせざれば樂必ず壞れむといへり、三年間の短日月も已に然り、況や世の隆なる毎に封禪して天地の神に答へ、其の世の衰ふるに及びて此の禮を息め、其の間の久しく遠きは千有餘載にも達し、近き者

合、德不ㇾ成、二曰、以ㇾ辰圍不ㇾ出ニ其旬一、黑帝行ㇾ德、天關爲ㇾ之動、天行ㇾ德、天子更立ㇾ年、不德、風雨破ㇾ石、三能三衡者天廷也、客星出ニ天廷一、有ニ奇令一、

此の章錯簡あり竄入あり解すべからず、故に字句を解するのみに止む、參考の爲左に前哲の意見を揭ぐ、梁玉繩の史記志疑に曰く、此の已下既に前文と屬せず、而して字句錯雜多く、解すべからず、

王元啓の史記正譌に曰く、「蒼帝行ㇾ德天門爲ㇾ之開、赤帝行ㇾ德天牢爲ㇾ之空、黃帝行ㇾ德天矢爲ㇾ之起、白帝行ㇾ德畢昴爲ㇾ之圍、黑帝行ㇾ德天關爲ㇾ之動」の十句は前文「此五者天之感動」の上に移在すべし、蓋し五行感動の理を言ふ也、「風從ニ西北一來必以ニ庚辛一、一秋中、五至大赦、三至小赦」の凡二十字は、當に前文候歲の中（候ニ歲美惡一節）に入るべし、然れども魏鮮の說とは異なれり、「白帝行ㇾ德」の四字（三至小赦の下にあるもの）は衍なり、「以ニ正月二十日二十一日一月暈圍常大赦」の十六字は、乃ち「白帝行ㇾ德」の節の注なり、而して常の字は當の字の誤と爲す、「載謂ㇾ有ニ太陽一也」の六字は亦候歲の中の注なり、但載の字は誤れり、前文に所謂載なし、「一曰、圍三暮德乃成、不ニ三暮一及圍不ㇾ合德不ㇾ成、二曰以ㇾ辰圍不ㇾ出ニ其旬一」の凡て二十七字は、占星家の異說にして太史公之れを兼せ記したるものならん、「天行ㇾ德天子更立ㇾ年、不德風雨破ㇾ石」の凡そ十四字は卽ち前文五帝の行德なり「三能三」は缺文あり、蓋し三能三階を謂ふならん、「衡者天廷也、客星出ニ天廷一有ニ奇令一」此の十三字は、卽ち南宮の條に云ふ所の「衡太微三光之廷也」なり、索隱正義（司馬貞の史記索隱張守節の史記正義）皆「三能三」の句に闕文あるを知らず、强ひて三衡を連ねて句となす、故に解費して義晦し、

【字解】　蒼帝、東方主宰の帝也、東宮に屬す、天門爲ㇾ之開、天門は星の名天の門に象る、天の門開けて萬物の萌芽出づるにたとふ、赤帝、南方主宰の帝なり、南宮に屬す、天牢爲ㇾ之空、天牢は星の名、天の牢獄也、天帝の德惠遍く及び牢獄空虛となりしなり、黃帝、中央主宰の帝なり、中宮に屬す、天矢、星の名、白帝、西

城に七日間かこまれしこと、高祖本紀を見よ、月暈二參畢一月が參畢二星の間に入りて暈(月のかさ)に包圍さるゝこと、諸呂作レ亂、呂后崩後呂氏の一族が亂をなせしこと、呂后本紀を見よ、吳楚七國叛逆、景帝の時吳・楚・膠西・膠東・淄川・濟南・趙の七侯王の反逆なり、景帝本紀を見よ、天狗、怪星の名、元光・元狩、武帝の年號、蚩尤之旗、堅星の名、越之亡、武帝の元鼎六年に南越を討ちてこれを滅ぼす、守レ斗、斗は南斗星なり、朝鮮之拔、武帝の元封二年朝鮮を討ちて之を拔く、星茀二于河戒一、茀は孛星なり、河戒は南河北河二星の間なり、孛星が河戒に光を流すこと、兵征二大宛一、武帝の大初二年大宛を討ちて之れを下す、招搖、北斗星の杓端の星の名、犖々、分明なる貌なり、委曲、こまごましきこと、勝道、道は說くこと、唐都、傳を缺く、甘石、甘公と石申となり、薄蝕、蝕せられて光うすぐらきこと、史記、歷史の記錄なり、嘗盛大、嘗は常と通ず、ツネニと訓む、大度、大體の法則なり、紫宮、中宮なり部星、部內の星なり、經、南北をいふ、闊狹、距離の遠近をいふ、經緯、經の字は衍文なり、緯は東西をいふ、見伏、あらはるとかくるとなり、嬴縮、前にとく、太上、最上の意なり、禳、災厄をいのりはらふこと、正レ下、下民に正すこと、常星、移らずして一定の位にある星、二十八宿等をさす、暈適、暈は日月のかさ、適は謫と通ず、暈の一種なり、客氣、主氣の反對にて突然生ずる氣をいふ、俯仰、相應ずること、大人之符、大は天の誤字なり、符は符節なり、終二始古今一、古今を始より終までしらべきはむること、精粗、精細なる所と粗大なる所となり、天官、天文を主る官なり、

蒼帝行レ德、天門爲レ之開、赤帝行レ德、天牢爲レ之空、黃帝行レ德、天矢爲レ之起、風從二西北一來、必以二庚辛一、一秋中、五至大赦、三至小赦、白帝行レ德、以二正月二十日二十一日一月暈圍、常大赦載、謂レ有二太陽一也、一曰、白帝行レ德、畢昴爲レ之圍、圍三暮、德乃成、不二三暮一、及圍不レ

齊田敬仲世家を見よ、三家分レ晉、晉の卿趙・韓・魏の三家が晉侯を滅して其を國を分ち諸侯となれること、趙世家・韓世家・魏世家を見よ、兵革、戰爭をいふ、焦苦、なやみくるしむこと、十二諸侯、十二諸侯年表を見よ、七國、戰國の七諸侯なり、秦・楚・燕・齊・韓・魏・趙をいふ、從衡、合從連衡なり、皐唐甘石、前の尹皐、唐昧・甘公・石申なり、凌雜、交り亂るゝこと、米鹽、細碎なること、二十八舍主二十二州一、十二州は二十八舍の分野なり故にいふ、何州が何宿の分野なるかは前に出づ、二十八舍は二十八宿に同じ、斗秉、斗柄に同じ、斗杓なり、中宮の條に解す、疆、境域なり、三晉、戰國の趙・韓・魏三國なり、河山、黃河と華山となり、街南、天街星は南北に二あり、其の南方の星を街南といひ、北方の星を街北といふ、畢、街南星の上にあり、胡貉、胡は北狄にて匈奴をさす、貉は貊と通ず、東北の夷なり、月氏、西域の夷國の名、諸衣旃裘引弓之民、もろもろの旃裘(ケゴロモ)をきて弓をひく民にて夷狄の民を指す、昴、街北星の下にあり、山川東北流、山は東北に向つて低く川は東北に流下するをいふ、首在二隴蜀一尾沒二勃碣一、隴は隴州にて甘肅の地に當り、蜀は四川の地にあたる、勃碣は渤海碣石なり、隴蜀は地勢高く勃碣は低し、山は是より次第に低下し川は是より發源して流る、故に首尾といふ、躁疾、さわがしく疾きこと、此更爲二客主人一、太白星と辰星とはかはる〴〵客となり主人となりて相對すること、星經に辰星出でざれば太白客となり、辰出づれば太白主人たりとなり、熒惑爲孛云々必視熒惑所在、此の二十五字は前章熒惑の條下の文の誤りて竄入せしものなり、故に解を省く、菑異、災異に同じ、六王、燕・齊・楚・韓・魏・趙六國の王なり、如二亂麻一、散亂せるさまをいふ、張楚竝起、張は張良、楚は楚の陳涉を指す、張良は秦の始皇を狙擊し陳涉は討秦の先驅たり、故にいふ、詳細は陳涉世家留侯世家を見よ、三十年間、始皇十六年韓を滅してより漢の高祖項羽を滅して天下を一統する迄三十六箇年間をいふ、三十といふは大數をあぐるなり、駘藉、蹂躪に同じ、蚩尤、蚩尤の亂なり、五帝本紀黃帝の條を見よ、項羽救二鉅鹿一、項羽が鉅鹿にて秦軍を大破し味方をすくひしこと、項羽本紀を見よ、西坑二秦人一、項羽が秦兵四十萬を新安に坑殺せしこと、項羽本紀を見よ、東井、東宮の井宿なり、平城之圍、高祖が匈奴の爲に平

といふ、曆ニ日月星辰ニ、曆は日月星辰の躔度運行をはかること、五家、五帝なり、三代、夏殷周をいふ、紹、紹繼なり、うけつぐこと、內ニ冠帶ニ、內は親しむこと、冠帶は冠帶の國即ち中國を指す、十有二州、五帝本紀を見よ、象、法象なり、法則とすべき象(カタチ)なり、日月星辰等を指す、類、法なり法則なり、陰陽五行を指す、五星、前に出づ、列宿、列星なり、州域、十二州の境域なり、三光、日・月・星辰(主として五星を指す)をいふ、幽厲、周の幽王厲王なり、窟穴、天變の應ずる地域を指していふ、時應、天時の應變なり、禨祥、吉凶なり、六經、詩・書・易・春秋・禮・樂をいふ、不レ待レ告、待は須なり、モチフと訓む、告ぐるを用ひずとは告ぐることを爲さゞること、不レ著、著は微意をあらはし說くこと、天數、天文なり、高辛、帝嚳なり、五帝本紀を見よ、重黎、南正重火正黎なり、曆書を見よ、唐虞、唐は堯の世虞は舜の世なり、羲和、曆書を見よ、有夏、夏なり、昆吾、傳を缺く、殷商、殷なり、商は殷の一名、故に殷商といふ、巫咸、巫は官名、咸は名なり、傳を缺く、史佚、周の武王の太史なり、姓は尹といふ、史は官名なり、萇弘、周の靈王の時の大夫なり、子韋、傳を缺く、裨

竈、鄭の大夫なり、傳を缺く、甘公、名は德、天文星占八卷を作れり、唐昧、傳を缺く、尹皐、傳を缺く、石申、天文星經八卷をつくれり、天運、天の運行なり、三五、三五の數なり、三十歲に小變し五百載に大變し三大變して一紀となるよりいふ、上下各千歲、千歲は千五百歲の略なり、三紀は四千五百歲なり、故に中紀を本として見れば、上紀下紀共に千五百歲なり故にいふ、天人之際、天人の合會なり、續備、繼續し充備すること、日蝕三十六、隱公の時に一回、桓公の時に二回、莊公の時に四回、僖公の時に三回、文公の時に二回、宣公の時に三回、成公の時に二回、襄公の時に九回、昭公の時に七回、定公の時に三回、合せて三十六回なり、彗星三見、彗は孛の誤なり、孛星は彗の一種なり、文公・昭公・哀公の時にあらはる、故に三見といふ、宋襄公、宋世家を見よ、力政、政は征の誤なり、力征は武力を以て相征伐すること、五伯、五霸なり十二諸侯年表に解す、主命、君主の命令なり、秦楚吳越夷狄也爲ニ彊伯ニ、此の四國は蠻夷の地に國す故に夷狄といふ、秦の穆公・楚の莊王・吳の夫差・越の勾踐各一方に霸たり、田氏篡レ齊、齊の卿田和が齊を篡ひ諸侯となれること、

家にあり、故に廿公石申二家の著せる星暦の書に說く所の五星の占法中、唯獨り熒惑星のみは常行に反して逆行することあり、逆行して他の星宿を守る所あり、及び他の星宿も逆行すれば日月蝕せられて光薄くなる、かゝる場合は三家とも皆同じ占法を以て占ふことを爲す（以上漢の天文家を叙す）、

余史記を觀て古より現はれし星變の事を考ふるに、百年の中に五星出でて反つて逆行せざることなし、反つて逆行すれば其の光常に盛に大きくして色を變じ日月は蝕せられて光薄し、南北に運行するは一定の時あり、此れを五星の大法則とす、紫宮と東宮の房心二星と南宮の權衡二星と、西宮の咸池星と、北宮の虚危二星と、此れ等列星宿の部内の星は此れ天帝の五官の坐位なり、南北に相連りて移らず、其の形光の大小に一定の差あり、距離の遠近に一定のきまりあり、水・火・金・木・塡の五星は天帝の五輔佐なり、東西に相連りて運行し、見はるとかくると一定の時あり、過ぎ行く所の贏縮に一定の法則ありて亂るゝことなし、又國君たるものは日に變事起りし時は德を修め、月に變事起りし時は刑罰を省き、星に變事起りし時は和好を結ぶ、凡て天運の變化が一定の度を過ぐれば乃ち占候するなり、國君强大にして德あるものは天吉を示す故に昌ゆ、弱小にして詐を飾り行ふものは天凶を示す故に亡ぶ、されば天運の變ある每に、太上の君は德を修め、其の次の君は政を修め、其の次の君は救濟の法を修め、其の次の君は凶事をはらひ除く儀式を修む、皆之れを己に責めて之れを下民に正すことは之れなし、夫れ常星の變は見るゝこと希なれども、三光の變はしば〳〵之れあり、故に此れが占候はしば〳〵用ひらる、日月の暈謫と雲氣と風氣とは此れ天の客氣の變化にして、其の發見する亦大なる運命の伴ふあり、然して其の國の政事と相應ずるを以て見れば、天と人との間に一の符節ありて相連繫せる者に近しと謂ふべし、此の日・月・五星・雲氣・風氣の五者は天の人事に感動して起る變化なり、故に天文を治むる者は必ず三五の變化の理に通じ古今の變を遍く極め、又深く時世の變遷を觀、其の精粗兩面を觀察して、天の變化に應ずるの法をとれば、天官の任務は此に完備せりといふべし（以上總結）、

【字解】生民、人民なり、人民は天の生む所故に生民

寇掠するときは獨り辰星の運行を占ふ、そは辰星の出入は躁疾にして常に夷狄の運命を主ればなり、此れを其の大すぢの常法とす、而して陰陽に屬する諸星の中、此の太白星と辰星とはかはる〴〵客となり主人となりて相對するものなれば、之れが運行を見て占ふは大切なることとす、諸侯更〻强大なるときは耳を吉凶にかさず、故に災異の記事に就て錄すべきものなし（以上秦及七國中國胡貉等主る所の星宿を叙ぶ）、秦の始皇の時、卽位の十五年に彗星四たび見はる、久しきは八十日に及び長きこと或は天にきはまるものあり、其の後秦遂に兵を以て六國王を滅し中國を併呑し外は四夷をうちはらひ、死者亂麻の如く相散亂し民塗炭に苦しめり、因りて張良陳涉の徒竝び起りて之を討ち、爾來三十年の間兵相蹂躪して災害勝げて數ふ可からず、蚩尤の亂より以來未だ嘗て斯の如く慘烈なるは非ざるなり、當時の著しき星變は項羽が鉅鹿を救ひし時なり、時に枉矢星西に流飛せり、これによりて山東の諸侯合從して遂に秦に討入り、秦人を坑殺し、咸陽の都を屠り滅せり（以上秦の星變を叙ぶ）、我漢の興るや五星東方の井星の宿に聚まれり、平城の圍には月が參畢二星の間に入りて暈に包圍さるゝこと七重なりき、諸呂亂を作せし時は日蝕せられて晝晦かりき、吳楚七國の反逆を謀るや彗星數丈の流光を放ち天狗星梁の野を飛過せり、兵起るに及び遂に伏尸數萬血其の下に流れて川をなせり、元光元狩年間蚩尤之旗星再び見れ長きものは半天にわたれり、其後京師より軍兵四方に出で夷狄を誅伐すること數十年、而して胡を伐つ尤も災害甚しかりき、南越の亡ぶるや熒惑星南斗星を守れり、朝鮮の拔き取らるゝや孛星兩河星の間に光を流せり、兵大宛を征するや孛星あり招搖星の所にありて光を流せり、此等は漢に於て星變の分明にして且つ大なるものなり、若しこまごましき小變に至りては多くして勝げて說く可からず、是れに由りて之れを觀れば天下の災變は先づ天上の星に形あらはれて後、其の感應が地上に於て形はれ隨はざるものはあらざるなり（以上漢の星變を叙す）、夫れ我漢代に於て天文を治むるものは、星變を占ふものには則ち唐都あり、雲氣を占ふものには王朔あり、歲の吉凶を占ふものには則ち魏鮮あり、二家各〻其の特長を異にすと雖、其の本は共に甘公石申の二

は衆勢のものは寡勢のものを暴壓し、强大のものは弱小のものを併呑せり、秦楚呉越は夷狄の諸侯なり、然るに彊大なる霸者となれり、田和は齊國を簒ひて諸侯となり、趙韓魏の三家は晉を分ち獨立して諸侯となり、世は戰國となりて諸侯互に爭うて攻取し、戰爭各國にかはる〳〵起りて城邑しば〳〵屠りつくさる、因りて人民饑饉と疾疫とを以てなやみ苦しみ、臣主共に之れを憂へたり、されば其の吉凶を觀察し星及び雲氣を占候すること尤も急務たり、故に近世春秋十二諸侯の時より戰國に至り七國互に王となりて力爭するや、合從連衡を説くもの踵を接して出づると同時に、尹皐、唐昧、甘公、石申の徒國の罷弊を救はんとし當時の政務に因りて其の古の書傳中に記錄する所の災異を論せり、故に其の占候の效驗を言ふ、交〻亂れて誠に細碎たり（以上春秋戰國の天文家のことを叙ぶ）、夫れ二十八宿十二州を主り斗秉之を兼ね治むることは古より傳ふる所にして、其の説の從りて來る所誠に久遠なり、春秋戰國の時秦の境域の占候の主星は西方の太白星にあり、故に同じく西方の狼弧二星の運行を占ふ、呉楚の境域の占候の主星は南方の熒惑星にあり、故に同じく南方の鳥衡二星の運行を占ふ、燕齊の境域の占候の主星は北方の辰星にあり、故に同じく北方の虚危二星の運行を占ふ、宋鄭の境域の占候の主星は東方の歲星にあり、故に同じく東方の房心二星の運行を占ふ、晉の境域の占候の主星は亦北方の辰星にあり、故に北西に跨がれる參罰二星の運行を占ふ、秦、趙韓魏燕代の諸侯を滅して其の國を併呑するに及び、黃河華山より以南を中國と爲す、中國は四海の中に於て東南に在りて陽位とす、天上の陽位は則ち日と歲星と熒惑星と塡星となり、畢星陽を主る、よりて街の南星の運行を占ふ、黃河華山の西北は則ち胡貉月氏諸衣旃裘引弓の民の國にて陰位とす、天上の陰位は則ち太白星と辰星となり、昴星陰を主る、よりて街の北星の運行を占ふ、中國は東南に在るが故に其の山は東北に來るに從ひて低く川は東北に向て流下す、其の山川の首は隴蜀の地に在りて尾は勃海碣石に至りて沒入す、西北は陰位にあり、兵は陰の象なり、是れを以て西北なる秦晉の二國は好んで兵を用ひたり、又太白星を占ふとあり、太白星の運行は中國の運命を主ればなり、又胡貉しば〳〵侵入

【講義】太史公曰く、此の世に初めて生民ありてより以來、歷代の君主なんぞ嘗て日月星辰の躔度運行をはかることをなさゞらん、五帝三代に至るに及び紹繼して之れを明にす、冠帶の國卽ち中國を親みて夷狄を疎外し、中國を分ちて十二州と爲せり、仰いでは法象を天に觀、俯しては法則を地に法る、天には則ち日月あり、地には則ち陰陽あり、天には五星あり、地には五行あり、天には則ち列星あり、地には則ち州域ありて相應ず、日月星は陰陽の精氣にして其の氣の本は地に在り、聖人之を統べ治めたり、周の幽王厲王以前は久遠なり、其の詳得てしるべからず、其の以後あらはるゝ所の天變をみるに、皆國々によりて其の應る地域を異にし、家々勝手に物怪を占ひ以て天時の應變に合せたり、其の記する所の文辭幷に書籍を見るに各其の見る所を以てしたるものなれば、吉凶のこと皆法則とすべからず、是れを以て孔子六經を論著する、災異を記すれども其の說は書さず、天道性命の說に至りては妄に傳へず、其の志ある人には傳ふるも大旨を示すのみにて、微意に至りては勿論告ぐることを爲さず、告ぐるにも充分其の資格ある人に非ざれば言說すれども其の微意をあらはし說かざりき（以上上古の事を總ぶす）、

昔の天文を學び傳ふるものは高辛氏の前には重黎あり、唐虞には羲和あり、夏には昆吾あり、殷には巫咸あり、周室には史佚、萇弘あり、宋には子韋、鄭には裨竈、齊には甘公、楚には唐昧、趙には尹皐、魏には石申あり、各天文を掌り又論著する所あり（以上古の天文家を叙ぶ）、

夫れ天の運行は三十歲を以て一たび小變し、百年を以て中變し、五百歲を以て大變す、三たび大變して一紀となる、三紀にして大に備はるものとす、此れ其大體の數なり、故に國を治むる者は必ず三五の數を貴ぶ、蓋し紀の上下各千五百歲卽ち四千五百歲を經て然る後に天人の合會繼續充備すればなり（以上天運を叙す）、

太史公古の天運の變化を推究するに、未だ現今に考へ知るべきものあらず、蓋し載籍の徵すべきものなければなり、よりて今略、春秋二百四十二年間の事を調べ見るに、此間日蝕三十六あり、孛星三度見はれ、宋の襄公の時に星雨の如く隕たり、當時天子の勢力微弱にして諸侯武力を以て相征伐し、五霸代る代る興りてかはるがはる君主の命令を掌れり、是れより後

小變不可勝道、由是觀之、未有不先形見而應隨之者也、夫自漢之爲天數者、星則唐都、氣則王朔、占歲則魏鮮、故甘石曆、五星法、唯獨熒惑有反逆行、逆行所守、及他星逆行、日月薄蝕、皆以爲占、余觀史記、考行事、百年之中、五星無出而不反逆行、反逆行嘗盛大而變色、日月薄蝕、行南北有時、此其大度也、故紫宮・房・心・權・衡・咸池・虛・危・列宿部星、此天之五官坐位也、爲經不移徙、大小有差、闊狹有常、水火

金木塡星、此五星者天之五佐、爲〔經〕緯、見伏有時、所過行、贏縮有度、日變修德、月變省刑、星變結和、凡天變過度乃占、國君彊大有德者昌、弱小飾詐者亡、太上修德、其次修政、其次修救、其次修禳、正下無之、夫常星之變希見、而三光之占亟用、日月暈適、雲風、此天之客氣、其發見亦有大運、然其與政事俯仰、最近〔大〕人之符、此五者天之感動、爲天數者、必通三五、終始古今、深觀時變、察其精粗、則天官備矣、

川東北流、其維首在隴蜀、尾沒于勃碣、是以秦晉好用兵、復占太白、太白主中國、而胡貉數侵掠、獨占辰星、辰星出入躁疾、常主夷狄、其大經也、此更爲客主人、〔熒惑爲孛、外則理兵、內則理政、故曰雖有明天子、必視熒惑所在〕諸侯更彊時、菑異記無可錄者、秦始皇之時、十五年、彗星四見、久者八十日、長或竟天、其後秦遂以兵滅六王、幷中國、外攘四夷、死人如亂麻、因以張楚竝起、三十年之間、兵相駘藉不可勝數、自蚩尤以來、未嘗若斯也、項羽救鉅鹿、枉矢西流、山東遂合從諸侯、西坑秦人、誅屠咸陽、漢之興、五星聚于東井、平城之圍、月暈參畢七重、諸呂作亂、日蝕晝晦、吳楚七國叛逆、彗星數丈、天狗過梁野、及兵起、遂伏尸流血其下、元光元狩、蚩尤之旗再見、長則半天、其後京師師四出、誅夷狄者數十年、而伐胡尤甚、越之亡、熒惑守斗、朝鮮之拔、星茀于河戒、兵征大宛、星茀招搖、此其犖犖大者、若至委曲

變、未有可考于今者、蓋略以春秋二百四十二年之間、日蝕三十六、〔彗〕星三見、宋襄公時、星隕如雨、天子微諸侯力〔政〕、五伯代興、更爲主命、自是之後、衆暴寡、大幷小、秦楚呉越夷狄也、爲彊伯、田氏簒齊、三家分晉、幷爲戰國、爭於攻取、兵革更起、城邑數屠、因以饑饉疾疫焦苦、臣主共憂患、其察禨祥候星氣、尤急、近世十二諸侯七國相王、言從衡者繼踵、而皐・唐・甘・石因時務論其書傳、故其占驗凌雜米鹽、二十八舍、主十二州、斗秉兼之、所從來久矣、秦之疆也、候在太白、占於狼弧、呉楚之疆、候在熒惑、占於鳥衡、燕齊之疆、候在辰星、占於虛危、宋鄭之疆、候在歳星、占於房心、晉之疆、亦候在辰星、占於參罰、及秦幷吞三晉燕代、自河山以南者中國、中國於四海內則在東南、爲陽、陽則日・歳星・熒惑・塡星、占於街南、畢主之、其西北則胡・貉・月氏・諸衣旃裘引弓之民、爲陰、陰則月・太白・辰星、占於街北、昴主之、故中國山

景をはかる器)を以て日景をはかり時刻の長短をもとめ定むること、冬至は晝短く夜長きの極なればなり、逢昌、繁昌の幸福にあふこと、其對爲衝、反對に次舍を失ひて他の星宿の處に衝き入ること、殃、災禍なり、

太史公曰、自初生民以來、世主曷嘗不曆日月星辰、及至五家三代、紹而明之、內冠帶、外夷狄、分中國爲十有二州、仰則觀象於天、俯則法類於地、天則有日月、地則有陰陽、天有五星、地有五行、天則有列宿、地則有州域、三光者、陰陽之精、氣本在地、而聖人統理之、幽厲以往、尙矣、所見天變、皆國殊窟穴、家占物怪、以合時應、其文圖籍、禨祥不法、是以孔子論六經、紀異而說不書、至天道命、不傳、傳其人、不待告、告非其人、雖言不著、昔之傳天數者、高辛之前重黎、於唐虞羲和、有夏昆吾、殷商巫咸、周室史佚、萇弘、於宋子韋、鄭則裨竈、在齊甘公、楚唐昧、趙尹皐、魏石申、夫天運三十歲一小變、百年中變、五百載大變、三大變一紀、三紀而大備、此其大數也、爲國者必貴三五、上下各千歲、然後天人之際續備、太史公推古天

卒の字は衍文なり、四始、正月元旦をいふ、元旦は歲の始・四時の始・月の始・日の始なり、故にいふ、候之日、一歲の吉凶を候ひ占ふ日なり、魏鮮、占候を掌る人、傳を缺く、集臘明、集は占官をひきゐ集りての意なり、臘明は臘祭の明日なり、戎菽爲、戎菽は胡豆なり、ゑんどうのこと、爲は成なり成熟すること、中歲、平年なり、上歲、豐年なり、與二其衝一對、八風の衝く所と對す、卽ち吉凶と相應ずる意なり、課、占候して得る所の效驗をいふ、旦至レ食、食は朝食の時卽ち辰の時なり、今の午前八時にあたる、日昳、未の時なり、今の午后二時にあたる、餔、夕食の時卽ち申の時なり、今の午后四時にあたる、下餔、申の時過ぎなり今の午后五時頃をさす、菽、豆なり、日入、酉の時なり、今の午后六時にあたる、終日有雨、有雨の二字は衍文也、日當二其時一、日は衍文なり、其時は前、旦・食・日昳・餔・下餔・日入を指す以下同じ、食頃、一飯を終る間、卽ち小時間をいふ、熟二五斗米一頃、熟は煮なり、五斗米を煮る間とは、卽ち長時間なり、則風復起有レ雲、則は衍文なり、從二正月旦一比二數雨一云云、元旦より雨降る日數をならべかぞへて吉凶を占ふ、大率月に一日雨ふれば民一人每に一升の食米を、二日ふれば二升の食米を、三日ふれば三升の食米を、四日ふれば四升の食米を、五日ふれば五升の食米を、六日ふれば六升の食米を、七日ふれば七升の食米を得るものとし、七日を以て極點とし其の以後占はざること、數至二十二日一、日直二其月一、雨降りし日を數へて十二日に至り、其の降りし日が其の月にあたればとなり、例へば六日に降れば六月にあたり、八月に降れば八月にあたり、十一日にふれば十一月にあたるが如し、環城、城は域の誤なり、環域は周域なり、其爲二天下候一、其の字は衍文なり、天下候は天下の吉凶を占候すること、離、歷なり、へめぐること、太歲、歲星なり、金、金星なり、穰、豐穰なり、水、水星なり、毀、敗滅なり、木、木星なり、火、火星なり、大經、おほすぢの常法なり、上甲、上旬の甲の日、縣二土炭一、縣は懸に同じ、衡の兩端に土と炭とをかけて冬至夏至をはかる、一陽來復すれば炭重し、是れ冬至の來れるなり、一陰來復すれば土重し、是れ夏至の來れるなり、解レ角、舊角をおとし新角を生ずること、出躍、わき出づること、日至、冬至なり、要二決晷景一、要はもとむ、決は定む、晷景は日景なり、土圭（日

ども、五斗の米を煮る時間卽ち長時間なれば大なる凶敗あり、しかし途中に風復吹きて雲起ること有れば其の占ふ稼穀も亦起りて凶敗を免るゝなり、かく穀物の豐否を占ふは、各、其の占時を以て雲の色を見て占ひ其の歲に宜しき穀物を多く種ゑつくるなり、若し元旦に雨降り若しくは寒氣嚴しければ其の歲は凶饉と知るべし、又元旦の日日光明なるとき都邑の人民の聲を聽きて一歲の吉凶を占ふ、人民の聲宮調なれば則ち其の歲は豐年なり、商調なれば則ち兵亂あり、徵調なれば大旱あり、羽調なれば洪水あり、角調なれば飢饉なり、又或は正月元旦より降雨の日數をならべかぞへて歲の吉凶を占ふ、大率月に一日雨ふれば民に一升の食を得るあり、二日雨ふれば二升の食を得るあり、此の如くにして七日雨ふり七升の食を得るに至りて極り、之れを過ぐれば雨ふるも占はず、日數が十二日に至りて其の日が其の月にあたれば其の月に洪水あるか大旱あるかを占ふなり、又其の周域千里內の占を爲すには、則ち天下の吉凶を占候する法を用ふ、正月三十日間に月の歷る所の二十八宿と其の日の風と雲とを觀て、其の國域の吉凶をトするなり、然れども必ず歲星の止まり在る所を觀察するなり、歲星金星の所にあれば五穀豐穰に、水星の所にあれば國敗滅し、木星の所にあれば飢饉に、火星の所にあれば大旱あり、此れ其の大すぢの常法なり、又正月上旬の甲日風東方より吹けば其の歲は養蠶に宜し、之に反して風西方より吹き若くは旦に黃き雲出づるあれば惡し、又冬至は日短く極まる日なれば、此の日衡の兩端に土と炭とを懸け一陽來復して陽氣動けば鹿は角をおとし蘭の根よりは芽出で泉は氷解けて湧き出づ、此によりてほゞ冬至の來れるを知り、土圭を以て日景をもとめて晝夜の時刻を定むるなり、又歲星の止まり在る所の國は其の歲五穀繁昌の幸福に逢へども、其れと反對に歲星が次舍を失ひて妄に他の星宿の所に衝き入ることをなせば、其の下の國は其の歲災禍あり、

【字解】 歲始或冬至日、古は歲始を十月建子の日又は冬至の日になす、故にかくいひたるなり、曆書を參考せよ、產氣、萬物の生氣なり、臘、歲終の月の晦日の祭なり其の明日は元旦なり、卒歲、歲を終る也、發陽氣、元日なれば陽氣を發して喜び祝すること、卒始、

旱、此其大經也、正月上甲、風從東方、宜蠶、風從西方、若旦黃雲、惡、冬至短極、縣土炭、鹿解角、蘭根出、泉出躍、略以知日至、要決晷景、歲星所在、五穀逢昌、其對爲衝、歲乃有殃、

【講義】一歲の吉凶を候ひしるには、謹んで歲の始に占ふ、歲始或は冬至の日に萬物の生氣始めて萌す、臘祭の明日人民歲を卒りし爲に一度會して飮食し陽氣を發し喜び祝す、故に曰く初歲正月元旦は王者の歲の首なり、立春の日は四時の始なり、四始の日は一歲の吉凶を候ひ占ふ日なりと、漢の魏鮮は占官を率ゐ集まりて臘祭の明日正月元旦に八風を候ひ占ひて一歲の吉凶を決せり、左に說かん、此の日風南方より來れば大旱あり、西方より來れば小旱あり、西方より來れば兵亂あり、西北より來れば戎菽成熟す、若し小雨伴へば兵亂を促すの象あり、北方より來れば平年となす、東北より來れば豐年となす、東方より來れば洪水あり、東南より來れば民間疫疾流行して凶年なり、故に八風は各、歲の吉凶と相應ず、而して占候して得る所の效驗多き者を勝となす、卽ち多きは少なきに勝ち、久しきは速きに勝ち、疾きは徐なるに勝つ、五穀の豐否を占ふは、元旦の明け方より辰の時に至る迄を麥を占ふの時となし、辰の時より未の時に至る迄を稷を占ふの時となし、未の時より申の時に至る迄を黍を占ふの時となし、申の時より申の半刻に至る迄を菽を占ふの時となし、申の半刻より酉の刻に至る迄を麻を占ふの時となす、元旦の日は終日雲あり風あり日照るあるを欲するなり、其の占時に當りて雲あり風あり日あれば、其の占ふ穀物根を張ること深くして且つ實多し、其の占時に當りて雲なく風と日とあれば、其の占ふ穀物根を張ること淺くして而も實多し、其の占時に當りて雲と風となく日あれば、其の占ふ穀物根を張ること深くして而も實少なし、其の占時に當りて日ありて雲なく風吹かざれば其の占ふ稼穀凶敗あり、若し日ありて雲なく風吹かざることが一度飯を食ふ時間卽ち短時間なれば細小の凶敗なれ

漢魏鮮集臘明正月旦決八風、
風從南方來、大旱、西南、小旱、西
方、有兵、西北、戎菽爲、小雨、趣兵、
北方、爲中歲、東北、爲上歲、東方、
大水、東南、民有疾疫、歲惡、故八
風各與其衝對、課多者爲勝、多
勝少、久勝亟、疾勝徐、旦至食、爲
麥、食至日昳、爲稷、昳至餔、爲黍、
餔至下餔、爲菽、下餔至日入、爲
麻、欲終日〔有雨〕有雲有風有日、
〔日〕當其時者、深而多實、無雲有
風日、當其時、淺而多實、有雲風
無日、當其時、深而少實、有日無

雲不風、當其時者、稼有敗、如食
頃、小敗、熟五斗米頃、大敗、〔則〕風
復起有雲、其稼復起、各以其時、
用雲色占、種其所宜、其雨雪、若
寒、歲惡、是日光明、聽都邑人民
之聲、聲宮、則歲善吉、商則有兵、
徵旱、羽水、角歲惡、或從正月旦、
比數雨、率日食一升、至七升而
極、過之、不占、數至十二日、日直
其月、占水旱、爲其環〔城〕千里內
占、則〔其〕爲天下候、竟正月、月所
離列宿日風雲、占其國、然必察
太歲所在、在金穰、水毀、木饑、火

なり、闘は戰闘のときに建つる旗なり、故鉤雲句曲、故の下に兌の字を脱せり、故兌の二字は上句に屬す、句曲は鉤の如く屈曲せること、以二五色一合占、合の字は衍文なり、五色を以て占ふとは、五色を全備するか又は其の一二色を缺くかなど種々の方面より占ふこと、澤摶密、摶は專の誤也、雲氣潤澤ありて圓く密なれば吉なりの意なり、合闘其直、合は占の誤なり、一句の意は占ひて闘ふは其の直道(正しき道)なりとなり、王朔、古の候氣者なり、傳を缺く、穹閭、氈毛を張り、天空の形に造りたる夷人の家、幡旗、二字共にはたなり、破國之虛、虛は墟に同じ、積錢、積み埋もる貨錢なり、蜃氣、海上の雲氣をいふ、息耗、吉凶に同じ、封疆、境界也、此にては田畑の境界をさす、田疇、疇は畑なり、麻畑をいふ、正治、正は整に同じ、潤澤、美しくつやあること、精華、精美華麗なり、實息、充實生息なり、虛耗、空虛消耗なり、郁々、あやもやうの美しき貌紛々、盛なる貌、蕭索、めぐりまはること、綸囷、綸は輪の誤、輪囷は屈曲すること、喜氣、目出度きしるしなり、天雷電、天は夫の誤なり、蝦、瑕に通ず、霞なり、辟歷、雷の急擊なるもの、夜明、一種の光氣なり、天開、開は裂なり、縣レ物、縣は懸なり、かけ示すこと、物は物象なり、雷電等を指していふ、坼絕、さけきれること、徙、山の崩れて移動すること、狀、塞り埋ること、澹、波立つこと、澤竭地長、地長澤竭の誤なり、長はのびること、竭は水のつくること、閏臬、潤息の誤なり、潤澤ありていき〱したること、枯稾、稾枯の誤なり、枯木の如く瘠せて生氣なきこと、宮廟、宮室なり、邸第、邸宅なり、次、宿ること、謠俗、歌謠風俗なり、倉府庫、皆くら也、倉は穀物を藏むるくら、府は貨財の藏むるくら、庫は武器を藏むるくら、六畜、馬・牛・羊・豕・犬・雞をいふ、去就、猶往來といふが如し、逢俉、相驚くこと、化言、訛言に同じ僞言なり、

凡候歳美惡、謹候歳始、歳始、或冬至日、產氣始萌、臘明日、人衆卒歳一會飮食、發陽氣、故曰初歳、正月旦、王者歳首、立春日、四時之〔卒〕始也、四始者、候之日、而

消耗なるものは雲氣も亦惡汚の形色をあらはすを以て其の凶兆なるを知る也、煙の如くにして煙に非ず、雲の若くにして雲に非ず、あやもやう盛美にしてめぐりまはりて屈曲せる氣を卿雲といふ、卿雲あらはるゝときは目出たきことあるの象なり、霧の如くにして霧に非ず、故に衣冠して歩むも少しも濡(ウルホ)はず、かゝる雲氣あらはるゝときは則ち其の下の國戰亂あり、人民甲をきて走るの象あり（以上山海金寶等の雲氣を叙す）、夫れ雷と電と蝦と虹と辟歴と夜明とは陽氣の動きてあらはるゝ變(カク)化なり、春夏の二季に則ち發し、秋冬の二季に則ち藏る、故に雲氣を候ふものは之れを司らざるべからず、天裂けて以上の物象をあらはし、地動き裂けて山崩れ又は徙りて川塞り谷塞り水波立ち地長くのび澤の水つくるの象をあらはす、而して雲氣も亦此の象に應じてあらはる、城郭門閭の美惡は其の上の雲氣の潤息なるか槀枯なるかを候ひ見て知り、宮室邸第は人民の宿る所なれば人民の居る上の雲氣を見て其貧富を知り、歌謠風俗車服の美惡は人民の飲食の上の雲氣を見て知り、五穀草木の多寡は其の生熟する地上の雲氣を見て知り、倉府廐庫の充實せるか否かは四通の路上の雲氣を見て知り、六畜禽獸の多寡は其往來する產地の上の雲氣を見て知り、魚鼈鳥鼠の多寡は其處る所の上の雲氣を見て知る、怪雲氣見はれて鬼哭し呼ぶが如くなれば、其の下の人は相驚きて僞言すと、故書に言ふ所誠に然り、

【字解】　桑楡、西方の極の稱、厲ㇾ地、厲はつゞくこと華、華山也前にとく、嵩高、嵩山なり五岳の中央に在り今の河南省にあり、三河、前に說く、勃碣、渤海と碣石と、徒氣、徒は徒役也、土功、土工に同じ、車氣、車は兵庫也、乍、忽なり、卒氣搏、卒は步卒なり、搏は摶の誤なり、まろきこと、前方而高、此の句下に者兌の二字を脫せり、兌は銳に同じ、郄、却と通ず、しりぞくこと、相遇、遇は偶と通ず、對なり、循ニ車通一、通は道の誤なり、車道に循ふとは縱橫にたなびけること、稍雲、稍は捎の誤なり、捎雲は燕の尾の如き形の雲氣をいふ、精白、精は青の誤なり、大根、根基の大なること、杼軸、共に機織の具、杼はヒ、軸はをさなり、雲摶、搏雲に作るべし、而して搏は摶の誤なり、其半、其は杓雲を指す、下其蛪の其も同じ、杓雲に似たるの義なり、半は半雲也、蛪、蜺に同じ、蜺雲なり、闕旗、闕は鬭の誤

其の下の軍止まること三四日に過ぎずしてこゝを去り五六里行きてあらはるゝ象なり、雲氣來りて高さ七八尺にたなびくものは、其の下の軍止まること五六日に過ぎずしてこゝを去りて十餘里又は二十餘里行きてあらはるゝ象なり、雲氣來りて高さ一丈餘二丈餘にたなびくものは、其の下の軍止まること三四十日にしてこゝを去りて五六十里行きてあらはるゝ象なり、形燕尾の如く色青白き雲氣の下の軍は大將は勇悍なれども士卒は怯懦なる象なり、根基大にして前方に甚だ遠くひろがる雲氣の下の軍は、敵に當り戰ふの象なり、色青白くして前方低き雲氣の下の軍は戰ひて勝つの象なり、前方赤くして仰ぐ雲氣の下の軍は戰ひ勝たざるの象なり（以上軍上の雲氣を叙す）、陣雲は垣を立てならべたるが如き雲氣をいひ、杼雲は杼軸の形に似たる雲氣をいひ、搏雲は兩端鋭き雲氣をいひ、杓雲は縄の如く細長きもの前につゞきて天一面にわたるものをいふ、其種類なる半雲は半天にひろがるものをいひ、又其の種類なる蜺雲は鬪旗の形のものをいふ、蜺雲は鬪旗に類するが故に端鋭し、鉤雲は鉤形にまがるものをいひ、もろ〳〵の此等の雲現るゝ時は五色を以て占ひ、雲氣に潤澤ありて形まろく密なれば之れを吉兆とす、其のあらはれて動くときは人乃ち占ふあり、かゝるときは兵必ず起る象なれば占ひてたゝかふは其の正しき道となす、而して王朔の候ひ占ふ所は日の旁の雲氣を見て決す日の旁の雲氣は人主の象なれば皆其の形の通りに占ひて吉凶を見るなり（以上種々の雲氣を叙す）、

北夷の上の雲氣は多くの家畜又は穹閭の形の如く、南夷の上の雲氣は舟船又は幡旗の形に似たり、洪水のありし處敗軍のあとの場破滅せる國の墟には地下に貨錢の積り埋まるあり、其他すべて金や寶のある上には一種の雲氣あれば觀察せざる可からず、海邊の上の雲氣は樓臺の形をなし、廣野の上の雲氣は宮闕の形を成す、然して雲氣は各〻其のあらはるゝ下の山川人民の聚積して聳流し住居するさまに象りてあらはるゝもの也、故に吉凶を候ふ者は國邑に入りて封疆や田畑の整ひ治まり城郭や家屋門戶の美しく立派なるを見、次に車服畜產に至る迄を見るに、其の精美華麗充實生息するものは雲氣も亦善美の形色をあらはすを以て其の吉兆なるを知り、之に反して空虛

被甲而趨、〔天〕雷・電・蝦・虹・辟歷、夜明者、陽氣之動者也、春夏則發、秋冬則藏、故候者無不司之、天開縣物、地動坼絕、山崩及徙、川塞谿垘、水澹〔澤竭、地長〕見象、城郭門閭、〔閨臬枯槀〕宮廟邸第、人民所次、謠俗車服、觀民飲食、五穀草木、觀其所屬、倉府廏庫、四通之路、六畜禽獸、所產去就、魚鼈鳥鼠、觀其所處、鬼哭若呼、其人逢俉化言、誠然、

【講義】凡そ雲氣を望むに、仰いで之れを望めば三四百里の上にあり、平に望めば西方の極の上二千餘里の所に在り、高き所に登りて之れを望めば下地につゞきて三千里の所にあり、雲氣に獸形のものありてそれが軍の上方にあるときは、其の下にある軍は戰勝つの象なり（以上總序）、

華山より以南は雲氣下黑く上赤し、嵩高三河の郊野は雲氣皆眞赤なり、恆山の北は雲氣下黑く上青し、勃碣海岱の間は雲氣皆黑し、江淮の間は雲氣皆白し（以上地上の雲氣を叙す）、

徒役の居の雲氣は白く、土工のある上の雲氣は黃し（以上人事の雲氣を叙す）、

兵車のある雲氣は忽ち高く忽ち低く、往々一處に聚ることあり、騎兵の居る上の雲氣は卑く一面に布く、步卒の居る上の雲氣はまろし、雲氣の前方ひくゝして後方高きものは其の下の軍行くこと疾し、前方方形にして高きものは其の下の軍氣銳し、後方銳くして卑きものは其の下の軍退却す、平なるものは其の下の軍行くこと徐々たり、前方高くして後方卑きものは其の下の軍止まらずして引き反る、雲氣相對するときは其の下の軍卑き方にあるものが高き方にあるものに勝ち、氣銳き方のものが部陣方正のものに勝つ、雲氣來ること卑くして縱橫にたなびくものは、

尺者、不過五六日、去之、十餘、二
十餘里見、氣來高丈餘、二丈者、
不過三四十日、去之、五六十里
見、〔稍〕雲〔精〕白者、其將悍、其士怯、
其大根而前絶遠者、當戰、靑白、
其前低者、戰勝、其前赤、而仰者、
戰不勝、陣雲如立垣、杼雲類杼
軸、〔雲摶〕兩端兌、杓雲如繩者、居
前亙天、其半半天、其蛪者類〔闕〕
旗、故鉤雲句曲、諸此雲見、以五
色〔合〕占、而澤〔摶〕密、其見動、人乃
有占、兵必起、〔合〕鬬、其直、王朔所
候、決於日旁、日旁雲氣、人主象、

皆如其形、以占、故北夷之氣、如
群畜穹閭、南夷之氣、類舟船幡
旗、大水處、敗軍場、破國之虛、下
有積錢、金寶之上皆有氣、不可
不察、海旁蜄氣、象樓臺、廣野氣、
成宮闕、然雲氣各象其山川人
民所聚積、故候息耗者、入國邑、
視封疆田疇之正治、城郭室屋
門戶之潤澤、次至車服畜產、精
華實息者、吉、虛耗者、凶、若煙非
煙、若雲非雲、郁郁紛紛、蕭索〔輪〕
囷、是謂卿雲、卿雲見、喜氣也、若
霧非霧、衣冠而不濡、見則其域

見ゆ、此の星あらはるゝときは其の下の國に兵亂あるなり、

星墜至地則石也、河濟之間、時有墜星、

【講義】星が墜ちて地に至るは則ち隕石なり、河濟の間に時に地におつる星あり、

【字解】河濟、黄河と濟水と、

天精而見景星、景星者、德星也、其狀無常、常出於有道之國、

【講義】天清朗にして明なるとき景星をみる、景星は有德の星なり、其の形狀一定せず、常に有道の國にあらはれ出づ、

【字解】精、明なり、清朗にして明なること、無常、一定せぬこと、

凡望雲氣、仰而望之、三四百里、平望、在桑楡上、餘二千里、登高而望之、下屬地者、三千里、雲氣有獸居上者勝、自華以南、氣下黑上赤、嵩高三河之郊、氣正赤、恆山之北、氣下黑上靑、勃碣海岱之間、氣皆黑、江淮之間、氣皆白、徒氣白、土功氣黃、車氣、乍高乍下、往往而聚、騎氣卑而布、卒氣〔摶〕、前卑而後高者、疾、前方而高〔者兌〕、後兌而卑者、郄、其氣平者、其行徐、前高而後卑者、不止而反、氣相遇者、卑勝高、兌勝方、氣來卑而循車〔通〕者、不過三四日、去之、五六里見、氣來高七八

格澤星者、如炎火之狀、黃白、起地而上、下大上兌、其見也、不種而穫、不有土功、必有大〔害〕、

【講義】格澤星は其の形炎火の狀の如く色黃白なり、地上より起りて空に上る、下方大きく上方銳し、其のあらはるゝときは其の下の國種まかずして收穫あり土木の工事あらず、必ず高貴の賓客の來るあり、

【字解】炎火、炎々たる火なり、土功、土工に同じ、土木の工事をいふ、大害、害は客の誤なり、大客は高貴の賓客なり、

蚩尤之旗、類彗而後曲、象旗、見則王者征伐四方、

【講義】蚩尤之旗星は、其の形狀彗星に類似して後方曲る、之れを望めば旗に似たり、此の星あらはるれば則ち王者は必ず四方を征伐するなり、

旬始、出於北斗旁、狀如雄雞、其怒青黑、象伏鼈、

【講義】旬始星は北斗星の傍に出づ、其の形狀雄雞の如し、其の雌星は光青黑くして形伏したる鼈に似たり、

【字解】怒、帑と通ず雌なり、雌星をいふ、雄星は形雄雞に似、雌星は形伏したる鼈に似たるなり、

枉矢、類大流星、虵行、而倉黑、望之、如有毛羽然、

【講義】枉矢星は其の形狀大流星に類似し、うねりてとび行き其の色あをぐろし、之れを望むに毛羽あるが如くに思はる、

【字解】流星、よばひぼし、虵行、うねりゆくこと、倉黑、蒼黑に同じ、あをぐろきこと、

長庚如一匹布著天、此星見、兵起、

【講義】長庚星は一匹の布の天に附著するが如くに

其の國旱魃あり、此れ其の大體の法則なり、

【字解】 星、五星二十八宿などの諸大星をさす、金、五行の金氣なり、本曰レ火、五行の金氣が火氣の作用により散亂して生じたる者を星とす、故にかくいふ、漢、漢星又河漢星卽ちあまのがはなり、細小なる星の集合して長く川の如く續きたる總稱なり、本曰レ水、五行の金氣の水氣の作用によりて散亂して生じたるものを漢星とす、故にかくいふ、大經、經は法なり、大體の法則をいふ、

天鼓、有レ音、如レ雷非レ雷、音在レ地而〔下〕、及レ地、其所レ〔往〕者、兵發ニ其下一、

【講義】 天鼓は音あり、雷の如くにして雷に非ず、其の音は地上の近くにありて地には及ばず、其のとゞまる所の下の國は兵亂起る、

【字解】 天鼓、一種の氣體なり、下レ及レ地、下は不の誤なり、所レ往者、往は住の誤、とゞまること、

天狗、狀如ニ大奔星一、有レ聲、其下止レ地、類レ狗、所レ墮、〔及炎火〕、望レ之如ニ火光一、炎炎衝レ天、其下圜、如ニ數頃田處一、上兌〔者〕則有ニ黄色一、千里破レ軍殺レ將、

【講義】 天狗星は形狀大流星の如くにして聲あり、其の下りて地に止まるを見るに小犬の倒れ墮つるものに類似せり、之れを望むに一團の火光の如く炎々として輝き天をつくが如し、其の下部の圓きこと數頃の田地の若く廣大なり、上方は鋭くして黄色あり、あらはるゝときは千里の間軍を破り將を殺すの災あり、

【字解】 天狗、一種の流星なり、大奔星、大流星なり、及炎火、此の三字衍文なり、炎々、燃えかゞやく貌、數頃田處、百畝を一頃とす、田處は田地なり、兌、鋭に同じ、者則有ニ黄色一、者は見の誤なり、見則の二字は黄色の下に入るべきが誤りて此に入りたるものなり、直すべし、

【講義】四塡星は出づる所四隅ときまれり、地上を去ること四丈ばかりの低さに出づ、

【字解】四隅、東南隅・東北隅・西南隅・西北隅なり、

地維、咸光、亦出二四隅一、去レ地可二三丈一、若二月始出一、所レ見、下有レ亂、亂者亡、有レ德者昌、

【講義】地維・咸光の二星も亦四隅に出づ、地上を去ること三丈ばかりの低さに出づ、其の光は月の始めて出づる時の如し、此の星のあらはるゝ下の國には兵亂あり、君主德みだるゝものはそれが爲に亡ぶれども、德あるものは之を鎭定して國昌え盛なるべし、

【字解】亂者亡、君主の德亂るゝ者は亡ぶの意なり、

燭星、狀如二太白一、其出也、不レ行、見則滅、所レ燭者、城邑亂、

【講義】燭星は其の形狀太白星の如し、其の出づるや一所に固着して運行せず、あらはるれば則ち直に消滅して永く輝かず、其の光のてらす所の城邑には騷亂あり、

【字解】滅、消滅なり、燭、てらすこと、

如レ星非レ星、如レ雲非レ雲、命曰二歸邪一、歸邪出、必有二歸國者一、

【講義】星の如くにして星に非ず、雲の如くにして雲に非ざる一種の光體あり、名づけて歸邪といふ、歸邪出づれば必ず其の下の國に歸服し來るものあり、

星者、金之散氣、本曰レ火、星衆國吉、少則凶、漢者、亦金之散氣、其本曰レ水、漢星多多レ水、少則旱、其大經也、

【講義】星は金氣の散亂せる氣體なり、其の本は火といふ、星出づること多ければ其の國吉に、出づること少なければ則ち其の國凶なり、漢星も亦金氣の散亂せる氣體なり、其の本は水といふ、漢星出づること多ければ其の國洪水多く、出づること少ければ則ち

狀類辰星、去地可六丈、大、

【講義】五殘星は正東の東方の野の天に出づ、此の星は形狀辰星に類似す、地上を去ること六丈ばかりの低さに出で、光は大なり、

【字解】正東東方之野、此の星低く出づるより野といふ、されど野の上の天といふ意に見るべし、下條に此れと同句法の語あり推知すべし、

賊星、出正南、南方之野、星去地可六丈、大而赤、數動有光、

【講義】賊星は正南の南方の野の天に出づ、此の星地上を去ること六丈ばかりの低さに出づ、其の光大にして赤し、しば〲動搖して光り射る、

司危星、出正西、西方之野、星去地可六丈、大而白、類太白、

【講義】司危星は正西の西方の野の天に出づ、此の星地上を去ること六丈ばかりの低さに出で、其の光大きくして白し、其の形狀は太白星に類似せり、

獄漢星、出正北、北方之野、星去地可六丈、大而赤、數動、察之中青、此四野星所出、出非其方、其下有兵、衝不利、

【講義】獄漢星は正北の北方の野の天に出づ、此の星地上を去ること六丈ばかりの低さに出で、其の光大きくして赤くしば〲動搖す、之れを觀察するに其の光の中央青し、此の東西南北の四野の星は出づる所は一定せり、若し出づる所が其の出づべき方角にあらざれば其の下の國には兵亂あり、正面より一氣につき破らんとすれば利あらず、大敗すべし、

【字解】此四野星云々、此の一句は五殘星以下の句を總括せるなり、四野星とは四方の野に出づる堅星にて、五殘星・賊星・司危星・獄漢星を指す、

四塡星、所出、四隅、去地可四丈、

事也、外北三尺、陰星の北三尺をいふ、陰星北三尺、北三尺の三字は多レ亂の誤なり、太陰、日月などの運行する道の名、陰星の北三尺の所にあり、陽間、房星の南方をいふ、陽星、此の上に南三尺の三字を脱せり、暴獄、暴亂獄訟なり、太陽、日月などの運行する道の名、陽星の南三尺の所にあり、水發、洪水起ること、四輔、星の名、角星の一名、蝕、犯して其の光をかくすこと、其宿地、其の蝕されたる星宿の下の地、主命者、君をいふ、五月者六云々百一十三月、始は五箇月毎に六回、六箇月毎に五回、次は五箇月毎に六回、六箇月毎に一回、次は五箇月毎に五回、くりかへりて始にかへると、此れによれば百二十一月を以てかへるわけなるに、こゝに百十三月とあるば當時の算法によりしものにて今得て推定すべからずといふ、常、きまり、爲レ不レ臧、臧は善なり、一句の意はきまりなければよからずとなすの意、甲乙四海之外、甲乙は東方也、支那の東方は海なり、故に四海の外といふ、猶海の外といふが如し、丙丁、南方なり、江淮海岱、揚子江・淮江・渤海・岱山一帶の地をいふ、戊己、中央なり、中州、中央の部、今の河南省地方を指す、河濟、黄河濟水一帶の地なり、庚辛、西方なり、華山、今の陝西省にあり、壬癸、北方なり、恆山、今の山西省にあり、將相、大將、宰相なり、

國皇星、大而赤、狀類南極、所出、其下起兵、兵彊、其衝不利、

【講義】國皇星は其の光大にして赤し、形狀南極星に類似せり、此の星の出づる所の下の國には兵亂を起す、其の兵强ければ之れを正面よりつき破らんと進めば利あらず、大敗すべし、

【字解】南極、南極老人星なり西宮を見よ、衝、正面より一氣に破らんとつきすゝむこと、

昭明星、大而白、無角、乍上乍下、所出國、起兵、多變、

【講義】昭明星は其の光大にして白く角なし、乍ち上り乍ち下り動搖常なし、其の出づる所の下の國は兵亂を起し事變多し、

五殘星、出正東、東方之野、其星

辛華山以西、壬癸恒山以北、日蝕、國君、月蝕將相當之、

【講義】　月が中道を運行するは天下安寧にして平和なるの象なり、陰間を運行する時は天下洪水多く凶災ある象なり、陰間の北三尺の所に陰星あり、月こゝを運行すれば天下亂多き象なり、陰星の北三尺に太陰道あり、月こゝを運行すれば天下に大水多く兵亂ある象なり、月陽間を運行する時は天下驕り恣なる事起るの象なり、陽間の南三尺に陽星あり、月こゝを運行する時は天下に暴亂訟獄多き象なり、陽星の南三尺に太陽道あり、月こゝを運行するときは天下に大旱兵喪あり、月が角星と天門星との間を犯し行くに、十月に犯せば來年四月に、十一月に犯せば來年五月に、十二月に犯せば來年六月に洪水おこるの災ありと爲す、月が近きときは三尺遠きときは五尺四輔星を犯すときは、天下輔佐の臣誅せらるゝの象なり、月が南河星を犯し行けば天下に大旱兵喪あり、北河星を犯し行けば洪水兵亂あるの象なり、月が歲星を犯し蝕せば其の下の國飢饉の災若しくは亡滅の禍あり、熒惑星を犯し蝕せば其の下の國兵亂あり、塡星を犯し蝕せば其の下の國臣下上を犯すの災あり、太白星を犯し蝕せば其の下の强國戰ひて敗るゝの禍あり、辰星を犯すときは其下の國女亂の禍あり、大角星を犯し蝕せば其の下の國君運命わろし、心星を犯し蝕せば其の下の國內賊ひ亂るの禍あり、其の他列星を犯し蝕するときは其の下の國に兵亂及び死喪の禍ありとなす、月蝕の始めて起るの日は始め五箇月每に六回、六箇月每に五回、次に五箇月每に六回、六箇月每に一回、次に五箇月每に五回、凡そ百十三月にして復び始めにかへる、故に月蝕の起るは一定のきまりあれども、日蝕は之に反して一定のきまりなし、故によからずとなす、東方は四海の外なれば日月の蝕あるも吉凶を占はず、南方は江淮海岱の地、中央は中州河濟の地、西方は華山以西の地、北方は恒山以北の地なり、此等の地に日月蝕のあるときは必ず占ひて吉凶をみる也、すべて日蝕ある時は國君其の禍に當り、月蝕あるときは將相の臣其の禍に當るものとす、

【字解】　中道、房星の中間なり、房には四星あり、其の中央をいふ、陰間、房星の北方をいふ、陰事、凶災の

あること、下句の在レ外は濃き光の外部にあること、青外赤中、ひがさの色が外部青く内部赤きこと、下句の赤外青中は此の反對なり、氣暈、ひがさの中の光氣なり、先至、未だ戰はざる前に氣暈の生ずること、後去、戰終りて後氣暈の去ること、先去、未だ戰はざる前に生じたる氣暈の去ること、見而去、氣暈わづかにあらはれて乃ち去ること、疾、憂患なり、白虹、ひがさのひろく天にわたりて生ずるものをいふ、兌、銳に同じ、其食、食はひがさが日を侵食すること、而食益、而益の二字衍文なり、主位、日の主位卽ち中央を指す、其直、直は對なり、ひがさの對する方をいふ、命ニ其國ニ其國に吉あるか凶あるかを告ぐること、

月行中道、安寧和平、陰間、多水、陰事、外北三尺陰星、〔北三尺〕、太陰、大水兵、陽間、驕恣、陽〔南三尺〕星、多暴獄、太陽、大旱喪也、角、天門、十月爲四月、十一月爲五月、十二月爲六月、水發、近三尺、遠五尺、犯四輔、輔臣誅、行南北河、以陰陽言、旱水兵喪、月蝕歲星、其宿地饑若亡、熒惑也、亂、塡星也、下犯上、太白也、彊國以戰敗、辰星也、女亂、食大角、主命者惡之、心則爲內賊亂也、列星其宿地憂、月食始日、五月者六、六月者五、五月復六、六月者一、而五月者五、凡百一十三月而復始、故月蝕常也、日蝕爲不臧也、甲乙四海之外、日月不占、丙丁江淮海岱也、戊己中州河濟也、庚

立て軍を破り將を殺すの象たり、又日暈が負形又は戴形をなす時は軍に喜あるの象なり、又日暈の圓形が內部にある時は內軍勝ち、外部にあるときは外軍勝つの象なり、又日暈の色外部青く面赤ければ兩軍和して交〻去るの象なり、之れに反し外部赤く內部青ければ兩軍和せず憎惡の念を以て交〻退くの象なり、次に氣暈に就ていはんに、兩軍未だ相戰はざるの前に氣暈先づ生じ戰うて後に氣暈去れば、軍勝つの象なり、又兩軍未だ戰はざる前に氣暈が先づ生じて間もなく去れば軍は前に利ありて後に憂あるの象なり、又已に戰うて後に氣暈生じ間もなく去れば軍は前に憂ありて後に利あるの象なり、又戰うて後に氣暈生じ戰終はらざる前に去れば前も後も皆憂ありて軍勝たざるの象なり、又開戰前後に拘らず氣暈が纔にあらはれて直に至れば其は憂を發するの象にしてたとひ一時は勝つと雖功なし、之れに反し氣暈あらはるること半日以上なれば功大なるの象なり、又白虹の屈み短く上下銳きときは其の下にある軍は大に戰ひて血を流すの象なり、凡て日暈あるときは大抵敵に勝ち之れを制御するの象にして、其の所應の期は近きは三十日遠きは六十日間なり、其の日を食する己に利せざる所を食して消え復生ずる時は、必ず己が利する所に生じて日の主位たる中央を食しつくす、かゝるときは國君の位危き象としるべし、而して日暈のあるに當りて其の吉凶を卜するの法は、暈の對する方と日の宿る星宿とを以て主となし、其の上に其の暈の生ぜる日時を以て占ひて其の國に吉あるか凶あるかを告ぐるなり、

【字解】　日暈、太陽の周圍に生ずる薄き光の稱、ひがさ、暈等、ひがさの周圍廣狹なく平均にひとしきこと、力鈞、兩軍力ひとしきこと、重抱、ひがさが半圓形をなして日を抱く形を抱といふ、重抱とは二重に日を抱ける形をいふ、背、ひがさが青赤色をなし日に背きて生ずる形をいふ、直、ひがさが青赤色をなし日の旁に長く直ぐにある形をいふ、立侯王指暈若曰殺將、侯王は兵の誤指暈は破レ軍の誤なり、若曰の二字は衍文なり、負、ひがさが青赤色をなし半圓形をなして日の上にある形をいふ、戴、ひがさが直狀をなして其の上部すこしく立ちて日の上にある形をいふ、圍在レ中、圓は圓なり、ひがさが圓形をして其の濃き光の內部に

柳・七星・張・翼・軫、七星宿とも南宮にあり、三河、漢の河南・河東・河內三郡の地をさす、七星爲員官辰星廟蠻夷星也、此の一句は辰星の條の終に入るべきが誤りて此に入りしものなれば直すべし、員官の義は南宮の條に說く、

兩軍相當、日暈、暈等、力鈞、厚、長大、有勝、薄、短小、無勝、重抱、大破、無抱、爲和、背不和、爲分離、相去、直爲自立、立〔侯王指暈〕〔若曰〕殺將、負且戴、有喜、圍在中、中勝、在外、外勝、靑外赤中、以和相去、赤外靑中、以惡相去、氣暈先至而後去、居軍勝、先至先去、前利後病、後至後去、前病後利、後至先去、前後皆病、居軍不勝、見而去、其發疾、雖勝無功、見半日以上、功大、白虹屈短、上下兌有者下大流血、日暈制勝、近期三十日、遠期六十日、其食、食所不利、復生、生所利、〔而〕食〔益〕盡爲主位、以其直及日所宿、加以日時、用命其國也、

【講義】兩軍相衝突するときは日暈あり、日暈の周圍廣狹すべてひとしければ兩軍の力ひとしきの象なり、日暈の周圍厚くして長なれば外軍(攻圍軍)勝つあるの象なり、之れに反して周圍短く小さければ外軍勝つなきの象なり、又日暈が重抱の形をなすは外軍が內軍を破るの象なり、又日暈が抱形をなすなきときは兩軍相和するの象となす、又日暈が背形をなすときは軍兵和せずして分離相去るの象と爲す、又日暈が直形をなすときは軍內反者ありて自立し兵を

抵太白、太白不去、抵は至なり、イタルと訓む、太白不去の太白は衍文なり、正旗上出破軍殺將客勝下出客亡地、此の十五字は衍文なり、視旗所指、旗は其の誤なり、繞環、めぐりかこむこと、兎、辰星の一名、間可械劍、械は容なり、イルと訓む、一句の意は其の間に劍をいるべしといふことにて相たゝかふの意なり、罷、つかれ退くこと、摩、迫りちかづくこと、青角兵憂、黑角水、此の七字は下句の白角號泣之聲の下にあるが誤りて此に入りしものなれば直すべし、赤行窮兵之所終、此の七字は衍文なり、七命、命は名に同じ、七つの名なり、中不平、國內不安なること、其數、數は日數なり、一候、一度うかゞひ立寄ること、不實、實は穀物みのること、陰雨、曇りて雨ふること、流邑、洪水の爲に流失する村邑なり、

角亢氐、兗州、房心、豫州、尾箕、幽州、斗、江湖、牽牛婺女、揚州、虛危、青州、營室至東壁、幷州、奎婁胃、徐州、昴畢、冀州、觜觿參、益州、東井輿鬼、雍州、柳七星張、三河、翼軫、荊州、〔七星爲員官、辰星廟、蠻夷星也、〕

【講義】角・亢・氐三星宿の下は兗州なり、房・心二星宿の下は豫州なり、尾・箕二星宿の下は幽州なり、斗星宿の下は江湖なり、牽牛・婺女二星宿の下は揚州なり、虛危二星宿の下は青州なり、營室より東壁に至る二星宿の下は幷州なり、奎・婁・胃三星宿の下は徐州なり、昴・畢二星宿の下は冀州なり、觜觿・參二星宿の下は益州なり、東井・輿鬼二星宿の下は雍州なり、柳・七星・張三星宿の下は三河なり、翼・軫二星宿の下は荊州なり、(因にいふ此節は二十八宿の分野を説明せるものなり、)南宮の七星は員官たり、辰星の居る廟室なり、辰星はえびすの星なり、

【字解】角・亢・氐・房・心・尾・箕、七星宿とも東宮にあり、斗・牽牛・婺女・虛・危・營室・東壁、七星宿とも北宮にあり、江湖、揚子江五湖の地方なり、奎・婁・胃・昴・畢・觜觿・參、七星宿とも西宮にあり、東井・輿鬼・

正・辰星・天攙・安周星・細爽・能星・鉤星と曰ふ、其の光の色黄にして小に出でて其の場所を易ふるときは天下の文事改變して善良ならざるの象なり、又辰星の五色の變化をあぐれば、其の光の色青くして圓ければ其の下の國憂患ある象なり、白くし圓ければ其の下の國死喪ある象なり、赤くして圓ければ其の下の國内安からざる象なり、黑くして圓ければ其の下の國吉利なり、赤くして角だてば其の下の國は敵兵が我城を侵す象なり、黃にして角だてば其の下の國互に地を爭ふの象なり、白くして角だてば其の下の國苦しみて泣きさけぶ聲野にみつるの象なり、青くして角だてば其の下の國兵亂の憂ある象なり、黑くして角だてば其の下の國洪水ある象なり、辰星の運行は、東方に出づるや行くこと四星宿四十八日、其れより日數二十日にして反り、東方に入る、其西方に出づるや行くこと四星宿四十八日、其れより日數二十日にして反り西方に入る、其の東西を行くとき一度うかゞひ立ち寄る星宿は營室・角・畢・箕・柳等なり、若し誤りて房心二星の間に出づれば地震あるなり、辰星の色は春は青黃、夏は赤白、秋は青白なるを正しとす、かゝれば其の歲は豐熟なり、冬は黃色にしてはつきりせざるを正しとす、若し其の色を變ふれば其の時(四時の時)は氣候不順にしてさかえざるなり、辰星が春あらはれざれば大風ありて秋穀物みのらず、夏あらはれざれば六十日の旱魃ありて月蝕あり、秋あらはれざれば兵亂ありて翌春草木の芽生せず、冬あらはれざれば陰雨六十日あり洪水出で流失する村邑あり、翌夏は草木生長せず、

【字解】日辰、日と二十八宿星、太陰、冬の異稱、刑失云々、辰星は刑罰を主るよりいふ、出郊、郊は效の誤なり、以下皆同じ、效は見はるゝこと、奎・婁・胃、三星宿の名、西宮にあり、東井・輿鬼・柳、三星宿の名、南宮にあり、亢・氐・房、三星宿の名、東宮にあり、尾・箕・斗・牽牛、尾・箕二星宿は東宮に、斗・牽牛二星宿は北宮にあり、斗は南斗なり、漢、漢の都長安の邊をさしていふ、中國、國の中央の義河南省あたりを指していふ、其出入以辰戌丑未、其出以辰戌、其入以丑未の略なり、中國勝、此の中國は外國に對すれば中華・中夏の意に見るべし、積、かさなりあつまること、格、扞格なり拒みさゝふること、客軍、敵軍をいふ、辰星來

なし、黑ければ洪水の象となす、東方に出で光大にして白ければ國外に兵ありて解散するの象なり、常に東方にありて其の光赤ければ中國勝つの象なり、其の西方にありて光赤ければ外國吉利なるの象なり、若し外國に兵なくして同じく光り赤き時は國内に兵亂起るの象なり、又辰星が太白星と共に東方に出で二星とも光赤くして角だてば、外國大敗して中國勝つの象なり、太白星と共に西方に出で二星とも光赤くして角だてば、外國吉利なるの象なり、又辰星が他の四星と共に卽ち五星が辰星に從ひて天の中央より分れて東方にあつまれば、中國吉利の象にして、西方にあつまれば外國に兵を用ふる利なるの象なり、五星が皆辰星に從ひて同じ星宿にあつまれば其下の國は法刑を以て天下を招致し之れを一統すべし、又辰星と太白星とは相從ふものなるが、若し辰星が出でざれば辰星と主星となし、太白星を客星と爲し、出づれば太白星を主星となし辰星を客星と爲す、出でて太白星と相從はざれば其の下の國は軍ありと雖和して戰はざるなり、辰星が東方に出づれば太白星は西方に出づ、若し西方に出づれば太白星は東方に出づ、之れを相扞格すといふ、其の下の國は兵ありと雖和して戰はざるなり、辰星が其の時を失ひて出づれば、其の下の國當に寒かる可きに反つて溫に、當に溫かる可きに反つて寒さの變象を來すと爲す、又當に出づ可きに出でざる之れを名づけて擊卒といふ、其の下の國兵亂大に起るなり、又辰星が太白星の中に犯し入りて上に進み出づれば、其の下の國は軍を破り大將を殺し客軍勝つべし、下に進み出づれば其の下の國客軍敗れて地を亡ふべし、又辰星が來りて太白星の所に至り止まりて去らざれば、其の下の國は大將戰死すべし、すべて辰星の指す所を視て以て破軍と名づく、其の下の國破軍の災ある故なり、辰星が太白星をとりかこみ若し共に鬪ふ大に戰へば、客軍勝つの象なり、辰星が太白星の側を過ぐれば二星相鬪ふ、小戰なれば客軍勝つの象なり、辰星が太白星の前に居れば軍つかれ退くの象なり、太白星の左に出づれば小戰あるの象なり、太白星に迫れば數萬人亂れ戰ふの象なり、辰星は其の數萬人の人民官吏の死命を主るなり、太白星の右に出で去ること三尺なれば軍急に戰を約するの象なり、辰星には七名あり、小

入于東方、其出西方、行四舍四十八日、其數二十日而反、入于西方、其一候之營室角畢箕柳、出房心間、地動、辰星之色、春青黃、夏赤白、秋青白、而歲熟、冬黃而不明、卽變其色、其時不昌、春不見、大風、秋則不實、夏不見、有六十日之旱、月蝕、秋不見、有兵、春則不生、冬不見、陰雨六十日、有流邑、夏則不長、

【講義】日と星辰（二十八宿をさす）との會合を觀察して辰星（水星）の位地を定め其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、北方の神は水帝にて冬帝の精なり、辰星是なり、冬を主る、其の日は壬癸なり、刑罰正を失ふときは其の罰辰星より出づ、辰星の止舍する星宿を以て其の下の國に名づく、是の星は四時を正すことを主る、卽ち仲春春分には夕に奎・婁・胃三星宿の東の五星宿の所に出であらはる、東方にて齊の地方にあたる、仲夏夏至には夕に東井・輿鬼・柳三星宿の東の七星宿の所に出であらはる、南方にて楚の地方にあたる、仲秋秋分には夕に角・亢・氐・房四星宿の東の四星宿の所に出であらはる、西方にて漢の地方にあたる、仲冬冬至には晨に東方に出であらはれ尾・箕・斗・牽牛四星宿と倶に西す、北方にて中國の地方にあたる、其の出づるや常に辰戌の時を以てし、其の入るや丑未のときを以てす、其の運行して早きに失するときは變じて月蝕と爲り、晩きに失するときは變じて彗星及び天矢星となる、其の時に宜しくあらはるべくしてあらはれざるを運行の次序を失ふとなす、其の下の國追兵外に在るも戰はずして敵を逸するの災禍をうく、一時（四時の中の一時）出でざるときは其の時季の氣候を和せず、四時出でざるときは天下大饑饉あり、其の當にあらはるべくしてあらはれ出づるとき、其の色白ければ旱魃の象と爲し、黃なれば五穀豐熟の象となし、赤ければ兵亂の象と

星、而聚于一舍、其所舍之國、可以法致天下、辰星不出、太白爲客、其出、太白爲主、出而與太白不相從、野雖有軍、不戰、出東方、太白出西方、若出西方、太白出東方、爲格、野雖有兵、不戰、失其時而出、爲當寒反溫、當溫反寒、當出不出、是謂擊卒、兵大起、其入太白中、而上出、破軍殺將、客軍勝、下出、客亡地、辰星來抵太白〔太白〕不去、將死、〔正旗上出、破軍殺將、客勝、下出客亡地〕視〔旗〕所指、以命破軍、其繞環太白、若

與鬭、大戰、客勝、免過太白、間可摵劍、小戰客勝、免居太白前、軍罷、出太白左、小戰、摩太白、有數萬人戰、主人吏死、出太白右、去三尺、軍急約戰、〔青角、兵憂、黑角、水〕〔赤行窮兵之所終〕免七命、曰小正、辰星、天攙、安周星、細爽、能星、鉤星、其色黃而小、出而易處、天下之文、變而不善矣、免五色、青圜、憂、白圜、喪、赤圜、中不平、黑圜、吉、赤角、犯我城、黃角、地之爭、白角、號泣之聲、其出東方、行四舍四十八日、其數二十日而反、

矢、星の名、發其國、發は廢と通ず、音ハイ、廢滅なり、左之迎之、之れを左方に迎ふること、右之背之、之れを右方に背くこと、見景、景は影と通ず、少しく其の影をあらはすこと、亢爲疏廟、東宮の條を見よ、亢は東宮の星宿の一、

察日辰之會、以治辰星之位、曰北方水、太陰之精、主冬、日壬癸、刑失者罰出辰星、以其宿命國、是正四時、仲春春分、夕出〔郊〕奎婁胃東五舍、爲齊、仲夏夏至、夕出〔郊〕東井輿鬼柳東七舍、爲楚、仲秋秋分、夕出〔郊〕角亢氐房東四舍、爲漢、仲冬冬至、晨出〔郊〕東方、與尾箕斗牽牛俱西、爲中國、其出入、常以辰戌丑未、其蚤爲月蝕、晚爲彗星、及天矢、其時宜效、不效、爲失、追兵在外、不戰、一時不出、其時不和、四時不出、天下大飢、其當效而出也、色白、爲旱、黃、爲五穀熟、赤、爲兵、黑、爲水、出東方、大而白、有兵於外、解、常在東方、其赤、中國勝、其西而赤、外國利、無兵於外、而赤、兵起、其與太白俱出東方、皆赤而角、外國大敗、中國勝、其與太白俱出西方、皆赤而角、外國利、五星、分天之中、積于東方、中國利、積于西方、外國用者利、五星皆從辰

衍文なり、簒、簒立なり、紀ニ上元一、上元は古の暦の名、此の暦は正月十五日（上元）を始とするよりかく名づくるもの丶如し、攝提格、寅（十二支の一）の異稱、營室、北宮の星宿の一、角、東宮の星宿の一、畢、西宮の星宿の一、箕、東宮の星宿の一、柳、南宮の星宿の一、庳、ひくきこと、柔、光のやはらかなること、剛、光のつよきこと、下起レ兵、下の上に天字を脫せり、補ふべし、經レ天、太白星は夜出づるものとす、其の晝出でて運行するを經レ天といふ、金居ニ其南一、金は金星即ち太白星なり、以下同じ、國以靜、國は圜の誤なり、圜は圓なり、一句の意は光が圓くして動かず靜なること、黑圜角、圜の字は衍文なり、憂有ニ水事一、憂患あり水に關する憂事ありの意、水は五行の水なり、水氣流行して生ずる禍なり、下句の憂有ニ木事一、有ニ土事一も之れと同じ、即ち五行の木氣又は土氣の流行して生ずる禍なり、靑圜小角、圜小の二字衍文なり、黃圜和角有ニ土事ニ有レ年、黃角有ニ土事一圜和有レ年の誤なり、圜和は光の圓くおだやかに靜なること、有年は豐年なり、微入、微は少なり、將北、北は亡なり逃亡なり、ニグと訓む、遺人用レ之、遺人は官名、施與を掌る、一句の意は

遺人が味方の糧食や兵革を敵に施與すとなり、其色大圜黃滜可レ爲ニ好事一其圜大赤兵盛不レ戰、此の二句は前句の有レ年の下其已出三日の上にあるべきが誤りて此に入りしなり、直して讀み解すべし、黃滜は黃き光澤なり、好事は和好の事なり、比レ狼、比は類なり、類似なり、狼は狼星なり、心、東宮の星宿の一、參左肩參右肩、參は西宮の星宿の一、左肩右肩は參星中の左肩星右肩星をいふ、奎大星、奎は西宮の星宿の一、大星は奎星中の大なる星をいふ、居實、太白星の居所が他の星宿の所にあり之れと合舍して衝突せぬこと、居虛、太白星の居所が贏縮すること、太白星の贏縮は本文の中に說明してあり、行勝レ色、太白星の運行は其の光の色に勝つこと、即ち運行正を失はざるときは其の國に及ぼす影響光色の正を失はざる影響に勝ること、色勝レ位以下此と同句法なれば類推すべし、桑楡、西方の隅なり、其日、期日の誤なり、過ニ參天一、天の三分の一を過ぐること、上復レ下、上り進みて後くりかへして下り進むこと、復はくりかへす義なり、下復レ上も同句法なり、僇、戮に同じ誅戮なり、金木星合レ光、金木は金水の誤なり金星と水星となり、天

り、雞鳴時に北方に出づれば北方の兵大に弱きの象なり、是れを陰(北方)が陽(南方)に負けて陷ると謂ふ、又東方に在りて夜明けに乘じて南方に出づれば南方の兵强きの象なり、雞鳴時に南方に出づれば南方の兵少しく弱きの象なり、夜半に南方に出づれば南方の兵中（ナカバ）弱きの象なり、夕方に南方に出づれば南方の兵大に弱きの象なり、是れを陽(南方)が陰(北方)に負け陷るといふ、又太白星のかくれて行くとき兵を出せば必ず殃あり、太白星が卯の方位の南に出づれば南方が北方に勝つの象なり、卯の方位の北に出づれば北方が南方に勝つの象なり、正しく卯の方位に在れば東方の國吉利なる象なり、酉の方位の北に出づれば北方が南方に勝つの象なり、酉の方位の南に出づれば南方が北方に勝つの象なり、正しく酉の方位にあれば西方の國勝つの象なり、又太白星が列星と相犯せば其の下の國に小戰あり、五星と相犯せば其の下の國に大戰あり、他星(列星及五星)が太白星を相犯すとき太白星が其の南方に出づれば南方の國敗れ、其の北方に出づれば北方の國敗るゝなり、而して太白星が進み行くこと早ければ其の下の國武事盛に進み、行かざれば其の下の國文事盛なり、又太白星の光色白くして五つの光芒出づるときは、早ければ變じて月蝕となり、晩ければ變じて天矢星及び彗星と爲り、將に其の國に禍して之れを廢滅せんとするなり、又太白星が東方に出づるを德の象とす、事を擧げ行ふに之れを左方に迎へて爲さば吉なり、西方に出づるを刑の象とす、事を擧げ行ふに之れを左方に背きて爲さば吉なり、若し之れに反するときは皆凶なり、又太白星の光が少しく其の影をあらはせば其の下の國戰かつ、晝あらはれて天を過ぎ行くを名づけて爭明といふ、其の下の國は强國は弱くなり小國は强くなり女主勢昌となる、東宮の亢星は天の疏廟たり、卽ち太白星の居る廟室なり、太白星は天帝の大臣なり、其の號は上公といふ、其の他の名は殷星といひ、太正といひ、營星といひ、觀星といひ、宮星といひ、明星といひ、大衰といひ、大澤といひ、終星といひ、大相といひ、天浩といひ、序星といひ、月緯といひ、大司馬位といふ、王者は謹んで其の運行を視察し其の災禍を免るゝことをはかるなり、

【字解】　日行、日卽ち太陽の運行なり、月行及天矢、

關する憂事あり、黃にして角だてば土に關する憂事の象なり、若し光圓く和けば豐年の象なり、其の光の色大きく圓くして黃のつやあれば和好の事を爲すべき象なり、其の光圓く大きく赤ければ兵勢盛にして敵兵おそれて戰はざるの象なり、又太白星がすでに出で三日にして復少しく入るあり、入ること三日にして乃ち復盛に出づ、是れを名づけて耎といふ、其の下の國は軍敗れ大將逃亡するの禍災あり、又其のすでに入りて三日にして復少しく出で出づること三日にして復盛に入る、其の下の國には憂患あり、軍に糧食兵革多くありと雖遺人之れを用ひて敵に施與し、兵卒多しと雖敵人にとりこにさるゝの災禍を見ん、又太白星が西方に出でて運行を失へば外國敗れ、東方に出でて運行を失へば中國敗るの象なり、又太白星の色は白光は狼星に類似し、赤光は心星に類似し、黃光は參星の左肩星に類似し、蒼色は參星の右肩星に類似し、黑色は奎星の大星に類似す、又土星が太白星に從ひて同じ星宿に聚れば其の下の國は兵力を以て天下を從へ之れを一統すべし、又太白星が或る星宿に合舍して衝突せぬときは其の下の國は幸福を得るあるも、其の居所が贏縮するときは其の下の國は幸福を得ることなきなり、すべて太白星の運行は其の光色に勝ち、光色は位地に勝ち、位地あるは位置なきに勝ち、光色あるは光色なきに勝つ、運行正しきを得て然る後ことごとく光色の正を得るにも位置の正を得るにも勝つものにして、かゝる時は天下は太平とするべし、太白星が出でて西方の隅の間に留まれば災禍を其の下の國に下してなやます、又上りて疾く運行し未だ一定の期日を盡くさずして天の三分の一を過ぐるときは、其の相對する國に災禍を上して之をなやますなり、又一旦上り進みて後くりかへして下り進み、一旦下り進みて後くりかへして上り進むときは、其の下の國に反將あり、又太白星が月の所に入れば其の下の國は必ず大將誅戮せらる、又金星(太白星)と水星と光を合するときは其の下の國は相戰ひて和合せず、たとひ兵起るとも鬪はず、和合して相やぶるゝことあらば國に軍を破るの災禍あり、又太白星が夕方北方に出づれば北方の兵强き象なり、暮食時に北方に出づれば北方の兵少しく弱きの象なり、夜半に北方に出づれば北方の兵中(ナカバ)弱きの象な

平安あり、若し入りて未だ當に出づ可からざるに出で當に入るべきに入らざれば、天下兵亂を起し國を破滅することあり、其の出づべき期日にあたりて出づれば、其の下の國は隆昌するなり、太白星の東に出づる方位を東方と爲し、東に入る方位を北方となし、西に出づる方位を西方となし、西に入る方位を南方と爲す、太白星の止まり居ること久しければ其の下の郷國は吉利あり、止まり居らずして去ること早ければ其の下の郷國は凶變あり、西方に出で逆行して東に至れば正西にあたる國は吉利なり、東方に出で西方に至れば正東の國は吉利なり、其の出で行くに晝はかくれて行き決して明に天上を經過せず、若し晝明に天上を經過すれば天下政治を改革するの大變あり、又其の光小さくして角だち動けば其の下の國兵亂起るの象なり、始め出づるとき光大きくして後に小さくなれば其の下の國兵弱くなるの象なり、之れに反し出づるとき光小さくして後に大きくなれば其の下の國兵強くなるの象なり、又出づるとき高ければ其の下の國は兵を用ひてよき象なり、而し高さが深ければ兵を用ひて吉なれども淺ければ凶なり、又出づるときひくければ其の下の國亦兵を用ひて可なる象なり、しかしひくさが淺ければ兵を用ひて吉なれども深ければ凶なるものとす、又日が方に南するとき金星（即ち太白星）が其の南に居り、日が方に北するとき金星が其の北に居るを贏といふ、其の下の國の侯王は安寧ならず兵を用ひて進めば吉なれども退けば凶なり、日が方に南するとき金星が其の北に居り、日が方に北するとき金星が其の南に居るを縮といふ、其の下の國の侯王は憂患あり、兵を用ひて退けば吉なれども進めば凶なり、すべて兵を用ふる法は太白星の運行に象るものとす、太白星行くこと疾ければ軍も疾行し、遲ければ軍も遲く行くべし、光角だち輝けば軍も敢て戰ふべし、光動搖して躁げば軍も亦躁ぎ、光圓くして靜なれば軍も亦靜にし、光の角の指す所に順ひて進軍せば吉なるも之に反すれば凶なり、太白星出づれば則ち兵を出し入れば則ち兵を入るべし、太白星の光赤くして角だてば其の下の國戰ある象なり、白くして角だてば死喪の事ある象なり、黑くして角だてば憂患の象あり即ち水に關する憂事あり、青くして角だてば憂患の象あり即ち木に

の國（殺罰の法を失へる國）に名づく、太白星は其の居所を出で行き十八星宿を經二百四十日にして東に入る、東方に入りてかくれ行き十一星宿を經百三十日にして西方に入る、西方に入りてかくれ行き三星宿を經十六日にして出づ、其の當に出づべきに出でず當に入るべきに入らざる之れを名づけて失舍といふ、失舍とは止舍する星宿を失ふの義なり、其の下の國は軍を破ることあらざれば必ず國君の位を簒奪さるるの災禍あり、其の上元暦を紀するもの、言によるに、太白星は寅の歳の正月十五日を以て營室星と晨に東方に出で角星の所に至りて入り、又營室星と夕に西方に出で角星の所に至りて入る、其れより角星と晨に東方に出でて畢星の所に入り、又角星と夕に西方に出でて畢星の所に入る、其れより畢星と晨に東方に出でて箕星の所に入り、又畢星と夕に西方に出でて箕星の所に入る、其れより箕星と晨に東方に出でて柳星の所に入り、又箕星と夕に西方に出でて柳星の所に入る、其れより柳星と晨に東方に出でて營室星の所に入り、又柳星と夕に西方に出でて營室星の所に入る、凡そ東西に出入することを各、五たび、八歳二百二十日を要すと爲す、其れより後營室星と共に晨に東方に出で前と同じ循環をなすなり、大率一歳に一たび天を周るなり、其の始め東方に出づるや行くこと遲し、おほむね一日に行くこと半度なり、一百二十日にして逆行し、一二の星宿を經上り極りて反つて東に行く、行くこと一日に一度半なり、一百二十日にして入る、其の運行することひくゝして日に近づくときを名づけて明星といふ、光柔なり、運行すること高くして日に遠かるときを名づけて大囂といふ、光剛し、又其の始めて出でて西に行くや疾し、おほむね一日に一度半なり、一百二十日にして上り極りて其れよりは行くこと遲く一日に半度なり、一百二十日にして旦に入る、必ず逆行し一二の星宿を經て入るなり、其の運行することひくゝして日に近づくときを名づけて太白といふ、光柔なり、運行すると高くして日に遠かるときを名づけて大相といふ、光剛し、而して出づるには辰戌の時を以てし、入るときは丑未の時を以てするを常とす、若し太白星が當に出づべきに出でず未だ入るべからざるに入るときは、天下兵を偃せて用ひず、兵は國外に在り、國内は

鳴出大弱、是謂陰陥於陽、其在東方、乘明而出陽、陽兵之彊、雞鳴出小弱、夜半出中弱、昏出大弱、是謂陽陥於陰、太白伏也、以出兵、兵有殃、其出卯南、南勝北方、出卯北、北勝南方、正在卯、東國利、出西北、北勝南方、出西南、南勝北方、正在西、西國勝、其與列星相犯、小戰、五星、大戰、其相犯太白、出其南、南國敗、出其北、北國敗、行疾、武、不行、文、色白、五芒出、蚤爲月蝕、晩爲天矢及彗星、將發其國、出東爲德、擧事、左之、迎之吉、出西爲刑、擧事、右之、背之吉、反之皆凶、太白光見景、戰勝、晝見而經天、是謂爭明、彊國弱、小國彊、女主昌、亢爲疏廟、太白廟也、太白大臣也、其號上公、其他名、殷星、太正、營星、觀星、宮星、明星、大衰、大澤、終星、大相、天浩、序星、月緯、大司馬位、謹候此、

【講義】日の運行を觀察して以て太白星（金星）の位地を定め且つ其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、西方は秋にて太白星は其の精なり、兵を司る、其の日は庚辛なり、又殺罰を主る、殺罰の法其の正しきを失ふときは其の罰は太白星より出づ、罰は太白星が運行を失ふに由りて其の象を殺罰の法を失へる國にあらはす、卽ち運行を失ひ其の止舍する星宿の下

躁、躁、〔國〕以靜、靜、順角所指、吉、反之、皆凶、出、則出兵、入、則入兵、赤角、有戰、白角、有喪、黑〔圜〕角、憂有水事、青〔圜小〕角、憂有木事、〔黃圜和角有土事有年〕其已出三日、而復有微入、入三日、乃復盛出、是謂耎、其下國、有軍敗將北、其已入三日、又復微出、出三日、而復盛入、其下國有憂、師有糧食兵革、遺人用之、卒雖衆、將爲人虜、其出西、失行、外國敗、其出東失行、中國敗、〔其色太圜黃滜、可爲好事、其圜大赤、兵盛不戰、〕太

白白比狼、赤比心、黃比參左肩、蒼比參右肩、黑比奎大星、五星皆從太白、而聚乎一舍、其下之國、可以兵從天下、居實有得也、居虛無得也、行勝色、色勝位、有位勝無位、有色勝無色、行得盡勝之、出而留桑榆間、疾其下國、上而疾、未盡〔其日〕過參天、疾其對國、上復下、下復上、有反將、其入月、將僇、金〔木〕星合光、其下戰不合、兵雖起而不鬭、合相毀、野有破軍、出西方、昏而出陰、陰兵彊、暮食出小弱、夜半出中弱、雞

方、行遲、率日半度、一百二十日、必逆行一二舍、上極而反東行、行日一度半、一百二十日入、其庳、近日、曰明星、柔、高、遠日、曰大囂、剛、其始出西、行疾、率日一度半、百二十日、上極而行遲、日半度、百廿日旦入、必逆行一二舍而入、其庳、近日、曰太白、柔、高、遠日、曰大相、剛、出以辰戌、入以丑未、當出不出、未當入而入、天下偃兵、兵在外、入、未當出而出、當入而不入、〔天〕下起兵、有破國、其當期出也、其國昌、其出東、爲東、

入東、爲北方、出西、爲西、入西、爲南方、所居久、其鄕利、疾、其鄕凶、出西、逆行至東、正西國吉、出東、至西、正東國吉、其出不經天、經天、天下革政、小以角動、兵起、始出大、後小、兵弱、出小、後大、兵強、出高、用兵深吉、淺凶、庳、淺吉、深凶、日方南、金居其南、日方北、金居其北、曰贏、侯王不寧、用兵進吉、退凶、日方南、金居其北、日方北、金居其南、曰縮、侯王有憂、用兵退吉、進凶、用兵象太白、太白行疾、疾行、遲、遲行、角敢戰、動搖

位を以ていふ、有司なり、小人、位を以ていふ、人民なり、流、離散なり、易行、何事も行ひ易きこと、慶、幸福なり、大人、位德を以ていふ君主なり、奄有、包み有つこと、蕃昌、繁昌に同じ、杓星、北斗星の中にあり、中宮の條に解す、同舍、同じ星宿に止舍すること、相淩、淩とは犯してこえ過ぎること、七寸以內、光芒が七寸以內に相及びすれあふこと、必之、必ず禍災ありの意、圜、圓に同じ、まるきこと、中不平、國內不安なること、憂水、憂患と洪水と、意行窮兵之所終、此の七字は衍文なり、塡星出、此の句以下塡星の補說なり、太歲、歲星なり、鎭星、塡星に同じ、東壁營室、二星宿とも北宮にあり、

察日行、以處位太白、曰西方秋、司兵、〔月行及天矢〕曰庚辛、主殺、殺失者罰出太白、太白失行、以其舍命國、其出行十八舍、二百四十日而入、入東方伏行十一舍、百三十日、其入西方、伏行三舍、十六日而出、當出不出、當入不入、是謂失舍、不有破軍、必有國君之簒、其紀上元、以攝提格之歲、與營室晨出東方、至角而入、與營室夕出西方、至角而入、與角晨出、入畢、與角夕出、入畢、與畢晨出、入箕、與畢夕出、入箕、與箕晨出、入柳、與箕夕出、入柳、與柳晨出、入營室、與柳夕出入營室、凡出入東西各五、爲八歲二百三十日、復與營室晨出東方、其大率歲一周天、其始出東

死喪ありて哭泣の聲野にみつるの象と爲し、青くして光角だてば其の下の國兵亂の憂ある象と爲し、黑くして光角だてば則ち其の下の國洪水ある象と爲す、五星すべて同色の場合は天下兵を偃せて戰なく百姓安寧昌盛なり、又春風吹き秋雨ふり冬寒く夏暑きなど季候の動搖は常に五星の動搖を以て生ずる變化なりとす、塡星は其の居所を出で運動すること百二十日にして逆行して西に進む、西に行くこと百二十二日にして反りて東に行く、あらはるゝこと三百三十日にして入り、入ること三十日にして復東方にあらはれ出づ、歲星が甲寅の方位にあれば塡星は東壁星の所にあり、東壁星は營室星と隣れる故に營室星の所にありともいふ、

【字解】曆斗之會、曆は北斗星の運行を標準として立つ、故に北斗を曆斗といふ、會は北斗星が十二支の方位を指す機會の意なり、歲塡一宿、塡星は一歲に二十八宿の一星宿を經二十八歲を以て天を一周す、故にいふ、易福薄、易は輕速の意なり、ハヤシと訓む、禮德義刑殺盡失、德の字は衍文なり、木星は義を主り火星は禮を主り金星は殺を主り水星は刑を主る、故に禮義殺刑盡く其の正を失ふとは四星の運行其の正を失ふことなり、九芒、九つの光芒なり、后戚、皇后の身に關する哀戚の事なり、天裂、日蝕月蝕隕星など天上の異變をいふ、斗爲㆓文太室㆒、斗は北斗星なり、文は天帝なり、太室は五廟中の中央の廟室をいふ、天子之星、北斗星は天帝の相たり、塡星は其の廟室に居る故にいふ、木星與㆑土合、此の句より以下終の動搖常以此に至るまで五星の合鬪を總叙し塡星と關係なし、之れを塡星の條下に叙したるは塡星は五星の中央の星なればなり、土は土星なり、以下水とあるは水星、火とあるは火星、金とあるは金星、木とあるは木星の略と知るべし、白衣會、大喪又大哀の會なり、水金在㆑南、水は木の誤なり、一句は木星が北にあり金星が南にあるときはの意なり、金在㆑北、金星北にあり木星南にありの略なり、歲偏無、其の歲は南か北かどちらかの國は收穫皆無なりといふこと、孽卿、妖孽なり、不祥のしるしをいふ、大饑、大は木の誤なり、北軍、敗軍なり、穰、豐熟なり、擁閼、ふさがり通ぜぬこと、覆軍、敗軍に同じ、內兵、敵兵侵入すること、國外內有㆓兵與㆑喪、兵は外の字をうけ喪は內の字をうく、君子、

下の國は穀物豐熟す、之に反し金星が北にあり木星が南にあれば其の下の國は南か北か何れか穀物皆無なり、次に火星が水星と合ふを焠といひ、金星と合ふを鑠といひ喪といふ、其の下の國は皆事をおこす可からず、兵を用ふれば大に敗北す、火星が土星と合へば其の下の國に大憂あり、不吉の現象を生ず、火星が木星と合へば其の下の國饑饉あり、戰敗れ如何につとむるも敗軍を爲し軍兵は大に困む、如何なる事を行ふも大に失敗すべし、次に土星が水星と合へば其の下の國穀物豐熟するも諸事ふさがりて通ぜず、若敗軍の災あり、故に其の國は事をおこすべからず、若し土星が出づれば其の下の國土地を失ふの災あり、入れば土地を得るの福あり、土星が金星と合へば其の下の國疾疫あり、又敵兵侵入土地を失ふの災禍ありとなす、次に五星の中の三星が若し合へば、其の止宿する下の國土は、外には敵兵内には死喪の大禍災あり、王公を改め立てて國を維持あるの已むを得ざるに至るべし、四星が合へば其の下の國兵亂喪事竝び起りて有司は憂苦し人民は離散するの害あり、五星が皆相合へば是れを何事も行ひ易き象となす、其の下の國德あれば幸福あり、君主を改め立て四方を包有し子繁孫昌すべし、之れに反し德なければ殃を受け若くは亡ぶべし、而して五星の光皆大なれば其の事も亦大に、小なれば其事も亦小なりとしるべし、すべて五星の他星よりすゝみて早く出づるを贏といふ、贏するものを客星となす、他星より後れて晩く出づるを縮といふ、縮するものを主人星と爲す、かゝる場合は必ず天の感應ありて杓星の所にあらはるゝなり、又五星の同じ星宿に止舍するを合といひ、一星が他星を犯して通り亡すを鬪といふ、鬪ふ際七寸以内其の光芒が相及べば其の下の國に必ず大災禍あるなり、又五星の色が白くして圓ければ其の下の國に死喪旱魃ある象と爲し、赤くして圓ければ其の下の國内安からず兵亂ある象となし、青くして圓ければ其の下の國憂患洪水ある象となし、黑くして圓ければ其の下の國疾疫ありて民多く死するの象となし、黃にして圓ければ則ち其の下の國は吉事あり、赤くして光角だてば其の下の國は敵兵我城を犯すの象と爲し、黃にして光角だてば其の下の國は互に地を爭ひ戰ふの象と爲し、白くして光角だてば其の下の國

在營室、

【講義】北斗星の指す機會を究めて以て塡星（土星）の位地を定め且つ其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、中央の神は土帝にて季夏を主る、其の日は戊己なり、土帝は卽ち黃帝にて塡星の精なり、德を主る、女主の象なり、塡星は每歲一星宿を經其の止舍する所の下の國は吉なり、塡星が未だ當に居るべからざる所に居り、若しくはすでに去りて復還り還りて之に居れば其の下の國主は土地を得るなり、然らざれば乃ち女子を得るなり、若し當に居る可きに居らず既に之に居りて又西か東かに去れば其の國主は土地を失ふなり、然らざれば女子を失ふなり、すべて塡星の居る所の下の國は事を起し兵を用ふ可からず、塡星の止り居ること久しければ其の下の國は福を得ること厚く、速く行き去れば福を得ること薄し、其の一名を地侯といふ、歲を主る、一歲に運行すること十二度百十二分度の五、一日に運行すること二十八分度の一にて、二十八歲を以て天を一周す、其の止舍する所に五星皆從ひて同じ星宿にあつまれば其の下の國は重厚の勢を以て天下を招致し之れを一統すべし、禮義殺刑の四者盡く其の正を失ひて火・木・金・水の四星動搖すれば塡星も亦之れが爲に動搖するなり、塡星贏すれば王安寧ならざるの象とし、縮すれば軍敗れて復らざるの象ありとす、塡星の色は黃にして九つの光芒あり、五音に配すれば黃鍾の宮調に中ると曰ふ、塡星が運行の次序を失ひて上の方の二三の星宿を經行くを贏といふ、其の下の國の君主の命令成功せざるの災あり、然らざれば洪水の害あり、又次序を失ひて下の方の二三の星宿を經行くを縮といふ、其の下の國の皇后に哀戚の事あり、其の一歲中には快復されず、然らざれば天裂くるか若しくは地動くの災害あり、北斗星は天帝の太室たり、卽ち塡星の居廟なり、故に塡星は天子の星なり、木星が土星と合へば其の下の國內亂飢饉あり、國主決して戰を起す勿れ、戰を起さば必ず敗るゝ也、木星が水星と合へば其下の國は計謀を變更し政事を改革すべし、木星が火星と合へば其の下の國大旱あり、木星が金星と合へば其の下の國に大喪大哀の會合あり、若し木星が北にあり金星が南にあれば名けて牝牡といふ、其の

鑠、爲喪、皆不可擧事、用兵大敗、土爲憂、生孽卿、〔大〕饑、戰敗、爲北軍、軍困、擧事大敗、土與水合、穰而擁閼、有覆軍、其國不可擧事、出亡地、入得地、金爲疾、爲內兵亡地、三星若合、其宿地、國外內有兵與喪、改立公王、四星合、兵喪竝起、君子憂、小人流、五星合、是謂易行、有德受慶、改立大人、奄有四方、子孫蕃昌、無德受殃、若亡、五星皆大、其事亦大、皆小事亦小、蚤出者爲贏、贏者爲客、晩出者爲縮、縮者爲主人、必有

天應、見於杓星、同舍爲合、相淩爲鬬、七寸以內必之矣、五星色、白圜、爲喪、旱、赤圜、則中不平、爲兵、靑圜爲憂、水、黑圜爲疾、多死、黃圜、則吉、赤角、犯我城、黃角、地之爭、白角、哭泣之聲、靑角、有兵憂、黑角、則水、〔意行窮兵之所終〕五星同色、天下偃兵、百姓寧昌、春風、秋雨、冬寒、夏暑、動搖常以此、塡星出、百二十日、而逆西行、西行百二十日、反東行、見三百三十日而入、入三十日、復出東方、太歲在甲寅、鎭星在東壁、故

軒轅營室主命惡之、此の十四字衍文なり、心爲明堂、前節東宮の條を見よ、

曆斗之會、以定塡星之位、曰中央土、主季夏、日戊己、黃帝主德、女主象也、歲塡一宿、其所居國吉、未當居而居、若已去而復還、還居之、其國得土、不乃得女、若當居而不居、既已居之、又西東去、其國失土、不乃失女、不可舉事用兵、其居久、其國福厚、易福薄、其一名曰地侯、主歲、歲行十二度百十二分度之五、日行二十八分度之一、二十八歲周天、其所居、五星皆從而聚于一舍、

其下之國可重致天下、禮〔德〕義殺刑盡失、而塡星乃爲之動搖、嬴、爲王不寧、其縮、有軍不復、塡星、其色黃、九芒、音曰黃鐘宮、其失次、上二三宿曰嬴、有主命不成、不乃大水、失次下二三宿曰縮、有后戚、其歲不復、不乃天裂、若地動、斗爲文太室、塡星廟、天子之星也、木星與土合、爲內亂饑、主勿用戰、敗、水則變謀而更事、火爲旱、金爲白衣會、若〔水〕金在南、曰牝牡、年穀熟、金在北、歲偏無、火與水合爲焠、與金合爲

其下の國に災害を爲し、光芒が相及ばざれば災害を爲さゞるものとす、又五星が相從ひて同じ星宿に聚るときは、熒惑星も炎害を下さゞるものにして、其の下の國は禮義を以て天下を招致し之れを一統すべし、熒惑星が運行する法は、其の廟（卽ち心星）より出で東に行き十六星宿を經て止まる、それより逆行し二星宿六十日を經て復東行す、自ら止舍する所數十星宿に及ぶ、十箇月の後西方に入りかくれて行くと五箇月にして東方に出づるものとす、其西方に出づるを名づけて反明といふ、主命の者は凶兆として之を惡むなり、其の東行する急なるときは一日に行くこと一度半なり、其の運行する東西南北の四方に向つては殊に疾し、兵は各〻其の運行する下に聚りて戰ふ、其の運行する方向に順ひて進めば戰勝ち、逆ひて進めば戰敗るゝものとす、而して熒惑星が太白星に從ひて進めば其の下の軍は憂苦し、太白星と離れて進めば其の下の軍は退却の運命にあふ、太白星の北に出づれば其の下の軍は分裂す、太白星の南に出づれば其の下の軍偏將の相戰ふあり、熒惑星の運行するに當りて太白星之れに及び衝突すれば其の下の國は軍を破り大將を殺すの災禍をうくべし、東宮の心星は天の明堂と爲す、卽ち熒惑星の居る廟なり、されば王者は謹んで心星をうかゞひて熒惑星の運行を視察し其の災禍を免るゝことをはかるなり、

【字解】　剛氣、陽剛の氣なり、陽氣は剛し、故にいふ、されば單に陽氣といふに同じ、處、定むること、以二其舍一命レ國熒惑、熒惑星の運行して止舍する所の星宿を以て其の下の國に名づくること、例へば熒惑星が運行して東宮の心星の所に在れば其の下に在るA國は熒惑の支配するA國といふが如し、以下各星の條皆同じ、國の下の熒惑の二字は衍文なり、勃亂、勃は悖と通ず、殘賊、そこなひきずつくること、喪、死喪なり、反道、軌道をそれて反對に行くこと、二舍、舍は星宿なり、還、疾なり、トシ又はハヤシと訓む、其南、此れは熒惑星が南宮の輿鬼星の所に來りたる時のことを言へば其は輿鬼星を指す、繞環、めぐりかこむこと、法、運行する法則なり、六旬、六十日なり、伏行、かくれて行くこと、主命者、星の運行をみて運命を主るもの天文占筮の官を指す、分軍、分裂の軍なり、卽ち軍の分裂すること、偏將、副將軍なり、其入守犯太微

也、兵各聚其下、用戰、順之勝、逆之敗、熒惑從太白、軍憂、離之、軍却、出太白陰、有分軍、行其陽、有偏將戰、當其行、太白逮之、破軍殺將、其入守犯太微・軒轅・營室、主命惡之、心爲明堂、熒惑廟也、謹候此、

【講義】　陽剛の氣を觀察して以て熒惑星（火星）の運行及び其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、南方の神は火帝にて夏を主る、其の日は丙丁なり、熒惑星は火帝の精なり、禮道に於て失ふものは其の罰熒惑星より出づ。古の語に熒惑運行を失ふとは是れの謂なり、卽ち運行を失ひて天罰を失禮者に下すことなり、熒惑星出づれば則ち其の國に兵亂あり、入れば則ち兵散じ亂止むを常とす、其止舍する所の星宿を以て其の下の國に名づく、熒惑星は勃亂・殘賊・疾疫・死喪・饑饉・兵亂を主ることを爲す、熒惑が軌道をそれて運行し二箇所の星宿に止舍する以上は、其の下の國に大災あり、卽ち此に居ると三月にして其の國に殃あり、五月にして他國の兵を受け、七月にして敗戰して半ば其の國地を亡ひ、九月にて太半國土を亡ふ、此れに因て熒惑星は敵兵と共に其の國に出入して其の國は遂に亡滅して先祖の祀を絕つに至るなり、而して熒惑星が軌道をそれて運行し或る星宿に止舍するに、早く運行して止舍すれば其の下の國は殃疾く至る、其の殃は大なりと雖其の被害は當に小なるべし、之に反して運行すること久しくして後に至り止舍すれば、其の下の國のうくる殃は當に小なるべくして反つて大なりとす、熒惑星が輿鬼星の所に止舍して南方を指せば其の國の男子殃をうくるものと爲し、北を指せば其の國の女子死喪の殃をうくるものとす、若し其の光角だちて動き輿鬼星を繞り圍み、又其の光忽ち前にすゝみ忽ち後に退き或は左にまはり或は右にまはれば、其のうくる殃益〻大なりとす、又熒惑星が他の星（五星中の星にて木星か土星か金星か水星かを指す）と鬪ひて其の光芒が相及ぶときは、

一)の異稱、尾箕、尾星箕星なり、共に東方の星宿、黯然、黒き貌、乍、忽なり、次舍、やどる星宿、天棓天槍、此の二星は歲星の光の散亂して生ずる所なれば中宮の天棓天槍とは別なりとしるべし、兌、銳に同じ、類彗星、彗ははき也、星は衍文なり、土功、土木の工事なり、其野亡、野は分野の野なれば國のことなり、以下同じ、穰、豐熟なり、赤灰、赤き灰なり、光の細く散亂せるを形容していへる語なり、逐相、宰相を放逐すること、太白、太白星卽ち金星なり、破軍、軍を破ること、營室爲清廟、上節北宮の條を見よ、

察剛氣、以處熒惑、曰南方火、主夏、日丙丁、禮失罰出熒惑、熒惑失行是也、出則有兵、入則兵散、以其舍命國、〔熒惑〕熒惑爲勃亂、殘賊、疾、喪、饑、兵、反道二舍以上、居之、三月、有殃、五月、受兵、七月、半亡地、九月、太半亡地、因與俱出入、國絕祀、居之、殃還至、雖大、當小、久而至、當小、反大、其南爲丈夫、北爲女子喪、若角動、繞環之、及乍前乍後、左、右、殃益大、與他星鬪、光相逮、爲害、不相逮、不害、五星皆從、而聚于一舍、其下國、可以禮致天下、法、出東行、十六舍而止、逆行二舍六旬、復東行、自所止數十舍、十月而入西方、伏行五月、出東方、其出西方、曰反明、主命者惡之、東行急、一日行一度半、其行東西南北疾

きて見るべし、趨舍、速に走りやどること、退舍、退きて晩くやどること、不レ復、後は恢復なり、五星、實は四星なり歲星を加へて五星といひしなり、一舍、同じ星宿なり、攝提格、寅(十二支の一)の異名、歲陰、十二支の異稱、斗牽牛、南斗星牽牛星なり、共に北宮の星宿、監德、歲星が丑位に居り正月に晨に出でたる時の名稱なり、以下降入・靑章・跰踵・開明・長列・大音・長王・天睢・大章・正平・天泉・天皓は之れより推知すべし、蒼々、あを／＼としたる貌、失レ次、次は次序なり運行の次序なり、有レ應、應は感應なり、柳、柳星なり、南宮の星宿、周天、天を一周すること、單閼、卯(十二支の一)の異稱、星、歲星の略、以下同じ、婺女虛危、婺女星虛星危星なり、共に北宮の星宿、見レ張名曰ニ降入ニ、張は張星なり、南宮の星宿、名曰ニ降入ニの四字は衍文なり、執徐、辰(十二支の一)の異稱、居與ニ營室東壁ニ晨出、居は衍文なり、營室東壁は二星の名、共に北宮の星宿なり、見レ軫曰ニ靑章ニ、軫は軫星の南宮の星宿なり、曰ニ靑章ニの三字は衍文なり、大荒落、巳(十二支の一)の異稱、奎婁胃昴、奎星婁星胃星昴星なり、共に西宮の星宿、熊々、あざやかなる貌、亢、亢星なり、東宮の星宿、敦牂、午(十二支の一)の異稱、畢、畢星なり西宮の星宿、炎々、盛に光り輝く貌、公王、王公に同じ、房、房星なり東宮の星宿、叶洽、未(十二支の一)の異稱、觜觽參、觜觽星參星なり、共に西宮の星宿、昭昭、あきらかにはつきりせる貌、箕、箕星也、東方の星宿、涒灘、申(十二支の一)の異稱、東井輿鬼、東井星輿鬼星なり、共に南宮の星宿、作鄂、酉(十二支の一)の異稱、柳七星張、柳星七星張星なり、共に南宮の星宿、爲長王、爲の字は衍文なり、作々、光の角だち輝く貌、芒、光のさきなり、見レ危曰ニ大章ニ、曰ニ大章ニの三字は衍文なり、有レ旱而昌、意味不明の難句なり、故に注者或は衍文となし或は脫簡ありとなす、想ふに旱ありて其れが昌なりの意、換言すれば大旱魃の意なるべし、女喪、女子の死亡なり、閹茂、戌(十二支の一)の異稱、翼軫、翼星軫星なり共に南宮の星宿、歲水、一歲中水害ありの意なり、大淵獻、亥(十二支の一)の異稱、角亢、角星亢星なり共に東宮の星宿、師旅、軍隊なり、其率、率は大將なり、困敦、子(十二支の一)の異稱、氐房心、氐星房星心星なり、共に東方の星宿、玄色、黑色なり、江池、江や池の魚鼈なり、赤奮若、丑(十二支の

若しくは色しば／＼變るときは人主は憂患あるものなり、又歲星が運行を誤りて其のやどるべき星宿を失ひたる以下は、進んで東北に運行すること三月にして天棓星を生ず、其の光の長さ四尺にして末鋭し、其れより進んで東南に運行すること三月にして彗星を生ず、其の長さ二丈形彗に似たり、其れより退いて西北に運行すること三月にして天攙星を生ず、其の長さ四丈末鋭し、其れより退いて西南に運行すること三月にして天槍星を生ず、其の長さ數丈にして兩方のさき鋭し、謹んで天棓星以下諸星の見はるゝ所の國をみるに、其の國は決して事を起し兵を用ふ可からず、此等の諸星が出づるに初は浮ぶが如く終は沈むが如くなれば其の國には必ず土木の工事起るあり、初は沈むが如く終は浮ぶが如くなれば其の國は亡滅す、其の光の色赤くして角だてば其の居る所の國は隆昌なり、若し其の光の角だてるは國家隆昌の兆と思ひ之れを喜び迎へて戰を起すときは必ず勝たず、又其の星の光の色赤黃にして沈むが如くなれば其の居る所の國は大に豐熟するなり、又其の光の色青白にして赤き灰ふれば其の居る所の國に凶飢の憂あるなり、又歲星が運行を誤りて月の所に入るときは其の居る所の國には宰相を放逐するの事變あり、又歲星が運行を誤りて太白星と相衝突するときは、其の居る所の國には軍を破るの凶變あり、歲星は一名を攝提といひ、重華といひ、應星といひ、紀星といふ、北宮の營室星は天の淸廟なり、こは歲星のやどる廟なり、

【字解】日月之行、行は運行なり、東方木主レ春日甲乙、五行を本として方位十干時季を配當したるなり、左に表示す、以下熒惑星塡星太白星辰星も之れによりて知るべし、

五行	方位	時季	十干	五星
木	東	春	甲乙	歲星（木星）
火	南	夏	丙丁	熒惑星（火星）
土	中央	季夏（土用）	戊己	塡星（土星）
金	西	秋	庚辛	太白星（金星）
水	北	冬	壬癸	辰星（水星）

以二其舍一命レ國、歲星が止舍して在る所の星宿を以て其の下の國を分ちて名づくること、所謂分野なり、分野は下節（五星の說明終りたる次）に說きてあれば就

の歳は兵を用ふるに利あり、若し歳星運行の次序を失はゞ感應ありて箕星の所に見はる、申の歳は十二支(申)は申の方位に在り、歳星は未の方位に居り七月を以て東井星輿鬼星と共に晨に出づ、名づけて大音といふ、あきらかにはつきりと白く光り輝く、此の歳若し歳星の運行次序を失はゞ感應ありて牽牛星の所に見はる、酉の歳は十二支(酉)は酉の方位に在り、歳星は午の方位に居り八月を以て柳星七星張星と共に晨に出づ、名づけて長王といふ、其の光角だちて芒あり、此の歳は國家隆昌に穀物豐熟なり、若し歳星の運行次序を失はゞ感應ありて危星の所に見はれ大旱魃あり女子の死する者多く民疾病に苦む、戌の歳には十二支(戌)は戌の方位にあり、歳星は巳の方位に居り九月を以て翼星軫星と共に晨に出づ、名づけて天睢といふ、其の色白色にして大に明なり、此の歳若し歳星の運行次序を失はゞ感應ありて東壁星の所に見はれ一歳中に水害多く女子の死する者多し、亥の歳には十二支(亥)は亥の方位にあり、歳星は辰の方位に居り十月を以て角星亢星と共に晨に出づ、名づけて大章といふ、其の光あを〳〵と輝けり、又歳星躍るが如く陰に平旦に出づることあり之れを正平といふ、此の歳軍を起すべし、其の大將必ず武勇あり、其の國威德ありて將に四海を有たんとす、若し歳星の運行次序を失はゞ感應ありて婁星の所に見はる、子の歳には十二支(子)は子の方位に在り、歳星は卯の方位に居り十一月を以て氐星房星心星と共に晨に出づ、名づけて天泉といふ、其の光黑色にして甚明なり、此の歳は江や池の魚鼈盛に繁殖す、兵を起すには利あらず、若し歳星の運行其の次序を失はゞ感應ありて昴星の所に見はる、丑の歳には十二支(丑)は丑の方位に在り、歳星は寅の方位に居り十二月を以て尾星箕星と共に晨に出づ、名づけて天晧といふ、其の光くろく黑色にして甚だ明なり、此の歳若し歳星の運行次序を失はゞ感應ありて參星の所に見はるゝなり、すべて歳星がまさに居るべき所に居らず、居るべからざる所に居れば、又左右に搖き去るなり、又未だ去るべからざるに此を去り他の星と會すれば、其の下の國は凶年なり、又歳星が止舍して居ること久しき所の下の國は厚き德政をたつる利あり、而して其光は角だちて動く、しかし其の光忽ち小に忽ち大に

將亡び國傾き敗るなり、歲星が止舍して在る所の星宿に五星が皆從ひて同じく聚り舍るときは、其の下に位置する國は義を以て天下を招致し之れを一統すべし、次に歲星の運行を說かん、寅の歲を以て十二支(寅)は左に運行して寅の方位に在り、歲星は右に運轉して丑の方位に居り、正月に南斗牽牛二星と共に晨に東方に出づ、名づけて監德といふ、其の光の色あを〳〵として輝けり、此の歲若し歲星の運行次序を失へば、感應ありて柳星の所に見はる、其の次序を失ふこと早ければ洪水あり、遲ければ旱魃あり、すべて歲星は出でて東に運行すること十二度百日にして止まり反つて逆行す、逆行すること百日にして復東に運行す、一歲に運行すること三十度十六分度の七なり、率ね一日に運行すること十二分度の一なり、十二歲にて天を一周するなり、常に晨を以て東方に出で夕を以て西方に入るを定則とす、さて卯の歲には十二支(卯)は卯の方位にあり、歲星は子の方位に居り、二月を以て婺女星虛星危星と晨に出づ、名づけて降入といふ、大に光輝あり、此の歲若し歲星の運行次序を失へば感應ありて張星の所に見はれ其の歲には必ず洪水あり、辰の歲には十二支(辰)は辰の方位に在り、歲星は亥に居り三月を以て營室星東壁星と共に晨に出づ、名づけて靑章といふ、其光あを〳〵として甚だ明なり、此の歲若し歲星の運行次序を失へば感應ありて軫星の所に見はる、其の次序を失ふこと早ければ旱魃あり、晚ければ洪水あり、巳の歲は十二支(巳)巳の方位にあり、歲星戌の方位に居り四月を以て奎星婁星胃星昴星と共に晨に出づ、名づけて跰踵といふ、あざやかなる赤色の光を放ちて輝けり、此の歲若し歲星の運行其の次序を失へば感應ありて亢星の所に見はる、午の歲は十二支(午)午の方位にあり、歲星酉の方位に居り五月を以て胃星昴星畢星と共に晨に出づ、名づけて開明といふ、盛に光り輝く、此の歲は兵を偃せて用ひず、たゞ王公之れを行へば利あり、兵備を治むるには利あらず、若し歲星運行の次序を失はゞ感應ありて房星の所に見はる、其の次序を失ふこと早ければ旱魃あり、晚ければ洪水あり、未の歲には十二支(未)は未の方位に在り、歲星は申の方位に居り六月を以て觜觽星參星と共に晨に出づ、名づけて長列といふ、あきらかにはつきりと光り輝く、此

之、與他星會、其國凶、所居久、國有德厚、其角動、乍小乍大、若色數變、人主有憂、其失次舍以下、進而東北三月、生天棓、長四尺、末兌、進而東南三月、生彗星、長二丈、類彗(星)退而西北三月、生天欃、長四丈、末兌、退而西南三月、生天槍、長數丈、兩頭兌、謹視其所見之國、不可擧事用兵、其出如浮如沈、其國有土功、如沈如浮、其野亡、色赤而有角、其所居國昌、迎角而戰者不勝、星色赤黃而沈、所居野大穰、色靑白而赤灰、所居野有憂、歲星入月、其野有逐相、與太白鬭、其野有破軍、歲星一曰攝提、曰重華、曰應星、曰紀星、營室爲淸廟、歲星廟也、

【講義】 日月の運行を觀察して以て歲星(木星)の順行逆行を揆り、其の國家人民に及ぼす影響をしる、曰く、東方の神は木帝にて春を主る、其の日甲乙なり、歲星は木帝の象なり、義道に於て失ふ者は、其の罰歲星より出づ、歲星の贏縮し其の止舍する所の星宿を以て國を分ち名づく、歲星の止舍して在る所の國は伐つべからず、伐てば歲星は其の伐つ人を罰すべし、贏縮とは何ぞや、歲星の趨り舍りて進むを(即ち早く出づること)贏といひ、退き舍るを(即ち晩く出づること)縮といふ、贏なるときは其の止舍してある所の國に兵亂ありて之れを治めて恢復すること能はず、縮なるときは其の止舍してある所の國に憂ありて大

旱、晩水、叶洽歲、歲陰在未、星居申、以六月與觜觿參晨出、曰長列、昭昭有光、利行兵、其失次有應、見箕、涒灘歲、歲陰在申、星居未、以七月與東井輿鬼晨出、曰大音、昭昭白、其失次有應、見牽牛、作鄂歲、歲陰在酉、星居午、以八月與柳七星張晨出、曰〔爲〕長王、作作有芒、國其昌、熟穀、其失次有應、見危、〔曰大章〕有旱而昌、有女喪、民疾、閹茂歲、歲陰在戌、星居巳、以九月與翼軫晨出、曰天睢、白色大明、其失次有應、見東壁、歲水、女喪、大淵獻歲、歲陰在亥、星居辰、以十月與角亢晨出、曰大章、蒼蒼然、星若躍而陰出旦、是謂正平、起師旅、其率必武、其國有德、將有四海、其失次有應、見婁、困敦歲、歲陰在子、星居卯、以十一月與氐房心晨出、曰天泉、玄色甚明、江池其昌、不利起兵、其失次有應、在昴、赤奮若歲、歲陰在丑、星居寅、以十二月與尾箕晨出、曰天皓、黫然黑色、甚明、其失次有應、見參、當居不居、居之、又左右搖、未當去、去

有兵不復、縮其國有憂、將亡國傾敗、其所在、五星皆從、而聚於一舍、其下之國、可以義致天下、以攝提格歲、歲陰左行、在寅、歲星右轉、居丑、正月與斗牽牛晨出東方、名曰監德、色蒼蒼有光、其失次有應、見柳、歲早水、晚旱、歲星出、東行十二度、百日而止、反逆行、逆行八度、百日復東行、歲行三十度十六分度之七、率日行十二分度之一、十二歲而周天、出常東方、以晨、入於西方、用昏、單閼歲、歲陰在卯、星居子、

以二月與婺女虛危晨出、曰降入、大有光、其失次有應、見張、〔名曰降入〕其歲大水、執徐歲、歲陰在辰、星居亥、以三月〔居〕與營室東壁晨出、曰青章、青青甚章、其失次有應、見軫、〔曰青章〕歲早旱、晚水、大荒駱歲、歲陰在巳、星居戌、以四月與奎婁胃昴晨出、曰跰踵、熊熊赤色有光、其失次有應、見亢、敦牂歲、歲陰在午、星居酉、以五月與胃昴畢晨出、曰開明、炎炎有光、偃兵、唯利公王、不利治兵、其失次有應、見房、歲早

光動きて角だち輝けば軍ますく盛に張大となるの象なり、又五星北落星を犯して天軍星に入れば天下軍起るの象なり、五星の中にても火星金星水星の犯す害が尤も甚し、卽ち火星が北落星を犯せば軍に內憂あり、水星が犯せば軍に外患あるなり、之れに反し木土二星犯せば軍に吉兆あるなり、危星の東に六星あり、三星づつ兩方に相ならぶ、名づけて司空星を曰ふ、營室星（北方七宿の三）は天の清廟と爲す、之れと連れる星を離宮星といふ、天の閣道なり、漢星の中の四星を天駟星といふ、其の傍の一星を王良星といふ、王良星動けば車騎野に滿つの象なり、其の傍に八星あり、漢星の間を横ぎり渡りて連る、之れを天潢星といふ、天潢星の傍に江星あり、江星動けば大水出で人之を徒涉して避け走るの象あり、杵臼星は四あり、危星の南にあり、匏瓜星亦其の近くにあり、青黑の光の星ありて此に入り之れを守れば則ち天下魚鹽騰貴するの象なり、南斗星（北方七宿の四）は天神の廟堂なり、其の北は建星なり、建星は天神の旗なり、牽牛星（北方七宿の五）は天神の犧牲となす、其の北は河鼓星なり、河鼓の中央の大星は上將星、左右は左將星右將星なり、婺女星（北方七宿の六）は牽牛に隣る、其の北方は織女星（北方七宿の七）なり、織女星は天神の女孫なり、

【字解】　爲二蓋屋一、蓋屋は屋根なり、危星の南に蓋屋星あり、然るに此には直に危星を天宮の蓋屋となし蓋屋星と同視せり、されば此の句には脫簡あるべしといふ、哭泣之事、喪事なり、益希、希は布の誤なり、布は張なり、盛に張大すること、入レ軍、此の軍は羽林天軍星なり、曰二司空一、司空は司命の誤ならんかといふ、清廟、宗廟なり、宗廟は淸く神々し、故にいふ、閣道、かけはしの道、漢、漢星卽ちあまのがは、策レ馬、王良星は馬を主るより其光の動くを馬に策つといふ、絕、前にとく、天女孫、天神の孫女なり、

察二日月之行一、以揆二歲星順逆一、曰東方木、主レ春、日甲乙、義失者、罰出二歲星一、歲星贏縮、以二其舍一命レ國、所レ在國、不レ可レ伐、可二以罰一レ人、其趨舍而前曰レ贏、退舍曰レ縮、贏其國

國)を指す、兌、鋭と通ず、斬艾、きりかりてたやすこと、隅置、すみの方に位置すること、葆旅、葆は守なり、旅は軍旅なり、軍を整へて國を守り凶賊を斬除すること、句曲、前にとく、羅、連ること、狼比地、狼は衍文なり、比地は近地なり、附耳入畢中兵起、此の句は前の附耳搖動有讒亂臣在側の句の下にあるべきが誤りて此に入りしものなり、

北宮、玄武、虛危、危爲蓋屋、虛爲哭泣之事、其南有衆星、曰羽林天軍、軍西爲壘、或曰鉞、旁有一大星、爲北落、北落若微、亡軍、星動角、益希、及五星犯北落、入軍、軍起、火金水尤甚、火、軍憂、水、患、木土、軍吉、危東六星、兩兩相比、曰司空、營室爲淸廟、曰離宮、閣道、漢中四星、曰天駟、旁一星、曰王良、王良策馬、車騎滿野、旁有八星、絕漢、曰天潢、天潢旁江星、江星動、人涉水、杵臼四星、在危南、匏瓜有青黑星守之、魚鹽貴、南斗爲廟、其北建星、建星者、旗也、牽牛爲犧牲、其北河鼓、河鼓大星、上將、左右、左右將、婺女、其北織女、織女、天女孫也、

【講義】北宮は玄武星なり、虛危二星を中樞となす、危星(北方七宿の一)は天宮の蓋屋と爲す、虛星(北方七宿の二)は喪事を主る官たり、其の南に多くの星あり、羽林天軍星といふ、天軍星の西を壘星と爲す、或は鉞星ともいふ、傍に一大星あり、之れを北落星と爲す、北落星の光微なれば軍を亡失するの象なり、之れに反し此の星の

あり、金星此に犯し入れば天下に兵亂あり、水星此に犯し入れば天下に大水あり、咸池の中に三柱星あり、柱星皆かゞやかざれば天下に兵起るの象なり、奎星(西方七宿の一)は一に封豕星といふ、天の溝瀆を主る、婁(西方七宿の二)は一に名づけて聚衆星と爲す、胃星(西方七宿の三)は一に名づけて天倉星と爲す、其の南方の多くの星を廥積星といふ、昴星(西方七宿の四)は又髦頭胡星ともいふ、又一に名づけて白衣會星と爲す、畢星(西方七宿の五)は又罕車星といひ、一に名づけて邊兵星と爲す、天帝の弋獵のことを主る、其の中の大星の旁の小さき星を附耳星と爲す、附耳星動搖して他に移るときは、讒亂の臣天子の側に在るの象なり、昴畢二星の間の星を天街星と爲す、此の星より北方は陰國にして南方は陽國なり、參星(西方七宿の六)は一に名づけて白虎星と爲す、其の中の眞直に連る三星を衡石星と爲す、其の下に三星光鋭く連るあり、之れを罰星といふ、天のものを斬り艾ることを主る、其の外方の四星は左肩星右肩星左股星右股星なり、小さき三個の星の西宮の隅に位置するあり名づけて觜觿星(西方七宿の七)といふ、一に名づけて虎首星と爲す、天庭を守り凶賊を斬除することを主る、其の南方に四星あり、天厠星と曰ふ、天厠星の下の一の星を天矢星といふ、天矢星の光黄なれば則ち吉事の象にして、青色白色黑色なれば則ち凶事の象なり、其の西に鉤の如く曲り連れる九個の星が三箇處につらなれるものあり、其の一を天旗星といひ、二を天苑星といひ、三を九游星といふ、其の東に大なる星あり、狼星といふ、狼星の光角だち其の光の色變れば天下盜賊多きの象なり、狼星の下に四の星あり弧星といふ、狼星の正面にあたりて輝けり、弧星の近き位地に大なる星あり、名づけて南極老人星といふ、老人星あらはるれば天下治安に、あらはれざれば天下兵亂起るの象なり、故に王者は常に秋分の時を以て此の星を南郊に於てうかゞひ見、以て將來天下の治安なるか否かを卜するなり、附耳星が動きて畢星の中に入れば天下兵起るの象なり、

【字解】　柱不レ具、具は柱星三つとも光りかゞやくこと、弋獵、弋は鳥をかりとること、獵は獸をかりとること、讒亂臣、讒言を弄して國を亂る姦臣なり、陰陰國、陰は北方なり、陰國は北國卽ち夷狄の國を指す、陽陽國、陽は南方なり、陽國は南國卽ち中夏の國（中

の角がまして多くなること、不具、光の角が完全に具はらざること、無處車馬、馬は焉の誤なり、一句の意は、兵車（前に兵起るに應ず、）を處置し亂を治むることなきの象なりとなり、

西宮、咸池、曰天五潢、五潢、五帝車舍、火入旱、金兵、水水、中有三柱、柱不具、兵起、奎曰封豕、爲溝瀆、婁爲聚衆、胃爲天倉、其南衆星、曰廥積、昴曰髦頭、胡星也、爲白衣會、畢曰罕車、爲邊兵、主弋獵、其大星旁小星、爲附耳、附耳搖動、有讒亂臣在側、昴畢間爲天街、其陰陰國、陽陽國、參爲白虎、三星直者、是爲衡石、下有三星、兌曰罰、爲斬艾事、其外四星、左右肩股也、小三星隅置、曰觜觽、爲虎首、主葆旅事、其南有四星、曰天厠、厠下一星、曰天矢、矢黃、則吉、靑白黑、凶、其西有句曲九星、三處羅、一曰天旗、二曰天苑、三曰九游、其東有大星、曰狼、狼角變色、多盜賊、下有四星、曰弧、直狼、〔狼〕比地、有大星、曰南極老人、老人見治安、不見兵起、常以秋分時、候之于南郊、〔附耳入畢中、兵起、〕

【講義】 西宮は咸池星なり、天五潢星ともいふ、五潢星は五帝の車庫なり、火星此に犯し入れば天下に旱

庖廚たり、天の飲食賓客饗應の事を主る、翼星(南方七宿の六)は朱鳥の羽翮たり、天の遠客を主る、軫星(南方七宿の七)は天神の兵車たり、風を主る、其の旁に一小星あり、長沙星と曰ふ、此の星の光は明なることを欲せず、其の旁の四星と同じ明かさなり、若し五星が循環して軫星の中に入れば天下兵亂起るの象なり、軫星の南方の多くの星を天庫樓星といふ、庫星中に五車星あり、車星の光は角ありて四方を射る、若し其の光の角が多くなり又完全に具はらざるときは兵車を處置して亂を治むることなきの象なり、

【字解】　三光之廷、三光の神の座なり、三光は日月五星をいふ、五帝、五方の帝なり東方は青帝其の德は木なり、南方は赤帝其の德は火なり、中央は黃帝其の德は土なり、西方は白帝其の德は金なり、北方は黑帝其の德は水なり、蔚然、明に光り輝くさま、月五星、日月五星の略、五星は木星火星土星金星水星なり、順入、順當に入ること、正しくめぐり入ること、軌道、日月星の運行する道なり、司ニ其出所レ守、司は伺と通ず、ウカヾフと訓む、一句の意は日月五星が止り守る所の列宿星の位置を何日に出でて他の星宿の處に運行するかを伺察し、十日以上も出で去らざるときは權臣が王位を侵しとるの象なりとなり、逆入、順入の反對なり、反對に入りて一定の軌道を運行せざること、以レ所レ犯命レ之、日月五星が運行して犯す所の列宿を伺察し以て其の象を見其の象が王位の危險を示すときは天子は命を下して王位を侵す權臣を誅罰すること、中坐成レ形、中坐は帝坐を犯すこと、成レ形は形勢を成すの形を成すこと、羣下從レ謀、羣臣相謀りて上を犯すの謀をなすこと、金火、金星と火星と、隋星、隋は南北なり南北に垂下する星をいふ、御者、天子に侍御するもの、女官をいふ、如ニ衡占一、日月五星が衡星を犯したるときの占象の如く處置すること、鬼ニ祠事一、鬼は主の誤なり、主はつかさどること、觀、游觀なり王者が天下を巡幸して民風を觀察すること、潢、星名、西宮にあり、鳥注、注は喙なり、柳星は朱鳥星の口喙の位地にあり、故にいふ、朱鳥といふを以て喙の字を用ふ、員官、咽喉なり朱鳥星の咽喉の位地にあたるよりいふ、素、嗉と通ず、胃袋なり、朱鳥星の胃袋の位地にあたるよりいふ、觴客、賓客の饗應接待なり、羽翮、朱鳥星の羽翮の位地にあたるよりいふ、益レ衆、光

たすけまもる十二星は藩臣なり、十二星の中、西は將星、東は相星、南の四星は執法星なり、執法の中央にあるは端門星、端門星の左右は掖門星、門內の六星は諸侯星なり、以上十二星なり、又衡星の中央の五星は五帝の座なり、又衡星の後に聚り明に光りかゞやける十五星あり、郎位星といふ、郎位星の傍の一大星は將位星なり、日月五星、衡星の軌道內に順當に入る、此の時日月五星が守る所の列宿の位地を何日出でて他に運行するかを伺察し、十日以上も出で去らざる時は、權臣王座を侵しとるの象なり、然らば天子は命じて權臣を誅せしむるなり、又日月五星が若し逆まに入り軌道に依りて運行せざるときは、其の運行して犯す所の列宿を伺察し、其の象を見其の象が王位の危險を示すときは天子は命を下して誅罰するなり、若し帝坐を犯し刑戮を成すのさまを伺察するときは、群臣擧りて相謀り上を犯すの象なれば天下の最も恐れ忌む所なり、日月五星の中にても金星火星の犯すことが最も甚しく禍害の象も亦尤大なり、藩臣星の西に南北に垂下する星あり少微星といふ、士大夫の位なり、次に權星(南方七宿の一)は軒轅星といふ、軒轅星は黃龍の體の如くに相連る、前面の大星は女主の象なり、旁の小星は御者後宮の屬なり、日月五星入りて列宿を守り若し之れを犯すときは衡星の占象の如く天子は處置するなり、東井星(南方七宿の二)は水事を主るとなす、其の西方に屈曲して連る星を鉞星といふ、鉞星の北は北河星、南は南河星なり、兩河星と天闕星との間の星を闕梁星となす、輿鬼星(南方七宿の三)は天の祭祀の事を主る、其の中の光の白きものを質星となす、火星循環して南北兩河星を守れば兵亂起りて穀物みのらざるの象なり、故に王者の有德は先づ火星が循環して衡星を守りたるときに其の象を成し示し、王者の游觀は先づ火星が循環して潢星を守りたるときに其の象を成し示し、王者の敗德は火星が循環して鉞星を守りたるときに其の象を成し示し、王者の禍災は火星が循環して井星を守りたるときに其の象を成し示し、王者の誅罰は火星が循環して質星を守りたるときに其の象を成し示すなり、次に柳星(南方七宿の四)は朱鳥の喙たり、天の草木を主る、凡て七星あり、其の中の頸星は朱鳥の咽喉たり、天庭の危急の事を主る、張星(南方七宿の五)は朱鳥の嗉にして天庭の

廷、匡衞十二星、藩臣、西將、東相、南四星、執法、中端門、門左右、掖門、門内六星、諸侯、其内五星、五帝坐、後聚一十五星蔚然曰郎位、傍一大星、將位也、月五星順入軌道、司其出、所守、天子所誅也、其逆入、若不軌道、以所犯命之、中坐、成形、皆群下從謀也、金火尤甚、廷藩西有隋星五、曰少微、士大夫、權、軒轅、軒轅、黃龍體、前大星、女主象、旁小星、御者後宮屬、月五星守犯者、如衡占、東井、爲水事、其西曲星、曰鉞、鉞北北河、南南河、兩河天闕間、爲關梁、輿鬼〔鬼〕祠事、中白者、爲質、火守南北河、兵起、穀不登、故德成衡、觀成潢、傷成鉞、禍成井、誅成質、柳爲鳥注、主木草、七星、頸、爲員官、主急事、張、素爲廚、主觴客、翼爲羽翮、主遠客、軫爲車、主風、其旁有一小星、曰長沙星、星不欲明、明與四星等、若五星入軫星中、兵大起、軫南衆星、曰天庫樓、庫有五車、車星角、若益衆、及不具、無處車〔馬〕、

【講義】南宮は朱鳥星なり、權衡二星を中樞となす、衡星は太微星にして三光の神の座なり、其の周圍を

といふ、角星(東宮七宿の三)は兩星あり、左方にあるは李星といひ、右方にあるは將星といふ、其側の大角星は天帝の座なり、其の兩旁に各〻三星あり、鼎の足の如く曲りて連るを攝提星といふ、攝提星は常に運行して北斗の杓星の指す方向に直りて輝き以て時節を指示す、故に攝提格ともいふ、亢星(東宮七宿の四)は天帝の疏廟たり、疾病を主る、其の南北の兩大星を南門星といふ、氐星(東宮七宿の五)は天帝の路寢たり疫癘を主る、尾星(東宮七宿の六)は天子の九子たり、群姬の掌る所といふ、尾星斥け絶たれて光少きときは群姬和せざるの象なり、箕星(東宮七宿の七)は敖客の出入する后妃の府たり口舌を掌る所といふ、火星犯して箕尾二星を守り氐星の光のさき角だちひかるときは、則ち天下に戰あるの象なり、若し火星犯して房心二星を守り二星の光のさき角だちひかるときは、天下に凶災あるの象なり、故に王者は之れをにくむなり、

【字解】蒼龍、東宮星座の總稱、又其主宰の神、明堂、五帝紀に說く、爲レ府、府は廐府なり、天帝の廐なり、其陰、陰は北なり、乘者實虛則耗、實は市物(市上の品物)みつること、虛は市物のへりてなくなること、帝廷、帝の座席なり、鼎足句レ之、句は曲なり、鼎足の如く三方に曲り連ること、時節、二十四氣なり、疏廟、禮書に說く、天根、天帝の根據の義天帝の路寢(表御殿)をいふ、爲ニ九子一、九子は天帝の九子の義、尾星は九星あるよりいふ、君臣、群姬の誤なるべしといふ、群姬と曰ふとは群姬の掌る所と曰ふの義、蓋し皇子は群姬の生む所なればなり、斥絶不レ和、尾星が斥け絶たれて光少き時(卽ち他星光つよく尾星弱き時をいふ)は群姬が和せざるの象なりとなり、敖客、此の下に漢書天文志には后妃之府の四字あり、此處にも補ひ入れて見るべし、敖客とは口舌を調弄して取り入る客なり、敖客は后妃に取り入り后妃をして君に說かしめ以て己が目的を達す故に敖客の出入する后妃の府といふ、曰ニ口舌一、口舌を掌る所といふの義、敖客の弄する所は口舌なり、后妃の府之の弄したる口舌を君にとりつぐ、故にいふ、火犯守角、火は火星卽ち熒惑星なり、火星が犯して箕尾二星を守り氐星の光のさき角だち輝くこと、房心、火星が房心二星を犯すこと、

南宮、朱鳥、權衡、衡、太微、三光之

の略、多くの星皆かゞやかぬこと、天一、天一星卽ち陰德星なり、槍、天槍星なり、棓、天棓星なり、矛、天の矛卽ち招搖星なり、盾、天の盾卽ち天鋒星なり、角、光のさき角だちひかること、

東宮、蒼龍、房心、心爲明堂、大星、天王、前後星、子屬、不欲直、直則天王失計、房爲府、曰天駟、其陰、右驂、旁有兩星、曰衿、北一星、曰舝、東北曲十二星、曰旗、旗中四星、曰天市、中六星、曰市樓、市中星衆者實、其虛則耗、房南衆星、曰騎官、左角李、右角將、大角者、天王帝廷、其兩旁各有三星、鼎足句之、曰攝提、攝提者直斗杓所指、以建時節、故曰攝提格、亢爲疏廟、主疾、其南北兩大星、曰南門、氐爲天根、主疫、尾爲九子、曰君臣、斥絕不和、箕爲敖客、后妃之府、曰口舌、火犯守角則有戰、房心、王者惡之也、

【講義】東宮は蒼龍星なり、房心二星を中樞となす、心星(東宮七宿の一)は天帝の明堂たり、其の中央の大星は天帝にして其の前後の星は皇子の屬なり、此の星は直ぐに連り輝くを欲せず、直ぐに連り輝くときは則ち天帝計を失ふの象なり、房星(東宮七宿の一)は天帝の廐府たり、又天駟星といふ、其の北は右驂星なり、其の旁に兩星あり、鈐星といふ、其の北にある一星を舝星といふ、房星の東北に曲り連る十二星を旗星といふ、旗星中の四星を天市星といひ、六星を市樓星といふ、市星中の星衆多く輝けば市物滿ち、少しも輝かざれば市物乏滅する象なり、房星の南方の衆くの星を騎官星

小人を斥け弱臣を疏んじ用ひざるの象なり、又杓星の端に二つの星あり、其の一の內方にあるを天の矛となす、招搖星なり、一の外方にあるを天の盾となす、天鋒星なり、又杓星につゞきて鉤の如く圓くまがり連る十五の星あり、所謂賤人の牢屋にて貫索星なり、其の牢中の星皆かゞやけば囚人多く、かゞやかざれば囚人出づるの象なり、以上述べたる諸星の中、天一星と天槍星と天棓星と招搖星と天鋒星とが動搖して其の光のさき角だち輝せば大兵起るの象なり、

【字解】　太一、天を主宰する神の名、三公、太師・太傅・太保なり、子、皇子なり、後句、句は屈曲なり、後宮、後宮の女官、匡衞、たすけまもること、斗口、北斗星のさき、兌、銳と通ず、絕ㇾ漢、絕は橫ぎりわたること、漢は漢星にてアマノガハなり、小星の河の如く連續せるもの、河といふ故にわたるといふなり、抵、至なり、連り至ること、所謂旋璣玉衡以齊七政、書經堯典の句なり、北斗七星とは樞・璇・璣・權・玉衡（衡と單稱す）・開陽・搖光なり、樞より權に至る四星を總稱して魁星といひ、又旋璣といふ、玉衡より搖光に至る三星を總稱して杓星といひ又玉衡といふ、故に旋璣玉衡とは北斗星の別稱なり、七政とは日月五星なり、一句の意は北斗星を觀察して日月五星の運行を齊ふること、杓、前に說く、攜、連なり、ツラナルと訓む、龍角、東方の星宿の名、單に角ともいふ、衡、玉衡星なり、殷、中なり、中央にあたるを、魁、前に說く、參首、參星の光のさき、參星は西方の星宿の名、建、北斗星の運りて或方向を指すをいふ、華、山の名、陝西省にあり、中州、今の河南省にあたる、河濟、黃河と濟水とをいふ、平旦、あけがた、海岱、渤海と岱山（泰山）との間の地の稱、四鄕、四方なり、節度、季節なり二十四氣節の類、諸紀、もろ／＼の政法なり、戴匡、いたゞきたすくること、貴人之牢、天の貴人のいる牢屋と稱する星、卽ち天理星なり、三能、能音タイ、又三台に作る、輔星明近、輔星は北斗杓星の外がはにあり、明近とは其の光が明に北斗星に近づきひかること、輔佐、輔佐の臣なり、斥ㇾ小、小は小人なり、疏ㇾ弱、弱臣なり意氣弱きいくぢなき臣をいふ、句圜、句は鉤に同じ鉤の如く圓くまがりつらなること、屬ㇾ杓、屬はつゞくこと、賤人之牢、天の賤人のいる牢屋と稱する星、卽ち貫索星なり、星實、多くの星の光皆かゞやくこと、虛、星虛

之牢、其牢中星實則囚多、虛則開出、天一、槍、棓、矛、盾、動搖角大兵起、

【講義】 中宮は天極星といふ、四星あり、其の中一番光の明なる者は太一の神の常居なり、太一は天の主宰なり、其の旁の三星は三公なり、或は皇子の屬ともいふ、天極星の後に屈曲して列る四星あり、其末の大なる星は太一の正妃なり、餘りの三の星は後宮の屬なり、天極星の左右を環りてたすけまもる十二星は藩臣なり、以上を總稱して紫宮といふ、紫宮の前列にありて北斗星のさきの三星にあたりて北端の鋭き形の星に隨ひて見はれたり見はれざる星あり之れを陰德星といふ、或は天一星ともいふ、紫宮の左側の三星を天槍星といひ、右の側の五星を天棓星といふ、紫宮の後がはの六星漢星をわたりて營室星にまで連るものを閣道星といふ、紫宮の西にある北斗七星は書經に謂ふ所の旋璣玉衡をみ以て七政をとゝのふるもの也、其の杓星は東方の星宿なる龍角星に連る、其の衡星は南斗星に向つて中央に輝き、其の魁星は西方の星宿なる參星のさきに向つて臨めり、北斗星の中夕方寅の方を指す所のものは杓星なり、杓星の指す所は華山より西南の地にあたる、夜半に寅の方を指す所のものは衡星なり、衡星の指す所は中州河濟の間にあたる、あけがたに寅の方を指す所のものは魁星なり、魁星の指す所は海岱より東北の地なり、北斗星は天帝の車にて中央に運行し四方に臨みて制治し陰陽を分ち四時を建て五行の氣を均しくし季節を移しもろ〳〵の政法を定むるなど皆北斗星の掌る所にかゝれり、北斗星の魁星を戴きたすくる形に連なる六星を文昌宮といふ、六星とは一は上將星といひ、二は次將星といひ、三は貴相星といひ、四は司命星といひ、五は司中星といひ、六は司祿星といふ、又魁星の屈曲せる中にあるは所謂貴人の牢屋なり、之れを天理星となす、又魁星の下方に三星兩方に相竝ぶものを三能星といふ、三能星の光の色ひとしければ君臣和ぎ、ひとしからざれば君臣もとりさからふの象なり、北斗星の杓星の外かはの星は輔星なり、輔星の光明に北斗星に近づけば輔佐の臣親睦して團結つよく

る可からず、

中宮、天極星、其一、明者太一常居也、旁三星、三公、或曰子屬、後句四星、末大星、正妃、餘三星、後宮之屬也、環之匡衞十二星、藩臣、皆曰紫宮、前列直斗口、三星、隨北端兌、若見若不、曰陰德、或曰天一、紫宮左三星、曰天槍、右五星、曰天棓、後六星、絕漢抵營室、曰閣道、北斗七星、所謂旋璣玉衡、以齊七政、杓、攜龍角、衡、殷南斗、魁、枕參首、用昏建者杓、杓、自華以西南、夜半建者衡、衡、殷中州河濟之間、平旦建者魁、魁、海岱以東北也、斗爲帝車、運于中央、臨制四鄕、分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆繫於斗、斗魁戴匡六星、曰文昌宮、一曰上將、二曰次將、三曰貴相、四曰司命、五曰司中、六曰司祿、在斗魁中貴人之牢、魁下六星、兩兩相比者、名曰三能、三能色齊、君臣和、不齊、爲乖戾、輔星明近、輔臣親彊、斥小疏弱、杓端有兩日、一內爲矛、招搖、一外爲盾、天鋒、有句圜十五星、屬杓、曰賤人

閏十三
大餘十五　小餘九十三
大餘三十三　小餘二十四
祝犂大荒落四年
右歷書大餘者日也、小餘者月也、端旃蒙者年名也、支丑名赤奮若、寅名攝提格、干丙名游兆、正北、正西、正南、正東、

【字解】端蒙、乙の異稱、單閼、卯の異稱、游兆、丙の異稱、執徐、辰の異稱、彊梧、丁の異稱、大荒落、巳の異稱、徒維、戊の異稱、敦牂、午の異稱、天漢、武帝の年號、祝犂、己の異稱、協洽、未の異稱、商橫、庚の異稱、涒灘、申の異稱、昭陽、辛の異稱、作噩、酉の異稱、橫艾、壬の異稱、淹茂、戌の異稱、太始、武帝の年號、尙章、癸の異稱、大淵獻、亥の異稱、困敦、子の異稱、赤奮若、丑の異稱、征和、武帝の年號、此の末年頃よりは褚先生の補ふ所なり、大芒落、大荒落に同じ、後元、武帝の年號、汁洽、協洽に同じ、始元、昭帝の年號、元鳳、昭帝の年號、元平、昭帝の年號、本始、宣帝の年號、地節、宣帝の年號、元康、宣帝の年號、神雀、宣帝の年號、五鳳、宣帝の年號、甘露、宣帝の年號、黃龍、宣帝の年號、初元、元帝の年號、永光、元帝の年號、建昭、元帝の年號、竟寧、元帝の年號、建始、成帝の年號、大餘者日也、小餘者月也、日は陽にして月は陰なり、大餘は整日、小餘は一日に滿たざる數にして、猶陰陽の關係に似たり、故にいふ、端旃蒙、端蒙一に旃蒙といふ、故に合して端旃蒙といふ、單に端蒙といふが如し、支、十二支なり、干、十干なり、

因にいふ、終の右歷書以下は以上の表の略解なり、正北以下は解なし、脫せるものか、

天官書第五

天官書に於ては星座を宮と稱し、之れを天神の朝廷と見、各星其の官職あり、其の影響の國家人類に及ぶことを說きたれば、其の積にて讀まざ

大餘五十五　小餘四百一十九
大餘五十七　無小餘
橫艾閹茂三年
十二
大餘四十九　小餘七百六十七
大餘二　小餘八
尙章大淵獻四年
閏十三
大餘四十四　小餘一百七十五
大餘七　小餘十六
焉逢困敦五年
十二
大餘八　小餘八十二

大餘十二　小餘二十四
端蒙赤奮若竟寧元年
十二
大餘二　小餘四百三十
大餘十八　無小餘
游兆攝提格建始元年
閏十三
大餘五十六　小餘七百七十八
大餘二十三　小餘八
彊梧單閼二年
十二
大餘二十　小餘六百八十五
大餘二十八　小餘六
徒維執徐三年

端蒙單閼永光元年
閏十三
無大餘　小餘五百九十四
大餘二十五　小餘十六
游兆執徐二年
十二
大餘二十四　小餘五百一
大餘三十　小餘二十四
彊梧大荒落三年
十二
大餘十八　小餘八百四十九
大餘三十六　無小餘
徒維敦牂四年

閏十三
大餘十三　小餘二百五十七
大餘四十一　小餘八
祝犂協洽五年
十二
大餘三十七　小餘一百六十四
大餘三十六　小餘十六
商橫涒灘建昭元年
閏十三
大餘三十一　小餘五百一十二
大餘五十一　小餘二十四
昭陽作噩二年
十二

大餘四十　小餘九百二十
大餘四十八　小餘二十四
祝犂作噩黃龍元年
閏十三
大餘三十五　小餘三百二十八
大餘五十四　無小餘
商橫淹茂初元元年正東
十二
大餘五十九　小餘二百三十五
大餘五十九　小餘八
昭陽大淵獻二年
十二
大餘五十三　小餘五百八十三

大餘四　小餘十六
橫艾困敦三年
閏十三
大餘四十七　小餘九百三十一
大餘九　小餘二十四
尙章赤奮若四年
十二
大餘十一　小餘八百三十八
大餘十五　無小餘
焉逢攝提格五年
十二
大餘六　小餘二百四十六
大餘二十　小餘八

橫艾攝提格二年
十二
大餘十五　小餘六百五十四
大餘十七　小餘八
尙章單閼三年
十二
大餘十　小餘六十二
大餘二十二　小餘十六
焉逢執徐四年
閏十三
大餘四　小餘四百一十
大餘二十七　小餘二十四
端蒙大荒落甘露元年

十二
大餘二十八　小餘三百一十七
大餘三十三　無小餘
游兆敦牂二年
十二
大餘二十二　小餘六百六十五
大餘三十八　小餘八
彊梧協洽三年
閏十三
大餘十七　小餘七十三
大餘四十三　小餘十六
徒維涒灘四年
十二

大餘二十六　小餘四百八十一
大餘四十　小餘十六
游兆涒灘四年
閏十三
大餘二十　小餘八百二十九
大餘四十五　小餘二十四
彊梧作噩神雀元年
十二
大餘四十四　小餘七百三十六
大餘五十一　無小餘
徒維淹茂二年
十二
大餘三十九　小餘一百四十四

大餘五十六　小餘八
祝犂大淵獻三年
閏十三
大餘三十三　小餘四百九十二
大餘一　小餘十六
商橫困敦四年
十二
大餘五十七　小餘三百九十九
大餘六　小餘二十四
昭陽赤奮若五鳳元年
閏十三
大餘五十一　小餘七百四十三
大餘十二　無小餘

祝犂赤奮若地節元年
十二
大餘一　小餘二百一十五
大餘九　無小餘
商横攝提格二年
閏十三
大餘五十五　小餘五百六十三
大餘十四　小餘八
昭陽單閼三年正南
十二
大餘十九　小餘四百七十
大餘十九　小餘十六
横艾執徐四年

十二
大餘十三　小餘八百一十八
大餘二十四　小餘二十四
尚章大荒落元康元年
閏十三
大餘八　小餘二百二十六
大餘三十　無小餘
焉逢敦牂二年
十二
大餘三十二　小餘一百三十三
大餘三十五　小餘八
端蒙協洽三年
十二

大餘十二　小餘四十二
大餘三十二　小餘八
尙章汁洽六年
十二
大餘三十五　小餘八百八十九
大餘三十七　小餘十六
焉逢涒灘元平元年
十二
大餘三十　小餘二百九十七
大餘四十二　小餘二十四
端蒙作噩本始元年
閏十三
大餘二十四　小餘六百四十五

大餘四十八　無小餘
游兆閹茂二年
十二
大餘四十八　小餘五百五十二
大餘五十三　小餘八
彊梧大淵獻三年
十二
大餘四十二　小餘九百
大餘五十八　小餘十六
徒維困敦四年
閏十三
大餘三十七　小餘三百八
大餘三　小餘二十四

大餘五十五　小餘十六

游兆困敦五年

十二

大餘四十六　小餘七百一十六

無大餘　小餘二十四

彊梧赤奮若六年

閏十三

大餘四十一　小餘一百二十四

大餘六　無小餘

徒維攝提格元鳳元年

大餘五　小餘三十一

大餘十一　小餘八

祝犂單閼二年

十二

大餘五十九　小餘三百七十九

大餘十六　小餘十六

商橫執徐三年

閏十三

大餘五十三　小餘七百二十七

大餘二十一　小餘二十四

昭陽大荒落四年

十二

大餘十七　小餘六百三十四

大餘二十七　無小餘

橫艾敦牂五年

閏十三

閏十三
大餘五十七　小餘五百四十三
大餘二十四　無小餘
商橫敦牂後元元年
十二
大餘二十一　小餘四百五十
大餘二十九　小餘八
昭陽汁洽二年
閏十三
大餘十五　小餘七百九十八
大餘三十四　小餘十六
橫艾涒灘始元元年正西
十二

大餘三十九　小餘七百五
大餘三十九　小餘二十四
尚章作噩二年
十二
大餘三十四　小餘一百一十三
大餘四十五　無小餘
焉逢淹茂三年
閏十三
大餘二十八　小餘四百六十一
大餘五十　小餘八
端蒙大淵獻四年
十二
大餘五十二　小餘三百六十八

横艾淹茂太始元年
十二
大餘三十七　小餘八百六十九
大餘四十七　小餘八
尚章大淵獻二年
閏十三
大餘三十二　小餘二百七十七
大餘五十二　小餘一十六
焉逢困敦三年
十二
大餘五十六　小餘一百八十四
大餘五十七　小餘二十四
端蒙赤奮若四年
十二
大餘五十　小餘五百三十二
大餘三　無小餘
游兆攝提格征和元年
閏十三
大餘四十四　小餘八百八十
大餘八　小餘八
彊梧單閼二年
十二
大餘八　小餘七百八十七
大餘十三　小餘十六
徒維執徐三年
大餘三　小餘一百九十五
大餘十八　小餘二十四
祝犂大芒落四年

端蒙單閼二年

閏十三

大餘四十八　小餘六百九十六

大餘十　小餘十六

游兆執徐三年

十二

大餘十二　小餘六百三

大餘十五　小餘二十四

彊梧大荒落四年

十二

大餘七　小餘十一

大餘二十一　無小餘

徒維敦牂天漢元年

閏十三

大餘一　小餘三百五十九

大餘二十六　小餘八

祝犂協洽二年

十二

大餘二十五　小餘二百六十六

大餘三十一　小餘十六

商橫涒灘三年

十二

大餘十九　小餘六百一十四

大餘三十六　小餘二十四

昭陽作噩四年

閏十三

大餘十四　小餘二十二

大餘四十二　無小餘

の氣が酉にあるときは正西、午にあるときは正南、卯にあるときは正東といふ、十二、一年正しく十二月の意なり、以下同じ、閏十三とあるは閏十三月の意にて一月の閏あるなり、無㆓大餘㆒無㆓小餘㆒無㆓大餘㆒無㆓小餘㆒、上は朔法（甲子朔旦を本として一箇年の日數を起算する法）により、下は至法（甲子冬至を本として一箇年の日數を計算する法）によりていふ、何れも大小餘なしとは此はたゞ朔旦冬至一致の時をいへるものなればなり、故に下節に同じく太初元年と掲げて一箇年間の大小餘を出だせり、朔法至法は下節に其の方法をとく、

焉逢攝提格太初元年

十二

大餘五十四　小餘三百四十八

大餘五　小餘八

【講義】　焉逢攝提格太初元年、月は十二、朔法によれば大餘五十四、小餘三百四十八、至法によれば大餘五、小餘八あり、

【字解】　大餘五十四、小餘三百四十八、朔法によりたる計算なり、朔法至法とも一箇年の日數を六十甲子（即ち六十日、十干と十二支との配合は六十日を以て本にかへるより之れを本とす）を以て除し、其の六十日に滿たざる餘數中の整日を大餘といひ、一日に滿たざる數を小餘といふなり、朔法にては一年を大六箇月小六箇月に分ち、一箇年の日數を三百五十四日九百四十分の三百四十八と爲す、（閏なき年とす、）之を六十日にて除せば五甲子と殘り五十四日九百四十分の三百四十八を得、其五十四日が大餘にして、九百四十分の三百四十八の三百四十八が小餘なり、大餘五小餘八、至法によりたる計算なり、至法によれば一年の日數を三百六十五日三十二分の八とす、之れを六十日にて除せば六甲子と殘り五日三十二分の八を得、其五日が大餘にして、三十二分の八が小餘なり、以上朔法至法とも大小の餘は次年に加へて次年の日數を計算し又閏月の生ずるによりて毎年同じからざるなり、以下はたゞ字解に止む、類推して知るべし、

り、售は讐と通ず、校讐なり、比較して考へしらぶること、下旬已詹の詹も此に同じ、合而不レ死、合は作なり、暦を作ること、暦は終りて復始まり循環して窮りなし故に不レ死といふ、名察、すべての物の名を考へしらぶること、度驗、日月星辰の行度をしらべ考ふること、清濁、五音の清濁の正しき音調なり、五部、五行の道なり、氣物名數、氣は二十四氣なり、二十四氣は一年の氣候にて十五日を一氣とし、二氣を一月となす、卽ち立春・雨水（正月）、驚蟄・春分（二月）、清明・穀雨（三月）、立夏・小滿（四月）、芒種・夏至（五月）、小暑・大暑（六月）、立秋・處暑（七月）、白露・秋分（八月）、寒露・霜降（九月）、立冬・小雪（十月）、大雪・冬至（十一月）、小寒・大寒（十二月）なり、物は萬物なり、分數は星暦上の區別なり、弛、廢なり、すたれること、閔、憂なり、循明、循は修の誤、修め明にすること、紬績、糸をつむぎあつめて織ること、推繹考査することに喩ふ、日分、日の運行の分度なり、水德之勝、土德が水德に勝つの義、順レ夏至、順はあたること、復レ正、正しきに復ること、今まで亂れたるよりいふ、羽聲復レ清、羽調は清音なり、故にいふ、正變、正しく變化せざるものゝ名を正といひ、變化する方の名を變といふ、焉逢、甲の異稱、攝提格、寅の異稱、夜半朔旦冬至、夜半が朔日の朝にて併せて冬至にあたること、

歷術甲子篇

暦術によりて定めたる甲子暦なり、太初元年甲子の日を以て改暦の第一年となす、故にいふ、

太初元年、歲名ニ焉逢、攝提格一、月名ニ畢聚一、日得ニ甲子一、夜半朔旦冬至、正北、十二、無ニ大餘一無ニ小餘一、無ニ大餘一無ニ小餘一、

【講義】太初元年、歲を焉逢攝提格と名づけ、月を畢聚と名づく、日は甲子を得、夜半が朔日の朝にして冬至にあたる、冬至の氣は正北にあり、一年は十二月なり、朔法によるも大餘もなく小餘もなし、至法によるも大餘もなく小餘もなし、

【字解】正北、冬至の氣が子にあること、子は正北なり、故にいふ、下旬に正西・正南・正東の字あり、冬至

十四氣・萬物・星曆上の區別の名を建てたり、然れども蓋し年代久遠なり、故に其の曆書缺けて傳はらず、音樂廢れて知るを得ず、朕甚だ之れをうれふ、朕たゞ未だ之れを修め明にすること能はず、ひそかに日の運行の分度を推繹考査せるに、大凡土德が水德に勝つの義に應ぜり、今日恰も夏至にあたる黃鐘の律管を宮調と爲し、林鐘の律管を徵調と爲し、太簇の律管を商調と爲し、南呂の律管を羽調と爲し、姑洗の律管を角調と爲す、是れより以後は二十四氣は正しきにかへり羽調は淸きにかへり、凡ての物の名は正變ともに正しきにかへれり、今日より循環して子の日に至り、其の子の日が冬至に當れば則ち陰陽離合の道行はる、而して十一月甲子朔旦が冬至たることは、すでに梭讐の結果明なり、其れ七年卽ち今年を以て改めて太初元年と爲し、年を焉逢攝提格と名づけ、月を畢聚と名づけよ、日は甲子を得たり、其の夜半を以て朔旦冬至と爲せと、

【字解】　北時、北方に設けたる天地五帝を祭祀する地、以爲獲二水德之瑞一、北は五行に配すれば水に當る北時といふ、故に水德の瑞を得たりといふ、張蒼、列傳を見よ、綱紀、大綱なり、國家統治の大綱なり、大基、大根本なり、高后、呂后なり本紀を見よ、公孫臣、傳を缺く、終二始五德一、五行の德の終始循環すること、漢得二土德一、秦は水德を以て王たり而して漢之れに代る水に勝つものは土なり、故に得二土德一といふ、更レ元、元年を改むること制曆の初年を元年といふ、故に後にては年號を改むることを改元といふ、黃龍、黃色の龍なり、土を五色に配すれば黃にあたる、故に黃龍を以て瑞祥となす、自黜、自ら辭職すること、新垣平、傳を缺く、望氣、雲氣を望見して吉凶を判斷する術、今上、卽ち孝武皇帝なり、方士、方術の士なり、神仙を求め金丹の仙藥を調へ禁呪祈禱などをなすもの、唐都、傳を缺く、天部、天の部分にて日月二十八宿等をいふ、之れを分つとは區別して距離の度數を分つこと、巴、巴郡なり、落下閎、傳を缺く、運レ算、算法によりて數を出だすこと、轉レ歷、星曆の度數を轉算すること、轉算とはいろ〳〵方法をかへて數を出だすこと、日辰之度、日月星辰の行度なり、御史、官名、副宰相なり、乃者、此頃なり、廣延、ひろく學者を招きさくこと、宣問、あまねく有識者にとふこと、詹、售の誤な

行爲、十一月甲子朔旦冬至已詹、其更以七年爲太初元年、年名焉逢攝提格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至、

【講義】 秦滅び漢おこる、高祖曰く、北方に天地五帝を祀る祭地を設くることは、我が代を待ちて始めて起れり、之れによりて亦自ら水德の瑞祥を得たりと思ひ給へり、暦學を明に習熟せるもの及び張蒼等の碩學と雖みな然りと爲せり、されど是の時天下初めて平定し國家統治の綱紀の大根本を立つるにあたれり、高祖崩じ高后垂簾の政をとり給へるも、女主のこととて共に改暦の暇なかりき、故に秦の暦と服色とを踏襲せり、孝文皇帝の時に至り、魯人公孫臣五行の德は終始循環するの義なるを以て、上書して曰く、漢の興るや土德を得たり、宜しく元年を改め暦を改め服色を易ふべし、近き將來に於て土德をうけたる瑞祥あるべし、其の瑞祥は黃龍の見はるゝことなりと、其の事の可否採決は丞相張蒼の許に下り評議せらるることゝなれり、張蒼も亦律暦の學を學びしものなれば、公孫臣の言を以て正當に非ずとなし、奏して之れをやめたり、しかるに其の後公孫臣の言の如く黃龍成紀といへる地にあらはれたれば、張蒼は責をひいて自ら辭職し、之れに就て議論し書を著はさんと欲する所ありしが成らざりき、時に新垣平といへるもの望氣の術を以てまみえ、大に暦及び服色を改め正すの事を言ひて貴ばれ寵遇せられしが、後亂を作せしかば孝文帝は此の事を廢棄して復下問せられざりき、今上皇帝位に卽き給ふに至り、方士唐都を招き天の部度を分てり、又巴郡の落下閎算法を以て星暦の度數を轉算し然る後日月星辰の行度の正當を知り得たり、而して其の結果は夏の暦と同じ、是に於て乃ち元年を改め、官名を改め、泰山に封禪して上帝に祭告せり、因りて御史に詔して曰く、此頃は有司星辰の行度を言へども未だ定確ならず、よりて廣く學者を招きあまねく有識に問ひ以て星辰の行度を理めたれども未だ校讐すること能はず、蓋し聞く、昔黃帝暦を作る終始循環して窮りなし、名を考へしらべ、度數をしらべ考へて淸濁の音を確定し、五行の道を起し二

及張蒼等、咸以爲然、是時天下初定、方綱紀大基、高后女主、皆未遑、故襲秦正朔服色、至孝文時、魯人公孫臣以終始五德、上書言、漢得土德、宜更元、改正朔、易服色、當有瑞、瑞黃龍見、事下丞相張蒼、張蒼亦學律歷、以爲非是、罷之、其後黃龍見成紀、張蒼自黜、所欲論著不成、而新垣平以望氣見、頗言正歷服色事、貴幸、後作亂、故孝文帝廢不復問、至今上卽位、招致方士唐都、分其天部、而巴落下閎運算轉

歷、然後日辰之度、與夏正同、乃改元、更官號、封泰山、因詔御史曰、乃者有司言星度之未定也、廣延宣問、以理星度、未能〔詹〕也、蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗、定清濁、起五部、建氣物分數、然蓋尙矣、書缺樂弛、朕甚閔焉、朕唯未能〔循〕明也、紬績日分、率應水德之勝、今日順夏至、黃鐘爲宮、林鐘爲徵、太簇爲商、南呂爲羽、姑洗爲角、自是以後、氣復正、羽聲復淸、名復正變、以至子日當冬至、則陰陽離合之道

ふ、暦數、星曆の列次なり、復遂、單に復すといふに同じ、羲和之官、羲は南正に、和は火正にあたる、正レ度、度は日月星辰の度なり、風雨節、節は時節定まりて程よきこと、時を定めて風雨ありて大吹き大降りのなきこと、茂氣、盛美の和氣なり、夭疫、夭死と疫癘と、年耆、耆は老に同じ、申戒、くりかへし申ねて戒むること、文祖、文祖の廟なり、高祖の廟をいふ、夏正以二正月一、夏は正月を以て正月とし他の月を正月とせぬこと、紀序、秩序に同じ、正朔、正月朔日なり、此にては正月朔日に頒布する曆をいふ、幽厲、周の幽王厲王なり、陪臣執レ政、齊の管仲が桓公を輔けて天下の霸とし政をとれるが如きをいふ、史不レ記レ時、史は太史なり、星曆を司る官なり、疇人、疇とは世〻相傳ふるの義なり、世〻相傳へて星曆を司りし官の人の義なり、諸夏、諸夏の國なり、諸夏は夷狄に對して自國の尊稱にして中國といひ中華をいふに同じ、禨祥、星曆によりて吉凶を豫知するの道なり、春秋、孔子の春秋なり、履二端於始一、履は行ふなり、端は端始なり、年の端始をさす、年の端始を始に行ふとは、下節の終に十一月朔旦冬至といふが如く正しく稱ふることをいふ、擧二正於中一、正は正しき時節なり、大は四時より小は一日中の變化をいふ、歸二邪於終一、邪は餘なり、音ヨ、閏餘をいふ、愆、誤ること、事則不レ悖、事は天時の事なり、天時に關する種々の事をいふ、禽レ敵、禽は擒に同じ、トリコにすること、紛、紛擾なり、遑、暇なり、鄒衍、列傳を見よ、五德之傳、五德は五行の道なり、傳は解釋なり、散二消息之分一、散は敷演すること、消息之分は消息之道に同じ、以顯二諸侯一、此の句下句と接續せず、缺文あり、詳ならず、兵戎、軍事なり、五勝、五行相勝つの義なり、金は木に勝ち火は金に勝ち水は火に勝ち土は水に勝つをいふ、水德之瑞、水德は五行の水德なり、瑞は瑞祥なり、周は火德を以て王たり、秦之に代る、五行の義に從へば水が火に勝つにあたる、故に水德の瑞祥ありといふ、更名、改め名づく、河、黃河なり、色上レ黑、五行の水を五色に配すれば黑にあたる、故に黑をたつとぶなり、歷度、星曆の度數なり、

漢興、高祖曰、北時待レ我而起、亦自以爲レ獲二水德之瑞一、雖下明二習曆一

解釋に明にして消息の道を敷演して之れを說き其の名諸侯の間に顯はる、秦の始皇天子の位をふむに至るも、其の六國を滅して漸く天下を一統せるに因て、軍事極めて煩忙に又至尊の位に升りし日淺きを以て、未だ制曆の事に暇あらず、而れどもまた五行相勝つの義を推究し自ら水德の瑞祥を得たりと爲し、黄河を改め名づけて德水といひ、十月を以て正月となし、色は黑をたつとびて正色となせり、然れども星曆の度數閏餘は未だ其の眞實を究めみること能はざりき、

【字解】 尙、久なり、ヒサシと訓む、久遠の義、皇帝、皇は黄と通ず、黄帝なり、星曆、曆なり星辰の度を測りて曆を造るより星曆といふ、五行、木火土金水循環の道なり、消息、消息の道なり、天地循環して消息やまざるの道なり、消息とは例へば陽氣の萬物を生育するは息なり、陰氣の萬物を枯殺するは消なり、春夏は息なり、秋冬は消なり、晝は息なり、夜は消なり、消とは消滅の意、息は生息の義なり、正ニ閏餘一、閏餘は閏の月又は日なり、物類、凡て萬物の類なり、五官、春官・夏官・中官・秋官・冬官なり、司ニ其序一、序は職務の秩序なり、職務といふに同じ、瀆、けがすこと、嘉生、よき穀物、以レ物享、物は事なり、己が仕事をさす、享は福をつくること、匱、乏に同じ、九黎、諸侯の名、其の族多きより九黎といふ三苗の祖なり、雜擾、みだれまじること、放物、方物に同じ、方は別、物は名なり、區別を立て名づくること、荐至、荐は集なり、アツマルと訓む、莫レ盡ニ其氣一、氣は壽命の氣なり、故に壽命と同意にみてよし、盡は全うして終はること、南正重、南正は官名、重は其の名、厲、會なり、あつむること、火正黎、火正又北正といふ、官名、黎は其の名、舊常、常は法なり、舊時の法ある狀態なり、服ニ九黎之德一、服は從なり、二官、南正・火正の二官なり、乖レ次、次は次第なり、次第に乖くとは亂れて次第なきこと、孟陬殄滅、孟陬は正月なり、殄滅は滅ぶなり、正月が滅ぶとは曆を司る官なきを以て正月を定めて曆を定むることなきよりいふ、攝提無レ紀、攝提は星の名、斗杓（北斗星の一にて其の端にあるもの）の指す所に隨ひて進む、一月に一度すゝむを以て其の位置を見て月を定むるなり、無レ紀とはしるし示すことなきこと、曆官なき故此の星の位置を見て月をしるし示すことなきをい

亂れ正月は滅び攝提星は時節をしるし示すことなく星曆の列次は秩序を失へり、是に於て堯帝は之れを憂ひ、南正重火正黎の子孫にて舊法を忘れざる者の官を復して、また天地をつかさどらしめ、羲和の二官を立て之れに任じたり、かくして天の時を明にし日月星辰の行度を正し曆時を制定せしかば、陰陽の氣よく調ひ風雨は時を定めて和ぎ吹き和ぎ降り、盛美の氣天地に充ちて民に夭死し疫癘にかゝるものなかりき、堯は年老いて位を舜に讓れり、時に文祖の廟に於て舜をくりかへして戒めて曰く、天の星曆の列次を調へ正して天下を亂れざるやうにする責任は爾が躬にあり怠り荒むべからずと、舜も亦禹に讓位の際此の言を以て命じ戒めたり、是れに由りて之れを觀れば、曆を制定して天時を正し人民を安んずるは天下に王たる者の重んずる所なり、故に其の後歷代の帝王皆意を此に致せり、卽ち夏は正月を以て正月と定め、殷は十二月を以て正月と定め、周は十一月を以て正月と定めたり、蓋し夏殷周三王の正月は其の月を異にすれども、ぐる〳〵廻る環の如く窮れば復本にかへる理なり、天下に道行はるれば天地を司るの官其の職を失はざるを以て曆も其の秩序を失はざれども、道行はれざるときは其の職を失ふを以て正曆諸侯の間に頒行されず世は混亂するものなり、されば周の幽王厲王以後は周の皇室衰微して周の政道天下に行はれず陪臣政を執るに至れり、是れより後太史は天時を度りて之を記さず、君主は正曆を定めて諸侯に告知せず、故に疇官の人の子弟は分散して、或は諸夏の國に隱れ居るものあり、或は夷狄に逃れ居るものあり、是れを以て曆を正し吉凶を豫知するの道すたれてすべ治めず、周の襄王の二十六年に閏月三の月あり、故に孔子は春秋に之れをそしれり、夫れ先王の天時を正して曆を定むるや、年の端始を始に行ひ、正しき時節を中に擧げ、閏餘を終につく、年の端始を始に行ふときは則ち年の秩序あやまらず、正しき時節を中に擧ぐるときは則ち民時に惑はず、閏餘を終につくるときは則ち事もとりみだれず、其の後戰國の世となるや諸侯ならび爭ふ、其の急務とする所は己の國を強くし敵を破りて擒にし國の危急を救ひ紛擾を解くにあるのみ、豈先王制曆のことを念ふに暇あらんや、是の時獨り鄒衍あり、五行の道の

民則不惑、歸邪於終、事則不悖、其後戰國竝爭、在於彊國禽敵、救急解紛而已、豈遑念斯哉、是時獨有鄒衍明於五德之傳、而散消息之分、以顯諸侯、而亦因秦滅六國、兵戎極煩、又升至尊之日淺、未暇遑也、而亦頗推五勝、而自以爲獲水德之瑞、更名河曰德水、而正以十月、色上黑、然歷度閏餘、未能睹其眞也、

【講義】太史公曰く、神農氏より以前は時代久遠なり、故に其の制曆の事得て知るべからず、歷史の傳ふる所によれば、制曆は蓋し黃帝に始まる、黃帝曆時を考へ定め、五行の道を建立し、消息の道を起し、日月の閏餘を正しくせり、是に於て天地の神祇物類を掌るの官あり、この官を總稱して五官といふ、五官各々其の職を司りて相みだれず、民は是を以て能く信義を守るあり、神は是れを以て能く清明の德あり、民と神と其の業を異にし、民は神に敬ひ事へてけがしみださず、故に神は之れに嘉き穀物を降し與へらる、民は己が仕事を勉めて此の穀物を種ゑ幸福をうけ災禍生ぜず、求むる所の物豐富にして乏しきことなし、此の善き御代は永く續かざりき、少皞氏の天下を治め晩年に至りて德衰ふるや、諸侯に九黎といふものあり、德をみだり亂をなせしかば、民と神と其の業を失ひみだれ雜りて、多くの物をそれぞれ區別して名づくべからず、災禍集まり至りて民其の壽命を全うして終るものなし、帝顓頊之れを受け、乃ち南正重に命じて天を司り以て羣神をあつめ各々其の分序あり、火正黎に命じて地を司りて以て民をあつめ各々其の職分を守らせ、以て舊時の法則正しき狀態に復らし、民と神と其の分を踰えて相おかしけがすことなからしめたり、其の後三苗また九黎の惡德に從ひ天下を亂せしかば世は復混亂せり、故に南正火正の二官はみな其の職掌を廢せしかば、日月の閏餘は次第なく

神降之嘉生、民以物享、災禍不生、所求不匱、少皞氏之衰也、九黎亂德、民神雜擾、不可放物、禍菑荐至、莫盡其氣、顓頊受之、乃命南正重司天、以屬神、命火正黎司地、以屬民、使復舊常、無相侵瀆、其後三苗服九黎之德、故二官咸廢所職、而閏餘乖次、孟陬殄滅、攝提無紀、曆數失序、堯復遂重黎之後、不忘舊者、使復典之、而立羲和之官、明時正度、則陰陽調、風雨節、茂氣至、民無天疫、年耆禪舜、申戒文祖、云、天之曆數在爾躬、舜亦以命禹、由是觀之、王者所重也、夏正以正月、殷正以十二月、周正以十一月、蓋三王之正、若循環、窮則反本、天下有道、則不失紀序、無道、則正朔不行於諸侯、幽厲之後、周室微、陪臣執政、史不記時、君不告朔、故疇人子弟分散、或在諸夏、或在夷狄、是以其禨祥廢而不統、周襄王二十六年、閏三月、而春秋非之、先王之正時也、履端於始、擧正於中、歸邪於終、履端於始、序則不愆、擧正於中、

し難きなり、故に王者起りて新朝を建て天命を受けて天下を治むるや、必ず其の初を愼重にす、故に曆を改正し服色を改め易ふるに天の道を推し窮めて之れに本づき、天の意に順ひて之れを承奉し毫も悖らざるなり、

【字解】在古、單に古といふに同じ、此には古の帝王を指す、歷、曆に同じ建レ正、正は正月なり、正月を建つるとは正月を定むることなり、例へば殷は十二月を正月とし、周は十一月を正月として新曆を制定せるが如し、孟春、初春なり、正月の異名、泮、解なり、トクと訓む、發レ蟄、蟄は穴籠る蟲をいふ、秭鳺先滜、秭鳺は杜鵑なり、ほとゝぎす、滜は鳴なり、ナクと訓む、春氣發動するや杜鵑他の鳥に先ち澤に出でて鳴くをいふ、迺、始なり、ハジマルと訓む、卒二于冬分一、卒は盡なり、ツクと訓む、終ること、卒二于丑一の卒も同じ、冬分は晦日を指す、卒明、卒は斯なり、コヽニと訓む、撫、循なり、シタガフ又ヨルと訓む、十二節、十二子に同じ、卒二于丑一夜明けを寅の刻とす、故に丑に終るといふ、故明也、明の下に幽の字を脫せり、補ふべし、孟、長なり、至正之統、統は大法なり、天の至正の大法をいふ、正不レ率レ天、正は正曆なり、曆のこと、率は順ふこと、天は天時なり天の道なり、易レ姓、天子の姓を易ふること、新朝を起すをいふ、受レ命、天命をうくること、正朔、正月朔日なり、曆の意に見てよし、易二服色一、新曆改正と同時に衣服の色を改め易ふること、天子は五行の德に應じて其の德に相當する色を用ふる例なり、周は火德なりしが故に赤を以て正色とし、秦は水德なりしが故に黑を以て正色となすが如し、天元、天の元氣が運行する道即ち天道なり、順承、順ひて承奉すること、厥意、天の意なり、

太史公曰、神農以前尙矣、蓋皇帝考二定星曆一、建二立五行一、起二消息一、正二閏餘一、於レ是有二天地神祇物類之官一、是謂二五官一、各司二其序一、不二相亂一也、民是以能有レ信、神是以能有二明德一、民神異レ業、敬而不レ瀆、故

歷書第四

昔自在古、歷建正、作於孟春、於時冰泮發蟄、百草奮興、秭鳺先滜、物迺歲具、生於東、次順四時、卒于冬分、時雞三號、卒明、撫十二節、卒于丑、日月成、故明〔幽〕也、明者、孟也、幽者、幼也、幽明者、雌雄也、雌雄代興、而順至正之統也、日歸於西、起明於東、月歸於東、起明於西、正不率天、又不由人、則凡事易壞而難成矣、王者易姓受命、必愼始初、改正朔、易服色、推本天元、順承厥意、

【講義】 昔し古の帝王より、曆を定むるものは、正月を建て之れを孟春となす、時に氷解け、穴籠りせる蟲出で、多くの草木はふるひ興りて萌え出で、秭鳺先づ野に鳴く、萬物こゝに新に始まり、一歲の事此に具はる、歲は東より生じ次第に四時に順ひて進み冬分の時に終る、冬分の夜半雞三たび鳴きて斯に夜は明けて歲は改まるなり、一日は十二子の順序に循ひてめぐり、寅に始まりて丑に終り、日は其の前半をめぐり照し、月は其の後半をめぐり照し、此に日月の循環完成す、故に明(晝)と幽(夜)とに別るゝなり、明とは長なり長となりて先つの義なり、幽とは幼なり幼し故に後れて長に從ふの義なり、幽と明とは猶雌雄の如し、雌雄かはるがはる興りて一日を成し、一月を成し、一年を成し、至正の大法に順ひて悖ることなきなり、而して日月の運行も亦順序ありて亂れざるものなり、卽ち日は夕に西方に歸りて朝に東に出で明光を放ち、月は朝東に歸りて夕に西に出で明光を放つなり、此の一定の天時に則り又人事を參酌して造りたるが曆なり、故に曆を造るに天時に順はず又人事に由らざる時は、則ち凡ての事やぶれ易くして成就

は其の次なり、一と二と合して三となる、三は合成數の始なれば成二於三一といふ、神生二於無形一成二於有形一天地未だ剖れず渾沌たる中(卽ち無形)より神生ず、故に生二於無形一といふ、萬物は神の造る所にして萬物は神の變形なり、故に成二於有形一といふ、班、分つこと、從レ有以至二未有一、有は有形、未有は無形なり、効、效驗のあらはるゝこと、核、審に研究すること、華道、神妙の道なり、聖心、聖通の心、通明にして何事も知らざるなき心、形之情、有形卽ち萬物の性情なり、神者物受レ之、物は神の微妙の氣をうけて生れての意なり、其去來、神の去來なり、神の働きを指す、

太史公曰、〔故〕旋璣玉衡、以齊二七政一、卽天地、二十八宿、十母、十二子、鐘律調、自二上古一建二律運歷造一曰レ度、可二據而度一也、合二符節一、通二道德一、卽從二斯之謂一也、

【講義】　太史公曰く、按ずるに書經に北斗星の運行を見て以て日月五星の運行をとゝのふとあり、卽ち天の二十八宿十干十二子の運行活用をとゝのへ、推及して十二律を調ふるをいふ也、上古より聖王律曆を制建し名づけて度といふ、度とはすべての事物は此れによりてはかり知るべしと言ふの意なり、天下の物すべて符節を合はせたる如く一定してもとらず、天下の人道德を守りて交通すと古人の言へるも、卽ち天下此の度に從ひよる結果を謂ひたるなり、

【字解】　故、攷の誤なり、カンガフルニと訓む、旋璣玉衡以齊二七政一、書經堯典の句なり、天官書中宮の條に詳解したれば就てみるべし、二十八宿、前にとく、十母、十干なり、鐘律、十二律也、律運歷造、單に律曆といふが如し、合二符節一通二道德一、古語なるべし、合二符節一は天下の事物符節合はせたる如く一定してもとらぬこと、通二道德一は天下の人道德を守りて交通すること、

のみ、されば聖通の心ありて聰明の德に乘ずる聖人あるに非ずんばたれかよく天地の神の妙道を省察して之れを形にあらはし萬物の性情を化導し成育し得んや、萬物は神の微妙の氣を受けて生るれども其の微妙の氣をしる能はず、加之神の働きさへも知る能はざるなり、故に聖人は神妙の理の知り難きを恐れて、之れを形にあらはし存せんと欲す、たゞ之れを形にあらはし存せんと欲す、之れによりて神も亦此の世に存し萬民の崇仰を得るなり、聖人はたゞ之れを存せんと欲するものなり、是に於てか天地の數を制し五音を定めたり、故にものは天地の數より貴きはなし、五音より貴きはなし、

【字解】 生ニ黃鐘ニ術、黃鐘律管の長五音十二子の數を生ずる術の略としるべし、下生、陽數より陰數を生ずるをいふ、倍ニ其實ニ三ニ其法ニ其の實數を二倍して三除すること、卽ち$\frac{2}{3}$乘なり、上生、陰數より陽數を生ずるをいふ、四ニ其實ニ三ニ其法ニ其の實數を四倍して三除すること、卽ち$\frac{4}{3}$乘なり、上九商八羽七角六宮五徵九、此の句上下の句と連續せず、衍文なるべし、錢大昕の二十二史考異には太玄淮南子によりて說明すれども、此句だけなれば其說明はよけれども、上下との關係には說及せざれば畢竟贅辯たるを免れず、置ㇾ一而九三ㇾ之以爲ㇾ法、一に三をかけ之れを九乘するなり、此の句の下に十一三ㇾ之以爲ㇾ實の七字を脫せり、補ふべし、此れは三を十一乘するなり、實如ㇾ法得ニ長一寸ニ長寸の二字は衍文なり、此の句は三を九乘したる數を以て三を十一乘したる數を除するをいふ、卽ち

$1\times3=3$　$3^9=19683$(酉)　$3^{11}=177147$(亥)

(子)　(丑)　(丑)

$177147\div19683=9$

(亥)　(酉)

一は一といふ定數に非ずして單位の義に見るべし、上の式によりて得たる九といふ數は九分なれども、之れを十倍して寸に直せば九寸となる、九寸は黃鐘の律管の長にて十二律管の單位なり、故に得ㇾ九といはずして得ㇾ一といひ、次に直に凡得ニ九寸ニ一といひて說明したるなり、命、名なり、ナヅクと訓む、音始ニ於宮ニ窮ニ於角ニ宮徵を生じ、徵商を生じ、商羽を生じ、羽角を生ず、故にいふ、成ニ於三ニ一は數の始にして二

氣微若聲、然聖人因神而存之、雖妙必效、情核其華道者明矣、非有聖心以乘聰明、孰能存天地之神、而成形之情哉、神者物受之而不能知、及其去來、故聖人畏而欲存之、唯欲存之、神之亦存、其欲存之者、故莫貴焉、

【講義】　黄鐘を初め五聲の數を生ずる術に曰く、下生するものは其の實數を二倍して之れを三除し、上生するものは其の實數を四倍して之れを三除す、又十二子を生ずる術は、一を置きて之れを本とし之れに三を乘じて三を得、之れを九乘したる數を以て三を十一乘して得たる數を除せば單位數一を得、之れを寸に直せば凡そ九寸を得、之れを名づけて黄鐘の宮調たる律管と爲し、之れを本として他の律管の長を出だすなり、黄鐘の宮調は音の本なり、故に曰く、

音は宮調に始まりて角調に終り、數は一に始まりて十に終り三に成り、氣は冬至に始まり循環して復生ず、神は無形に生じて有形に成る、しかる後に數にあらはれて十二律管が生じ五音を成すに至るなり、故に曰く神は陰陽の氣を使役し、陰陽の氣は動きて有形の萬物を成就す、萬物は陰陽の氣の働によりて成ればすべて同類の如くにして細に尋繹すれば其の種類を分つべきものあり、或は未だ全く形を備へずして未だ全く同類ならざるものあり、或はすでに形を同じくして全く同類なるあり、されば其の種類によりて其の別を分ちしるを得べし、聖人は天地を知り又其の萬物の區別をしる、故に聖人は有形より無形に推窮し、神には細き氣の如く微かなる聲の若き微妙の作用あるを知り得たり、其の氣は卽ち自然の數にして其の聲は自然の聲なり、然して聖人は神の働きによりて之れを省察し其の儘に形にあらはして天地の數と五音とを制したるなり、蓋し神の働は微妙なりと雖其の效驗は必ずあらはるゝものなり、人には微妙の性あり、この性を以て神の微妙の道を審に研究するものは神の妙道に明なるものなり、聖人此

寅 $\frac{2}{3}\times\frac{4}{3}=\frac{8}{9}$

卯 $\frac{8}{9}\times\frac{2}{3}=\frac{16}{27}$

辰 $\frac{16}{27}\times\frac{4}{3}=\frac{64}{81}$

巳 $\frac{64}{81}\times\frac{2}{3}=\frac{128}{243}$

午 $\frac{128}{243}\times\frac{4}{3}=\frac{512}{729}$

未 $\frac{512}{729}\times\frac{2}{3}=\frac{1024}{2187}$

申 $\frac{1024}{2187}\times\frac{4}{3}=\frac{4096}{6561}$

酉 $\frac{4096}{6561}\times\frac{2}{3}=\frac{8192}{19683}$

戌 $\frac{8192}{19683}\times\frac{4}{3}=\frac{32768}{59049}$

亥 $\frac{32768}{59049}\times\frac{2}{3}=\frac{65536}{177147}$

生黄鐘術曰、以下生者、倍其實、三其法、以上生者、四其實、三其法、〔上九、商八、羽七、角六、宮五、徵九、〕置一而九、三之以爲法、〔十一三之以爲實、〕實如法、得長一寸、凡得九寸、命曰黄鐘之宮、故曰、音始於宮、窮於角、數始於一、終於十、成於三、氣始於冬至、周而復生、神生於無形、成於有形、然後數形而成聲、故曰神使氣、氣就形、形理如類、有可類、或未形而未類、或同形而同類、類而可、班類而可識、聖人知天地識之別、故從有以至未有、以得細若

生鐘分
子一分、丑三分二、寅九分八、卯二十七分十六、辰八十一分六十四、巳二百四十三分一百二十八、午七百二十九分五百一十二、未二千一百八十七分一千二十四、申六千五百六十一分四千九十六、酉一萬九千六百八十三分八千一百九十二、戌五萬九千四十九分三萬二千七百六十八、亥十七萬七千一百四十七分六萬五千五百三十六、

【講義】十二律管の積實の數の別を說かん、子は一分なり、之れを本とす、黃鐘積實の數なり、丑は三分の二、林鐘積實の數なり、寅は九分の八太簇積實の數なり、卯は二十七分の十六南呂積實の數なり、辰は八十一分の六十四姑洗積實の數なり、巳は二百四十三分の一百二十八應鐘積實の數なり、午は七百二十九分の五百十二蕤賓積實の數也、未は二千一百八十七分の一千二十四大呂積實の數なり、申は六千五百六十一分の四千九十六夷則積實の數なり、酉は一萬九千六百八十三分の八千一百九十二夾鐘積實の數なり、戌は五萬九千四十九分の三萬二千七百六十八無射積實の數なり、亥は十七萬七千一百四十七分の六萬五千五百三十六仲呂積實の數なり、

【字解】生鐘分、鐘律の區別なり十二律管積實の數の別なり、之れを知るには子の一分を本とし上生下生の公式を用ふるなり、元氣は子に起る元氣の時代は天地人合して一なり、故に一の數を用ふるなり、

子　1.　之を本となす

丑　$1. \times \frac{2}{3} = \frac{2}{3}$

商の誤也、夾鐘長六寸一分三分一、律呂新書は改正して六寸七分三分一となせり、姑洗長六寸十分四羽、羽は角の誤なり、仲呂長五寸九分三分二徵、徵は衍文なり、蕤賓長五寸六分三分一、律呂新書は改正して五寸六分三分二となせり、林鐘長五寸十分四角、角は徵の誤なり、夷則長五寸四分三分二商、商は衍文なり、律呂新書は改正して五寸三分二となせり、南呂長四寸十分八徵、徵は羽の誤なり、應鐘長四寸二分三分二羽、羽は衍文なり、

十二律管の長さを出だす法は、黄鐘の管を本として定むるものにして下節に說明しあれども此に詳說すべし、之れには二個の公式あり、

下生公式　$(○\times 2)\div 3=\triangle$　即ち　$○\times \frac{2}{3}=\triangle$

(前の三分去一に同じ)

上生公式　$(○\times 4)\div 3=\triangle$　即ち　$○\times \frac{4}{3}=\triangle$

(前の三分益一に同じ)

左に其の法を說くべし、

黄鐘ノ長　8.1ヲ本トス

黄鐘ノ長$\times\frac{2}{3}$＝林鐘ノ長

林鐘ノ長$\times\frac{4}{3}$＝太簇ノ長

太簇ノ長$\times\frac{2}{3}$＝南呂ノ長

南呂ノ長$\times\frac{4}{3}$＝姑洗ノ長

姑洗ノ長$\times\frac{2}{3}$＝應鐘ノ長

應鐘ノ長$\times\frac{4}{3}$＝蕤賓ノ長

蕤賓ノ長$\times\frac{4}{3}$＝大呂ノ長

大呂ノ長$\times\frac{2}{3}$＝夷則ノ長

夷則ノ長$\times\frac{4}{3}$＝夾鐘ノ長

夾鐘ノ長$\times\frac{2}{3}$＝無射ノ長

無射ノ長$\times\frac{4}{3}$＝仲呂ノ長

四分なり、卽ち徵音の律管なり、夷則の律管の長さは五寸四分三分の二なり、南呂の律管の長さは四寸八分なり、卽ち羽音の律管なり、無射の律管の長さは四寸四分三分の二なり、應鐘の律管の長さは四寸二分三分の二なり、

【字解】九九八十一、九は陽數の極なり故に之れを自乘したるものを以て首音たる宮の律管の長さとし之れを本として餘の律管の長さを出だすなり、卽ち九分の自乘數八十一分を以て宮音の長さとなす、八十一とは八十一分卽ち八寸一分の意なり、古は九進法なれば八寸一分は九寸にあたる、故に下句に凡得二九寸一とあり、以下五十四、七十二、四十八、六十四之れに準じて知るべし、三分去レ一、三除して其の二を存し其の一を去ること、卽ち

$○-(○\div3)=\triangle$　更に分りよくいへば $\frac{2}{3}$ 乘なり卽ち

$○\times\frac{2}{3}=\triangle$　之れを下生と稱す、

三分益レ一、三除して其の得たる數を原數に加ふること、卽ち

$○+(○\div3)=\triangle$　更に分りよくいへば $\frac{4}{3}$ 乘なり卽ち

$○\times\frac{4}{3}=\triangle$　之れを上生と稱す、

五音律管の長さを出だす法を數式に示せば左の如し

8.1　宮
$8.1\times\frac{2}{3}=5.4$　徵
$5.4\times\frac{4}{3}=7.2$　商
$7.2\times\frac{2}{3}=4.8$　羽
$4.8\times\frac{4}{3}=6.4$　角

八寸七分一、七分は十分の誤なり、以下七分皆同じ、八寸十分一とは八寸一分のこと、九九八十一分を寸に直せば八寸と其の一分卽ち十分の一殘るよりかくいひたるなり、以下太簇の十分二、姑洗の十分四、林鐘の十分の四、南呂の十分の八は皆之れに準じてしるべし、大呂長七寸五分三分一、律呂新書は改正して七寸五分三分二と爲せり、太簇長七寸十分二角、角は

三分益一、七十二、以爲商、
三分去一、四十八、以爲羽、
三分益一、六十四、以爲角、
黃鐘、長八寸〔七〕分一、宮、
大呂、長七寸五分三分一、
太簇、長七寸〔七〕分二、〔角〕、
夾鐘、長六寸一分三分一、
姑洗、長六寸〔七〕分四、〔羽〕、
仲呂、長五寸九分三分二、〔徵〕
蕤賓、長五寸六分三分一、
林鐘、長五寸〔七〕分四、〔角〕、
夷則、長五寸四分三分二、〔商〕
南呂、長四寸〔七〕分八、〔徵〕、
無射、長四寸四分三分二、
應鐘、長四寸二分三分二、〔羽〕

【講義】 十二律の律管の數を言はん、九九八寸一分を以て宮音の律管の長と爲す、八寸一分を三分して其の一を去り、五寸四分を得、之れを以て徵音の律管の長となす、五寸四分を三分して其の一をまし七寸二分を得、之れを以て商音の律管の長となす、七寸二分を三分して其の一を去り四寸八分を得、之れを以て羽音の律管の長となす、四寸八分を三分して其の一をまし六寸四分を得、之れを角音の律管の長となす、此の五音の律管を本として調和の音七を製し、十二律となす、十二律管の長さは左の如し、黃鐘の律管の長さは八寸一分なり、卽ち宮音の律管なり、大呂の律管の長さは七寸五分三分の一なり、卽ち商音の律管なり、太簇の律管の長さは七寸二分なり、夾鐘の律管の長さは六寸一分三分の一なり、姑洗の律管の長さは六寸四分なり、卽ち角音の律管なり、仲呂の律管の長さは五寸九分三分の二なり、蕤賓の律管の長さは五寸六分三分の一なり、林鐘の律管の長さは五寸

【講義】 閶闔風は西方に居る、閶とはみちびくの義なり、闔とはとぢかくるゝの義なり、陽氣が萬物を導きて地中にとぢかくるといふ意より閶闔といふなり、其れを十干に配すれば庚辛と爲す、庚とは陰氣が萬物を堅くするといふ意なり、故に名づけて庚といふ、辛とは萬物の新に生ずるといふ意なり、故に名づけて辛といふ、北して胃星に至る、胃とは陽氣とぢをさまりて皆包みおほはるといふ意よりいふなり、其れより北して婁星に至る、婁とは萬物を呼びてまさに之れをひき入れんとするといふ意より名づくるなり、其れより北して奎星に至る、奎とは萬物をいためさすことを主る、いためさして之れををさむる意よりいふなり、此の月は九月なり、十二律に配すれば無射にあたる、無射とは陰氣盛に事を用ひて陽氣は餘りなしといふ意なり、故に名づけて無射といふ、其れを十二子に配すれば戌と爲す、戌とは萬物ことごとく滅ぶといふ意なり、故に名づけて戌といふ、

【字解】 倡、となへ導くこと、藏、とぢかくるゝこと、道ニ萬物一、道は導に同じ、黃泉、地中の泉なれども單に地中の意に見てよし、庚ニ萬物一、庚は堅くすること、辛生、辛は新と通ず新に生ずること、胃々、つゝみおほふ貌、毒螫、いためさすこと、奎而藏レ之、奎はいためさすこと、

○以上不周風以下八風は、其の風氣が其の所屬の月を掌りて萬物を生殺することを言ひしものなり、風氣が循環して星宿の所に至る每に陰陽二氣の變化を生じ萬物に及ぶなり、萬物は重に植物につきていへるものなれば其積りにて見るべし、十干十二子十二律を皆之に配當せり、十干十二子は陰陽の變化を天文上より見て命名したるものなれば此に配したる理由は別に說明の要なかるべし、十二律を配したる所以は十二律の調は陰陽の十二月に於ける變化に則りて定めたるものなればなり、而して風名、星名、干子の名、律の名は其の陰陽の變化が萬物に及ぶ點より命名したるものなることを知るべし、

律數

九九八十一、以爲レ宮、

三分去レ一、五十四、以爲レ徵、

は七月なり、十二律に配すれば夷則にあたる、夷則とは陰氣が萬物をそこなふといふ意よりいふなり、其れを十二子に配すれば申と爲す、申とは陰氣が事を用ひ萬物をいたくそこなふといふ意なり、故に名づけて申といふ、其れより北して濁星に至る、濁とは觸るゝ意なり、萬物みな陰氣に觸れて死するをいふなり、故に名づけ濁といふ、其れより北して留星に至る、留とは陽氣のとゞまるといふ意なり、故に名づけて留といふ、此の月は八月なり、十二律に配すれば南呂にあたる、南呂とは陽氣の旅して入り隱るといふ意よりいふなり、其れを十二子に配すれば酉となす、酉とは萬物の老ゆる意なり、故に名づけて酉といふ、

【字解】 維、前にとく、洸奪、洸は洗の誤なり、洗奪とはあらひとること、林々然、盛に多き貌、其於十二子爲未、此の前後に其於十母爲戊己の言と其の解とを脱缺せり、皆成、成は成熟なり、伐、きりとること、可參、參は侵なり、侵しとること、賊、そこなふこと、申賊、申は重ね〳〵の意、重ね〳〵賊ふとは大にそこなふこと、觸死、陰氣にふれ死すること、稽留、稽も留なり、

閶闔風居西方、閶者倡也、闔者藏也、言陽氣道萬物、闔黃泉也、其於十母爲庚辛、庚者、言陰氣庚萬物、故曰庚、辛者、言萬物之辛生、故曰辛、北至于胃、胃者、言陽氣就藏皆胃胃也、北至于婁、婁者、呼萬物且內之也、北至于奎、奎者、主毒螫殺萬物也、奎而藏之、九月也、律中無射、無射者、陰氣盛用事、陽氣無餘也、故曰無射、其於十二子爲戌、戌者、言萬物盡滅、故曰戌、

り西して狼星に至る、狼とは萬物の命數をはかるべく又萬物の命を斷つといふ義なり、故に名づけて狼といふ、

【字解】 道竟、道は導に同じ、ミチビクと訓む、竟は終なり、陽氣、陽氣の道なり、陽氣萬物を生成する道をいふ、丁壯、丁も壯と同意なり、吳落、凋落に同じ、

涼風居西南維、主地、地者、〔沈〕奪萬物氣也、六月也、律中林鐘、林鐘者、言萬物就死氣林林然、其於十二子、爲未、未者、言萬物皆成有滋味也、北至于罰、罰者、言萬物氣奪可伐也、北至于參、參言萬物可參也、故曰參、七月也、律中夷則、夷則言陰氣之賊萬物也、其於十二子爲申、申者、言陰用事、申賊萬物、故曰申、北至于濁、濁者、觸也、言萬物皆觸死也、故曰濁、北至于留、留者、言陽氣之稽留也、故曰留、八月也、律中南呂、南呂者、言陽氣之旅入藏也、其於十二子爲酉、酉者、萬物之老也、故曰酉、

【講義】 涼風は西南の隅に居り地を主る、地とは萬物の氣を洗ひとるの義なり、此の月は六月なり、十二律に配すれば林鐘にあたる、林鐘とは萬物死につき其氣盛に多きさまよりいふ也、其れを十二子に配すれば未と爲す、未とは萬物皆成熟して滋味ある意よりいふ也、北して罰星に至る、罰とは萬物の生氣奪ひとられ伐りとる可き意よりいふなり、其れより北して參星に至る、參とは萬物生氣つくるを以て侵しきるべしといふ意なり、故に名づけて參といふ、此の月

【講義】清明風は東南の隅に居り萬物を吹きて西の方軫星の所にゆくことを主る、軫とは萬物ます〳〵大にして盛なるをいふ意なり、其れより西して翼星に至る、翼とは萬物皆羽翼あり自ら助くるをいふ意なり、此の月は四月なり、十二律に配すれば仲呂にあたる、仲呂とは萬物こど〳〵旅して西に行くをいふ意なり、其れを十二子に配すれば巳となす、巳とは陽氣のすでにつくるをいふ意なり、翼星より西して七星に至る、七星とは陽の數は一に始まりて七に成熟し九に窮る、陽氣の成熟してつくる所なる故に七星といふなり、其れより西して張星に至る、張とは萬物皆張大となるといふ意なり、其れより西して注星に至る、注とは萬物始めて衰へて下に注ぎ入るといふ意なり、此月は五月なり、十二律に配すれば蕤賓にあたる、蕤とは陰氣の幼少なるをいふ意なり、故に蕤といふ、賓とはしびれ弱りたる陽氣は萬物化育の事を用ひずといふ意なり、故に賓といふ、

【字解】維、隅なり、風吹、風も吹なり、軫々然、盛におほく大なるさま、萎陽、しびれ弱りたる陽氣なり、

景風居南方、景者、言陽氣道竟、故曰景風、其於十二子爲午、午者、陰陽交、故曰午、其於十母爲丙丁、丙者、言陽道著明、故曰丙、丁者、言萬物之丁壯也、故曰丁、西至于弧、弧者、言萬物之吳落、且就死也、西至于狼、狼者、言萬物可度量斷萬物、故曰狼、

【講義】景風は南方に居る、景とは陽氣が萬物を導きをはるといふ意なり、故に景風といふ、其れを十二子に配すれば午と爲す、午とは交互なり、陰陽相交るの義なり、故に午といふ、其れを十干に配すれば丙丁と爲す、丙とは炳なり、陽氣の道著しく明なるを言ふ、故に丙といふ、丁とは萬物のさかんに强きをいふ、故に丁といふ、西して弧星に至る、弧とは萬物の凋落してまさに枯死せんとするを言ふなり、其れよ

清明風居東南維、主風吹萬物、而西之軫、軫者、言萬物益大而軫軫然、西至於翼、翼者、言萬物皆有羽翼也、四月也、律中中呂、中呂者、言萬物盡旅而西行也、其於十二子爲巳、巳者、言陽氣之已盡也、西至于七星、七星者、陽數成於七、故曰七星、西至于張、張者、言萬物皆張也、西至于注、注者、言萬物之始衰、陽氣下注、故曰注、五月也、律中蕤賓、蕤賓者、言陰氣幼少、故曰蕤、痿陽不用事、故曰賓、

【講義】　明庶風は東方に居る、明庶とは衆物ことごとく出づるを明にするの義なり、此の月は二月なり、十二律に配すれば夾鐘にあたる、夾鐘とは陰陽の氣相夾まりまじはるをいふなり、其れを十二子に配すれば卯と爲す、卯の言たる茂る意なり、萬物茂り生ずるをいふなり、其れを十干に配すれば甲乙と爲す、甲とは萬物が其の孚甲をさきて萌え出づるをいふなり、乙とは萬物生じてきしりあふをいふなり、南して氐星に至る、氐とは萬物皆至るをいふ意なり、其れより南して亢星に至る、亢とは萬物高くあらはるゝをいふ意なり、其れより南して角星に至る、角とは萬物の枝あること角の如きをいふ意なり、此の月は三月なり、十二律に配すれば姑洗にあたる、姑洗とは萬物潔く生ずるをいふ意なり、其れを十二子に配すれば辰と爲す、辰とは萬物の動き生ずるをいふなり、

【字解】　夾厠、夾まりまじはること、符甲、孚甲に同じ、種子の皮をいふ、軋々、きしるさま、亢見、高くあらはるゝこと、枝格、格も亦枝なり、洗生、洗は潔き意なり、娠、動き生ずること、

萬物門戸也、至于門則出矣、

【講義】條風は東北に居り萬物を地上に出だすことを主る、條の言たる萬物をのべ治めて之を地上に出だす義なり、故に條風といふ、南して箕星に至る、箕とは萬物の根をいふ、根ののび出づる意なり、故に箕といふ、此の月は正月なり、十二律に配すれば泰簇にあたる、泰簇とは萬物むらがり生ずるをいふ、故に泰簇といふ、其れを十二子に配すれば寅と爲す、寅とは萬物始めて生ずる其のさまみゝずの如く細長き意をいふ、故に寅といふ、箕星より南して尾星に至る、尾とは萬物始めて生ずる尾の如く細長き意をいふ、其れより南して心星に至る、心とは萬物始めて生ずる莖心あるをいふ意なり、其れより南して房星に至る、房とは萬物の門戸をいふ、門戸に至れば則ち外に出づ、萬物地上に出づる意なり、

【字解】條治、のべをさむ、根棋、棋も根なり、泰簇、泰は大なり簇はむらがりあつまること、螾然、みみずの如く細長きこと、華心、莖心の誤なり、莖心とは莖の心なり、

明庶風居東方、明庶者、明衆物盡出也、二月也、律中夾鐘、夾鐘者、言陰陽相夾厠也、其於十二子爲卯、卯之爲言茂也、言萬物茂也、其於十母爲甲乙、甲者、言萬物剖符甲而出也、乙者、言萬物生軋軋也、南至于氐、氐者、言萬物皆至也、南至於亢、亢者、言萬物亢見也、南至于角、角者、言萬物皆有枝格如角也、三月也、律中姑洗、姑洗者、言萬物洗生、其於十二子爲辰、辰者、言萬物之蜄也、

と爲す、子とはしげり育つの意なり、萬物地下にしげりそだつをいふなり、其れを十干に配すれば壬癸と爲す、壬の言たる任ふるの意なり、陽氣萬物を地下に養ふに任ふるをいふなり、癸の言たる揆る意なり、萬物をはかり正すべきをいふなり、故に癸といふ、須女星より東牽牛星に至る、牽牛とは陽氣が萬物を牽き引きて之れを出だすをいふ意なり、牛とは冒す意なり、地凍ると雖能く冒して生え出づるをいふなり、又牛は田畑を耕して萬物を種ゑ育つるものなれば義をこゝに取りていへるなり、其れより東建星に至る、建星とは諸〻の生物を建つる意なり、此の月は十二月なり、十二律に配すれば大呂にあたる、大呂は其れを十二子に配すれば丑と爲す、丑とはむすぼるの意なり、陽氣上に在りて未だ降下せず、萬物むすぼれなやみて未だ敢て出でざるをいふなり、

【字解】宛藏於虛、宛藏は積藏に同じ、虛は虛空なり、日冬至、冬至の日なり、相如胥也故曰須女、如は往なり、胥は待なり、須女の女は如と音通なれば往の義にとり、須は待にて胥と同意なり、故に須女と曰ふといへる也、踵、つゞくと、黃泉、地中の泉なり、滋、しげり育つこと、十母、十干に同じ、任、堪ふなり、揆、度るなり、耕植、下に種の字あれば植の字は輕く見るべし、故にたゞ耕すといふ意に見てよし、諸生、もろもろの生物、大呂者、此の下に大呂の意義を說きたる句を脫せり如何なる句なりしか今知る能はず、紐、結ぼること、厄紐、むすぼりなやむこと、

條風居東北、主出萬物、條之言、條治萬物而出之、故曰條風、南至於箕、箕者、言萬物根棋、故曰箕、正月也、律中泰簇、泰簇者、言萬物簇生也、故曰泰簇、其於十二子爲寅、寅言萬物始生螾然也、故曰寅、南至于尾、言萬物始生如尾也、南至於心、言萬物始有〔華〕心也、南至於房、房者、言

東至於虛、虛者、能實能虛、言陽氣冬則宛藏於虛、日冬至則一陰下藏一陽上舒、故曰虛、東至于須女、言萬物變動其所、陰陽氣未相離、尚相如胥也、故曰須女、十一月也、律中黃鍾、黃鍾者、陽氣踵黃泉而出也、其於十二子爲子、子者、滋也、滋者、言萬物滋於下也、其於十母爲壬癸、壬之爲言任也、言陽氣任養萬物於下也、癸之爲言揆也、言萬物可揆度、故曰癸、東至牽牛、牽牛者、言陽氣牽引萬物出之也、牛者、冒也、言地雖凍能冒而生也、牛者耕植種萬物也、東至於建星、建星者、建諸生也、十二月、律中大呂、大呂者、其於十二子爲丑、丑者、紐也、言陽氣在上未降、萬物厄紐未敢出、

【講義】廣莫風は北方に居る、廣莫とは陽氣下にあり、陰氣陽氣を抑へ廣大ならしむるなきを言ふ、故に廣莫と曰ふ、其れより東虛星に至る、虛とは能く實ち能く虛しきの意なり、陽氣冬は則ち虛空に積藏し、冬至の日には陰氣は下り藏り(實つ)陽氣は上り舒ぶる(虛し)をいふ、故に虛といふ、其れより東須女星に至る、須女とは萬物其の所に於て變動し陰陽の二氣相雜りて未だ相離れず尙相往いて待つをいふ義なり、故に須女といふ、此の月は十一月なり、十二律に配すれば黃鍾にあたる、黃鍾とは陽氣地中の泉に次で上り出づるの意なり、其れを十二子に配すれば子

日月と五星となり、此の七のものは天時を正す所以なり、故に七正といふ、五星は金星・木星・水星・火星・土星なり、二十八舍、二十八宿に同じ、周天の星を分ちたるものにて四方各七星あり、東方に角・亢・氐・房・心・尾・箕の七星、西方に奎・婁・胃・昴・畢・觜・參の七星、南方に井・鬼・柳・星・張・翼・軫の七星、北方に斗・牛・女・虚・危・室・壁の七星あり、八正之氣、八節の氣候にて八方の風（下節を見よ）に應ずるもの、八節は冬至・夏至・春分・秋分・立春・立夏・立秋・立冬なり、所レ舍、舍は宿に同じ、ヤドルと訓む、舒氣、氣をのばす義、

不周風居西北、主殺生、東壁居不周風東、主辟生氣、而東之至於營室、營室者、主營胎陽氣而產之、東至于危、危垝也、言陽氣之危垝、故曰危十月也、律中應鐘、應鐘者、陽氣之應、不用事也、其於十二子爲亥、亥者、該也、言陽氣藏於下、故該也、

【講義】不周風は西北に居りて萬物の生氣を殺ぐことを主れり、東壁星は不周風の東に居て萬物生育の氣を拂ひ退くることを主れり、其れより東にゆきて營室星に至る、營室星は陽氣をさめはらみて之れをうみ出すことを主れり、其れより東して危星に至る、危とは垝るの意なり、陽氣のやぶるゝを言ふなり、此の月は十月なり、十二律に配すれば應鐘にあたる、應鐘とは陽氣の感應の力微にして萬物化育の事を用ひざるの義なり、其れを十二子に配すれば亥と爲す、亥とは該藏の意なり、陽氣地下に閉藏するをいふ、故に該藏といふなり、

【字解】殺生、萬物の生氣を殺ぐこと、辟、ヒラクと訓む、はらひ退くる義なり、營胎、をさめはらむ、垝、やぶること、該、該藏なり、該は藏し塞ぐの意、

廣莫風居北方、廣莫者、言陽氣在下、陰莫陽廣大也、故曰廣莫、

こと、設候、候は斥候なり、北陲、北方の國境なり、繇、えだち、粟至十餘錢、粟の下に斛の字を添へて見るべし、煙火、炊煙なり、

太史公曰、文帝時、會天下新去湯火、人民樂業、因其欲然、能不擾亂、故百姓遂安、自年六七十翁、亦未嘗至市井、游敖嬉戲、如小兒狀、孔子所稱有德君子者邪、

【講義】太史公曰く、孝文皇帝の時、天下あらたに兵亂の苦を去るにあひて、人民は其の家業を樂しめり、人民は固より此の如き境遇を欲するに因りて之を得たるを樂しみ騷ぎ亂るゝものあらず、故に百姓は充分に其の安樂を得、年六七十歲の老翁より田畝に安臥して市井に至ることあらず、遊び樂しみ嬉しみ戲るゝこと小兒のさまの如し、古の聖の世も斯れに過ぎざるなり、孔子の稱する所の有德の君主とは帝の如きをさしていふか、

【字解】湯火、湯攻め火攻めの苦なり、兵亂の苦に喩ふ、欲然、太平安樂を欲するなり、遂安、安を遂ぐるの義、充分に安樂を得ること、遊敖、敖は樂しむこと、君子、位を以ていふ、君主をさす、

書曰、七正二十八舍、律曆天所以通五行八正之氣、天所以成孰萬物也、舍者、日月所舍、舍者、舒氣也、

【講義】此の一節は脫簡あり攙入ありて文義不明なり、故に王元啓・梁玉繩の諸家皆之れを論議し甚しきは改竄するに至れり、さればこゝには講義せず、(否講義する能はざるなり)單に字句の解釋のみにとむ、因にいふ、下節不周風以下は本節八正之氣の解とし るべし、

【字解】書、書經ならんと思はる、七正、七政に同じ、

と相竝びおこること、音尙レ宮、宮音は中和にて之れを吹けば軍士和ぐより尙びたるなり、夷、平なり、タヒラグと訓む、險阻、險は邪惡なり阻も同意なり、邪惡の賊をいふ、危殆、危殆の國なり、含レ血戴レ角之獸、血をもち角をもつけものゝ義なれども、たゞ禽獸といふ意に見てよし、校、反抗なり、毒螫加、毒を螫すことを加ふ、卽ち害を加ふること、黃帝云々、五帝本紀を見よ、涿鹿の戰に破りたる炎帝は火神なり、故に定二火灾一といふ灾は災なり、顓頊云々、五帝本紀を見よ、共工は水神なり、故に平二水害一といふ、成湯云々、殷本紀を見よ、殄はたち滅ぼすこと、所レ受二於天一、受は命をうくること、咎犯、狐偃字は子犯にて、晉の文公の臣なり、咎は舅と通じ母方のをぢなり、狐偃は文公の舅にあたる、故に咎犯といふ、王子、王子成父なり、傳詳ならず、孫武、列傳を見よ、申明、かさね明にす、軍約、軍規なり、伯、音ハ、霸に同じ、兼列、あはせ有つこと、邦士、邦士なり、士は士と古相通用せり、誥誓、誥は諭告の文、誓は誓約の文なり、大較、大法なり、窘辱、くるしみ辱めらるゝこと、勢不レ移、勢振はざること、敎笞、敎の笞なり親が子を敎へ從はざるときうつ笞をいふ、偃、やめて用ひぬこと、四馬、駟馬に同じ、四匹の馬をいふ、讋服、おそれ服すること、宿二軍無用之地一、兵士を無用の地に宿衞さすこと、北闕に三十萬の兵を備へ五嶺に五十萬の軍を備ふるをいふと註に見ゆ、連二兵於邊陲一、邊陲は國境の邊地なり、匈奴に備ふることを指す、結レ禍、禍を結ぶに同じ、越、南越なり、列傳を見よ、閭巷、村里、甘レ得、勢力を得るを滿足すること、三邊、匈奴と南越と朝鮮とをいふ、蕃輔、藩屛に同じ、蕭張之謀、蕭何張良の謀計なり、蕭相國世家、留侯世家を見よ、偃レ武、武力を偃す、卽ち戰をやむること、羈縻、つなぎもつこと、牽制に同じ、至秦、單に秦といふに同じ、阻レ險、險阻の地に據りて拒守すること、選蠕、進み侵してとるさま、一二封疆一、一は齊一なり、平げとゝのふること、封疆は國境なり、衣冠、衣冠の士、公卿をさす、呂氏之亂、呂后本紀を見よ、正位、天子の位なり、戰々慄々、ふるひをのゝくさま、耗病、疲弊に同じ、先帝、高祖をさす、不レ可レ煩、煩しくなすべからず、卽ちたび〳〵なすべからざること、邊民、國境の人民なり、荷レ兵、兵器をになひ防戰すること、動レ心、心をなやますこと、銷距、拒ぎ滅す

民を苦しむ可からず、故に高祖は此の反國を討ちこらすことを止め給へり、今陛下仁愛をもて百姓を撫育し恩澤遍く海內に加はる、士民用ひらるゝを樂めり、是の時に及びて逆黨を征討して以て國境を齊一にし給ふべしと、孝文皇帝曰く、朕能く政を公卿に任じて思ひ未だ此に至らず、さきに呂氏の亂にあひ、功臣宗室の朕を推戴するに及び、朕否德を恥ぢず、誤りて天子の位に居る、常におそれをのゝきて高祖の事業を終ふる能はざるを恐る、且つ兵は凶器なり、之れを用ふるは諸君の願ふ所と雖、一たび動けば國家疲弊す、百姓遠方の夷國を征むるを見て何とかいはん、必ずや怨嗟の語を放つべし、又先帝は民を勞することをたび〳〵するべからざるを知り給ふ、故に軍をおこすを以て意となし給はず、朕豈自ら軍を起すを能くすといはんや、且つ今匈奴國內に侵入すれども軍吏之れを防ぎて功なく、國境の民父子共に兵器を荷ひて防禦に汲々たること日久し、朕常に心を惱ましいたみ一日として之れを忘るゝことなきも、今未だ之れを拒ぎ斥くること能はず、願はくはしばらく國境の防禦を堅くし、斥候を設けて動靜を審に探り、和睦を結び使者を通じ、北方の國境の地の民を休め安んぜば、其の功たる多大ならんと思へり、されば諸君しばらく軍をおこすことを議する勿れと、是れ故に百姓は國內或は國外にえだちに役せらるゝことなく、田畝を耕作して休息するを得、天下大に富み米粟滿ち足り一斛僅に十餘錢に至れり、雞の鳴き聲狗の吠え聲相傳へて萬里に聞え、家々の炊煙相たなびきて萬里につゞくまでに人家稠密人民繁殖せり、此の如きを人民和樂し天下太平と謂ふべきか、

【字解】 物度、物の法度なり、軌則、規則なり、壹稟㆓於六律㆒、壹は皆なり總べてなり、稟は受なり本づくの意、六律は樂書にとく、度量衡は六律の管の長さと量と重さとを標準として定むるよりかくいふ、兵械、兵器に同じ、望㆑敵、敵陣の上に鬱ける雲氣なり、吉凶、勝敗をいふ、聞㆑聲、聲は軍聲なり軍中の奏樂をさす、效、しるしをかんがへしる、カンガフと訓む、推㆓孟春㆒以至㆓于季冬㆒、孟春（正月）の律より季冬（十二月）の律に至るまでをふくこと、十二律を十二月に配したるより（此れは下節に見ゆ）律名をあげずして月名をあげたるなり、殺氣相幷、冬の殺伐の氣と律の調子

犯を用ひ、齊は王子を用ひ、呉は孫武を用ひ、軍規をかさね明にし、賞罰は必ず信に之れを行ひ依怙なかりしかば、卒に諸侯のはたがしらとなり、邦土をあはせたもてり、其の軍規や三代聖王の誥誓に及ばずと雖、然も己が身寵せられ己が君尊く名當世にあらはれあがる、光榮と謂はざる可けんや、豈世儒の國家の大法にくらく治道の輕重を知らず、みだりに德化は治道の要訣なり、國を平治するにはまさに兵を用ふ可からずと云ひ、之れを用ひたるものは、大にしては敵國に苦しめ辱められて國の守を失ふに至り、小にしては敵國に侵され削り弱められて遂に勢萎靡振はざるものと等しからんや、故に敎の笞は家に廢すべからず、刑罰は國にすつ可からず、誅伐は天下にやむべからず、たゞ之れを用ふるに巧拙の差別あり、之れを行ふに逆順の相異あるのみ、(卽ち以上述べたる黃帝以下孫武に至るまでの人は巧なり順なり、世儒及び以下述ぶる所の夏桀殷紂二世の如きは拙なり逆なり)彼の夏の桀王殷の紂王は手は豺狼をうち殺す程力あり足は駟馬を追ふ程疾し、其の勇や微小なるに非ざるなり、百戰してよく勝ち諸侯おそれ服す、其の權力や輕小なるに非ざるなり、秦の二世皇帝は軍兵を無用の地に宿衛さし、兵士を國境の邊地に連ねたり、其の力や弱小なるに非ざるなり、匈奴を壓迫して怨を結び、南越を窮迫して禍をむすぶ、其の勢や寡小なるに非ざるなり、しかるに此れ等の諸王は其の威力つき勢力つくるに至りては、村里の小民敵國となりて抗するも之れを如何ともする能はず、其の罪は武力を窮め用ひて滿足することを知らず、勢力を得るを滿足するの心息まず、ます〳〵欲張るより生ずるなり、我高祖天下を有つや、匈奴南越朝鮮の諸夷族外に叛き、大國の侯王藩屛と稱すと雖未だ全く臣節をつくさず、されど其の時高祖軍事を厭ひ苦しみ、又蕭何張良の謀をすゝむるあり、故に戰をやめて民を休息させ、夷狄又は諸侯を牽制するのみにて、兵を備へて之れを壓迫し給はざりき、孝惠呂后を經て孝文皇帝位に卽き給ふに至り、將軍陳武等議して曰く、南越と朝鮮とは秦代より內屬して臣となれり、然るに其の後强兵を擁し險阻の地により、形勢を觀望し機を見て侵し進まんとせり、高祖の時天下新に平定し人民少しく平安を得、是の時は未だ復兵をおこして

不終、且兵凶器、雖克所願、動亦耗病、謂百姓遠方何、又先帝知勞民不可煩、故不以爲意、朕豈自謂能、今匈奴内侵、軍吏無功、邊民父子、荷兵日久、朕常爲動心傷痛、無日忘之、今未能銷距、願且堅邊設候、結和通使、休寧北陲、爲功多矣、且無議軍、故百姓無内外之繇、得息肩於田畝、天下殷富、粟至十餘錢、鳴雞吠狗、烟火萬里、可謂和樂者乎、

【講義】王者事を定め法を立つ、すべての物の法度規則は皆六律よりうく、故に六律は萬事の根本たり、其の兵器に於ては六律は尤も重ずる所たり、故に云く、敵陣の上にたなびける雲氣を望み見て勝敗を知り、軍中の音樂をきゝて勝敗のしるしを考へしると、是れ古の百王より易はらざるの道なり、周の武王紂を伐ちしとき六律を吹きて其の聲をきけり、孟春の月の律より吹きて季冬の月の律に至れば、殺伐の氣律調と相竝びて起れり、よりて音は宮調を尙べり、蓋し宮音は中和なればなり、是に於て律を吹きて中和なる宮音に合はせば軍士相和せり、是れによりてみれば同聲相從ふは物の自然なること何ぞ怪しむに足らんや、夫れ兵は聖人が强暴のものを討ち亂世を平定し邪惡の賊を平げ危殆の國を救ふ所以の具なり、禽獸の類より犯さるゝときは則ち反抗す、まして好惡喜怒の氣をいだく所の人類に於てをや、其喜ぶときは則ち愛しむの心生じ、怒るときは則ち害を加ふるは情性自然の理なり、昔黃帝に涿鹿の戰ありて火災を定め、顓頊に共工の戰ありて水害を平げ、成湯に南巢の征伐ありて夏の騷亂を殄定せり、かく兵を用ふる者互に興り互に廢る、而して勝者常に政を用ひ天下を統ぶるは、命を天帝にうくる所あるに由るなり、是れより後は兵術の名士互に興れり、卽ち晉は咎

大較、不權輕重、猥云德化、不當用兵、大至窘辱失守、小乃侵犯削弱、遂勢不移等哉、故教笞不可廢於家、刑罰不可捐於國、誅伐不可偃於天下、用之有巧拙、行之有逆順耳、夏桀殷紂、手搏豺狼、足追四馬、勇非微也、百戰克勝、諸侯懾服、權非輕也、秦二世宿軍無用之地、連兵於邊陲、力非弱也、結怨匈奴、絓禍於越、勢非寡也、及其威盡勢極、閭巷之人、爲敵國、咎生窮武之不知足、甘得之心不息也、高祖有天下、三邊外畔、大國之王、雖稱蕃輔、臣節未盡、會高祖厭苦軍事、亦有蕭張之謀、故偃武一休息、羈縻不備、歷至孝文卽位、將軍陳武等、議曰、南越朝鮮、自全秦時、內屬爲臣子、後且擁兵阻阸、選蠕觀望、高祖時、天下新定、人民小安、未可復興兵、今陛下仁惠撫百姓、恩澤加海內、宜及士民樂用、征討逆黨、以一封疆、孝文曰、朕能任衣冠、念不到此、會呂氏之亂、功臣宗室、共不羞恥、誤居正位、常戰戰慄慄、恐事之

琴瑟の音をきく、卽ち絶えずきくの意なり、淫佚、淫邪安佚なり、生於無禮、無禮は無禮樂を略したるものと知るべし、邪辟、邪僻に同じ、

律書第三

王者制事立法、物度軌則、壹稟於六律、六律爲萬事根本焉、其於兵械尤所重、故云望敵知吉凶、聞聲效勝負、百王不易之道也、武王伐紂、吹律聽聲、推孟春以至于季冬、殺氣相并而音尙宮、同聲相從、物之自然、何足怪哉、兵者聖人所以討彊暴、平亂世、夷險阻、救危殆、自含血戴角之獸、見犯則校、而況於人懷好惡喜怒之氣、喜則愛心生、怒則毒螫加、情性之理也、昔黃帝有涿鹿之戰、以定火災、顓頊有共工之陳、以平水害、成湯有南巢之伐、以殄夏亂、遞興遞廢、勝者用事、所受於天也、自是之後、名士迭興、晉用咎犯、而齊用王子、吳用孫武、申明軍約、賞罰必信、卒伯諸侯、兼列邦土、雖不及三代之誥誓、然身寵君尊、當世顯揚、可不謂榮焉、豈與世儒闇於

長さは八尺一寸とす、此れ正度なり、其の弦の大なるものを宮音の調と爲し中央に置く君に象るなり、商音の弦は其の右傍に張る、其の餘の弦は大小相次いで張り其の次序を失はず、則ち君臣の位正しく侵す可からざるに象るなり、故に宮音を聞くときは人の心をしておとなしくゆるやかにして廣大ならしめ、人の商音を聞くときは人の心をして方正にして義を好ましめ、角音を聞くときは人の心をしてあはれみ深くして人を愛せしめ、徴音を聞くときは人の心をして善を樂しみて施惠を好ましめ、羽音をきくときは人の心をして整ひそろひて禮を好ましむるなり、夫れ禮は外面より入り音樂は内面より出で、二者相待ちて效果をあぐるなり、故に君子はしばらくも禮をはなる可からず、しばらくも禮をはなるれば則ち暴亂怠慢の行外面に窮迫して心を亡し身を滅す、又しばらくも音樂をはなる可からず、しばらくも音樂をはなるれば則ち姦惡邪僻の行内面に窮迫して心を亡し身を滅す、音樂は此の如く大切なり、故に音樂は君子の義を養ふ所以のもの也、夫れ古は天子諸侯ば絶えず鐘磬の音をきゝ、卿大夫は絶えず琴瑟の音をきけり、これ義を養ひて淫邪安佚を防ぐ所以なり、夫れ淫邪安佚は禮樂なきより生ず、故に聖王は人をして耳に雅頌の正しき音をきゝ、目に威儀の正しき禮を視、足に恭敬の正しき容を行ひ、口に仁義の正しき道を言はしむ、君子は常に之れを行ふが故に、終日言へども仁義の正しき道のみなれば、よこしまにかたよりたることが心にも身にも入ることなきなり、

【字解】　擧レ樂、擧は行ふなり、動盪、盪も動なり、故に二字にてうごかす意、正聖、正は公正の義なり、單に聖といひて可なれども、人につよく印象を與ふる爲に正の字を冠せしなり、以下正義・正仁・正禮・正智皆同じ、聖は通なり通明なる心をいふ、異ニ貴賤、貴賤の別を設け相侵犯せしめざると、下句琴長八寸一節は此れの例解と見るべし、黎庶、衆庶に同じ、庶民なり、正度、正しき度の義、九九八十一にて八尺一寸となる、九九八十一の數は正しき度の標準なり、故にいふ、溫舒、おとなしくゆるやか、惻隱、いたみあはれむ、天子諸侯聽ニ鐘磬ニ二句、天子諸侯は未だ嘗て宮庭をはなれず、常に宮庭にありて鐘磬の音をきゝ、卿大夫は未だ嘗て前にある琴瑟よりはなれず、常に前に

舒而廣大、聞商音使人方正而好義、聞角音使人惻隱而愛人、聞徵音使人樂善而好施、聞羽音使人整齊而好禮、夫禮由外入、樂自內出、故君子不可須臾離禮、須臾離禮、則暴慢之行窮外、不可須臾離樂、須臾離樂、則姦邪之行窮內、故樂音者君子之所養義也、夫古者天子諸侯聽鐘磬未嘗離於庭、卿大夫聽琴瑟之音未嘗離於前、所以養行義而防淫佚也、夫淫佚生於無禮、故聖王使人耳聞雅頌之音、目視威儀之禮、足行恭敬之容、口言仁義之道、故君子終日言邪辟無由入也、

【講義】　太史公曰く、夫れ上古の聖明の王が音樂を行ふはこれによりて己が心を娯しましめて自ら樂しみ意を快くし欲を恣にするに非ざるなり、將に之によりて治平を爲さんと欲するなり、敎化を正しくするは皆音樂より始まる、音樂正しくして心を正しくするを得、心正しくして行正し、故に音樂は人の血脈を動かし精神を疏通し正しき心を和ぐる所以のもの也、故に宮音は脾臟を感動さして正聖の心を和げ、商音は肺臟を感動さして正義の心を和げ、角音は肝臟を感動さして正仁の心を和げ、徵音は心臟を感動さして正禮の心を和げ、羽音は腎臟を感動さして正智の心を和ぐ、これ故に音樂は內は正しき心を輔けて之れを和げ、外は貴賤の別を設けて相侵さゞらしむる所以のものなり、上は以て宗廟の神に事へ下は以て衆民を敎化して善に變ふる所以のものなり、琴の

にひでりして地に草を生ぜざること三年に及べり、此の時音樂をきゝしものは、或は身に吉を得(德義あるもの)或は凶を得(德義なきもの)たり、夫れ音樂の天地と感通し人に及ぼす影響此の如し、されば音樂は妄におこす可からざるなり、

【字解】 南風之詩、前にとく、朝歌北鄙之音、朝歌の音北鄙の音の義なり、險、狹隘なり、不附、附はなつき從ふ、衛靈公、衛世家を見よ、舍、宿ること、師涓、師は樂師、涓は其の名なり、傳記詳ならず、習、熟習なり、晉平公、晉世家を見よ、施惠之臺、臺の名、新聲、新しき歌聲、師曠、師は樂師、曠は其の名なり、當時の樂聖として名高し、撫、抑なり、オサフと訓む、何道出、猶何處出といふが如し、師延、師は樂師、延は其の名なり、紂王に事ふ、靡々之樂、音樂の名、淫靡なるより名づく、玄鶴、黑毛の鶴なり、鶴千年を經れば蒼色となり、二千年を經れば黑色となるといふ、廊門、わたどの入口の門、合、會集なり、廊瓦、わたどのの屋根の瓦、赤地、地に草を生ぜざること、

太史公曰、夫上古明王舉樂者、

非以娛心自樂快意恣欲將欲爲治也、正教者皆始於音、音正而行正、故音樂者所以動盪血脈通流精神而和正心也、故宮動脾而和正聖、商動肺而和正義、角動肝而和正仁、徵動心而和正禮、羽動腎而和正智、故樂所以內輔正心而外異貴賤也、上以事宗廟、下以變化黎庶也、琴長八尺一寸正度也、弦大者爲宮而居中央君也、商張右傍、其餘大小相次不失其次序、則君臣之位正矣、故聞宮音使人溫

を催して之れをもてなせり、酒酣なるとき、靈公曰く、此の度貴國に來る途中新聲を聞けり、講ふ之れを奏せんと、平公曰くよしと、卽師涓をして晉の樂師にて有名なる師曠の傍に坐せしむ、師涓琴をひきよせ之れをひくこと未だ終らざる中に、師曠は師涓の琴を抑へ之れを止めて曰く、此の歌は亡國の音なり聽く可からずと、平公曰く、此の音樂は何れの處より出づるかと、師曠對へて曰く、昔の樂人師延の作る所なり、師延紂王に仕へ紂と共に靡々之樂をつくれり、武王紂を伐ちしとき師延は東に走りて自ら濮水の中に投じ死せり、故に此の新聲を聞きしは濮水のほとりに於てならん、卽ち此に師延の靈のこりてこの聲を奏せしならん、しかして一番先きに此の邪樂の聲をきくものは國を削りとらるゝの禍にかゝらんと、平公曰く、寡人好む所のものは音樂なり、願くは之れを聞き終らんと、師涓琴をひきて之れを奏し終へたり、平公師曠に問うて曰く、音樂にて此靡々之樂より最も悲しきものなきかと、師曠對へて曰く有りと、平公曰く聞くを得べきかと、師曠對へて曰く、此の樂をきくものは德高からざるべからず、しかるに君の德義薄し以て之れをきく可からずと、平公曰く寡人好む所のものは音樂なり願くは之れを聞かんと、師曠やむを得ず琴をひきよせて之をひけり、一たび奏し終れば黑色の鶴十六匹廊門に集まれり、再たび奏すれば頸をのばして鳴き翼をひろげて舞へり、平公大に喜び起ちて師曠の前に行きて其の壽を祝ひ、復坐にかへり問うて曰く、音樂は此れより最も悲しきものはなきかと、師曠對へて曰く有り、昔黃帝聖德ありしかば、この樂を奏して大に鬼神を感ぜしめ、鬼神會まり來りて大に喜び、黃帝は其の保護を得て大なる幸福をうけたり、今君の德義うすければこの音樂をきくに足らず、若し之れをきかば將に身を敗り國を敗るの災禍にあはんとすと、平公曰く、寡人年老いて外に望なし、たゞ好む所のものは音樂なり、願くは之れを聞かんと、師曠已むを得ず琴をひきよせて之れをひけり、一たび奏すれば白雲西北より起り來れり、再び奏すれば大風吹き來りて雨之に隨ひ廊門の瓦を吹き飛ばし、時ならぬ大暴風雨となれり、左右の臣皆驚き恐れて逃げ走れり、平公も亦恐れて廊屋の間に伏しふるひをのゝけり、此の暴風雨の爲に晉國は大

飛廊瓦、左右皆奔走、平公恐懼伏於廊屋之間、晉國大旱、赤地三年、聽者或吉或凶、夫樂不可妄興也、

【講義】凡そ音樂は人の心の動くより起る、而して天と人と相感通するあるは、恰も景の形に象り響の聲に應ずるが如し、故に善を爲すものには天は之れに報ゆるに幸福を以てし、惡を爲すものには天は之れに與ふるに災禍を以てす、そは自然の理にして疑を容れざる所なり、故に舜帝は五弦の琴をひき南風の詩を歌ひて天下大に治まれり、紂王は朝歌北鄙の音を爲りて身死し國亡べり、舜の道は何故に弘大にして此の如き幸福を得、紂の道は何故に狹隘にして此の如き災禍を得しや、夫れ南風の詩は萬物生長の音樂なり、舜は之れを樂しみ好めり、前章にものぶる通り正しき音樂の極致は天地が萬物を生々すると其旨意を同じうし、萬國の人民の驩び服ふの心を得るものなり、舜は此の正しき音樂を好みたるが故に、其の效果は天下治まるの大幸を得たるなり、朝歌は時に合はざるの邪歌なり、北は敗るの義なり、鄙は陋しき義なり、紂は此の時に合はず心を敗り鄙猥なる音樂を愛し好み萬國人民の善を好むと心を異にせしかば、諸侯なつき從はず百姓親愛せず天下之れに畔けり、故に身死し國亡ぶるの大禍を得たるなり、音樂の天地に通じ人に及ぼす效果の大なる此の如し、更に左に一例を擧げて之れを證せん、衞の靈公の時、公將に晉に行かんとし途中濮水のほとりに宿れり、夜半の時琴をひく聲を聞き左右の臣に問ふ、左右皆對へて曰く聞かずと、公乃ち師涓を召して曰く、琴をひく聲をきゝて左右の臣に問へども皆聞かずといへり、其の狀鬼神の作用に似たり、汝我が爲に之れをききて其の音をうつしとれと、師涓曰く諾と、因りて正しく坐して琴をひきよせ其の音を聞きて之れをうつし取れり、明日公に申して曰く、臣之れをうつし得たり、然れども未だよく習はず、請ふ今夜一宿してよく之れを習はんと、靈公曰くよしと、よりて復宿れり、明日師涓報告して曰く、よく習ひ得たりと、公卽ち去りて晉に行き晉の平公にあへり、平公施惠臺に酒宴

日報曰習矣、卽去之、晉、見晉平公、平公置酒於施惠之臺、酒酣、靈公曰、今者來聞新聲、請奏之、平公曰可、卽令師涓坐師曠旁、援琴鼓之、未終、師曠撫而止之曰、此亡國之聲也、不可聽、平公曰、何道出、師曠曰、師延所作也、與紂爲靡靡之樂、武王伐紂、師延東走、自投濮水之中、故聞此聲必於濮水之上、先聞此聲者國削、平公曰、寡人所好者音也、願遂聞之、師涓鼓而終之、平公曰、音無此最悲乎、師曠曰、有、平公曰、可得聞乎、師曠曰、君德義薄、不可以聽之、平公曰、寡人所好者音也、願聞之、師曠不得已、援琴而鼓之、一奏之、有玄鶴二八、集乎廊門、再奏之、延頸而鳴、舒翼而舞、平公大喜、起而爲師曠壽、反坐問曰、音無此最悲乎、師曠曰有、昔者黃帝以大合鬼神、今君德薄、不足以聽之、聽之將敗、平公曰、寡人老矣、所好者音也、願遂聞之、師曠不得已、援琴而鼓之、一奏之、有白雲從西北起、再奏之、大風至而雨隨之、

歎、二字共に歎美することなれども、分けていへば嗟は聲にかゝり歎は氣にかゝる、嗟歎して自然に抑揚高下の音調の出づるをいふ、子貢問樂、樂書は多く禮記の樂記より取る、子貢師乙に問ふの章は樂記の末章なり、子貢問樂の四字は篇題の名なり、古書の篇題は凡て篇末にあるを例とす、褚先生樂書を補ふの際樂記の文を取りて綴列し、たま〳〵此の章のみ篇末を削り去るを忘れしなり、

凡音由於人心、天之與人、有以相通、如景之象形、響之應聲、故爲善者、天報之以福、爲惡者、天與之以殃、其自然者也、故舜彈五弦之琴、歌南風之詩、而天下治、紂爲朝歌北鄙之音、身死國亡、舜之道何弘也、紂之道何隘也、夫南風之詩者、生長之音也、舜樂好之、樂與天地同意、得萬國之驩心、故天下治也、夫朝歌者不時也、北者敗也、鄙者陋也、紂樂好之、與萬國殊心、諸侯不附、百姓不親、天下畔之、故身死國亡、而衞靈公之時、將之晉、至於濮水之上舍、夜半時、聞鼓琴聲、問左右、皆對曰不聞、乃召師涓曰、吾聞鼓琴音、問左右皆不聞、其狀似鬼神、爲我聽而寫之、師涓曰諾、因端坐援琴、聽而寫之、明日曰、臣得之矣、然未習也、請宿習之、靈公曰可、因復宿、明

るに於て何かあらん、しかし歌聲の妙を知り得るも其の義を知らざるときは不可なり、故に其の義を説かん、夫れ歌の言たるや聲を長くして言ふことなり、何を以て聲を長くして言ふや、人心物に感じて悦ぶを以て口に出して言ふ、口に出していふのみにては滿足せず、故に聲を長くして言ふなり、これ歌の始なり、聲を長くして言ふのみにては滿足せず、故に之れを嗟歎し抑揚高下す、これ音調のよりて生ずる所なり、之れを嗟歎するのみにては滿足せず、故に進みて手の舞ひ足の踏むを知らざるに至る、これ舞踏の生ずる所以なり、

【字解】子貢、仲尼弟子列傳を見よ、師乙、師は樂師にて乙は其の名なり、傳を詳にせず、賜、子貢の名なり、有レ宜、性質にかなひたるものをうたふが宜しといふことありとの意なり、賤工、いやしき樂工、自執、自らえらびとれの意なり、頌、詩經の頌なり、下句の大小雅風皆同じ、風は國風なり、疏達、疏朗通達なり、肆直、肆は濶大なり、商、商聲なり、齊、齊聲なり、直レ己而陳レ德、己が身を正しくして德を修養し而る後に其の養へる德と同じ歌をうたひて其の德をのべひろめて大にするを、動レ己云云、動レ己とは己の德を運動し大きくする義にして、前句の陳レ德に同じ、天地以下は德を偉大にして天地と德を齊しくするに至らば天地人三才の地位を保つを得るを以て、陰陽を調和し萬物を化育するをいふ、即ち其の效果の偉大なるを言ひしものなり、天地應焉、天と地と相應じて其の處を得てみだれざること、天變地異なきをいふ、星辰理焉、理は治まること、星の隕つるとか怪星のあらはれざるをいふ、遺聲、遺れる聲調の義、商人、宋人なり、宋は商(殷)の後なり、故にいふ、志、記なり、シルスと訓む、保レ此、此は義勇を指す、如レ抗、上空にあがるが如く調の輕く淸く且つ剽疾なること、如レ隊、隊は墜に同じ、地上に落下するが如く重濁に且つ舒く遲きこと、曲、めぐりまはること、折、屈折する如く委曲に且つ悠揚なること、槀木、槁木に同じ、かれ木なり、居中レ矩、居は倨に同じ、聲調の屈折の小なるもの、中レ矩はさしがねの角の如く急なるを、句中レ鉤、句は聲調の屈折の大なるもの、中レ鉤とは鉤の曲り角の如く稍緩なること、累々乎、つゞきて絶えざるさま、殷、盛なり盛美なり、説レ之、説は悅に同じ、嗟

大雅は王政の廣大通明なるものを歌ひしものなればなり、資性恭敬儉約にして禮を守るを好むものは小雅を歌ふに宜し、何となれば小雅は燕享儀式の小政を歌へるものなればなり、資性正直にして安靜に廉潔にして謙遜なるものは國風を歌ふに宜し、何となれば國風は善風を美とし惡風を刺り以て正直清謙なる風を勸奬するを主としたるものなればなり、資性濶大にして剛直に而も慈愛の情あるものは商聲を歌ふに宜し、何となれば商聲は剛決の中に和愛の音を含めばなり、資性溫良にして而も能く決斷するものは齊聲を歌ふに宜し、何となれば齊聲は柔緩の中に勇强の音を含めばなり、夫れ歌は未だ歌はざるの先きに己が身を正直にして德を修養し、而る後己が德に宜しき歌を歌ひて己が德をのべひろむるものなり己が德をのべひろめて天地と德を同じうするに及びて天地相應じて亂れず四時和ぎて調ひ星辰治まりて異變なく萬物其の生を遂げて發育するなり、夫れ頌雅風は學者の常誦する所なれども商齊の二聲は然らず、故に左に其の效を申言せん、商聲は五帝の遺聲なり、たゞ商人のみ之れを識知せり、故に之れを商聲といふ、齊聲は三代の遺聲なり、たゞ齊人のみ之れを識知せり、故に之れを齊聲といふ、商聲に明なるものは其の德濶大にして剛直なり、故に事にのぞみて屢、能く決斷す、齊聲に明なるものは其の德溫良なり、故に利を見て私せず、之れを人に讓る、事に臨みて屢、能く決斷するは勇なり、利を見て私せず人に讓るは義なり、勇あり義あるも歌によりて之れを養ふに非ずんば、孰れか能く之れを完全に保つことを得んや、故に義勇あるものは此の二歌をうたひて其の德をのべひろむべきなり、此く歌は固より己が德をのぶるものなれども、音調和諧せざるときは則ち此の效果を得がたし、故に左に其の音調を說かん、調の上るときは上空にあがるが如く輕淸剽疾に、下るときは地上に落下するが如く重濁に舒遲に、めぐりまがるときは屈折するが如く委曲に悠揚に、とゞまるときは槁木の立ちて生意なきが如く、其の屈折の小なるものは矩の角の如く急に、其の屈折の大なるものは鉤の曲り角の如く緩に、其の聲の長く續きて盛美なることは恰も貫ける珠の如し、是れ歌聲の精妙なるものなり、歌聲の妙此の如くんば己が德をのべひろむ

而謙者宜歌風、肆直而慈愛者宜歌商、溫良而能斷者宜歌齊、夫歌者直己而陳德、動己而天下應焉、四時和焉、星辰理焉、萬物育焉、故商者五帝之遺聲也、商人志之、故謂之商、齊者三代之遺聲也、齊人志之、故謂之齊、明乎商之詩者、臨事而屢斷、明乎齊之詩者、見利而讓也、臨事而屢斷勇也、見利而讓義也、有勇有義、非歌孰能保此、故歌者上如抗、下如隊、曲如折、止如槀木、居中矩、句中鉤、累累乎殷如貫珠、故歌之爲言也、長言之也、說之、故言之、言之不足、故長言之、長言之不足、故嗟歎之、嗟歎之不足、故不知手之舞之足之蹈之、子貢問樂、

【講義】子貢師乙にあひて問うて曰く、賜は聲歌は各人の性に適ひたるものを歌ふが宜しといふことを聞けり、賜の如き性質の者は、何の歌をうたふが宜しきやと、師乙曰く、乙は賤しき樂工なり、何を以て君が資性に適宜せる歌は何かと問ふに足る資格あるものならんや、されど折角の問なれば請ふ我聞ける所のことを誦說せん、吾子自ら之れによりて資性に適宜なるものを擇びて執れ、資性德量寬大にして安靜に、和柔にして正直なるものは頌を歌ふに宜し、何となれば頌は天子の寛廣和正なる德澤をうたひしものなればなり、志意廣大にして安靜に疏朗通達にして信義あるものは大雅を歌ふに宜し、何となれば

り、鍵櫜とは府庫に鍵をかけて開かず兵器を櫜に包ひて用ひず、卽ち武を偃せて用ひざること、戰を起さざること、郊射、郊(都の四方百里內)は郊內に設けたる國學を指す、射は射術を習ふこと、左射貍首、左は東郊に建てたる國學、卽ち東學を指す、貍首は詩篇の名、其の詩今散逸せり、一句の意は東學にて射術を習ふときは貍首の詩を歌ひて其の動作を調節すとなり、右射騶虞、右は西郊に建てたる國學、卽ち西學を指す、騶虞は詩篇の名、今詩經召南の中にあり、貫革之射、革は甲鎧なり、甲鎧を貫く射とは軍射なり、裨冕、裨は副なり、益なり、上に副へ益す衣の義、冕は大夫以上の冠をいふ、裨衣をきて冕をかぶるより裨冕といふ、階級に應じて其の服飾名稱を異にす、袞冕・鷩冕・毳冕・絺冕・玄冕是なり、皆禮服なり、搢レ笏、搢はさしはさむこと、笏は束帶のときにもつ板、しやく、虎賁之士、賁は奔るなり、猛虎の奔るが如く猛烈疾捷なる軍士をいふ、稅、脫と通ず、トク又はヌグと訓む、祀二乎明堂一、明堂にて上帝を祭り父文王を配祀して追孝の意を示すこと、明堂は天子諸侯を朝し政をきく堂なり、耤、藉田なり、祭祀に供ふる黍稷を作る田、五者、郊射と、裨冕をきること、明堂に祀ることゝ、朝覲の禮と、藉田を耕すことゝを指す、食、養なり、ヤシナフと訓む、三老五更、三老は三公の致仕するものをいふ、五更は孤卿の致仕するものを選びたる五人をいふ、蔡邕の說によれば更は叟の誤ならんとあり、袒、かたをぬぐ、カタヌグと訓む、醬、しゝびしほ、饋、食物をおくること、オクルと訓む、總レ干、前に說く、周道、周の政道、四達、四方にあまねく達すること、

子貢見二師乙一而問曰、賜聞、聲歌各有レ宜也、如レ賜者宜二何歌一也、師乙曰、乙賤工也、何足三以問二所レ宜、請誦二其所一レ聞、而吾子自執レ焉、寬而靜柔而正者宜レ歌レ頌、廣大而靜疏達而信者宜レ歌二大雅一、恭儉而好レ禮者宜レ歌二小雅一、正直淸廉

の朝歌は周の東北にあり故にいふ、再成、曲の一終を成といふ、滅レ商、商を滅すに象れりの意、以下南・南國是疆等皆同句法なり、南國是疆、殷の都の南に國する諸侯を指して南國といふ、疆は正し治むること、平定せるをいふ、分陝、陝は衍文なり、分は左右二列となること、周公左召公右、周公と召公と左右に侍して武王をたすくるに象れりの意、綴、列なり、整列點卽ち第一位を指す、崇二天子一、天下武王を崇びて天子となすの意なり、夾振、二人の者が舞者を夾みて鐸を振

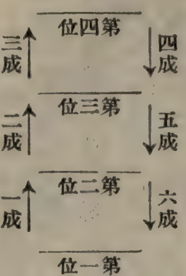

大武の舞進行の圖

り鳴らして舞容を節すること、四伐、舞者が戈矛を持ちて四たび撃刺のさまをなすこと、中國、國中なり、分夾、分は部分なり、舞者各、部分あり、鐸を振ふもの亦各、之れを夾むこと、女、汝なり、反レ商、反は及の誤なり、商は商の都を指す、封二黃帝之後於薊一、周本紀には此事を武王が殷を平定して鎬京の都に歸りたる後の事とし、又封二神農之後於焦一、黃帝之後於祝一、帝堯之後於薊一、帝舜之後於陳一、大禹之後於杞一とありて國名異なれり、共に傳聞の異に出づるなるべし、又殷の後なる微子を宋國に封ぜるは成王の時にあり、然るに此に武王の時とせるは黃帝堯舜禹と歷叙したれば序に併せ言ひたるなるべし、封二王子比干之墓一、封は土を盛り境域を定めて墓を築くこと、比干は殷の王子にて紂を諫めて殺されたる忠臣なり、箕子之囚、箕子は殷王の一族にて當時の賢人なり、紂を諫めて囚へられ獄に投ぜらる、武王之れを釋し朝鮮に封ず、後周に朝し武王の爲に洪範を述べたり、商容、殷の賢臣なり、弛レ政、弛は寛大なり、庶士、庶は衆なり、濟レ河、濟は渡なり、河は黃河なり、周より殷に入り又殷より周にかへるには黃河を渡らざる可からず故にいふ、西、西の方鎬京の都にかへること、散、放つこと、陽、南なり、服、使役なり、弢、包みおほふこと、倒二載干戈一、干戈を車に載するときは刄を前に向くるを法とす、倒とは之れに反し後に向くるをいふ、倒にするは用ひざるを示すなり、苞、包に同じ、將率、將帥に同じ、建櫜、建は鍵と通ず、かぎなり、櫜は兵器をつゝむ具な

に藏め、復用ひざるを示し、干戈は倒に載せて之れを虎皮に包みて復用ひざるを示し、將帥の士は封じて諸侯と爲らしめ以て其の功を賞す、この處置を名づけて建櫜といふ、然る後天下の人武王の復兵を用ひざることを知れり、武王都に歸りて後軍隊を解散して文教を興せり、卽ち郊學に於て射術を習ふや、東學に射術を習ふときは、貍首の詩を歌ひて之を調節し、西學に於て射術を習ふときは、騶虞の詩を歌ひて之れを調節す、かくして軍射は息みたり、士大夫は裨冕をきて笏を搢ましむ、かくして軍士は皆劍を脫せり、明堂にて上帝を祀り父文王を配祀して之れに事へしより、民は孝行を知れり、朝覲の禮を定め行ひて然る後諸侯は臣たる所以の道を知れり、王自ら藉田を耕して祭祀の供物に供して然る後諸侯は之れを見倣ひて恭敬の道を知れり、此の五つのものは天下を治むるの大教なり、武王又國學に於て三老五更を養ふ、此の時天子(卽ち武王)はかたをぬぎて牲を割き醬を執りて老者に饋り、爵を執りて老者に酳い、冕を冠り干戚を執りて舞ひ老者を樂しませり、此れ諸侯に悌道を敎ふる所以なり、此の如くにして周の政道は四方に達し、禮樂はこも〴〵四方に通ぜり、而して此の效果を見るに至るまでには、幾多の時月を經過せり、夫れ大武の樂は此の大功を歌ひしものなり、然らば其の聲調舞容の遲久なるも亦宜ならずや、卽ち遲久なるは時月を經ること久しきに象りたるなりと、

【字解】 免レ席、猶避レ席といふが如し、武之備戒一句、孔子始めに此の事を問ひて賓答へ孔子否定せず、故に聞レ命といふ、遲レ之、備戒之已久を指す、遲而又久、舞始まるに至りて六成(六節に詳し)あり、每成遲く緩にして時のたつこと永し、故にいふ、居、猶坐せよといふが如し、象レ成、成は成功なり、總レ干、總は總持なり、トルと訓む、干は干盾なり盾の字を省きたるなり、山立、山の如く立ち動かざること、太公、太公望なり、姓は呂、名は尙、文王武王の軍師なり、武王天下一統の後齊に封ぜらる、武亂、亂は終なり、坐、跪なり、周召、周公旦と召公奭となり、始而北出、一曲始まるや、舞者第一位より北に向ひ第二位に至ること、北出すとは武王が出でて紂を伐つとき孟津に至りて大に諸侯を會するに象れりの意、孟津に諸侯を會せしは周本紀にあれば就て見るべし、北といふは殷の都

嶷然として動かず、此れ武王が紂を伐つ時盾を持ちて以て諸侯の至るを待つに象れるなり、舞人が舞ひ始むるや、手足を發き揚げ强く厲しく地を踏むは、太公望の威武の强盛なる志に象れるなり、大武の舞の終に舞人皆跪くは、周公召公が文德の政を以て武を止めしに象れるなり、且つ夫れ大武の舞の始まるや、舞人南の第一位（整列出發點）より北に向ひ第二位に進むは、武王始めて出でて伐つとき孟津に至りて大に諸侯を會するに象れる也、二曲の始まるや、第二位より更に北に向ひ第三位に進むは、武王牧野に至りて紂と戰ひ之に克ち滅ぼすに象れるなり、三曲の始まるや、第三位より更に第四位（北の終點）に至り改めて南方に向ふは、殷を滅ぼし師をかへして南に向ふに象れる也、四曲の始まるや、第四位より南に向ひ第三位に反るは、紂を伐つの後南方の諸侯を正し治むるに象れるなり、五曲始まるや、第三位より第二位に至り分れて左右となるは、周公は左に居り召公は右に居り天子を輔佐するに象れる也、六曲始まるや、第二位より更に南に進みて第一位の整列點に反るは、武功成りて鎬京（周の都）に歸り、四海皆武王をあがめたつとびて天子となすに象れる也、毎曲二人舞者を夾みて鐸を振り鳴らして節となすときは、舞者は戈矛を振ひて擊刺するさまをなすこと四たびなるは、武王が威武を國中に盛に示すに象れるなり、舞者各々部分あり、鐸を振ふ者之れを夾みて進むは、早く武功を成さんことを勉むるに象れるなり、未だ舞はざる前に舞者の久しく整列に立つは、武王諸侯の至り集まるを待つに象れるなり、且つ汝は獨り未だ武王が牧野にて紂を滅ぼせし時の物語を聞かざるか、武王牧野にて殷に克ち其の都に至るや、未だ車より下るに及ばざる中に、黃帝の子孫を薊國に封じ、帝堯の子孫を祝國に封じ、帝舜の子孫を陳國に封じ、車より下りて後、夏后氏の子孫を杞國に封じ、殷の子孫を宋國に封じ、殷の王子比干の墓を封じ、箕子の囚禁せられたるを釋放し、之をして商容の居に行きて其舊位に復らしめ、庶民に對しては政を寬大にし、庶士に對しては俸祿を增給せり、武王殷を滅すの後、黃河を渡りて西鎬京にかへるや、馬は之れを華山の南に放ちて復乘らざるを示し、牛は之れを桃林の野に放ちて復使役せざるを示し、車甲はつゝみて之れを府庫

祝、封帝舜之後於陳、下車而封夏后氏之後於杞、封殷之後於宋、封王子比干之墓、釋箕子之囚、使之行商容而復其位、庶民弛政、庶士倍祿、濟河而西、馬散華山之陽而弗復乘、牛散桃林之野而不復服、車甲弢而藏之府庫而弗復用、倒載干戈、苞之以虎皮、將率之士使爲諸侯、名之曰建櫜、然後天下知武王之不復用兵也、散軍而郊射、左射貍首、右射騶虞、而貫革之射息也、裨冕搢笏、而虎賁之士稅劍也、祀乎明堂而民知孝、朝覲然後諸侯知所以臣、耕藉然後諸侯知所以敬、五者天下之大敎也、食三老五更於大學、天子袒而割牲、執醬而饋、執爵而酳、冕而總干、所以敎諸侯之悌也、若此則周道四達、禮樂交通、則夫武之遲久不亦宜乎、

【講義】　賓牟賈起ちて席を避け請ひ問うて曰く、夫れ大武の舞樂の鼓をうちて備へ戒むることの已に久しき理由は、則ちすでに敎を聞くを得たり、敢て問ふ、かく舞者を備戒して舞ふことを遲くし、舞始まるに至りても亦遲く緩にして長きは何故ぞやと、子曰く、坐せよ吾汝に其の理由を語らん、夫れ音樂は其の成功に象りて造りたるものなり、大武の舞樂の將に始まらんとする時、舞人は干盾を持ちて立ち山の如く

武坐一也、此の武は武舞の人を指す、一句の意は武舞の人は跪くに非ず、舞法には跪くことなしとなり、されど下節に孔子が武亂皆坐といへるを見れば賈の答は間違へるを知るべし、淫、貪濫なり、及商、商（殷の一名）を取らんと欲するが如き調あるをいふ、有司、音樂を掌る有司なり、有司は役人を指す、武王之志荒矣、荒は荒亂なり、周室が商を滅さんとしたるは大王（大王―王季―文王―武王）以來の政策にて、武王に至り之れを成し遂げたるなり、其の評して荒亂といふも強ち無意義に非ず、武王が天意に應じ民心に従ひて商を滅ぼせるが如くいふは孟子一派の論のみ、孟子は武王を本尊とせるを以て之を辨護して善意に解したるなり、故に此の句を説く者は深く歴史上の眞事實をきはむべきなり、唯、應への辭、然りといふ意なり、丘、孔子の名、萇弘、周の皇室の樂官にて孔子は音樂を此の人に學べり、吾子、親しむの辭なり、

賓牟賈起、免席而請曰、夫武之備戒已久、則既聞命矣、敢問、遲之遲而又久何也、子曰、居吾語汝、夫樂者象成者也、總干而山立、武王之事也、發揚蹈厲太公之志也、武亂皆坐、周召之治也、且夫武始而北出、再成而滅商、三成而南、四成而南國是疆、五成分〔陝〕、周公左、召公右、六成復綴以崇天子、夾振之而四伐、盛振威於中國也、分夾而進、事蚤濟也、久立於綴、以待諸侯之至也、且夫女獨未聞牧野之語乎、武王克殷〔反〕商、未及下車、而封黃帝之後於薊、封帝堯之後於

【講義】　賓牟賈孔子に侍坐す、孔子之れと言論して音樂の事に及べり、孔子問うて曰く、大武の樂舞は先づ鼓をうちて備へ戒むること已に久しくして乃ち始めて舞を作すは何故ぞやと、賓牟賈答へて曰く、武王紂を伐つとき士衆の心を得ざらんことを憂ふ、故に先づ鼓を鳴らし以て士衆を戒しむること久しくして、乃ち出でて戰ふ、此の舞は卽ち此れに象りたるものなり、故に然りと、孔子又問うて曰く、大武の樂の聲調の長聲にして歎じ而も嫋々としてつゞき絶えざるは何故ぞやと、賓牟賈答へて曰く、武王紂を伐つとき諸侯の後れ至る者は、戰事に及ばずして之れを望慕せんことを恐れたり、此の聲調は卽ち望慕の情の長くつきざるに象りしものなりと、孔子又問うて曰く、大武の舞の容の手足を發き揚げ地を踏むこと厲しく強く而も其の甚疾速なるは何故なるやと、賓牟賈答へて曰く、武王は時に及びて紂を伐つ一時も緩くすべからざるに象りしなりと、孔子又問うて曰く、大武の舞にて舞ふ者時に跪きて右膝を地につけ左足を擧ぐるは何故ぞやと、賓牟賈答へて曰く、是れ舞者の跪くに非ざるなり、舞法には跪くことなしと、孔子又問うて曰く、大武の樂の聲調の貪濫にして商を取らんと欲するが如きところあるは何故ぞやと、賓牟賈答へて曰く、是れ大武の樂の音調に非ざるなりと、子曰く、若し大武の樂の音調に非ざれば則ち何の音樂の調かと、賓牟賈答へて曰く、樂を掌るの有司其の相傳ふるの說を失へり、故に吾其の理を知らず、若し有司其の相傳ふるの說に非ずして、實際古より此の如き聲調ありたりとせば、是れ武王の荒亂なるなり、故に音にあらはれて此の如きならんと、孔子聞き終りて曰く、然り丘の此の事を萇弘にきゝし時も、其の答亦吾子の言の如くなりき、是れ事實ならんかと、

【字解】　賓牟賈、賓牟は姓にして賈は名なり、傳を缺く、武、大武の樂なり、周の武王の功を歌へるもの、病、憂なり、ウレフと訓む、永歎、長き聲にて歎ずること、淫液、聲調の長くつゞきて絶えざるさま、逮レ事、逮は及に同じ、事は戰事なり、發揚、手足をひらき揚ぐること、蹈厲、地を踏むこと厲しく強きこと、已、甚なり、ハナハダと訓む、蚤、早なり速なり、坐、跪なり、ヒザマヅクと訓む、致レ右、右膝を地につくること、憲レ左、憲は軒と通ず、アグと訓む、左は左足なり、非ニ

てあり）故にいふ、鏗、堅く剛きこと、號、號令なり、横、充なり充實なり、士氣の充實をさす、君子、位德を兼ねていふ、人君にして聖德あるものを指す、石聲、磬の聲なり、磬は石にてつくるよりいふ、硜、淸くつよきこと、硜以立ㇾ別、別は辨別なり、淸くつよければ善惡の辨別を立て易し、故にいふ、別以致ㇾ死、善惡の辨別あるときは能く不義と義とを知る、故に死を致し節をつくすべし、故にいふ、封疆、國境なり、絲聲、琴瑟の聲也、琴瑟の弦は絲を以てつくる故にいふ、哀以立ㇾ廉、哀は哀怨なり、廉は廉稜なり、哀怨するときは則ち惻然として收斂するを以て自らかど立つなり故にいふ、竹聲、竽笙簫管の聲なり此等の樂器は竹管より成る故にいふ、濫、多くひろきこと、竽笙の類は合奏するを以て音多くひろし、故にいふ、立ㇾ會、會は會聚なり、多くひろきときは會聚するを得、故にいふ、畜聚之臣、畜は養なり、仁を以て衆庶を聚め養ふ良臣をいふ、聚斂之臣とは異なり、鼙、馬上にてうつ鼓、大鼓の節を助くる爲に用ふ、せめだいこ、讙、かまびすしきこと、動、人心を動かすこと、鏗鎗、鏗鏘に同じ、音樂の聲をいふ、彼、音樂の聲を指す、合、心に契合すること、

賓牟賈侍坐於孔子、孔子與之言及樂、曰、夫武之備戒之已久何也、答曰、病不得其衆也、永歎之淫液之何也、答曰、恐不逮事也、發揚蹈厲之已蚤何也、答曰、及時事也、武坐致右憲左何也、答曰、非武坐也、聲淫及商何也、答曰、非武音也、子曰、若非武音則何音也、答曰、有司失其傳也、如非有司失其傳、則武王之志荒矣、子曰、唯丘之聞諸萇弘、亦若吾子之言、是也、

會聚するを得、會聚するときは以て衆人をあつむべし、是れ故に君子竽笙簫管の聲をきくときは則ち衆庶をあつめ養ふの良臣を想起す、鼓鼙の聲はかまびすし、かまびすしければ人の心を動かすを得、人の心を動かすを得ば以て衆を進發さすを得、是れ故に君子鼓鼙の聲をきくときは則ち將帥の臣を想起す、此の如く君子の音をきくや、たゞに其の鏗鏘たる音をきくのみに非ざるなり、彼の樂聲がまた己が心に契合する所あるなり、君亦思を此に致し給ふ可しと、

【字解】 濫、だらしなくみだらなり、淫ㇾ志、きくものの志を淫邪にすること、溺志以下同句法なり、燕ㇾ女、燕は安なり、ヤスンズと訓む、女は女色なり、女色に安んじて流連反らざるの調、妖麗淫猥の調をいふ、趣數、趣は迫促なり、數は疾速なり、せはしくおしつまる調をいふ、驁辟、おごりひがみたること、此には其調をいふ、淫二於色一、宋鄭二音は女色に淫溺するの調あるは言ふ迄もなし、衞齊二音も亦趣數驁辟の外淫亂の調あり、故にすべて淫於色といふ、詩曰、詩經周頌有瞽の篇なり、是聽、聽はきゝてたのしむの義なり、詩曰、詩經大雅板の篇なり、孔易、孔は甚なり、ハナハダと訓む、鞉、鼓に似て小さく柄あり、柄を持ちて之を搖すときは旁に附けてある玉が自然に鼓面にあたり鳴る仕掛の鼓、椌、柷なり、形漆桶の如く方二尺四寸深一尺八寸、中に椎柄ありて底に連る、之れを撞きてならす仕掛なり、楬、敔なり、臺上に木製の伏虎を置き其の背上には刻あり木にて其の刻をこすりて音聲を發せしむるもの、壎、土を燒きて造り上尖り底平にして形稱錘に似たり其の聲叫ぶが如し、篪、笛の一種、長と孔と諸家異説あれども、長一尺八寸、孔八個といふが普通なり、德音之音、德音の音をあらはし示す樂器の義なり、旄狄、狄は羽なり、旄と共に前にとく、所二以獻醻酳酢一、宗廟の祭の時尸（かたしろ）にものをすゝむるを獻といひ、衆神酒を酬いあひてのむを醻といひ、尸食畢りて之に酒をすゝむるを酳といひ、尸が主人主婦に酒をすゝむるを酢といふ、皆樂を以て之れを節す、故にいふ、官二序貴賤一、宗廟の祭を助くる臣下は位の貴賤によりて祭に於ける官等を次第し宜しきにかなはしむ、而して其の進退揖讓は皆樂を以て之れを節す、故にいふ、後世一句、長幼尊卑の義理は皆音樂にあらはる、（この事は前節にとき

ひて修德に害あり、是れを以て宗廟の祭祀に用ひざるなり、詩に云く、祭祀に奏する樂器は肅雍として和ぎ鳴る、先祖の靈は之れをきゝて樂しむと、夫れ肅とはつゝしみ敬ふことなり、雍とは和ぐことなり、正樂は其の音敬和なり、故に神靈の之を樂しむのみならず、人も亦之をきゝて敬和の心を養ふ、夫れ敬和なる時は何の事か行はれざらんや、正樂の效や此の如し、夫れ人君たる者は民の模範たり、故に其好惡する所をつつしまざるべからず、君之を好む時は則ち臣も亦好みて之を爲し、上之を行ふ時は則ち民も亦之に從ひて行ふ、かく上の好行する所は下は之れよりも甚しく好行するものなり、故に詩に曰く、人君たる者は民を誘導することは甚容易なりと、此れの謂なり、君の音樂に於けるも亦此の如し、愼み給はざる可けんや、かく人君の好惡は直に民に影響するを以て、古の聖君は己が好惡を正しくして、然して後鞉鼓椌楬壎箎の樂器を造れり、此の六のものは德音の音をあらはし示す器なり、此の六器定まりて然して後鐘磬竽瑟の樂器を造りて之に和し、其調をして質素に過ぎ乾燥に流れざらしめ、干戚旄狄を持ち樂調に合はせて舞踏し、其の樂をして盛大ならしむ、此の樂や先王の廟を祭る所以の具なり、獻醻酳酢の禮を修むる所以の具なり、貴賤によりて官等を次第し各其の宜しきを得る所以の用なり、又これ後世に尊卑長幼の序あるを示す所以の用なり、君この樂を好み給ふときは、身心自ら敬和になるのみならず、民も亦之に倣ふを以て國家の平安富强に赴くを期して待つべきなり、左に有德の君主が正樂の音をきゝたる時の感覺をのべて御參考に致さん、鐘の聲は堅く剛し、堅く剛きを以て號令を立つ可し、號令は以て士氣を充實にすべし、士氣の充實は以て武勇を奮起すべし、是れを以て君子鐘聲をきくときは卽ち武勇の臣を想起す、磬の聲は淸くつよし、淸くつよきを以て善惡の辨別を明にすべし、善惡の辨別を明にするを以て義を取り節につきて死を致すべし、是を以て君子磬の聲をきくときは則ち國境を守りて節に死するの臣を想起す、琴瑟の聲は哀怨なり、哀怨は以て廉稜の氣を立つ、廉稜なれば以て志を立てゝ義につく、是れ故に君子琴瑟の聲をきくときは則ち正義に志すの臣を想起す、竽笙簫管の聲は多くひろし、多くひろきを以て能く

民從之、詩曰、誘民孔易、此之謂也、然後聖人作爲鞉鼓椌楬壎篪、此六者德音之音也、然後鐘磬竽瑟以和之、干戚旄狄以舞之、此所以祭先王之廟也、所以獻酬酳酢也、所以官序貴賤各得其宜也、此所以示後世有尊卑長幼序也、鐘聲鏗、鏗以立號、號以立橫、橫以立武、君子聽鐘聲、則思武臣、石聲磬、磬以立別、別以致死、君子聽磬聲、則思死封疆之臣、絲聲哀、哀以立廉、廉以立志、君子聽琴瑟之聲、則思志義之臣、竹聲濫、濫以立會、會以聚衆、君子聽竽笙簫管之聲、則思畜聚之臣、鼓鼙之聲讙、讙以立動、動以進衆、君子聽鼓鼙之聲、則思將帥之臣、君子之聽音、非聽其鏗鎗而已也、彼亦有所合之也、

【講義】　文侯また問うて曰く、敢て問ふ、淫猥の音は何れより出づるかと、子夏答へて曰く、淫猥なる音とは鄭宋衞齊の諸國の音樂なり、鄭國の音はだらしなく猥なる調を好むを以て、聽く者の志を淫邪にす、宋國の音は女色に安んじて流連反るを知らざる調のものなるを以て、聽く者の志を沈溺さす、衞國の音は調せまりて疾きを以て、聽く者の志をせはしくす、齊國の音はおごりひがみたる調なるを以て、聽く者の志を驕慢にす、此の四國の音は皆色に沈溺する風を養

く和親す、子の文王に至りて其の德正大悔恥すべき所なし、故に能く上帝の福を承けて之れを子孫にひき及ぼせりと、此の詩は卽ち德音の效果をのべたるなり、君之れによりて樂と音との義を知り給ふべし、音といふも德音こそ誠の音といふべけれ、今君の好み給ふ所の音は其れ淫猥の音にして正しき音に非ざるべきかと、

【字解】四時當、四時正しきに當りて其序を失はざると、疾疢、疢は熱病なり、祆祥、不可思議なる災厄をいふ、大當、大當の世なり、大當とは大に和同してととのへるをいふ、紀綱、紀は小繩、綱は大繩なり、小繩大繩たるべき道をいふ、大繩の道とは三綱是れなり、三綱とは君臣父子夫婦の大道をいふ、小繩の道とは六紀是なり、六紀とは諸父有レ善、諸舅有レ義、族人有レ敘、昆弟有レ親、師長有レ尊、朋友有レ舊をいふ、六律、六律六呂なり、五聲、五音なり、詩頌、詩は詩經の風雅をさし、頌は頌を指す、德音、道德の聲音(音律)の義なり、詩曰、詩經大雅皇矣篇を指す、周の王季の德を頌歌せるものなり、王季は卽ち文王の父なり、莫、淸く靜なる貌、類、善惡の別を辨へ言行法あること、長、師長なり、敎化上よりいふ、克俾、俾は比の誤なり、近づき親しむこと、シタシムと訓む、俾於文王、俾は比の誤なり、これは至と解す、イタルと訓む、靡悔、恥悔する所なしといふこと、善美を極めたるをいふ、靡は無なり、帝祉、上帝の福なり、施、延なり、ノブと訓む、孫子、子孫に同じ、溺音、溺は淫猥なり、

文侯曰、敢問溺音者何從出也、子夏答曰、鄭音好濫淫志、宋音燕女而溺志、衞音趣數煩志、齊音驁辟驕志、四者皆淫於色而害於德、是以祭祀不用也、詩云、肅雍和鳴、先祖是聽、夫肅肅敬也、雍雍和也、夫敬以和、何事不行、爲人君者、謹其所好惡而已矣、君好之則臣爲之、上好之則

弄物となせり、獶雜、みだれまじること、不知父子、父子尊卑の別を知らざること、男女俳優侏儒と相亂れて別なく禮なきよりかくいふ、

文侯曰、敢問如何、子夏答曰、夫古者天地順而四時當、民有德而五穀昌、疾疢不作而無祅祥、此之謂大當、然後聖人作爲父子君臣、以爲紀綱、紀綱既正、天下大定、天下大定然後正六律、和五聲、弦歌詩頌、此之謂德音、德音之謂樂、詩曰、莫其德音、其德克明、克明克類、克長克君、王此大邦、克順克俾、俾于文王、其德靡悔、既受帝祉、施于孫子、此之謂也、今君之所好者、其溺音乎、

【講義】文侯復問うて曰く、樂は音と相近似すれども實は相同じからずとは如何なる言かと、子夏答へて曰く、夫れ古聖王の世は、天地和順して四時其の序を失はず、民美德ありて相親睦し、五穀養を得て昌に成熟し、疾病作らず妖祥出づるなし、此れを之れ大當の世と曰ふ、此の如く人民和調して然る後に、聖人は父子君臣の禮を作爲して以て民の守るべき道の紀綱となせり、紀綱既に正しくして天下大に定まる、天下大に定まりて然る後に音樂を制し以て六律を正しくし五音を和げ琴瑟を彈じて詩頌を歌ふ、此れ之れを德音といふ、德音之を樂といふ、所謂古樂とは是れなり、詩に曰く、周の王季は淸く靜なる德ありしかば、發して淸く靜なる德音となりぬ、其德淸く靜なるが故に能く昭明なり、能く昭明なるが故に能く善惡を辨へて言行法あり、能く善惡を辨へて言行法あるを以で能く師長となりて敎化すべく君上となりて治むべし、故に此大國の王となりて民よく慈順に上下よ

論ず、而して後之れによりて身を修め家に及ぼし以て天下を平げ均しうするなり、此れ卽ち古樂の表面にあらはれて見易き所の效なり、今夫れ新樂は、舞者は進退共に俯伏し曲折して行列雜亂し、聲調は姦邪にして亂れ淫猥にして止まる所なし、俳優侏儒の徒子女の間に雜りみだれて舞戲し、復父子尊卑の禮あるを知らず、故に舞樂終るも以て樂の義や效を語る可からず、古の美事を論じて修養の資となす可からず、此れ卽ち新樂の表面にあらはれて見易き效なり、古新二樂の別と效とは上述の言によりて明に知らるべし、而して今君の言を考ふるに問ひ給ふ所は樂の義なれども、好み給ふ所は音のみなり、夫れ樂と音とは相近似すれども實は相同じからずと、

【字解】 魏文侯、戰國時代最初の諸侯中第一流の名君なり、賢を尊び士を禮し治績大に著はる、子夏、卜商の字なり、仲尼弟子列傳を見よ、魏の文侯の師也、端冕、玄端の服をきて冕（大夫以上の冠の名）をかぶると、古樂、古先王の制定せる雅樂、鄭衞之音、前に解す、新樂、鄭衞の音を指す、進旅而退旅、旅は衆なり、一句の意は、舞者は衆共に進み共に退き齊一して不揃なきこと、和正以廣、聲調をいふ、和は和易、正は雅正、廣は寛廣也、弦匏笙簧、弦は琴瑟を指す、堂上に奏す、匏は笙竽の稱也、笙竽は管を匏の內に列ね簧を管端に施せる樂器也、故に匏笙簧とは單に笙といふが如し、笙は堂下に奏す、簧は笛のした、合守、樂器を合はせて奏し以て其音調を亂れぬやうに相守ること、拊鼓、拊は鼓の形に似たる樂器、韋を表となし中に糠を入れたるもの、以ㇾ文、文は鼓を指す、鼓は金鐃に對し德を以てすれば文に屬す、故にいふ、止亂、亂は治なりヲサムと訓む、以ㇾ武、武は鐃を指す、鐃は鉦の小なるもの、德を以てすれば武に屬す、故にいふ、治ㇾ亂、此の亂は樂章の終の詞をいふ、ヲハリと訓む、相、拊の一名、訊ㇾ疾、訊は治なり、ヲサムと訓む、疾は舞者の疾速なり、以ㇾ雅、雅は形漆筩の如くにして口弇く、大さ二圍、長さ五尺六寸、羊の韋皮を以て之れをおほふ、一種の樂器なり、語、樂の義や效を語ること、古樂之發、發は表面にあらはれたるしるしなり、進俯退俯、俯は俯伏曲折なり舞者進退共に俯伏屈折して行列雜り亂るゝこと、溺、淫猥なり、優、俳優なり、侏儒、一寸法師なり、古は俳優の如く種々の技をなさしめて玩

り、同類を得とは喜べば其の同類なる音樂を得、怒れば其の同類なる軍旅を得るをいふ、

魏文侯問於子夏曰、吾端冕而聽古樂則唯恐臥、聽鄭衛之音則不知倦、敢問古樂之如彼何也、新樂之如此何也、子夏答曰、今夫古樂進旅而退旅、和正以廣、弦匏笙簧合守拊鼓、始奏以文、止亂以武、治亂以相、訊疾以雅、君子於是語、於是道古、修身及家、平均天下、此古樂之發也、今夫新樂進俯退俯、姦聲以淫、溺而不止、及優侏儒、獶雜子女、不知父子、樂終不可以語、不可以道古、此新樂之發也、今君之所問者樂也、所好者音也、夫樂之與音、相近而不同、

【講義】魏の文侯子夏に問うて曰く、吾玄端の衣を着冕をかぶりて古の音樂をきくときは、則ち厭倦を生じて臥さんことを恐るれども、鄭衛の音樂をきくときは、則ち面白くして倦むことを知らず、敢て問ふ古の音樂の彼の如く厭倦を生じ、新しき音樂の此の如く面白しきは何ぞやと、子夏對へて曰く、今夫れ古樂は、舞者は衆共に進み共に退き齊整して參差することなし、聲調は和易雅正にして寛廣なり、琴瑟笙の樂器多しと雖必ず此れ等の樂器を合せ奏して音を相保ち守り、拊鼓をうちて然る後作るを以て、調子一定して亂れず、上述の如く始めて奏樂するときは、鼓をうち、止めをさむるときには鐃をうち、終りの詞を治め整ふるには相をうち、舞者の疾速を治むるには雅をうちて警むるを以て、整然として而も優雅なり、君子是に於て樂の義や效を語り、是に於て古の美事を

道なり、族長郷里、族は百家の村をいひ、長は黨と通じ五百家の村をいひ、郷は一萬二千五百家の村をいひ、里は二十五家の村をいふも、四字にて單に村里といふ意に見て可なり、閭門之中、家中の小門を閭といふ、故に閭門の中とは一家の中といふ意なり、審レ一以定レ和、審は審に觀察すること、一は人の聲をいふ、和は調和の音をいふ、蓋し人の聲は一なりと雖其の感は殊なり、或は哀樂の感あり、或は喜怒の感あり、故に其の聲を審に觀察して以て調和の曲を定むべきなり、比レ物以飾レ節、物は種々の樂器をさす、飾はとゝのふること、節は音節なり、一句の意は種々の樂器を比べて其の音樂の節調をとゝのへ美しくするをいふ、節奏合以成レ文、節奏して音調を合成し文をなすこと、文はあやもやうなり、附親、なつけしたします、干戚、前にとく、詘信、屈伸に同じ、莊、莊嚴なり、綴兆、綴は舞踏場の中央、兆は舞踏場内をさす、要、會なり、アハスと訓む、節奏、これは進退に同じ、天地之齊、齊はととのへをさむる大道の意、中和之紀、紀は大綱なり、音樂は性情を中和にするの大綱の義なり、中庸に喜怒哀樂之未レ發謂二之中一、發而中レ節謂二之和一、とあり、

夫樂者先王之所二以飾一レ喜也、軍旅鈇鉞者先王之所二以飾一レ怒也、故先王之喜怒皆得二其齊一矣、喜則天下和レ之、怒暴亂者畏レ之、先王之道禮樂可レ謂レ盛矣、

【講義】夫れ音樂は先王が喜びの心を飾りあらはす所以のものなり、軍隊と鈇鉞とは先王が怒りの心を飾りあらはす所以のものなり、かく先王の喜怒は皆其の適當なる同類を得て之れをあらはすが故に、喜ぶときは則ち天下の人皆喜びて之れに和し、怒るときは則ち暴亂のものもふるひ畏るゝなり、されば先王の制定せられたる道にて、禮樂の二道は正に其の盛大をきはむるものと謂ふ可きなり、

【字解】軍旅、一萬二千五百人の兵を軍といひ、五百人の兵を旅といふ、されど此にては軍隊の意に見るべし、鈇鉞、前に說く、齊、儕と通ず、類なり、同類な

の中にて年長者年少者一同にて之をきくときは、則ち皆和ぎて柔順ならざるはなし、一家中にて父子兄弟一同にて之をきく時は、則ち皆和ぎて親睦せざるはなし、故に音樂とは人の聲音を審に觀察して以て調和を定め、種々の樂器を比べて以て音節を飾りとゝのへ、之れを節奏して音調を合成せしめ、以て粲然たるあやもやうを成すものにして、父子君臣の間を和合し萬民をなつけ親しまする所以のものなり、是れ先王が音樂を制定し給ふの道なり、先王の音樂は此の如く善美をつくせり、故に人々が其の雅頌の正樂をきくときは、淫邪の念萌さずして志意廣大となるを得、其の干と戚とを持ちて舞ひ其の俯したり仰ぎたり屈みたり伸びたりする所作を習ふときは、規律嚴正となりて容貌莊嚴となるを得、又舞者が其の舞踏場内の中央なる位置に集まりて其の場内をめぐるとき、音樂を奏して其進退を合一にするときは、行列正しきを得進退齊しきを得るのみならず、觀る者も亦之れによりて進退とゝのふなり、音樂の效用は此の如く大なり、故に音樂は天地を治めとゝのふる大道なり、人情を中和にする大綱たるものなり、而して人情の必ず免れざる所のものなり、

【字解】　樂者樂也、上の樂は音ガク、音樂なり、下の樂はラク、たのしむなり、發二於聲音一歌となりてあらはるゝをいふ、形二於動靜一舞となりてあらはるゝをいふ、性術之變、性情の物に感じて發動する所以の變化なり、盡二於此一矣、此は歌舞の二者をさす、樂不レ能レ無レ形、此の形は前の發二於聲音一形二於動靜一二句をうく、形而不レ爲レ道、道は導なり、下句の道レ之の道も同じ、正しき方に導くこと、雅頌、詩經の雅と頌となり、雅は政を歌ひ頌は天子の德をうたふ、共に正しくみやびなる音樂なり、故に此にては正しくみやびなる音樂の義に見るべし、流、淫放に流るゝこと、文、音樂の篇章をさす、綸、義理を辨へをさむること、息、善にすゝむを息むこと、曲、聲調の曲折せるをいふ、直、聲調の直く長きをいふ、繁、聲調のさわがしきをいふ、省、聲調の清くあつさりとしたるをいふ、廉、聲調の細くするどきをいふ、肉、聲調のふとくゆるやかなるをいふ、節奏、節は聲調を止むること、奏は聲調をすすむること、一曲を奏する中に一寸とめてはすぐすゝみ、すゝみては又一寸とむるをいふ、立レ樂之方、方は

則莫不和敬、在族長鄉里之中、長幼同聽之、則莫不和順、在閨門之中、父子兄弟同聽之、則莫不和親、故樂者審一以定和、比物以飾節、節奏合以成文、所以合和父子君臣、附親萬民也、是先王立樂之方也、故聽其雅頌之聲、志意得廣焉、執干戚習其俯仰詘信、容貌得莊焉、行其綴兆、要其節奏、行列得正焉、進退得齊焉、故樂者天地之齊、中和之紀、人情之所不能免也、

【講義】夫れ音樂とは樂しむことなり、樂しむといふことは人情の必ず免るゝ能はざる所なり、樂しむときは則ち必ず聲音に發して歌となり動靜にあらはれて舞となる、これ人道の自然なり、この聲音と動靜とにあらはるゝ歌舞は、性情の物に感じて發動する所以の變化にして、其の變化は實に此の二つにつきたり、故に人は樂しみなき能はず、樂しめば聲音動靜にあらはるゝことなき能はず、聲音動靜にあらはれて之れを正しき方に導くことをなさゞるときは、亂れて淫猥に赴くことなき能はず、先王は其の亂れて淫猥に赴くを惡み給ふ、故に雅頌の正しくみやびなる音樂を制定して以て之れを正しき方に導き、其の聲調は人をして樂しむに足りて淫放に流れざらしめ、其の樂章は人をして義理を辨へ治むるに足りて善き方に進むことを息むことなからしめ、其の聲調は或は曲折し或は長く直く或はさわがしく或は淡泊に或は細く鋭く或は太くゆるやかに或はとゞめ或はすゝむるに皆人の善心を感動するに足らしむるのみ、放淫なる心邪穢の氣をして我身に交接することを得しめざるなり、是れ先王が音樂を制定し給ふの道なり、是の故に音樂は宗廟の中にて君臣上下一同にて之れをきくときは、則ち皆和ぎて恭ひ敬まざるはなし、村里

【講義】夫れ樂は心の内に感動して起るものなり、禮は外貌に發動してあらはるゝものなり、故に禮は其の退讓檢束を主とし、樂は其の和易舒暢を主とす、禮は退讓檢束を主とするを以て行ひ難ければ勉強して進み行ふ、故に勉強して進み行ふを善美となす、樂は和易舒暢を主とするを以て放慢に流れ易ければ自ら抑止して節す、故に抑止して節するを以て善美となす、若し禮が退讓檢束するのみにて勉強して進み行はざるときは則ち意氣銷磨し、樂が和易舒暢するのみにて抑止して節せざるときは則ち意氣放慢するに至る、此れ故に禮には勉強して進み行ふあり、樂には自ら抑止して節するあり、かくして禮樂二者始めて全し、禮にて其の勉強して進み行ふことをなし得るときは則ち心自ら樂しく、樂にて其の抑止して節することを得るときは則ち心自ら安かなり、是の故に禮の勉強して進み行ふと、樂の抑止して節するとは其の義一なり、卽ち共に心を安樂するに歸するのみ、

【字解】謙、退讓檢束なり、盈、和易舒暢なり、進、勉强して進み行ふ、文、善美の意、反、抑止して節すること、銷、銷磨なり、意氣銷磨すること、放、放慢なり、意氣放慢すること、報、褒と通ず、褒は進なり、前句の進と同義なり、

夫樂者樂也、人情之所不能免也、樂必發諸聲音、形於動靜、人道也、聲音動靜性術之變、盡於此矣、故人不能無樂、樂不能無形、形而不爲道、不能無亂、先王惡其亂、故制雅頌之聲以道之、使其聲足以樂而不流、使其文足以綸而不息、使其曲直繁省廉肉節奏足以感動人之善心而已矣、不使放心邪氣得接焉、是先王立樂之方也、是故樂在宗廟之中、君臣上下同聽之、

に反して音樂を知り究めざれば心中暫くも和易ならず安樂ならず、和易ならず安樂ならざるときは則ち鄙吝詐僞の心おこるなり、又禮を知り究めざれば外貌暫くも莊嚴ならず恭敬ならず、莊嚴ならず恭敬ならざるときは則ち輕薄怠慢の心起る也、上述の如く禮樂の二者は車の兩輪の如く暫くも身を去る可からず、而して今其起原關係を尋ぬるに、樂は心の內に感動して起るものなり、禮は外貌に發動してあらはるるものなり、樂は和易を極め禮は恭順を極むるを主とす、故に此を以て心身を治むるときは心內和樂して外貌恭敬なり、此の如きときは則ち民其の溫潤なる顏色を見て自ら薰化し與に爭はず、其の恭順なる動作を望みて自ら薰化し輕薄怠慢の心を起さゞるなり、かく樂を以て心を治むるが故に其德の光心の內に動き顏色にあらはるゝを以て民化して承奉聽從せざるはなく、禮を以て外を治むるが故に、其の道の條理は外貌に發し動作にあらはるゝを以て民化して承奉敬順せざるなきなり、余故に曰く禮樂の道を極め之をあげて天下に施すときは之を治むるは少しも難きことなしと、

【字解】斯須、しばらく、易直子諒、易は和易、直は正直、子は慈に同じ、慈愛なり、諒は良に同じ、順良なり、油然、湧き出づるさま、天、其の德天の如しの意、神、其の威神の如しの意、入之矣、入は起りくるの意、易慢易は輕薄、慢は怠慢なり、慢なり、動於內、樂は心より起る、故にいふ、動於外、禮は外より生ず、故にいふ、極順、順は恭順なり、德輝、德の光、承聽、承は承奉なり、つゝしみ承くること、下句承順の承も同じ、理、道の條理なり、錯、施し行ふ、

樂也者動於內者也、禮也者動於外者也、故禮主其謙、樂主其盈、禮謙而進、以進爲文、樂盈而反、以反爲文、禮謙而不進則銷、樂盈而不反則放、故禮有報、樂有反、禮得其報則樂、樂得其反則安、禮之報樂之反其義一也、

君子曰、禮樂不可斯須去身、致樂以治心、則易直子諒之心油然生矣、易直子諒之心生則樂、樂則安、安則久、久則天、天則神、天則不言而信、神不怒而威、致樂以治心者也、致禮以治躬者也、治躬則莊敬、莊敬則嚴威、心中斯須不和不樂、而鄙詐之心入之矣、外貌斯須不莊不敬、而慢易之心入之矣、故樂也者動於內者也、禮也者動於外者也、樂極和、禮極順、內和外順、則民瞻其顏色而弗與爭也、望其容貌、而民不生易慢焉、德煇動乎內、而民莫不承聽、理發乎外、而民莫不承順、故曰、知禮樂之道、舉而錯之天下無難矣、

【講義】君子曰く、禮樂の二者はしばらくも我身より去る可からず、音樂を深く知り極めて心を治むるときは、則ち和易正直慈愛順良の心油然としておこる、和易正直慈愛順良の心おこるときは則ち和ぎ樂む、和ぎ樂むときは則ち身體安かなり、身體安かなるときは則ち壽永久なり、壽永久なるときは則ち其の德天の如し、其の德天の如きときは則ち其の威神の如し、其德天の如きときは則ち言はずして人は信じ、其の威神の如きときは則ち怒らずして人はおそる、これ音樂を知り極めて心を治めたる效果なり、次に禮を知り極めて以て躬を治むるものも亦此れと同じき效果あるものなり、卽ち躬を治むるときは則ち容姿動作莊敬となる、容姿動作莊敬となれば則ち嚴肅にして威重あり人々の尊敬する所となるなり、之れ

其道、備擧其道、不私其欲、是以情見而義立、樂終而德尊、君子以好善、小人以息過、故曰、生民之道樂爲大焉、

【講義】　音樂は心の發動なり、聲調は音樂の形象なり、種々の文彩節奏は聲調の裝飾なり、君子は其本心を發動して其の形象を樂しみ、然る後に其の裝飾を治むるなり、是の故に奏樂の始には必ず鼓をうちて人の聽感を聳動しいましめ、舞踏の始には三たび足をあげて以て舞踏の方法を示す、一節終りて再び始むるときは復鼓をうちて以て其の進むことを著はし、復終るときは鐃を鳴らして以て其の退くことを戒飭す、舞踏の容は奮迅し疾速なりと雖甚疾きに失せず、音樂の德は幽微にして知り難しと雖公示して隱すことをなさず、又獨り其の志を樂しますを以て其の道を學んで厭はざるのみならず、備に其の道をあげて人に敎へ其の欲望を私することを爲さず、是れ故に其の性情は樂の初にあらはれて此の正義の道立ち、感化は樂の終に見はれて此に德尊し、君子は之れをきゝて其の良心を感發して善を好むに至り、小人は之れをきゝて其の邪心を洗滌し過を改め止むるに至る、故に古語に曰く、生民を治め化するの道は音樂を以て最大となすと、

【字解】　文采節奏、文采は聲調のあやにて曲折をさす、節奏は調子を進めたり止めたりすること、本、本心なり、先鼓以警戒、奏樂の始に必ず先づ太鼓をうちて衆人の聽感を聳動していましめ其の注意を促がすと、三步以見方、見は示也、シメスと訓む、方は方法なり、一句の意は、舞踏の始には必ず先づ三たび足をあげて以て其の舞の方法を示すこと、再始以著往、往は進むこと、一節樂舞し終りて再び始むるとき再び鼓をうちて以て進むことを著し示すこと、復亂以飭歸、亂は終なり、飭は戒飭なり、歸は退なり、復舞樂終るときは鐃を鳴らして以て其退くことを戒飭するをいふ、拔、疾きに失する意、不私其欲、音樂によりて得る所の欲望即ち樂しみを私せざること、好善、感發して善を好むに至るをいふ、息過、息は改め止むなり、

金石絲竹樂之器也、詩言其志也、歌詠其聲也、舞動其容也、三者本乎心、然後樂〔氣〕從之、是故情深而文明、氣盛而化神、和順積中、而英華發外、唯樂不可以爲僞、

【講義】性中にあり發して德となる、故に德とは性の端緒なり、德は見るべからず、其の形象となりてあらはるゝものを音樂となす、故に音樂は德の英華なり、音樂ありと雖器なくんば之れをなす能はず、故に金石絲竹は音樂の器なり、音樂は詩と歌と舞との三より成る、詩は其の志を文字に言ひあらはしたるものなり、歌は其の聲を調にあらはし歌ふものなり、舞は其の容姿を動かすものなり、此の三つのものは皆心の德に本づくなり、卽ち德が心に具はりて發して三者となりたるものなり、三者具りて然る後樂器は之れに從ひて鳴るなり、是の故に心の情深厚にして其の音樂の文理清明に、心の氣盛大にして其の音樂の感化神の如く大なり、かく和順の德心の中に積みて英華なる音樂が外にあらはれ偉大の感化をなすなり、故にたゞ音樂のみは僞を以てなす可からず、

【字解】端、端緒なり、詠、歌ふこと、樂氣、氣は器の誤なり、情深、心の情深厚なること、文明、音樂の文理清明なること、氣盛、心の氣の盛大なること、化神、感化神の如くはかる可からざること、和順積中、和順の氣が中に積むこと、前句の情深と氣盛とを指す、英華發外、英華なる音樂が外に發すること、前句の文明と化神とを指す、

樂者心之動也、聲者樂之象也、文采節奏聲之飾也、君子動其本、樂其象、然後治其飾、是故先鼓以警戒、三步以見方、再始以著往、復亂以飭歸、奮疾而不拔也、極幽而不隱、獨樂其志、不厭

するに聲音を以てすること、之れを詩歌に詠じて曲調を施すをいふ、文、飾なり、カザルと訓む、動以㆓干戚㆒、干戚をとりて舞ふこと、干戚は武舞に用ふ故に動くといふ、干戚は前にとく、飾以㆓羽旄㆒、羽旄をとりて舞ふこと、羽旄は文舞に用ふ故に飾るといふ、羽旄は前に說く、從以㆓簫管㆒、琴瑟は堂上にて奏し簫管は之に從ひて堂下にて奏す、故に從といふ、管は前に解す、簫は竹管を比べてつくりたる笛にて大なるものは二十三管より成り、小なる者は十六管より成る、動㆓四氣之和㆒、四時の氣の和順なるものを感動さすことにて、四時の氣をとゝのへて和ぐるをいふ、正しき音樂の效果をのべしなり、著㆓萬物之理㆒、萬物の情理をあらはし各〻其生を遂げしむること、此れ亦音樂の效果をいふ、萬物の情理をあらはすとは萬物の性を遺憾なく發揮さすこと、淸明、淸潔にして顯明の義、人の歌聲をいふ、廣大、寬廣にして壯大の義、鐘鼓等の聲をいふ、終始、五音の終始なり、五音は宮音に始まり羽音に終る、周旋、舞者のまはりめぐること、五色一句、五音相次して文理をなし亂れざるは猶五色の相次して粲然文彩をなし亂れざるが如しの意、八風一句、八音が八風の氣に應じて克く諧ひて姦しからずの意、八風は八方の風なり、東方を明庶風といひ、東南を淸明風といひ、南方を景風といひ、西南を涼風といひ、西方を閶闔風といひ、西北を不周風といひ、北方を廣莫風といひ、東北を條風といふ、音樂の八音は八風に應ず、卽ち竹音は東に、木音は東南に、絲音は南に、土音は西南に、金音は西に、石音は西北に、革音は北に、匏音は東北に屬す、故にいふ、百度、多くの節調をいふ、數、度數なり、小大相成、小大の音相成就すること、完全に出でて相戾らざること、終始相生、終始の音律互に相生じて相廢せざること、五音は宮に始まりて羽に終り、十二律は黃鐘に始まりて中呂に終ると雖然も互に相生じて相廢することなきよりいふ、倡和、先づ發する音調を倡といひ、後に應ずる音調を和といふ、經、常なり主なり、倫、類なり、人類を指す、廣㆑樂、雅正の音樂を制し之れを天下に布きひろむること、鄕㆑方、鄕は向に同じ、方は道なり、正道をいふ、德、君子の德なり、

德者性之端也、樂者德之華也、

り、故に五音文理(アヤスヂ)をなして亂れず、八音聲律に從ひて姦しからず、すべての節調は度數(ノリ)を得て常あり少しも亂れず、大小の音完全に相成就して相戾らず、終始の音律障なく互に相生じて相廢せず、倡聲と和聲と淸聲と濁聲と代る〲主と相爲りて變化するなり、故に此の音樂が行はれて人類の淸明となり、人々は耳目聰明となり血氣和平となる、かくして風俗を移しかへて天下皆安寧になるなり、故に曰く、音樂とは歡びたのしむことなり、君子之れによりて正道を身に得るを樂しみ、小人は之れによりて邪淫の欲を肆にするを得るを樂しむなり、君子上にありて雅正の音樂を奏し正道を以て邪淫の欲を肆にするを禁制するときは、天下の人民は皆之れに感化され安じ樂しみて亂ることあらざれども、若し小人上にありて姦邪の音樂を奏し淫邪の欲を肆にして正道を忘るゝ時は、則ち天下の人皆之れに感化して志意惑亂し歡び樂しむを得ざるに至るなり、是れ故に君子は性情の正に反りて其の志を和平にし心中一點の邪惡なきに至りて、然る後雅正の音樂を制定し之れを天下に廣布し以て其の敎を成す、此の音樂の敎行はれて民は正しき道に向ひ邪淫の欲を制し眞正の樂しみを得るに至るなり、此に至りて君子の德の崇高偉大なるをみるべし、

【字解】成レ象、象は形象なり、倡和有レ應、姦邪の音樂を倡ふれば邪逆の氣之れに和し雅正なる音樂を倡ふれば和順の氣之れに和す、かく二者互に相應ずるなり、回邪、回は乖違なり、道理にもとりさからふ、各歸二其分一、善惡各〻其の分限に歸すること、姦聲と逆氣と淫樂とは同分限にあり正聲と順氣と和樂とは同分限內にあり、分限內にあるものを倡ふれば分限內の者來り和す、故に歸すといふ、類、善惡の類なり、反レ情、情は性情の正をいふ、比レ類、善惡の類を比較し善類につき惡類を去ること、聰明、聰は耳のはたらき、明は目のはたらきなり、此にては直に耳目の意に用ふ、廢禮、廢は穢なり、汚穢の禮をいふ、心術、術は道なり、心道とは心の由る所の道なり、されど單に心とみてよし、不レ設、猶加へずといふが如し、心知、心なり、心は知覺を掌る故に心知といふ、百體、猶身體といふが如し、身體にはいろ〱の機關そなはれり故に百體といふ、發以二聲音一、此の養ひ得たる美德を發

子反情以和其志、廣樂以成其教、樂行而民鄕方、可以觀德矣、

【講義】凡そ姦邪なる音樂が人の心を感動さすと、邪逆の氣が直に來りて其感動したる心に應ずる、邪逆の氣が來り感ずると、心がとろけてしまひ、それが直に形となりて現はれ、こゝに淫猥なる音樂は興るなり、雅正なる音樂が人の心を感動さすと、和順の氣が直に來りて其の感動したる心に應ずる、和順の氣が來り應ずると、それが直に形となりてあらはれ、こゝに和正なる音樂は興るなり、かく姦邪なる音樂を唱ふれば邪逆の氣之れに和し、雅正なる音樂を唱ふれば和順なる氣之れに和す、二者相應じて回邪曲(惡)と直(善)と各〻其分限に歸するなり、卽ち邪逆の氣和すれば回邪曲の分限に歸して淫樂を生じ、和順の氣和すれば直の分限に歸して雅樂を生ずるなり、而して音樂の姦正はたゞ人心に影響を與ふるのみならず、萬物に至りても亦然り、萬物の情理も亦各〻樂の善惡の類に應じて相感動するなり、是の故に君子は性情の正しきに反りて以て其志を和げとゝのへ、善惡の類を比較省察して惡類を斥けて善類に就き以て其の行を成す、姦邪の聲亂惡の色は之れを耳目に留めず、淫猥なる音樂邪穢なる禮は之れを心に接へず、惰り慢り邪に僻みたる氣は之れを身體に加へず、かく耳目鼻口心身をして皆和順雅正なる方面に由り從ひて、以て其道を行ひ德を成さしむ、德成りて然る後此の德を發するに聲音を以てし、文飾するに琴瑟を以てし、動かすに干戚を以てし、裝飾するに羽旄を以てし、この上に從ふるに簫管の樂器を以てし、此に雅正粹美なる舞樂を制し、以て此の至德の光華を奮ひ揚げ、四時の和氣を感動さし、以て萬物の情理を著はし、各〻其の性を遂げしむ、此の如く音樂は雅正に效果大なるものなるが故に、其の制定も亦天地に象り頗る意を用ひたるものなり、卽ち人の清潔にして顯明なる歌聲は天の清潔にして顯明なるに象り、鐘鼓等の寬廣にして壯大なる音は地の寬廣にして壯大なるに象り、五音の終始は四時の循環に象り、舞者のめぐりまはるは風雨の變化に象りたるものな

の小さく急なること、欲、貪欲なり、感、感傷なり、いたみきずつくること、滌蕩之氣、滌蕩は條暢に同じ、天地が萬物を養ひ育つるのびのびしたる元氣をいふ、

凡姦聲感人、而逆氣應之、逆氣成象、而淫樂興焉、正聲感人、而順氣應之、順氣成象、而和樂興焉、倡和有應、回邪曲直、各歸其分、而萬物之理、以類相動也、是故君子反情以和其志、比類以成其行、姦聲亂色不留聰明、淫樂廢禮不接於心術、惰慢邪辟之氣不設於身體、使耳目鼻口心知百體皆由順正以行其義、

然後發以聲音、文以琴瑟、動以干戚、飾以羽旄、從以簫管、奮至德之光、動四氣之和、以著萬物之理、是故清明象天、廣大象地、終始象四時、周旋象風雨、五色成文而不亂、八風從律而不姦、百度得數而有常、小大相成、終始相生、倡和清濁、代相爲經、故樂行而倫清、耳目聰明、血氣和平、移風易俗、天下皆寧、故曰、樂者樂也、君子樂得其道、小人樂得其欲、以道制欲、則樂而不亂、以欲忘道、則惑而不樂、是故君

急促にして細きこと、焦衰、焦は噍と通ず、蹙なり、ちゞかまりて弱く小さきこと、思憂、哀思憂愁の略、嘽緩、嘽はゆるやか、緩はやはらぐ、慢易、慢は緩きこと、易は平なること、繁文、繁は多きこと、文は文采なり、簡節、簡は少なり、節は節奏なり、康樂、安んじたのしむ、粗厲、あらくはげし、猛起、始の起り調子の猛く烈しきこと、奮末、奮は盛に鋭きこと、末は終なり、終の調子の盛に鋭きこと、廣賁、賁は憤と通ず、中間の調子の廣大に憤激せるが如きをいふ、廉直、かどだちすぐなること、經正、經は勁と通ず、つよきこと、肉好、肉は肉の肥えたるが如く厚きこと、好は滑に通りよきこと、順成、順序正しきこと、流辟、だらしなくかたよること、邪散、よこしまにしまりなきこと、狄成、狄は疾速の意、速くしてうき〳〵せること、滌濫、滌は洗なり、洗ひたてし如くつやよくして且つみだらなること、稽、考なり、カンガフと訓む、度數、五音十二律の度數なり、禮義、淸濁高下尊卑隆殺の節を指していふ、生氣、天地生々の氣なり、道ニ五常之行一、道は導と通ず、五常之行は五行に同じ、五行の性をいふ、人は五行の氣をうけて生まる、故にいふ、陽而不レ散

二句、合ニ生氣之和一を承く、密は閉也、トヅと訓む、剛氣不レ怒二句、道ニ五常之行一を承く、懾は恐懼なり、四、陰陽剛柔を指す、暢交、和暢し交ること、學等、學は音樂を掌る官吏敎官を指し、等は音樂の科程を指す、廣、增益なり、省ニ其文采一、省は省察なり、文采は音曲の辭をいふ、五音相應和するは五色の雜りて文采を成すが如し、故にいふ、繩、檢束なり、德厚、單に德といふが如し、德は厚きものなり故に厚の字を添ふ、類ニ小大之稱一、類は法なり、法をたて整齊すると、小大之稱は五音の大小の稱(カナヒ)なり、比ニ終始之序一、比は比べてつらね合はす、終始之序は調子の終始の順序なり、象ニ事行一、前の宮爲レ君商爲レ臣の條に五音と人倫と比較し其の影響關係を說けり、此の句は卽ち之れを言ふ、故曰一句、古語なり、深は其の義深奧なること、土敝、敝はやぶれつひゆること、土敝は地力のつくること、水煩、水の煩はしくみださるゝこと、時を定めず、網を入れて漁するをいふ、黿、すつぽん、流湎、ふけり溺れてだらしなきこと、廣則容レ姦、廣は聲調の大きくゆるやかなること、容レ姦は姦惡なることを心にいるゝにて惡しきことをなさんと思ふをいふ、狹、聲調

正しく和ぎ動く調の音樂起るときは、則ち民心之に感じて慈愛深くなり、だらしなくしてかたより、よこしまにしてしまりなく、速くして浮き〳〵し、つやよくしてみだらなる音樂起るときは、則ち民心之に感じて淫亂となるなり、是の故に先王の音樂を制するや、民の性情に感ずる所の音に本づき、五音十二律の度數を考へ、淸濁高下尊卑隆殺の節を制し、然る後之れを用ひて天地生々の和氣に合はせ、其の陽氣をして動きて散亂するに至らず、其の陰氣をして靜にして閉ぢ塞がるに至らざらしめ、人の五常の性を導き、剛氣の勝つものも怒るに至らず、柔氣勝るものも懼るゝに至らざらしむ、天地の陰陽と人心の剛柔との四者、中に和暢して交り外に發作する時は、五音各、其の位に安んじて相奪はず、此く和易雅正なる音樂定まりて然る後に之れが學官科程を立て、其の學者の習ふ所の節奏を增し其の音曲を省察して相應和せしめ、以て民の德をたゞして邪に流れざらしむ、又五音の小大の稱(カナヒ)を整齊し、調子の終始の次序を比べ合はせ以て事行に象り、親疏貴賤長幼男女の行ふ可き理をして皆樂の上に形はれ見えしむ、故に古語に曰く、樂は其の義の深奧なるを觀ると、此れの謂ひなり、此の如くするときは民善に風化するなり、亂世に至りては則ち全く之れと相反す、卽ち地力つくるときは則ち草木生長せず、水煩しきときは則ち魚鼈大ならず、陰陽の氣衰ふるときは則ち生物成育せず、之れと同じく世亂るゝ時は則ち禮すたれ樂淫猥なり、是の故に其の聲調哀傷して莊敬ならず、樂しみ極まりて安靜ならず、莊敬ならざるが故に慢りゆるかせにして節制を犯し失ふに至り、安靜ならざるが故にふけり溺れてだらしなく本を忘るゝに至る也、是の故に其の聲緩調なるときは則ち聽くもの感じて姦惡をなさんと思ひ、聲急調なるときは則ち聽くもの感じて貪欲を爲さんと思ふ、故に此の如き音樂は天地條暢の和氣をいためきずつけ人心平和の德を滅ぼすものなるを以て、君子は之れを賤しむなり、

【字解】 血氣心知之性、血氣は血氣の通へる體軀をさし、心知は心の知覺をさす、應感起レ物、外物に感應して起ること、心術、心の由る所の道、心は外物に感じて或は哀思の道に居り、或は喜樂の道に居り、或は忿怒の道に居るものなり、志微、志は急の誤、急微は

常之行、使之陽而不散、陰而不密、剛氣不怒、柔氣不懾、四暢交於中而發作於外、皆安其位而不相奪也、然後立之學等、廣其節奏、省其文采、以繩德厚也、類小大之稱、比終始之序、以象事行、使親疏貴賤長幼男女之理皆形見於樂、故曰、樂觀其深矣、土敝則草木不長、水煩則魚鼈不大、氣衰則生物不育、世亂則禮廢而樂淫、是故其聲哀而不莊、樂而不安、慢易以犯節、流湎以忘本、廣則容姦、狹則思欲、感滌蕩之氣、而滅平和之德、是以君子賤之也、

【講義】樂は實に聖人の樂しむ所なり、之によりて以て民心を善くすべし、其人を感ぜしむること深く、これによりて風俗がよき方に移りかはる、故に先王は樂の敎を著はして民を風化するなり、左に之れを說かん、夫れ人血氣の軀を具へて知覺運動の性あり、是の軀と性とあれば則ち喜怒哀樂の情あり、是の情や毫も一定せず、外物の來りて己が心に感ずるや、之れに應じて動くなり、情動きて然る後に心の由る所の道があらはるゝなり、是の故に急促に細くちゞまり小さき調の音樂起るときは、卽ち民心之に感じて哀思憂愁し、寬に和ぎ緩く平に文采多く節奏少なき調の音樂起るときは、則ち民心之に感じて安んじ樂み、あらくはげしく始は猛く烈しく終は盛に銳く中間は廣大に憤激の調の音樂起るときは、卽ち民心之に感じて剛く毅くなり、かどだちて直ぐに勁く正しく莊嚴に誠なる調の音樂起るときは、則ち民心之れに感じて嚴肅恭敬になり、寬く裕に厚く圓滑に順序

あり、卽ち禮樂の本義を得て德成り行あるものは先立ちて上位に居らしめ、末節を得て藝事に秀づるものは後れて下位に置く、然る後に天下を制御することをなし得ることあるべきなり、

【字解】 黃鍾大呂、共に十二律の一、黃鍾は陽律の主大呂は陰律の主なるを以て特にあげしなり、弦歌、弦は絃に同じ、絃器卽ち琴瑟に合して歌ふこと、干揚、干戚に同じ、前にとく、籩豆、籩は竹製の器、果實脯肉等をもる、豆は前にとく、升降、堂の階段を升降することと、有司、禮を掌る小官なり、樂師、樂官なり、辨、治むるなり、聲詩、詩章と其聲調と、北面、臣位にて位卑し、宗祝、宗廟の祭禮のとき尸を案內し又告語等を掌る官、尸、神の代理、神代(カミシロ)なり、商祝、喪禮の時主人賓客の案內接待を助け掌る役、喪禮には商代(殷代)の禮を參酌して用ふるを以て官名にも商の字を冠せしなり、德成、德は藝より上なり、故に上位に居る、蓺は藝に同じ、行成二句、行は事業より上なり、故に上位に居る、

樂者聖人之所樂也、而可以善民心、其感人深、其風移俗易、故先王著其教焉、夫人有血氣心知之性、而無哀樂喜怒之常、應感起物而動、然後心術形焉、是故〔志〕微焦衰之音作、而民思憂、嘽緩慢易繁文簡節之音作、而民康樂、粗厲猛起奮末廣賁之音作、而民剛毅、廉直經正莊誠之音作、而民肅敬、寬裕肉好順成和動之音作、而民慈愛、流辟邪散狄成滌濫之音作、而民淫亂、是故先王本之情性、稽之度數、制之禮義、合生氣之和、道五

の初めて出づるは暗より出でて昭明を得るが如く死したるものの蘇るが如し、故に昭蘇といふ、つまり振ひ出づることなり、羽者、鳥獸なり、嫗伏、體にて卵をあたゝめ孵化し育つること、毛者、獸類なり、孕鬻、鬻は育と通ず、孕みて生み育つること、殰、未だ生れずして胎破るゝこと、ヤブルと訓む、流産をいふ、殈、裂なり、サクと訓む、中途にて卵が裂け破れて育たぬこと、樂之道、禮樂の道なり、禮の字を省きたるは樂を論ずるが主なればなり、歸、歸著點なり、

樂者非レ謂二黃鍾大呂弦歌干揚一也、樂之末節也、故童者舞レ之、布二筵席一、陳二樽俎一、列二籩豆一、以二升降一爲レ禮者、禮之末節也、故有司掌レ之、樂師辨二乎聲詩一、故北面而弦、宗祝辨二乎宗廟之禮一、故後レ尸、商祝辨二乎喪禮一、故後二主人一、是故德成而上、藝成而下、行成而先、事成而後、是故先王有レ上有レ下、有レ先有レ後、然後可三以有二制於天下一也、

【講義】　音樂とは黃鍾大呂の律に合せて絃歌し、干揚もて舞ふことのみには非ざるなり、これは音樂の本義に非ずして末節なり、故に童子之れを舞ふ、筵席をしき樽俎を陳ね籩豆を列ね階を升降するを以て禮となすもこは禮の末節なり、本義にあらず、故に有司之れを司る、左に例證して更に之れを明にせん、樂師の官は詩章を治め聲調を別ち正すものなり、樂の末節なり、故に北面して絃歌す、宗祝は宗廟の祭の案內告語の禮を治め正すものなり、禮の末節なり、故に神代に後れ從ふ、商祝は喪時の案內接待の禮を治め正すものなり、禮の末節なり、故に主人に後れ從ふ、三者皆卑位に居るは卽ち末節を掌るものなるが故なり、是の故に德成るものは上位に居り、藝成るものは下位に居り、行成るものは先位に居り、事成るものは後位に居る、是の故に先王は上下先後の位を設くる

效果も亦甚大なり、即ち之れによりて上下の神々を招格し萬物の形體を養成して正しくし、父子君臣の限節(シキリ)をすべ治めて亂れざらしむ、是の故に聖人天子の位に在りて禮樂を制し行ふときは、則ち天地は將に之れが爲に益〻昭明とならんとす、即ち天地は和合し、陰陽の氣相調ひ得て、萬物をあたゝめて覆ひそだつ、然る後に草木は茂生し、豆類は育達し、鳥類は奮ひ飛び、獸類は生養し、蟄伏せる蟲類は振ひ出で、鳥類はあたゝめて子を孵育し、獸類は妊孕して子を育つ、而して胎生のものは流産することなく、卵生のものは中途に裂けて傷死せず、是れは則ち禮樂の行はれたる歸著點なり、即ち效果なり、亦偉大ならずや、

【字解】同、人心を和げ調ふること、異、貴賤上下の差異なり、貫、通ずること、本、本心なり、變、惡を改め變じて善となること、經、常なり常法なり、順二天地之誠一和同は天の誠にして秩序は地の誠なり、樂は和同を主とし禮は秩序を主とす、故にいふ、達二神明之德一神明は天地の神なり、其の德は仁義なり、樂は仁に近く禮は義に近きことは前に見ゆ、故に禮樂は神明の德の域に通達して悖らずといふ、降二興上下之神一、興は出だすこと、上下之神は天地の神也、天神は上にあり故に降すといひ、地神は下にあり故に出だすといふ、一句の意は禮を行ひ樂を奏する時は天地の神々を感格し得るをいふ、凝是、凝は成すなり、是は正すなり、正しく養成すること、精粗、萬物をいふ、萬物には精大なる者あり粗小なる者あり、故にいふ、領、すべ治む、節、限節なり、しきり、さだめ、くべつ、大人、位德を兼ねていふ、聖人にして天子の位にある者をいふ、天地將二爲昭一禮樂行はれて天地の化育をたすくるを以て天地の德は之れが爲にます〱昭明ならんとするをいふ、欣合、和合に同じ、煦嫗、共にあたゝむること、氣を以てするを煦といひ、體を以てするを嫗といふ、煦は天を承け、嫗は地を承く、覆育、おほひそだつ、覆は天を承け、育は地を承く、區萌、萌芽の屈曲して出づるもの、豆類を指す、羽翮、羽翼ある者、鳥類を指す、角觡生、觡は角の腮(つやかは)なき者、故に角觡二字にてつのの意なり、此にては角ある獸を指す、されど單に角ある獸のみに見ず、總ての獸の代稱に見るを可とす、生は生養なり、蟄蟲、穴ごもるむし、昭蘇、昭は昭明なり蘇はよみがへるなり、蟄伏せる蟲

り、卜占に用ふるものなるを以て實字を冠す、牛羊之羣、牛羊は一に非ず、故に羣と稱す、

樂也者情之不可變者也、禮也者理之不可易者也、樂統同、禮別異、禮樂之說貫乎人情矣、窮本知變樂之情也、著誠去僞禮之經也、禮樂順天地之誠、達神明之德、降興上下之神、而凝是精粗之體、領父子君臣之節、是故大人擧禮樂、則天地將爲昭焉、天地欣合、陰陽相得、煦嫗覆育萬物、然後草木茂、區萌達、羽翮奮、角觡生、蟄蟲昭蘇、羽者嫗伏、毛者孕鬻、胎生者不殰、而卵生者不殈、則樂之道歸焉耳、

【講義】 音樂は心情の發露にして一たび出づるときは如何にしても變ふ可からざるものなり、禮は事をして秩序正しく條理整然たらしむるものにして如何にしても易ふ可からざるものなり、音樂は人心を和げ調ふることを統べ、禮は事物に貴賤上下の差異を別つことをなす、故に此の禮樂の說く所の義理は人情に通じ、之れを治めて正に歸し邪に遠ざからしむるものなり、禮樂の效はたゞに人情を導きて正しくするのみならず、天地にわたりて徧きものなり、左に之れを說かん、夫れ人の本心を窮めて其の改め變じて善となれるか否かを極めしるは是れ音樂の實なり、蓋し心の邪正は其の聲音にあらはるゝを以て音樂をきくときは直に之れを判知し得べければなり、人の誠信を著して虛僞を去るは是れ禮の常法なり、蓋し禮は人を規律的にし之れを誠信にひき入るるものなればなり、禮樂の人情を治むるに缺く可からざること此の如し、此の禮樂は天地の誠情に順ひ象りて違はず、神明の德に通達して悖らず、故に其の

其所自生、而禮反其所自始、樂章德禮報情反始也、所謂大路者天子之輿也、龍旂九旒天子之旌也、青黑緣者天子之葆龜也、從之以牛羊之羣、則所以贈諸侯也、

【講義】 樂とは施すなり、恩を施すなり、禮とは報ゆるなり、恩に報ゆるなり、樂は其の歌ふ所のこと即ち功德のよりて生ずる所を樂しみ、禮は其生物のよりて始まる所即ち祖先を敬するものなり、樂は心の德をあらはし示し、禮は人の情に報い祖先を敬するものなり、左に禮は恩に報ゆるものなることを例説せん、所謂大路は天子の車なり、龍旂九旒は天子の旌なり、青黑の緣ある龜甲は天子の寶龜なり、此三つの者に從ふに牛羊の羣を以てす、是れは則ち天子が貢物を奉じて來朝せる諸侯に其の報酬として贈與さるゝ所以のものなり、こは一例に過ぎずと雖、禮は恩に報ゆるものといふ義を推知すべし、樂のことは前數節に說く所にて推知すべし、

【字解】 樂也者施也、樂は人心を和易にし湮鬱の氣を發洩せしむ、是れ恩を人に施す也、故にいふ、禮也者報也、禮は彼れよりかくせば此れよりかくし、此れよりかくせば彼れよりかくすといふ交接酬酢の文飾なり儀式なり、故に報といふ、樂其所自生、朝廷の制樂は其天子の功德を咏歌し之を樂器に施して相樂しむものなり、故にいふ、所自生とは其の制樂の自りて生ずる所即ち功德なり、反其所自始、反は反りて敬を加へ恩に報ゆるの義、所自始とは己が身の自りて始まる所祖先天地をいふ、祖先天地を祭る禮は禮の最大なるものなり、故に特におぐ、大路、大輅に同じ天子の車なり、之を諸侯に賜ふときは上公及び同姓の侯伯には金輅を、異姓の諸侯には象輅を、四衞の諸侯には革輅を、蕃國の諸侯には木輅を賜ふ禮なり、龍旂九旒、禮書に解す、九旒の龍旂は上公に賜ふものにして侯伯には七旒子男には五旒なり、此には上公のものをあげて侯伯以下を其の中に括せしなり、緣、へり飾なり、葆龜、葆は寶に同じ、龜は龜甲な

つの事は民にとりては天の風雨のごときものなり、されば其の事節制なきときは則ち功德をあぐるなきこと、猶天の風雨の節ならざるときは穀物みのらず民を饑やすが如し、樂敎の民生に切なるや此の如し、然らば則ち先王の樂を制するや、敎は時を得、事は節制あらんことを欲す、故に天地の道に法りて之れを制し以て民を治めんとするなり、而して之れを施して善なるときは則ち民の行は君の德に象る、君民和易善良に一致す、此の如くんば豈世を傷つけ功なきの弊あらんや、以上は樂敎の民生に切實なることを說きしが、今又端を改めて先王が禮樂の敎を設くるは禍淫を防ぐ所以なることを說かん、夫れ豕を養ひ酒を造り之れを飲食するは禍亂を釀成する爲に非ざれども、而も獄訟ます〳〵繁く興るは何故ぞや、則ち酒の流弊として醉亂相爭ひ遂に此の禍亂をなすなり、是の故に先王飮酒の禮を制作し、一獻の禮と雖賓主相百拜し終日酒を飲んで醉ふことを得ざらしむ、此れ先王の酒禍に備ふる所以なり、是の故に酒食の、禮は賓主の歡を合はす所以なれども、節制なき時は德を忘れて淫に流るゝの弊に陷るを以て、其の中に奏樂し行禮せしむ、卽ち其の奏樂は之れによりて君の德に象り法る所以にして、其の行禮は淫に流るゝを止むる所以なり、然れども禮樂はこゝに酒食の禮のみに用ふるに非ず、凡ての禮に之れを用ふるなり、是の故に先王は喪あるときは必ず哭泣の禮を設けて以て之れを哀しみ、祭祀あるときは必ず歌舞の禮を設けて之れを樂しむ、哀しむも樂しむも皆禮を以て終へ、哀しむも性を滅するに至らず、樂しむも情を肆にするに至らざらしむ、

【字解】 敎、樂敎なり、樂敎に聲容の二敎あり、聲敎とは音調上の敎にして容敎とは容姿（舞踏の時）上の敎なり、事、聲敎中の抑揚高下等の事と、容敎中の屈伸俯仰等の事を指す、以法治、天地の道に法りて以て樂を制し民を治むるの意、行象德、民の行は則ち君の德に象るの意、豢、養なり、ヤシナフと訓む、酒之流、流は流弊なり、一獻之禮、士の禮なり、百拜、百度拜するに非ず、たび〳〵拜するの意、象德、前句行象德に同じ、大事、喪をいふ、大福、祭祀をいふ、

樂也者施也、禮也者報也、樂樂

ふ、聞其謚一句、觀其舞一句の客として用ひたる句なれば輕く見るべし、泰章、帝堯の樂章の名、咸池、黄帝の樂章の名、韶、帝舜の樂章の名、夏、禹王の樂章の名、殷周之樂、殷の湯王の樂大濩と、周の武王の樂章大武とをいふ、盡、人事をつくして遺憾なきこと、

天地之道、寒暑不時則疾、風雨不節則饑、教者民之寒暑也、教不時則傷世、事者民之風雨也、事不節則無功、然則先王之爲樂也、以法治也、善則行象德矣、夫豢豕爲酒、非以爲禍也、而獄訟益煩、則酒之流生禍也、是故先王因爲酒禮、一獻之禮、賓主百拜、終日飲酒、而不得醉焉、此先王之所以備酒禍也、故酒食者所以合歡也、樂者所以象德也、禮者所以閉淫也、是故先王有大事、必有禮以哀之、有大福必有禮以樂之、哀樂之分皆以禮終、

【講義】樂は天地の和なり、天地の道には寒暑の運行あり時をあやまらざるを貴ぶ、若し寒暑時ならざるときは則ち民疾病にかゝる、又風雨の候あり節あるを貴ぶ、若し節あらざるときは則ち穀物みのらず民飢う、樂も亦然り、樂には聲教ありて人に志意を發揮さし、容教ありて人に威儀を正さす、而して共に民をして和易ならしむる所以なり、故に樂の教は民にとりては天の寒暑の如きなり、されば其の教時にあはざるときは則ち民を腐敗さし世を傷つけやぶることは、猶寒暑時ならざるとき人を病ますが如し、聲教の中に抑揚高下の事あり、容教の中に屈伸俯仰の事あり、民の德功を成就せしむる所以なり、故に此の二

〔級〕遠、其治レ民佚者、其舞〔級〕短、故觀二其舞一而知二其德一、聞二其謚一而知二其行一、泰章章レ之也、咸池備也、韶繼也、夏大也、殷周之樂盡矣、

【講義】昔は舜帝五絃の琴を作りて以て南風の詩を歌ひぬ、其の典樂の官の夔は南風の樂を制定して以て諸侯の功德あるものに賞與し、之れを奏舞せしむ、故に天子の樂をつくるや、以て諸侯の德ある者を賞與するなり、諸侯德盛にして敎尊く五穀時を以て熟す、然る後天子之れを賞與するに樂を以てし、之れを奏舞して民情を和げ正さしむ、然れども諸侯の德大なるものあり小なるものあり、されば之れを賞する一樣ならず、故に其の民を治むるに勞苦せるものは其の德小なるものなり、之れには樂人舞人の數を與ふること少なきを以て、其の舞踏の人の列の間ひろく場があきて廣過ぐるなり、之れに反し其の民を治むるに逸樂せるものは其の德大なるものなり、之れには樂人舞人の數を與ふること多きを以て、其の舞踏の人の列の間短く場も亦せま過ぐる處あるなり、故に其の舞を見て其の諸侯の德の大小を知り得べく、其の謚を聞きて其の行の善惡を知るを得べきなり、昔の聖天子帝堯の樂を泰章といふ、泰章とは其德盛大天下に章明なるを言ふなり、黃帝の樂を咸池といふ、咸は皆なり、池は施すなり、其の德皆天下に周く施して備はらざるなきをいふなり、舜の樂を韶といふ、韶とは繼ぐなり、帝堯の道德を繼ぎて之れを發揮するをいふなり、禹王の樂を夏といふ、夏は大なり、能く堯舜の德を光大にせるをいふなり、殷周二王の樂に至りては亦人事に於て之れを極盡せり、此れを以て其の舞樂を見て其德をしるを得といふなり、

【字解】南風、南風の詩なり、其の詩に曰く南風之薰兮、可三以解二吾民之慍一兮、南風之時兮、可三以阜二吾民之財一兮と、されど此の詩は舜が自作なるや否やは疑はし、夔、五帝本紀を見よ、孰、熟に同じ、行級遠、行は舞列、級は綴の誤なり、綴は舞踏場なり、人數少なきを以て舞列の間を遠くし場内も亦遠く廣過ぐる樣に見ゆ、故に遠といふ、級短、級は綴の誤なり、人數多き時は舞列の間も短く場内も亦短狹なり、故に短とい

【字解】散殊、形體を異にして散在すること、流、流行なり、陰陽二氣の流行すること、率レ神、率は引き上りて循ふこと、神は陽の伸ぶる氣をいふ、辨レ宜、辨は別つなり、居レ鬼、居は俯して從ふの義、鬼は陰の屈む氣をいふ、天地官矣、天地各、其職を得ることにて、中庸に所謂天地位焉萬物育焉と同意なり、高卑、山岳丘陵川澤池沼等卑高の地勢をいふ、動靜、陰陽二氣の動靜なり、有レ常、常は一定の法則なり、方以レ類聚、方は方向なり、方向を同じうするものは其の類を以て聚居すとは剛柔燥濕各、其の類を以て相從ふこと、聖人之れに則りて君臣父子夫婦長幼朋友五倫の道を定めたりとなり、物以レ群分、物は動植物等をさす、物は各、其群を以て相分居すとは、犬は犬、牛は牛と相種類によりて分居すること、聖人之れに法りて吉・凶・軍・賓・嘉の五禮を定めたりとなり、性命、性に同じ、性は天の命じて賦與する所なり、故に性命といふ、上隮、隮も亦のぼること、陰陽二句、陰陽も天地も皆上句の地氣天氣のことなり、たゞ氣の上より見て陰陽といひ、體の上より見て天地といひしのみ、摩は切摩なり、蕩は感動なり、百化、萬物の化成なり、化不レ時一句、天地上よりいふ、不レ生の下に樂不レ和則化不レ成の一句を添へてみるべし、生は萬物化生すること、男女無レ別一句、制禮上よりいふ、此の句の上に天地無レ別の句を添へてみるべし、登は成なり、ナルと訓む、蟠、周くの意、行ニ乎陰陽ニ、陰陽の氣に循ひて流行すること、陰陽の氣と其はたらきを同じうするにたとふ、通ニ乎鬼神ニ、鬼神と相感通すること、鬼神は陰陽の純粹の氣なり、前句と同じ意を語をかへていひしなり、測ニ深厚ニ、測ははかりつくすの意にてきはむること、太始、天地の原始なり、原始は元氣のみ、故に元氣のかへ字と見るべし、居ニ成物ニ、居は法なり、ノットルと訓む、成物は成形なり、萬物をさす、

昔者舜作ニ五絃之琴ニ、以歌ニ南風ニ、夔始制レ樂、以賞ニ諸侯ニ、故天子之爲レ樂也、以賞ニ諸侯之有德者ニ也、德盛而教尊、五穀時孰、然後賞レ之以レ樂、故其治レ民勞者、其舞行

に小事（屈縮）大事（伸張）の殊別あるなり、聖人之に則りて小大の別を別つ、すべて方向を同じうするものは其の類を以て聚居し動植の物は其の群を以て分居するは、則ち性の同じからざればなり、聖人之れに法りて五倫五禮の道を立つ、天に在りては日月星辰燦然として象を成す、聖人之れに象りて衣服車旗の模樣を制す、地に在りては山川動植雜然として形をなす、聖人之れに法りて宮室器具の制を定む、是れによりて之れを觀れば、則ち禮の別あるは天地自然の分別に法りたることを知るべきなり、又地氣（陰氣）はのぼり天氣（陽氣）は下りて二氣相切摩し相感動して萬物の萌芽生ず、然れども未だ化成せず、是に於て之れを鼓動するに雷霆の威を以てし、之を奮ひ起すに風雨の濕を以てし、之を變動さすに四時の變化を以てし、之れを煖むるに日月の光を以てし、而して後萬物の化成は成就するなり、聖人之れに法りて樂を制す、卽ち八音の相感動するは陰陽二氣に法り、舞踏は風雨に法り、終始循環は四時に法り、和易にして人心を煖むるは日月に法るなり、是れに由りて之をみれば則ち樂の和は天地の和に法りたるものなることを知るべし、されば禮樂の得失は天地と相關係す、陰陽二氣の化時ならざるときは則ち萬物生ぜず、之れと同じく樂和易ならざるときは則ち感化の效をあぐる能はず、天地間に別なきときは則ち渾沌として定まらず、此れと同じく禮定まらず男女別なきときは則ち禍亂成る、此れ天地と禮樂と相感通するの情なり、故に禮樂の天の和を極め盡し、地の序を周くし盡くし、陰陽の氣に循ひて流行し、鬼神と相感通するに至りては、眞に是れ高きを窮め遠きを極め深厚を極むるものにして、其の功效や之れを筆舌にあらはすこと能はざるものあるなり、而して其の端を要するに卽ち樂は萬物生成の意を達する所以にして天地の元氣を著はし、禮は萬物の宜しきを別つ所以にして天地の成形に法りたるものなり、かの著はれて流行し息まざるものは天の元氣なり、著はれて動かざるものは地の質なり、然れども天の氣は地の質を貫き、地の質は天の氣を含む、かくして天地の間に於て氣は動き質は靜に相待ち相行はれて萬物は化成するなり、此れ天地自然の禮樂なり、故に聖人は之れを以て禮樂と併せ曰ふと云ふ、

天氣下降、陰陽相摩、天地相盪、鼓之以雷霆、奮之以風雨、動之以四時、煖之以日月、而百化興焉、如此則樂者天地之和也、化不時則不生、男女無別則亂登、此天地之情也、及夫禮樂之極乎天、而蟠乎地、行乎陰陽、而通乎鬼神、窮高極遠而測深厚、樂著太始、而禮居成物、著不息者天也、著不動者地也、一動一靜者、天地之間也、故聖人曰禮樂云、

【講義】天は高く地は低く萬物其の間に散在して各、其體用を異にす、是れ天地間に自然に禮制行はるるなり、陰陽の氣流行して止まず萬物に其間に合同化成す、是れ天地間自然の樂起るあるなり、萬物の春發生し夏生長するは天地愛養の仁なり、秋收斂し冬藏むるは天地制裁の義なり、仁は愛を主とす、愛すれば則ち和悦す、故に樂に近し、義は敬を主とす、敬すれば則ち嚴畏す、故に禮に近し、樂は和易をあつくするものにして陽氣の伸ぶるに循ひて以て天に從ひ、禮は貴賤を別つものにして陰氣の屈むに循ひて以て地に從ふ、かく天地間には自然の音樂あり、故に聖人天の和に則りて樂を作り以て天の仁に應じ、地の序に法りて禮を制し以て地の義に配す、禮樂明に備はりて然る後天地位し萬物育すの大效果を得るなり、禮樂の天地に則る上述の如きも未だ說きて至らざるものあり、左に之を細說せん、夫れ天は尊くして上にあり、地は卑くして下にあり、此れ天地間に君臣の分自然に定まれるなり、聖人之に法りて君臣の禮を制す、山岳丘陵は高く川澤汚濕は卑く相陳る、此れ天地間に自然に貴賤の位あるなり、聖人之に法りて貴賤の別を定む、陽氣は動きて伸張し陰氣は靜にして屈縮するに一定の則ありて亂れず、是れ天地間に自然

し、治平の實定まりて禮を制定す、其の功績大なる者は其の樂具備し、其の治平徧き者は其禮具備す、禮樂具備すといふと雖其の聲容儀物を極むるを以て至れりとなさず、其の主とする所は本にあり德にあり、故に干戚の舞樂は完備の樂に非ず、牲を熟烹して供へまつる祭は至達の禮に非ざるなり、故に王者の禮樂を制するや聲容儀物の末を見ずして專ら其の本を見其の德による、是れ五帝が時代を殊にして前代の禮樂を相沿襲せず、三王が時世を異にして前代の禮樂を相沿襲せざる所以なり、若し夫れ樂を制するに其の本を失うて盛容の末のみを極むるときは、則ち反りて和易の正を害して憂愁するに至り、禮を制するに其の本を失ひて徒に儀物の粗にのみ務むるときは、則ち忠信の實を失ひて偏頗に陷るなり、かの聲を制して其の聲容を厚くして憂なく、禮を制して其の儀物備はりて偏頗に陷らざるものは、其れたゞ大聖王のみか、常王の及ぶ所に非ざるなり、

【字解】 辨、徧なり、アマネシと訓む、亨孰、烹熟に同じ、牲をよく煮て供ふること、五帝二句、五帝に樂といひ三王に禮といふは互文なり、偏、偏頗なり、敦樂、樂の聲容をあつくすること、

天高地下、萬物散殊、而禮制行、也、流而不息、合同而化、而樂興也、春作夏長仁也、秋斂冬藏義也、仁近於樂、義近於禮、樂者敦和、率神而從天、禮者辨宜、居鬼而從地、故聖人作樂以應天、作禮以配地、禮樂明備天地官矣、天尊地卑君臣定矣、高卑已陳貴賤位矣、動靜有常小大殊矣、方以類聚、物以羣分、則性命不同矣、在天成象、在地成形、如此則禮者天地之別也、地氣上隮、

一定の節序ありて亂れず、禮の節序は此の節序と相同じきなり、和易なるが故に萬物皆自然に感化し、節序あるが故に萬物皆別あるなり、其の效果亦大なりと謂ふ可し、樂は天に則りて作り、禮は地に則りて制したるものなり、是れ樂の陽氣にして和易に、禮の陰氣にして嚴肅なる所以なり、されば若し過りて地に則らずして禮を制するときは則ち其の序を得ずして混亂し、過りて天に則らずして樂を作るときは則ち其の和を得ずして暴れ亂る、故に天地の理に明にして然る後に能く禮樂を興すを得るのみ、聖人是れのみ、又言論理に合ひて秩序ある時は心中和悅して患なし、是れ樂の實なり、蓋し容貌欣喜歡愛するは是れ樂の主なる事なればなり、心中中正にして邪なきは是れ禮の本なり、蓋し容貌莊敬にして恭順なるは禮の制則なればなり、禮樂未だあらずと雖此の如きは以て禮樂にかなふと謂ふ可し、されど此れ聖人の事のみ明王のことのみ、人民の企及する所に非ざるなり、若し夫れ樂の樂器に施し聲音にあぐる、禮の宗廟社稷の祭祀に用ひて山川の鬼神に事ふるものに至りては、則ち此れ聖人明王と人民と同じき所なり、

【字解】樂由天作、天は陽氣なり樂は陽氣なり（和易を主とす故にいふ）、故に樂は天に則りて作るといふ、禮以地制、地は陰氣なり禮は陰氣なり（嚴肅を主とす、故にいふ）、故に禮は地に則りて制すといふ、過、誤なり、アヤマルと訓む、暴、あれみだる、論倫、倫は秩序なり、言論秩序なり、容、事なり、金石、金石にて造りたる樂器にて鐘磬をさす、されど此にては樂器の意にみてよし、越、揚なり、アグと訓む、

王者功成作樂、治定制禮、其功大者其樂備、其治辨者其禮具、干戚之舞非備樂也、亨孰而祀非達禮也、五帝殊時、不相沿樂、三王異世、不相襲禮、樂極則憂、禮粗則偏矣、及夫敦樂而無憂、禮備而不偏者、其唯聖人乎、

【講義】天下に王たる者は一統の功成りて樂を制作

不レ失、其生を失はざること、明、明界なり、此世界をいふ、幽、幽界なり、鬼神、天地の神をさす、合レ敬、敬に合同することにて相共に敬すること、同レ愛、愛に合同することにて相共に愛すること、殊レ事、事は儀式作法等凡て行ふ事をいふ、異レ文、文は聲調なり、沿、沿襲なり、名與レ時偕、名は樂の同稱曲調なり、功は王の功績なり、古より王の功績はこれを詩歌に作りて奏樂し時代の正樂となす例なり、故に樂の名稱調子は王の功績と共に作るといふ、管、一種の笛、七孔あり、磬、磬石にてつくりたる樂器、うちてならす物、籥、一種の笛、短小にして三孔あり、干戚、前にとく、詘信、此より以下八字舞の狀を說く、詘信は屈伸に同じ、級兆、級は綴の誤なり、舞者の行列をいふ、兆は舞場内をいふ、場内を或はゆき或は列をつくるをいふ、舒疾、舞踏の調子の或は舒に或は疾きをいふ、簠、稻粱を盛る器、形は或は圓く或は方に一ならず、簋、黍稷を盛る器、形は或は圓く或は方に一ならず、俎、禮書にとく、豆、虀・醢・菹・漿等をいるゝ器、形たかつきに以たり、文章、種々の儀式作法を指す、周旋、めぐりまはる、裼襲、裼は中衣をあらはすこと、中衣は下着にて其の上に禮服をきるを例とす、襲は中衣をかさねかくすこと、作、創作すること、述、訓述すること、

樂者天地之和也、禮者天地之序也、和故百物皆化、序故羣物皆別、樂由レ天作、禮以レ地制、過制則亂、過作則暴、明二於天地一然後能興二禮樂一也、論倫無レ患樂之情也、欣喜驩愛樂之容也、中正無レ邪禮之質也、莊敬恭順禮之制也、若夫禮樂之施二於金石一越二於聲音一用二於宗廟社稷一事二于山川鬼神一則此所二以與レ民同一也、

【講義】天地間には和易の氣流行して萬物を化成す、樂の和易は此の和氣と相同じきなり、天地間には

述者之謂明、明聖者述作之謂也、

【講義】天地は和氣ありて萬物を養育す、聖人之れに本づきて至和の樂を制す、故に至和の樂は天地と其和易を同じくす、天地は萬物を生成するに節文ありて亂れず、聖人之れに本づきて以て至中の禮を制す、故に至中の禮は天地と其の節文を同じくす、和易なるが故に萬物其性を失はずして發育し、節文あるが故に天地の神をまつりて報本反始の誠を致す、明界には則ち禮樂あり、幽界には則ち鬼神あり、相須ちて萬物を化成す、此の如きときは則ち四海の內其の節文を得て共に相敬せざるなく、其の和易を得て共に相愛せざるなし、禮は其の爲す所を異にすれども其の歸する所は敬に合同するにあり、卽ち恭敬の情に外ならず、樂は其の聲調を異にすれども其の歸する所は愛に合同するにあり、卽ち和愛の情に外ならず、かく禮樂ともに其の事と聲調とを異にすれどもそは末のみ、其の本卽ち情に至りては相同じく萬世に至りて不易なり、故に明王は其の本を相沿襲して改めざるなり、されど其の末（卽ち事と聲調と）に至りては時世に隨ひて相變易せざる可からず、故に明王の禮樂を制する、禮の爲す所は其の時世と竝び改め、樂の名義調子は其の行ひし所の功績に隨ひて偕におこれども、其の本に至りては則ち改易することなし、是れ其一代の治を成す所以なり、されば鐘や鼓や管や磬や羽や籥や干や戚や皆是れ樂の器なり、或は屈伸し或は俯仰し或は綴兆し或は舒疾なるは樂の文飾なり、簠や簋や俎や豆や制度や文章や皆是れ禮の器なり、或は升降し或は上下し或は周旋し或は裼襲するは禮の文飾なり、以上は皆禮樂の末なり、末異なること此の如しと雖、其の本は則ち同じ、故に禮樂の情卽ち本を知るものは能く禮樂を創作するを得、禮樂の文章をしるものは能く禮樂の理を訓述することを得、禮樂を創作するもの之れを聖者といひ、禮樂の理を訓述するもの之を明者といふ、明聖とは禮樂を訓述し創作する人の謂なり、

【字解】大樂、至和（和易をきはむる）の樂なり、大禮、至中（中正をきはむる）の禮なり、百物、萬物なり、

し、語に所謂揖讓無爲にして天下を治むとは卽ち禮樂を以て治むるの謂なり、暴民懾服して作らず、諸侯賓服して叛らず、兵革すてゝ用ひず、五刑置きて用ひず、百姓業に安んじて災患なく、天下怒るべきの事なし、此の如きときは則ち樂天下に通じ行はれ怨惡なきの結果を得るなり、父子の親情を和合させ長幼の次序を明白にし以て四海の內をして恭敬を以て相接して相褻るゝことなからしむ、天子此の如く親ら行ひて範を示すときは則ち萬民之れに感ずるを以て、禮全く行はれ爭鬪なきの結果を得るなり、

【字解】 樂由ㇾ中出、中は心なり、樂の心より出づるとは前に說きてあり、禮自ㇾ外作、外は容貌なり、進退周旋の序吾容貌に著はる、此れ禮なり、故にいふ、靜、樂は心より出づるが故に聲容の間情意安舒なり、故に靜といふ、文、文飾なり禮は容貌の間威儀交錯の條理ありて鄙野なし、故に文といふ、易、簡易なり、簡、簡易なり、不ㇾ試、試は用なり、モチフと訓む、五刑、墨・劓・剕・宮・大辟の刑をいふ、不ㇾ怒、怒ることなき意なり、

大樂與㆓天地㆒同ㇾ和、大禮與㆓天地㆒同ㇾ節、和故百物不ㇾ失、節故祀ㇾ天祭ㇾ地、明則有㆓禮樂㆒、幽則有㆓鬼神㆒、如ㇾ此則四海之內合ㇾ敬同ㇾ愛矣、禮者殊ㇾ事合ㇾ敬者也、樂者異ㇾ文合ㇾ愛者也、禮樂之情同、故明王以相沿也、故事與ㇾ時竝、名與ㇾ功偕、故鐘鼓管磬羽籥干戚樂之器也、詘信俯仰〔綴〕兆舒疾樂之文也、簠簋俎豆制度文章禮之器也、升降上下周旋裼襲禮之文也、故知㆓禮樂之情㆒者能作、識㆓禮樂之文㆒者能述、作者之謂ㇾ聖、

く、禮が過ぎて樂なきときは則ち親属離散して骨肉の愛なきに至る、以て二者の相離る可からざるを明なるを知る可し、故に性情を和合して客貌をとゝのふるは禮樂の事なり、禮義立つときは則ち貴賤の等級あり、樂文同じきときは則ち上下和好す、しかのみならず禮樂によりて好惡明なるときは其の正を得るものを賢とし、正を得ざるものを不肖とするを以て、賢不肖は明白に別るなり、不肖者は則ち刑罰にて之れを禁止し、賢者は則ち擧げて爵祿を與ふるときは、則ち政治平均なり、又其の上に仁惠を加へて之れを愛撫し義理を示して之れを正しくす、此の如くするときは則ち民を治むるの政治よく行はるゝなり、

【字解】同、好惡を同じくするを、異、貴賤別あること、勝、過なり、すぎまさること、流、流慢なり、合レ情、性情を和合すること、樂にかゝる、飾レ貌、客貌をかざりとゝのふ、禮にかゝる、等、等級なり、樂文、文は聲調なり、暴、好惡正しからざるもの、卽ち前の不肖者をさす、

樂由レ中出、禮自レ外作、樂由レ中出故靜、禮自レ外作故文、大樂必易、大禮必簡、樂至則無レ怨、禮至則不レ爭、揖讓而治二天下一者、禮樂之謂也、暴民不レ作、諸侯賓服、兵革不レ試、五刑不レ用、百姓無レ患、天子不レ怒、如レ此則樂達矣、合二父子之親一、明二長幼之序一、以敬二四海之內一、天子如レ此則禮行矣、

【講義】樂は中心より出で禮は容貌より起る、樂は心より出づるが故に和靜なり、禮は貌より起るが故に文飾あり、樂和靜を極むる之を大樂といふ、大樂は必ず簡易なり、禮文飾を極むる之を大禮といふ、大禮は必ず簡易なり、樂和靜を極むる時は神人治まり上下和し怨惡するものなし、禮文飾を極むる時は上下辨じて民志定まり爭鬪するものなし、民怨惡せず爭鬪せざるときは君たるもの無爲にして天下を治むべ

に於て鄕飮鄕射食饗の禮を制定す、此の禮や交際を正し欲邪に走らざらしむる所以なり、かく禮を以て民の心を節制し樂を以て民の心を和げ政を以て之れに從ふことを遂行し刑罰を以て之れに背くものを防止す、禮樂刑政の四者天下に通じ行はれて民悖り違はざる時は、則ち王者天下を治平するの道備りて缺くる所なく世は極樂となるなり、

【字解】　性之頌、頌は欲の誤なり、知知、上の知は知力なり、性の物を知覺する力をいふ、下句知誘二於外一の知も此に同じ、下の知はしること、好惡無レ節、節は節制なり、誘二於外一、外は外物なり、天理、天性に同じ、孤寡、父なきを孤といひ夫なきを寡といふ、人爲二之節一、人は人情なり、節は節文なり、衰麻、衰は斬衰等の喪服の稱、麻にて造るより衰麻といふ、喪紀、紀は道なり法なり、冠笄、冠は男子の冠を加ふる禮、笄は女子の笄さす禮なり、射鄕、射は鄕射禮、鄕は鄕飮酒禮を指す、鄕射禮は鄕に於てする射禮にて習武習禮の二義をかぬ、鄕飮酒禮は鄕の學校に於てする酒宴禮にして士の德行を考へ道藝を察するの用に供す、食饗、飮食の禮なり、飯を食ふを主とするを食禮といひ、飮酒を主とするを饗禮といふ、交際をあたゝむるを主とす、交接、交際なり、民聲、猶民心といふが如し、樂といふを以て聲といひしのみ、四達、四方卽ち天下に通じ行はるゝこと、王道、前節の治道に同じ、

樂者爲レ同、禮者爲レ異、同則相親、異則相敬、樂勝則流、禮勝則離、合レ情飾レ貌者禮樂之事也、禮義立則貴賤等矣、樂文同則上下和矣、好惡著則賢不肖別矣、刑禁レ暴、爵擧レ賢、則政均矣、仁以愛レ之、義以正レ之、如レ此則民治行矣、

【講義】　樂は好惡を同じくすることを爲すものなり、禮は貴賤を別つことをなすものなり、好惡同じき時は則ち相親しみ、貴賤別あるときは則ち相敬ふ、されば禮樂の二者は相はなる可からざるものなり、故に樂が過ぎて禮なきときは則ち流慢にして尊卑の敬な

之事、是故彊者脅弱、衆者暴寡、知者詐愚、勇者苦怯、疾病不養、老幼孤寡不得其所、此大亂之道也、是故先王制禮樂、人爲之節、衰麻哭泣所以節喪紀也、鐘鼓干戚所以和安樂也、婚姻冠笄所以別男女也、射鄉食饗所以正交接也、禮節民心、樂和民聲、政以行之、刑以防之、禮樂刑政四達而不悖、則王道備矣、

【講義】人生まれて安靜なるは是れ天性なり、外物に感觸して動くは性の欲望なり、外物至り觸れて知力に感知し然る後に好惡があらはるゝなり、好惡は内に節制するなく知力が外物に誘はれて己の身に反省する能はざるときは、天性は滅ぶるなり、夫れ外物の人に感觸すること窮りなくして而して人の好惡節制なきは、則ち外物來りて人が此の物に化せらるゝなり、人が外物に化せらるゝ時は天性を滅して私欲を窮むるに至るものなり、是に於て道理に悖り逆ひ人を詐り僞くの心生ずるありて、淫佚を貪り騷亂を作すの行事あり、是の故に强き者は弱き者を脅かし、多勢の者は寡勢の者を亂暴し、知慧ある者は愚昧なる者を欺き、勇氣ある者は卑怯なるものを苦しめ、疾病の者は養生するを得ず、老幼孤寡の者は其の所を得ざるに至る、此れ天下大亂の道なり、是の故に先王の禮樂を制定するや、人の情によりて節文をなす、即ち人其の親屬を喪ふときは悲痛幾年を經るも堪へざるものあり、是に於て衰麻の服哭泣の禮を制定す、此の禮や喪の道を節文する所以なり、人安樂を好むときは義理に和順する能はざるものあり、是に於て鐘鼓の音干戚の舞を制定す、此の禮や安樂を得て而も義理に和順せしむる所以なり、人男女の欲あり其の別を知らざるあり、是に於て婚姻冠笄の禮を制定す、此の禮や男女の別を明にして淫奔ならしめざる所以なり、人欲に順ふときは交際其の正を失ふことあり、是

に非ずといふや、宗廟の大祭には淸廟の詩を歌ふ、其れに用ふる瑟は朱の練絲を以て絃となし瑟の底に穴あり、其の聲濁り且つ遲きを以て、一たび彈唱するも三人の和するあるのみ、是れ音の質素なるが爲なり、されど細に味ふときは餘音嫋々として存するものあり、卽ち先王が此の音を以て風を移し俗を易へて此のよき世を後人に遺されたるを思はゞ、質素の中に崇高の趣あり、美麗なる音の必ずしも貴からざるを知るなり、何をか味の美を極むるに非ずといふや、宗廟の大祭の禮には淸水を上に置き、腥魚を俎にのせ、鹽梅なきあつものを供ふ、極めて質素なりと雖、細に之を味ふときは不盡の餘味の存するものあり、卽ち先王が此の味を以て自ら生き又祖先を祭り以て此の世をよくして後人に遺されたるを思はゞ、質素の中に無限の味あり、珍羞の必ずしも貴からざるを知る也、是の故に先王の禮樂を制定するや、以て口腹耳目の欲を極むるに非ず、將に以て民に其好惡を公平にすることを敎へて人道の正しきに反らしめんとするものなり、換言すれば德を養はしめんとするものなり、

【字解】倫理、倫は類なり、前の君臣民事物の五類をさす、幾、近なり、チカシと訓む、食饗之禮、宗廟の大祭の禮なり、淸廟、淸廟の詩なり、詩經周頌の中にあり、宗廟の大祭の時に歌ふもの、淸廟之瑟とは淸廟の詩を歌ふときこれに合はせてひく瑟なり、朱絃而疏越一倡而三歎、禮書に解す、遺音、餘音に同じ、大饗之禮云云、禮書に解す、不和、鹽梅なきこと、遺味、餘味に同じ、

人生而靜、天之性也、感於物而動、性之〔頌〕也、物至知知、然後好惡形焉、好惡無節於內、知誘於外、不能反己、天理滅矣、夫物之感人無窮、而人之好惡無節、則是物至而人化物也、人化物也者、滅天理而窮人欲者也、於是有悖逆詐僞之心、有淫佚作亂

衆庶是也、唯君子爲能知樂、是故審聲以知音、審音以知樂、審樂以知政、而治道備矣、是故不知聲者、不可與言音、不知音者、不可與言樂、知樂則幾於禮矣、禮樂皆得、謂之有德、德者得也、是故樂之隆、非極音也、食饗之禮、非極味也、淸廟之瑟、朱絃而疏越、一倡而三歎、有遺音者矣、大饗之禮、尙玄酒而俎腥魚、大羹不和、有遺味者矣、是故先王之制禮樂也、非以極口腹耳目之欲也、將以敎民平好惡、而反人道之正也、

【講義】凡そ音は人の心より生ずるものなり、樂は君臣民事物の理に通ずるものなり、是の故に聲のみをしりて五音の相變を知らざるものは禽獸是なり、音のみを知りて樂の大體原理を知らざるものは衆庶是なり、たゞ君子のみ能く樂の大體原理を知ることをなす、是の故に聲を審にして以て音を知り、音を審にして以て樂を知り、樂を審にして政を知り、而して治平の道備具するなり、是の故に聲を知らざるものは共に音を言ふ可からず、音を知らざるものは共に樂を言ふ可からず、樂を知るときは則ち禮を知るに近し、何となれば五音の象たる君臣民事物の五者は禮によりて安定するものなればなり、禮樂の二者皆知得して身に體する之れを有德者といふ、德とは得るの義なり、禮樂の二者を身に得るの謂ひなり、是の故に音樂の隆盛とは德（風を移し俗を易ふるは樂の德なり）にありて音の美を極むるに非ざるなり、宗廟の大祭の禮は德（孝敬は祭に行ふ德なり）にありて味の美を極むるに非ざるなり、何をか音の美を極むる

からず、此れ鄭衞桑間濮上の音樂の起る所以なり、人君たるもの愼まざる可からず、

【字解】 成レ文、文は曲調なり、宮爲レ君、宮は五行に配すれば土に當る、土は中央に位し、四方を總ぶ、君の象なり、且つ其の絃八十一絲を用ひ、音調重濁にして衆音を包括す、君の萬物を包裹するが如し、故に君の象となす、商爲レ臣、商は五行に配すれば金に當る、其絃七十二絲を用ひ、音調重濁、宮に次ぐ、故に臣の象となす、角爲レ民、角を五行に配すれば木に屬す、其の絃六十四絲を用ひ、音調半淸半濁にして五音の中に居る、故に臣に次ぎて民の象となす、徵爲レ事、徵は五音に配すれば火に當る、其絃五十四絲を用ひ、音調淸めり、民ありて而る後に民事あり、故に民に次ぎて民事の象となす、羽爲レ物、羽は五行に配すれば水に當る、其の絃四十八絲を用ひ音調至つて淸めり、民事ありて而る後に財物あり、故に民事に次ぎて財物の象となす、沾滯、つひえやぶるゝこと、宮亂云云、君驕るときは則ち萬物荒散するを以て其の音も亦亂れてあれすさむ、故にいふ、商亂云云、臣其の官を治めず官壞るゝときは則ち政治傾邪するを以て其音も亦傾き正しからず、故にいふ、陂は攲邪なり、カタムクと訓む、角亂云云、民其の業に安んぜざるときは則ち怨望するを以て其の音も亦憂愁の調をおぶ、故にいふ、徵亂云云、繇役止まずして民農事に力をつくすこと能はず苦勞するときは則ち民苦困に悲しむを以て其の音も亦悲哀なり、故にいふ、勤は勤苦なり、羽亂云云、租稅重き時は則ち財空乏するを以て民常に貧窮す、故に其の音も亦危急の調をおぶ、故にいふ、匱は乏なり、桑間、桑間の音樂は夏の桀王の音樂なり、淫靡の調なり、路史に桀東音を作る北里よりとる、大に桑林に合樂すとあり、桑間の名は此より來る、濮上、衞の靈公が濮水の上にて得る所の音樂にて殷の紂王の製する所なり、樂書の末段に詳述しあり、比、近なり、チカシと訓む、政散、散は荒散なり、あれすさむこと、流、流亡なり、

凡音者生二於人心一者也、樂者通二倫理一者也、是故知レ聲而不レ知レ音者禽獸是也、知レ音而不レ知レ樂者

爲事、羽爲物、五者不亂則無沾懘之音矣、宮亂則荒、其君驕、商亂則搥、其臣壞、角亂則憂、其民怨、徵亂則哀、其事勤、羽亂則危、其財匱、五者皆亂、迭相陵、謂之慢、如此則國之滅亡無日矣、鄭衛之音比於慢矣、桑間濮上之音亡國之音也、其政散、其民流、誣上行私而不可止、

【講義】凡そ音は人の心より生ずるものなり、情が中に動く故に聲にあらはる、聲が曲調をなす之れを音といふ、而して情の正邪は政の如何によりて變ることは上節に述ぶる所の如し、是の故に治世の音樂は安靜にして和樂の調あるは其の政和平にして人心亦和平なればなり、亂世の音樂は怨望して怒氣の調あるは其の政正道にそむきて人心亦邪暴に走ればなり、亡國の音樂は悲哀にして思ひ惱む調あるは其の政暴にして民亦困窮すればなり、聲音の道と政と通ずること實に此の如し、而して此の聲音を大別して宮商角徵羽の五となす、之れを政に配すれば、宮を君の象となし、商を臣の象となし、角を民の象となし、徵を民事の象となし、羽を財物の象となす、五者亂れざるときはつひえやぶるの音なし、之れに反し、宮音亂るゝ時は則ち其聲あれすさむは其の君驕ればなり、商音亂るゝ時は則ち其聲かたむき正しからざるは其臣官を治めず官壞るればなり、角音亂るゝ時は則ち其聲憂愁なるは其民怨望すればなり、徵音亂るる時は則ち其の聲悲哀なるは則ち其の民事苦しければなり、羽音亂るゝ時は則ち其聲危急なるは則ち其の財物乏しければなり、かく五者皆亂るゝ時は則ち互に相しのぎしひたぐ、之れを慢といふ、此の如くなる時は則ち國の滅亡せんこと日なけん、鄭衛の音樂は亂世の音樂なり、慢に近し、桑間濮上の音樂は亡國の音樂なり、君の政荒散する時は其の民流亡す、然るときは下民上を誣ひいつはり私意を行ひて禁止すべ

に聲となりてあらはる、聲には清濁緩急高下の別あり、此れ等の聲が相應ずるが故に此の變化をなす、變化して此に曲調をなす、之れを音といふ、音を比べ合せて之れを樂器に施し干戚羽旄を執り曲調に合せて舞ふ之れを樂といふ、かく樂は音によりて生ず、而して其の本は人心が物に感じ動くにあるなり、是の故に其の哀しみの心が感じ動く時は其のあらはるゝ聲はしはがれて低く弱し、其の樂しみの心が感じ動く時は其のあらはるゝ聲はゆたかにして大きくゆるし、其喜びの心が感じ動く時は其の聲は高く揚りて早くそは〳〵し、其怒の心が感じ動く時は其あらはるゝ聲はあらくしてはげし、其の敬みの心が感じ動く時は其あらはるゝ聲はすぐにしてかどだつ、其の愛しみの心が感じ動く時は其あらはるゝ聲は和ぎてやさし、此の六の聲は本性に非ず、心が外物に感觸して而して後に動くものにして情なり、是の故に先王は人心を感じ動かすに於て其の啓導の方法を愼重にし之れをして中正に赴かしむ、故に禮を以て其の志を導き、樂を以て其の聲を和げ、政を以て其の行を一にし、刑罰を以て其の姦を防止す、禮樂刑政の四者異なりと雖其の至極する所は一なり、卽ち民心を齊へて治平の道を出だす所以のものなり、

【字解】成レ方、方は曲調なり、干戚、干はたて、戚は斧の一種、共に武器なり、之れを執りて舞ふは武舞なり、羽旄、羽は雉の尾羽を竿頭につけたるもの、旄は旄牛の尾を竿頭につけたるもの、共に文舞の時に用ふる器なり、噍、聲のかわきて澤なきこと、シハガルと訓む、殺、聲の低く弱きこと、嘽、寛綽の貌、ユタカと訓む、發、揚なり、聲の高く揚ること、散、物の飛散するが如く聲のはやくそは〳〵としたること、廉、かどだつこと、同二民心一、同は齊ふること、治道、治平の道、

凡音者生二人心一者也、情動二於中一、故形二於聲一、聲成レ文謂二之音一、是故治世之音安以樂其政和、亂世之音怨以怒其政乖、亡國之音哀以思其民困、聲音之道與レ政通矣、宮爲レ君、商爲レ臣、角爲レ民、徵

す、其の歌辭は、漢書禮樂志に見ゆ、神馬、神の如き威靈ある馬の義、渥洼、川の名、天馬、天よりあまくだれる馬、神馬を指す、霑ニ赤汗ー、霑はうるほすこと、赤汗は血の如き赤き汗、赭、赤色なり、容與、おちつきゆつくりとせること、跇、超踰なり、コユと訓む、匹、匹敵なり、大宛、西域の國の名、千里馬、一日千里走る駿馬、西極、西のはて、靈威、威靈に同じ、流沙、沙漠なり、中尉、官名、首府の警察を掌る、汲黯、列傳にあり、協ニ於宗廟ー、協は和げかなふ、不レ說、說は悅に同じ、公孫弘、列傳にあり、誹謗、二字ともにそしること、聖制、御製に同じ、當レ族、族は族罪なり、一族を殘らず殺す重罪なり、

凡音之起、由ニ人心ー生也、人心之動、物使ニ之然ー也、感ニ於物ー而動、故形ニ於聲ー、聲相應、故生レ變、變成レ方謂ニ之音ー、比レ音而樂レ之、及ニ干戚羽旄ー謂ニ之樂ー也、樂者音之所ニ由生ー也、其本在ニ人心之感ニ於物ー也、是故其哀心感者、其聲噍以殺、其樂心感者、其聲嘽以緩、其喜心感者、其聲發以散、其怒心感者、其聲麤以厲、其敬心感者、其聲直以廉、其愛心感者、其聲和以柔、六者非レ性也、感ニ於物ー而後動、是故先王愼レ所ニ以感ーレ之、故禮以導ニ其志ー、樂以和ニ其聲ー、政以壹ニ其行ー、刑以防ニ其姦ー、禮樂刑政其極一也、所下以同ニ民心ー而出中治道上也、

【講義】凡そ音樂の起るは人の心の動くに由りて生ずるなり、人の心の動くは外物が接觸して心をしてかく動かしむるなり、心が外物に感觸して動くが故

し、騁するときはおちつきゆつたりとし、飛び超ゆるときは一足萬里に達す、今何物か之れに匹敵せん、ただ龍の之れと友と爲るあるのみ」と、後帝大宛を伐ちて千里の馬を得たり、其の名を蒲梢といふ、よりて太一歌に次ぎて歌をつくり之を祝せり、其歌に曰く、「天馬來れり、西のはての國より來れり、萬里の遠路を通りて我有德の君にたより來れり、我兵天帝の威靈をうけて外國に降下し、沙漠を涉りて一たび征むれば四方の夷族皆服從し、此の神馬を貢せり」と、中尉汲黯進み諫めて曰く、凡そ古より王者の音樂をつくる、上は祖宗の遺烈を承けて之を恢弘し、下は衆庶を治めて感化するの後に於てす、今陛下馬を得て詩をつくりて歌曲となし宗廟を祭り祖宗の神靈を和げんとし給ふ、古禮にもとれり、上は先帝より下は百姓に至るまで、豈によく其の音樂を知りて喜びうけんやと、陛下は默然として一言を發せず、悅び給はざりき、丞相公孫弘奏して曰く、黯御製をそしる當に族罪を以て之れを罰すべしと、是に於て黯の忠言は容れられずして此の二歌は共に漢代雅正の樂章として用ひらるゝに至れり、

【字解】 高祖、本紀を見よ、沛、高祖の郷里なり、三侯之章、高祖が天下を一統して沛を過ぎし時作りし「大風起兮雲飛揚、威加海內兮歸故鄕、安得猛士兮守四方」の詩是なり、此の詩に兮の字三個あり兮は語辭なり、侯も亦語辭なり、音相通ずるを以て此詩を三侯之章といふ、歌儛、儛は舞に同じ、孝惠・孝文・孝景、皆本紀あり、增更、增はますこと、更は改むること、樂府、朝廷宗廟の禮に用ふる所の樂詩なり、習常肄舊、肄は肆の誤なり、肆は習に同じ、一句の意は一定の舊樂を習ふと、今上、孝武皇帝をさす、十九章、安世房中樂をいふ、其の詩は漢書禮樂志に見ゆ、侍中、官名、乘輿御服等を掌る、李延年、佞幸列傳を見よ、次序、次第をつけてとゝのふ、協律都尉、官名、音律を調へたゞす役、一經、一種の經典、即ち易經・書經・詩經等中の一をいふ、五經、易經・書經・詩經・春秋・禮經也、爾雅之文、爾雅は雅正なり、文は文字なり、漢家、漢の皇室なり、上辛、上旬の辛の日、太一、星の名、天帝の表象とし之を祀る、甘泉、宮殿の名、昏時、夕方なり、祠壇、祭壇なり、僮男僮女、僮は童に同じ、靑陽・朱明・西皡・玄冥、春夏秋冬の司神の名をとりて歌名とな

梢、次作以爲歌歌詩曰、天馬來兮從西極、經萬里兮歸有德、承靈威兮降外國、涉流沙兮四夷服、中尉汲黯進曰、凡王者作樂、上以承祖宗、下以化兆民、今陛下得馬、詩以爲歌、協於宗廟、先帝百姓、豈能知其音耶、上默然不說、丞相公孫弘曰、黯誹謗聖制、當族、

【講義】我漢の高祖天下を一統し、鄕里の沛を過ぐる時につくり給へる詩三侯の章を沛の小兒をして之れを歌はしめらる、高祖崩じ給ふや、沛の子弟をして特に四時を以て帝を宗廟に祭り、此の詩を歌ひ舞ふを得しめらる、此れ我漢の音樂の嚆矢なり、孝惠・孝文・孝景三帝の間は少しも增し又は改むる所なく、樂府に於ては一定の舊音樂を習はすのみなりき、今上皇帝位に卽き給ふに及び、樂章十九章を作り、侍中李延年をして其聲律を次第しとゝのへしめ、延年を協律都尉に任ぜられたり、されど一經に通ぜる士と雖、其の歌辭の意を知る能はざりしかば、五經に通ぜる學者の家に集り會ひて相ともに講習して之れを讀み、乃ちよく其意を通じ知るを得たり、蓋し其歌に雅正の文字多ければなり、漢の皇室にては常に正月上旬の辛の日を以て太一の神を甘泉に祀る例なり、其の祭は夕方を以て始まり夜中に祭り明け方に至りて終る、祭每に常に流星が祭壇の上を飛び過ぎしかば、童男童女七十人をして倶に歌ひて以て祭らしめたり、其歌は春の祭には青陽歌を歌ひ、夏の祭には朱明の歌を歌ひ、秋の祭には西皞の歌を歌ひ、冬の祭には玄冥の歌を歌へり、此の歌は世に多く傳はりひろまりて人々の知る所なり、故に此に論ぜず、帝又嘗て神馬を渥洼の水中に得たり、よりてまた前の四時歌に次ぎて太一歌を作りて其の瑞祥を祝せり、其の歌曲に曰く、「太一の神入貢して天馬あまくだれり、血の如き赤き汗身をうるほし、其の沫流る、其の色赭の如

傳を見よ、三王、夏殷周の三王にて夏の禹王殷の湯王周の文武王を指す、襲、其まゝつぐこと、般勤、慇懃に同じ、ねんごろ、和說、說は悅に同じ、解澤、解は散布の意、恩澤を四方に布くをいふ、華山之騄耳而后行遠乎、華山は山の名、周の武王殷を滅して天下を一統するや、馬を華山に放ちて天下に武を用ひざるを示せり、騄耳は周の穆王の八駿馬の一なれども、此にては單に駿馬の義にみて可なり、一句の意は、周の武王が華山に放ちたる馬にのりて遠くに行くことをせんやとなり、周の武王の音樂は雅正なれども今とは時世も異なれば之れを用ひて何かせんとの喩なり、

高祖過沛詩三侯之章、令小兒歌之、高祖崩、令沛得以四時歌儛宗廟、孝惠孝文孝景、無所增更、於樂府習常隷舊而已、至今上卽位、作十九章、令侍中李延年次序其聲、拜為協律都尉、通一經之士、不能獨知其辭、皆集會五經家、相與共講習讀之、乃能通知其意、多爾雅之文、漢家常以正月上辛、祠太一甘泉、以昏時夜祠、到明而終、常有流星經於祠壇上、使僮男僮女七十人俱歌、春歌青陽、夏歌朱明、秋歌西皞、冬歌玄冥、世多有、故不論、又嘗得神馬渥洼水中、復次以為太一之歌、歌曲曰、太一貢兮天馬下、霑赤汗兮沫流赭、騁容與兮跇萬里、今安匹兮龍為友、後伐大宛、得千里馬、馬名蒲

次第に衰へ、六國騷亂の世に至りては、君民淫逸に流れ沈みて、遂に其の極所までゆきて本の正しき所にかへらず、終に身を喪ひ一族を滅し國をあげて秦に併呑さるゝに至れり、秦天下を一統すと雖、二世皇帝に至りては六國の君と同じく淫猥の音樂を以て娛みとなしたり、よりて丞相の李斯進みて諫めて曰く、先王の正道をはなちすてゝ音樂女色に心を極むるは、祖伊のおそれ戒めし所なり、小過を輕視して之れを積みかさね長夜の飮をなして心を恣にせるは、紂王の亡びし所以なり、陛下宜しく戒むる所あるべしと、佞臣趙高曰く、五帝三王の音樂各、其の名を殊にせるは、前代のものを相つがざることを示せるなり、蓋し時かはれば音樂も亦代はらざれば人情に合はざる故なり、上は朝廷より下は人民に至るまで、音樂によりて互に歡喜の心を交へ殷勤の情を合はすを得るなり、音樂に非ざれば上下和ぎ悅ぶの情通ぜず、恩澤を布きひろむること遠くに及ばざるなり、されば五帝三王各時代の音樂は一世を風化し時をはかり治むるの音樂なり、陛下の好み給ふ音樂は我秦の音樂にして、五帝三王の音樂と異なるなし、何ぞ必ずしも周代の雅樂を用ふるの要あらんやと、二世皇帝之れを然りとし雅正の音樂をなさゞりしかば、終に身を滅し國を亡すに至れり、

【字解】　虧缺、二字共にかくること、鄭音、鄭衞之音に同じく淫靡の樂なり、封君世辟、封君は國君、世辟は世々の君なり、即ち國々の世々の君なり、鄰州、鄰國なり、仲尼不レ能下與ニ齊優一遂容中於魯上、孔子が魯の定公を助けて政を執りしに、齊より女樂を送りて君臣の心を迷はさんとせしに、家老季桓子之を入れたれば、孔子は辭して魯を去りしをいふ、詳細は孔子世家を見よ、與は爲なり、タメと訓む、優は俳優なり、五章、歌章の名、其の辭傳はらず、魯の家老季桓子をそしりしものといふ、陵遲、次第に衰ふ、六國、戰國七雄の中秦を除きたる燕・齊・楚・趙・韓・魏なり、流沔沈佚、淫逸に流れ沈むこと、滅レ宗、宗は宗族なり、一族をいふ、李斯、列傳にあり、放棄、はなちすつ、詩書、詩經書經の道、即ち先王の正道をさす、祖伊、殷の紂王の賢臣、紂王を諫むれども聽かれざりき、輕積、輕視して積み累ぬること、細過、小過也、長夜、長夜の飮なり、趙高、二世の佞臣なり秦始皇紀末の二世本紀及李斯列

比、かなへくらぶ、聲律、音律なり、移レ化、化は惡習に見るべし、助流、單に助くといふに同じ、政教、政治と教育と、明堂、天子諸侯を朝して政治をきく所、蕩滌、洗ひながす、飽滿、あきみつること、己が心に充分なること、雅頌之音、雅正の音樂なり、噍噭之聲、高く叫ぶ勇壯の聲調なり、鄭衞之音、鄭衞の音樂は淫猥なり、故に淫猥なる音樂の義に用ふ、懷二五常一、五常は五行なり、人は五行の和氣より成る、故に懷くといふ、含二好惡一、好惡の情を有つこと、

治道虧缺、而鄭音興起、封君世辟、名顯二鄰州一、爭以相高、自二仲尼不三能與二齊優一遂二容於魯一、雖レ退正樂以誘レ世、作二五章一以刺レ時、猶莫之化、陵遲以至二六國一、流沔沈佚、遂往不レ返、卒於喪レ身滅レ宗、幷國於秦、秦二世尤以爲レ娛、丞相李斯進諫曰、放二棄詩書一、極二意聲色一、祖伊所二以懼一也、輕二積細過一、恣二心長夜一、紂所二以亡一也、趙高曰、五帝三王、樂各殊レ名、示レ不二相襲一、上自二朝廷一、下至二人民一、得三以接二歡喜一、合二殷勤一、非レ此和說不レ通、解澤不レ流、亦各一世之化、度レ時之樂、何必華山之騄耳而後行レ遠乎、二世然レ之、

【講義】周の盛世雅正の音樂を以て民を導き民善化せしが、幾もなくして政治の道缺け破れて、淫猥の音興るや、各國の世々の君互に淫逸奢侈をつとめ、其名鄰國に顯れ爭うて互に豪奢を高ぶるに至れり、仲尼魯に事へしが、齊の俳優の魯の宮中に入りて、仲尼遂に魯君に用ひられず位を辭し去りしより、退きて亂れたる音樂を正し、雅正の音樂を以て世人を誘導し五章の歌をつくりて時の惡風をそしると雖、淫猥に流れたる風潮を化すること能はざりき、是より世は

は滿ちてへらさゞれば則ち溢れ流れ、盈ちて維持せざれば則ち傾き覆るものなり、人も亦樂が極度に達せるを何かの方法を以て抑へざれば、奢侈淫逸情欲の奴隷となるに至るものなり、之を抑ふるは音樂に如くはなし、凡そ君子の音樂を作れるは樂を節制して奢侈淫逸に流るゝを防ぐ所以なり、君子は謙讓を以て禮の要と爲し、樂の極度に走るを損し減じて程度を得しむるを以て音樂の本義となす、音樂の本義は其れ此の如し、然れども之を實施するに至りては差別を設けざる可からず、君子以爲く國の異なるによりて人情風慣同じからずと、故にひろく各國の風俗を視察して其の歌謠をとり、之を音律にかなへくらべて標準の音樂を制定し、以て國人の短所を補ひ惡習を移しかへて國家の政治教育を助く、故に天子躬ら明堂に臨み觀て此の標準の音樂を萬民に示せば、萬民は皆之れによりて己が邪に穢れたる心を洗ひ、其の幾程の所をとれば己に充分なるや否やをくみはかりて之れを取り、以て其の性を善くし飾る、故に古賢曰く雅正の音樂とゝのひて民心正しく、高叫勇壯の聲調起りて士の心は奮ひ起り、淫猥の音曲起りて民の心淫逸となると、音樂の民心に關係する是の如く大なり、是れ君子の雅正の音樂を作りて民を導く所以なり、其の雅正の音調のとゝのひ和ぎかなひ合ふの微妙なるに至るに及べば、無情の鳥獸と雖悉く之に感ず、まして五行の和氣をもち好惡の情をもつ人間に於てをや、其之に感ずるは自然の勢なり、

【字解】虞書、書經の虞代の書なり、今の益稷の篇を指す、勑、勅なり、戒めたゞす、幾安、幾は事のきざしなり、幾安とは事のきざし起るも安じて之れが處置をなさゞること、股肱、臣下をさす、墮壞、やぶれおつ、成王、周本紀を見よ、頌、詩體なり、頌歌なり、懲艾、こらしいましむ、家難、家の父祖の艱難なり、祖文王が殷紂王の爲に姜里に囚はれ父武王が紂王を伐ちしことを指す、戰々恐懼、おそれつゝしむこと、約、窮約也、困窮なり、滿、富貴なり、佚能思㆑初安能惟㆑始、安佚能思㆓其始㆒を二句に言ひわけたるなり、膏澤、あつき德澤、傳曰、傳は古賢の言をさす、不㆑損、損はへらすこと、不㆑持、持は維持すること、節㆑樂、節は節制なり、程よく偏らぬやうにすること、謙退、謙讓に同じ、損減、樂の極度に流るゝを損し減ずる義なり、協

詠勤苦、非大德、誰能如斯、傳曰、治定功成、禮樂乃興、海內人道益深、其德益至、所樂者益異、滿而不損則溢、盈而不持則傾、凡作樂者、所以節樂、君子以謙退爲禮、以損減爲樂、樂其如此也、以爲州異國殊、情習不同、故博采風俗、協比聲律、以補短移化、助流政敎、天子躬於明堂臨觀、而萬民咸蕩滌邪穢、斟酌飽滿、以飾厥性、故云雅頌之音理而民正、嘄噭之聲興而士奮、鄭衞之曲動而心淫、及其調和諧合、鳥獸盡感、而況懷五常、含好惡、自然之勢也、

【講義】太史公曰く、余は虞書を讀む每に、君臣相いましめて、事のきざしに安んじて之れが備をなさず、股肱の臣良からざるときは、よろづの政事やぶれおつるを防ぐを歌へるに至りて、未だ嘗て涕を流して其の治化に汲々たるを嘆ぜずんばあらざるなり、又周の成王頌歌をつくりて、己が身の安樂なるより推して、父祖の艱難せるを悲み、己が安佚に流れんことを懲らし戒むるを見る、おそれつゝしみて善く父祖の志業を守り善く父祖の志業を成就するものと言はざるべけんや、古の聖君賢臣の戒飭治につく此の如し、故に君子は窮約すれば僅に其の德を修め、富貴なれば安佚に流れて禮をすつることを爲さず、安佚なれば必ず能く其始め困苦によりて之れを得しを思ひ戒め怠らず、あつき德澤に沐浴すれば初め勤苦によりて此の安樂を得しことを詠歌して己を戒め人を戒む、大德ある君子に非ずんば誰か能く斯の如くならんや、古賢の言に曰く、天下平治し功業なりて禮樂の敎乃ちおこると、禮樂の敎海內におこりて人の道ますます深くひろまり、人の德ますます高きに至る、而して人々の樂む所亦ますます異なるに至る、すべて物

の明なるは禮を行ひ盡くせるに由るなり、

【字解】以二財物一爲レ用、此の上に禮者の二字を添へて見るべし、爲レ文、文は文飾なり、隆殺、厚薄に同じ、要、樞要なり、文貌繁情欲省、文貌は文飾形貌にて儀式を指す、情欲は情用なり、忠誠を指す、一句の意は、儀式多くして忠誠の情の省ける、卽儀式が盛大にして忠誠の情に勝てる場合、例へば諸侯が天子に貢物を獻上するときは、賓（諸侯）主（天子）百拜して威儀を苟もせざる時の如き是なり、文貌省情欲繁、儀式が省略されて忠誠の情の多き、卽ち忠誠の情の盛にして儀式に勝てる場合、例へば前節に述べたる先王の祭に水や生魚や鹽梅なき肉汁を上るが如くたゞ太古の祖を慕ふ情のみを用ふることと是れなり、雜、帀と通ず、アマネシと訓む、中流、中道なり、中正にして一方に偏らざるをいふ、致、極なり、キハムと訓む、其中、中は中道なり、歩驟馳騁廣鶩、驟馳騁皆走るなり、廣鶩は大に疾く走るなり、驟以下皆走る意なれば、此の句は歩むとき走るときの意に見て可なり、不レ外、外ははづるゝこと、禮にはづれざるをいふ、人域是域、域は居なり、人域は人の居る安宅卽ち禮をさす、民、凡民なり、房皇、彷徨に同じ、徘徊すること、周浹、あまねきこと、曲直、曲はつぶさなり直は正しくなり、何事も充分に正しくの意なり、次序、次第順序なり、厚者、聖人の德の厚きものはの義なり、下句の大者・高者・明者も亦皆德大者・德高者・德明者の義なり、積、積み重ねたるの意、廣、廣く積み重ねたるの意、隆、盛に行ふの意、盡、行ひ盡くせるの意、

樂書第二

太史公曰、余每レ讀二虞書一、至二於君臣相勑維是幾安、而股肱不レ良、萬事墮壞一、未三嘗不二流涕一也、成王作レ頌、推レ己懲レ艾、悲二彼家難一、可レ不レ謂二戰戰恐懼、善守善終一哉、君子不レ爲レ約則修レ德、滿則棄レ禮、佚能思レ初、安能惟レ始、沐二浴膏澤一、而歌二

其中、步驟馳騁廣騖不外、是以君子之性守宮庭也、人域是域士君子也、外是民也、於是中焉、房皇周浹、曲直得其次序、聖人也、故厚者禮之積也、大者禮之廣也、高者禮之隆也、明者禮之盡也、

【講義】禮は財物を以て之れを行ふの用となす、例へば貢獻問遺の類是れなり、又禮は貴賤によりて其の服章を分つを文飾となす、例へば天子諸侯によりて其の車服旗章を異にするが如き是なり、又禮は物の多少によりて其の制裁を異にす、例へば富貴のものと貧賤のものと其の制裁を異にせるが如き是なり、又禮は隆に厚くすべきものには隆に厚くし、薄く粗末にすべきものには薄く粗末にし、各〻其の當を失はざるを以て樞要となす、然らば何をか隆に厚くし薄く粗末にする禮といふや、儀式多くして忠誠の情の省ける、即ち儀式が盛大にして忠誠の情に勝てる場合は、是れ禮の隆に厚きときなり、之れに反して儀式が省けて忠誠の情の多き、即ち忠誠の情が儀式に勝てる場合は、是れ禮の薄く粗末なるときなり、儀式と忠誠とが或は內となり、或は外となり、或は表となり、或は裏となり、あまねく相並び行はるゝ場合は、是れ禮の中道にして厚薄其の宜しきを失はざるときなり、故に君子は上は其の隆に厚き禮をきはめ、下は其の薄く粗末なる禮を盡くし、中は其の中道の禮に處りて一方に偏せず、步くときもはしるときも是の三者の間を外れず、是れを以て君子の性は此の禮といふ宮庭を守りて此れより一步も出でざるなり、されば禮は人の安宅なり、此の安宅に居るは士君子なり、是の安宅より外れ出づるは凡民なり、是の安宅の中に於て偏く徘徊逍遙し何事も充分に正しく其の次第順序を得て寸毫も亂るゝことなきは是れ聖人なり、故に聖人の德の厚きは禮を積みかさねしに由るなり、其の德の大なるは禮を積むこと廣きに由るなり、其の德の高きは禮を盛に行ふに由るなり、其の德

同じ、文を互にせし迄にて別に意味なし、至文、極めて文飾あること、辨、分別なり、尊卑上下の別をいふ、至察、極めて明白なること、察は明なり、說、解說なり、說明なり、不レ能レ則、則は測と通ず、ハカルと訓む、貌、形なり、堅白同異之察、察は觀察にて猶說といふが如し、堅白同異の說は惠施、公孫龍の唱ふる所なり、二子は共に戰國時代の詭辯學者なり、堅白說は公孫龍の唱ふる所なり、其の論の大要に曰く、此に白石あり、目のみにては其の白きのみを知りて堅きを知らず、手に觸れしにては堅きのみを知り白きを知らず、されば石の白と堅とは別物にて決して一致すべからざるものなりと、同異は惠施の唱ふる所なり、其の論の大要に曰く、人も獸も禽も石も草も木も皆物なり、物といふ點より見れば同じからざるなし、然れども若し之れを分別して見る時は、人の耳目鼻口百體と草木の枝葉花實とは全く異なれり、されば此の點より見るときは物皆異なれりと、弱、溺と通ず、オボルと訓む、擅作典制褊陋之說、愼到、田駢の說をさす、二子は共に戰國時代の學者にして法家に道家を折衷したるものなり、典制は典令制度なり、褊陋は偏頗固陋なり、嗛、一本望に作る、非なり、嗛は快なり、コヽロヨシと訓む、快しとして從ふをいふ、暴慢恣睢輕俗以爲レ高之屬、宅囂、魏牟の輩を指す、二子は戰國時代の人にて世俗と離れて尊大自ら持せり、恣睢は權衡な埒なり、厲はともがらなり、繩、繩墨なり、衡、我儘放埒、縣、懸に同じ、規矩、規は圓をはかる器、筆規なり、矩は四角をはかる器、曲尺なり、方員、方圓に同じ、直之至、直は眞直なり、至は至極にして標準たるの謂なり、平、輕重なり、足レ禮、足は重んずること、無方、方は道なり有方の方も同じ、下之極、下は低なり、無窮、四方なり、

以二財物一爲レ用、以二貴賤一爲レ文、以二多少一爲レ異、以二隆殺一爲レ要、文貌繁、情欲省、禮之隆也、文貌省、情欲繁、禮之殺也、文貌情欲相爲二內外表裏一、並行而雜、禮之中流也、君子上致二其隆一、下盡二其殺一、而中處二

なり、禮の形たる誠に極めて深し、小人之れを測り知ること能はず、故に惠施、公孫龍の如き堅白同異の說が耳に入れば其れに溺れ迷ふなり、禮の形たる誠に極めて大なり、小人は之れを測り知ること能はず、故に田駢、愼到の如き擅に典令制度をつくりて人を惑はす偏頗固陋の說が耳に入れば、其れを快しとして靡き從ふなり、禮の形たる誠に極めて高し、小人は之れを測り知ること能はず、故に它囂、魏牟の如き暴慢に我儘に尊大自ら喜び世俗を輕視するともがらの說が耳に入れば、其の渦中に墜落するなり、此くして彼等小人は我身を危亡しつゝあるなり、併しかゝる邪說の人々を惑はすは人々が禮を審に知らざるより起れば之れを審に知るは人々の務むべきことなり、君子は卽ち之れを知るをつとむる人なり、故に繩墨が正しく陳ねられたるときは、曲を直とし直を曲として欺く可からず、權衡が誠に正しく懸けられたるときは、輕きものを重しとし重きものを輕しとして欺く可からず、曲尺や筆規が誠に正しく置かれたるときは、四角のものを圓しとし、圓きものを四角として欺く可からず、此れと同じく、君子は禮を審に知りきはむれば、かかる詐僞の說を以て之れを欺く可からざるなり、是れ故に繩墨は眞直の至極なるものなれば、凡ての直ぐなる者は之れを標準とするなり、權衡は輕重の至極なるものなれば、凡ての輕重は之を標準とするなり、曲尺と筆規とは方圓の至極なるものなれば、凡ての方圓は之れを標準とするなり、此れと同じく禮は人道の至極なるものなれば、凡ての人道は之れ禮に法とするなり、然り而して此の人道の標準たる禮に法らず之れを重んぜざる、之れを無道の民といふ、禮に法り之れを重んずる、之れを有道の士といふ、禮の中に在りて能く思索するこれを能く慮るといふ、能く慮りて志考を變ずるなき之れを能く固しといふ、能く慮り能く固くして、其の上に中心より之れを好むは、これ聖人なり、聖人は禮の權化なり、故に天は高きの極度なり、地は低きの極度なり、日月は光明の極度なり、四方は廣大の極度なり、聖人は人道の極度なり、故に人は禮を學びて聖人の地位に至るを要するなり、

【字解】 隆、隆盛なる禮なり、爲レ極、極は中正なり、標準なり、本末、前節の情と文とを指す、終始、本末に

異之察入焉弱、其貌誠大矣、擅作典制編陋之說入焉嗛、其貌誠高矣、暴慢恣睢輕俗以爲高之屬入焉墜、故繩誠陳、則不可欺以曲直、衡誠縣、則不可欺以輕重、規矩誠錯、則不可欺以方員、君子審禮、則不可欺以詐僞、故繩者直之至也、衡者平之至也、規矩者方員之至也、禮者人道之極也、然而不法禮、不足禮、謂之無方之民、法禮足禮、謂之有方之士、禮之中能思索、謂之能慮、能慮勿易、謂之能固、能慮能固、加好之焉聖矣、天者高之極也、地者下之極也、日月者明之極也、無窮者廣大之極也、聖人者道之極也、

【講義】　太史公曰く、禮はそれ至大なるものなるかな、故に聖人隆盛の禮を立てゝ以て人の則り據るべき標準と爲す、天下の人之れを能く增益し削減することなきなり、禮の盛なる情と文と相順ひ相應じて終始を一貫し毫も相悖ることなし、極めて文飾さるれども艶美に陷らず繁褥に流れず、上下尊卑の別整然として少しも紊るゝことなし、極めて明白なれども簡疎ならず淺薄ならず、解說ありて始めて其の理を盡くすを得べし、天下此の如き至美至全のものあらんや、故に天下の人にして、之れに從ふものは身治まり、之れに從はざるものは身亂れ、之れに從ふものは身安く、之れに從はざるものは身危し、かく禮に從ふと從はざるとは身の安危に關するものなるに拘らず、小人は從はざるものは何ぞや、其の智淺薄なれば

則明、

【講義】凡べて禮の成立を考ふるに、始は粗略にして次第に文飾されて完成し、終は人情を和悅せしむるに歸し、儀式を問はざるなり、故に情意と儀式とが俱に至り盡せるは禮の至り備はれるもの、換言すれば完成せる禮なり、其次は或は情意が儀式に勝ち、儀式が情意に勝つ、又其次は全く情意に復りて絕えて文飾なく以て太古質實の風習に歸するなり、こは前節に述ぶる所に於て知了すべし、而して此の禮の完全に行はれたる結果は極めて大なり、天地は以て和合して災變なく、日月は以て明に絕えず四方を照し、四時は以て順序正しく相代り、星辰は以て正しく一定の軌道を循行し、江河は以て定まれる水路を流れて氾濫の患なく、萬物は各〻其の生を遂げて發育するは禮の效用なり、人々の好惡がほどよきに適ひてかたよらず、喜怒は正しき道に當りてかたよらず、以て下位にあるときは則ち柔順に上に事へ、以て上位にあるときは則ち公明に下を治め愛しむは、亦禮の效用なり、禮の用豈大ならずや、

【字解】脫、脫略なり、猶粗略といふが如し、文、文飾なり、儀式を指す、悅、一本稅に作るは誤なり、人心を悅服せしむるなり、情文、情は情意なり、文は文飾卽ち儀式なり、俱盡、盡は具はりつくせること、合、和合なり、序、順序正しく相代るなり、例へば梅雨に晴天にして土用に霖雨のふるが如きは順序正しく代らざるなり、行、循行なり、めぐりゆくこと、昌、生育を遂げて盛なること、節、ほどよきに適ひてかたよらぬこと、當、正しき道にあたりてかたよらぬこと、順、柔順なり、明、公明なり、

太史公曰、至矣哉、立隆以爲極、而天下莫之能損益也、本末相順、終始相應、至文有以辨、至察有以說、天下從之者治、不從者亂、從之者安、不從者危、小人不能則也、禮之貌誠深矣、堅白同

て入り相對して坐し爵を酬い合ひて後、夫婦の親しみ始めて成る、之れを發齊といふ、大廟之未レ內レ尸、大廟は宗廟なり、大は尊稱語なり、尸は形代なり又神代といふ、神の代理なり、祭時には必ず之れを置くを禮とす、何人を神代となすかは、禮記曲禮篇に爲二人子一者、祭祀不レ爲レ尸、則尸筮二無レ父者一、皆用二孫之倫有レ爵者一爲レ之あるにて知るべし、一句の意は宗廟の祭の始には神代を入れざるをいふ、蓋し降神の式終りて後入るゝ也、始絕之未二小斂一、始絕は始めて息の絕え卒りし時をいふ、小斂は死體を棺に斂むる最初の儀式をいふ、人死して翌日に至り、沐浴し衣衾を敷きて屍を其の上に移し布にて首足を掩ひ畢り又衾を以て之れを覆ふ、之れを小斂といふ、一句は始めて息の絕えたるときは萬一蘇るかも知れずといふ心あるを以て小斂の式を行はざるなり、大路之素幬、大路は前に解す、素は素布なり織立てのまゝの白布なり、幬は車の蓋なり、麻絻、絻は冕に同じ、大夫以上の冠の名、麻冕とは麻にて造りたる冠なり、散麻、麻は麻を絢ひて造りたる帶をいふ、散とは帶をしめ其のさきを結ばずはさみて垂れること、喪服をきるときは麻帶をしめ結ばずはさみて垂れたるまゝにし、小斂の式畢りて後始めて結ぶ也、此の句は小斂の式以前をいふ、三年、三年の喪なり、父母の喪をいふ、哭レ之不レ反、哭泣して往いて反らざる如き聲にてなくをいふ、清廟、宗廟なり、宗廟は清潔にして汚穢なし、故に清廟といふ、一倡三歎、一人唱ふるときは三人が瑟をうちて贊歎すること、贊歎とは贊歎して調をあはすをいふ、縣、懸に同じ、尙二拊膈一、尙は上なり、上に置くなり、拊は樂器なり韋にて造り中に糠を滿つ、樂を節するときに用ふ、膈も樂器なれども其の製詳ならず拊の類ならん、朱弦通越、朱紘洞越に同じ、前に說く、

凡禮始二乎脫一、成二乎文一、終二乎悅一、故至備情文俱盡、其次情文代勝、其下復レ情以歸二太一一、天地以合、日月以明、四時以序、星辰以行、江河以流、萬物以昌、好惡以節、喜怒以當、以爲レ下則順、以爲レ上

以上の祖は夾室を設けて合祀するか、或は父祖の廟に合祀するもの丶如し、

有㆓特牲㆒而食者、一匹の犧牲を祭祀の供物として養ひて自ら耕食する者、卽ち庶民を指す、積厚、積は績と通ず、功業なり、流澤、後世に及ぶ德澤なり、大饗、先王を合祀する大祭なり、玄尊、玄は水、尊は樽に同じ、俎、魚又は獸肉を置くつくゑ、まないたの類、腥魚、なまぐさき魚、生魚なり、大羹、前に說く、食飮之本、食飮を造りたる初をいふなり、太古は酒なき故水を用ひ、燒煮の法なき故生魚を其儘用ひ、鹽、醬油などなき故肉の汁も鹽梅なし、先王は太古の人故之れを祭るにも太古の風習に從ふなり、饗、四時の宗廟の祭なり、黍稷、黍はもちきび、稷はこきび、この二つは生粒(ナマツブ)のまゝ供ふ、飯㆓稻粱㆒、稻粱の飯をすゝむること、祭、月々の宗廟の祭なり、嚌先、嚌は躋と通ず、升なり、嚌先とは最先きにのぼせ獻ずること、飽㆓庶羞㆒、飽は充分にすゝむること、庶羞はもろ〳〵の調理せる供物なり、貴㆑本、本は食飮の本にて玄・腥魚・大羹・黍稷を指す、親㆑用、用は現代使用の食飮にて薄酒・稻粱の飯・庶羞を指す、貴㆑本之謂㆑文、此の文の字は情の字の誤なり、兩者、情と理と、成㆑文、文は文飾なり、文飾の禮をいふ、太一、太古の質素なる時をいふ、太隆、大に隆盛なる禮の意なり、豆、物を盛る器の名、形たかつきに似たり、一也、其の義一なりの意、利爵弗㆑啐、利は佐食者なり、佐食者は供物をすゝむることを掌るものをいふ、爵は雀の飾あるさかづきなり、啐は口に入れて飮みつくすこと、一句の意は、饗禮の時に佐食者が爵を洗ひて形代(カタシロ)に獻ずれば形代は之れを祠官にむくい、祠官は受けて之を飮みつくさずして置くをいふ、成事俎弗㆑嘗、成事は卒哭の祭(父祖の祭畢り主人坐位に卽きて哭する式)をいふ、一句の意は卒哭の時には爵を受くれども俎上の肉を嘗めざること、三宥之弗㆑食、宥は形代に食をすゝむるものをいふ一飯每に宥一人つく、形代は三飯にて止む、故に宥三人を要す、是れを三宥といふ、一句の意は、三宥は形代に食をすゝめて自ら食はざる也、大昏之未㆑廢齊、大昏は大婚に同じ、廢は發と通ず、開始なり、齊は夫妻相對するの義なり、大婚の禮は始め先づ二つの席と黍稷と爵とを陳ぬれども、新夫新婦は未だ之れに卽かず、之れを未㆑發齊といふ、新夫が新婦を迎へ

天子七廟

夾室　太祖の廟

六世の祖の廟

五世の祖の廟

四世の祖の廟
即ち高祖父の廟

三世の祖の廟
即ち曾祖父の廟

二世の祖の廟
即ち祖父の廟

一世の祖の廟
即ち父の廟

六世の祖以上は夾室に合祀す、夾室とは太祖以下六世の祖以下の合祀の處の稱、現君死する時は六世夾室に行き四世は六世の廟に二世は四世の廟に行き、現君の靈二世の廟にいる禮なり、諸侯も同じ、

諸侯五廟

夾室　太祖の廟

四世の祖の廟
即ち高祖父の廟

三世の祖の廟
即ち曾祖父の廟

二世の祖の廟
即ち祖父の廟

一世の祖の廟
即ち父の廟

四世以上は夾室に合祀す、

大夫三廟

三世の祖の廟

二世の祖の廟
即ち祖父の廟

一世の祖の廟
即ち父の廟

適士二廟

二世の祖の廟
即ち祖父の廟

一世の祖の廟
即ち父の廟

大夫にありては三世以上、適士にありては二世

の孔を相疏通して其の聲を濁り遅からしむる所以との義は一なり、卽ち太古の風習を貴び象りたるなり、

【字解】 生、生民なり、人民は天の生む所故に生民といふ、類、人類なり、君師、君主なり、君主は人民を治むる方よりいへば君にして、導く方よりいへば師なり、故にいふ、偏亡、一を缺くこと、安人、安全なる人、隆二君師一、隆は尊ぶなり、天二太祖一、太祖は第一番の古き先祖なり、太は尊稱の語なり、一句の意は太祖を尊崇して天帝に配祀すること、不二敢懷一、懷は壞と通ず、毀つなり、一句の意は太祖の廟は永遠に存し之れを取りこぼたざること、有二常宗一、禮記大傳篇に別子爲レ祖、繼レ別爲レ宗、(中略)有二百世不レ遷之宗一云云、百世不レ遷者別子之後也、(中略)尊レ祖故敬レ宗、敬レ宗尊レ祖之義也とあり、別子とは世子以外の本妻の子をいふ、此れが別家して其の家の祖となるなり、其の世適を宗といふ、一族の人は之れを尊びて太宗といひ、百世後に至ると雖其親族關係を易ふることなし、故に常宗といふ、常とは一定不易の義なり、得之本、得は德と相通ず、郊、天帝の祭なり、疇、止の誤なり、社至二諸侯一函及二士大夫一、社は地神の祭なり、函は含なり、併せての意、一句の意は、社祭は天子より諸侯に至り併せて士大夫に及ぶまでなすことを得となり、されど其禮には厚薄の差あり、禮記祭法篇に、王爲二群姓一立レ社曰二大社一、王自爲立レ社曰二王社一、諸侯爲二百姓一立レ社曰二國社一、諸侯自爲立レ社曰二侯社一、大夫以下成レ群立レ社曰二置社一とあるにて知るべし、成レ群立レ社とは大夫以下の者は特に社を立つる事を得ず、民と群居し百家以上にて則ち一社を立つることなり、鉅、巨に同じ、大なり、有二天下一者、天子なり、七世、太祖と父より以上六世の祖となり、有二一國一者、諸侯なり、五世、太祖と父より以上四世の祖となり、有二五乘之地一者、古は十里の地を成といふ、成より兵車一乘を出だす、故に五乘とは五十里の地なり、大夫の采地なり、故に五乘の地を有する者とは大夫をいふ、三世、父より以上三世の祖なり、有二三乘之地一者、三十里の采地を有するものにて適士なり、適士は上士にて士の第一位なり、二世、父祖なり、天子七世以下の廟は左に圖解す、

世に及ぼす徳澤も廣大に功業薄小なる者は其の後世に及ぼす徳澤も亦狹く小さければ、之れをあらはす爲に先祖に事ふるにも區別を立つる所以なり、又天子が先王を祭る大祭には、水の樽を上に置き、俎には生魚を上に置き、鹽梅なき肉汁を先づ羞むるなり、何れも粗末のものなれども飲食を造り創めし太古の風習を貴びてかゝるものを奉るなり、次に四時宗廟の祭には、水の樽を上に置き、次に薄き酒を供へ、食物は黍稷を先きに陳ねて、次に稻粱の飯を羞め、月の祭には鹽梅なき肉汁を先づ奉りて、次にもろ〱の調理せる供物を獻ずるなり、此れは飲食を造り創めし太古の風習を貴び、且つ今の時代に用ふる飲食を親しみて二つを併せ用ひたるなり、かく本たる太古を貴ぶ之れを正しき情といひ、現代に用ふるものを親しみつかふ之れを道理に適ふといふ、太古を貴ぶと現代を親しむとの二つが一緒になりて、此に粲然たる文飾をなし、其のつまりは太古の質素に歸著し、之れを重んずること大祭の時の如し、之れを大に隆盛なる禮といふなり、故に饗祭の禮に尊に水を入れて第一に上る所以と、俎に生魚をのせて第一に上る所以と、豆に鹽梅なき肉汁を入れて第一に上る所以との義は一なり、卽ち太古の風習を貴び象るなり、又饗祭禮に佐食者が形代(カタシロ)に酒を獻じ、形代は祠官にむくい、祠官は之れを受け飲み盡さずして置く所以と、祭畢りて後、主人坐位に卽きて哭するとき爵(サカヅキ)を受くれども俎上の肉を嘗めざる所以と、三人の宥者が形代に食をすゝめて自ら食はざる所以と、大婚の儀式の始には席と黍と爵とを相對して二つ陳ぬるのみにて未だ新夫新婦の相對せざる所以と、大廟の祭の始には未だ形代を入れざる所以と、死者の始めて息の絶えたるときは未だ小斂の禮を施さゞる所以との義は一なり、卽ち太古の風習を貴び象るなり、又大路の車の蓋の素布にて裝飾なき所以と、上帝の祭に麻の冠をかぶる所以と、喪服を着るとき先づ麻の帶をしめ端をはさみたるまゝにて結ばずに垂るゝ所以との義は一なり、卽ち太古の風習を貴び象るなり、又三年の喪に哭泣するとき其の聲恰も往いて反らざる如き所以と、淸廟に歌樂を奏するとき、一人先づ唱ふれば三人悉をうちて之に和する所以と、其の時に一鐘をかけ拊膈を上に置き、又大瑟の絃は朱にて染め、兩端

也、始絶之未小斂也、一也、大路之素幬也、郊之麻絻、喪服之先散麻、一也、三年哭之不反也、淸廟之歌一倡而三歎、縣一鐘、尙拊膈、朱弦而通越一也、

【講義】天地ありて生民あり、故に天地は生民の本なり、先祖ありて人類繁殖す、故に先祖は人類の本なり、君師ありて世治まる、故に君師は治平の本なり、天地なきときはどうして人民が生れんや、先祖なきときはどうして人類が出でんや、君師なきときはどうして世が治まらんや、此の三つの者は人々に缺く可からざるものなり、若しこゝに其の一を缺くときは如何、安全なる人は獨もなし、故に禮に於て上は天に事へ、下は地に事へ、先祖と君師とを尊び仰ぐなり、是れが卽ち禮の三つの根本なり、故に王者は太祖を祭りて之れを天に配し、諸侯は先祖の廟を敢て取りこぼつことなく永遠に之れを存祀し、大夫と士とは別に一家を立つるもの甚多きに至ると雖、其の一族は常に太宗として尊ぶ所のものあり、此の如きは皆其の家の始を崇め尊ぶにも貴賤によりて區別する所以なり、貴賤始を崇め尊べば國治まる、故に始めを崇め尊ぶは德の本なり、又天を祭るはたゞ天子に止まりて其の餘のものは祭ることを得ず、蓋し天子は天帝の代理として此の世を主宰する至尊なればなり、地を祭るは天子は言ふに及ばず諸侯に至り、併せて士大夫に及べども其の禮には厚薄の差あり、例へば天子や諸侯は獨り二社を立つれども、大夫以下に至りては合同して僅に一社を立つるが如き是なり、此れは神に事ふるにも尊き者は尊き禮を以てし卑しき者は卑しき禮を以てし、宜しく其禮を大きくすべき者は大きくし、宜しく其禮を小さくすべき者は小さくする、其差別を明に立つる所以なり、故に天子は七世の祖迄事へ、諸侯は五世の祖まで事へ、大夫は三世の祖迄事へ、適士は二世の祖迄事ふ、而して其事ふるや各、宗廟を立てゝ奉祀するなり、されど庶民は宗廟を立つることを得ず、位卑しければなり、かく先祖に事ふるに厚薄の差あるは、功業厚大なる者は其の後

天地者生之本也、先祖者類之本也、君師者治之本也、無天地惡生、無先祖惡出、無君師惡治、三者偏亡則無安人、故禮上事天、下事地、尊先祖而隆君師、是禮之三本也、故王者天太祖、諸侯不敢懷、大夫士有常宗、所以辨貴賤、貴賤治得之本也、郊[疇]乎天子、社至乎諸侯、函及士大夫、所以辨尊者事尊、卑者事卑、宜鉅者鉅、宜小者小、故有天下者事七世、有一國者事五世、有五乘之地者事三世、有三乘之地者事二世、有特牲而食者、不得立宗廟、所以辨積厚者流澤廣、積薄者流澤狹也、大饗上玄尊、俎上腥魚、先大羹、貴食飲之本也、饗上玄尊而用薄酒、食先黍稷而飯稻粱、祭嚌先大羹而飽庶羞、貴本而親用也、貴本之謂文、親用之謂理、兩者合而成[文]以歸太一、是謂太隆、故尊之上玄尊也、俎之上腥魚也、豆之上大羹也、一也、利爵弗啐也、成車俎弗嘗也、三宥之弗食也、大昏之未廢齊也、大廟之未內尸

ひ大なる功名を得、故に禮義は功名の聚合する所なりといふ、捐、すつる也、滅ぶる意、堅革、堅固なる皮革にてつくれる甲、利兵、鋭利なる武器、深池、深く大なる濠、嚴令、峻嚴なる法令、繁刑、繁多なる刑罰、宛、楚の地名、鉅鐵、鉅は大に剛きこと、施、鑽、鑽は矛のさき、施はつきさすの意なり、蠭蠆、蠭は蜂、蠆はさそりなり、輕利、趫捷なり、猶敏捷といふが如し、剽遬、剽は驍勇なり、遬は速に通ず、敏速なり、卒、にはか、慓風、疾風なり、殆、危なり、垂涉、楚の地名、唐昧、楚の將なり、楚の懷王の二十八年秦齊韓魏の聯合軍楚を攻め唐昧は防戰して死せり、莊蹻、楚の威王の將なり、兵に將として揚子江を溯りて蜀・黔中以西を略し滇をとりて楚の地となし、後反きて滇に王たり、楚分而爲レ四、詳ならず、多分四分五裂の意にて國のむちやくちやになりしをいへるものならん、參、まじへ考ふ、江漢、揚子江と漢江と、汝潁、二水の名、阻、限りへだつ、鄧林、鄧地の山林也、緣、繞なり、メグルと訓む、方城、山の名、秦師至而鄢郢擧、郢は楚の國都、鄢は郢に近き要地、擧は略取なり、楚の頃襄王二十年秦の將白起我西陵を拔き二十一年鄢郢を拔けり、振レ槁、振はふるひ動かすなり、槁は枯葉也、固塞、固は塞なり、故に二字にて要塞の意に見るべし、剖ニ比干一、比干は殷の王子なり、紂王を諫めて殺され其の心を剖かる、囚ニ箕子一、箕子は紂王の臣なり、王を諫めて囚へらる、炮烙刑、銅柱に膏を塗り之れを炭火の上に加へ罪ある者をして之れによぢ登らす刑罰、懍然、ぶる〳〵ふるひ恐るゝこと、莫レ必ニ其命一、其の生命を保つことをあてにせずといふことにて恐るゝこと甚しきをいふ、戈矛、共にほこ、形異なるより字を異にす、不待試、試は試用也、詘、屈に同じ、屈服なり、不レ集、集は治めつくらふこと、溝池、濠なり、不レ掘、掘はほること、不レ樹、樹は樹をうゑて防備をなすこと、機變（カラクリ）、機仕掛の武器なり、晏然、安穩なる貌、不レ畏レ外、外は外國なり、均レ分之、平均に制度階級を分つこと、時使、時を定めて百姓を使ふことにて、春夏秋の三時に百姓を使役せざるをいふ、景嚮、影響に同じ、影の形に應じ、響の聲に應ずるをいふ、辠、罪に同じ、尤ニ其上一、尤は咎なり、とがめうらむこと、傳曰、傳は聖賢の言をいふ、厲、猛烈なり、措、備へ設くるなり、

り、昔殷の紂王は比干の心を剖き、箕子を囚へ、炮烙の刑を爲し、罪なきものを殺せり、時に臣下はふるひ恐れて自ら其の命を全うし得んと期するものなかりき、然るに周の軍兵の至るや、紂王の命令は少しも下に行はれずして、王は其の民を用ひて戰ひ敵を防ぐこと能はず、周軍の爲に打ち滅ぼされぬ、是れ豈法令の峻嚴ならず刑罰の繁多ならざる爲ならんや、峻嚴繁多なれども其の之れを統轄する所以の道が禮義の正道にあらざる故なり、人君にして禮義の正道に由らざるときは危亡に至ること此の如し、愼しまざる可けんや、古聖王の御代の兵器は、戈、矛、弓矢のみなりき、然るに敵國は此れ等の兵器を用ひずして屈服せり、城郭は治めつくろはず濠も掘らず、要塞に樹木をうゑて防備をなさず、機(カラクリ)ある器械を張りて敵に備ふるをなさず、されど國家安穩にして毫も敵國を畏れず堅固なるものは他の理由なし、禮義の正道を明にして、平均に制度を定め階級を分ち、時を定めて民を使ひ誠に之れを愛するを以てなり、かくすれば則ち下民の上に和ぎ親むや、恰も影の形に應じ響の聲に應ずるが如し、此の如くにして命令を用ひざるものありて、然る後之れを待つに刑罰を以てすれば、則ち民其の罪を知りて怨みざるなり、故に一人を刑罰して天下皆服從するなり、而して其の罪人は毫も其の上を恨み咎めず、何となれば罪の己の身にあることをしるが故なり、是の故に刑罰は省略しても威光四方に行はるゝこと水の流るゝ如く速なるは、少しも他の理由なし、其の禮義の正しき道に由るが故なり、上述の如くなるが故に、其禮義の正しき道に由れば則ち威光四方に行はれ、禮義の正しき道に由らざれば則ち國衰へ滅ぶなり、古は帝堯の天下を治むるや、たゞ一人の惡臣を殺し、二人の姦人を刑したるのみにて天下治まれり、傳に曰く、威光は猛烈にして人をして畏れしむるも嘗て之れを用ひず、刑法は設置さるゝも嘗て之れを用ひずと、此の語は禮義に由りて國を治めたる人のことを謂ひたるなり、

【字解】治辨之極也、此の句の上に禮者の二字を入れて見るべし、治辨の辨も治なり、威行之道、禮義を以て天下を導くときは天下之れに歸服す、故に禮義は威光を天下に行ふ道といふ、功名之總、總は聚合なり、禮義を以て天下を率ゐるときは天下皆之れに遵

故由其道則行、不由其道則廢、古者帝堯之治天下也、蓋殺一人刑二人而天下治、傳曰、威厲而不試、刑措而不用、

【講義】夫れ禮義は前にのぶるが如く國を治むるの極致の道なり、國を强固にするの根本なり、威光を天下に行ふの道なり、功名の聚合する所なり、王公此の禮義に由るは天下を一統し諸侯を臣とする所以なり、之れに由らざるは社稷を滅ぼす所以なり、故に堅牢なる革の甲も鋭利なる兵器も以て敵に勝つの具となすに足らず、高大なる城も深大なる濠も以て國の固となすに足らず、峻嚴なる法令も繁多なる刑罰も以て威勢となすに足らず、恃むべきはたゞ禮義のみ、故に其の正しき道、卽ち禮義に由るときは則ち堅革利兵高城深池嚴令繁刑なくとも、政令威勢よく行はれて國富强になり、禮義に由らざるときは堅革利兵高城深池嚴令繁刑ありとも何の役にも立たず、政令威勢全く廢れて國滅ぶるに至るなり、左に之れを例證せん、楚は戰國の時代に於て大國なり、其の鮫魚の革や犀兕の皮は甲を造る材料なり、之れにて造れる甲は堅きこと金石の如し、宛より産する剛鐵にて造りし矛は極めて鋭利にして、其の鋒先にて人をつけば恰も蠭蠆の針の如く慘毒なる傷をあたふ、又楚の士卒の敏捷にして驍勇なるは卒に捲き起る疾風の猛烈にして向ふ可からざるが如し、然るに齊秦韓魏の聯合軍の爲に垂涉に破られて大將唐昧討死し國危亡に陷り、莊蹻起りて滇に王となりて後は楚分れて四となれり、是くなる理を考へ見るに、楚に豈に堅甲なる革の甲鋭利なる兵器のなき爲ならんや、此等のものは澤山あれども、其の之れを統轄する所以の道が禮義の正道に非ざるが故なり、又楚國は汝水と潁水とに沿へる山岳を以て要害となし、揚子江と漢江とを以て濠となし、北方諸國と界を限り隔つるには鄧地の山林を以てし、境界にめぐらすに方城山の險を以てす、然るに秦軍一たび至るや、鄢郢の要地を略取さるゝことの容易なる、枯葉を振ひ動かすが如く然り、是れ豈に要塞と險阻となき爲ならんや、ありても其の之れを統轄する道が禮義の正道に非ざるが故な

道則行、不由其道則廢、楚人鮫革犀兕所以爲甲、堅如金石、宛之鉅鐵施鑽如蠭蠆、輕利剽遬、卒如熛風、然而兵殆於垂涉、唐昧死焉、莊蹻起、楚分而爲四、參是豈無堅革利兵哉、其所以統之者、非其道故也、汝潁以爲險、江漢以爲池、阻之以鄧林、緣之以方城、然而秦師至、鄢郢舉若振槁、是豈無固塞險阻哉、其所以統之者、非其道故也、紂剖比干、囚箕子、爲炮烙刑、殺無辜、時臣下懍然莫必其命、然而周師至、而令不行乎下、不能用其民、是豈令不嚴刑不峻哉、其所以統之者、非其道故也、古者之兵戈矛弓矢而已、然而敵國不待試而詘、城郭不集、溝池不掘、固塞不樹、機變不張、然而國晏然不畏外而固者、無他故焉、明道而均分之、時使而誠愛之、則下應之如景嚮、有不由命者、然後俟之以刑、則民知辠矣、故刑一人而天下服、辠人不尤其上、知辠之在己也、是故刑罰省而威行如流、無他故焉、由其道故也、

牀はすのこにて敷きて坐するに用ふ、笫は牀棧なり、竹又は木を組みて造り人の坐する所、我國の板の間の如きものなり、几筵、几はひぢかけ、筵は竹にて組みたる敷物なり、辨、別也、分別なり、等、等級なり、輕重、身分の輕きと重きとなり、稱、宜しきにかなふこと、臭茝、芬茝に同じ、錯衡、文衡なり、裝飾せる衡をいふ、衡は車の轅の横木なり、和鸞、二つともに車上の鈴の名なり、步、車の步行すること、武象、二つともに周の武王の制定せる樂章なり、驟、車の疾行すること、ハシルと訓む、韶護、護は濩と通ず、音クワク、韶濩共に殷の湯王の制定せる樂章なり、龍旂、交龍を畫けるはた、九斿、斿は旗の末に垂れたるきれにて所謂吹き流しなり、九つあるより九斿といふ、寢兕、寢たる兕牛、兕牛は犀の類也、持虎、持は特の誤、特虎は一匹の虎なり、兕牛と共に車の輪に畫く、鮫韅、鮫の形をなせる韅なり、韅は馬の腹帶なり、彌龍、彌は弭と通ず、末也、軛(轅端の横木)の末にある金にて飾れる龍首をいふ、信至、馴れて充分信實になりたること、教順、教練して柔順になりたること、孰、誰なり、出レ死、死力を出して働くこと、要レ節、要は求むるなり、節義を求むとは猶節義を立つるといふが如し、輕ニ費用一、輕は輕減なり、節約すること、費用を節約して奉公するをいふ、文理、文章條理にて威儀をさす、若者、若は如レ此なり、カクノゴトキと訓む、情勝、性情を悦ばすこと、一ニ之於禮義一、一は專なり、之は前の生命と財產と安樂と性情とを指す、一句の意は生命、財產、安樂、性情を養ふに專ら禮義によること、兩得レ之、兩は禮義と性情とをいふ、生命と財產と安樂とは性情の中に括せり、次の兩喪レ之の兩も同じ、墨者、墨子の學派の學者なり、墨子は儉約を尙び禮義を廢す、故にいふ、儒墨之分、分は區別なり、

治辨之極也、彊固之本也、威行之道也、功名之總也、王公由レ之、所下以一ニ天下一臣中諸侯上也、弗レ由レ之、所下以捐ニ社稷一也、故堅革利兵不レ足ニ以爲一レ勝、高城深池不レ足ニ以爲一レ固、嚴令繁刑不レ足ニ以爲一レ威、由ニ其

り、されど誰か此の禮義をつくすことが我財產を養ふ所以なるを知るものあらんや、又人に接するに恭敬辭讓なるは是れ人の務むべき禮義なり、之れを務むれば人々より愛せらるゝを以て我身は常に安全なり、されど誰か此の禮の我身の安全を養ふ所以なるを知るものあらんや、又性情の樂み易かなるは人々の欲する所なり、禮義威儀は人々の守る道にして之れを守れば性情は常に樂み易かなり、されど誰か之れを守ることの性情を養ふ所以なるを知るものあらんや、此く人々が己が務むべき禮を知るもの少なきはつまり私欲に迷はされたる爲なり、故に人苟にもたゞ己が生命のみを見て死力を出して節義を立つることを爲さず、此の如きものは必ず重き罪過を得て死するなり、又苟にも利益のみを見て財を出だして奉公することを惜む、此の如きものは必ず罪を得て害せらるゝなり、又苟にも怠惰を以て安泰となし恭敬辭讓ならず、此の如きものは人々より嫌はるるを以て其の身必ず危きなり、又苟にも性情を悅ばすことのみを樂しみとし、禮義威儀を守らず、此の如きものは人々より指彈され必ず其の身を滅ぼすなり、故に聖人は生命と財產と安樂と性情とを養ふに專ら禮義による、故に貴き禮義と性情の樂易と二つとも之れを得るなり、若し之れに反して性情にのみ任して放逸怠惰なるときは、貴き禮義と性情の樂易と二つともこれを失ふなり、儒者は禮義を貴ぶ、故に儒者は將に人をして貴き禮義と性情の樂易と二つとも之れを得しめんとするものなり、墨者は禮義を尙ばず、故に墨者は人をして貴き禮義と性情の樂易と二つとも之れを失はしめんとするものなり、是れ儒墨二學の大に區別ある所なり、

【字解】忿、いかりて其の欲する所を求むる意、度量、一定の分量なり、給、足すこと、窮、きはめとる、屈、竭なり、竭乏なり、ツクと訓む、二者、欲と物となり、相待而長、待は扶持なり、長は長養なり、相長じ相養ふこと、粱、おほあは、椒、山椒なり、芬苾、苾は芷に同じ、芷は香草なり、故に芬苾といふ、芬は芳しきと、管弦、管は笛の一種、弦は琴瑟なり、刻鏤、刻はきざむなり、木をきざみて裝飾となすなり、鏤はちりばむなり、金石をちりばめ飾となすなり、文章、第一節に解す、疏房、疏は通也、通房とは風通しよきへや、牀第、

を養ふ所以のものなり、鐘・鼓・管・琴瑟の音は耳を養ふ所以のものなり、玉・木・石の彫刻及び種々の色彩の裝飾は目を養ふ所以のものなり、明るき風通しよき房や、牀笫や几筵は體を養ふ所以のものなり、此れ等のものは皆禮によりて其の用法分量を定められ人々に供給す、故に禮は人々の身を養ふものと謂ふなり、君子は既に其の身體を養ふを得るときは、又其の養に分別を立てんことを好むなり、何となればすべての人を同樣に養ふことは到底不可能なればなり、然らば所謂分別とは如何なるものをいふか、卽ち貴賤に等級あり、長幼に差別あり、貧富輕重の身分に應じて各〻其の宜しきにあたり、少しも紊れざることあるをいふなり、天子は至尊なり、故に其の身を養ふにも特に尊大なり、左に之れを例證せん、其の大路の車に乘り蒲席の上に坐し給ふは體を養ひ給ふ所以なり、車の側に香高き茝草を載するは鼻を養ひ給ふ所以なり、車の前に美しく裝飾せる轅の橫木あるは目を養ひ給ふ所以なり、車の上にある和鸞の鈴のなる音は、車が徐行するときは武象の曲調に中り、疾行するときは韶護の曲調に中るは耳を養ひ給ふ所以なり、交龍の旗の頭に九つの小さき吹き流しの添へるは、人民をして望んで天子の尊きを知らしむる爲にして、つまり人民の尊崇と信仰とを養ひ給ふ所以なり、車輪に寢たる兕牛と一匹の虎とを畫き、馬の腹帶は鮫の形に造り、車の衡軛のさきに金に飾れる龍の首あるは、人民をして威儀儼然たるを畏れしむる爲にして、つまり威嚴を養ひ給ふ所以なり、天子は其の身を養ふにも人民と異なることすべて此の如し、故に大路の車の馬は普通の馬と異なり、必ず馴して信實になり敎練して柔順になりて然して後之れに乘る、これは驚奔して危險を來たすを防ぐ爲にして、安全を養ひ給ふ所なり、禮の分別あることに就きて天子のことは前に述ぶる所の如し、次に臣民の禮を述べん、臣民が死力を出して働き節義を立つるは是れ其の務むべき禮義なり、此の禮義をつくすが爲に君より祿をうけて我生命を養ひ得るなり、されど誰か能く此の禮義をつくすことが我生命を養ふ所以なることを知るものあらんや、又己が費用を節約して上に奉ずるは是れ臣民の務むべき禮義なり、此の禮義をつくすが爲に上の厚き保護を受け我財產は安全な

武象驟中韶護所以養耳也、龍旂九斿所以養信也、寢兕〔持〕虎・鮫韅・彌龍所以養威也、故大路之馬、必信至教順、然後乘之、所以養安也、孰知夫士出死要節之所以養生也、孰知夫輕費用之所以養財也、孰知夫恭敬辭讓之所以養安也、孰知夫禮義文理之所以養情也、人苟生之爲見、若者必死、苟利之爲見、若者必害、怠惰之爲安、若者必危、情勝之爲安、若者必滅、故聖人一之於禮義、則兩得之矣、一之於情性、則兩失之矣、故儒者將使人兩得之者也、墨者將使人兩失之者也、是儒墨之分、

【講義】 禮は人によりて起る、人生れ落つると同時に欲望あり、欲し望みても其れを達することを得ざるときは則ち怒りて求むるの意なきこと能はず、忿り求めて其の分量なきときは飽くまで得ざれば滿足せず、されど物には限りあり、之れを欲する人は限りなし、限りなき人が限りある物を飽くまで得んとするときは則ち相爭ふ、相爭ふときは則ち騷亂となる、先王は其の騷亂となるを惡む、故に禮義を制定して其の分量を定め以て人々の欲望を養ひ人々の求めを足し、欲望をして必ず物を窮めとらしめず、物をして欲望の爲に竭乏することなからしめ、欲望と物との二者相扶持しつゝ相長じ相養ふやうになしたり、是れ禮の起る本意なり、故に禮は人々の欲望を適度にし其の身を養ふものなり、卽ち稻や粱や五味は口を養ふ所以のものなり、椒蘭芬茝の香高き草木は鼻

儀は禮儀なり、不レ就、就は成なり、瑞應、めでたきしるし、辨至、辨は徧に同じ、アマネクと訓む、制作、禮儀の制作、卽ち禮儀をさす、制詔、二字共にみことのりなり、御史、御史大夫の略、因レ民而作追レ俗爲レ制、因二民俗一而爲二制作一を二句に言ひわけたるなり、追はおひ從ふ義なり、典法、法典なり、禮儀の法典をさす、化、治化なり、政治敎化をいふ、下句治淺の治も同じ、閎博、大きくひろし、褊狹、せまし、太初之元、太初元年、正朔、正月朔日なり、轉じて時曆の義に用ふ、易二服色一、服裝の色を易ふること、周は火德を以て王たるを以て赤を正色とし、秦は水德を以て王たるを以て黑を正色とし、服色も亦之れを以て正色となしたり、漢は土德を以て王たれば改めて黃を正色となしたり、封二太山一、封は封禪なり、太山に封禪せることは五帝本紀に見ゆ、典常、常典なり、萬世不易の法をいふ、

禮由レ人起、人生有レ欲、欲而不レ得、則不レ能レ無レ忿、忿而無二度量一則爭、爭則亂、先王惡二其亂一、故制二禮義一以養二人之欲一、給二人之求一、使下欲不レ窮二於物一、物不上レ屈二於欲一、二者相待而長、是禮之所レ起也、故禮者養也、稻粱五味所二以養一レ口也、椒蘭芬茝所二以養一レ鼻也、鐘鼓管弦所二以養一レ耳也、刻鏤文章所二以養一レ目也、疏房牀笫几筵所二以養一レ體也、故禮者養也、君子既得二其養一、又好二其辨一也、所レ謂辨者貴賤有レ等、長少有レ差、貧富輕重皆有レ稱也、故天子大路越席所二以養一レ體也、側載二臭茝一所二以養一レ鼻也、前有二錯衡一所二以養一レ目也、和鸞之聲步中二

儀式なり、而往は以往に同じ、吾不レ欲レ觀レ之とは、灌の儀式終りて後尊卑を列し昭穆（親族の序）を序する禮あり、然るに魯侯之をみだりたる故なり、一句の意は魯侯禘祫の大祭を行ふ吾之を拜せり、されど既に灌の式を行ひたる後は僭越にも禮をみだらるゝを以て、之を觀ることを欲せずとなり、大小、大は諸侯をさし、小は臣下をさす、相踰、互に禮をこえて僭越なること、管仲、列傳にあり、兼備、あはせそなふ、三歸、三姓の女をめとること、諸侯の禮なり、奢溢、奢侈に同じ、僭差、僭越にして禮にたがふ、子夏、仲尼弟子列傳を見よ、高弟、高足の弟子なり、一番弟子、紛華盛麗、紛華はごた〱と華やかなること、盛麗はうるはしきこと、二語にて單に華麗といふに同じ、說、悅に同じ、中庸、普通の人、漸漬、ひたりつかる、失教、失へる教即ち不正の道、被服、なれしたがふ、成俗、惡く成れる習俗、即ち惡風俗なり、孔子曰、必也正レ名、孔子が衞に居るとき衞の政をみて發せる言なり、名は名分なり、受レ業之徒、弟子なり、沈湮、不遇の境にしづみうもる、不レ擧、擧は擧用なり、或適ニ齊楚ニ二句、論語に大師摯適レ齊、亞飯干適レ楚、鼓方叔入ニ于河ニ、少師陽擊磬襄入ニ于海ニとある是れなり、皆魯侯の臣なれども用ひられざる故去るなり、六國、齊、楚、韓、魏、趙、燕なり、濟々、莊敬にして怠肆ならざる貌、古以來、古以來の禮法をいふ、光有、光は大なり、大有は天下を一統し大に之れを有つこと、叔孫通、列傳にあり、襲ニ秦故ニ、襲はそのまゝつぐこと、故は故禮なり、佐僚、輔佐臣僚なり、儀禮、禮儀なり、道家之學、老莊の學なり、繁禮、繁雜なる禮儀、飾貌、文飾に過ぐる貌なり、貌は儀式をいふ、御史大夫、副宰相の官、鼂錯、列傳にあり、刑名、刑名の學なり、刑名は形名に同じ、臣下にその言論（名）を行はせ、實行（形）あがれば之を賞し然らざれば罰して臣下を制御し君權を擴大にする法家の學なり、干諫、顏を犯しいさむ、藩輔、藩屏といふに同じ、一例、同例なり、大國、大諸侯の國なり、不レ稟ニ京師ニ、稟は受なり、京師は京師の命令、即ち天子の命令なり、六國、吳、楚、趙、菑川、濟南、膠西の六諸侯王國なり、畔逆、反逆に同じ、首名、首謀者なり、袁盎語中、袁盎の傳中といふに同じ、列傳にあり、官者、官吏なり、養レ交、交際を巧にして身の安全を養ふと、今上、孝武帝を指す、儒術、術は道なり、定レ儀、

ず、孝景帝の時御史大夫鼂錯世務に明かに刑名の學に通ぜり、漢の禮制を定めんとし、しば〳〵顏を犯して帝を諫めて曰く、諸侯は國家の藩屛なるも、天子より之れを見ば他の臣子と同例にて輕重するところなきは古今よりの定制なり、しかるに今大國の諸侯を見るに、擅に政治をとりて各、其の政を異にし、毫も天子の命令を受けず、此の如くんば恐らく漢室は衰亡して後世に傳ふ可からざるに至らん、宜しく之れを處分すべしと、孝景帝よりて其の計を用ひ諸王侯の地を削りしかば、六王侯國は反けり、是に於て天子は如何ともする能はず、錯が首謀たるの故を以て錯を誅して諸侯に謝し、以て其の騷難を解けり、此の事の詳細は袁盎傳中に在ればこゝには省略す、是れより後朝廷の官吏はたゞ交際を巧にして身の安を養ひ、俸祿に安んじて敢てまた禮制に就て議するものなし、今上皇帝の位に卽くや、儒道の士を招き寄せて共にはかりて禮儀を制定せしめ給ひしが、十餘年にして成らず、是に於て或る人曰く、古は天下太平にして萬民和ぎ喜び、めでたきしるし徧く至る、天下乃ち人民の風俗をとり之れを本として禮制を定む、今は然らず、是れ其の成らざる所以なりと、陛下之れを聞き、御史大夫に詔して曰く、考ふるに古より天命を受けて天下に王たるものは各、よりて興る所の德あり、其のとる路を殊にするも歸着する所を同じうすとは、民の風俗によりしたがひて禮儀を定めたることを謂ひたるより、議者は咸太古を稱して云々するも、百姓は何ぞ太古の禮を望まん、我漢も亦太古の天子と同じく天下を一家とす、今一家を治むる事に於て法典を定めて傳へずんば、後世子孫之れを何といはん、必ずや怨嗟の評を加へん、治化隆盛なるものは其の傳はり及ぶ所大きくひろく、治化淺薄なるものは其の傳はり及ぶ所せまし、朕汝羣臣と勉めて禮を制し以て治化をひろく傳へざる可けんやと、乃ち羣臣を督勵し、太初元年を以て時曆を改め、服裝の色を易へ、太山を封祭し、宗廟を始め百官の禮儀を制定して、以て天下の常典と爲し、之れを後世に垂れ給へりといふ、

【字解】　仲尼、孔子の字、禘既灌一句、禘は禘祫にて歷代の君の神主を太祖の廟に合祭する大禮なり、灌は鬱鬯の酒を茅の束につけ之を地にそゝぎ神を降す

に酒を地に灌ぎて神を降すの式よりさきは、吾之れを觀るを欲せずと、是れ魯侯が禮の節限を踰え僭越を取てしたるよりかくいひたるなり、魯は周公の後にして、周公は周禮の制定者たり、魯既に其禮を守らず、況や其他の諸侯をや、而して其の因は周室の衰頽して王化の至らざるに由る、夫れ周室衰へて禮儀すたれ、雅樂壞れて復其あとをとめず、大は諸侯より小は臣民に至るまで、互に禮を踰えて相顧みず、管仲は功勳偉なりと雖も陪臣なり、猶三姓の女をあはせ娶る、而も世は常事となして怪しまざるなり、故に法制に循ひ正道を守るの人は、馬鹿者として世に侮られ、奢侈僭越なる者は之れを世に顯れ榮ゆるものと謂ふ、子夏は孔子門人中の高足弟子なり、此の人にして猶外に出でては世人の華麗なる狀をみて悅び、內に入りては夫子の正道をきゝて樂しむといへり、子夏の賢を以てすら華麗と正道との二者心中に戰ひて未だ自ら何れに從ふかを決すること能はず、まして普通の人以下不正の道にひたり、惡習俗になれ從へる者をや、華麗に心醉して禮を忘るゝは已むを得ざることなり、孔子の衞に行くや、其僭禮放肆なる狀をみ、其救濟策として必ずや名分を正しうせんかといへり、而も衞に於て至る所意合はず、之れを施すに及ばざりき、孔子歿するの後門人弟子不遇の境に沈み淹れて世に擧げ用ひられず、其の魯にあるものにして、或は去りて齊楚にゆくものあり、或は河海に入りて死するあり、豈痛ましからずや、秦天下を有つに至りて悉く六國の制定せる禮儀をいれ其の善なるものを擇びとりて秦禮を制定せり、聖王制定の禮に合はずと雖も而も其の君を尊びて威權を大にし臣を抑へて僭越を防ぎ、朝廷の間莊敬にして怠肆ならざるは、多く古以來の禮法によつて之れを取捨したるものなればなり、我漢の高祖四海を一統して之れを有するに及び、叔孫通命を受けて舊禮を增益し減損する所ありしも、大抵皆秦の故禮をつげり、卽ち上は天子の稱號より、下は輔佐臣僚及び宮室の制官名に至るまで、變へ改むる所少なし、孝文皇帝位に卽くや、有司議して漢の禮儀を定めんと欲せり、然れども孝文帝は道家の學を好みたれば、以爲へらく繁雜なる禮、文飾に過ぐる儀式は政治に益なし、躬ら節儉を行ひて敎化せば人何をか云はんと、故に之れを罷め去りて顧み

大抵皆襲秦故、自天子稱號下至佐僚及宮室官名、少所變改、孝文即位、有司議欲定儀禮、孝文好道家之學、以爲繁禮飾貌無益於治、躬化謂何耳、故罷去之、孝景時、御史大夫鼂錯明於世務刑名、數干諫孝景曰、諸侯藩輔、臣子一例、古今之制也、今大國專治異政、不禀京師、恐不可傳後、孝景用其計、而六國畔逆、以錯首名、天子誅錯以解難、事在袁盎語中、是後官者養交安祿而已、莫敢復議、今上即位、

招致儒術之士、令共定儀、十餘年不就、或言、古者太平、萬民和喜、瑞應辨至、乃采風俗定制作、上聞之、制詔御史曰、蓋受命而王、各有所由興、殊路而同歸、謂因民而作、追俗爲制也、議者咸稱太古、百姓何望、漢亦一家之事、典法不傳、謂子孫何、化隆者閎博、治淺者褊狹、可不勉與、乃以太初之元、改正朔、易服色、封太山、定宗廟百官之儀、以爲典常、垂之於後云、

【講義】　以上述べたる如く禮には各〻節限あり、之れを踰ゆ可からず、仲尼曰く、我魯國の禘祫の禮は、既

樣をきざむ、通其意、玉は符信のしるしとして用ひ彼此の意を疏通する意を以て佩ぶ、故にいふ、大路、天子祀天の時に乘用する車にして素木にて造り飾なし、越席、括草の席なり、括草は蒲なり、皮弁、鹿の皮にて造れる冠、布裳、白布を折りかさねて造りたる衣裳、朱絃、朱にて染めたる瑟の絃、洞越、洞は通なり、越は瑟の兩端の穴也、通越とは瑟の兩端の穴を相連ねて通じたるもの、これあるが爲に瑟の音濁り遲し、太古の瑟の製也、大羹玄酒、大羹は鹽梅なき肉汁、玄酒は水なり、倶に太古の飲物なり、大廟の大祭には祖先をたつとぶ意よりこれを用ふ、淫侈、淫亂奢侈なり、彫敝、彫は彫刻なり、敝は弊に同じ、彫飾に過ぐる弊害をいふ、黎庶、庶民なり、車輿、車なり、宮室、家室なり、分、區別なり、宜適、宜しきに適ふきまり、節文、品節文飾なり、品節は程合ひきりもりなり、

○仲尼曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣、周衰禮廢樂壞、大小相踰、管仲之家兼備三歸、循法守正者、見侮於世、奢溢僭差者、謂之顯榮、自子夏門人之高弟也、猶云出見紛華盛麗而說、入聞夫子之道而樂、二者心戰未能自決、而況中庸以下、漸漬於失教、被服於成俗乎、孔子曰、必也正名、於衛所居不合、仲尼沒後、受業之徒、沈湮而不擧、或適齊楚、或入河海、豈不痛哉、至秦有天下、悉內六國禮儀、采擇其善、雖不合聖制、其尊君抑臣、朝廷濟濟、依古以來、至高祖光有四海、叔孫通頗有所增益減損、

を好むものなれば、之れが爲に圭や璧の美しき玉をみがきつくり、功德最上のものには之れを佩ぶることを許して、其の意思を通して思ふ所を得さすなり、されど之を制限せざるときは華美驕奢に流るゝ恐あり、故に大禮には素朴無飾のものを用ふ、卽ち天子宗廟の大禮には大路の車にのり蒲の席をしき、皮弁の冠をかぶり布裳の衣をき、朱にて染めたる紘にて兩端に穴ある瑟を用ひ、鹽梅なき肉汁と水とを供ふ、これ人々の淫亂奢侈に赴くを防ぎ、過飾の弊害に走るを救ふ所以なり、是を以て禮は上は君臣朝廷尊卑貴賤の秩序より、下は庶民の車輿衣服家室飲食嫁娶喪儀祭禮の區別に至るまで、事每に宜しきに適ふきまりあり、物每に品節文飾あり、程度を越え身分より踰ゆることなからしむるものなり、

【字解】洋々、盛なるさま、宰制、きりもりして治むること、羣衆、むらがる多くのもの、卽ち萬物、大行禮官、大行は禮儀を掌る官なり、故に大行禮官といふ、三代、夏殷周の三代なり、損益、損は削減、益は增益なり、舊禮を削減し新禮を增益すること、緣二人情一、二句、人の情性によりて禮儀を制作するを二句に言ひわけたるなり、經緯、南北の大路を經といひ、東西の大路を緯といふ、卽ち縱橫に通ずる大路なり、萬端よろづのいとぐち、卽ち萬事の意、規矩、規則なり、束縛、ひきしばるなり、總一、すべまとむ、整齊、とゝのへそろふ、駕乘、車にのること、金輿、黃金にて裝飾せる輿なり、輿は車臺なり、錯衡、錯はいろ／＼に美しく裝飾せること、衡は車のくびきなり、繁、盛美なり、五色、青赤黃白黑の五正色なり、黼黻文章、黑と白との模樣を黼といひ、黑と青との模樣を黻といひ、青と赤との模樣を文といひ、赤と白との模樣を章といふ、其能、能は才能なり、鐘磬、二つともに樂器の名、磬は石にて造り澄みたる音の出づる樂器なり、調諧、とゝのへやはらぐ、八音、金（鐘）・石（磬）・絲（琴瑟）・竹（管簫）・匏（笙竽）・土（壎）・革（太鼓）・木（柷敔）の八種の樂器の音也、蕩、大に樂します、五味、酸・苦・甘・辛・鹹の五つの味なり、庶羞、各種の美味、酸鹹、酸鹹二味にて調理したる美味、致二其美一、致は極むること、美は美味なり、情、心情なり、心なり、琢磨、みがきする、圭璧、二つとも玉にて造る、圭は上とがりて下の方なる玉、璧は平圓形にして中に穴ある玉、面に種々の模

救其彫敝、是以君臣朝廷尊卑貴賤之序、下及黎庶車輿衣服宮室飲食嫁娶喪祭之分、事有宜適、物有節文、

【講義】太史公曰く、盛大にして美しき德をもてるものは天地なるか、天地は萬物をきりもりして治め、之れを使役して各〻其の功を成さしむ、此れ豈人の力をからんや、盛大にして美しき德の力なり、禮の人間社會に於けるは猶天地の德の萬物に於けるが如きか、余は大行の禮官が掌る所の禮儀のことを調ぶるに至り、夏殷周三代の聖主が舊禮を削減して新禮を增益し以て一代の禮式を制定するをみて、乃ち世の變遷と共に人の情性も異なるものなれば、其の時代の人の情性によりて禮儀を制作し社會の秩序安寧を保ち、ことの由りて來る所の極めて久しき古より然りしことを知れり、禮は誠に人道の縱橫の大路たり萬事の規則たるものにして、人間社會の事すべて之れを貫きて動かさゞる所なし、人の善を誘ひ進むるに仁義の大道を以てし、人の惡をしばりふせぐに刑罰の大法を以てし、人をして善につき惡を避けしむ、故に仁義の大道を守りて德行厚き者は高位を得て身尊く、仁義の大道を行ひて功を立て俸祿多き者は寵幸を得て身榮ゆ、故に禮は海內をすべまとめ萬民をとゝのへそろふる所以のものなり、更に之を細說せん、すべて人は、體は車に乘るを安しとするものなれば、之れが爲に黃金の飾の輿、美しくいろ〳〵に彫刻せる衡の車を制定し、功德最上のものには之れに乘ることを許して、其の人の裝飾を美しく盛にす、又目は五色を好むものなれば、之れが爲に黼黻文章の美しき彩色の衣を制定し、功德最上のものには之れを着ることを許して、其の人の偉大なる才能を表し示す、又耳は鐘や磬の美しき音を好むものなれば、之れが爲に八種の音を制定し之れを調へやはらげ、功德最上のものには之れを奏することを許して、以て其の心を大に樂します、又口は五味を甘しとするものなれば、之れが爲に各種の美味や酸鹹鹽梅よき食物を制定し、功德最上のものには之れを食することを許して、其美味を極めとるを得さす、又心は珍しく善き物

陽朔元年		二		六月太僕王音爲御史大夫。
二		三	張忠卒。	
三		四	九月甲子御史大夫王音爲車騎將軍。	十月乙卯光祿勳于永爲御史大夫。
四		七月乙丑右將軍光祿勳平安侯王章卒。	閏月壬戌永卒。	
鴻嘉元年	三月禹卒。	四月庚辰薛宣爲丞相。		

禮書第一

太史公曰、洋洋美德乎、宰制萬物、役使羣衆、豈人力也哉、余至大行禮官、觀三代損益、乃知緣人情而制禮、依人性而作儀、其所由來尚矣、人道經緯萬端、規矩無所不貫、誘進以仁義、束縛以刑罰、故德厚者位尊、祿重者寵榮、所以總一海内而整齊萬民也、人體安駕乘、爲之金輿錯衡以繁其飾、目好五色、爲之黼黻文章以表其能、耳樂鐘磬、爲之調諧八音以蕩其心、口甘五味、爲之庶羞酸鹹以致其美、情好珍善、爲之琢磨圭璧以通其意、故大路・越席・皮弁・布裳・朱紘・洞越・大羹・玄酒所以防其淫侈

三	二	二	右將軍平恩侯許嘉爲車騎將軍、侍中光祿大夫樂昌侯王商爲右將軍、右將軍馮奉世爲左將軍、	
四		三		
五		四		
建昭元年		五		
二		六	弘免、	光祿勳匡衡爲御史大夫、
三	六月甲辰玄成薨、	七月癸亥御史大夫匡衡爲丞相、封樂安侯、		衛尉繁延壽爲御史大夫、
四		二		
五		三		
竟寧元年		四	六月己未衛尉楊平侯王鳳爲大司馬大將軍、 延壽卒、	三月丙寅太子少傅張譚爲御史大夫、
孝成建始元年		五		
二		六		
三	十二月丁丑衡免、	七 八月癸丑遣光祿勳詔嘉上印綬免、賜金二百斤、	十月右將軍樂昌侯王商爲光祿大夫左將軍、執金吾弋陽侯任千秋爲右將軍、 譚免、	延壽尹忠爲御史大夫、
四		三月甲申左將軍樂昌侯王商爲右丞相、	任千秋爲左將軍、長樂衛尉史丹爲右將軍、 十月己亥尹忠自剌殺、	少府張忠爲御史大夫、
河平元年		二		
二		三		
三		四	十月辛卯史丹爲左將軍、太僕平安侯王章爲右將軍、	
四	四月壬寅丞相商免、	六月丙午諸吏散騎光祿大夫張禹爲丞相、		

四		二		
五鳳元年		三		
二		四　五月己丑增卒、	五月延壽爲大司馬車騎將軍、	御史大夫霸
三	正月吉卒、	三月壬申御史大夫黃霸爲丞相、封建成侯、		御史大夫延年
四		二		
甘露元年		三　三月丁未延壽卒、		
二	赦殊死、賜高年及鰥寡孤獨帛、女子牛酒、	四		御史大夫定國
三	三月己丑霸薨、	七月丁巳御史大夫于定國爲丞相、封西平侯、		太僕陳萬年爲御史大夫、
四		二		
黃龍元年		三	樂陵侯史子長爲大司馬車騎將軍、太子太傅蕭望之爲前將軍、	
孝元初元元年		四		
二		五		
三		六	十二月執金吾馮奉世爲右將軍、	
四		七		
五		八	二月丁巳平恩侯許嘉爲左將軍、	中少府貢禹爲御史大夫、十二月丁未長信少府薛廣德爲御史大夫、
永光元年	十月戊寅定國免、	九　七月子長免就第、	九月衞尉平昌侯王接爲大司馬車騎將軍、二月接薨、	七月太子太傅韋玄成爲御史大夫、
二	三月壬戌朔日蝕、	二月丁酉御史大夫韋玄成爲丞相、封扶陽侯、丞相賢子、	七月太常任千秋爲奮武將軍、擊西羌、雲中大守韓次君爲建威將軍、擊羌、後不行、	二月丁酉右扶風鄭弘爲御史大夫、

二		三	七月庚寅御史大夫田廣明爲祁連將軍、龍額侯韓曾爲後將軍、營平侯趙充國爲蒲類將軍、度遼將軍平陵侯范明友爲雲中太守、富民侯田順爲虎牙將軍、皆擊匈奴、	
三	二年戊子皇后崩、 六月乙丑義薨、	六月甲辰長信少府韋賢爲丞相、封扶陽侯、 田廣明田順擊胡遷延、自殺、充國奪將軍印、		御史大夫魏相
四	十月乙卯立霍后、	二		
地節元年		三		
二		四 三月庚午將軍光卒、	二月丁卯侍中中郎將霍禹爲右將軍、	
三	立太子、 五月甲申賢老、賜金百斤、	六月壬辰御史大夫魏相爲丞相、封高平侯、	七月安世爲大司馬衞將軍、禹爲大司馬、	御史大夫邴吉
四		二 七月壬寅禹要斬、		
元康元年		三		
二		四		
三		五		
四		六 八月丙寅安世卒、		
神爵元年	上郊甘泉大畤汾陰后土、	七	四月樂成侯許延壽爲彊弩將軍、後將軍充國擊羌、酒泉太守辛武賢爲破羌將軍、韓曾爲大司馬車騎將軍、	
二	上郊雍五畤、祋祤出寶璧玉器、	八		
三	三月相卒、	四月戊戌御史大夫邴吉爲丞相、封博陽侯、		御史大夫望之

後元元年		二		
二		三	二月己巳光祿大夫霍光爲大將軍、博陸侯、都尉金日磾爲車騎將軍、秺侯、太僕安陽侯上官桀爲大將軍、	
孝昭始元元年	九月日磾卒、	四		
二		五		
三		六		
四		七	三月癸酉衛尉王莽爲左將軍、騎都尉上官安爲車騎將軍、	
五		八		
六		九		
元鳳元年		十	九月庚午光祿勳張安世爲右將軍、	御史大夫訢
二		十一		
三		十二	十二月庚寅中郎將范明友爲度遼將軍、擊烏丸、	
四	三月甲戌千秋卒、	三月乙丑御史大夫王訢爲丞相、封宜春侯、		御史大夫楊敞
五	十二月庚戌訢卒、	二		
六		十一月乙丑御史大夫楊敞爲丞相、封安平侯、	九月庚寅衛尉平陵侯范明友爲度遼將軍、擊烏丸、	
元平元年	敞卒、	九月戊戌御史大夫蔡義爲丞相、封陽平侯、	四月甲申光祿大夫龍雒侯韓曾爲前將軍、五月丁酉水衡都尉趙充國爲後將軍、右將軍張安世爲車騎將軍、	御史大夫昌水侯田廣明
孝宣本始元年		二		

太初元年	改ㇾ暦以二正月一爲二歳首一、	九		
二	正月戊申慶卒、	十　三月丁卯太僕公孫賀爲二丞相一、封二葛繹侯一、		
三		二		御史大夫延廣
四		三		
天漢元年		四		御史大夫卿
二		五		
三		六		御史大夫周
四		七		春貳師將軍李廣利出二朔方一至二余吾水上一、游撃將軍韓説出二五原一、因杅將軍公孫敖皆撃二匈奴一、
大始元年		八		
二		九		
三		十		御史大夫勝之
四		十一		
征和元年	冬賀坐ㇾ爲ㇾ蠱死、	十二		
二	七月壬午太子發ㇾ兵殺二游撃將軍説使者江充一、	三月丁巳涿郡太守劉屈氂爲二丞相一、封二彭城侯一、		御史大夫成
三	六月劉屈氂因ㇾ蠱斬、	二	春貳師將軍李廣利出二朔方一以ㇾ兵降ㇾ胡、重合侯莽通出二酒泉一、御史大夫商丘成出二河西一撃二匈奴一、	
四		六月丁巳大鴻臚田千秋爲二丞相一、封二富民侯一、		

三	匈奴入右北平定襄、	二		
四		三	大將軍青出定襄、郎中令李廣爲前將軍、太僕公孫賀爲左將軍、主爵趙食其爲右將軍、平陽侯曹襄爲後將軍、擊單于、	
五	蔡坐侵園壖自殺、	四 太子少傅武彊侯莊青翟爲丞相、		
六	四月乙巳、皇子閎爲齊王、旦爲燕王、胥爲廣陵王、	二		
元鼎元年		三		
二	青翟有罪自殺、	四 太子太傅高陵侯趙周爲丞相、	湯有罪自殺、	御史大夫慶
三		二		
四	立常山憲王子平爲眞定王、商爲泗水王、六月中河東汾陰得寶鼎、	三		
五	三月中南越相嘉反、殺其王及漢使者、 九月、周坐酎金、自殺、	四 九月辛巳、御史大夫石慶爲丞相、封牧丘侯、	衛尉路博德爲伏波將軍、出桂陽、主爵楊僕爲樓船將軍、出豫章、皆破南越、	
六	十二月東越反、	二	故龍頟侯韓說爲橫海將軍、出會稽、樓船將軍楊僕出豫章、中尉王溫舒出會稽、皆破東越、	
元封元年		三		御史大夫寬
二		四	秋樓船將軍楊僕、左將軍荀彘出遼東、擊朝鮮、	
三		五		
四		六		
五		七		
六		八		

三	五月丙子河決二于瓠子一、	四		
四	十二月丁亥地動、 蚡卒、	五 平棘侯薛澤爲二丞相一、		御史大夫歐
五	十月族二灌夫家一、棄二魏其侯市一、	二		
六	南夷始置二郵亭一、	三	太中大夫衛青爲二車騎將軍一、出二上谷一、衛尉李廣爲二驍騎將軍一、出二鴈門一、太中大夫公孫敖爲二騎將軍一、出レ代、太僕公孫賀爲二輕車將軍一、出二雲中一、皆擊二匈奴一、	
元朔元年	衛夫人立爲二皇后一、	四	車騎將軍青出二鴈門一、擊二匈奴一、衛尉韓安國爲二將屯將軍一、軍レ代、明年屯二漁陽一卒、	
二		五	春車騎將軍衛青出二雲中一、至二高闕一、取二河南地一、	
三	匈奴敗二代太守友一、	六		御史大夫弘
四	匈奴入寇二襄代上郡一、	七		
五	匈奴敗二代都尉朱英一、 澤罷相、	八 十一月乙丑御史大夫公孫弘爲二丞相一、封二平津侯一、	春長平侯衛青爲二大將軍一、擊二右賢王一、衛尉蘇建爲二游擊將軍一、屬レ青、左內史李沮爲二强弩將軍一、太僕賀爲二車騎將軍一、代相李蔡爲二輕車將軍一、岸頭侯張次公爲二將軍一、大行息爲二將軍一、皆屬二大將軍一、擊二匈奴一、	
六		二	大將軍青再出二定襄一擊レ胡、合騎侯公孫敖爲二中將軍一、太僕賀爲二左將軍一、郎中令李廣爲二後將軍一、翕侯趙信爲二將軍一、敗降二匈奴一、衛尉蘇建爲二將軍一、敗身脫、左內史沮爲二彊弩將軍一、皆屬レ青、	
元狩元年	十月中淮南王安、衡山王賜謀レ反、皆自殺國除、	三		御史大夫蔡
二	匈奴入二鴈門代郡一、江都王建反、膠東王子慶立爲二六安王一、 弘卒、	四 御史大夫樂安侯李蔡爲二丞相一、	冠軍侯霍去病爲二驃騎將軍一、擊レ胡至二祁連一、合騎侯敖爲二將軍一、出二北地一、博望侯張騫郎中令李廣爲二將軍一、出二右北平一、	御史大夫湯

四	臨江王徵自殺葬㆓藍田㆒燕數萬爲銜㆑土置㆓冢上㆒	二		
五	皇子舜爲㆓常山王㆒	三		
六	梁孝王武薨、分㆑梁爲㆓五國㆒王㆓諸子㆒、子買爲㆓梁王㆒明爲㆓濟川王㆒彭離爲㆓濟東王㆒定爲㆓山陽王㆒不識爲㆓濟陰王㆒			
後元元年	五月地動、七月乙巳日蝕　舍免相、	五　八月壬辰御史大夫建陵侯衞綰爲㆓丞相㆒		御史大夫不疑
二		二	六月丁丑御史大夫岑邁卒、	
三	正月甲子孝景崩、二月丙子太子立、	三		
孝武建元元年	綰免相、	四　魏其侯竇嬰爲㆓丞相㆒　置㆓太尉㆒	武安侯田蚡爲㆓太尉㆒	御史大夫抵
二	置㆓茂陵㆒　嬰免相、	二月乙未太常柏至侯許昌爲㆓丞相㆒　罷㆓太尉官㆒　蚡免㆓太尉㆒		御史大夫趙綰
三	東甌王廣武侯望率㆓其衆四萬餘人㆒來降、處㆓盧江郡㆒	二		
四		三		御史大夫青翟
五	行㆓三分錢㆒	四		
六	正月閩越王反、孝景太后崩、　昌免相、	五　六月癸巳武安侯田蚡爲㆓丞相㆒	青翟爲㆓太子太傅㆒	御史大夫安國
元光元年		二		
二	帝初之㆑雍郊㆓見五時㆒	三	夏御史大夫韓安國爲㆓護軍將軍㆒衞尉李廣爲㆓驍騎將軍㆒太僕公孫賀爲㆓輕車將軍㆒大行王恢爲㆓將屯將軍㆒太中大夫李息爲㆓林官將軍㆒篡㆓單于馬邑㆒不㆑合、誅㆑恢、	

年	大事記	相位	將位	御史大夫位
五	上幸雍、	四		
六	匈奴三萬人入上郡、二萬人入雲中、	五	以中大夫令免爲車騎將軍軍飛狐、故楚相蘇意爲將軍軍句注、將軍張武屯北地、河內守周亞夫爲將軍軍細柳、宗正劉禮軍霸上、祝茲侯徐厲軍棘門、以備胡、數月胡去、亦罷、	
七	六月己亥孝文皇帝崩、其年丁未太子立、民出臨、三日葬霸陵、	六	中尉亞夫爲車騎將軍、郎中令張武爲復土將軍、屬國捍爲將屯將軍、詹事戎奴爲車騎將軍、侍太后、	
孝景元年	立孝文皇帝廟郡國爲太宗廟、	七　置司徒官、		
二	立皇子德爲河間王、閼爲臨江王、餘爲淮南王、非爲汝南王、彭祖爲廣川王、發爲長沙王、四月中孝文太后崩、　嘉卒、	八　開封侯陶青爲丞相、		御史大夫錯
三	吳楚七國反、發兵擊皆破之、皇子端爲膠西王、勝爲中山王、	二　置太尉官、	中尉條侯周亞夫爲太尉擊吳楚、曲周侯酈寄爲大將軍擊趙、竇嬰爲大將軍屯滎陽、欒布爲大將軍擊齊	
四	立太子、	三	二　太尉亞夫	御史大夫蚡
五	置陽陵邑、　丞相北平侯張蒼卒、	四	三	
六	徙廣川王彭祖爲趙王、	五	四	御史大夫陽陵侯岑邁
七	廢太子榮爲臨江王、四月丁巳膠東王立爲太子、　青罷相、	六月乙巳太尉條侯亞夫爲丞相、　罷太尉官、	五　遷爲丞相、	御史大夫舍
中元元年		二		
二	皇子越爲廣川王、寄爲膠東王、	三		
三	皇子乘爲清河王、　亞夫免相、	四　御史大夫桃侯劉舍爲丞相、		御史大夫綰

年	大事記	相位	將位	御史大夫位
四	十二月乙巳嬰卒、	一 正月甲午御史大夫北平侯張蒼爲二丞相一、	安丘侯張説爲二將軍一擊レ胡出レ代、	關中侯申屠嘉爲二御史大夫一、
五	除二錢律一民得レ鑄レ錢、	二		
六	廢二淮南王一遷二嚴道一、道死レ雍、	三		
七	四月丙子初置二南陵一、	四		
八	太僕汝陰侯滕公卒、	五		
九	溫室鐘自鳴、以二芷陽鄉一爲二霸陵一、	七		御史大夫敬
十	諸侯王皆至二長安一、	七		
十一	上幸レ代、地動、	八		
十二	河決二東郡金堤一、徙二淮陽王一爲二梁王一、	九		
十三	除二肉刑及田租稅律戍卒令一、	十		
十四	匈奴大入二蕭關一、發レ兵擊レ之、及屯二長安旁一、	十一	成侯董赤、內史欒布、昌侯盧卿、隆慮侯竈、甯侯遬、皆爲二將軍一、東陽侯張相如爲二大將軍一、皆擊二匈奴一、中尉周舍、郎中令張武、皆爲二將軍一屯二長安旁一、	
十五	黃龍見二成紀一、上始郊二見雍五帝一、	十二		
十六	上始見二渭陽五帝一、	十三		
後元元年	新垣平詐言二方士一、覺誅レ之、	十四		
二	匈奴和親、地動、八月戊辰蒼免レ相、	十五 八月庚午御史大夫申屠嘉爲二丞相一、封二故安侯一、		御史大夫青
三	置二谷口邑一、	二		
四		三		

五	爲高祖立廟於沛城成、置歌兒一百二十人、八月乙丑參卒、	四		
六	七月齊悼惠王薨、立太倉西市、八月赦齊、	一 十月乙巳安國侯王陵爲右丞相、十月己巳曲逆侯陳平爲左丞相、	堯抵罪、	廣阿侯任敖爲御史大夫、
七	上崩、大臣用張辟彊計、呂氏權重、以呂台爲呂王、立少帝、己卯葬安陵、	二		
高后元年	王孝惠諸子、置孝悌力田、	三 十一月甲子徙平爲右丞相、辟陽侯審食其爲左丞相、		
二	十一月呂王台薨、子嘉代立爲呂王、行八銖錢、	四 平　二 食其		平陽侯曹窋、一本爲御史大夫、在六年、
三		五　三		
四	廢少帝、更立常山王弘爲帝、	六 置太尉官、四	一 絳侯周勃爲太尉、	
五	八月淮陽王薨、以其弟壺關侯武爲淮陽王、令戍卒歲更、	七　五	二	
六	以呂產爲呂王、四月丁酉赦天下、晝昏、	八　六	三	
七	趙王幽死、以呂祿爲趙王、梁王徙趙自殺、	九　七	四	
八	七月高后崩、九月誅諸呂、後九月代王至踐位皇帝、後九月食其免相、	十 七月辛巳爲帝太傅、九月丙戌復爲丞相、八	五 隆慮侯竈爲將軍擊南越、	御史大夫蒼
孝文元年	除收孥相坐律、立太子、賜民爵、	十一 十一月辛卯平徙爲左丞相、太尉絳侯周勃爲右丞相、	六 勃爲相、潁陰侯灌嬰爲太尉、	
二	除誹謗律、皇子武爲代王、參爲太原王、勝爲梁王、十月丞相平薨、	一 十一月乙亥絳侯勃復爲丞相、		
三	徙代王武爲淮陽王、上幸太原、濟北王反、匈奴大入上郡、以地盡與太原、太原更號代、十一月壬子勃免相、之國、	一 十二月乙亥太尉潁陰侯灌嬰爲丞相、罷太尉官、	二 棘蒲侯陳武爲大將軍擊濟北、昌侯盧卿、共侯盧罷師、甯侯遫、深澤侯將夜、皆爲將軍屬武、祁侯賀將兵屯滎陽、	

年	大事記	相位	將位	御史大夫位
二　立太子、	春定塞翟魏河南韓殷國、夏伐項籍、至彭城、還據滎陽、	二　守關中、	一　太尉長安侯盧綰	
三	魏豹反、使韓信別定魏伐趙、楚圍我滎陽、	三	二	
四	使韓信別定齊及燕、太公自楚歸、與楚界洪渠、	四	三　周苛守滎陽死、	御史大夫汾陽侯周昌、
五　入都關中、	冬破楚垓下、殺項籍、春王踐皇帝位定陶、	五　罷太尉官、	四　後九月綰爲燕王、	
六	尊太公爲太上皇、劉仲爲代王、立大市、更命咸陽曰長安、	六　封爲酇侯、張蒼爲計相、		
七	長樂宮成、自櫟陽徙長安、伐匈奴、匈奴圍我平城、			
八	擊韓信反虜於趙城、貫高作亂、明年覺誅之、匈奴攻代王、代王棄國亡、廢爲郃陽侯、			
九	未央宮成、置酒前殿、太上皇輦上坐、帝奉玉杯上壽曰、始常以臣不如仲力、今臣功孰與仲多、太上皇笑、殿上稱萬歲、徙齊田楚昭屈景于關中、	九　遷爲相國、		御史大夫昌爲趙丞相、
十	太上皇崩、陳豨反代地、	十		御史大夫江邑侯趙堯
十一	誅淮陰彭越、黥布反、	十一	周勃爲太尉、攻代、後官省、	
十二	冬擊布還沛、夏上崩、置長陵、	十二		
孝惠元年	趙隱王如意死、始作長安城西北方、除諸侯丞相爲相、	十三		
二	楚元王齊悼惠王來朝、	十四　七月辛未何薨、七月癸巳齊相平陽侯曹參爲相國、		
三	初作長安城、蜀湔氏反、擊之、	二		
四	三月甲子赦無所復作、	三		

國名	王子						
陸	菑川靖王子			元年四月戊寅侯劉何元年 六	六	六	四
廣饒	菑川靖王子			元年十月辛卯康侯劉國元年 六	六	六	四
缾	菑川靖王子			元年十月辛卯侯劉成元年 六	六	六	四
兪閭	菑川靖王子			元年十月辛卯侯劉不害元年 六	六	六	四
甘井	廣川穆王子			元年十月乙酉侯劉元元年 六	六	六	四
襄陵	廣川穆王子			元年十月乙酉侯劉聖元年 六	六	六	四
皐虞	膠東康王子				元年五月丙午侯劉建元年 三 四年今侯處元年 三	六	四
魏其	膠東康王子				元年五月丙午暢侯劉昌元年 六	六	四
祝茲					元年五月丙午侯劉延元年 四 五年延坐棄印綬出國不敬國除、		

漢興以來將相名臣年表第十

大事記	相位	將位	御史大夫位
高皇帝元年			
春沛公爲漢王、之南鄭、秋還定雍、	一　丞相蕭何守漢中、		御史大夫周苛守滎陽、

枋	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉讓元年	六	六	六	四
父城	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉光元年	六	四 五年侯光坐酎金國除。		
庸	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉譚元年	六	六	六	四
翟	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉壽元年	六	四 五年侯壽坐酎金國除。		
鱣	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉應元年	六	四 五年侯應坐酎金國除。		
彭	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉偃元年	六	四 五年侯偃坐酎金國除。		
瓡	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉息元年	六	六	六	四
虛水	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉禹元年	六	六	六	四
東淮	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉類元年	六	四 五年侯類坐酎金國除。		
栒	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉買元年	六	四 五年侯買坐酎金國除。		
涓	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉不疑元年	六	四 五年侯不疑坐酎金國除。		

洮陽	長沙定王子		五年六月壬子靖侯劉狗彘元年 二	五 六年侯狗彘薨、無㆑後國除、			
泉陵	長沙定王子		五年六月壬子節侯劉賢元年 二	六	六	六	四
終弋	衡山王賜子		六年四月丁丑侯劉廣置元年 一	六	四 五年侯廣置坐㆓酎金㆒國除、		
麥	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉昌元年 六	四 五年侯昌坐㆓酎金㆒國除、		
鉅合	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉發元年 六	四 五年侯發坐㆓酎金㆒國除、		
昌	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉差元年 六	四 五年侯差坐㆓酎金㆒國除、		
蕢	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉方元年 六	四 五年侯方坐㆓酎金㆒國除、		
雩殷	城陽頃王子			元年四月戊寅康侯劉澤元年 六	六	六	四
石洛	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉敬元年 六	六	六	四
扶滯	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉昆吾元年 六	六	六	四
挍	城陽頃王子			元年四月戊寅侯劉霸元年 六	六	六	四

高丘	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉破胡元年 二	六	元年侯破胡薨、無後、國除。		
柳宿	中山靖王子		五年三月癸酉夷侯劉蓋元年 二	二 三年侯蘇元年 四	四 五年侯蘇坐酎金、國除。		
戎丘	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉讓元年 二	六	四 五年侯讓坐酎金、國除。		
樊輿	中山靖王子		五年三月癸酉節侯劉條元年 二	六	六	六	四
曲成	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉萬歲元年 二	六	四 五年侯萬歲坐酎金、國除。		
安郭	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉博元年 二	六	六	六	四
安險	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉應元年 二	六	四 五年侯應坐酎金、國除。		
安遙	中山靖王子		五年三月癸酉侯劉恢元年 二	六	四 五年侯恢坐酎金、國除。		
夫夷	長沙定王子		五年三月癸酉敬侯劉義元年 二	六	四 五年今侯禹元年 二	六	四
春陵	長沙定王子		五年六月壬子侯劉買元年 二	六	六	六	四
都梁	長沙定王子		五年六月壬子敬侯劉遂元年 二	六	一 元年今侯係元年 六	六	四

定	齊孝王子		四年四月乙卯敬侯劉越元年 三	六	三 四年今侯德元年 三	六	四
稻	齊孝王子		四年四月乙卯夷侯劉定元年 三	六	二 三年今侯都陽元年 四	六	四
山	齊孝王子		四年四月乙卯侯劉國元年 三	六	六	六	四
繁安	齊孝王子		四年四月乙卯侯劉忠元年 三	六	六	六	三 四年今侯壽元年 一
柳	齊孝王子		四年四月乙卯康侯劉陽元年 三	六	三 四年侯罷師元年 三	四 五年今侯自爲元年 二	四
雲	齊孝王子		四年四月乙卯夷侯劉信元年 三	六	五 六年今侯歲發元年 一	六	四
牟平	齊孝王子		四年四月乙卯恭侯劉渫元年 三	二 三年今侯奴元年 四	六	六	四
柴	齊孝王子		四年四月乙卯原侯劉代元年 三	六	六	六	四
柏陽	趙敬肅王子		五年十一月辛酉侯劉終古元年 二	六	六	六	四
鄗	趙敬肅王子		五年十一月辛酉侯劉延年元年 二	六	四 五年侯延年坐酎金、國除		
桑丘	中山靖王子		五年十一月辛酉節侯劉洋元年 二	六	三 四年今侯德元年 三	六	四

海常	城陽共王子		四年三月乙丑侯劉福元年	三	六	四 五年侯福坐酎金國除	
鈞丘	城陽共王子		四年三月乙丑侯劉憲元年	三	三 四年今侯執德元年 三	六	六	四
南城	城陽共王子		四年三月乙丑侯劉貞元年	三	六	六	六	四
廣陵	城陽共王子		四年三月乙丑常侯劉表元年	三	四 五年侯成元年 二	四 五年侯成坐酎金國除		
莊原	城陽共王子		四年三月乙丑侯劉皋元年	三	六	四 五年侯皋坐酎金國除		
臨樂	中山靖王子		四年四月甲午敦侯劉光元年	三	六	六	五 六年今侯建元年 一	四
東野	中山靖王子		四年四月甲午侯劉章元年	三	六	六	六	四
高平	中山靖王子		四年四月甲午侯劉嘉元年	三	六	四 五年侯嘉坐酎金國除		
廣川	中山靖王子		四年四月甲午侯劉頗元年	三	六	四 五年侯頗坐酎金國除		
千鍾	河間獻王子		四年四月甲午侯劉搖元年一云劉陰	三	一 二年侯陰不使人爲秋請有罪國除			
披陽	齊孝王子		四年四月乙卯敬侯劉燕元年	三	六	四 五年今侯隅元年 二	六	四

洛陵	攸輿	荼陵	建成	安衆	葉	利鄉	有利	東平	運平	山州
長沙定王子	長沙定王子	長沙定王子	長沙定王子	長沙定王子	長沙定王子	城陽共王子	城陽共王子	城陽共王子	城陽共王子	城陽共王子
四年三月乙丑侯劉章元年 三	四年三月乙丑侯劉則元年 三	四年三月乙丑侯劉欣元年 三	四年三月乙丑侯劉拾元年 三	四年三月乙丑康侯劉丹元年 三	四年三月乙丑康侯劉嘉元年 三	四年三月乙丑康侯劉嬰元年 三	四年三月乙丑侯劉釘元年 三	四年三月乙丑侯劉慶元年 三	四年三月乙丑侯劉訢元年 三	四年三月乙丑侯劉齒元年 三
一 二年侯章有罪國除	六	六	五 六年侯拾坐不朝不敬國除	六	六	二 三年侯嬰有罪國除	元年侯釘坐遺淮南書稱臣棄市國除	三 三年侯慶坐與姊妹姦有罪國除	六	六
	六	一 二年哀侯陽元年 五		六	四 五年侯嘉坐酎金國除				四 五年侯訢坐酎金國除	四 五年侯齒坐酎金國除
	六	六		五 六年今侯山拊元年 一						
	元年侯則篡死罪棄市國除	元年侯陽薨無後國除		四						

博陽	齊孝王子		三年三月乙卯康侯劉就元年 四	六	二 三年侯終吉元年 二 五年侯終吉坐酎金國除		
寧陽	魯共王子		三年三月乙卯節侯劉恢元年 四	六	六	六	四
瑕丘	魯共王子		三年三月乙卯節侯劉貞元年 四	六	六	六	四
公丘	魯共王子		三年三月乙卯夷侯劉順元年 四	六	六	六	四
郁狼	魯共王子		三年三月乙卯侯劉騎元年 四	六	四 五年侯騎坐酎金國除		
西昌	魯共王子		三年三月乙卯侯劉敬元年 四	六	四 五年侯敬坐酎金國除		
陘城	中山靖王子		三年三月癸酉侯劉義元年 四	六	四 五年侯義坐酎金國除		
邯平	趙敬肅王子		三年四月庚辰侯劉順元年 四	六	四 五年侯順坐酎金國除		
武始	趙敬肅王子		三年四月庚辰侯劉昌元年 四	六	六	六	四
象氏	趙敬肅王子		三年四月庚辰侯劉賀元年 四	六	六	二 三年思侯安德元年 四	四
易	趙敬肅王子		三年四月庚辰安侯劉平元年 四	六	六	四 五年今侯種元年 二	

羽	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉成元年 四	六	六	六	四
胡母	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉楚元年 四	六	四 五年侯楚坐酎金國除		
離石	代共王子		三年正月壬戌侯劉綰元年 四	六	六	六	四
邵	代共王子		三年正月壬戌侯劉愼元年 四	六	六	六	四
利昌	代共王子		三年正月壬戌侯劉嘉元年 四	六	六	六	四
藺	代共王子		三年正月壬戌侯劉憙元年 四	六	六	六	四
臨河	代共王子		三年正月壬戌侯劉賢元年 四	六	六	六	四
隰成	代共王子		三年正月壬戌侯劉忠元年 四	六	六	六	四
土軍	代共王子		三年正月壬戌侯劉郢客元年 四	六	侯郢客坐與人妻姦棄市		
皋狼	代共王子		三年正月壬戌侯劉遷元年 四	六	六	六	四
千章	代共王子		三年正月壬戌侯劉遇元年 四	六	六	六	四

廣	河間獻王子		三年十月癸酉侯劉順元年 四	六	四 五年侯順坐酎金、國除。		
蓋胥	河間獻王子		三年十月癸酉侯劉讓元年 四	六	四 五年侯讓坐酎金、國除。		
陪安	濟北貞王子		三年十月癸酉康侯劉不害元年 四	六	一 二年哀侯秦客元年 三年侯秦客薨、無後、國除。		
榮簡	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉騫元年 四	二 三年侯騫有罪、國除。			
周堅	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉何元年 四	四 五年侯當時元年 二	四 五年侯當時坐酎金、國除。		
安陽	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉桀元年 四	六	六	六	四
五據	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉臒丘元年 四	六	四 五年侯臒丘坐酎金、國除。		
富	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉龔元年 四	六	六	六	四
陪	濟北貞王子		三年十月癸酉繆侯劉明元年 四	六	二 三年侯邑元年 二 五年侯邑坐酎金、國除。		
叢	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉信元年 四	六	四 五年侯信坐酎金、國除。		
平	濟北貞王子		三年十月癸酉侯劉遂元年 四	元年侯遂有罪、國除。			

蒲領	廣川惠王子	三年十月癸酉侯劉嘉元年　四				
西熊	廣川惠王子	三年十月癸酉侯劉明元年　四				
棗彊	廣川惠王子	三年十月癸酉侯劉晏元年　四				
畢梁	廣川惠王子	三年十月癸酉侯劉嬰元年　四	六	六	三　四年侯嬰有罪，國除	
房光	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉殷元年　四	六	元年侯殷有罪，國除		
距陽	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉白元年　四	四　五年侯渡元年　二	四　五年侯渡有罪，國除		
蔞安	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉邈元年　四	六	六	元年今侯嬰元年　六	四
阿武	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉豫元年　四	六	六	六	二　三年今侯寬元年　二
參戶	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉勉元年　四	六	六	六	四
州鄉	河間獻王子	三年十月癸酉節侯劉禁元年　四	六	六	五　六年今侯惠元年　一	四
成平	河間獻王子	三年十月癸酉侯劉禮元年　四	二　三年侯禮有罪，國除			

楡丘	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉壽福元年 五	六	四 五年侯壽福坐酎金國除		
襄嚵	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉建元年 五	六	四 三年侯建坐酎金國除		
邯會	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉仁元年 五	六	六	六	四
朝	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉義元年 五	六	二 二年今侯祿元年 四	六	四
東城	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉遺元年 五	六	元年侯遺有罪國除		
陰城	趙敬肅王子		二年六月甲午侯劉蒼元年 五	六	六	元年侯蒼有罪國除	
望廣	中山靖王子		二年六月甲午侯劉安中元年 五	六	六	六	四
將梁	中山靖王子		二年六月甲午侯劉朝平元年 五	六	四 五年侯朝平坐酎金國除		
新館	中山靖王子		二年六月甲午侯劉未央元年 五	六	四 五年侯未央坐酎金國除		
新處	中山靖王子		二年六月甲午侯劉嘉元年 五	六	四 五年侯嘉坐酎金國除		
陘城	中山靖王子		二年六月甲午侯劉貞元年 五	六	四 五年侯貞坐酎金國除		

平酌	菑川懿王子		二年五月乙巳載侯劉彊元年 五	六	元年思侯中時元年 六	六	四
劇魁	菑川懿王子		二年五月乙巳夷侯劉墨元年 五	六	六	元年侯昭元年 三 四年侯德元年 三	四
壽梁	菑川懿王子		二年五月乙巳侯劉守元年 五	六	四 五年侯守坐酎金國除		
平度	菑川懿王子		二年五月乙巳侯劉衍元年 五	六	六	六	四
宜成	菑川懿王子		二年五月乙巳庚侯劉偃元年 五	六	六 元年侯福元年	六	太初元年侯福坐殺弟棄市國除
臨朐	菑川懿王子		二年五月乙巳哀侯劉奴元年 五	六	六	六	四
雷	城陽共王子		二年五月甲戌侯劉稀元年 五	六	五 五年侯稀坐酎金國除		
東莞	城陽共王子		三年五月甲戌侯劉吉元年 三 五年侯吉有痼疾不朝廢國除				
辟	城陽共王子		二年五月甲戌節侯劉壯元年 三 五年侯明元年 二	六	四 五年侯朋坐酎金國除		
尉文	趙敬肅王子		二年六月甲午節侯劉丙元年 五	元年侯犢元年 六	四 五年侯犢坐酎金國除		
封斯	趙敬肅王子		二年六月甲午共侯劉胡陽元年 五	六	六	六	四年今侯如意元年 二 三

湖孰	秩陽	睢陵	龍丘	張梁	劇	壤	平望	臨原	葛魁	益都
江都易王子	江都易王子	江都易王子	江都易王子	江都易王子	菑川懿王子	菑川懿王子	菑川懿王子	菑川懿王子	菑川懿王子	菑川懿王子
元年正月丁亥頃侯劉胥元年 六	元年正月丁卯終侯劉漣元年 六	元年正月丁卯侯劉定國元年 六	二年五月乙巳侯劉代元年 五	二年五月乙巳哀侯劉仁元年 五	二年五月乙巳原侯劉錯元年 五	二年五月乙巳夷侯劉高遂元年 五	二年五月乙巳夷侯劉賞元年 五	二年五月乙巳敬侯劉始昌元年 五	二年五月乙巳節侯劉寬元年 三	二年五月乙巳侯劉胡元年 五
六	六	六	六	六	六	六	二 二年今侯楚人元年 四	六	三 四年今侯戚元年 三	六
四 五年今侯聖元年 二	三 四年終侯漣薨、無後、國除。	四 五年侯定國坐酎金、國除。	四 五年侯代坐酎金、國除。	二 三年今侯順元年 四	一 二年孝侯廣昌元年 五	元年今侯延元年 六	六	六	二 三年侯戚坐殺人、棄市、國除。	六
六				六	六	六	六	六		六
四				四	四	四	四	四		四

國名	王子號	元光	元朔	元狩	元鼎	元封	太初
茲	河間獻王子	五年正月壬子侯劉明元年 二	二 三年侯明坐謀反殺人棄市國除、				
安成	長沙定王子	六年七月乙巳思侯劉蒼元年 一	六	六	元年今侯自當元年 六	六	四
宜春	長沙定王子	六年七月乙巳侯劉成元年 一	六	六	四 五年侯成坐酎金國除		
句容	長沙定王子	六年七月乙巳哀侯劉黨元年 一	元年哀侯黨薨無後國除、				
句陵	長沙定王子	六年七月乙巳侯劉福元年 一	六	六	四 五年侯福坐酎金國除		
杏山	楚安王子	六年後九月壬戌侯劉成元年 一	六	六	四 五年侯成坐酎金國除		
浮丘	楚安王子	六年後九月壬戌侯劉不審元年 一	六	四 五年今侯霸元年 二	四 五年侯霸坐酎金國除		
廣戚	魯共王子		元年十月丁酉節侯劉擇元年 六	元年侯始元年 六	四 五年侯始坐酎金國除		
丹楊	江都易王子		元年十二月甲辰哀侯敢元年 六	元狩元年侯敢薨無後國除、			
盱台	江都易王子		元年十二月甲辰侯劉象之元年 六	六	四 五年侯象之坐酎金國除		

き、豈に悲しからずや、さて龍頟侯韓曾は前將軍たり、其の領內の世俗順にして善く、手厚く謙みて信あり、己れ政事に與からず、退き讓りて人を愛せり、其の先は晉の六卿の中の子孫なり、土を有ち國に君として以來王侯と爲れり、子孫相承けて絕えず、年世を經歷して今に至る、凡て八百餘歲に達せり、豈に功臣の其封身に及ぶや忽ちにして之を失へる者と日を同じくして之を語るべけむや、悲いかな、後世の者其れ之を誡めよ、

【字解】 後進、後輩なり、諸先生、諸少孫なり、驕蹇、蹇も驕るなり、以レ三得レ之、三とは上文の行レ權合レ變・度レ時施レ宜・希レ世用レ事なり、龍頟侯、龍頟は地名なり、韓曾は韓王信の後(本傳を看よ)昭帝の元平元年前將軍となる、晉六卿、韓・魏・趙の三家と智氏范氏仲行氏となり、

建元以來王子侯者年表
第九

制詔御史、諸侯王或欲推私恩分子弟邑者、令各條上、朕且臨定其號名、

【講義】 上御史に制詔して曰く、諸侯王にして或は私恩を推し廣めて其の子弟に邑を分たむと欲する者は、各をして箇條書にして上書せしめよ、朕且に臨みて其の號名を定めむと、

【字解】 制詔、制度の詔命なり、條上、箇條書にして上書すること、

太史公曰、盛哉天子之德、一人有慶、天下賴之、

【講義】 太史公曰く、盛んなるかな天子の德、一人慶ありて右の詔を發したるが爲に、天下の諸侯王及び其子弟は之に賴りて長く福を承けたり、

後進好事儒者褚先生曰、太史公記事盡於孝武之事、故復修記孝昭以來功臣侯者、編於左方、令後好事者得覽觀成敗長短絕世之適、得以自戒焉、當世之君子行權合變、度時施宜、希世用事、以建功有土封侯、立名當世、豈不盛哉、觀其持滿守成之道、皆不謙讓、驕蹇爭權、喜揚聲譽、知進不知退、終以殺身滅國、以三得之、及身失之、不能傳功於後世、令恩德流子孫、豈不悲哉、夫龍頟侯曾爲前將軍、世俗順善厚重謹信、不與政事、退讓愛人、其先起於晉六卿之世、有土君國以來、爲王侯、子孫相承不絕、歷年經世以至于今、凡八百餘歲、豈可與功臣及身失之者同日而語之哉、悲夫後世其誡之、

【講義】後進にして事を好む儒者の褚先生曰く、太史公は事を記して孝武帝の事に盡きたり、故に復孝昭帝より以來の功臣にして侯と爲りし者を修め記して左方に編み、後の事を好む者をして其の成敗長短絕世の當然たることを覽觀せしむ、以て自ら戒むることを得む、さて當世の君子は權謀を行ひて時變に合せ、時を度りて宜しきを施し、世に希ひて事を用ひ、以て功を建てゝ土を有ち侯に封ぜられ、名を當世に立てたり、豈に盛んならずや、而るに其の滿足を持ち成功を守るの道を觀察するに、皆謙り讓らず、驕り高ぶりて權力を爭ひ、喜びて名譽を揚げむとし、進むことを知りて退くることを知らず、終に身を殺して國を滅しぬ、是れ前の三策を以て封を得、其の封の身に及ぶや忽にして之を失ひ、功を後世に傳へ恩德を子孫に流かしむること能はざり

荻苴	以朝鮮相漢兵至圍之降侯、					四　三年四月侯朝鮮相韓陰元年	四
澅清	以朝鮮尼谿相使人殺其王右渠來降侯、					四　三年六月丙辰侯朝鮮尼谿相參元年	四
騠茲	以小月氏若苴王將眾降侯、					三　四年十一月丁卯侯稽谷姑元年	太初元年侯稽谷姑薨無後、國除、
浩	以故中郎將將兵捕得車師王功侯、					一　四年正月甲申侯王恢元年 四年四月侯恢坐使酒泉矯制害當死贖、國除、封凡三月	
瓡讘	以小月氏王將眾千騎降侯、					二　四年正月乙酉侯扜者元年 一　六年侯勝元年	四
幾	以朝鮮王子漢兵圍朝鮮降侯、					二　四年三月癸未侯張路元年 六年侯張路使朝鮮謀反死、國除、	
涅陽	以朝鮮相路人漢兵至首先降、道死其子侯、					三　四年三月壬寅康侯子最元年	二　太初二年侯最死無後、國除、

藥兒	以軍卒斬東越、徇北將軍功侯、					六　元年閏月癸卯、莊侯轅終古元年	太初元年、終古死、無後、國除、
開陵	以故東越建成侯、與繇王共斬東越王餘善功侯、					六　元年閏月癸卯、侯建成元年	四
臨蔡	以故南越郎、聞漢兵破番禺、爲伏波得南越相呂嘉功侯、					六　元年閏月癸卯、侯孫都元年	四
東城	以故東越繇王斬東越王餘善功侯、萬戶、					六　元年閏月癸卯、侯居股元年	四
無錫	以東越將軍、漢兵至、棄軍降侯、					六　元年、侯多軍元年	四
涉都	以父棄故南海守、漢兵至、以城邑降、子侯、					六　元年中、侯嘉元年	二　太初二年、侯嘉薨、無後、國除、
平州	以朝鮮將、漢兵至降侯、					一　三年四月丁卯、侯唊元年　四年、侯唊薨、無後、國除、	

安道	隨桃	湘成	海常	北石	下酈	繚嫈
以南越揭陽令聞漢兵至自定降侯、	以南越蒼梧王聞漢兵至降侯、	以南越桂林監聞漢兵破番禺諭甌駱兵四十餘萬降侯、	以伏波司馬捕得南越王建德功侯、	以故東越衍侯佐繇王斬餘善功侯、	以故甌駱左將斬西于王功侯、	以故校尉從橫海將軍說擊東越功侯、
一 六年三月乙酉侯揭陽令定元年	一 六年四月癸亥侯趙光元年	一 六年五月壬申侯監居翁元年	一 六年七月乙酉侯蘇弘元年			
六	六	六	六	六 元年正月壬午侯吳陽元年	六 元年四月丁酉侯左將黃同元年	一 元年五月乙卯侯劉福元年 二年侯福有罪國除、
四	四	四	太初元年侯弘死無後國除、	三 太初四年今侯首元年		

成安	昆	騏	梁期	牧丘	瞭	將梁
以校尉韓千秋擊南越死事、子侯、	以屬國大且渠擊匈奴功侯、	以屬國騎擊匈奴捕單于兄功侯、	以屬國都尉五年、間出擊匈奴、得復累絺縵等功侯、	以丞相及先人萬石積德謹行侯、	以南越將降侯、	以樓船將軍擊南越推鋒却敵侯、
二 五年三月壬子、侯延年元年	二 五年五月戊戌、昆侯渠復累元年	二 五年五月壬子、侯駒幾元年、一云騎幾	二 五年七月辛巳、侯任破胡元年	二 五年九月丁丑、恪侯石慶元年	一 六年三月乙酉、侯畢取元年	一 六年三月乙酉、侯楊僕元年
六	六	六	六	六	六	三
六年、侯延年有罪、國除、						四年、侯僕有罪、國除、
	四	四	四	二 二年、侯德元年 二	四	

散	臧馬	周子南君	樂通	瞭	術陽	龍亢
以匈奴都尉降侯、	以匈奴王降侯、	以周後紹封、	以方術侯、	以匈奴歸義王降侯、	以南越王兄越高昌侯侯、	以校尉摎世樂擊南越死事子侯、
四年六月丁卯 三 侯董荼吾元年	四年六月丁卯 一 康侯延年元年 五年、侯延年死、不得置後、國除。					
六		四年十一月丁卯 三 侯姬嘉元年	四年四月乙巳 一 侯五利將軍欒大元年 五年、侯大有罪、斬、國除。	四年六月丙午 一 侯次公元年 五年、侯次公坐酎金、國除。	四年 一 侯建德元年 五年、侯建德有罪、國除。	五年三月壬午 二 侯廣德元年
六		三 四年、君買元年 三				六 六年、侯廣德有罪、國除。
二 太初三年、今侯安漢元年 二		四				

河綦	常樂	符離	壯	衆利	湘成	義陽
以匈奴右王與渾邪降侯、	以匈奴大當戶與渾邪降侯、	以右北平太守從驃騎將軍四年擊右王將重會期首虜二千七百人功侯、	以匈奴歸義匈奴因淳王從驃騎將軍四年擊左王以少破多捕虜二千一百人功侯、	以匈奴歸義樓剸王從驃騎將軍四年擊右王手自劍合功侯、	以匈奴符離王降侯、	以北地都尉從驃騎將軍四年擊左王得王功侯、
四 三年七月壬午康侯烏犂元年	**四** 三年七月壬午肥侯稠離元年	**三** 四年六月丁卯侯路博德元年	**三** 四年六月丁卯侯復陸支元年	**三** 四年六月丁卯質侯伊即軒元年	**三** 四年六月丁卯侯敞屠洛元年	**三** 四年六月丁卯侯衛山元年
二 三年餘利鞮元年 **四**	**六**	**六**	**二** 三年今侯偃元年 **四**	**六**	**四** 五年侯敞屠洛坐酎金、國除、	**六**
六	**六**	**六**	**六**	**五** 六年今侯當時元年 **一**		**六**
四	**二** 太初三年今侯廣漢元年	太初元年侯路博德有罪國除、	**四**	**四**		**四**

潦	宜冠	煇渠	從驃	下麾	漯陰	煇渠
以匈奴趙王降侯、	以校尉從驃騎將軍二年出再擊匈奴功侯、故匈奴歸義、	以校尉從驃騎將軍二年再出擊匈奴得王功侯、以校尉從驃騎將軍二年虜五王功益封、故匈奴歸義、	以司馬再從驃騎將軍數深入匈奴得兩王子騎將功侯、以匈河將軍元封三年擊樓蘭功復侯、	以匈奴王降侯、	以匈奴渾邪王將衆十萬降侯萬戶、	以匈奴王降侯、
元年七月壬午悼侯趙王煖訾元年 **一** 二年煖訾死無後、國除、	二年正月乙亥 **二** 侯高不識元年 四年不識擊匈奴戰軍功增首不以實、當斬、贖罪、國除、	二年二月乙丑 **五** 忠侯僕多元年	二年五月丁丑 **五** 侯趙破奴元年	二年六月乙亥 **五** 侯呼毒尼元年	二年七月壬午 **四** 定侯渾邪元年	三年七月壬午 **四** 悼侯扁訾元年
		三 四年侯電元年 **三**	**四** 五年侯破奴坐酎金、國除、	**四** 五年煬侯伊即軒元年 **二**	元年魏侯 **六** 蘇元年	**一** 二年侯扁訾死無後、國除、
		六	浞野 三年侯破奴元年 **四**	**六**	**五** 五年魏侯蘇薨無後、國除、	
		四	**一** 二年侯破奴以浚稽將軍擊匈奴失軍、爲虜所得、國除、	**四**		

涉軹	宜春	陰安	發干	博望	冠軍	衆利
以校尉三從大將軍青擊匈奴至右賢王庭得王虜閼氏功侯	以父大將軍青破右賢王功侯	以父大將軍青破右賢王功侯	以父大將軍青破右賢王功侯	以校尉從大將軍六年擊匈奴知水道及前使絕域大夏功侯	以嫖姚校尉再從大將軍六年從大將軍擊匈奴斬相國功侯元狩二年以驃騎將軍擊匈奴至祁連益封迎渾邪王益封擊左右賢王益封	以上谷大守四從大將軍六年擊匈奴首虜千級以上功侯
五年四月丁未**二**侯李朔元年	五年四月丁未**二**侯衞伉元年	五年四月丁未**二**侯衞不疑元年	五年四月丁未**二**侯衞登元年	六年三月甲辰**一**侯張騫元年	六年四月壬申**一**景桓侯霍去病元年	六年五月壬辰**一**侯郝賢元年
元年侯朔有罪國除	**六**	**六**	**六**	**一** 二年侯騫坐以將軍擊匈奴畏懦當斬贖國除	**六**	**一** 二年侯賢坐為上谷太守入戍卒財物上計謾罪國除
	元年侯伉坐法國除	**四** 五年侯不疑坐酎金國除	**四** 五年侯登坐酎金國除		元年哀侯**六**嬗元年	
					元年哀侯嬗薨無後國除	

襄城	以匈奴相國降侯、		三 四年七月庚申、侯無龍元年。一云乘龍。	六	六	六	一 太初三年、無龍從浞野侯戰死。 二 四年、侯病已元年。
南奅	以騎將軍從大將軍青擊匈奴、得王功侯、太初二年、以丞相封爲葛繹侯、		二 五年四月丁未、侯公孫賀元年。	六	四 五年、賀坐酎金、國除、絕十歲、復侯、		十三 太初二年三月丁卯、封葛繹侯、征和三年、賀子敬聲有罪、國除、
合騎	以護軍都尉三從大將軍青擊匈奴、至右賢王庭、得王功侯、元朔六年、益封、		二 五年四月丁未、侯公孫敖元年。	一 二年、侯敖將兵擊匈奴、與驃騎將軍期、後、畏懦、當斬、贖爲庶人、國除、			
樂安	以輕車將軍再從大將軍青擊匈奴、得王功侯、		二 五年四月丁未、侯李蔡元年。	四 五年、侯蔡以丞相侵盜孝景園神道壖地、罪、自殺、國除、			
龍頟	以都尉從大將軍青擊匈奴、得王功侯、元鼎六年、以橫海將軍擊東越功爲按道侯、		二 五年四月丁未、侯韓說元年。	六	四 五年、侯說坐酎金、國除、絕二歲、復侯、	六 元年五月丁卯、按道侯說元年。	十三 征和三年、子長代、有罪、絕、子曾復封爲龍頟侯、
隨成	以校尉三從大將軍青擊匈奴、攻農吾先登石累、得王功侯、		二 五年四月乙卯、侯趙不虞元年。	三 三年、侯不虞坐爲定襄都尉、匈奴敗太守、以聞非實、謾、國除、			
從平	以校尉三從大將軍青擊匈奴、至右賢王庭、數爲鴈行上石山先登功侯、		二 五年四月乙卯、侯公孫戎奴元年。	一 二年、侯戎奴坐爲上郡太守發兵擊匈奴、不以聞、謾、國除、			

若陽	長平	平陵	岸頭	平津	涉安	昌武
匈奴相降侯	以元朔二年再以車騎將軍擊匈奴取朔方河南功侯元朔五年以大將軍擊匈奴破右賢王益封三千戶、	以都尉從車騎將軍青擊匈奴功侯、以元朔五年用游擊將軍從大將軍益封、	以都尉從車騎將軍擊匈奴功侯元朔六年從大將軍益封、	以丞相詔所褒侯、	以匈奴單于太子降侯、	以匈奴王降侯、以昌武侯從驃騎將軍擊左賢王功、益封、
二年十月癸巳 **五** 侯猛元年 五年侯猛坐亡斬國除	二年二月丙辰 **五** 烈侯衛青元年	二年二月丙辰 **五** 侯蘇建元年	二年六月壬辰 **五** 侯張次公元年	三年十一月乙丑 **四** 獻侯公孫弘、元年	三年四月丙子 **三** 侯於單元年 五年卒無後、國除	四年七月庚申 **三** 堅侯趙安稽元年
	六	**六**	元年次公坐與淮南王女陵姦及受財物罪國除	**二** 三年侯慶元年 **四**		**六**
	六	**六** 六年侯建爲右將軍、與翕侯信俱敗、獨身脫來歸、當斬贖國除		**六**		**六**
	六			**三** 四年侯慶坐爲山陽太守有罪國除		**一** 二年侯充國元年 **五**
	太初元年今侯伉元年					太初元年侯充國薨、亡後、國除

の爲に征伐せずして可ならむや、是れより後遂に師を出して北の方は強胡を討ち、南の方は勁越を誅しぬ、是を以て將卒次を以て封ぜられしなり、是れ功臣の封ぜらるゝこと祖父に等しき所以なり、

【字解】建元、武帝の初めの年號なり、而して又年號を立てし始めなり、東甌、閩中の地名なり、倅、等なり、ヒトシと訓む、祖考、祖父に同じ、父死して後に考といふ、戎狄是膺、荊荼是徵、此は詩の魯頌閟宮の句なり、膺は當るなり、荼は舒に同じ、徵は艾るなり、區區、小なるさまなり、百里、百里奚なり、輯、あつむなり、

年表説明

年表第六の説明を見て知るべし、年號の繼續年數を再記すれば、元光六年、元朔六年、元狩六年、元鼎六年、元封六年、太初四年なり、

國名	翕	持裝	親陽
侯功	匈奴相降侯、元朔二年屬車騎將軍擊匈奴有功益封、	匈奴都尉降侯	匈奴相降侯
元光	**五** 四年七月壬午侯趙信元年	**一** 六年後九月丙寅侯樂元年	
元朔	**五** 六年侯信爲前將軍擊匈奴、遇單于兵敗、信降匈奴、國除、	**六**	**五** 二年十月癸巳侯月氏元年
元狩		**六**	五年侯月氏坐亡斬、國除、
元鼎		元年侯樂死無後、國除、	
元封			
太初已後			

建元以來侯者年表第八

太史公曰、匈奴絶和親、攻當路塞、閩越擅伐、東甌請降、二夷交侵、當盛漢之隆、以此知功臣受封、侔於祖考矣、何者、自詩書稱三代、戎狄是膺、荊荼是徵、齊桓、越燕伐山戎、武靈王以區區趙服單于、秦繆用百里霸西戎、吳楚之君以諸侯役百越、況乃以中國一統、明天子在上、兼文武席卷四海、內輯億萬之衆、豈以晏然、不爲邊境征伐哉、自是後、遂出師、北討彊胡、南誅勁越、將卒以次封矣、

【講義】　太史公曰く、北の方匈奴は中國との和親を破り絶ちて其の侵入に當る路の要塞を攻め、南の方閩越は擅に漢域を伐ち却つて東甌の君は降らむことを請へり、此の二夷の交侵せるは恰も漢の隆盛なる時に當れり、此を以て功臣の封を受くること祖父の時に等しかりしを知れり、何となれば、古くは詩書より三代と稱せり、此は措きて問はず、魯の僖公は齊の桓公と義兵を擧げて戎狄に當り荊舒を艾れり、其の後齊の桓公は燕を越えて山戎を伐ち、趙の武靈王は其の小なる趙を以て單于を服し、秦の穆公は百里奚を以て西戎に霸たり、吳楚の君は諸侯を率ゐて百越を征せり、此等は皆一二の諸侯を以て能く外夷を服せり、況んや中國一統して明天子上に在り文武の德を兼ねて四海を席の如くに卷き、國內億萬の民衆を輯むる所の大漢を以てしては、豈に安然として邊境

	乘氏	桓邑	蓋	塞	武安	周陽
	以梁孝王子侯、	以梁孝王子侯、	以孝景后兄侯戶二千八百九十、	以御中大夫前將軍兵擊吳楚功、侯戶千四十六、	以孝景后同母弟侯戶八千二百一十四、	以孝景后同母弟侯戶六千二十六、
右孝景時三十一						
	中元五年五月丁卯 一 侯買元年 中六年侯買嗣為梁王國除、	中元五年五月丁卯 一 侯明元年 中六年為濟川王國除、	中元五年五月甲戌 五 靖侯士信元年	後元元年八月 三 侯直不疑元年	後元三年三月 一 侯田蚡元年	後元三年三月 一 懿侯田勝元年
			元狩三年 二十 侯偃元年 元鼎五年侯偃 八 坐酎金國除、	建元四年侯相 二 如元年 元朔四年 十二 侯堅元年 元鼎五年堅坐 十二 酎金國除、	元光四年 九 侯梧元年 元朔三年侯梧坐以襜 五 褕入宮廷中不敬國除、	元光六年侯彭 十二 祖元年 元狩三年侯彭祖坐當 八 歸與章侯宅不與罪國除、

遒	以匈奴王降侯、戶五千五百六十九、				中元三年十二月丁丑侯隆彊元年 不得隆彊嗣、	後元年四月甲申侯則坐使巫齊少君祠祝詛上大逆無道國除、	
容成	以匈奴王降侯、七百戶、				中元三年十二月丁丑侯攜徐盧元年 七	建元元年康侯綽元年 十四 元朔三年侯光元年 二十二	後二年三月壬辰侯光坐祠祝詛國除、 十八
易	以匈奴王降侯、				中元三年十二月丁丑侯僕黥元年 六 後元二年侯僕黥薨無嗣、		
范陽	以匈奴王降侯、戶千一百九十七、				中元三年十二月丁丑端侯代元年 七	元光三年懷侯德元年 七 元光四年侯德薨無後國除、 二	
翕	以匈奴王降侯、				中元三年十二月丁丑侯邯鄲元年 七	元光四年侯邯鄲坐行來不請長信不敬國除、 九	
亞谷	以匈奴東胡王降、故燕王盧綰子、侯千五百戶、				中元五年四月丁巳簡侯它父元年 二 後元元年安侯種元年 三	建元元年康侯偏元年 十一 元光六年侯賀元年 二十五	十五 征和三年七月辛巳侯賀坐太子事國除、
隆慮	以長公主嫖子侯、戶四千一百二十六、				中元五年五月丁丑侯蟜元年 五	元鼎元年侯蟜坐母長公主卒未除服姦、禽獸行、當死自殺國除、 二十四	

江陽	遽	新市	商陵	山陽	安陵	垣
以將軍擊吳楚功、用趙相侯、戶二千五百四十七、	以趙相建德、王遂反、建德不听、死事、子侯、戶千九百七十、	以趙內史王慎、王遂反、慎不聽、死事、子侯、戶一千十四、	以楚太傅趙夷吳、王戊反、不聽死事、子侯、一千四十五戶、	以楚相張尙、王戊反、尙不聽死事、子侯、戶千一百一十一、	以匈奴王降侯、戶一千五百一十七、	以匈奴王降侯、
六年四月壬申、康侯蘇嘉元年 **四** 中元三年、懿侯盧元年 **七**	中元二年四月己巳、侯橫元年 **六** 後元二年、侯橫有罪、國除、	中元二年四月乙巳、侯康元年 **五** 後元元年、殤侯始昌元年 **三**	中元二年四月乙巳、侯周元年 **八**	中元二年四月乙巳、侯當居元年 **八**	中元三年十一月庚子、侯子軍元年 **七**	中元三年十二月丁丑、侯賜元年 **三** 六年、賜死、不得及嗣、
建元三年、侯明元年 **二** 元朔六年、侯雕元年 **十五** 元鼎五年、侯雕坐酎金、國除、 **十一**		**九** 元光四年、殤侯始昌爲人所殺、國除、	**二十九** 元鼎五年、侯周坐爲丞相知列侯酎金輕、下廷尉自殺、國除、	**十六** 元朔五年、侯當居坐爲太常程博士弟子故不以實罪、國除、	**五** 建元六年、侯子軍薨、無後、國除、	

宛朐	魏其	棘樂	俞	建陵	建平	平曲
楚元王子侯	以大將軍屯滎陽、扞吳楚七國反、已破、爲侯、三千三百五十戶、	楚元王子侯、戶千二百一十三、	以將軍擊吳楚反時、擊齊有功、布故彭越舍人、越反時、布使齊、還已梟越、布祭哭之、當亨、出忠言、高祖赦之、布反、布爲都尉、侯、戶千八百、	以將軍擊吳楚功、用中尉侯、戶一千三百一十、	以將軍擊吳楚功、用江都相侯、戶三千一百五十、	以將軍擊吳楚功、用隴西太守侯、戶三千二百二十、
元年四月乙巳 **二** 侯執元年 三年侯執反、國除	三年六月乙巳 **十四** 侯竇嬰元年	三年八月壬子 **十四** 敬侯劉調元年	六年四月丁卯 **六** 侯欒布元年 中元五年侯布薨、	六年四月丁卯 **十一** 敬侯衞綰元年	六年四月丁卯 **十一** 哀侯程嘉元年	六年四月己巳 **五** 侯公孫昆邪元年 中元四年侯昆邪有罪、國除、太僕賀父
	建元元年爲丞相、二歲免、 元光四年侯嬰坐爭灌夫事 **九** 上書稱爲先帝詔、矯制害、棄市國除、	建元二年恭侯 **一** 應元年 元朔元年 **十二** 侯慶元年 元鼎五年侯慶坐 **十六** 酎金國除、	元朔二年 **十二** 侯賁元年 元狩六年侯賁坐爲太常廟犧 **十** 牲不如令有罪、國除、	元光五年 **十** 侯信元年 元鼎五年侯信 **十八** 坐酎金、國除	元光二年 **七** 節侯横元年 元光三年 **二** 侯回元年 元光四年侯回薨無後、國除	

章武	以孝文后弟侯，萬一千八百六十九戶。			一　後元七年六月乙卯，景侯竇廣國元年。	六　前七年，恭侯完元年。　十	元光三年，侯常坐元年。八　元狩元年，侯常坐謀殺人未殺，罪，國除。十	
南皮	以孝文后兄竇長君子侯，六千四百六十戶。			一　後元七年六月乙卯，侯竇彭祖元年。	十六	建元六年，夷侯良元年。五　元光五年，侯桑林元年。五　元鼎五年，侯桑林坐酎金罪，國除。十八	
	右孝文時二十九				孝景十六		
平陸	楚元王子侯，三千二百六十七戶。				二　元年四月乙巳，侯劉禮元年。一云乙卯。　三年，侯禮爲楚王，國除。		
休	楚元王子侯。				二　元年四月乙巳，侯富元年。　三年，侯富以兄子戊爲楚王反，富與家屬至長安北闕自歸，不能相教，上印綬。詔復王。后以平陸侯爲楚王，更封富爲紅侯。		
沈猶	楚元王子侯，千三百八十戶。				十六　元年四月乙巳，夷侯劉穢元年。	四　建元五年，侯受元年。　十八　元狩五年，侯受坐故爲宗正聽謁，不具宗室，不敬，國除。	
紅	楚元王子侯，千七百五十戶。				四　元年四月乙巳，侯富元年。一云禮侯。　一　前七年，悼侯澄元年。　九　中元元年，敬侯發元年。發一作加。	十五　元朔四年，侯章元年。　一　元朔五年，侯章薨，無后，國除。	

陽周	東城	犁	缾	弓高	襄成	故安
以淮南厲王子侯、	以淮南厲王子侯、	以齊相召平子侯、千四百一十戶、	以北地都尉孫卬、匈奴入北地、力戰死事、子侯、	以匈奴相國降、故韓王信孼子、侯、千二百三十七戶、	以匈奴相國降、侯、故韓王信太子之子、侯、千四百三十一戶、	孝文元年、舉淮陽守、從高祖入漢、功侯、食邑五百戶、用丞相侯、一千七百一十二戶、
八年五月丙午 **八** 侯劉賜元年 十六年、侯賜爲廬江王、國除、	八年五月丙午 **七** 哀侯劉良元年 十五年、侯良薨、無後、國除、	十年四月癸丑 **十一** 頃侯召奴元年 後五年 **三** 侯澤元年	十四年三月丁巳 **十** 侯孫鄲元年	十六年六月丙子 **八** 莊侯韓穨當元年	十六年六月丙子 **七** 哀侯韓嬰元年 後元七年 **一** 侯澤之元年	後元三年四月丁巳 **五** 節侯申屠嘉元年
		十六	**二** 前三年、侯鄲謀反、國除、	前元年 **十六** 侯則元年	**十六**	**二** 前三年、恭侯元年 **十四**
		元朔五年 **十六** 侯延元年 元封六年、侯延坐不出持馬、斬、國除、 **十九**		**十六** 元朔五年、侯則薨、無后、國除、	**十五** 元朔四年、侯澤之坐詐病不從、不敬、國除、	元狩二年 **十九** 清安侯臾元年 元鼎元年、侯臾坐爲九江 **五** 太守有罪、國除、

平昌	齊悼惠王子侯			四年五月甲寅 **十二** 侯劉卬元年 十六年侯卬爲膠西王國除、			
武城	齊悼惠王子侯			四年五月甲寅 **十二** 侯劉賢元年 十六年侯賢爲菑川王國除、			
白石	齊悼惠王子侯			四年五月甲寅 **十二** 侯劉雄渠元年 十六年侯雄渠爲膠東王國除、			
波陵	以陽陵君侯、			七年三月甲寅 **五** 康侯魏駟元年 十二年康侯魏駟薨無後國除、			
南鄭	以信平君侯、			七年三月丙寅 **一** 侯起元年 孝文時坐後父故奪爵級關內侯、			
阜陵	以淮南厲王子侯、			八年五月丙午 **八** 侯劉安元年 十六年安爲淮南王國除、			
安陽				八年五月丙午 **八** 侯勃元年 十六年侯勃爲衡山王國除、			

樊	以睢陽令高祖初起從阿，以韓家子還定北地，用常山相侯，千二百戶。			十四 元年六月丙寅，侯蔡兼元年。 九 十五年，康侯客元年。	九 中元三年，恭侯平元年。 七	十三 元朔二年，侯辟方元年。 十四 元鼎四年，侯辟方有罪，國除。
管	齊悼惠王子侯			二 四年五月甲寅，恭侯劉罷軍元年。 十八 六年，恭侯戎奴元年。	二 三年，侯戎奴反，國除。	
瓜丘	齊悼惠王子侯			十一 四年五月甲寅，侯劉寧國元年。 九 十五年，侯偃元年。	二 二年，侯偃反，國除。	
營	齊悼惠王子侯			十 四年五月甲寅，平侯劉信都元年。 十 十四年，侯廣元年。	二 三年，侯廣反，國除。	
楊虛	齊悼惠王子侯			十二 四年五月甲寅，恭侯劉將廬元年。 十六年，侯將廬爲齊王，有罪，國除。		
朸	齊悼惠王子侯			十二 四年五月甲寅，侯劉辟光元年。 十六年，侯辟光爲濟南王，國除。		
安都	齊悼惠王子侯			十二 四年五月甲寅，侯劉志元年。 十六年，侯志爲濟北王，國除。		

	東平	陽信	軹	壯武	清都	周陽
	以燕王呂通弟侯、	高祖十二年爲郎、以典客奪趙王呂祿印、關殿門拒呂產等入、共尊立孝文、侯、二千戶、	高祖十年爲郎、從軍、十七歲爲太中大夫、迎孝文代、用車騎將軍迎太后、侯、萬戶、薄太后弟、	以家吏從高祖起山東、以都尉從之滎陽、食邑、以代中尉勸代王入、驂乘至代邸、王卒爲帝、功侯、千四百戶、	以齊哀王舅父侯、	以淮南厲王舅父侯、
右高后時三十一	八年五月丙辰、侯呂壯元年、坐呂氏事誅、國除、					
孝文二十三		元年三月辛丑、侯劉揭元年　**十四**　**九**　十五年、侯中意元年	元年四月乙巳、侯薄昭元年　**十**　**十三**　十一年、易侯戎奴元年	元年四月辛亥、侯宋昌元年　**二十三**	元年四月辛未、侯駟鈞元年　**五**　前六年、鈞有罪、國除、	元年四月辛未、侯趙兼元年　**五**　前六年、兼有罪、國除、
孝景十六		**五**　六年、侯中意有罪、國除、	**十六**	**十一**　中元四年、侯昌奪侯、國除、		
			一　建元二年、侯梁元年			

呂成	呂后昆弟子侯		四年四月丙申 四 侯呂忿元年 八年侯忿坐呂氏事誅、國除、				
東牟	齊悼惠王子侯		六年四月丁酉 三 侯劉興居元年	一 二年侯興居爲濟北王、國除、			
鍾	呂肅王子侯		六年四月丁酉 二 侯呂通元年 八年侯通爲燕王、坐呂氏事、國除、				
信都	以張敖魯元太后子侯、		八年四月丁酉 一 侯侈元年	元年侯侈有罪、國除、			
樂昌	以張敖魯元太后子侯、		八年四月丁酉侯受元年	元年侯受有罪、國除、			
祝茲	呂后昆弟子侯		八年四月丁酉侯呂榮元年、坐呂氏事誅國除、				
建陵	以大謁者侯、宦者多奇計、		八年四月丁酉侯張澤元年九月奪侯國除、				

樂平	山都	松茲	成陶	兪	滕	醴陵
以隊卒從高祖起沛、屬皇訢、以郎擊陳餘、用衛尉侯、六百戶、	高祖五年、為郎、中柱下令、以衛將軍擊陳豨、用梁相侯、	兵初起、以舍人從起沛、以郎吏入漢、還得雍王邯家屬功、用常山丞相侯、	以卒從高祖起單父、為呂氏舍人、度呂氏淮之功、用河南守侯、五百戶、	以連敖從高祖破秦、入漢、以都尉定諸侯、功比朝陽侯、嬰死、子它襲功、用太中大夫侯、	以舍人郎中十二歲、以都尉屯霸上、用楚相侯、	以卒從漢王二年初起櫟陽、以卒吏擊項籍、為河南都尉、長沙相侯、六百戶、
四年四年丙申 **二** 簡侯衛無擇元年 六年 **三** 恭侯勝元年	四年四月丙申 **五** 貞侯王恬開元年	四年四月丙申 **五** 夷侯徐厲元年	四年四月丙申 **五** 夷侯周信元年	四年四月丙申 **四** 侯呂它元年 八年侯它坐呂氏事誅、國除、	四年四月丙申 **四** 侯呂更始元年 八年侯更始坐呂氏事誅、國除、	四年四月丙申 **五** 侯越元年
二十三	**三** 四年惠侯中黃元年 **二十**	**六** 七年康侯悼元年 **十七**	十二年 **十一** 孝侯勃元年 十五年 **三** 侯勃有罪、國除、			**三** 孝文四年侯越有罪、國除、
十五 後元三年侯侈元年 **一**	**三** 四年敬侯觸龍元年 **十三**	**十** 中元六年 **十二** 侯偃元年 **四**				
五 建元六年侯侈坐以買田宅不法、又請求吏罪、國除、	**二** 元狩五年 **二十二** 侯當元年 元封元年 **八** 侯當坐與奴闌入上林苑、國除、	**五** 建元六年侯偃有罪、國除、				

壺關	沅陵	上邳	朱虛	昌平	贅其	中邑
孝惠子侯	長沙嗣成王子侯	楚元王子侯	齊悼惠王子侯、	孝惠子侯	呂后昆弟子、用淮陽丞相侯、	以執矛從高祖入漢、以中尉破曹咎、用呂相侯、六百戶、
元年四月辛卯 **四** 侯武元年 五年侯武爲淮陽王、國除、	元年十一月壬申 **八** 頃侯吳陽元年	二年五月丙申 **七** 侯劉郢客元年	二年五月丙申 **七** 侯劉章元年	四年二月癸未 **三** 侯太元年 七年太爲呂王、國除、	四年四月丙申 **四** 侯勝元年 八年侯勝坐呂氏事、誅、國除、	四年四月丙申 **五** 貞侯朱通元年
	十七 後二年頃侯福元年 **六**	孝文元年侯郢客爲楚王、國除、	孝文二年 **一** 侯章爲城陽王、國除、			**十七** 後元二年侯悼元年 **六**
	十一 中元五年哀侯周元年 後二年侯周薨 **四** 無後、國除、					**十五** 後元三年侯悼有罪、國除、

南宮	以父越人爲高祖騎將從軍、以大中大夫侯、		七　元年四月丙寅、侯張買元年 高后八年、侯買坐呂氏事誅、國除、				
梧	以軍匠從起郟、入漢、後爲少府、作長樂未央宮、築長安城、先就功、侯五百戶、		六　元年四月乙酉、齊侯陽成延元年 一　七年、敬侯去疾元年	二十三	九　中元三年、靖侯偃元年 七	八　元光三年、侯戎奴元年 十四　元狩五年、侯戎奴坐謀殺季父、棄市、國除、	
平定	以卒從高祖起留、以家車吏入漢、以梟騎都尉擊項籍、得樓煩將、功用齊丞相侯、一云項涓、		八　元年四月乙酉、敬侯齊受元年	一　二年、齊侯市人元年 四 十八　六年、恭侯應元年	十六	七　元光二年、康侯延居元年 十八　元鼎二年、侯昌元年 二　元鼎四年、侯昌有罪、國除、	
博成	以悼武王郎中兵初起、從高祖起豐、攻雍丘、擊項籍、力戰、奉衛悼武王出滎陽、功侯、		三　元年四月乙酉、敬侯馮無擇元年 四　四年、侯代元年 八年、侯代坐呂氏事誅、國除、				
沛	呂后兄康侯少子侯、奉呂宣王寢園、		七　元年四月乙酉、侯呂種元年 一　爲不其侯 八年、侯種坐呂氏事誅、國除、				
襄成	孝惠子侯		一　元年四月辛卯、侯義元年 二年、侯義爲常山王、國除、				
軹	孝惠子侯		三　元年四月辛卯、侯朝元年 四年、侯朝爲常山王、國除、				

年表說明

此年表の見方は高祖功臣侯年表第六に同じ、

表中に「右孝惠時三」（表中の第五行目）などあるは侯の數の三個なるを示せるなり、即ち便・軑・平都の如き是れなり、

孝文二十三・孝惠十六（表中の第卅七行目）は在位年數を再書せるものとす、

國名	便	軑	平都		扶柳	郊
侯功	長沙王子、侯二千戶、	長沙相、侯七百戶、	以齊將高祖三年降定齊、侯千戶、	右孝惠時三	高后姊長姁子、侯、	呂后兄悼武王身佐高祖定天下、呂氏佐高祖治天下、天下大安、封武王少子產爲郊侯、
孝惠七	元年九月頃王吳淺元年 **七**	二年四月庚子侯利倉元年 **六**	五年六月乙亥孝侯劉到元年 **二**		元年四月庚寅侯呂平元年 **七** 八年侯平坐呂氏事誅、國除、	
高后八	**八**	二年侯 **二** 豨元年 **六**	**八**			元年四月辛卯侯呂產元年 **五** 六年七月壬辰產爲呂王、國除、 高后八年九月產以呂王爲漢相、謀爲不善、大臣誅遂滅諸呂、
孝文二十三	**二十二** 後七年恭侯信元年 **一**	十六年侯 **十五** 彭祖元年 **八**	三年庚 **二** 成元年 **二十一**			
孝景十六	**五** 前六年侯廣志元年 **十一**	**十六**	**十四** 後元二年侯成有罪、國除、			
建元至元封六年三十六	元鼎五年侯千秋坐酎金、國除、 **二十九**	元封元年侯秩爲東海太守、行過不請、擅發卒兵爲衞、當斬、會赦、國除、 **三十**				
太初已後						

無過、爲藩守職、信矣、故其澤流枝庶、毋功而侯者數人、及孝惠訖孝景間五十載、追修高祖時遺功臣、及從代來、吳楚之勞、諸侯子弟、若肺腑、外國歸義、封者九十有餘、咸表始終、當世仁義成功之著者也、

【講義】太史公列封の記を讀みて便侯に至りて感ずる所あり、曰く、吳淺の便に封ぜられしこと故あるかなと、そも便侯とは長沙王吳芮の子なり、長沙王は漢と同姓ならざるに功を以て特に王に列せらる、故に之を令甲に著して其の忠を稱せり、昔高祖の天下を定めし時、功臣の中同姓にあらずして土を疆ひして王たりし者八國ありき、而して孝惠の時に至りては唯獨長沙王のみ全くして五世にまで傳へり、其の後孝文帝の後七年に靖王薨じてより嗣子無くして絶えぬ、其の間竟に一の過失無く、漢の藩屏となりて其の職を守りき、信なるかな德の子孫に及ぶこと、故に其の澤は便侯の子孫に流れ、功無くして侯となりし者數人に及べり、今孝惠より孝景の間に至るまでの五十年間の年表を作り、高祖の時の遺りの功臣と景帝に從ひて代より來れる功臣と吳楚七國の亂を平げし功臣と諸侯の子弟と外戚と外國より義によりて歸服して封ぜられたる者など九十有餘人を追ひ修め、皆之が始終を表しぬ、是れ皆當世仁義成功の著れたる者なり、

【字解】惠景、孝惠帝と孝景帝となり、便侯、便は縣の名也、便侯は長沙王吳芮の子の淺なり、有以也夫、以は故なり、也夫は歎辭なり、長沙王の德の便侯の子孫に傳りしを感歎せるなり、令甲、令に甲乙丙丁等あり、第一第二といふに同じ、故に令甲は政令に同じ、八國、齊王韓信・韓王韓信・燕王盧綰・梁王彭越・趙王張耳・淮南王英布・臨江王共敖・長沙王吳芮、是なり、禪、傳ふなり、枝庶、分れのちすぢ、卽ち便侯の子孫をいふ、從代來、景帝に從ひて來れる功臣を指す、吳楚之勞、吳楚七國の亂を平げしもの、肺腑、外戚なり、骨肉を同姓に稱し、肺腑を外戚に稱するなり、

煑棗	張	鄢陵	菌
以越連敖從起豐、別以郎將入漢擊諸侯、以都尉侯九百戶、	以中涓騎從起豐、以郎將入漢、從擊諸侯、七百戶、	以卒從起豐入漢、以都尉擊籍茶侯七百戶、	以中涓前元年從起單父、不入關、以擊籍布燕王綰得南陽侯二千七百戶、
十二年六月壬辰靖侯赤元年 一	十二年六月壬辰節侯毛澤元年 一	十二年中莊侯朱濞元年 一	十二年六月莊侯張平元年 一
七	七	七	七
八	八	三 四年恭侯慶元年 五	四 五年侯勝元年 四
一 二年赤子康侯武元年 二十二	十 十一年夷侯慶元年 二 十三年侯舜元年 十一	六 七年恭侯慶薨無後國除、	三 四年侯勝有罪國除、
八 中二年侯昌元年 二 中四年有罪國除、	十二 中六年侯舜有罪國除、		
七十五	七十九	五十二	四十八

惠景間侯者年表第七

太史公讀列封至便侯曰、有以

也夫、長沙王者著令甲、稱其忠焉、昔高祖定天下、功臣非同姓疆土而王者八國、至孝惠時、唯獨長沙全禪五世、以無嗣絕、竟

成陽	桃	高梁	紀信	甘泉
以魏郎、漢王二年從起陽武、擊籍、屬魏豹、豹反、屬相國彭越、以太原尉定代、侯、六百戶、	以客從、漢王二年從起定陶、以大謁者擊布、侯、千戶、爲淮陰侯、項氏親也、賜姓劉、	食其兵起、以客從擊破秦、以列侯入漢、還定諸侯、常使約和諸侯、列卒兵聚、侯、功比平侯嘉、以死事子疥襲食其功、侯、九百戶、	以中涓從起豐、以騎將入漢、以將軍擊籍、後攻盧綰、侯、七百戶、	以車司馬、漢王元年初從起高陵、屬劉賈、以都尉從軍、侯、
一 十二年正月乙酉、定侯意元年	一 十二年二月丁巳、安侯劉襄元年	一 十二年三月丙寅、共侯酈疥元年	一 十二年六月壬辰、侯陳倉元年	一 十二年六月壬辰、侯王敬元年
七	七	七	七	六 七年、戴侯莫搖元年 一
八	一 二年絕、復封襄 七	八	二 三年、夷侯開元年 六	八
十 十一年、侯信元年 十三	九 十年、哀侯舍元年、景帝時爲丞相 十四	二十三	十七 後二年六月、侯陽元年 六	十 十一年、侯嫖元年 十三
十六	十六	十六	二 三年、陽反、國除、	九 十年、侯嫖有罪、國除、
建元元年、侯信罪鬼薪、國除、	建元元年、厲侯申元年 十三 元朔二年、侯自爲元年 十五 元鼎五年、侯自爲坐酎金、國除、	元光三年 八 侯勃元年 元狩元年、坐詐詔衡山王取金、當死、病死、國除、 十		
百一十	百三十五	六十六	八十	百六

高陵	期思	穀陵	戚	壯
以騎司馬漢王元年從起廢丘、以都尉破田橫、龍且、追至東城、以將軍擊布、九百戶、	淮南王布中大夫、有郄、上書告布反、侯、二千戶、布盡殺其宗族、	以卒從前二年起柘、擊籍、定代、爲將軍、功侯、	以都尉漢二年初起櫟陽、攻廢丘、破之、因擊項籍、別屬韓信、破齊軍、攻臧荼、遷爲將軍、擊信、侯、合千戶	以楚將漢王三年降、起臨濟、以郎中擊籍、陳豨、功侯、六百戶、
十二年十一月丁亥圉侯王周元年 一	十二年十二月癸卯康侯賁赫元年 一	十二年正月乙丑定侯馮谿元年 一	十二年十二月癸卯圉侯季必元年 一	十二年正月乙丑敬侯許倩元年 一
七	七	七	七	七
二 三年惠侯井弓元年 六	八	八	八	八
十二 十三年侯行元年 十一	十三 十四年赫薨、無後、國除	六 七年共侯熊元年 十七	三 四年齊侯班元年 二十	二十三
二 二年反、國除、		二 三年隱侯印元年 二 五年獻侯解元年 十二	十六	一 二年共侯恢元年 十五
		三 建元四年侯偃元年	二 建元三年侯信成元年 二十 元狩五年、侯信成坐爲太常、縱丞相侵神道、不敬、國除、	一 建元二年殤侯則元年 九 元光五年侯廣宗元年 十五 元鼎元年侯廣宗坐酎金、國除、
九十二	百三十二	百五	九十	百十一

邔	博陽	陽義	下相	德
以故群盜長臨江將，已而爲漢擊臨江王及諸侯，破布，功侯，千戶。	以卒從起豐，以隊卒入漢，擊籍成皐，有功，爲將軍，布反，定吳郡，侯，千四百戶。	以荊令尹漢王五年初從，擊鍾離眛及陳公利幾，破之，從爲漢大夫，從至陳，取韓信，還爲中尉，從擊布，功侯，二千戶。	以客從起沛，用兵從，擊破齊田解軍，以楚丞相堅守彭城，擊布軍，功侯，二千戶。	以代頃王子侯。頃王，吳王濞父也。廣，濞之弟也。
十二年十月戊戌，莊侯黃極忠元年。一	十二年十一月辛丑，節侯周聚元年。一	十二年十月壬寅，定侯靈常元年。一	十二年十月乙酉，莊侯令耳元年。一	十二年十一月庚辰，哀侯劉廣元年。一
七	七	七	七	七
八	八	六 七年，共侯賀元年。二	八	二 三年，項侯通元年。六
十二年，慶侯榮盛元年。十一 九 後元五年，共侯明元年。三	八 九年，侯遬元年。十五	七年，哀侯勝元年。六 十二年，侯勝薨，無後，國除。六	二 三年，侯愼元年。二十二	二十三
十六	十二 中五年，侯遬奪爵一級，國除。		二 三年三月，侯愼反，國除。	五 六年，侯齕元年。十一
元朔五年，侯遂元年。十六 元鼎元年，遂坐賣宅縣官，故貴，國除。八				元鼎四年，侯何元年。二十七 元鼎五年，侯坐酎金，國除。一
百十一	五十三	百十九	八十五	百二十七

汾陽	以郎中騎千人前二年從起陽夏擊項羽以中尉破鍾離眛功侯	十一年二月辛 二 亥侯靳彊元年	七	二 三年共侯解元年 六	二十三	五年夷侯 四 胡元年 十二絕	元鼎五年 江鄒 侯石元年 太初四年五月丁卯侯石坐為太常行太僕事 十九 治嗇夫可年益縱年國除	九十六
戴	以卒從起沛以卒開沛城門為太公僕以中令擊豨侯千二百戶	十一年三月癸酉 二 彭祖元年	七	二 三年共侯悼元年 六	七 八年夷侯安國元年 十六	十六	元朔五年侯安 十六 期元年 元鼎五年 十二 侯蒙元年 後元元年五月甲戌 廿五 坐祝詛無道國除	百二十六
衍	以漢二年為燕令以都尉下楚九城堅守燕侯九百戶	十一年七月己丑簡侯 二 翟盱元年	七	四年祗侯 三 山元年 二 六年節侯 三 嘉元年	二十三	十六	建元三年侯不 二 疑元年 元朔元年不疑坐挾 十 詔書論罪國除	百三十
平州	漢王四年以燕相從擊籍還擊荼以故二千石將為列侯千戶	十一年八月甲辰共侯 二 昭涉掉尾元年	七	八	二年戴侯 一 福元年 三 五年懷侯 四 它人元年 十 九年孝侯 五 馬童元年	十 後元二年 四 侯昧元年 二	二十 元狩五年侯昧坐行馳 二 道中更呵馳去罪國除	百十一
中牟	以卒從起沛入漢以郎中擊布功侯二千三百戶始高祖微時有急給高祖一馬故得侯	十二年十月乙未共侯 一 單父聖元年	七	八	七 八年敬侯 五 繒元年 十二年戴侯終 十一 根元年	十六	元光五年 十 侯舜元年 元鼎五年侯舜 十八 坐酎金國除	百二十五

廣阿	以客從起沛、爲御史、守豐二歲、擊籍、爲上黨守、陳豨反、堅守、侯千八百戶、後遷御史大夫。	二　十一年二月丁亥、懿侯任敖元年。	七	八	三年、夷侯竟元年。三　四年、敬侯但元年。二十	十六	建元五年、侯越元年。四　元鼎二年、侯越坐爲太常廟酒酸、不敬、國除。二十一	八十九
須昌	以謁者漢王元年初起漢中、雍軍塞陳、謁上、上計欲還、衍言從他道、道通、後爲河間守、陳豨反、誅都尉相如、功侯千四百戶。	二　十一年二月己酉、貞侯趙衍元年。	七	八	十六年、戴侯福元年。十五　四　後元四年、侯不害元年。四	四　五年、侯不害有罪、國除。		百七
臨轅	初起從爲郎、以都尉守蘄城、以中尉侯、五百戶。	二　十一年二月乙酉、堅侯戚鰓元年。	四　五年、夷侯觸龍元年。三	八	二十三	三　四年、共侯忠元年。十三	建元四年、侯賢元年。三　元鼎五年、侯賢坐酎金、國除。二十五	百十六
汲侯	高祖六年爲太僕、擊代豨、有功、侯千二百戶、爲趙太傅。	二　十一年二月己巳、終侯公上不害元年。	一　二年、夷侯武元年。六	十三　十四年、康侯通元年。十	十六	建元二年、侯廣德元年。一　元光五年、廣德坐妻精大逆罪、頗連廣德、弃市、國除。九		百二十三
寧陵	以舍人從陳留、以郎入漢、破曹告成皐、爲都尉、擊陳豨、功、侯千戶。	二　十一年二月辛亥、夷侯呂臣元年。	七	八	十　十一年、戴侯射元年。十三	四年、惠侯始元年。三　五年、侯始薨、無後、國除。一		七十三

祝阿	長脩	江邑	營陵	土軍
以客從起齧桑、以上隊將入漢、以將軍定魏太原、破井陘、屬淮陰侯、以缻度軍、擊籍、及攻豨、侯、八百戶、	以漢二年用御史初從出關、以內史擊諸侯功、比須昌侯、以廷尉死事、千九百戶、	以漢五年爲御史、用奇計徙御史大夫周昌爲趙相而伐陳豨、功、侯、六百戶、	以三年爲郎中、擊項羽、以將軍擊陳豨、得王黃、爲侯、與高祖疏屬劉氏、世爲衞尉、萬二千戶、	高祖六年爲中地守、以廷尉擊陳豨、侯、千二百戶、就國、後爲燕相、
二 十一年正月己未、孝侯高邑元年	**二** 十一年正月丙辰、平侯杜恬元年、一云杜恪	**二** 十一年正月辛未、侯趙堯元年	**二** 十一年、侯劉澤元年	**二** 十一年二月丁亥、武侯宣義元年
七	**二** 三年、懷侯中元年 **五**	**七**	**七**	**五** 六年、孝侯莫如元年 **二**
八	**八**	元年、侯堯有罪、國除、	**五** 六年、侯澤爲琅邪王、國除、	**八**
四 五年、侯成元年 **十四** 後三年、侯成坐事國人過律、國除、	**四** **十九** 五年、侯喜元年			**二十三**
	罪**八**絕 中五年、復封侯陽平相夫元年 **五**			**二** 三年、康侯平元年 **十四**
	三十三 元封四年、侯相夫坐爲太常與樂無可當鄭舍人擅繇不如令闌出函谷關、國除、			**五** 建元六年、侯生元年 **八** 元朔二年、生坐與人妻姦罪、國除、
七十四	**百八**		**八十八**	**百二十二**

開封	沛	慎陽	禾成	堂陽
以右司馬漢王五年初從、以中尉擊燕定代侯、比共侯二千戶、	高祖兄合陽侯劉仲子、侯、	爲淮陰舍人、告淮陰侯信反、侯、二千戶、	以卒漢二年初從、以郎中擊代、斬陳豨、侯、千九百戶、	以中涓從起沛、以郎入漢、以將軍擊籍、爲惠侯、坐守滎陽降楚、免後復來、以郎擊籍、爲上黨守、擊豨侯、八百戶、
十一年十二月丙辰閔一侯陶舍元年 十二年夷一侯青元年	十一年二月癸一巳侯劉濞元年 十二年十月辛丑侯濞爲吳王、國除、	十一年十二月甲寅侯二欒說元年	十二年正月己未孝侯二公孫耳元年	十一年正月己未哀侯二孫赤元年
景帝時七爲丞相		七	七	七
八		八	八	元年侯八德元年
二十三		二十三	五年懷侯四漸元年 十四年侯漸薨九無後、國除、	二十三
九 中元三年節侯偃元年 七		十 中元六年靖侯二願之元年 四		十三 中六年侯德有罪、國除、
元光五年十侯睢元年 元鼎五年侯睢十八坐酎金、國除、		建元元年侯買二十二之元年 元狩五年侯買之坐鑄白金棄市、國除、		
百十五		百三十一	百十七	七十七

高京	離	義陵	宣平	東陽
周苛起兵、以內史入、從擊破秦、爲御史大夫、入漢、圍取諸侯、堅守滎陽、功比辟陽侯、以御史大夫死事、子成爲後、襲侯。	元年四月戊寅鄧弱元年	以長沙柱國侯、千五百戶、	兵初起、張耳誅秦、爲相、合諸侯兵鉅鹿、破秦定趙、爲常山王、陳餘反、襲耳、棄國與大臣歸漢、漢定趙、爲王、卒、子敖嗣、其臣貫高不善、廢爲侯、	高祖六年爲中大夫、以河間守擊陳豨、力戰功、侯千三百戶、
九年四月丙寅**四**侯周成元年	失此侯始所起及所絕	九年九月丙子**四**侯吳程元年	九年四月武侯**四**張敖元年	十一年十二月癸巳武**二**侯張相如元年
七		**三** 四年侯種元年 **四**	**七**	**七**
八		**六** 七年侯種薨、無後、國除、皆失謚、	信**六**平 薨、子偃爲魯王、國除、	**八**
二十 後五年坐謀反繫死、國除絕、			元年以故魯王**十五**爲南宮侯 十六年哀**八**侯歐元年	十六年共**十五**侯殷元年 **五** 後元五年戴侯**三**安國元年
中元年封成孫繩應元年 侯平嗣不得元年			**九** 中三年侯生元年 **七**	**三** 十四年哀侯彊元年 **十三**
元狩四年平坐爲太常不繕治園陵不敬、國除、			罪**七**絕 元光三年封睢陽偃孫侯廣元年 元鼎二年**十八**侯昌元年 太初三年侯昌**十三**爲太常乏祠國除	建元元年侯彊薨、無後、國除、
六十		**百三十四**	**三**	**百十八**

合陽	襄平	龍	繁	陸梁
高祖兄、兵初起、侍太公守豐、天下已平、以六年正月立仲爲代王、高祖八年、匈奴攻代、王棄國亡、廢爲合陽侯、	兵初起、紀成以將軍從擊破秦、入漢、定三秦、功比平定侯、戰好時、死事、子通襲成功侯、	以卒從、漢王元年起霸上、以謁者擊籍、斬曹咎、侯、千戶、	以趙騎將從、漢三年從擊諸侯、侯、比吳房侯、千五百戶、	詔以爲列侯、自置吏、受令長沙王、
八年九月丙午、**五**侯劉仲元年	八年九月丙午、**五**侯紀通元年	八年後九月己未、**五**敬侯陳署元年	九年十一月壬寅、**四**莊侯彊瞻元年	九年三月丙辰、**三**侯須毋元年 十二年、**一**共侯桑元年
仲子濞、爲吳王、 以子吳王故、尊仲諡爲代頃王、	**七**	**七**	**四** 五年、康侯昫獨元年、一云侯惇 **三**	**七**
	八	**六** 七年、侯堅元年 **一**	**八**	**八**
	二十三	**六** 後元年、侯堅奪侯、國除、	**二十三**	**十八** 後三年、康侯慶忌元年 **五**
	九 中元三年、康侯相夫元年 **七**		四年、**三**侯寄元年 **六** 中三年、**七**侯安國元年	元年、**十六**侯冉元年
	元朔元年、**十二**夷吾元年 元封二年、**十九**夷吾薨、無後、國除、		**十八** 元狩元年、安國爲人所殺、國除、	**二十八** 元鼎五年、侯冉坐酎金、國除、
		八十四	**九十五**	**百三十七**

甯	昌	共	閼氏	安丘
以舍人從起碭、入漢、以都尉擊臧荼功、侯千戶、	以齊將漢王四年從淮陰侯起無鹽、定齊擊籍及韓王信於代、侯千戶、	以齊將漢王四年從淮陰侯起臨淄擊籍及韓王信於平城有功、侯千二百戶、	以代太尉漢王三年降爲鴈門守以特將平代反寇侯千戶、	以卒從起方與屬魏豹二歲五月以執鈹入漢以司馬擊籍以將軍定代侯三千戶、
八年四月辛卯　五　莊侯魏選元年	八年六月戊申　五　圉侯盧卿元年	八年六月壬子　五　莊侯盧罷師元年	八年六月壬子節侯馮　四　解敢元年 十二年恭侯宅元年　一	八年七月癸酉　五　懿侯張說元年
七	七	七	薨無後絕	七
八	八	八	不甲	八
十六年恭侯連元年　十五 八	十五年侯通元年　十四 九	七年惠侯黨元年　六 十五年懷侯商元年　八 後四年侯商薨　五　無後、國除、	二年封恭侯遺腹子文侯遺元年　十四 十六年恭侯勝之元年　八	十三年恭侯奴元年　十二 十一
元年侯指元年　三 四年侯指坐出界有罪國除、	二 二年侯通反國除、		五 前六年侯平元年 十一	四年敬侯執元年　三 後三年康侯訢元年　十三
			二十八 元鼎五年侯平坐酎金、國除、	元狩元年侯指元年　十八 元鼎四年侯指坐入上林謀盜鹿　九　國除、
七十八	百九	百十四	百	六十七

猗氏	清	彊	彭	吳房
以舍人從起豐，入漢，以都尉擊項羽，侯，二千四百戶、	以弩將初起從，入漢，以漢都尉擊項羽，代侯，比彭侯，千戶、	以客吏初起從，入漢，以都尉擊項羽，代侯，比彭侯，千戶、	以卒從起薛，以弩將入漢，以都尉擊項羽，代侯，千戶、	以郎中騎將漢王元年從下邽，擊夏陽，以都尉斬項羽，有功，侯，七百戶、
八年三月丙戌 **五** 敬侯陳遬元年	八年三月丙戌 **五** 簡侯空中元年	八年三月丙辰 **三** 簡侯留勝元年 十一年 **二** 戴侯章元年	八年三月丙戌 **五** 簡侯秦同元年	八年二月辛巳 **五** 莊侯楊武元年
六 七年靖侯交元年 **一**	**七** 元年頃侯聖元年	**七**	**七**	**七**
八	**八**	**八**	**八**	**八**
二十三	**七** 八年康侯鮒元年 **十六**	**十二** 十三年侯服元年 **二** 十五年侯服有罪國除	**二** 三年戴侯執元年 **二十一**	**十二** 十三年侯去疾元年 **十一**
二 三年頃侯差元年薨無後國除	**十六**		**二** 三年侯武元年 **十一** 後元元年侯武有罪國除、	**十四** 後元元年去疾有罪國除、
	二十 元狩三年恭侯右元年 **七** 元鼎四年侯生元年 **一** 元鼎六年生坐酎金國除、			
五十	**七十一**	**七十二**	**七十**	**九十四**

恂	武原	磨	稾	宋子
以燕將軍漢王四年從曹咎軍爲燕相告燕王荼反侯以燕相國定盧奴千九百戶	漢七年以梁將軍初從擊韓信陳豨黥布功侯二千八百戶功比高陵侯	以趙衞將軍漢王三年從起盧奴擊項羽敖倉下爲將軍攻臧荼有功侯千戶	高帝七年爲將軍從擊代陳豨有功侯六百戶	以漢三年以趙羽林將初從擊定諸侯功比磨侯五百四十戶
八年十月丙辰頃侯溫疥元年 **五**	八年十二月丁未靖侯衞胠元年 **五**	八年十月癸丑簡侯程黑元年 **五**	八年十二月丁未祇侯陳錯元年 **五**	八年十二月丁卯惠侯許瘛元年 **四** 十二年共侯不疑元年 **一**
七	**三** 四年共侯寄元年 **四**	**七**	**二** 三年懷侯嬰元年 **五**	**七**
八	**八**	**二** 三年孝侯釐元年 **六**	**八**	**八**
六年文侯仁元年 **五** **十七** 後七年侯河元年 **一**	**二十三**	**十六** 後元年侯竈元年 **七**	七年共侯應元年 **六** **十四** 後五年侯安元年 **三**	**九** 十年侯九元年 **十四**
十 中四年侯河有罪國除	四年侯不害元年 **三** 後二年不害坐葬過律國除 **十三**	**七** 中元元年竈有罪國除	**十六**	**八** 中元二年侯九坐買塞外禁物罪國除
			不得千秋父 **十二** 元狩二年侯千秋元年 **七** 元鼎五年侯千秋坐酎金國除 **九**	
九十一	**九十三**	**九十二**	**百二十四**	**九十九**

深澤	栢至	中水	杜衍	赤泉
以趙將漢王三年降屬淮陰侯、定趙齊楚以擊平城侯七百戶、	以駢憐從起昌邑以說衛入漢、以中尉擊籍侯千戶、	以中郎騎將漢王元年從起好時、以司馬擊龍且、後共斬項羽侯千五百戶、	以郎中騎漢王三年從起下邳屬淮陰、從灌嬰共斬項羽侯千七百戶、	以郎中騎漢王二年從起杜屬淮陰、後從灌嬰共斬項羽侯千九百戶、
八年十月癸丑齊侯趙五將夜元年	七年七月戊辰六靖侯許溫元年	七年正月己酉莊侯呂六馬童元年	七年正月己酉六莊侯王翳元年	七年正月己酉六莊侯楊喜元年
七	七	七	七	七
奪一絕 三年復封封、一年絕	二年有一罪絕 三年復封六溫如故	八	五 六年共侯福元年 三	一 元年奪絕二年復封 七
十四年復封將四夜元年 後元二年戴侯六頭元年	元年簡侯十四祿元年 十五年哀侯九昌元年	十年夷侯九假元年 三 十三年共侯青十一肩元年	五年侯市四臣元年 七 十二年侯十二翕元年	十 十二年定一侯殷元年 十二
三年侯二循元年 罪七絕 更 中五年封頭子五夷侯胡元年、	十六	十六	十二 有罪絕、後元元年復封三翳子彊侯郢人、元年	四年侯無三害元年 有罪六絕 臨汝 中五年復封侯五無害元年
十六 元朔五年夷侯胡薨無後國除、	元光二年共侯七如安元年 元狩三年十三侯福元年 元鼎二年侯福五有罪國除、	建元六年靖侯五德元年 元光元年侯宜一成元年 元鼎五年宜成卅三坐酎金國除、	元光四年侯定九國元年 元狩四年侯定十二國有罪國除、	七 元光二年侯無害有罪國除、
九十八	五十八	百一	百二	百三

朝陽	以舍人從起薛、以連敖入漢、以都尉擊項羽、後攻韓王信、侯、千戶。	七年三月丙寅、齊侯華寄元年。六	七	元年、文侯要元年。八	十十四年、侯要元年。三 十	十六	十三 元朔二年、侯當坐教人上書枉法罪、國除。	六十九
棘陽	以卒從胡陵入漢、以郎將迎左丞相軍、以擊諸侯、侯、千戶。	七年七月丙辰、莊侯杜得臣元年。六	七	八	五 六年、質侯但元年。 十八	十六	元光四年、懷侯武元年。九 元朔五年、侯武薨、無後、國除。七	八十一
涅陽	以騎士漢王二年從出關、以郎將擊斬項羽、侯、千五百戶、比杜衍侯。	七年中、莊侯呂勝元年。六	七	八	四 五年、莊侯子成實非子、不當爲侯、國除。			百四
平棘	以客從起亢父、斬章邯所署蜀守、用燕相侯、千戶。	七年中、懿侯執元年。六	七	七 八年、侯辟彊元年。一	五 六年、侯辟彊有罪、鬼薪、國除。			六十四
羹頡	以高祖兄子從軍、擊反韓王信、爲郎中將、信母嘗有罪、高祖微時、太上憐之、故封爲羹頡侯。	七年中、侯劉信元年。六	七	元年、信有罪、削爵一級、爲關內侯。				

高胡	以卒從起杠里、入漢、以都尉擊籍、以都尉定燕、侯千戶、	六年中侯陳夫乞元年 七	七	八	四 五年殤侯程嗣薨無後國除			八十二
厭次	以慎將前元年從起留、入漢、以都尉守廣武、功侯、	六年中侯元項元年 七	七	八	元年侯賀元年 五 六年侯賀謀反國除			二十四
平皐	項它漢六年、以碭郡長初從賜姓爲劉氏、功比戴侯彭祖、五百八十戶、	七年六月癸亥煬侯劉它元年 六	四 五年恭侯遠元年 三	八	二十三	元年節侯光元年 十六	建元元年侯勝元年 二十八 元鼎五年侯勝坐酎金國除	百二十一
復陽	以卒從起薛、以將軍入漢、以右司馬擊項籍、侯千戶、	七年十月甲子剛侯陳胥元年 六	七	八	十 十一年恭侯嘉元年 十二	五 六年康侯拾元年 十一	元朔元年侯彊元年 十二 元狩二年拾坐父非嘉子國除 七	四十九
陽河	以中謁者從入漢、以郎中起從定諸侯、侯五百戶、功比高胡侯、	七年十月甲子齊哀侯元年 三 十年侯安國元年 三	七	八	二十三	十 中元四年侯午元年中絕 六	元鼎四年恭侯章元年 廿七 元封元年坤山侯仁元年 三 征和三年十月仁與母坐祝詛大逆無道國除 二十	八十三

北平	蒯成	安平	辟陽	樂成
以客從起陽武至霸上爲常山守得陳餘爲代相從趙相侯爲計相四歲淮南相十四歲千三百戶	以舍人從起沛至霸上侯入漢定三秦食邑池陽擊項羽軍滎陽絕甬道從出度平陰遇淮陰侯軍襄國楚漢約分鴻溝以緤爲信戰不利不敢離上侯三千三百戶	以謁者漢王三年初從定諸侯有功秋擧蕭何功侯二千戶	以舍人初起侍呂后孝惠沛三歲十月呂后入楚食其從一歲侯	以中涓騎從碭中爲騎將入漢定三秦侯以都尉擊籍屬灌嬰殺龍且更爲樂成侯千戶
六年八月丁丑 **七** 文侯張蒼元年	六年八月甲子 **七** 尊侯周緤元年 十二年十月乙未定蒯成	六年八月甲子 **七** 敬侯諤千秋元年	六年八月甲子 **七** 幽侯審食其元年	六年八月甲子 **七** 節侯丁禮元年
七	**七**	**二** 孝惠三年簡侯嘉元年 **五**	**七**	**七**
八	**八**	**七** 八年頃侯應元年 **一**	**八**	**八**
其四年爲 **二十三** 丞相五歲罷	**五** 緤薨子昌代有罪國除	**十三** 十四年煬侯寄元年 **十**	**二** 四年侯 **二十** 平元年	五年夷侯 **四** 馬從元年 **十八** 後七年武侯 **一** 客元年
六年康侯 **五** 奉元年 **八** 後元元年 **三** 侯預元年	中元元年封緤鄲 **一** 子康侯應元年 中二年侯中居 **八** 元年	**十五** 後三年侯但元年 **一**	三年侯坐 **二** 反國除	**十六**
四 建元五年侯預坐臨諸侯喪後不敬國除	元鼎三年居坐爲太 **二十六** 常有罪國除	**十八** 元狩元年坐與淮南王女陵通遺淮南書稱臣盡力弃市國除		元鼎二年 **二十五** 侯義元年 元鼎五年侯義坐言五利侯 **三** 不道弃市國除
六十五	**二十二**	**六十一**	**五十九**	**四十二**

絳陽	東茅	斥丘	臺	安國
以越將從起留，入漢定三秦擊臧荼侯，七百四十戶，從攻馬邑及布。	以舍人從碭至霸上，以二隊入漢，定三秦，以都尉擊項羽，破臧荼侯，捕韓信，爲將軍，益邑千戶。	以舍人從起豐，以左司馬入漢，以亞將攻籍，剋敵，爲東郡都尉，擊破籍武城，爲漢中尉，擊布，爲斥丘侯，千戶。	以舍人從起碭，用隊率入漢，以都尉擊籍，籍死，轉擊臨江，屬將軍賈，功侯，以將軍擊燕。	以客從起豐，以廐將別定東郡南陽，從至霸上，入漢守豐，上東，因從戰不利，奉孝惠魯元出淮水中，及堅守豐，于雍侯，五千戶。
六年七月戊戌，齊侯華 **七** 無害元年	六年八月丙辰 **七** 敬侯劉釗元年	六年八月丙辰 **八** 懿侯唐厲元年	六年八月甲子 **七** 定侯戴野元年	六年八月甲子 **七** 武侯王陵元年
七	**七**	**七**	**七**	其六年爲 **七** 右丞相
八	**八**	**八**	**八**	**七** 八年哀侯忌元年 **一**
四年恭侯 **三** 勃齊元年 **十六** 後元四年 **四** 侯祿元年	三年侯 **二** 吉元年 十六年侯吉奪 **十三** 爵國除	九年恭侯 **八** 鼂元年 **十三** 後元六年 **二** 侯賢元年	**三** 四年侯才元年 **二十**	元年終侯 **二十三** 游元年
三 前四年侯祿坐出界有罪國除		**十六**	**二** 三年侯才反國除	**十六**
		元鼎二年 **二十五** 侯尊元年 元鼎五年侯尊 **三** 坐酎金國除		建元元年三月 **二十** 安侯辟方元年 元狩三年侯定方元年 元鼎五年侯定 **八** 坐酎金國除
四十六	**四十八**	**四十**	**三十五**	**十二**

棘丘	阿陵	昌武	高苑	宣曲
以執盾隊史前元年從起碭破秦、以治粟內史入漢、以上郡守擊定西魏地、功侯、	以連敖前元年從單父、以塞疏入漢還定三秦、屬悍武王以都尉擊籍功侯、	初起以舍人從、以郎中入漢定三秦、以郎中將擊諸侯、侯九百八十戶比魏其侯、	初起以舍人從、入漢定三秦以中尉破籍侯千六百戶比斥丘侯、	以卒從起留以騎將入漢定三秦破籍軍滎陽為郎騎破鍾離昧軍固陵侯六百七十戶、
六年侯**七**襄元年	六年七月庚寅**七**頃侯郭亭元年	六年七月庚寅靖信侯**七**單甯元年	六年七月戊戌制侯**七**丙倩元年	六年七月戊戌齊侯**七**丁義元年
七	**七**	**五** 六年夷侯如意元年 **二**	元年簡侯**七**得元年	**七**
四 四年侯襄奪侯為仕伍國除	**八**	**八**	**八**	**八**
	二 三年惠侯歐元年 **二十一**	**二十三**	**十五** 十六年孝侯武元年 **八**	**十** 十一年侯通元年 **十三**
	前二年侯**一**勝客元年 有罪**八南**絕 中六年靖侯廷**四**居元年	**十** 中四年康侯賈成元年 **六**	**十六**	有罪**四**除 中五年復封侯**發**通元年 中六年侯通有**囊**罪國除
	元光六年**十一**侯則元年 元鼎四年侯則**十七**坐酎金國除	元光五年**十**侯得元年 元朔二年侯得坐傷人二旬內**四**死弃市國除	建元元年**二**侯信元年 建元三年侯信坐出入屬車間奪侯國除	
	二十七	**四十五**	**四十一**	**四十三**

祁	平	魯	故城	任侯
以執盾漢王三年初起從晉陽以連敖擊項籍漢王敗走賀方將軍擊楚追騎以故不得進漢王顧謂賀祁子留彭城軍執圭東擊羽急絕其近壁侯千四百戶	兵初起以舍人從擊秦以郎中入漢以將軍定諸侯守洛陽功侯比費侯賀千三百戶	以舍人從起沛至咸陽為郎中入漢以將軍從定諸侯四千八百戶功比舞陽侯死事無代侯	兵初起以謁者從入漢以將軍擊諸侯以右丞相備守淮陽功比厭次侯三千戶	以騎都尉漢五年從起東垣擊燕代屬雍齒有功侯為車騎將軍
六年六月丁亥 七 穀侯繒賀元年	六年六月丁亥 六 悼侯沛嘉元年 十二年靖 一 侯奴元年	六年中毋 七 侯疵元年	六年中莊侯尹 七 恢元年	六年侯張 七 越元年
七	七	七	二 三年侯開方元年 五	七
八	八	四 五年毋侯疵薨無後國除	二 三年侯方奪侯為關內侯	二 三年侯越坐匿死罪免為庶人國除
十一 十二年頃 二 侯湖元年	十五 十六年侯 八 執元年			
五 六年侯它元年 十一	十一 中元五年侯執有罪國除			
八 元光二年侯他坐從射擅罷不敬國除				
五十一	三十二	七	二十六	

淮陰	芒	敬市	柳丘	魏其
兵初起、以卒從項梁、梁死、屬項羽、爲郎中、至咸陽、亡從入漢、爲連敖典客、蕭何言爲大將軍、別定魏齊、爲王、徙楚、坐擅發兵廢、爲淮陰侯、	以門尉前元年初起碭、至霸上、爲武定君、入漢、還定三秦、以都尉擊項羽、侯、	以執盾初起、入漢、爲河上守、遷爲假相、擊項羽、侯、千戶、功比平定侯、	以連敖從起薛、以二隊將入漢、定三秦、以都尉破項籍軍、爲將軍、侯、千戶、	以舍人從沛、以郎中入漢、爲周信侯、定三秦、遷爲郎中騎將、破籍東城、侯、千戶、
六年四月、侯韓信元年　**五**　十一年、信謀反關中、呂后誅信、夷三族、國除、	六年、侯昭元年　**三**　九年、侯昭有罪、國除、	六年四月癸未、侯閻澤赤元年　**三**　九年、庚侯毋害元年　**四**	六年六月丁亥、齊侯戎賜元年　**七**	六年六月丁亥、莊侯周定元年　**七**
		七	**七**	**七**
		八	**四**　五年、定侯安國元年　**四**	**四**　五年、侯間元年　**四**
		十九　後元四年、戴侯續元年　**四**	**二十三**	**二十三**
	孝景二年、昭以故芒侯將兵從太尉亞夫擊吳楚有功、復封　**張**　**十二**　後元年三月、帶侯申元年　**二**	**四**　孝景五年、侯穀嗣　**十二**	**三**　四年、敬侯嘉成元年　**十**　後元年、侯角嗣、有罪、國除、	**二**　前三年、侯間反、國除
	十七　元朔六年、侯申坐尚南宮公主不敬、國除、	**二十八**　元鼎五年、侯穀坐酎金、國除、		
		五十五	**三十九**	**四十四**

海陽	南安	肥如	曲城	河陽
以越隊將從破秦、入漢定三秦、以都尉擊項羽、侯千八百戶、	以河南將軍漢王三年降晉陽、以亞將破臧荼、侯九百戶、	以魏太僕三年初從以車騎都尉破龍且及彭城侯千戶、	以曲城戶將卒三十七人初從起碭至霸上為執珪為二隊將屬悼武王入漢定三秦、以都尉破項羽軍陳下功侯四千戶、為將軍擊燕代拔之、	以卒前元年起碭從以二隊將入漢擊項羽、身得郎將處功侯、以丞相定齊地、
六年三月庚子齊信侯搖毋餘元年 七	六年三月庚子 七 莊侯宣虎元年	六年三月庚子 七 敬侯蔡寅元年	六年三月庚子 七 圉侯蠱達元年	六年三月庚子 七 莊侯陳涓元年
二 三年哀侯昭襄元年 五	七	七	七	七
四 五年康侯建元年 四	八	八	八	八
二十三	九年共侯戎元年 八 十一 後元四年侯千秋元年 四	三年莊侯成元年 二 十四 後元年侯奴元年 七	元年侯捷元年 八 有罪絕 後元三年復封恭侯捷元年 五	元年侯信元年 三 四年侯信坐不償人責過六月奪侯國除、
四年哀侯省元年 三 中六年侯省薨 十 無後國除、	七 中元元年千秋坐傷人免	元年侯奴薨無後國除、	有罪 十三 垣 絕 中五年復封恭侯捷元年 五	
			建元二年侯皋柔元年 三十五 元鼎三年侯皋柔坐為汝南太守知民不用赤側錢為賦國除、	
三十七	六十二	六十六	十八	二十九

汁邡	以趙將前三年從定諸侯、二千五百戶、功比平定侯、齒故沛豪、有力、與上有郤、故晚從、	六年三月戊子**七**肅侯雍齒元年	**二** 三年荒侯巨元年 **五**	**八**	**二十三**	三年侯**二**野元年 **十** 中元六年終侯**四**桓元年	**二十七** 元鼎五年終侯桓坐酎金、國除、	**五十七**
棘蒲	以將軍前元年率將二千五百人起薛、別救東阿、至霸上、二歲十月入漢、擊齊歷下軍田既、功侯、	六年三月丙申**七**剛侯陳武元年	**七**	**八**	**十六** 後元元年侯武薨、嗣子奇反、不得置後、國除、			**十三**
都昌	以舍人前元年從起沛、以騎隊率先降翟王虜章邯、功侯、	六年三月庚子**七**莊侯朱軫元年	**七**	元年剛侯**八**率元年	**七十** 八年夷侯**六**詘元年	元年夷侯**二**偃元年 三年侯辟**五**彊元年 中元元年辟彊薨、無後、國除、		**二十三**
武彊	以舍人從至霸上、以騎將入漢。還擊項羽、屬丞相甯功侯、用將軍擊黥布侯、	六年三月庚子**七**莊侯莊不識元年	**七**	**六** 七年簡侯嬰元年 **二**	**十** 後二年侯青翟元年**七** **六**	**十六**	元鼎二年侯青翟坐為丞相與長**二十五**史朱買臣等逮御史大夫湯不直、國除、	**三十三**
貰	以越戶將從破秦、入漢定三秦、以都尉擊項羽、千六百戶、功比臺侯、	六年三月庚子**二**齊侯呂元年 八年恭侯**五**方山元年	**七**	**八**	元年煬侯**十一**赤元年 十二年康侯**十二**遺元年	**十六**	元朔五年**十六**侯倩元年 元鼎元年侯倩坐殺**八**人弃市、國除、	**三十六**

陽夏	隆慮	陽都	新陽	東武
以特將將卒五百人、前元年從起宛至霸上、為侯、以游擊將軍別定代、已破臧荼、封豨為陽夏侯、	以卒從起碭、以連敖入漢、以長鈹都尉擊項羽、有功、侯、	以趙將從起鄴、至霸上、為樓煩將、入漢、定三秦、別降翟王、屬悼武王、殺龍且彭城、為大司馬、破羽軍葉、拜為將軍、忠臣、侯、七千八百戶、	以漢五年用左令尹初從、功比堂邑侯、千戶、	以戶衛起薛、為悼武王破秦軍杠里、陽熊軍曲遇、入漢、為越將軍、定三秦、以都尉堅守敖倉、為將軍破籍軍、功侯、二千戶、
六年正月丙午 **五** 侯陳豨元年 十年八月、豨以趙相國將兵守代、漢使召豨、豨反、以其兵與王黃等略代、自立為燕、漢殺豨靈丘、	六年正月丁未 **七** 哀侯周竈元年	六年正月戊申 **七** 敬侯丁復元年	六年正月壬子 **七** 胡侯呂清元年	六年正月戊午 **七** 貞侯郭蒙元年
	七	**七**	**三** 四年頃侯世元年 **四**	**七**
	八	**五** 六年趮侯甯元年 **三**	**八**	**五** 六年侯它元年 **三**
	後元二年 **十七** 侯通元年 **六**	**九** 十年安侯成元年 **十四**	七年懷侯 **六** 義元年 **二** 九年惠侯 **十五** 它元年	**二十三**
	七 中元年侯通有罪、國除、	**一** 二年侯安成有罪、國除、	五年恭侯 **四** 善元年 **五** 中三年侯 **七** 譚元年	**五** 六年侯它棄市國除
			二十八 元鼎五年侯譚坐酎金、國除、	
	三十四	**十七**	**八十七**	**四十一**

汾陰	梁鄒	成	蓼	費
初起、以職志擊、破秦、入漢、出關、以內史堅守敖倉、以御史大夫定諸侯、比清陽侯、二千八百戶、	兵初起、以謁者從、擊破秦、入漢、以將軍擊定諸侯功、比博陽侯、二千八百戶、	兵初起、以舍人從、擊秦、爲都尉、入漢、定三秦、出關、以將軍定諸侯功、比厭次侯、二千八百戶、	以執盾前元年從起碭、以左司馬入漢、爲將軍、三以都尉擊項羽、屬韓信、功侯、	以舍人前元年從起碭、以左司馬入漢、用都尉屬韓信、擊項羽、有功、爲將軍、定會稽、浙江、湖陽、侯、
六年正月丙午 七 悼侯周昌元年	六年正月丙午 七 孝侯武儒元年	六年正月丙午 七 敬侯董渫元年	六年正月丙午 七 侯孔藂元年	六年正月丙午 七 圉侯陳賀元年
三 四年哀侯開方元年 有罪四絕	四 五年侯最元年 三	元年康侯赤元年 七	七	七
八	八	八	八	八
四 前五年侯意元年 十 有罪三絕	二十三	二十三	八 九年侯臧元年 十五	元年共侯常元年 二十三
安陽 八 中二年封昌孫左車、建元元年有罪、國除、	十 六	有罪六絕 節氏 中五年復封康侯赤元年 五	十六	二年侯偃元年 一 中元二年有罪絕 八 中六年封賀子侯最元年 巢 後元年最薨、無後、國除、 四
	元光元年頃侯嬰齊元年 六 元光四年侯山柎元年 三 元鼎五年侯山柎坐酎金、國除、 二十	建元四年恭侯罷軍元年 三 元光三年侯朝元年 五 元狩二年侯朝爲濟南大守、與成陽王女通、不敬、國除、 十二	十四 元朔三年侯臧坐爲太常、南陵橋壞、衣冠車不得度、國除、	
十六	二十	二十五	三十	

酇	曲周	絳	舞陽	潁陰
以客初起從入漢爲丞相備守蜀及關中給軍食佐上定諸侯法令立宗廟侯八千戶	以將軍從起岐、攻長社、以南別定漢中及蜀、定三秦、擊項羽、侯、四千八百戶、	以中涓從起沛、至霸上、爲侯、定三秦、食邑、爲將軍、入漢、定隴西、擊項羽、守嶢關、定泗水、東海、八千一百戶、	以舍人起沛、從至霸上、爲侯、入漢、定三秦、爲將軍、擊項籍、再益封、從破燕、執韓信、侯、五千戶	以中涓從起碭、至霸上、爲昌文君、入漢、定三秦、食邑、以車騎將軍屬淮陰、定齊・淮南及下邑、殺項籍、侯、五千戶
六年正月丙午 七 文終侯蕭何元年 元年爲丞相九年爲相國	六年正月丙午 七 景侯酈商元年	六年正月丙午 七 武侯周勃元年	六年正月丙午 七 武侯樊噲元年 其七年爲將軍相國三月	六年正月丙午 七 懿侯灌嬰元年
二 三年哀侯祿元年 五	七	七	六 七年侯伉元年呂須子 一	七
二年懿侯同元年同祿弟 七	八	八 其四年爲太尉	八 坐呂氏誅族	八
筑陽 十九 元年同有罪封何小子延元年 一 後元四年煬侯遺元年 三 五年侯則元年	二十三 元年侯寄元年	十一 元年爲右丞相三年免復爲丞相 六 十二年侯勝之元年 條 六 後元二年封勃子亞夫元年	二十三 元年封樊噲子荒侯市人元年	四 其一爲太尉三爲丞相 十九 五年平侯何元年
一 有罪 武陽 七 前二年封煬侯弟幽侯嘉元年 八 中二年侯勝元年	九 有罪 繆 七 中三年封商他子靖侯堅元年	十三 其三年爲太尉七爲丞相有罪國除 平曲 三 後元年封勃子恭侯堅元年	六 七年侯它廣元年 六 中元五年侯它廣非荒侯市人子國除	九 中三年侯彊元年 七
十三 元朔二年侯勝坐不敬絕 酇 元狩三年封何孫恭侯慶元年 三 元狩六年侯壽成元年 十 元封四年壽成爲太常犧牲不如令國除	九 元光四年康侯遂元年 五 元朔三年侯宗元年 十一 元鼎二年侯終根元年 廿八 後二年五月侯終根坐呪詛誅國除	十六 元朔五年侯建德元年 十二 元鼎五年侯建德坐酎金國除		六 有罪絕 九 元光二年封嬰孫賢爲臨汝侯侯賢元年 元朔五年侯賢行賕罪國除
一	六	四	五	九

堂邑	周呂	建成	留	射陽
以自定東陽爲將、屬項梁爲楚柱國、四歲、項羽死屬漢、定豫章浙江都漸、自立爲王壯息、侯千八百戶、復相楚元王十二年	以呂后兄初起、以客從入漢爲侯、還定三秦將兵先入碭、漢王之解彭城往從之、復發兵佐高祖、定天下功侯、	以呂后兄初起、以客從擊三秦、漢王入漢而釋之還豐沛奉衛呂宣王太上皇、天下已平、封釋之爲建成侯、	以廐將從起下邳、以韓申徒下韓國、言上張旗志、秦王恐降解上、與項羽之郄、爲漢王請漢中地、常計謀平天下、侯萬戶、	兵初起與諸侯共擊秦、爲楚左令尹、漢王與項羽有郄於鴻門、項伯纏解難、以破子羽纏嘗有功、封射陽侯、
七 六年十二月甲申、安侯陳嬰元年	**三** 六年正月丙戌、令武侯呂澤元年 、 **四** 九年、子台封鄜侯元年	**七** 六年正月丙戌、康侯釋之元年	**七** 六年正月丙午、文成侯張良元年	**七** 六年正月丙午、侯項纏元年、賜姓劉氏
七	**七** 有罪	**二** 三年、侯則元年 **五** 有罪	**七**	**二** 三年、侯纏卒、嗣子睢有罪、國除、
四 五年、恭侯祿元年 **四**		元年五月丙寅、封則弟大中大夫呂祿元年、 胡陵 八年、祿爲趙王、國除、追尊康侯爲昭王、 **七** 祿以趙王謀爲不善、大臣誅祿、遂滅呂、	**二** 三年、不疑元年 **六**	
二 三年、侯午元年 **二十一**			**四** 五年、侯不疑坐與門大夫謀殺故楚內史、當死、贖爲城旦、國除	
十六				
元光六年 **十一** 季須元年 元鼎元年、侯須坐母長公主卒、未除服姦、兄弟爭財、當死、自殺、國除、 **十三**				
八十六			**六十二**	

汝陰	陽陵	廣嚴	廣平	博陽	曲逆
以令史從降沛、爲太僕、常奉車、爲滕公、竟定天下、入漢中、至孝惠魯元、侯、六千九百戶、常爲太僕。	以舍人從起橫陽、至霸上、爲魏將、入漢、定三秦、屬淮陰、定齊、爲齊丞相、侯、二千六百戶。	以中涓從起沛、至霸上、爲連敖、入漢、以騎將定燕趙、得將軍、侯、二千二百戶。	以舍人從起豐、至霸上、爲郎中、入漢、以將軍擊項羽鍾離眛、功侯、四千五百戶。	以舍人從起碭、以刺客將入漢、以都尉擊項羽滎陽、絕甬道、擊殺追卒、功侯。	以故楚都尉、漢王二年初從、修武爲都尉、遷爲護軍中尉、出六奇計、定天下、侯、五千戶。
七 六年十二月甲申、文侯夏侯嬰元年。	**七** 六年十二月甲申、景侯傅寬元年。	**七** 六年十二月甲申、壯侯召歐元年。	**七** 六年十二月甲申、敬侯薛歐元年。	**七** 六年十二月甲申、壯侯陳濞元年。	**七** 六年十二月甲申、獻侯陳平元年。
七	**五** 六年、頃侯靖元年。 **二**	**七**	**七**	**七**	**七** 其五年、爲左丞相。
八	**八**	**八**	**八** 元年、靖侯山元年。	**八**	**八** 其元年、徙爲右丞相、後專爲丞相、相孝文二年。
八 九年、夷侯竈元年。 **七** **八** 十六年、恭侯賜元年。	**十四** 十五年、恭侯則元年。 **九**	**一** 二年、戴侯勝元年。 **九** **十三** 十一年、恭侯嘉元年、至後元七年、嘉薨、無後、國除。	**十八** 後三年、侯澤元年。 **五**	**十八** 後三年、侯始元年。 **五**	**二** 三年、恭侯買元年。 **十九** 五年、簡侯悝元年。
十六	**三** 前四年、侯偃元年。 **十三**		**八** 中二年、有罪、絕。 平棘 **五** 中五年、復封節侯澤元年。	**四** 前五年、侯始有罪、國除。 **塞** 中五年、復封始。 **二** 後元年、始有罪、國除。	**四** 五年、侯何元年。 **十二**
七 元光二年、侯頗元年。 **十九** 元鼎二年、侯頗坐尚公主、與父御婢姦罪、自殺、國除。	**十八** 元狩元年、侯偃坐與淮南王謀反、國除。		**十五** 其十年、爲丞相。 **三** 元朔四年、侯穰元年、元狩元年、穰受淮南王財物、稱臣、在赦前、詔問謾、罪、國除。		**十** 元光五年、侯何坐略人妻、棄市、國除。
八	**十**	**二十八**	**十五**	**十九**	**四十七**

第四段の「五」は、孝惠の朝に於ける曹參の在位年數なり（孝惠の六年は靖侯窋の元年なれば曹參の在位年數は五年なり）、「二」は孝惠の朝に於ける窋の在位年數なり、
第五段の「八」は高后の朝に於ける窋の在位年數なり、
第六段の「十九」は孝文の朝に於ける窋の在位年數なり、「四」は孝文の朝に於ける簡侯奇の在位年數なり、
第七段の「三」は孝惠朝に於ける簡侯奇の在位年數なり、「十三」は夷侯時の孝惠朝に於ける在位年數なり、他は之に准じて知るべし、
第九段の「二」は功臣の位次にして第二位に在るを云ふ、
表中に數字以外に太字にて記せるは國都を此地に遷せることを記せるなり、

國名	平陽	信武	清陽
侯功	以中涓從起沛、至霸上、侯、以將軍入漢、以左丞相出征齊魏、以右丞相爲平陽侯、萬六百戶、	以中涓從起宛胸、入漢、以騎都尉定三秦、擊項羽、別定江陵、侯、五千三百戶、以車騎將軍攻布、陳豨、	以中涓從起豐、至霸上、爲騎郎將、入漢、以將軍擊項羽功、侯、三千一百戶、
高祖十二	六年十二月甲申懿侯 **七** 曹參元年	六年十二月甲 **七** 申肅侯靳歙元年	六年十二月甲申定 **七** 侯王吸元年
孝惠七	其二年 **五** 爲相國 六年十月靖侯 **二** 窋元年	**七**	**七**
高后八	**八**	六年夷侯 **五** 亭元年 **三**	**八**
孝文二十三	**十九** 後元四年簡侯 **四** 奇元年	後元三年侯亭坐事 **十八** 國人過律、奪侯、國除、	元年哀侯 **七** 彊元年 八年孝侯 **十六** 伉元年
孝景十六	四年夷侯 **三** 時元年 **十三**		五年哀侯 **四** 不害元年 **十二**
建元至元封六年三十六、太初元年盡後元二年十八	元光五年恭侯 **十** 襄元年 元鼎三年今侯 **十六** 宗元年 征和二年侯宗 **廿四** 坐太子死、國除		**七** 元光二年、不害薨、無後、國除
侯第	**二**	**十一**	**十四**

殊にし務を異にせざるべからず、唯要は成功を以て大綱と爲す、豈に古と混同すべけむや、而して今の人臣の尊寵を得る所以は必ず忠厚に由るなり、廢辱を被る所以は驕淫に由るなり、此の二者を觀察すれば現在の興廢も亦當世得失の林叢たるなり、何ぞ必ずしも舊聞をのみ恃まむや、

【字解】志、識なり、シルスと訓む、自鏡、今の代に居て古の道を識せば自ら當代の存亡を鏡に掛けて見るが如く明かなりとの意なり、統紀、大綱なり、緄、混と通ず、得失之林、林は林叢なり、衆多なるなり、

於是謹其終始、表見其文、頗有所不盡本末、著其明、疑者闕之、後有君子、欲推而列之、得以覽焉、

【講義】是に於て興廢の終始を謹みて其の文を表し見しぬ、頗る本末を盡さゞる所あらむ、されど其の明かなる者を著はして、其の疑はしき者は闕けり、後に君子ありて當時の事跡を推して布列せむと欲せば、亦以て一覽に値することを得む、

年表說明

第一行　高祖・孝惠等の帝名の右に記せる數字は其帝の在位年數なり、此年表を見る爲に豫め承知しおくべきは左の諸點とす、

孝文二十三　帝は即位元年より第十六年迄は年次を以て其年を稱し、第十七年目に後元元年と稱し後元七年に崩じ、在位二十三年とす、

孝景十六　帝は即位第七年までは年次を以て其年を稱し、第八年目に中元元年と稱して第六年に至り、次年に後元元年と稱して其三年に崩じ、在位十六年なり、

建元云々　孝武帝の建元元年より元封六年まで三十六年なり、其年號及び年數は建元六年、元光六年、元朔六年、元狩六年、元鼎六年、元封六年なり、

太初元年より後元二年まで十八年なり、其年號及び年數は太初四年、天漢四年、太始四年、征和四年、後元二年なり、

第二行　第三段の「七」は、平陽侯曹參が高祖の朝に於ける在位年數なり、在位年數の左右には高祖の六年十二月が曹參の元年なるを記す、

焉、然皆身無兢兢於當世之禁云、

【講義】漢興りて功臣の封を受けし者百有餘人なり、天下初めて定まりし故に、大城名都は已に戰禍の爲に散亡し、戸數人口の得て數ふべき者は十分の二三となりぬ、是を以て大侯に封ぜられたる者も一萬家に過ぎず、小なる者は僅に五六百戸なりき、後數世にして人民堵に安んじて其の鄕里に歸り、戸數益、蕃息せり、是を以て蕭何・曹參・周勃・灌嬰の徒は或は四萬戸に至り、小侯と雖首封の時に倍し、富の程度も之に適へり、是に於て子孫驕りて分に過ぎ、其祖先の功勞を忘れて嬖人に淫れぬ、漢興りてより太初に至るまで百年の間、侯に封ぜられしもの數多ありしに、現在は僅に五侯あるのみなり、其の餘は皆法に罪せられて命を隕し、國を亡して耗くなれり、法網も亦少密苛酷なり、然れども皆身當世の法禁につゝしむこと無しと云ふ、

【字解】十二三、十分の二三なり、息、蕃息すること、蕭曹絳灌、蕭は蕭何なり、曹は曹參なり、絳は絳侯周勃なり、灌は灌嬰なり、自倍、其の首封の時の戸數に倍するをいふ、驕溢、おごりて分に過ぐる也、淫嬖、嬖人にみだるゝなり、見侯五、見は現なり、太初の時に現存せる五侯なり、卽ち平陽侯曹宗・曲周侯酈終根・陽河侯齊仁・載侯祕蒙・穀陵侯馮偃是なり、一說に五は六の誤にして江鄒侯靳石を迭せりと、坐法、坐は罪せらるゝなり、隕命、隕は殞に同じ、死なり、落なり、耗、虛なり、罔亦少密、罔は法網なり、少密は細密にして苛酷なること、兢兢、つゝしむさまなり、

居今之世、志古之道、所以自鏡也、未必盡同帝王者、各殊禮而異務、要以成功爲統紀、豈可緄乎、觀所以得尊寵、及所以廢辱、亦當世得失之林也、何必舊聞、

【講義】今の世に居りて古の道を識せば、自ら當代の存亡の跡を鏡に掛けて見るが如く明白なり、されど人未だ盡く帝王に同からざれば、各、分に應じ禮を

如きことは絶對に無し、河泰山のあらむかぎり長久なるべしとの意なり、苗裔、遠き子孫なり、陵夷、次第に衰ふること、

余讀高祖侯功臣、察其首封所以失之者、曰、異哉所聞、

【講義】余高祖の功臣を侯となしゝ記事を讀みて、其の首の封爵と其の子孫が之を失へる所以とを察しぬ、曰く、前に聞ける所に異なるかな、歎ずべきの至りなりと、

書曰、協和萬國、遷于夏商、或數千歲、蓋周封八百、幽厲之後、見於春秋、尚書、有唐虞之侯伯、歷三代千有餘載、自全以蕃衛天子、豈非篤於仁義奉上法哉、

【講義】尚書の堯典に曰く、萬國を和げ合すと、夏商の世に遷るまでには或は數千歲を經つらむ、蓋し其の後周にては八百の諸侯を封ぜり、幽王厲王の後は春秋の書に見れぬ、尚書には唐虞の侯伯あり、之が三代を歷て、千有餘歲の間、自ら全くして天子を護衛せり、此の如きは豈に仁義に篤く上の法令を奉ずるにあらずや、誠に歎稱すべきなり、

【字解】書、尚書の堯典なり、蕃衛、藩衛に同じ、

漢興、功臣受封者、百有餘人、天下初定、故大城名都散亡、戶口可得而數者十二三、是以大侯不過萬家、小者五六百戶、後數世、民咸歸鄕里、戶益息、蕭・曹・絳・灌之屬、或至四萬、小侯自倍、富厚如之、子孫驕溢、忘其先、淫嬖、至太初百年之間、見侯五、餘皆坐法隕命、亡國耗矣、罔亦少密

三	四
十三	十四
二十七	二十八
二	三
七薨	荒王賀元年
五十	五十一
八	九
五	六
十六	十七
二十	二十一
十六	十七
五十四	五十五
十二	十三
三十五	三十六
十	十一
三十一	三十二
十二	十三來朝
三十五	三十六
二十七	二十八

高祖功臣侯年表第六

太史公曰、古者人臣功有五品、以德立宗廟定社稷曰勳、以言曰勞、用力曰功、明其等曰伐、積日曰閱、封爵之誓曰、使河如帶、泰山若厲、國以永寧、爰及苗裔、始未嘗不欲固其根本、而枝葉稍陵夷衰微也、

【講義】 太史公曰く、古は人臣の功に五等あり、即ち第一は德を以て宗廟を立て社稷を定めしを勳といふ、第二は言說を以て君王を導きしを勞といふ、第三は力を用ひしを功といふ、第四は功の等級を明かにせしを伐といふ、第五は日を積むこと久しかりしを閱といふ、又爵を封ずる時の誓に曰く、黃河をして帶の如く、泰山をして砥石の如くならしめて、國以て永く安かに、爰に遠き子孫に及ばむと、此の如く始めは未だ嘗て其の根本を固くせむことを欲せずんばあらず、而るに其の枝葉に至りては何時しか次第に衰微せり、歎ずべきの至りなり、

【字解】 使河如帶泰山如厲、河は黃河なり、厲は砥石なり、功臣の子孫をして無窮に其の國を傳へしめむとての誓言なり、言は河と泰山とが若し帶厲の如くならば、其の時こそ國乃ち絕ゆれ、されど此の

	四	五	六	太初元年	二
	八	九	十	十一	十二
朝	二十二	二十三朝泰山	二十四	二十五	二十六
	七	八	九	十	薨子哀王安世元年、卽戴王賀元年、安世子、
年	二	三	四	五	六
	四十五	四十六朝泰山	四十七	四十八	四十九
	三	四	五	六	七
無後國除					
	十四	戴王通平元年	二	三	四
	十一	十二	十三	十四	十五
	十五	十六	十七	十八來朝	十九
	十一	十二	十三	十四	十五
	四十九	五十	五十一	五十二	五十三
	七	八	九	十	十一
	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
	五	六	七	八	九來朝
朝	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
	七	八	九來朝	十	十一
	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六

	五	六	元封元年	二	三
	三	四	五	六	七
	十七	十八	十九	二十	二十一來
	二	三	四	五	六
	六	七	八薨、無後、國除爲郡、		
	六	七	八來朝	九薨	慧王武元
	四十	四十一來朝	四十二	四十三	四十四
	十八	十九	二十	頃王遺元年	二
	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七薨
	九	十	十一	十二	十三
	六	七	八	九	十
	十	十一來朝	十二	十三	十四
	六	七	八	九	十
	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
	二	三	四	五	六
	二十五來朝	二十六	二十七	二十八	二十九
	四十三哀王昌元年、卽年薨、	康王昆侈元年	二	三	四
王、	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五來
憲王子、	二	三	四來朝	五	六
	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
	十七	十八	十九	二十	二十一

元鼎元年	二	三	四
十三	十四薨	節王純元年	二
十三	十四來朝	十五	十六
		初置泗水都郯	思王商元年
二	三	四	五
二	三	四	五
三十六	三十七	三十八	三十九
十四	十五	十六	十七
三十九	四十	四十一	四十二
五	六	七	八
二	三	四	五
六	七	八	九
二	三	四	五
四十	四十一	四十二	四十三
十	十一	十二薨	頃王授元年
二十一來朝	二十二	二十三	二十四
三十九	四十	四十一來朝	四十二薨
		復置清河國	代王義徙清河二十年是爲剛
三十	三十一	三十二薨立子爲王	更爲眞定國頃王平元年常山
二十一	二十二	二十三	二十四
二十九剽攻殺人遷上庸國爲太河郡			
十七	十八來朝	十九徙清河爲太原郡	
十三	十四	十五來朝	十六

	三	四	五	六
	九	十來朝	十一	十二
	九	十	十一	十二
			復置齊國	四月乙巳初王懷王閎元年武帝子
	二十四	二十五	二十六來朝薨	敬王義元年
	三十二來朝	三十三	三十四	三十五
	十	十一	十二來朝	十三
	三十五	三十六	三十七	三十八
	哀王賢元年	二	三	四
爲廣陵郡			更爲廣陵國	四月乙巳初王胥元年武帝子
陳爲郡七月丙子	二	三	四	五
			復置燕國	四月乙巳初王剌王旦元年武帝子
	三十六	三十七	三十八	三十九
	六	七	八	九來朝
	十七	十八	十九	二十
	三十五來朝	三十六	三十七	三十八
	二十六	二十七	二十八	二十九來朝
	十七	十八	十九	二十
	二十五	二十六來朝	二十七	二十八
	十三	十四	十五	十六
	九	十	十一	十二

三	四	五	六	元狩元年	二
三	四來朝	五	六	七	八
三	四	五	六	七	八來朝
二十八	二十九	三十	三十一	三十二反自殺國除	
十八	十九	二十	二十一來朝	二十二	二十三
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
四	五	六	七	八	九
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
二十三	二十四	二十五來朝	二十六	二十七	二十八
二	三	四	五	六	七反自殺國除
三十九	四十	四十一安有罪削國二縣	四十二	四十三反自殺	置六安國以故
三十	三十一	三十二	三十三	三十四來朝	三十五
四薨	剛王堪元年	二	三	四	五
十一	十二	十三	十四來朝	十五	十六
二十九來朝	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
二十	二十一	二十二來朝	二十三	二十四	二十五
十一	十二	十三	十四	十五	十六
十九	二十來朝	二十一	二十二	二十三	二十四
七	八	九	十	十一	十二來朝
三	四	五	六	七	八來朝

四	五	六	元朔元年	二
二十	二十一	二十二薨	襄王注元年	二
二十四	二十五	二十六薨	安王光元年	二
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
厲王次昌元年	二	三	四	五薨無後國除爲郡
十三	十四來朝	十五	十六	十七
二十一	二十二	二十三	二十四來朝	二十五
三十四	三十五薨	靖王建元年	二	三
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八來朝
十八	十九	二十	二十一	二十二
二十三	二十四	二十五	二十六	王建元年
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
二十一	二十二	二十三	二十四坐禽獸行自殺國除爲郡	
二十五	二十六	二十七來朝	二十八	二十九
二十五	二十六來朝	恭王不害元年	二	三
六	七	八	九	十
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
十五	十六	十七	十八	十九
六	七	八	九	十來朝
十四來朝	十五	十六	十七	十八
二	三	四	五	六
二十五	二十六	二十七	康王庸元年	二

	四	五	六	元光元年	二	三
	十四	十五	十六	十七	十八來朝	十九來朝
	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二卒
	七	八	九	十來朝	十一	十二
	十五	十六	十七	十八	十九	二十
	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
	十八	十九	二十來朝	二十一	二十一	二十三
	二十	三十	十四	十五來朝	十六	十七
	十七來朝	十八	十九	二十	二十一	二十二
	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
	十五	十六	十七	十八來朝	十九	二十
	十九	二十	二十一來朝	二十二	二十三	二十四
	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
	二十	繆王元年	二	三	四	五
	十八	十九	二十	二十一	二十二來朝	二十三來朝
	十一	十二薨無後國除爲郡				
	九來朝	十	十一	十二	十三	十四
	七薨	平王襄元年	二	三	四	五
中傅廢遷房陵	八爲郡					
	八	九	十	十一	十二	十三
	八	九薨無後國除爲郡				
來朝	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	王義元年
	十九	二十	二十一	二十二	二十三來朝	二十四來朝

	後元元年	二	三	孝武建元元年	二	三
	八	九	十	十一	十二來朝	十三
	十二	十三	十四	十五	十六來朝	十七
	十一	十二	十三	十四	十五	十六
	十一	十二	十三	十四	十五	十六
	頃王延元年	二	三	四	五	六
	九	十來朝	十一	十二	十三	十四
	二十二來朝	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
	十二	十三	十四	十五	十六	十七
	六	七	八來朝	九	十	十一
	十一	十二	十三	十四	十五	十六
	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六來朝	二十七
	九來朝	十來朝	十一	十二	十三	十四
	十三來朝	十四	十五	十六	十七	十八
	十三來朝	十四	十五	十六	十七	十八
	六	七	八	九	十	十一
	十二	十三	十四	十五	十六	十七來朝
	五	六	七	八	九來朝	十
	三	四	五	六	七	八
	恭王買元年孝王子	二	三	四	五	六
明元年梁孝王子	二	三	四	五	六	七坐射殺
彭離元年梁孝王子	二	三	四	五	六	七
定元年梁孝王子	二	三	四	五	六	七
不識元年梁孝王子	二薨無後國除					
	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
	十三	十四	十五	十六	十七	十八來朝

六	五	四	三
七	六來朝	五	四
十一	十	九	八
十	九	八	七來朝
十	九	八	七
三十三薨	三十二	三十一	三十
八	七	六	五
二十一	二十	十九	十八
十一	十	九	八
五	四來朝	三	二
十	九	八	七
二十一	二十	十九來朝	十八
八	七	六	五來朝
十二	十一	十	九
十二	十一	十	九
五	四	三	二
十一	十	九來朝	八
四	三	二	三月丁巳哀王乘元年景帝子
二	三月丁巳初王憲王舜元年孝景子	復置常山國	
三十五來朝薨	三十四	三十三	三十二
五月丙戌初王	分爲濟川國		
五月丙戌初王	分爲濟東國		四坐侵廟壖垣爲宮自殺國除爲南郡
五月丙戌初王	分爲山陽國		
五月丙戌初王	分爲濟陰國		
十八	十七	十六	十五來朝
十二	十一來朝	十來朝	九

七十一月乙丑太子廢	中元年	二
安王道元年	二來朝	三
五	六來朝	七
四	五	六
四	五	六
二十七	二十八	二十九來朝
二	三	四
十五	十六來朝	十七來朝
五	六來朝	七
四四月丁巳爲太子	五復置膠東國	四月乙巳初王康王寄元年景帝子
四	五	六
十五	十六	十七
二	三	四
六	七	八來朝
六	七	八來朝
	復置廣川國	四月乙巳惠王越元年景帝子
五來朝	六	七
		初置清河都濟陽
二十九來朝	三十	三十一來朝
十一月乙丑初王閔王榮元年景帝子太子廢爲王	二	三
十二	十三	十四
六來朝	七	八

四月乙巳立太子	五	六
文王禮元年元王子故平陸侯	二	三來朝薨
二來朝	三	四
十二徙濟北廬江王賜徙衡山王元年	二	三
懿王壽元年	二來朝	三
二十四	二十五	二十六
衡山王勃徙濟北十二年	十三薨是爲貞王	武王胡元年
爲郡		
十二	十三	十四
二	三	四
四月乙巳初王元年是爲孝武帝	二	三
初置江都六月乙亥淮南王非爲江都王元年是爲易王	二	三
十二	十三來朝	十四
二十五	二十六薨	王定國元年
爲郡	廣川王彭祖徙趙四年是爲敬肅王	五
三	四	五
三	四徙趙國除爲信都郡	
二	三	四
十二徙衡山國除爲郡		
二十六	二十七	二十八
三薨無後國除爲郡		復置臨江國
三徙江都		
爲郡		
九	十	十一
三	四	五來朝

孝景前元年	二	三
十九	二十來朝	二十一反誅
	分楚復置魯國	六月乙亥淮陽王徙魯元年是爲恭王
九	十	十一
九	十	十一
二十一	二十二	二十三
九	十來朝	十一徙菑川
九	十	十一反誅
九	十	十一賢反誅濟北王志徙菑川十一年是爲懿王
九	十	十一反誅六月乙亥于王端元年景帝子
九	十	十一反誅
四十	四十一	四十二反誅
九	十	十一
二十二	二十三	二十四
二十四	二十五來朝	二十六反誅
復置河間國	三月甲寅初王獻王德元年景帝子	二來朝
初置廣川都信都	三月甲寅王彭祖元年景帝子	二來朝
	初置中山都盧奴	六月乙亥靖王勝元年景帝子
九	十	十一
二十三	二十四來朝	二十五來朝
初置臨江都江都	三月甲寅初王閼元年景帝子	二
初置汝南國	三月甲寅初王非元年景帝子	二
初置淮陽國	三月甲寅初王餘元年景帝子徙魯	二
六	七	八
復置長沙國	三月甲寅定王發元年景帝子	二

後元年	二	三	四	五	六	七
十二	十三	十四	十五	十六來朝	十七	十八
二	三	四	五	六	七	八
二	三	四來朝	五	六	七	八
十四	十五	十六	十七	十八來朝	十九	二十
二	三	四來朝	五來朝	六	七	八
二	三	四來朝	五	六來朝	七	八
二	三	四	五	六	七	八
二	三	四	五	六來朝	七	八
二	三	四	五	六	七	八
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
二	三	四	五	六	七來朝	八
十五	十六	十七	十八來朝	十九	二十	二十一
十七	十八	十九	二十來朝	二十一	二十二	二十三
二	三	四	五	六	七	八
十六	十七	十八來朝	十九	二十	二十一來朝	二十二
十六	十七薨	恭王登元年	二	三	四	五
十五	十六	十七	十八	十九	二十來朝	二十一來朝薨無後國除

十三	十四	十五	十六
八來朝	九	十	十一
		初置衡山	四月丙寅王勃元年淮南厲王子故安陽侯
十二	十三	十四薨無後	四月丙寅孝王將閭元年齊悼惠王子故陽虛侯
		復置城陽國	淮南王喜徙城陽十三年
		復置濟北國	四月丙寅初王志元年齊悼惠王子故安都侯
		分爲濟南國	四月丙寅初王辟光元年齊悼惠王子故朸侯
		分爲菑川都劇	四月丙寅初王賢元年齊悼惠王子故武城侯
		分爲膠西都宛	四月丙寅初王卬元年齊悼惠王子故平昌侯
		分爲膠東都即墨	四月丙寅初王雄渠元年齊悼惠王子故白石侯
二十九	三十	三十一	三十二
二	三	四徙城陽	四月丙寅王安元年淮南厲王子故阜陵侯
十一	十二來朝	十三來朝	十四
十三	十四	十五	十六
十二	十三薨	哀王福元年薨無後國除爲郡	
		初置廬江國	四月丙寅王賜元年淮南厲王子故陽周侯
十二	十三	十四來朝	十五
十二	十三	十四	十五
十一	十二	十三	十四

	七	八	九	十	十一	十二
	二	三	四	五	六	七
	六	七來朝	八	九	十	十一來朝
	四	五	六來朝	七	八徙淮南爲郡屬齊	
	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
死雍爲郡						城陽王喜徙淮南元年
	五	六來朝	七	八	九	十
	七來朝	八	九	十	十一	十二來朝
	六	七來朝	八	九	十	十一來朝
	六來朝	七	八	九	十來朝薨無後	十一淮陽王武徙梁是年爲孝王
	六來朝	七	八來朝	九	十來朝徙梁爲郡	
	六來朝	七	八	九	十來朝	十一
	五	六	七	八來朝	九	十

	三	四	五	六
	二	三	四薨	王戊元年
	二	三	四	五
朱虛侯	二	共王喜元年	二	三
故東牟侯	二	爲郡		
	十九來朝	二十	二十一	二十二
	二十來朝	二十一	二十二	二十三王無道遷蜀
	康王嘉元年	二	三	四
	三	四	五	六
幽王子	二	三	四	五
	二	三更爲代王		
	二	三	四	五
	復置淮陽國	代王武徙淮陽三年	四	五
	二徙淮陽	三太原王參更號爲代王三年實居太原是爲孝王	四	五
	靖王著元年	二	三	四

	孝文前元年	二
	二十三	夷王郢元年
	九廢爲侯	
	十薨	文王則元年
	初置成陽郡	二月乙卯景王章元年章悼惠王子故
	初置濟北	二月乙卯王興居元年興居悼惠王子
	三徙燕	國除爲郡
	十七	十八
	十八	十九
年肅王子故東平侯九月誅國除	十月庚戌琅邪王澤徙燕元年	二是爲敬王薨
子胡陵侯誅國除	十月庚戌趙王遂元年幽王子	二
	分爲河間都洛城	二月乙卯初王文王辟强元年辟强趙
	初置太原都晉陽	二月乙卯初王參元年參文帝子
	復置梁國	二月乙卯初王懷王勝元年勝文帝子
	三武誅國除	
	十八爲文帝	二月乙卯初王武元年武文帝子
	八	

	七	八
	二十一	二十二
	七	八
	八	九
邪國	王澤元年故營陵侯	二
	十五	十六
	十六	十七
	十五絕	十月辛丑初王呂通元
	十四幽死	初王呂祿元年呂后兄
	四	五非子誅國除爲郡
	十六徙王趙自殺王呂產元年	二有罪誅爲郡
月丙辰呂產元年產肅王弟故汶侯	二呂產徙王梁七月丁巳王太元年惠帝子	三
元年武孝惠帝子故壺關侯		二
	十六	十七
	六	七

	三	四	五	六
	十七	十八	十九	二十
	三	四	五	六
	四來朝	五	六	七
				初置琅 二
	十一	十二		十四
	十二	十三	十四來朝	十五
	十一	十二	十三	十四
	十	十一	十二	十三
哀王弟義孝惠子故襄城侯立爲帝	二	五月丙午初王朝元年朝惠帝子故軹侯	二	三
	十二	十三	十四	十五
肅王子	二	三	四	嘉[illegible]七
	三	四	五無嗣	初王武
	十二	十三	十四	十五
	二來朝	三	四	五

五	六	七	高后元年	二
十二	十三	十四來朝	十五	十六
		初置魯國	四月元王張偃元年偃高后外孫故趙王敖子	二
十二	十三薨	哀王襄元年	二	三
六來朝	七	八來朝	九	十
七	八	九來朝	十	十一
六來朝	七	八來朝	九	十
五	六	七來朝	八	九
		初置常山國	四月辛卯哀王不疑元年薨	七月癸巳初王義元年皇子
七	八	九來朝	十	十一
		初置呂國	四月辛卯呂王台元年薨	十一月癸巳王呂嘉元年嘉
		復置淮陽國	四月辛卯初王懷王強元年強惠帝子	二
七	八	九	十	十一
四	五	六	七	恭王若元年

	孝惠元年	二	三	四
	八	九來朝	十	十一來朝
	八	九來朝	十	十一來朝
初王濞元年、濞高祖兄仲子、故沛侯	二	三	四	五
	三	四	五	六來朝
建元年、高祖子	二	三	四	五
	淮陽王徙於趙、名友、元年、是爲幽王	二	三	四來朝
	三	四	五	六
	爲郡			
	三	四	五	六
	八	哀王回元年	二	三

	十	十一	十二
	五來朝	六	七
	五來朝	六	七
	五來朝	六爲英布殺國除爲郡	更爲吳國十月辛丑
	七來朝反誅	十二月庚午厲王長元年長高祖子	二
	六來朝	七	三月甲午初王靈王
年	二	三	四死
	六來朝反誅	三月丙午初王恢元年恢高祖子	二
		三月丙寅初王友元年友高祖子徙趙	二
弃其國亡歸漢後置代都中都		三月丙子初王恒元年恒高祖子	二
	五來朝	六	七

五	六	七	八	九
齊王信徙爲楚王元年反廢	正月丙午初王交元年交是高祖弟也	二	三	四來朝
二徙楚	正月甲子初王悼惠王肥元年肥高祖子	二	三	四來朝
	正月丙午初王劉賈元年	二	三	四
二	三	四	五	六來朝
九月壬子初王盧綰元年	二	三	四	五
王敖元年敖耳子	二	三	四廢	初王隱王如意元年
初王彭越元年	二	三	四	五來朝
四降匈奴國除爲郡	初王喜元年	二	三	四匈奴攻代代王
二月乙未初王文王吳芮元年薨	成王臣元年	二	三	四

說明

第五行　第一段五は高祖卽位の第五年、第二段、此年に齊王韓信徙されて楚王となり、その元年、反を謀りて廢せられしことを記す、第五段二は齊王韓信の第二年なり、信は此年に楚に徙さる、第十三段二は淮南王英布の第二年、第十四段は燕王盧綰の元年、第十五段は趙王敖の元年、敖は張耳の子、第二十一段は梁王彭越の元年、第二十六段四は代の韓王信の第四年、第二十七段は長沙王吳芮の元年、

高祖元年	二	三	四
楚	都彭城		
齊	都臨菑		初王信元年、故相國
荊	都吳		
淮南	都壽春		十月乙丑初王武王英布元年
燕	都薊		
趙	都邯鄲		初王張耳元年、薨、在四年
梁	都淮陽		
淮陽	都陳		
代	十一月初韓王信元年、都馬邑	二	三
長沙			

國不過十餘城、小侯不過數十里、上足以奉貢職、下足以供養祭祀、以蕃輔京師、而漢郡八九十、形錯諸侯間、犬牙相臨、秉其阨塞地利、彊本幹、弱枝葉之勢也、尊卑明而萬事各得其所矣、

【講義】 吳楚七國の反せし時、前後の諸侯或は罪を以て地を削らる、是を以て燕・代には北邊の郡無く、吳・淮南・長沙には南邊の郡無く、齊・趙・梁・楚の支郡及名山陂海は皆漢に入りて、諸侯は是より稍微弱となれり、大國といへども十餘城を持つに過ぎず、小侯は數十里に過ぎず、唯上は貢物を獻じ職務を奉ずるに足り、下は己が祖先の祭祀を供養するに足るのみにして、以て京師をまもり輔けり、而して漢の郡は八九十に及び、其の地形は諸侯の間に雜りて犬の牙の如く相臨み、天下の要害の地利を秉りて、本幹を強くし、枝葉を弱くするの勢なり、是に於て尊卑明かにして萬事各〻其の所を得たり、

【字解】 吳楚時、孝景帝三年に吳・楚・趙・膠西・濟南・菑川・膠東の七國の反せし時なり、適、謫と通ず、罪なり、陂海、陂は池なり、蕃輔、蕃は藩と通ず、蔽ふなり、護るなり、守りたすくること、錯、雜るなり、阨塞、要害なり、

臣遷謹記高祖以來、至太初諸侯、譜其下益損之時、令後世得覽、形勢雖彊、要之以仁義爲本、

【講義】 臣遷謹みて高祖より以來太初に至るまでの諸侯を記し、其の事跡の大要を布き列べて之を益損す、時に後世をして一覽することを得せしむ、形勢彊しと雖、之を要するに仁義を以て本と爲すなり、

【字解】 譜其下、譜は布き列ぶるなり、其下は諸侯王の下なり、事跡の大要を諸侯王の下に布き列ぶること、

洒、二水の名なり、內地北距山以東、北の字比の誤ならむ、距山は大山なり、宮觀、宮は宮殿なり、觀は道家の樓なり、僣、下たる者上に擬すること、ナゾラフと訓む、三河、河東・河內・河南の三郡をいふ、內史、京兆のこと、廣彊、强力なり、庶孽、妾腹の子なり、

漢定百年之間、親屬益疏、諸侯或驕奢、〔怵〕邪臣計謀爲淫亂、大者叛逆、小者不軌于法、以危其命、殞身亡國、天子觀於上古、然後加惠、使諸侯得推恩分子弟國邑、故齊分爲七、趙分爲六、梁分爲五、淮南分三、及天子支庶子爲王、王子支庶爲侯、百有餘焉、

【講義】漢定まりて百年の間、親屬益〻疏くして諸侯の中或は驕奢にして邪臣の計謀に習ひ、淫亂を爲すものあり、其の大いなる者は叛逆し、小さき者は法に循はず、以て自ら其の命を危くし、身を殞し國を亡せり、是に於て天子上古の制を觀察し、晁錯賈生主父偃等の策を用ひて諸侯に惠を加へ、諸侯をして自ら恩を推して其の子弟に國邑を分つことを得せしむ、故に齊分れて齊・城陽・濟北・濟南・菑川・膠西・膠東の七國となり、趙分れて趙・河間・廣川・中山・常山・淸河の六國となり、梁分れて梁・濟陽・濟川・濟東・山陽の五國となり、淮南分れて淮南・廬江・衡山の三國と爲る、又天子の支庶子を王と爲し、王子の庶子を侯と爲して、凡て百有餘に達せり、

【字解】怵、怵の誤、習なり、軌、循ふなり、殞、歿なり、コロスと訓む、支庶子、妾腹なり、

吳楚時、前後諸侯、或以適削地、是以燕・代無北邊郡、吳・淮南・長沙無南邊郡、齊・趙・梁・楚支郡、名山・陂海、咸納於漢、諸侯稍微、大

に封じて地各〻四百里あり、是れ其の等級より大いなるは親を親とするの義にして、且つ有德を褒めてなり、又太公の齊に封ぜらるゝや其の廣さ五侯の地を兼ねたり、是れ其の勤勞を尊びてなり、武王成王康王の封ずる所の諸侯は凡て數百にして其の中周と同姓のもの五十五あり、而して封地の上位は田地百里に過ぎず、下位は三十里に止まる、是を以て王室を輔け衞らしむるなり、而して管・蔡・衞・曹及び鄭の諸國は或は過ぎ或は及ばず、厲王幽王の後王室缺けて侯伯彊國興れり、されど天子の勢威微にして正すこと能はず、是れ周の王德純一ならざるにあらず、形勢弱ければなり、漢興りて二等を序す、高祖の末年に、劉氏にあらずして王たる者と若しくは功無くして上の置かざるに自ら侯となれる者とは、天下共に之を誅したり、高祖の子弟及び同姓にして王たる者は九國あり、唯獨り長沙王のみは異姓なり、而して功臣にして侯たる者は百有餘人あり、鴈門太原より東遼陽に至る迄は燕代の國たり、常山より、南大行より左に轉じて河濟を度りて阿甄より東の方海に薄るまでは齊趙の國たり、陳より西南九疑山に至り、東の方江淮穀泗の四水を帶びて會稽に薄るまでは梁・楚・吳・淮南・長沙の國たり、此等の國は其の外境、北は胡、南は越に接せり、而して內地は大山相比次して其より東は盡く諸侯の地なり、大いなるは或は五六郡を兼ねて城を連ぬること數十、百官宮觀を置きて天子になぞらふ、漢は獨り三河・東郡・潁川・南陽及び江陵より西蜀に至る間と北は雲中より隴西と內史とに至る間と凡て十五郡を有てり、而して公主列侯の食邑其中に在り、何となれば、天下始めて定まりて骨肉同姓尙未だ少し、故に彊力の庶子を其間に配置して、四海を鎭撫し、以て天子を承け衞らしめたればなり、

【字解】 尙矣、久遠なり、成康、成王康王なり、管・蔡・康叔・曹・鄭、管は武王の弟叔鮮の封國なり、蔡は武王の弟叔度の封國なり、康叔は武王の弟なり、衞に封ぜらる、曹は武王の弟叔振鐸の封國なり、鄭は宣王の弟友の封國なり、此の鄭を以て上の四國に次げるは衍なるが如し、純、純一なり、序二等、漢功臣を封ずるに大を王となし小を侯となしゝこと、九國、齊・楚・荊・淮南・燕・趙・梁・代・淮陽是なり、河・濟・阿甄、河は黃河、濟は濟水、阿甄は地名なり、九疑、山の名なり、穀

而同姓五十五、地上不過百里、下三十里、以輔衛王室、管・蔡・康・叔・曹・鄭、或過或損、厲・幽之後、王室缺、侯伯彊國興焉、天子微、弗能正、非德不純、形勢弱也、漢興序二等、高祖末年、非劉氏而王者、若無功、上所不置而侯者、天下共誅之、高祖子弟・同姓爲王者九國、唯獨長沙異姓、而功臣侯者、百餘人、自鴈門太原以東、至遼陽爲燕・代國、常山以南、大行左轉、度河・濟阿甄以東、薄海爲齊・趙國、自陳以西、南至九疑東、帶江・淮・穀・泗、薄會稽爲梁・楚・吳・淮南・長沙國、皆外接於胡越、而內地〔北〕距山以東、盡諸侯地、大者或五六郡、連城數十、置百官宮觀、僭於天子、漢獨有三河・東郡・潁川・南陽、自江陵以西至蜀、北自雲中至隴西與內史、凡十五郡、而公主列侯、頗食邑其中、何者、天下初定、骨肉同姓少、故廣彊庶孼以鎭撫四海用承衛天子也、

【講義】太史公曰く、殷より前は久遠なれば略す、周の諸侯を封ずるや五等に分つ、即ち公侯伯子男なり、されど其の封地の廣衰は一定せず、伯禽康叔を魯衛

七	八	九 王得故項羽將鍾離味、斬之以聞	十
二年一月	二	三	四
九 耳薨、諡景王	趙王張敖立、耳子	二	三
七月	八月 帝自將誅燕、	九月	後九月
七	八	九 反漢、虜荼、	燕王盧綰、始漢太尉、
六	七	八	九
十	十	十	五年十一月
	一	二	
六 薨、諡文王	長沙成王臣、始、芮子、	二	三

漢興以來諸侯年表第五

太史公曰、殷以前尚矣、周封五等、公・侯・伯・子・男、然封伯禽康叔於魯衞、地各四百里、親親之義、褒有德也、太公於齊、兼五侯地、尊勤勞也、武王成・康、所封數百、

十二 誅籍	齊王韓信徙王楚	二	三	四	五	六
十二	十三 徙王長沙	屬淮南國				
十七 漢虜驩	屬漢為南郡					
六	七 淮南國	八	九	十	十一	十二
二	三 趙國	四	五	六	七	八
十一	十二 徙王楚屬漢為四郡					
十二月	正月 殺項籍天下平諸侯臣屬漢	二月 甲午王更號即皇帝位於定陶	三月	四月	五月	六月 帝入關
十二	五年一月 燕國	二	三	四	五	六
	復置梁國	一月 梁王彭越始	二	三	四	五
三	四 韓王信徙代都馬邑	五	六	七	八	九
	分臨江為長沙國	衡山王吳芮為長沙王	二	三	四	五

三 漢御史周苛入楚、	三	八		五	二	三月 周苛入楚、	三	六
四	四	九		六	三	四月 王出滎陽、豹死、	四	七
五	五	十		七	四	五月	五	八
六	六	十一		八	五	六月	六	九
七	七	十二	淮南王英布始、漢立之、	九	六	七月 立布爲淮南王、	七	十
八	八	十三	二	十	七	八月	八	十一
九	九	十四	三	十一	八	九月 太公呂后歸自楚、	九	十二
十	十	十五	四	十二	九	五年十月	十	四年一月
十一	十一	十六	五	二年一月	十	十一月	十一	二

五	六	七	八	九	十	十一 漢將韓信擊殺龍且	十二	四年一月	二
五	六	七	八	九	十	十一	十二	四年一月	二
二十九	三十	三十一 王敖薨、	臨江王驩始、敖子、	二	三	四	五	六	七
						趙王張耳始、漢立之、	二	三	四
							屬漢爲郡、		
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一 漢將韓信擊殺廣			齊王韓信始、漢立之、
五月	六月 王出滎陽	七月	八月 周苛從公殺魏豹	九月	四年十月	十一月	十二月	正月	二月 立信王齊、
五	六	七	八	九	十	十一	十二	四年一月	二
八	九	十	十一	十二	三年一月	二	三	四	五

八	九	十	十一	十二	三年一月	二	三	四
八	九	十	十一	十二	三年一月	二	三	四
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
八	九	十	十一	十二布身降漢、地屬項籍				
十	十一	十二漢將韓信斬陳餘	屬漢為太原郡					
四十六	四十七	四十八漢滅歇、立張耳、屬漢為郡						
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
九月	後九月	三年十月	十一月	十二月	正月	二月	三月	四月楚圍王滎陽
八	九	十	十一	十二	三年一月	二	三	四
三十八漢將韓信虜豹	屬漢為河東上黨郡							
十一	十二	二年一月	二	三	四	五	六	七

三 項羽以兵三萬破漢兵五十六萬	四	五	六	七
三	四	五	六	七
十五	十六	十七	十八	十九
三	四	五	六	七
五	六	七	八	九
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
三 齊王田廣始、榮子、橫立之	二	三	四	五
四月 王伐楚至彭城懷定、	五月 王走滎陽、	六月 王入關、立太子、復如滎陽、	七月	八月
三	四	五 漢殺邯廢丘、	屬漢爲隴西北地中地郡、	
三	四	五	六	七
三十三 從漢伐楚、	三十四 豹歸、叛漢、	三十五	三十六	三十七
爲河內郡、屬漢				
六 從漢伐楚、	七	八	九	十

十 項羽滅義帝					
九	十	十一	十二	二年一月	二
九	十	十一	十二	二年一月	二
九	十	十一	十二	十三	十四
九	十	十一	十二	二年一月	二
九 耳降漢		歇以陳餘爲代王、號成安君	二	三	四
三十五 歇復王趙、	三十六 代王歇還王趙、	三十七	三十八	三十九	四十
五	六	七	八 項籍擊榮走平原、平原民殺之	項籍立故齊王田假爲齊王	二 田榮弟橫反城陽、擊假、假走楚、楚殺假
十月 王至陝、	十一月	十二月	正月	二月	三月 王擊殷、
九	十 漢拔我隴西、	十一	十二 漢拔我北城、	二年一月	二
九	十	十一	十二	二年一月	二
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二 降漢爲廢王
九	十	十一	十二	十三	十四 降漢、印廢、
三	韓王信始、立漢之	二	三	四	五
九	屬漢爲河南郡				

三	四	五	六	七	八	九
二 都彭城	三 諸侯罷戲下兵、皆之國	四	五	六	七	八
二 都江都						
二 都郴	三	四	五	六	七	八
二 都江陵	三	四	五	六	七	八
二 都六	三	四	五	六	七	八
二 都襄國	三	四	五	六	七	八
二十八 都代	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
二 都臨淄	三	四 田榮擊都、都降楚	五 齊王田榮始、故齊相	二	三	四
二 都博陽	三	四	五	六 田榮擊殺安、屬齊	七	
二十一 都即墨	二十二	二十三	二十四 田榮擊殺市、屬齊			
三月 都南鄭	四月	五月	六月	七月	八月	九月
二 都廢丘	三	四	五	六	七 邯守廢丘、漢圍之	八
二 都櫟陽	三	四	五	六	七 欣降漢、國除	屬漢、為河南、上郡
二 都高奴	三	四	五	六	七 翳降漢、國除	屬漢、為上郡
二 都薊	三	四	五	六	七	八
三十二 都無終	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七 臧荼擊殺廣無終、滅之、屬燕	
二十 都平陽	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
二 都朝歌	三	四	五	六	七	八
二十三 都陽翟	二十四	二十五	二十六	二十七 項羽誅成	二十八 韓王鄭昌始、項王立之	二
二 都洛陽	三	四	五	六	七	八

八月 趙高殺二世	九月 子嬰為王	十月	十一月	十二月		義帝元年一月	二月 徙都江南郴
						諸侯尊懷王為義帝	西楚霸王項籍始，為天下主，命立十八王
四	五	六	七	八	九	項籍自立為西楚霸王	
						分為衡山	王吳芮始，故番君
十二 以秦降都尉翳、長史欣為上將，將秦降軍	十三	十四 項羽將諸侯兵四十餘萬，行略地，西至於河南	十五 羽詐坑殺秦降卒二十萬人於新安	十六 至關中，誅秦王子嬰，屠燒咸陽，分天下，立諸侯	十七 分楚為四	分為臨江	王共敖始，故楚柱國
						分為九江	王英布始，故楚將
二十一 趙王歇留國，陳餘亡居南皮	二十二	二十三 張耳從楚西入秦	二十四	二十五 分趙為代國	二十六	更名為常山	王張耳始，故楚將
						分為代	二十七 王趙歇始，故趙王
十四	十五	十六	十七	十八 項羽怨榮，殺之，分齊為三國	十九	更名為臨菑	王田都始，故齊將
						分為濟北	王田安始，故齊將
						分為膠東	二十 王田市始，故齊王
二十五 攻武關，破之	二十六 攻下嶢及藍田，以留侯策，不戰皆降	二十七 漢元年，秦王子嬰降，沛公入破咸陽，平秦，還軍霸上，待諸侯約	二十八 沛公出令三章，秦民大悅	二十九 與項羽有郄，見之戲下，講解，羽倍約，分關中為四國	正月	分關中為漢	二月 漢王始，故沛公
						分關中為雍	王章邯始，故秦將
						分關中為塞	王司馬欣始，故秦將
						分關中為翟	王董翳始，故秦將
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九 臧荼從入，分燕為二國	三十	燕	王臧荼始，故燕將
						分為遼東	三十一 王韓廣始，故燕王
十三	十四	十五 從項羽略地，遂入關	十六	十七 分魏為殷國	十八	更為西魏	十九 王魏豹始，故魏王
						分為殷	王司馬卬始，故趙將
十六	十七	十八	十九	二十 分韓為河南國	二十一	韓	二十二 王韓成始，故韓將
						分為河南	王申陽始，故楚將

十二月	八	四 大破秦軍鉅鹿下、諸侯將皆屬項羽、	十三 楚救至、秦圍解、	六 故齊王建孫田安下濟北、從項羽救趙、	十七 救趙至栗、得皇訢武蒲軍、與秦軍戰破之、	十七	五 豹救趙、	八 分魏爲殷國
端月	九	五 虜秦將王離、	十四 張耳怒、陳餘棄將印去、	七 項羽田榮分齊爲二國、	十八	十八	六	九
二月	十	六 攻破章邯、章邯軍却、	十五	八	十九 得彭越軍昌邑、襲陳留、用酈食其策、軍得積粟、	十九	七	十
三月	十一	七	十六	九	二十 攻開封、破秦將楊熊、熊走滎陽、秦斬熊以徇、	二十	八	十一
四月	十二	八 楚急攻章邯、章邯恐、使長史欣歸秦請兵、趙高讓之、	十七	十	二十一 攻潁陽、略韓地、北絕河津、	二十一	九	十二
五月	二年一月	九 趙高欲誅欣、欣恐亡、走告章邯謀叛秦、	十八	十一	二十二	二十二	十	十三
六月	二	十 章邯與楚約降、未定、項羽詐而擊之、	十九 張耳從楚西入秦、	十二	二十三 攻南陽齮、破之陽城郭東、	二十三	十一	十四
七月	三	十一 項羽與章邯期殷虛、章邯等已降、與盟、以邯爲雍王、	二十	十三	二十四 降下南陽、封其守齮、	二十四	十二	十五 申陽下河南、降楚、

五月	六月	七月	八月	九月	後九月	三年十月	十一月
五	楚懷王始、都盱台、故懷王孫、梁立之、	二 陳嬰爲柱國、	三	四 徙都彭城、	五 拜宋義爲上將軍、	六	七 拜籍上將軍、
九	十 梁求楚懷王孫、得之民間、立爲楚王、	十一 天大雨、三月不見星、	十二 救東阿破秦軍、乘勝至定陶、項梁有驕色、	十三 章邯破殺項梁於定陶、項羽恐、還軍彭城、	懷王封項羽於魯爲次將、屬宋義北救趙、	二	三 羽矯殺宋義、將其兵渡河救鉅鹿、
五	六	七	八	九	十 秦軍圍歇鉅鹿、陳餘出救兵、	十一 章邯失邯鄲、徙其民於河內、	十二
九	十 儋救臨濟、章邯殺田儋、榮走東阿、	十一 齊立田假爲王、秦急圍榮東阿、	楚救榮得解、歸逐田假、立儋子市爲齊王始、	二 田假走楚、楚趣齊救趙、田榮以假故不肯、	三 齊救假乃出兵、項羽怒田榮、	四 齊將田都叛榮、往助項羽救趙、	五
九 雍齒奔魏、	十 沛公如薛、共立楚懷王、	十一 沛公與項羽北救東阿破秦軍濮陽東、屠城陽、	十二 沛公與項羽西略地、斬三川守李由於雍丘、	十三 沛公聞項梁死、還軍從懷王軍於碭、	十四 懷王封沛公爲武安侯、將碭郡兵西、約先至咸陽王之、	十五 攻破東郡尉及王離軍於武城南、	十六
九	十	十一	十二	十三	十四	十五 使將臧荼救趙、	十六
九	十 咎自殺、臨濟降秦、	十一 咎弟豹走東阿、	十二	魏豹自立爲魏王、都平陽、始、	二	三	四
	韓王成始、	二	三	四	五	六 從項羽、略入關、	七

九月 楚兵至戲、	三 周文兵至戲敗、而陳嬰聞涉王、即殺彊、	項梁號武信君、	二	齊王田儋始、儋狄人、諸田宗彊、從弟榮橫、	沛公初起、	韓廣爲趙略地至薊、自立爲燕王始、	魏王咎始、咎在陳、不得歸國、	
二年十月	四 誅葛嬰、	二	三	二 儋之起殺狄令、自王、	二 擊胡陵方與、破秦監軍、	二	二	
十一月	五 周文死、	三	四 李良殺武臣、張耳陳餘走、	三	三 殺泗水守、	三	三 齊趙共立周市、市不肯、曰必立魏咎云、	
十二月	六 陳涉死、	四	五	四	四 雍齒叛沛公、以豐降魏、沛公還攻豐、不能下、	四	四 告自陳歸立、陳涉死、	
端月	楚王景駒始、秦嘉立之、	五 涉將召平矯拜項梁爲楚柱國、急西擊秦、	趙王歇始立、張耳陳餘立之、	五 讓景駒以擅自王不請我、	五 沛公聞景駒王在留、往從與擊秦軍碭西、	五	五 章邯已破涉、圍咎臨濟、	
二月	二 嘉爲上將軍、	六 梁渡江、陳嬰黥布皆屬、	二	六 景駒使公孫慶讓齊、誅慶、	六 攻下碭、收得兵六千、與故凡九千人、	六	六	
三月	三	七	三	七	七 攻拔下邑、遂擊豐、豐不拔、聞項梁兵衆、往請擊豐、	七	七	
四月	四 梁擊殺景駒秦嘉、遂入薛、兵十餘萬衆、	八	四	八	八 沛公如薛見項梁、梁益沛公卒五千、擊豐拔之、	八	八 臨濟急、周市如齊楚請救、	

謂大聖ならむか、豈に天にあらずや、豈に天にあらずや、大聖にあらずんば、たれか能く此の際に當りて命を受けて帝たる者あらむや、

【字解】虞夏、舜禹の國號なり、考二之于天一天は七政をいふ、七政は日月五星なり、爲レ未レ可、八百の諸侯が紂を伐たむとするを武王が止めたりしをいふ、其後、夏より後なり、放弑、湯が桀を放ち武王が紂を討ちしをいふ、蠶食、かひこの桑葉を食ふが如く侵略するをいふ、倫、類也、以レ德若レ彼、彼とは舜・禹・契・后稷及び秦の襄文穆の三公を指す、用レ力如レ此、此とは湯・武及び秦の始皇を指す、兵革、戰爭のこと、銷二鋒鏑一銷は鎔なり、とらかすなり、鋒鏑はほこさき・やじりなり、凡ての兵器をいふ、これは兵器を鎔解して金人十二を造りしを指す、鉏、ソグなり、誅すること、維、度なり、ハカルと訓む、閭巷、民間といふに同じ、軼、過ぐなり、秦之禁、禁は諸侯を廢して兵を銷せしをいふ、賢者、漢の高祖を指す、天下雄、高祖を指す、無レ土不レ王、白虎通に聖人無レ土不レ王、使二舜不一レ遭レ堯、當レ如三夫子老二於闕里一也とあり、

月表説明

第二行　第二段の「楚隱王陳涉起レ兵入レ秦」は二世元年七月に陳涉が兵を起して秦に攻入りたることを記す、

第三行　第一段の「八月」は二世元年の八月なり、第二段の「二」は陳涉起兵入秦の第二月が二世元年の八月なるを記す、以下の各行に掲げたる數字は其國君の第何月なるかを示せるなり、

秦	楚	項	趙	齊	漢	燕	魏	韓
二世元年七月	楚隱王陳涉起レ兵入レ秦、							
八月、	二 葛嬰爲レ涉徇二九江一、立二襄彊一爲二楚王一、		武臣始至二邯鄲一、自立爲二趙王一始、					

斯之難也、秦既稱帝、患兵革不休、以有諸侯也、於是無尺土之封、墮壞名城、銷鋒鏑、鉏豪桀、維萬世之安、然王跡之興、起於閭巷、合從討伐、軼於三代、鄉秦之禁、適足以資賢者、爲驅除難耳、故憤發其所爲天下雄、安在無土不王、此乃傳之所謂大聖乎、豈非天哉、豈非天哉、非大聖、孰能當此受命而帝者乎、

【講義】昔虞夏の興るや、善を積み功を累ぬること數十年、其德は百姓に洽く、政事を攝り行ふに之を天の七政に考へ、然る後に位に卽けり、湯武の王と爲りしは乃ち其の祖先の契と后稷とが仁を修め義を行ひしに由れり、其の後十餘世の後八百の諸侯期せずして孟津に會し、以て紂を亡さむとせり、然れども武王は猶以て未だ可ならずとなせり、夏の後に至り始めて君を放ち主を弑する者あるに至れり、秦は襄公に起り、文公繆公に章れ、獻公孝公の後に稍く六國を蠶食し、百有餘載にして始皇に至り、乃ち能く始めて冠帶の類を幷せき、夫れ德を以てすること舜・禹・契・后稷及び秦の襄文穆の如くし、力を用ふること湯・武・及び秦の始皇の如くして始めて天下に王たりしなり、蓋し天下を一統することはそれ斯の如く難きなり、秦既に帝と稱し、兵革の休まざるを患ふ、兵革の止まざるは此れ諸侯あるが爲めなりと思ひ、是に於て尺土の封邑をも無くして全く諸侯を廢し、名城を墮壞し、鋒鏑を銷して金人十二を作り、天下の豪傑を誅し、以て萬世の安きを度りき、然ども王者の興るは思ひもよらぬ民間より起り、合從討伐は三代に過ぎたり、且つ向に秦の諸侯を禁じて郡縣となしたるは、適〻以て後の賢者に資して天下の難を驅除するに足らしめたるのみ、故に後の賢者發憤すれば其の爲す所遂に天下の雄となれり、安んぞ古人の所謂土無くんば王たらじと云ふことあらむや、此れ乃ち傳に所

秦楚之際月表第四

太史公讀秦楚之際、曰、初作難發於陳涉、虐戾滅秦自項氏、撥亂誅暴、平定海內、卒踐帝祚、成於漢家、五年之間、號令三嬗、自生民以來、未始有受命若斯之亟也、

【講義】太史公秦楚の際の記事を讀みて、慨無くむばあらず、曰く、初めて秦に難を作しゝは、陳涉に發せり、しへたげもとりて秦を滅しゝは項氏よりす、亂を撥き暴を誅し、海內を平定して、卒に帝位を踐みしは漢家に成れり、其間僅に五年、陳涉・項羽・高祖と號令三たび禪れり、生民ありてよりこのかた、未だ始めより天命を受けて天下に王たること斯の如く速かなる者あらざるなり、

【字解】秦楚之際、秦楚の際の記事なり、項氏、項羽なり、漢家、漢の高祖を指す、五年之間、陳涉王と稱してより高祖位に卽く迄凡て八年なり、三嬗、嬗は禪の古字なり、陳涉・項羽・高祖の相禪りしをいふ、亟、急速なり、

昔虞夏之興、積善累功數十年、德洽百姓、攝行政事、考之于天、然後在位、湯武之王、乃由契・后稷、修仁行義、十餘世不期而會孟津八百諸侯、猶以爲未可、其後乃放弒、秦起襄公、章於文・繆、獻・孝之後、稍以蠶食六國、百有餘載、至始皇、乃能幷冠帶之倫、以德若彼、用力如此、蓋一統若

二十三 王翦蒙武擊破楚軍、殺其將項燕、	二十四 王翦蒙武破楚、虜其王負芻、	二十五 王賁擊燕、虜王喜、又擊代、虜王嘉、五月天下大酺、	二十六 王賁擊齊、虜王建、初并天下、立爲皇帝、	二十七 更命河爲德水、爲金德、命民曰黔首、同天下書、分爲三十六郡、
秦滅魏、				
四	五	六 秦將王賁虜王嘉、秦滅趙、		
四 秦破我將項燕、	五 秦虜王負芻、	秦滅楚、		
三十一	三十二	三十三 秦虜王喜、拔遼東、	秦滅燕、	
四十一	四十二	四十三	四十四 秦虜王建、	秦滅齊、

二十八 爲阿房宮、之衡山、治馳道、帝之琅邪、道南郡入、爲太極廟、賜戶三十爵一級、

二十九 郡縣大索十日、帝之琅邪、道上黨入、

三十

三十一 更命臘曰嘉平、賜黔首里六石米二羊、以嘉平大索二十日、

三十二 帝之碣石、道上郡入、

三十三 遣諸逋亡及賈人贅婿、略取陸梁、爲桂林南海象郡、以適戍、西北取戎爲四十四縣、築長城河上、蒙恬將三十萬、

三十四 適治獄吏不直者、築長城及南方越地、覆獄故失、

三十五 爲直道、道九原通甘泉、

三十六 徙民於北河楡中、耐徙三處、

三十七 十月帝之會稽琅邪、還至沙丘崩、子胡亥立、爲二世皇帝、殺蒙恬、道九原入、復行錢、

二世元年 十月戊寅大赦罪人、十一月爲兎園、十二月就阿房宮、其九月郡縣皆反、楚兵至戲、章邯擊卻之、出衛君角爲庶人、

二 將軍章邯、長史司馬欣、都尉董翳、追楚兵至河、誅丞相斯去疾將軍馮劫、

三 趙高反、二世自殺、高立二世兄子嬰、子嬰立刺殺高、夷三族、諸侯入秦、嬰降、爲項羽所殺、尋誅羽、天下屬漢、

十四 桓齮定平陽、武城宜安、韓使非來、我殺非、韓王請臣、	十五 興軍至鄴、軍至太原取狼孟、	十六 置麗邑、發卒受韓南陽地、	十七 內史騰擊得韓王安、盡取其地、置潁川郡、華陽太后薨、	十八	十九 王翦拔趙虜王遷、之邯鄲、帝太后薨、	二十 燕太子使荊軻刺王、覺之、王翦將擊燕、	二十一 王賁擊楚、	二十二 王賁擊魏、得其王假、盡取其地、
十	十一	十二 獻城秦、	十三	十四 衛君角元年	十五	魏王假元年	二	三 秦虜王假、
六	七	八 秦來受地、	九 秦虜王安、	秦滅韓、				
三 秦拔我宜安、	四 秦拔我狼孟、鄱吾、軍鄴、	五 地大動、	六	七	八 秦王翦虜王遷邯鄲、公子嘉自立爲代王、	代王嘉元年	二	三
五	六	七	八	九	十 幽王卒、弟郝立、爲哀王、三月負芻殺哀王、	楚王負芻元年 負芻哀王庶兄、	二 秦大破我取十城、	三
二十二	二十三 太子丹質於秦、亡來歸、	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八 太子丹使荊軻刺秦王、秦伐我、	二十九 秦拔我薊得太子丹、徙王遼東、	三十
三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十

七 彗星見北方、西方、夏太后薨、蒙驁死、	八 嫪毐封長信侯、	九 彗星見、竟天、嫪毐爲亂、遷其舍人于蜀、彗星復見、	十 相國呂不韋免、齊趙來置酒、太后入咸陽、大索十日、	十一 呂不韋之河南、王翦擊鄴閼與、取九城、	十二 發四郡兵助魏擊楚、呂不韋卒、復嫪毐舍人遷蜀者、	十三 桓齮擊平陽、殺趙扈輒、斬首十萬、因東擊趙王之河南、彗星見、
三 秦拔我汲、	四	五 秦拔我垣蒲陽衍、	六	七	八 秦助我擊楚、	九
三十三	三十四	韓王安元年	二	三	四	五
五	六	七	八 入秦置酒、	九 秦拔我閼與、鄴取九城、	趙王遷元年	二 秦拔我平陽、敗扈輒、斬首十萬、
二十三	二十四	二十五 李園殺春申君、	楚幽王悍元年	二	三 秦魏擊我、	四
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
二十五	二十六	二十七	二十八 入秦置酒、	二十九	三十	三十一

	秦莊襄王楚元年	二十八	二十四　秦拔我成皋、滎陽、	十七	十四　楚滅魯、頃公遷下邑、爲家人、絕祀、	六	十六
	蒙驁擊趙榆次新城狼孟、得三十七城、日蝕、	二十九	二十五	十八	十五　春申君徙封於吳、	七	十七
	王齮擊上黨、初置太原郡、魏公子無忌率五國卻我軍河外、蒙驁解去、	三十　無忌率五國兵敗秦軍河外、	二十六　秦拔我上黨、	十九	十六	八	十八
	始皇帝元年	三十一	二十七	二十　秦拔我晉陽、	十七	九	十九
	二	三十二	二十八	二十一	十八	十	二十
	三　蒙驁擊韓取十二城、王齮死、	三十三	二十九　秦拔我十二城、	趙悼襄王偃元年	十九	十一	二十一
	四　七月、蝗蔽天下、百姓納粟千石、拜爵一級、	三十四　信陵君死、	三十	二　太子從質秦歸、	二十	十二　趙拔我武遂、方城、	二十二
	五　蒙驁取魏酸棗二十城、初置東郡、	魏景湣王元年　秦拔我二十城、	三十一	三　趙相魏相會魯柯盟、	二十一	十三　劇辛死於趙、	二十三
	六　五國共擊秦、	二　秦拔我朝歌、衛從濮陽徙野王、	三十二	四	二十二　王東徙壽春、命曰郢、	十四	二十四

五十四	四十六 王之南鄭	十六	十二	五 使廉頗拒秦於長平	二	十一	四
五十五	四十七 白起破趙長平、殺卒四十五萬	十七	十三	六 使趙括代廉頗將、白起破括四十五萬	三	十二	五
五十六	四十八	十八	十四	七	四	十三	六
五十七	四十九	十九	十五	八	五	十四	七
五十八	五十 王齕鄭安平圍邯鄲、及齕還軍、拔新中	二十 公子無忌救邯鄲、秦兵解去	十六	九 秦圍我邯鄲、楚魏救我	六 春申君救趙	燕孝王元年	八
五十九	五十一	二十一 韓魏楚救趙新中、秦兵罷	十七	十	七 救趙新中	二	九
	五十二 取西周王	二十二	十八	十一	八 取魯、魯君封於莒	三	十
	五十三	二十三	十九	十二	九	燕王喜元年	十一
	五十四	二十四	二十	十三	十 徙於鉅陽	二	十二
	五十五	二十五 衛元君元年	二十一	十四	十一	三	十三
	五十六	二十六	二十二	十五 平原君卒	十二 柱國景伯死	四 伐趙、趙破我軍、殺栗腹	十四
	秦孝文王元年	二十七	二十三	十六	十三	五	十五

四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三
三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十 太子質於魏者死、歸葬芷陽、	四十一	四十二 宣太后薨、安國君爲太子、	四十三	四十四 秦攻韓、取南陽、	四十五 秦攻韓、取十城、
五 擊燕、	六	七	八	九 秦拔我懷城、	十	十一 秦拔我廩丘、	十二	十三	十四	十五
韓桓惠王元年	二	三	四	五	六	七	八	九 秦拔我陘城汾旁、	十 秦擊我太行、	十一
二十七	二十八 藺相如攻齊、至平邑、	二十九 秦拔我閼與、趙奢將擊秦、大敗之、賜號曰馬服、	三十 秦擊我閼與城、不拔、	三十一	三十二	三十三	趙孝成王元年 秦拔我三城、平原君相、	二	三	四
二十七 擊燕、魯頃公元年	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	楚考烈王元年 秦取我州、黃歇爲相、
七	燕武成王元年	二	三	四	五	六	七 齊田單拔中陽、	八	九	十
十二	十三	十四 秦楚伐我剛壽、	十五	十六	十七	十八	十九	齊王建元年	二	三

三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
二十六 魏冉復爲丞相、	二十七	二十八	二十九 白起擊楚、拔郢、更東攻竟陵、以爲南郡、	三十 白起封爲武安君、	三十一	三十二	三十三	三十四 白起擊魏華陽軍、芒卯走、得三晉將、斬首十五萬、
十五	十六	十七	十八	十九	魏安釐王元年 秦拔我南城、封弟公子無忌爲信陵君、	二 秦拔我兩城、軍大梁城、韓來救、與秦溫以和、	三 秦拔我四城、斬首四萬、	四 與秦南陽以和、
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一 暴鳶救魏、爲秦所敗、走開封、	二十二	二十三
十八 秦拔我石城、	十九 秦敗我軍、斬首三萬、	二十 與秦會澠池、藺相如從、	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
十八	十九 秦擊我、與秦漢北及上庸地、	二十 秦拔鄢西陵、	二十一 秦拔我郢、燒夷陵、王亡走陳、	二十二 秦拔我巫黔中、	二十三 秦所拔我江旁反秦、	二十四	二十五	二十六
三十一	三十二	三十三	燕惠王元年	二	三	四	五	六
三	四	五 殺燕騎劫、	六	七	八	九	十	十一

二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
十六	十七 魏入河東西百里、	十八 客卿錯擊魏、至軹、取城大小六十一、	十九 十月爲帝、十二月復爲王、任鄙卒、	二十	二十一 魏納安邑及河內、	二十二 蒙武擊齊、	二十三 尉斯離與韓魏燕趙共擊齊破之、	二十四 與楚會穰、	二十五
五	六 芒卯以詐重、	七 秦擊我取城大小六十一、	八	九 秦拔我新垣曲陽之城、	十 宋王死我溫、	十一	十二 與秦擊齊濟西、與秦王會西周、	十三 秦拔我安城、兵至大梁而還、	十四 大水、衛懷君元年、
五 秦拔我宛城、	六 與秦武遂地方二百里、	七	八	九	十 秦敗我兵夏山、	十一	十二 與秦擊齊濟西、與齊王會西周、	十三	十四 與秦會兩周間、
八	九	十	十一 秦拔我桂陽、	十二	十三	十四 與秦會中陽、	十五 取齊昔陽、	十六 與秦王會穰、	十七 秦拔我兩城、
八	九	十	十一	十二	十三	十四 與秦會宛、	十五 取齊淮北、	十六	十七
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八 與秦三晉擊齊、燕獨入至臨菑、取其寶器、	二十九	三十
三十三	三十四	三十五	三十六 爲東帝二月、復爲王、	三十七	三十八 齊滅宋、	三十九 秦拔我列城九、	四十 五國共擊湣王、王走莒、	齊襄王法章元年	二

十五	七 樗里疾卒、擊楚斬首三萬、魏冉爲相、	十九	十二	二十六	二十九 秦取我襄城、殺景缺、	十二	二十四 秦使涇陽君來爲質、
十六	八 楚王來、因留之、	二十 與齊王會于韓、	十三 齊魏王來、立咎爲太子、	二十七	三十 王入秦、秦取我八城、	十三	二十五 涇陽君復歸秦、薛文入相秦、
十七	九	二十一 與齊韓共擊秦于函谷、河渭絕一日、	十四 與齊魏共擊秦、	趙惠文王元年 以公子勝爲相、封平原君、	楚頃襄王元年 秦取我十六城、	十四	二十六 與魏韓共擊秦、孟嘗君歸相齊、
十八	十 楚懷王亡之趙、趙弗內、	二十二	十五	二 楚懷王亡來、弗內、	二	十五	二十七
十九	十一	二十三	十六 與齊魏擊秦、秦與我武遂和、	三	三 懷王卒于秦、來歸葬、	十六	二十八
二十	十二 樓緩免、穰侯魏冉爲丞相、	魏昭王元年 秦尉錯來擊我襄城、	韓釐王咎元年	四 圍殺主父、與齊燕共滅中山、	四 魯文侯元年	十七	二十九 佐趙滅中山、
二十一	十三 任鄙爲漢中守、	二 與秦戰、我不利、	二	五	五	十八	三十 田甲劫王、相薛文走、
二十二	十四 白起擊伊闕、斬首二十四萬、	三 佐韓擊秦、秦敗我兵伊闕、	三 秦敗我伊闕二十四萬、虜將喜、	六	六	十九	三十一
二十三	十五 魏冉免相、	四	四	七 迎婦秦、	七	二十	三十二

六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
二　初置丞相、樗里子甘茂爲丞相、	三	四　拔宜陽城、斬首六萬、涉河城武遂、	秦昭王元年	二　彗星見、桑君爲亂誅、	三	四　彗星見、	五　魏王來朝、	六　蜀反、司馬錯往誅蜀守煇、定蜀、日蝕晝晦、伐楚、
十　張儀死、	十一　與秦會應、	十二　太子往朝秦、	十三　秦擊皮氏、未拔而解、	十四　秦武王后來歸、	十五	十六　秦拔我蒲坂晉陽封陵、	十七　與秦會臨晉、秦復我蒲坂、	十八　與秦擊楚、
三	四　與秦會臨晉、秦擊我宜陽、	五　秦拔我宜陽、斬首六萬、	六　秦復與我武遂、	七	八	九　秦取武遂、	十　太子嬰與秦王會臨晉、因至咸陽而歸、	十一　秦取我穰、與秦擊楚、
十七	十八	十九　初胡服、	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五　趙攻中山、惠后卒、
二十	二十一	二十二	二十三	二十四　秦來迎婦、	二十五　與秦王會黃棘、秦復歸我上庸、	二十六　太子質秦、	二十七	二十八　秦韓魏齊敗我將軍唐眛於重丘、
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三　與秦擊楚、公子將、大有功、

三	七 五國共擊秦、不勝而還、	魏哀王元年 擊秦、不勝、	十五 擊秦、不勝、	八 擊秦、不勝、	十一 擊秦、不勝、	三 擊秦、不勝、	六 宋自立爲王、
四	八 與韓趙戰、斬首八萬、張儀復相、	二 齊敗我觀津、	十六 秦敗我脩魚、得韓將軍申差、	九 與韓魏擊秦、齊敗我觀津、	十二	四	七 敗魏趙觀津、
五	九 擊蜀滅之、取趙中都西陽安邑、	三	十七	十 秦取我中都西陽安邑、	十三	五 君讓其臣子之國、願爲臣、	八
六	十	四	十八	十一 秦敗我將軍英、	十四	六	九
周赧王元年	十一 侵義渠、得二十五城、	五 秦拔我曲沃、歸其人、走犀首岸門、	十九	十二	十五 魯平公元年	七 君噲及相子之皆死、	十
二	十二 樗里子擊藺陽、虜趙將、公子繇通封蜀、	六 秦來立公子政爲太子、與秦王會臨晉、	二十	十三 秦拔我藺、虜將趙莊、	十六 張儀來相、	八	十一
三	十三 庶長章擊楚、斬首八萬、	七 擊齊、虜聲子於濮、與秦擊燕、	二十一 秦助我攻楚、圍景座、	十四	十七 秦敗我將屈匄、	九 燕人共立公子平、	十二
四	十四 蜀相殺蜀侯、	八 圍衛、	韓襄王元年	十五	十八	燕昭王元年	十三
五	秦武王元年 誅蜀相壯、張儀魏章皆死于魏、	九 與秦會臨晉、	二	十六 吳廣入女、生子何、立爲惠王后、	十九	二	十四

四十	九 度河取汾陰皮氏、圍焦降之、與魏會應、	六 與秦會雍、秦取汾陰皮氏、	四	二十一	十一 魏敗我陘山、	四	十四
四十一	十 張儀相、公子桑圍蒲陽降之、魏納上郡、	七 入上郡于秦、	五	二十二	楚懷王槐元年	五	十五 宋君偃元年
四十二	十一 義渠君爲臣、歸魏焦曲沃、	八 秦歸我焦曲沃、	六	二十三	二	六	十六
四十三	十二 初臘、會龍門、	九	七	二十四	三	七	十七
四十四	十三 四月戊午、魏君爲王、	十	八 魏敗我韓舉、	趙武靈王元年 魏敗我趙護、	四	八	十八
四十五	相張儀將兵取陝、初更元年、	十一 衛嗣君元年、	九	二 城鄗、	五	九	十九
四十六	二 相張儀與齊楚會齧桑、	十二	十 君爲王、	三	六 敗魏襄陵、	十 君爲王、	齊湣王地元年
四十七	三 張儀免相、相魏、	十三 秦取曲沃平周、女化爲丈夫、	十一	四 與韓會區鼠、	七	十一	二
四十八	四	十四	十二	五 取韓女爲夫人、	六	十二	三 封田嬰於薛、
愼靚王元年	五 王北遊戎池、至河上、	十五	十三	六	七	燕王噲元年	四 迎婦于秦、
二	六	十六	十四 秦來擊我取鄢、	七	十 城廣陵、	二	五

三十一	三十二	三十三賀秦、	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
二十四秦大荔圍合陽、孝公薨、商君反、死彤地、	秦惠文王元年楚韓趙蜀人來、	二天子賀行錢、宋太丘社亡、	三王冠、拔韓宜陽、	四天子致文武胙、魏夫人來、	五陰晉人犀首爲大良造、	六魏以陰晉爲和、命曰寧秦、	七義渠內亂、庶長操將兵定之、	八魏入少梁河西地于秦、
三十三衞鞅亡歸我、我恐弗內、	三十四	三十五孟子來、王問利、對曰君不可言利、	三十六	魏襄王元年與諸侯會徐州、以相王、	二秦敗我彫陰、	三伐趙、衞平侯元年	四	五與秦河西地少梁、秦圍我焦曲沃、
二十一	二十二申不害卒、	二十三	二十四秦拔我宜陽、	二十五旱、作高門、屈宜臼曰、昭侯不出此門、	二十六高門成、昭侯卒、不出此門、	韓宣惠王元年	二	三
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八齊魏伐我、我決河水浸之、	十九	二十
二	三	四	五	六	七圍齊于徐州、	八	九	十
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八蘇秦說燕、	二十九	燕易王元年	二	三
五	六	七與魏會平阿南、	八與魏會于鄄、	九與魏會徐州、諸侯相王、	十楚圍我徐州、	十一與魏伐趙、	十二	十三

二十	十三 初爲縣有秩史、	二十二	十 韓姬弑其君悼公、	趙肅侯元年	二十一	十三	三十
二十一	十四 初爲賦、	二十三	十一 昭侯如秦、	二	二十二	十四	三十一
二十二	十五	二十四	十二	三 公子范襲邯鄲、不勝死、	二十三	十五	三十二
二十三	十六	二十五	十三	四	二十四	十六	三十三 殺其大夫牟辛、
二十四	十七	二十六	十四	五	二十五	十七	三十四
二十五 諸侯會、	十八	二十七 丹封名會、丹魏大臣、	十五	六	二十六	十八	三十五 田忌襲齊、不勝、
二十六 致伯秦、	十九 城武城、從東方牡丘來歸、天子致伯、	二十八	十六	七	二十七 魯景公偃元年	十九	三十六
二十七	二十 諸侯畢賀、會諸侯于澤、朝天子、	二十九 中山君爲相、	十七	八	二十八	二十	齊宣王辟彊元年
二十八	二十一 馬生人、	三十 齊虜我太子申、殺將軍龐涓、	十八	九	二十九	二十一	二 敗魏馬陵、田忌田嬰田盼將、孫子爲師、
二十九	二十二 封大良造商鞅、	三十一 秦商君伐我、虜我公子卬、	十九	十	三十	二十二	三 與趙會伐魏
三十	二十三 與晉戰岸門、	三十二 公子赫爲太子、	二十	十一	楚威王熊商元年	二十三	四

十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	
三	四	五	六	七與魏王會村平、	八與魏戰元里、斬首七千、取少梁、	九	十衛公孫鞅為大良造、伐安邑、降之、	十一城商塞、衛鞅圍固陽、降之、	十二	初取小邑為三十一縣、令為田開阡陌、
十二星晝墮、有聲、	十三	十四與趙會鄗、	十五魯衛宋鄭侯來、	十六	十七與秦戰元里、秦取我少梁、	十八邯鄲降齊、敗我桂陵、	十九諸侯圍我襄陵、築長城塞固陽、	二十歸趙邯鄲、	二十一	與秦遇彤、
十二	韓昭侯元年、秦敗我西山、	二宋取我黃池、魏取我朱、	三	四	五	六伐東周、取陵觀廩丘、	七	八申不害相、	九	
十六	十七	十八趙孟如齊、	十九與燕會河、與齊宋會平陸、	二十	二十一魏圍我邯鄲、	二十二魏拔邯鄲、	二十三	二十四魏歸邯鄲、與魏盟漳水上、	二十五	
十一	十二	十三君尹黑迎女秦、	十四	十五	十六	十七	十八魯康公元年	十九	二十	
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
二十	二十一鄒忌以鼓琴見威王、	二十二封鄒忌為成侯、	二十三與趙會平陸、	二十四與魏會田於郊、	二十五	二十六敗魏桂陵、	二十七	二十八	二十九	

五	六	七	顯王元年	二	三	四	五賀秦、	六	七	八	九致胙于秦、
十四	十五	十六民大疫、日蝕、	十七櫟陽雨金、四月至八月、	十八	十九敗韓魏洛陽、	二十	二十一章蟜與晉戰石門、斬首六萬、天子賀、	二十二、	二十三與魏戰少梁、虜其太子、	秦孝公元年彗星見西方、	二天子致胙、
十六伐楚取魯陽、	惠王元年	二敗韓馬陵、	三齊伐我觀津、	四	五與韓會宅陽、城武都、	六伐宋取儀臺、	七	八	九與秦戰少梁、虜我太子、	十取趙皮牢、衛成侯元年、	十一
六韓嚴殺其君、	懿侯元年	二魏敗我馬陵、	三	四	五	六	七	八	九魏敗我于澮、大雨三月、	十	十一
四	五伐齊于甄、魏敗我懷、	六魏敗涿澤、圍惠王、	七侵齊至長城、	八	九	十	十一	十二	十三魏敗我于澮、	十四	十五
十魏取我魯陽、	十一	楚宣王良夫元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	燕文公元年	二
八	九趙伐我甄、	十宋剔成元年	十一伐魏取觀津、趙取我長城、	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九

二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	烈王元年	二	三	四
四 孝公生、	五	六 初縣蒲藍田善明氏、	七	八	九	十 日蝕、	十一 縣櫟陽、	十二	十三
六	七 伐齊至桑丘、	八	九 翟敗我澮、伐齊至靈丘、	十 晉靜公俱酒元年	十一 魏韓趙滅晉、絕無後、	十二	十三	十四	十五 衛聲公元年、敗趙北藺、
六	七 伐齊至桑丘、鄭敗晉、	八	九 伐齊至靈丘、	十	十一 韓哀侯元年 分晉國、	二 滅鄭、康公二十年、滅無後、	三	四	五
六	七 伐齊至桑丘、	八 襲衛不克、	九 伐齊至靈丘、	十	十一 分晉國、	十二	趙成侯元年	二	三 伐衛取都鄙七十三、魏敗我藺、
二十一	楚肅王臧元年	二	三	四 蜀伐我茲方、	五 魯共公元年	六	七	八	九
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十 敗齊林孤營、	燕桓公元年
二十四	二十五 伐燕取桑丘、	二十六 康公卒、田氏遂幷齊而有之、太公望之後絕祀、	齊威王因齊元年 自田常至威王、威王始以齊彊天下、	二	三 三晉滅其君、	四	五	六 魯伐入陽關、晉伐到鱄陵、	七 宋辟公元年

八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
六	七	八	九伐韓宜陽、取六邑、	十與晉戰武城、縣陝、	十一太子生、	十二	十三蜀取我南鄭、	秦出公元年	二庶長改迎靈公太子、立為獻公、誅出公、	秦獻公元年	二城櫟陽、	三日蝕晝晦、
三十一	三十二伐鄭城酸棗、	三十三晉孝公傾元年	三十四	三十五齊伐取襄陽、	三十六秦侵晉、	三十七	三十八	魏武侯元年襲邯鄲敗焉、	二城安邑王垣、	三	四	五
六救魯鄭、負黍反、	七	八	九秦伐宜陽取六邑、	十	十一	十二	十三	韓文侯元年	二伐鄭取陽城、伐宋到彭城、執宋君、	三	四	五
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	趙敬侯元年武公子朝作亂奔魏、	二	三	四魏敗我兔臺、	五
八	九伐韓取負黍、	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
十一伐魯取最、	十二	十三	十四	十五魯敗我平陸、	十六與晉衛會濁澤、	十七	十八	十九田常曾孫田和始列為諸侯、遷康公海上、食一城、	二十伐魯破之、田和卒、	二十一田和子桓公午立	二十二	二十三

二十一	二十二	二十三 九鼎震、	二十四	安王元年	二	三 王子定奔晉、	四	五	六	七
十	十一	十二	十三	十四 伐魏至陽狐、	十五	秦惠王元年	二	三 日蝕、	四	五 伐諸緜、
二十 卜相、李克翟璜爭、	二十一	二十二 初爲侯、	二十三	二十四 伐秦至陽狐、	二十五 太子罃生、	二十六 虢山崩、壅河、	二十七	二十八	二十九	三十
四	五	六 初爲侯、	七	八	九 鄭圍陽翟、	韓列侯元年	二 鄭殺其相駟子陽、	三 鄭人殺君、三月盜殺韓相俠累、	四 鄭相子陽之徒殺其君繻公、	五 鄭康公元年
四	五	六 初爲侯、	七 烈侯好音、欲賜歌者田、徐越侍以仁義、乃止、	八	九	趙武公元年	二	三	四	五
三	四	五 韓魏趙始列爲諸侯、	六 盜殺聲王、	楚悼王類元年	二 三晉來伐我至乘丘、	三 歸榆關于鄭、	四 敗鄭師、圍鄭、鄭人殺子陽、	五	六	七
二十九	三十	三十一	燕釐公元年	二	三	四	五	六	七	八
五十一 田會以廩丘反、	齊康公貸元年	二 宋悼公元年	三	四	五	六	七	八	九	十 宋休公元年

十	九	九	九	八	十六	十八	四十
十一	十補龐城、城籍姑、靈公卒、立其季父悼子、是爲簡公、	十	十	九	十七	十九	四十一
十二	秦簡公元年	十一衛愼公元年	十一	十中山武公初立、	十八	二十	四十二
十三	二與晉戰、敗鄭下、	十二	十二	十一	十九	二十	四十三伐晉、敗黃城、圍陽狐、
十四	三	十三公子擊圍繁龐、出其民人、	十三	十二	二	二十二	四十四伐魯莒及安陽、
十五	四	十四	十四	十三城平邑、	二十一	二十三	四十五伐魯、取都、
十六	五日蝕、	十五	十五	十四	二十二	二十四	四十六
十七	六初令吏帶劍、	十六伐秦、築臨晉元里、	十六	十五	二十三	二十五	四十七
十八	七塹洛、城重泉、初租禾、	十七擊宋中山、伐秦至鄭、還築洛陽、	韓景侯虔元年伐鄭、取雍丘、鄭城京、	趙列侯籍元年魏使太子伐中山、	二十四簡王卒、	二十六	四十八取魯郕、
十九	八	十八文侯受經子夏、過段干木之閭常式、	二鄭敗韓于負黍、	二	楚聲王當元年 魯穆公元年	二十七	四十九與鄭會于西城、伐衛、取丹陽、
二十	九	十九	三	三	二	二十八	五十

十二	十四			二十九	三魯悼公卒、	五	二十七
十三	秦懷公元年生靈公、			三十	四魯元公元年	六	二十八
十四	二			三十一	五	七	二十九
十五	三			三十二	六	八	三十
威烈王元年	四庶長鼂殺懷公、太子蚤死、大臣立太子之子爲靈公、	衛悼公亹元年		三十三襄子卒、	七	九	三十一
二	秦靈公元年生獻公、	魏文侯斯元年	韓武子元年	趙桓子元年	八	十	三十二
三	二	二	二鄭幽公元年韓殺之、	趙獻侯元年	九	十一	三十三
四	三作上下畤、	三	三鄭立幽公子、爲繻公元年、	二	十	十二	三十四
五	四	四	四	三	十一	十三	三十五
六	五	五魏誅晉幽公、立其弟止、	五	四	十二	十四	三十六
七	六	六晉烈公止元年魏城少梁、	六	五	十三	十五	三十七
八	七與魏戰少梁、	七	七	六	十四	十六	三十八
九	八城塹河瀕、初以君主妻河、	八復城少梁	八	七	十五	十七	三十九

二十三	三十一			十二	四十三	四	十
二十四	三十二			十三	四十四、滅杞、杞夏之後、	五	十一
二十五	三十三、伐義渠、虜其王、			十四	四十五	六	十二
二十六	三十四、日蝕、晝晦星見、			十五	四十六	七	十三
二十七	秦躁公元年			十六	四十七	八	十四
二十八	二、南鄭反、			十七	四十八	九	十五
考王元年	三			十八	四十九	十	十六
二	四			十九	五十	十一	十七
三	五			二十	五十一	十二	十八
四	六	晉幽公柳元年、服韓魏、		二十一	五十二	十三	十九
五	七			二十二	五十三	十四	二十
六	八、六月雨雪、日月蝕			二十三	五十四	十五	二十一
七	九			二十四	五十五	十六	二十二
八	十			二十五	五十六	燕滑公元年	二十三
九	十一			二十六	五十七	二	二十四
十	十二	衞昭公元年		二十七	楚簡王仲元年、滅莒、	三	二十五
十一	十三、義渠伐秦、侵至渭陽、			二十八	二	四	二十六

十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
十九	二十　公將師與緜諸戰	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五　晉大夫知開率其邑人來奔、	二十六　左庶長城南鄭、	二十七	二十八　趙人來迎女、	二十九　晉大夫知伯寬率其邑人來奔、	三十
		晉哀公忌元年	衛悼公黚元年		魏桓子敗智伯于晉陽、			衛敬公元年			
					韓康子敗智伯于晉陽、						
六	襄子元年　未除服、登夏屋、誘代王、以金斗殺代王、封伯魯子周為代成君、	二	三	四　與智伯分范中行地、	五　襄子敗智伯晉陽、與魏韓三分其地、	六	七	八	九	十	十一
三十一	三十二　蔡聲侯卒、	三十三　蔡元侯元年	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九　蔡侯齊元年	四十	四十一	四十二　楚滅蔡、
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	燕成公元年	二	三
二十三	二十四	二十五	齊宣公就匝元年	二	三	四	五　宋景公卒、	六　宋昭公元年	七	八	九

七	七彗星見、			四十八衛莊公飲大夫、不解履、公怒、即攻公、公奔宋、	十九王子英奔秦、	二十三	十一
八	八			四十九	二十	二十四	十二
定王元年				五十	二十一	二十五	十三
二	十庶長將兵拔魏城、彗星見、			五十一	二十二魯哀公卒、	二十六	十四
三	十一			五十二	二十三魯悼公元年、三桓勝、魯如小侯、	二十七	十五
四	十二			五十三	二十四	二十八	十六
五	十三		知伯伐鄭、駟桓子如齊求救、	五十四知伯謂簡子、欲廢太子襄子、襄子怨知伯、	二十五	燕孝公元年	十七救鄭、晉師去、中行文子謂田常、乃今知以亡、
六	十四晉人楚人來賂、		鄭聲公卒、	五十五	二十六	二	十八
七	十五		鄭哀公元年	五十六	二十七	三	十九
八	十六塹阿旁、伐大荔、補龐戲城、			五十七	二十八	四	二十
九	十七			五十八	二十九	五	二十一
十	十八			五十九	三十	六	二十二

成すこと大なりき、傳に曰く、後王に法るといへるは何ぞや、是れ近代の王法は己に連接して世俗の變も相類すれば其の議卑淺にして識り行ひ易きを以てなり、然るに近代の學者は其の聞ける所に牽かされ、秦が帝位に在ること日尙淺きを見て、其の時代の變調に處して功ありし終始を察せず、皆之を笑ひて敢て其の功を道はざるなり、此れ猶耳にて食ひて其の味を知らざると異なること無し、其の識見の卑き誠に悲むべきかな、余是に於て秦の史記に因りて春秋の後に繼ぎ、端を周の元王に起し、六國の時の事を表にして秦の二世に訖ぶ、凡て二百七十年、諸聞く所の興起敗壞の一端を著しぬ、後に君子ありて余が意のある所を覽觀せむ、

【字解】世異ㇾ變成ㇾ功大、人君の法を制定するは當に時代の變易に隨ひて其政を異にすべし、然れば其の功を成すこと大いなりとの意なり、舉、皆なり、コゾッテと訓む、不㆓敢道㆒、敢て其功を言はずの意なり、以ㇾ耳食、耳に食物を食はすとも其の味を知らざるが如く、見當違ひの喩なり、踵、繼なり、訖、及ぶなり、

周	秦	魏獻子	韓宣子	趙簡子	楚	燕	齊
元王元年	厲共公元年	衞出公輒後元年		四十二	楚惠王章十三年 吳伐ㇾ我、	燕獻公十七年	齊平公鷔五年
二	二 蜀人來賂、	晉定公卒、		四十三	十四 越圍ㇾ吳、吳怒、	十八	六
三	三	晉出公錯元年		四十四	十五	十九	七 越人始來、
四	四			四十五	十六 越滅ㇾ吳、	二十	八
五	五 楚人來賂、			四十六	十七 蔡景侯卒、	二十一	九 晉知伯瑤來伐ㇾ我、
六	六 義渠來賂、緜諸乞ㇾ援、			四十七	十八 蔡聲侯元年	二十二	十

秦既得意、燒天下詩書、諸侯史記尤甚、爲其有所刺譏也、詩書所以復見者、多藏人家、而史記獨藏周室、以故滅、惜哉惜哉、獨有秦記、又不載日月、其文略不具、然戰國之權變、亦有可頗采者、何必上古、

【講義】秦既に天下を幷せ有ちて思ひのまゝなることを得たり、是に於て天下の詩書を燒きぬ、就中諸侯の史記尤甚しく災害を蒙れり、是れ其の書には刺譏する所ありしが爲なり、詩書の後に至りて復見ることを得たるは、多く民家に藏したればなり、而して史記のみは周室に藏めたり、故を以て滅亡したるなり、惜いかな惜いかな、秦は書を焚くといへども自國の史は燒かず、是を以て獨秦の史記のみ存せり、されど又日月を載せず、其文異にして具らず、然れども戰國の權力爭によりて變化したる迹は歷然たり、故に之によりて亦頗る采るべき者あり、何ぞ必ずしも上古のもののみを求めむや、

秦取天下多暴、然世異變、成功大、傳曰、法後王、何也、以其近己而俗變相類、議卑而易行也、學者牽於所聞、見秦在帝位日淺、不察其終始、因擧而笑之、不敢道、此與以耳食無異、悲夫、余於是因秦記、踵春秋之後、起周元王、表六國時事、訖二世、凡二百七十年、著諸所聞興壞之端、後有君子、以覽觀焉、

【講義】秦天下を取りて暴政多し、然れども時代の異なるに適ふやう其の政を變易したれば其の功果を

連衡の說なり、短長も亦此に同じ、卽ち彼に趣けば短たり此に歸せば長たりと說く蘇秦張儀の術なり、矯稱、ためいつはるとほめたゝふるとの語なり、

秦始小國、僻遠、諸夏賓之、比於戎翟、至獻公之後、常雄諸侯、論秦之德義、不如魯衛之暴戾者、量秦之兵、不如三晉之彊也、然卒幷天下、非必險固便、形勢利、也、蓋若天所助焉、

【講義】秦は始め小國にして中國より遠く隔れり、故に諸夏は之を斥け棄てゝ戎翟の如く取り扱へり、然るに獻公に至るの後は常に諸侯の中にても强大となれり、されど秦の最も善しとする所の德義を以て中國と比較するに、魯衛に於て暴戾と稱する者よりも尙暴戾なり、又秦の兵力を以て三晉の彊大に量れば是れ亦足らざるなり、然れども卒に天下を幷せ有てり、是れ必ずしも山川險阻の固ある便及び形勢の利ありしのみにあらざるなり、蓋し天の助くる所ありしが如し、

【字解】賓、擯と通ず、斥くなり、棄つなり、

或曰、東方、物所始生、西方、物之成孰、夫作事者、必於東南、收功實者、常於西北、故禹興於西羌、湯起於亳、周之王也、以豐鎬伐殷、秦之帝、用雍州興、漢之興、自蜀漢、

【講義】或る人曰く、東方は物の始めて生ずる所なり、西方は物の成孰する所なり、夫れ事を作す者は必ず東南に於てし、功績實果を收むる者常に西北に於てすと、故に禹は西羌に興り、湯は亳に起り、周の王たるや豐鎬より殷を伐ちぬ、秦の帝たるや雍州より興り、漢の興れるは蜀漢よりせり、是れ其の興れる地は皆中國に於て西北なり、

河、則與二齊桓晉文中國侯伯一侔矣、

【講義】文公に及び、隴を踰えて夷狄を攘ひ、陳寶を尊び、岐と雍との間に經營す、而して穆公は政を修め、東の方竟に龍門河に至る、是に於て齊の桓公晉の文公の如き中國の侯伯と其の勢を等しくせり、

【字解】陳寶、秦紀に詳なり、河、龍門河なり、

是後、陪臣執レ政、大夫世レ祿、六卿擅二晉權一、征伐會盟、威重二於諸侯一、

【講義】是の後に至り、諸侯の臣政を執り、大夫祿を世々にす、卽ち晉の六卿は晉の權威を擅にせり、故に征伐も會盟も其の威は諸侯より重し、

【字解】陪臣、諸侯の臣なり、またげらいのこと、六卿、晉の六卿なり、卽ち韓氏・魏氏・趙氏の三家と范氏・智氏・中行氏となり、

及下田常殺二簡公一而相中齊國上、諸侯晏然弗レ討、海內爭二於戰功一矣、三國終レ之、卒分レ晉、田和亦滅レ齊而有レ之、六國之盛自レ此始、務在レ彊兵幷レ敵、謀詐用、而從衡短長之說起、矯稱蠭出、誓盟不レ信、雖レ置質剖レ符、猶不レ能レ約束一也、

【講義】齊の田常簡公を殺して齊國に相たるに及ぶも、諸侯は安然として之を討ぜむとせず、海內凡て戰功を爭へり、韓魏趙の三國は其の君晉主を終ふるに卒に晉の地を三分せり、田和も亦次で齊を滅して之を有てり、六國の盛んなること此より始まれり、其の務めは兵を強くして敵を幷吞するに在り、是に於て謀詐用ひられ、合從連衡短長の說頻に起り、ためいつはるとほめたゝふるとの語蠭の如く出で、誓盟も信あらず、人質を置き符節を剖くと雖、猶其の約束の效果を恃むべからざるに至れり、

【字解】晏然、安然に同じ、三國、韓魏趙なり、六國、韓・魏・趙・楚・燕・齊なり、從衡短長之說、從衡は合從

甲子
四十三 敬王崩、
十八 卒、二十七
四 卒、二十五
三十五 卒、三十七
十四 卒、子厲公立、
十二 卒、五十七
四十 卒、六十四
衞君起元年、石傳逐起、出輒復入、
十四 十九卒、
二十四 卒、三十八
十六 卒、二十八
十九 卒、二十二

六國表第三

太史公讀秦記、至犬戎敗幽王、周東徙洛邑、秦襄公始封爲諸侯、作西時、用事上帝、僭端見矣、禮曰、天子祭天地、諸侯祭其域內名山大川、今秦雜戎翟之俗、先暴戾、後仁義、位在藩臣、而臚於郊祀、君子懼焉、

【講義】太史公秦の史記を讀みて、略當時の事跡を知ることを得たり、犬戎の周の幽王を敗るに至りて、周の平王は都を東の方洛邑に徙せり、此の時秦の襄公兵を以て平王を護衞す、是を以て始めて封ぜられて諸侯と爲りぬ、襄公自ら少皡の神を主ると爲して西時を作りて上帝に事へ祠る、是れより天子の禮を潛すの端緒見はる、禮に曰く、天子は天地を祭り、諸侯は其の領內の名高き山川を祭ると、今秦は戎翟の俗習を雜へ、暴戾の行を先にして仁義の道を後にす、位は藩臣に在りながら、而も郊祀に陳ぬ、誠に僭越と謂ふべし、是に於て君子懼るゝなり、

【字解】秦記、秦國の史記なり、西時、秦は西方に在り、故に西といふ、時は止なり、神の止まる所なり、即ち祭壇なり、秦の上帝を祀る壇の義なり、僭端、みだし越ゆるのいとぐちなり、臚、陳ぬなり、禮を以てつらねのぶるなり、

及文公踰隴攘夷狄、尊陳寶、營岐雍之間、而穆公修政、東竟至

三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
十二 與吳會橐皐、用田賦、	十三 與吳會黃池、	十四 西狩獲麟、衞出公來奔、	十五 子服景伯使齊、子貢爲介、齊歸我侵地、	十六 孔子卒、	十七
二	三	四 田常殺簡公立其弟爲平公、常相之專國權、	齊平公驁元年 景公子也、齊自是稱田氏、	二	三
二十九	三十 與吳會黃池爭長、	三十一	三十二	三十三	三十四
八	九	十	十一	十二	十三
六 白公勝數請子西伐鄭、以父怨故、	七 伐陳、	八	九	十 白公勝殺令尹子西攻惠王、葉公攻白公、白公自殺、惠王復國、	十一
三十四	三十五 鄭敗我師、	三十六	三十七 熒惑守心、子韋曰善、	三十八	三十九
十 公如晉、與吳會橐皐、	十一	十二 父蒯聵入、輒出亡、	衞莊公蒯聵元年	二	三 莊公辱戎州人、戎州人與趙簡子攻莊公、出奔、
十九	二十	二十一	二十二	二十三 楚滅陳殺湣公、	
八	九	十	十一	十二	十三
十八 宋伐我、	十九	二十	二十一	二十二	二十三
十	十一 敗宋師、	十二	十三	十四	十五
十三 與魯會橐皐、	十四 與晉會黃池、	十五	十六	十七	十八 楚敗我、

		甲寅			
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
六	七 公會吳王于繒、吳徵百牢、季康子使子貢謝之、	八 吳爲鄒伐我、至城下、盟而去、齊取我三邑、	九	十 與吳伐齊、	十一 齊伐我、冉有言、故迎孔子、孔子歸、
齊晏孺子元年 田乞詐立陽生、殺孺子、	齊悼公陽生元年	二 伐魯、取三邑、	三	四 吳魯伐我、齊鮑子殺悼公、齊人立其子任、爲簡公、	齊簡公元年 魯與吳敗我、
二十三	二十四 侵衞、	二十五	二十六	二十七 使趙鞅伐齊、	二十八
二	三	四	五	六	七
二十七 救陳、王死城父、	楚惠王章元年	二 子西召建子勝於吳、爲白公、	三 伐陳、陳與吳故、	四 伐鄭、	五
二十八 伐曹、	二十九 使鄭衞魯、	三十 曹倍我、我滅之、	三十一 鄭圍我、敗之於雍丘、	三十二 伐鄭、	三十三
四	五 晉侵我、	六	七	八 孔子自陳來、	九 孔子歸魯、
十三 吳伐我、楚來救、	十四	十五	十六 倍楚、與吳成、	十七	十八
二	三	四	五	六	七
十三 宋伐我、	十四 宋圍我、鄭救我、	十五 宋滅曹、虜伯陽、			
十二	十三	十四	十五 圍宋、敗我師雍丘、伐我、	十六	十七
四	五	六	七	八	九
七 伐陳、	八 魯會我繒、	九 伐魯、	十	十一 與魯伐齊救陳、誅伍員、	十二 與魯敗齊、

二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
十四	十五 定公薨、日蝕、	魯哀公蔣元年	二	三 地震、	四	五
五十二	五十三	五十四 伐晉、	五十五 輸范中行氏粟、	五十六	五十七 田乞救范氏、	五十八 景公薨、立嬖姬子爲太子、
十六	十七	十八 趙鞅圍范中行朝歌、齊伐我、	十九 趙鞅圍范中行、鄭來救、我敗之、	二十	二十一 趙鞅拔邯鄲柏人、有之、	二十二 趙鞅敗范中行、中行奔齊、伐衛、
五	六	七	八	九	十 惠公薨、	秦悼公元年
二十	二十一 滅胡、以吳敗我倍之、	二十二 率諸侯圍蔡、	二十三	二十四	二十五	二十六
二十一	二十二 鄭伐我、	二十三	二十四	二十五 孔子過宋、桓魋惡之、	二十六	二十七
三十九 太子蒯聵出奔、	四十	四十一 伐晉、	四十二 靈公薨、立蒯聵子輒、晉納太子蒯聵于戚、	衛出公輒元年	二	三 晉伐我、救范氏故、
六 孔子來、	七	八 吳伐我、	九	十	十一	十二
二十三	二十四	二十五 楚伐我、以吳怨故、	二十六 畏楚私召吳人、乞遷于州來、州來近吳、	二十七	二十八 大夫共誅昭侯、	蔡成侯朔元年
六 公孫彊好射、獻鴈君、使爲司城、夢者之子亡去、	七	八	九	十 宋伐我、	十一	十二
五 子產卒、	六 伐宋、	七	八 敗范中行氏、與趙鞅戰於鐵、敗我師、	九	十	十一
九	十	十一	十二	燕獻公元年	二	三
十九 伐越、越敗我、傷闔閭指、以死、	吳王夫差元年	二 伐越、	三	四	五	六

					甲辰
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
八 陽虎欲伐三桓、三桓攻陽虎、陽虎奔陽關、	九 伐陽虎、虎奔齊、	十 公會齊侯於夾谷、孔子相、齊歸我地、	十一	十二 齊來歸女樂、季桓子受之、孔子行、	十三
四十六 魯伐我、我伐魯、	四十七 囚陽虎、虎奔晉、	四十八	四十九	五十 遺魯女樂、	五十一
十 伐衛、	十一 陽虎來奔、	十二	十三	十四	十五 趙鞅伐范中行、
三十五	三十六 襄公薨、	秦惠公元年、彗星見、	二 生躁公懷公簡公、	三	四
十四 子西爲民泣、民亦泣、蔡昭侯恐、	十五	十六	十七	十八	十九
十五	十六 陽虎來奔、	十七	十八	十九	二十
三十三 晉魯侵伐我、	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八 孔子來、祿之如魯、
四 公如吳、吳留之、因死吳、	陳湣公越元年	二	三	四	五
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
四 靖公薨、	曹伯陽元年	二	三 國人有夢衆君子立社宮、謀亡曹、振鐸止之、請待公孫彊、許之、	四 衛伐我、	五
十二	十三 獻公薨、	鄭聲公勝元年、鄭益弱、	二	三	四
三	四	五	六	七	八
十三 陳懷公來、留之、死於吳、	十四	十五	十六	十七	十八

		甲午				
十一	十二	十三	十四 與晉率諸侯侵楚、	十五	十六 王子朝之徒作亂、故王奔晉、	十七 劉子迎王、晉入王、
魯定公宋元年、昭公喪自乾侯至、	二	三	四	五 陽虎執季桓子、與盟釋之、日蝕、	六	七 齊伐我、
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五 侵衞伐魯、
三	四	五	六 周與我率諸侯侵楚、	七	八	九 入周敬王、
二十八	二十九	三十	三十一 楚包胥請救、	三十二	三十三	三十四
七 囊瓦伐吳、吳敗我豫章、蔡侯來朝、	八	九 蔡昭侯留三歲得裘故歸、	十 吳蔡伐我、入郢、昭王亡、伍子胥鞭平王墓、	十一 秦救至、吳去、昭王復入、	十二 吳伐我番、楚恐徙都都、	十三
八	九	十	十一	十二	十三	十四
二十六	二十七	二十八	二十九 與蔡爭長、	三十	三十一	三十二 齊侵我、
二十五	二十六	二十七	二十八	陳懷公柳元年	二	三
十 朝楚、以裘故留、	十一	十二 與子常裘、得歸、如晉請伐楚、	十三 與衞爭長、衞侵我、吳與我伐楚郢、	十四	十五	十六
曹隱公元年	二	三	四	曹靖公路元年	二	三
五	六	七	八	九	十 魯侵我、	十一
十五	十六	十七	十八	十九	燕簡公元年	二
六 楚伐我、迎擊敗之、取楚之居巢、	七	八	九 與蔡伐楚、入郢、	十	十一 伐楚取番、	十二

四	五	六	七	八	九	十 晉使諸侯爲我築城
二十六 齊取我鄆、以處公、	二十七	二十八 公如晉、求入、晉弗聽、處之乾侯、	二十九 公自乾侯如鄆、齊侯曰主君、公恥之、復之乾侯、	三十	三十一 日蝕、	三十二 公卒乾侯、
三十二 彗星見、晏子曰、田氏有德於齊、可畏、	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
十 知櫟趙鞅內王於王城、	十一	十二 六卿誅公族、分其邑、各使其子大夫、	十三	十四 頃公薨、	晉定公午元年	二 率諸侯爲周築城、
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
十三 欲立子西、子西不肯、秦女子立、爲昭王、	楚昭王珍元年 誅無忌以說衆、	二	三	四 吳二公子來奔、封以扞吳、	五 吳伐我六、潛、	六
宋景公頭曼元年	二	三	四	五	六	七
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
三	四	五	六	七	八	九
八	九	曹襄公元年	二	三	四	五 平公弟通殺襄公自立、
十四	十五	十六	鄭獻公蠆元年	二	三	四
八	九	十	十一	十二	十三	十四
十一	十二 公子光使專諸殺僚、光立、	吳闔閭元年	二	三 二公子奔楚、	四 伐楚六、潛、	五

						甲申
二十二	二十三	二十四	二十五	敬王元年	二	三
十九地震、	二十齊景公與晏子狩入魯問禮	二十一公如晉至河晉謝之歸、日蝕	二十二日蝕、	二十三地震、	二十四鸜鵒來巢、	二十五公欲誅季氏三桓氏攻公公出居鄆
二十五	二十六獵魯界因入魯	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
三	四	五	六周室亂、公平亂立敬王	七	八	九
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
六	七誅伍奢尚、太子建奔宋、伍胥奔吳、	八蔡侯來奔、	九	十吳伐敗我	十一吳卑梁人爭桑、伐取我鍾離	十二
九	十公母信詐殺公子、楚太子建來奔、見亂之鄭	十一	十二	十三	十四	十五
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
十一	十二	十三	十四	十五吳敗我兵取胡沈	十六	十七
八	九平公薨、靈公孫東國殺平侯子而自立	蔡悼侯東國元年奔楚、	二	三	蔡昭侯申元年悼侯弟、	二
曹悼公午元年	二	三	四	五	六	七
七	八楚太子建從宋來奔	九	十	十一楚建作亂、殺之	十二	十三
燕平公元年	二	三	四	五	六公如晉請內王	七
四	五伍員來奔、	六	七	八公子光敗楚、	九	十

			甲戌			
十五	十六	十七	十八　后、太子卒	十九	二十	二十一
十二　朝晉、至河、晉謝之歸	十三	十四	十五　日蝕	十六　公如晉、晉留之葬、公恥之	十七　正月朔日蝕、彗星見辰	十八
十八　公如晉	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
二	三	四	五	六　公卒、六卿彊、公室卑矣	晉頃公棄疾元年	二
七	八	九	十	十一	十二	十三
十一　王伐舒、以恐吳、次於乾谿、民罷於役、怨王	十二　棄疾作亂、自立、靈王自殺、復陳蔡	楚平王居元年、共王子、抱玉	二　王為太子取秦女、好、自取之	三	四　與吳戰	五
二	三	四	五	六	七	八　火
五　公如晉、朝嗣君	六	七	八	九	十	十一　火
四	五　楚平王復陳、立惠公	六	七	八	九	十　火
蔡侯廬元年、景侯子	二　楚平王復我、立景侯子廬	三	四	五	六	七
二十五	二十六	二十七	曹平公須元年	二	三	四　平公薨
三十六	鄭定公寧元年	二	三	四　火、欲禳之、子產曰、不如修德	五	六　火
六　公如晉	七	燕共公元年	二	三	四	五　共公薨
吳餘昧元年	二	三	四	吳僚元年	二　與楚戰	三

甲子						
八	九	十	十一	十二	十三	十四
五	六	七 季武子卒、日蝕、	八 公如楚、楚留之、賀章華臺、	九	十 四月日蝕、	十一
十一	十二 公如晉、請伐燕、入其君、	十三 入燕君、	十四	十五	十六	十七
二十一 秦后子歸秦、	二十二 齊景公來請伐燕、入其君、	二十三 入燕君、	二十四	二十五	二十六 春有星出婺女、十月公薨、	晉昭公夷元年
四十 公卒、后子自晉歸、	秦襄公元年	二	三	四	五	六
四 率諸侯、伐吳、	五 伐吳次乾谿、	六 執芋尹亡人入章華、	七 就章華臺、內亡人實之、滅陳、	八 弟棄疾將兵定陳、	九	十 醉殺蔡侯、使棄疾圍之、棄疾居之、爲蔡侯、
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四 平公薨、	宋元公佐元年
七	八	九 夫人姜氏無子、	衛靈公元年	二	三	四
三十二	三十三	三十四	三十五 弟招作亂、哀公自殺、	陳惠公吳元年 哀公孫也、楚來定我、	二	三
六	七	八	九	十	十一	十二 靈侯如楚、楚殺之、使棄疾居之、爲蔡侯、
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
八	九 齊伐我、	燕悼公元年 惠公歸至卒、	二	三	四	五
十一 楚率諸侯伐我、	十二 楚伐我、次乾谿、	十三	十四	十五	十六	十七

二	三	四	五	六	七
三十	三十一 襄公薨、昭公年十九、有童心、	魯昭公稠元年	二 公如晉、至河、晉謝還之、	三	四 稱病、不會楚、
五	六	七	八 齊田無宇來、送女、	九 晏嬰使晉、見叔向、曰、齊政歸田氏、叔向曰、晉公室卑、	十
十五	十六	十七 秦后子來奔、	十八 齊田無宇來、送女、	十九	二十
三十四	三十五	三十六 秦后子來奔晉、車千乘、	三十七	三十八	三十九
二	三 王季父圍爲令尹、	四 令尹圍殺郟敖、自立、爲靈王、	楚靈王圍元年、共王子、肘玉、	二	三 夏合諸侯宋地、盟、伐吳朱方、誅慶封、冬報我取五城、
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
衞襄公惡元年	二	三	四	五	六 稱病、不會楚、
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
四十九 爲太子取楚女、公通焉、太子殺公自立、	蔡靈侯班元年	二	三	四	五
十二	十三	十四	十五	十六	十七 稱病、不會楚、
二十三 諸公子爭寵相殺、子產止之、	二十四	二十五	二十六	二十七 夏如晉、冬如楚、	二十八 子產曰、三國不會、
二	三	四	五	六 公欲殺公卿、立幸臣、公卿誅幸臣、公恐、出奔齊、	七
五	六	七	八	九	十 楚誅慶封、

	甲寅			
二十四	二十五	二十六	二十七	景王元年
二十五 齊伐我北鄙、以報孝伯之師、	二十六	二十七 日蝕、	二十八 公如楚、葬康王、	二十九 吳季子來觀周樂、盡知樂所為、
六 晉伐我、報朝歌、崔杼以莊公通其妻、殺之、立其弟、為景公、	齊景公杵臼元年、如晉、請歸衛獻公、	二 慶封欲專、誅崔氏、杼自殺、	三 冬、鮑高欒氏謀慶封、發兵攻慶封、慶封奔吳、	四 吳季札來使、與晏嬰歡、
十 伐齊、至高唐、報太行之役、	十一 誅衛殤公、復入衛獻公、	十二	十三	十四 吳季札來、曰、晉政卒歸韓魏趙、
二十九 公如晉、盟不結、	三十	三十一	三十二	三十三
十二 吳伐我、以報舟之役、射殺吳王、	十三 率陳蔡伐鄭、	十四	十五 康王薨、	楚熊郟敖元年
二十八	二十九	三十	三十一	三十二
十一	十二 齊晉殺殤公、復內獻公、	衛獻公衎後元年	二	三
二十一 鄭伐我、	二十二 楚率我伐鄭、	二十三	二十四	二十五
四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
七	八	九	十	十一
十八 伐陳、入陳、	十九 楚率陳蔡伐我、	二十	二十一	二十二 季札謂子產曰、政將歸子、子以禮、幸脫於厄矣、
燕懿公元年	二	三	四 懿公薨、	燕惠公元年 齊高止來奔、
十三 諸樊伐楚、迫巢門、傷射以薨、	吳餘祭元年	二	三 齊慶封來奔、	四 守門閽殺餘祭、季札使諸侯、

十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
十八 與晉伐齊、	十九	二十 日蝕、	二十一 公如晉、日再蝕、	二十二 孔子生、	二十三	二十四 侵齊、日再蝕、
二十七 晉圍臨淄、晏嬰、大破之、	二十八 廢光立子牙為太子、光與崔杼殺牙自立、晉衛伐我、	齊莊公元年	二	三 晉欒逞來奔、晏嬰曰不如歸之、	四 欲遣欒逞入曲沃伐晉、取朝歌、	五 畏晉通楚、晏子謀、
三 率魯宋衛鄭圍齊、大破之、	四 與衛伐齊、	五	六 魯襄公來、殺羊舌虎、	七 欒逞奔齊、	八	九
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
五 伐鄭、	六	七	八	九	十	十一 與齊通、率陳蔡伐鄭救齊、
二十一 晉率我伐齊、	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
四	五 晉率我伐齊、	六	七	八	九 齊伐我、	十
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十 楚率我伐鄭、
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三 楚率我伐鄭、
二十三 成公薨、	曹武公勝元年	二	三	四	五	六
十一 晉率我圍齊、楚伐我、	十二 子產為卿、	十三	十四	十五	十六	十七 子產曰、范宣子為政、我請伐陳、
十九 武公薨、	燕文公元年	二	三	四	五	六
六	七	八	九	十	十一	十二

				甲辰		
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
十一 三桓分爲三軍、各將軍、	十二 公如晉、	十三	十四 日蝕、	十五 日蝕、齊伐我、	十六 齊伐我、地震、齊復伐我北鄙、	十七 齊伐我北鄙、
二十	二十一	二十二	二十三 衛獻公來奔、	二十四 伐魯、	二十五 伐魯、	二十六 伐魯、
十一 率諸侯伐鄭、秦敗我櫟、公曰吾用魏絳九合諸侯、賜之樂、	十二	十三	十四 率諸侯大夫伐秦、敗棫林、	十五 悼公薨、	晉平公彪元年、伐敗楚子湛坂、	二
十五 我使庶長鮑伐晉救鄭、敗之櫟、	十六	十七	十八 晉諸侯大夫伐秦、敗棫林、	十九	二十	二十一
二十九 鄭晉伐我、	三十	三十一 吳伐我、敗之、共王薨、	楚康王招元年、共王太子出奔吳、	二	三 晉伐我、敗湛坂、	四
十四 楚伐我、	十五	十六	十七	十八	十九	二十 伐陳、
十五 救鄭、敗晉師櫟、	十六	十七	十八 孫文子攻公、公奔齊、立定公弟狄、	衛殤公狄元年、定公弟、	二	三 伐曹、
七	八	九	十	十一	十二	十三 宋伐我、
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二 伐衛、
四 與楚伐宋、晉率諸侯伐我、秦來救、	五	六	七	八	九	十
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
二十四	二十五 壽夢卒、	吳諸樊元年、楚敗我、	二 季子讓位、楚伐我、	三	四	五

三	四	五	六	七	八	九 王叔奔晉、
四 公如晉、	五 季文子卒、	六	七	八 公如晉、	九 與晉伐鄭、會河上、問公年、十一可冠于衛、	十 楚鄭侵我西鄙、
十三	十四	十五	十六	十七	十八 與晉伐鄭、	十九 令太子光高厚會諸侯鍾離、
四 魏絳說和戎狄、狄朝晉、	五	六	七	八	九 率齊魯宋衛曹伐鄭、秦伐我、	十 率諸侯伐鄭、荀罃伐秦、
八	九	十	十一	十二	十三 伐晉、為楚援、	十四 晉伐我、
二十二 伐陳、	二十三 伐陳、	二十四	二十五 圍陳、	二十六 伐鄭、	二十七 伐鄭師于武城、為秦、	二十八 使子囊救鄭、
七	八	九	十	十一	十二 晉率我伐鄭師、	十三 鄭伐我、衞來救、
八	九	十	十一	十二	十三 晉率我鄭師、曹鞭公幸妾、	十四 救宋、
三十 楚伐我、成公薨、	陳哀公弱元年	二	三 楚圍我、為公亡歸、	四	五	六
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七 鄭侵我、	二十八 晉率我伐鄭、	二十九
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
二	三	四	五 子駟使賊夜殺釐公、詐以病卒赴諸侯、	鄭簡公喜元年釐公子、	二 誅子駟、晉率諸侯伐我、我與盟、楚怒伐我、	三 晉率諸侯伐我、楚來救、子孔作亂、子產攻之、
五	六	七	八	九	十	十一
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三

十	十一	十二	十三	十四 簡王崩、	靈王元年 生有髭、	二
十五 始與吳通、會鍾離、	十六 宣伯告晉、欲殺季文子、文子以義脫、	十七	十八 成公薨、	魯襄公午元年 圍宋彭城、	二 會晉城虎牢、	三
六	七	八	九	十 我不救鄭、晉伐我、使太子光質於晉、	十一	十二 伐吳、
五 三郤讒伯宗、殺之、伯宗好直諫、	六 敗楚鄢陵、	七	八 欒書中行偃殺厲公立襄公孫爲悼公、	晉悼公元年 圍宋彭城、	二 率諸侯伐鄭、城虎牢、	三 魏絳辱楊干、
秦景公元年	二	三	四	五	六	七
十五 許畏鄭、請徙葉、	十六 救鄭、不利、子反醉、軍敗、殺子反、歸、	十七	十八 爲魚石伐宋彭城、	十九 侵宋、救鄭、	二十	二十一 使子重伐吳、至衡山、使何忌侵陳、
十三 華元奔晉、復還、	宋平公成元年	二	三 楚伐彭城、封魚石、	四 楚侵我、取犬丘、晉誅魚石歸我彭城、	五	六
衞獻公衎元年	二	三	四	五 圍宋彭城、	六	七
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九 倍楚盟、楚侵我、
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
二 晉執我公以歸、	三	四	五	六	七	八
九	十 倍晉盟楚、晉伐我、楚來救、	十一	十二 與楚伐宋、	十三 晉我、取兵、次洧上、楚來救、	十四 成公薨、晉率諸侯伐我、	鄭釐公惲元年
十一	十二	十三 昭公薨、	燕武公元年	二	三	四
十 與魯會鍾離、	十一	十二	十三	十四	十五	十六 楚伐我、

							甲申
二	三	四	五	六	七	八	九
七	八	九	十公如晉、送葬、諱之	十一	十二	十三會晉伐秦	十四
十五	十六	十七頃公薨、	齊靈公環元年	二	三	四伐秦、	五
十六以巫臣始通於吳、而謀楚、	十七復趙武田邑、侵蔡	十八執鄭成公、伐鄭、秦伐我、	十九	晉厲公壽曼元年	二	三伐秦、至涇、敗之、獲其將成差、	四
二十	二十一	二十二伐晉、	二十三	二十四與晉侯夾河盟、歸倍盟、	二十五	二十六晉率諸侯伐我	二十七
七伐鄭、	八	九救鄭、冬與晉成、	十	十一	十二	十三	十四
五	六	七	八	九	十	十一晉率我伐秦、	十二
五	六	七	八	九	十	十一	十二定公薨、
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
八	九晉侯伐我、	十	十一	十二	十三	十四	十五
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七晉率我伐秦、	曹成公負芻元年
鄭成公睔元年、悼公弟也、楚伐我、	二	三與楚盟、公如晉、執公、伐我、	四晉率諸侯伐我	五	六	七伐秦、	八
三	四	五	六	七	八	九	十
二巫臣來謀伐楚、	三	四	五	六	七	八	九

			甲戌		
十七	十八	十九	二十	二十一、定王崩、	簡王元年、
魯成公黑肱元年、春、齊取我隆、	二、與晉伐齊、齊歸我汶陽、竊與楚盟、	三、會晉宋衛曹伐楚鄭、	四、公如晉、晉不敬、公欲倍晉合於楚、	五	六
九	十、晉郤克敗公於鞍、虜逢丑父、	十一、頃公如晉、欲王晉、晉不敢受、	十二	十三	十四
十	十一、與曹敗齊、	十二、始置六卿、率諸侯伐鄭、	十三、魯公來、不敬、	十四、梁山崩、伯宗隱其人而用其言、	十五、使欒書救鄭、遂侵蔡、
十四	十五	十六	十七	十八	十九
楚共王審元年	二、秋、申公巫臣竊徵舒母奔晉、以為邢大夫、冬、伐衛、魯、救齊、	三	四、子反救鄭、	五、伐鄭、倍我故也、鄭悼公來訟、	六
二十一	二十二	宋共公瑕元年	二	三	四
十	十一、穆公薨、與諸侯敗齊、反侵地、楚伐我、	衛定公臧元年	二	三	四
九	十	十一	十二	十三	十四
二	三	四、伐鄭、	五	六	七、晉侵我、
五	六	七	八	九	十
十五	十六	十七、晉率諸侯伐我、	十八、晉欒書取我氾、襄公薨、	鄭悼公費元年、公如楚訟、	二、悼公薨、楚伐我、晉使欒書來救、
十二	十三	十四	十五	燕昭公元年	二
					吳壽夢元年

	甲子						
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
十一	十二	十三	十四	十五初稅畝、	十六	十七日蝕、	十八宣公薨、
齊頃公無野元年	二	三	四	五	六	七晉使郤克來齊、婦人笑之、克怒歸去、	八晉伐敗我、
二	三救鄭、爲楚所敗河上、	四	五伐鄭、	六救宋執解楊、有節、秦伐我、	七隨會滅赤翟、	八使郤克使齊、婦人笑之、克怒歸、	九伐齊質子彊、兵罷、
六	七	八	九	十伐晉、	十一	十二	十三
十六率諸侯誅夏徵舒、立陳靈公子午、	十七圍鄭、鄭伯肉袒謝、釋之、	十八	十九圍宋、爲殺使者、	二十圍宋五月、華元告子反、以誠楚罷、	二十一	二十二	二十三莊王薨、
十三	十四伐陳、	十五	十六殺楚使者、楚圍我、	十七華元告楚、楚去、	十八	十九	二十
二	三	四	五	六	七	八	九
陳成公午元年、靈公太子	二	三	四	五	六	七	八
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十文侯薨、	蔡景侯固元年
二十	二十一	二十二	二十三文公薨、	曹宣公盧元年	二	三	四
七	八楚圍我、我卑辭以解、	九	十晉伐我、	十一佐楚伐宋、執解楊、	十二	十三	十四
四	五	六	七	八	九	十	十一

二	三	四	五	六	七	八
四	五	六	七	八七月日蝕、	九	十四月日蝕、
四	五	六	七	八	九	十公卒、崔杼有寵、高國奔衛、
二	三中行桓子荀林父救鄭、伐陳、	四與衛侵陳、	五	六與魯伐秦、獲秦諜、殺之絳市、六日而蘇、	七使桓子伐楚、以諸侯師伐陳、救鄭、成公薨、	景公據元年、與宋伐鄭、
四	五	秦桓公元年	二	三晉伐我、獲諜、	四	五
九若敖氏爲亂、滅之、伐鄭、	十	十一	十二	十三伐陳、滅舒蓼、	十四伐鄭、晉郤缺鄭、敗我、	十五
六	七	八	九	十	十一	十二
三十	三十一楚伐鄭、與我平、晉中行桓子距楚、救鄭、伐我、	三十二與晉侵陳、	三十三	三十四	三十五	衛穆公速元年、齊高國來奔、
九	十	十一晉衛侵我、	十二	十三楚伐我、滅舒蓼、	十四	十五夏徵舒以其母辱殺靈公、
七	八	九	十	十一	十二	十三
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
鄭靈公夷元年、公子歸生以黿故殺靈公、	鄭襄公堅元年、靈公庶弟、楚伐、晉來救、	二	三	四	五楚伐我、晉來救、敗楚師、	六晉宋楚伐我、
十三	十四	十五	十六	燕宣公元年	二	三

			甲寅	
三	四	五	六 匡王崩、	定王元年
十七 齊伐我	十八 襄仲殺嫡立庶子為宣公、	魯宣公倭元年、魯立宣公、不正、公室卑、	二	三
三 伐魯	四 公刖邴歜父、而奪閻職妻、二人共殺公、立桓公子惠公、	齊惠公元年、取魯濟西之田、	二 王子成父敗長翟、	三
十一 率諸侯平宋、	十二	十三 趙盾救陳、宋、伐鄭、	十四 趙穿殺靈公、趙盾使穿迎公子黑臀于周、立之、賜趙氏公族、	晉成公黑臀元年、伐鄭、
十一	十二	秦共公和元年	二	三
四	五	六 伐宋陳、以倍我服晉故、	七	八 伐陸渾、至雒、問鼎輕重、
宋文公鮑元年、昭公弟、晉率諸侯平我、	二	三 楚鄭伐我、以我倍楚故也、	四 華元以羊羹陷于鄭、	五 贖華元、亡歸、圍曹、
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
四	五	六	七	八
二	三	四	五	六
八	九	十	十一	十二 宋圍我、
十八	十九	二十 與楚侵陳、遂侵宋、晉使趙盾伐我、以倍晉故、	二十一 與宋師戰、獲華元、	二十二 華元亡歸、
八	九	十	十一	十二

甲辰						
二	三	四	五 頃王崩、	六 公卿爭政、故不赴、	匡王元年	二
十	十一 敗長翟干鹹、而歸得長翟、	十二	十三	十四 彗星入北斗、周史曰、七年齊君晉君死、	十五 六月辛丑日蝕、齊伐我、	十六
十六	十七	十八	十九	二十 昭公卒、弟商人殺太子、自立、是爲懿公、	齊懿公商人元年	二 不得民心、
四 伐秦、取少梁、秦伐取我北徵、	五	六 秦取我羈馬、與秦戰河曲、秦師遁、	七 得隨會、	八 趙盾以車八百乘納捷菑、平王室、	九 我入蔡、	十
四 晉伐我、取少梁、我伐晉、取北徵、	五	六 伐晉、取羈馬、怒、與我大戰河曲、	七 晉詐得隨會、	八	九	十
九	十	十一	十二	楚莊王侶元年	二	三 滅庸、
三	四 敗長翟長丘、	五	六	七	八	九 襄夫人使衛伯殺昭公、弟鮑立、
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
十五	十六	十七	十八	陳靈公平國元年	二	三
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四 晉伐我、莊侯甍、	蔡文公申元年
曹文公壽元年	二	三	四	五	六 齊入我郛、	七
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
燕桓公元年	二	三	四	五	六	七

二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三 襄王崩、	頃王元年
三 公如晉、	四	五	六	七	八 王使衛來、求金以葬、非禮、	九
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
四 秦伐我、取王官、我不出、	五 伐秦、圍邧、新城、	六 趙成子、欒貞子、霍伯、臼季、皆卒、	七 公卒、趙盾爲太子少、欲更立君、恐誅、遂立太子、爲靈公、	晉靈公夷皐元年、趙盾事政、	二 秦伐我、取武城、報令狐之戰、	三 率諸侯救鄭、
三十六 以孟明等伐晉、晉不敢出、	三十七 晉伐我、圍邧、新城、	三十八	三十九 繆公薨、葬殉以人、從死者百七十人、君子譏之、故不言卒、	秦康公罃元年	二	三
二 晉伐我、	三 滅江、	四 滅六蓼、	五	六	七	八 伐鄭、以其服晉、
十三	十四	十五	十六	十七 公孫固殺成公、	宋昭公杵臼元年、襄公之子、	二
十一	十二 公如晉、	十三	十四	十五	十六	十七
八	九	十	十一	十二	十三	十四
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
四	五	六	七	八	九	十 楚伐我、
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十

				甲午		
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
二十九	三十	三十一	三十二	三十三 僖公薨、	魯文公興元年	二
二	三	四	五	六 狄侵我、	七	八
六	七 聽周歸衛成公、與鄭秦圍鄭、	八	九 文公薨、	晉襄公驩元年 破秦于殽、	二 伐衛、衛伐我、	三 秦報我殽、敗于汪、
二十九	三十 圍鄭、有奇言即去	三十一	三十二 將襲鄭、蹇叔曰不可、	三十三 襲鄭、晉敗我殽、	三十四 敗殽、將歸、公復其官、	三十五 伐晉報殽、敗我于汪、
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六 王欲殺太子立職、太子恐、與傅潘崇殺王、王欲食熊蹯死、不聽、自立為王、	楚穆王商臣元年 以其太子宅賜崇、為相、
六	七	八	九	十	十一	十二
四 晉以衛與宋、	五 晉入成公復衛、	六	七	八	九 晉伐我、我伐晉、	十
陳共公朔元年	二	三	四	五	六	七
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
四十二	四十三 秦晉圍我、以晉故、	四十四	四十五 文公薨、	鄭穆公蘭元年 秦襲我、弦高詐之、	二	三
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三

甲申					
十五	十六 王奔氾、氾鄭地也、	十七 晉納王、	十八	十九	二十 王狩河陽、
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八 公如踐土會朝、
六 伐宋、以其不同盟、	七	八	九	十 孝公薨、孝公弟潘因衛公子開方殺孝公子、立潘、	齊昭公潘元年 會晉敗楚、朝周王、
十四 圉立、為懷公、	晉文公元年 誅子圉、魏武子為魏大夫、趙衰為原大夫、咎犯曰、求霸莫如內王、	二	三 宋服、	四 救宋、報曹衛恥、	五 侵曹伐衛、取五鹿、執曹伯、諸侯敗楚而朝河陽、周命賜公土地、
二十三 迎重耳於楚、厚禮之、妻之女、重耳願歸、	二十四 以兵送重耳、	二十五 欲內王、軍河上、	二十六	二十七	二十八 會晉伐楚、朝周、
三十五 重耳過、厚禮之、	三十六	三十七	三十八	三十九 使子玉伐宋、	四十 晉敗子玉于城濮、
十四 公疾死泓戰、	宋成公王臣元年	二	三 倍楚親晉、	四 楚伐我、我告急於晉、	五 晉救我、楚兵去、
二十三 重耳從齊過、無禮、	二十四	二十五	衛成公鄭元年	二	三 晉伐我、取五鹿、公出奔、立公子瑕、會晉朝、復歸衛、
十一	十二	十三	十四	十五	十六 會晉伐楚、朝周王、
九	十	十一	十二	十三	十四 會晉伐楚、朝周王、
十六 重耳過、無禮、僖負羈私善、	十七	十八	十九	二十	二十一 晉伐我、執公、復歸之、
三十六 重耳過、無禮、叔詹諫、	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六

六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四 叔帶復歸於周
十四	十五 五月日有食之不書史官失之	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
四十	四十一	四十二 王以戎寇告齊、齊徵諸侯成周	四十三	孝公昭元年	二	三	四	五 歸王弟帶
五 秦饑請粟、晉倍之	六 秦虜惠公、復立之	七 重耳聞管仲死、去翟之齊	八	九	十	十一	十二	十三 太子圉質秦亡歸
十四	十五 以盜食善馬士得破晉	十六 爲河東置官司	十七	十八	十九 滅梁、梁好城不居、民罷相驚故亡	二十	二十一	二十二
二十六 滅六英	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三 執宋襄公、復歸之	三十四
五	六	七 隕五石、六鷁退飛過我都	八	九	十	十一	十二	十三 泓之戰、楚敗之
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
二	三	四	五	六	七	八	九	十
二十九	蔡莊公甲午元年	二	三	四	五	六	七	八
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十

					甲戌
二十五 襄王立、畏太叔。	襄王元年、諸侯立王。	二	三 戎伐我、太叔帶召之、欲誅叔帶、叔帶奔齊。	四	五
八	九 齊率戎伐晉亂、至高梁還。	十	十一	十二	十三
三十四	三十五 夏、會諸侯于葵丘、天子使宰孔賜胙、命無拜。	三十六 使隰朋立晉惠公。	三十七	三十八 使管仲平戎于周、欲以上卿禮讓、受下卿。	三十九 使仲孫請王、言叔帶、王怒。
二十五 伐翟、以重耳故。	二十六 公卒、立奚齊、里克殺之、及卓子、立夷吾。	晉惠公夷吾元年、誅里克、倍秦約。	二	三	四 饑、請粟、秦與我。
八	九 夷吾使郤芮賂、求入。	十 丕鄭子豹亡來。	十一 救王、伐戎、戎去。	十二	十三 丕豹欲無與、公不聽、輸晉粟、起雍至絳。
二十	二十一	二十二	二十三 伐黃。	二十四	二十五
三十 公疾、太子茲父讓兄目夷賢、公不聽。	三十一 公薨、未葬、齊桓會葵丘。	宋襄公茲父元年、目夷相。	二	三	四
八	九	十	十一	十二	十三
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	陳穆公款元年
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
曹共公元年	二	三	四	五	六
二十一	二十二	二十三	二十四 有妾夢天與之蘭、生穆公蘭。	二十五	二十六
六	七	八	九	十	十一

		甲子				
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
魯釐公申元年、哀姜喪自齊至、	二	三	四	五	六	七
二十七殺女弟魯莊公夫人、淫故、	二十八爲衞築楚丘、救戎狄伐、	二十九與蔡姬共蕩公、公怒、歸蔡姬、	三十率諸侯伐蔡、蔡潰、遂伐楚、責包茅貢、	三十一	三十二率諸侯伐鄭、	三十三
十八	十九荀息以幣假道于虞、以伐虢、滅下陽、	二十	二十一申生以驪姬讒自殺、重耳奔蒲、夷吾奔屈、	二十二滅虞虢、重耳奔狄、	二十三夷吾奔梁、	二十四
秦穆公任好元年	二	三	四迎婦于晉、	五	六	七
十三	十四	十五	十六齊伐我、至陘、使屈完盟、	十七	十八伐許、許公肉袒謝、楚從之、	十九
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
衞文公燬元年、戴公弟也	二齊桓公率諸侯爲我城楚丘、	三	四	五	六	七
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
十六	十七	十八以女故、齊伐我、	十九	二十	二十一	二十二
三	四	五	六	七	八	九
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
三十二	三十三	燕襄公元年	二	三	四	五

十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
二十八	二十九	三十	三十一	三十二 莊公弟叔牙鴆死、子般、季友奔陳、立湣公	魯湣公開元年	二 慶父殺湣公、季友自陳立申、爲釐公、殺慶父
二十	二十一	二十二	二十三 伐山戎、爲燕也	二十四	二十五	二十六
十一	十二 太子申生居曲沃、重耳居蒲城、夷吾居屈、驪姬故	十三	十四	十五	十六 伐魏、霍、耿、取始封趙夙耿、畢萬魏、此始	十七 申生將軍、君子知其廢
十	十一	十二	秦成公元年	二	三	四
六	七	八	九	十	十一	十二
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
三	四	五	六	七	八 翟伐我、公好鶴、士不戰、滅我國、國怨惠公亂、滅其後、更立黔牟弟	衛戴公元年
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
五	六	七	八	九	曹昭公元年	二
七	八	九	十	十一	十二	十三
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一

								甲寅
二 燕衛伐王、王奔温、立子頽、	三	四 誅頽、入惠王、	五 太子母早死、惠后生叔帶、	六	七	八	九	十 賜齊侯命、
十九	二十	二十一	二十二	二十三 公如齊觀社、	二十四	二十五	二十六	二十七
十一	十二	十三	十四 陳完自陳來奔、田常始此也、	十五	十六	十七	十八	十九
二	三	四	五 伐驪戎、得姬、	六	七	八 盡殺故晉侯群公子、	九 始城絳都、	十
秦宣公元年	二	三	四 作密畤、	五	六	七	八	九
二	三	四	五 弟惲殺堵敖自立、	楚成王惲元年	二	三	四	五
七 取衛女、文公弟、	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	衛懿公赤元年	二
十八	十九	二十	二十一 厲公子完奔齊、	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
二十	蔡穆侯肸元年	二	三	四	五	六	七	八
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	曹釐公夷元年	二	三	四
五	六	七 救周亂、入王、	鄭文公捷元年	二	三	四	五	六
十六 伐王、王奔温、立子頽、	十七 鄭執我仲父、	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四

					甲辰	
十五	釐王元年	二	三	四	五	惠王元年、取陳后
十二	十三 曹沫劫桓公、反所亡地	十四	十五	十六	十七	十八
四	五 與魯人會柯	六	七 始霸、會諸侯于鄄	八	九	十
二十五	二十六	二十七	二十八 曲沃武公滅晉侯緡、以寶獻周、周命武公為晉君、并其地	晉武公稱并晉、已立二十八年、不更元、因其元年	二十九 武公卒、子詭諸立、為獻公	晉獻公詭諸元年
十六	十七	十八	十九	二十 葬雍、初以人從死	秦德公元年、武公弟	二 初作伏祠、社磔狗邑四門
八	九	十	十一	十二 伐鄧滅之	十三	堵敖囏元年
十 萬殺君、仇牧有義	宋桓公御說元年、莊公子	二	三	四	五	六
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
十二	十三	十四	鄭厲公元年、厲公亡後十七歲、復入	二 諸侯伐我	三	四
九	十	十一	十二	十三	十四	十五

		甲午				
八	九	十	十一	十二	十三	十四
五 與齊伐衛納惠公	六	七 星隕如雨、與雨偕、	八 子糾來奔、與管仲俱避毋知亂	九 魯欲與糾入、後小白自齊、距魯、使生致管仲	十 齊伐我、爲糾故、	十一 臧文仲弔宋水、
九	十	十一	十二 毋知弑君自立、	齊桓公小白元年 春齊殺毋知、	二	三
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
楚文王貲元年 始都郢、	二 伐申過鄧、鄧人曰楚可取、鄧侯不許、	三	四	五 息夫人陳女、過蔡、蔡不禮、惡之楚、	六 伐蔡、獲哀侯以歸、	七
三	四	五	六	七	八	九 宋大水、公自罪、魯使臧文仲來弔、
八	九	十 齊立惠公黔牟奔周、	衛惠公朔復入、十四年	十五	十六	十七
四	五	六	七	八	九	十
六	七	八	九	十	十一 楚虜我侯、	十二
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
五	六	七	八	九	十	十一
二	三	四	五	六	七	八

莊王元年、生子頹、	二 有兄第、	三	四 周公欲殺王而立子克、王誅周公、克奔燕、	五	六	七
十六 公會晉、謀伐鄭	十七 日食、不書日、官失之、	十八 公與夫人如齊、齊侯通焉、使彭生殺公於車上、	魯莊公同元年	二	三	四
二	三	四 殺魯桓公、誅彭生、	五	六	七	八 伐紀、去其都邑、
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
二	三	四	五	六	七	八
四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一 王伐隨、夫人心動、王卒軍中、
十五	十六	十七	十八	十九	宋湣公捷元年、	二
衞黔牟元年	二	三	四	五	六	七
四	五	六	七	陳宣公杵臼元年、杵臼、莊公弟	二	三
十九	二十	蔡哀侯獻舞元年	二	三	四	五
六	七	八	九	十	十一	十二
鄭昭公元年、忽母鄧女、祭仲取之、	二 渠彌殺昭公、	鄭子亹元年、齊殺子亹、昭公弟、	鄭子嬰元年、子亹之弟	二	三	四
二	三	四	五	六	七	燕莊公元年

								甲申
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五　天王求車、非禮。
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二　釐公令毋知秩服、如太子。	三十三	齊襄公諸兒元年。貶毋知秩服、毋知怨。
二	三	四	五	六	七	八	九	十
十一	十二	秦[illegible]公元年	二	三	四	五	六　三父殺出公、立其兄武公。	秦武公元年。伐彭至華山。
三十六	三十七　伐隨、弗拔、俱盟罷兵。	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
六	七	八	九	十　執祭仲。	十一	十二	十三	十四
十四	十五	十六	十七	十八　太子伋弟壽爭死。	十九	衞惠公朔元年	二	三　朔奔齊、立黔牟。
二　生敬仲完。	三　周史卜完後世王齊。	四	五	六	七　公淫蔡、蔡殺公。	陳莊公林元年、桓公子。	二	三
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
五十二	五十三	五十四	五十五	曹莊公射姑元年	二	三	四	五
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	鄭厲公突元年	二	三　諸侯伐我、報宋故。	四　祭仲立忽、公出居櫟。
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	燕桓公元年

				甲戌	
九	十	十一	十二	十三 伐鄭、	十四
魯桓公允元年、母宋武公女、生手文爲魯夫人、	二 宋賂以鼎、入於太廟、君子譏之、	三 翬迎女、齊侯送女、君子譏之、	四	五	六
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五 山戎伐我、
七	八	晉小子元年	二	三	曲沃武公殺小子、因伐曲沃、立晉哀侯弟湣、爲晉侯、晉侯湣元年、
五	六	七	八	九	十
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五 使隨、隨爲善政、得止、
九	華督見孔父妻好、悅之、華督殺孔父、及殺殤公、宋公馮元年、華督爲相、	二	三	四	五
八	九	十	十一	十二	十三
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	弟他殺太子免、代立、國亂、再赴、陳厲公他元年、
四	五	六	七	八	九
四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一
三十三 以璧加魯易許田、	三十四	三十五	三十六	三十七 伐周、傷王、	三十八 太子忽救齊、齊將妻之、
十八	燕宣侯元年	二	三	四	五

	二 使虢公伐晉之曲沃	五 公觀魚于棠、君子譏之	十三	六 鄂侯卒、曲沃莊伯復攻晉、立鄂侯子光、爲哀侯	四十八	二十三	二 鄭伐我、我伐鄭	衞宣公晉元年、共立之、討州吁	二十七	三十二	三十九	二十六	十一	
甲子	三	六 鄭人來渝平	十四	晉哀侯光元年	四十九	二十四	三	二	二十八	三十三	四十	二十七 始朝王、王不禮	十二	
	四	七	十五	二 莊伯卒、子稱立、爲武公	五十	二十五	四	三	二十九	三十四	四十一	二十八	十三	
	五	八 易許田、君子譏之	十六	三	秦寧公元年	二十六	五	四	三十	三十五	四十二	二十九 與魯璧易許田	十四	
	六	九 三月大雨雹電	十七	四	二	二十七	六	五	三十一	蔡桓侯封人元年	四十三	三十	十五	
	七	十	十八	五	三	二十八	七 諸侯敗我、我師與衞人伐鄭	六	三十二	二	四十四	三十一	十六	
	八	十一 大夫翬請殺桓公、求爲相、公不聽、卽殺公	十九	六	四	二十九	八	七	三十三	三	四十五	三十二	十七	

甲寅 四十四	四十二	四	十三	三十九	十四	二	八	十八	二十三	三十	十七	二	
四十五	四十三	五	十四	四十	十五	三	九	十九	二十四	三十一	十八	三	
四十六	四十四	六	十五	四十一	十六	四	十	二十	二十五	三十二	十九	四	
四十七	四十五	七	十六 曲沃莊伯殺孝侯、晉人立孝侯子郄、爲鄂侯、	四十二	十七	五	十一	二十一	二十六	三十三	二十	五	
四十八	四十六	八	晉鄂侯郄元年、曲沃强於晉、	四十三	十八	六	十二	二十二	二十七	三十四	二十一	六	
四十九	魯隱公息姑元年、母聲子、	九	二	四十四	十九	七	十三	二十三	二十八	三十五	二十二 段作亂、奔	七	
五十	二	十	三	四十五	二十	八	十四	二十四	二十九	三十六	二十三 公悔思母、不見、穿地相見	八	
五十一	三 二月日蝕、	十一	四	四十六	二十一	九 公屬孔父立殤公、馮奔鄭、	十五	二十五	三十	三十七	二十四 侵周、取禾	九	
桓王元年	四	十二	五	四十七	二十二	宋殤公與夷元年	十六 州吁弑公自立	二十六 衛石碏來告、故執州吁	三十一	三十八	二十五	十	

	甲辰									
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	齊釐公祿父元年	二 同母弟夷仲生公孫毋知也、	三
二	三	四	五	六	七	八	九 曲沃叔成師卒、子代立、爲莊伯、	十	十一	十二
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九 公卒、命立弟和、爲穆公、	宋穆公和元年
二十	二十一	二十二	二十三	夫人無子、桓公立、衞桓公完元年	二 弟州吁驕、桓黜之、出奔、	三	四	五	六	七
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	燕穆侯元年

二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六
三十五	晉昭侯元年、封其季弟成師于曲沃、曲沃大於國、君子譏曰、晉人亂自曲沃始矣	二	三	四	五	六	潘父殺昭侯、納成師、不克、昭侯子立、是爲孝侯
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
十二	十三	十四	十五	十六	十七	武王立元年	二
二	三	四	五	六	七	八	九
十二	十三	十四	十五	十六	十七　愛妾子州吁、州吁好兵	十八	十九
九	十　陳文公卒	桓公元年	二	三	四	五	六
四	五	六	七	八	九	十	十一
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
二十五	二十六	二十七	母欲立段、公不聽、鄭莊公寤生元年、祭仲生	二	三	四	五
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六

	十一	九	三十五	二十一	六	四	六	五十三	十八	二	三十六	十一	五	
	十二	十	三十六	二十二	七	五	七	五十四	十九	蔡戴侯元年	曹穆公元年	十二	六	
	十三	十一	三十七	二十三	八	六	八	五十五	二十	二	二	十三	七	
甲申	十四	十二	三十八	二十四	九	楚蚡冒元年	九	衛莊公楊元年	二十一	三	三	十四　生莊公寤生。	八	
	十五	十三	三十九	二十五	十　作鄜畤。	二	十	二	二十二	四	曹桓公終生元年	十五	九	
	十六	十四	四十	二十六	十一	三	十一	三	二十三	五	二	十六	十	
	十七	十五	四十一	二十七	十二	四	十二	四	陳文公圉元年　生桓公鮑、厲公他。他母，蔡女。	六	三	十七　生大叔段。	十一	
	十八	十六	四十二	二十八	十三	五	十三	五	二	七	四	十八	十二	
	十九	十七	四十三	二十九	十四	六	十四	六	三	八	五	十九	十三	
	二十	十八	四十四	三十	十五	七	十五	七	四	九	六	二十	十四	
	二十一	十九	四十五	三十一	十六	八	十六	八	五	十	七	二十一	十五	
	二十二	二十	四十六	三十二	十七	九	十七	九	六	蔡宣侯楷論元年	八	二十二	十六	
	二十三	二十一	四十七	三十三	十八	十	十八　生魯桓公母。	十	七	二	九	二十三	十七	
甲午	二十四	二十二	四十八	三十四	十九　作祠陳寶。	十一	宋宣公力元年	十一	八	三	十	二十四	十八	

							甲戌						
八	九	十	十一幽王爲犬戎所殺、	平王元年東徙雒邑、	二	三	四	五	六	七	八	九	十
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	魯惠公弗湟元年	二	三	四	五	六	七	八
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
四	五	六	七始列爲諸侯、	八初立西畤祠白帝、	九	十	十一	十二伐戎至岐而死、	秦文公元年	二	三	四	五
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	楚霄敖元年	二	三
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	宋武公司空元年	二	三	四	五
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	蔡共侯興元年
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
三十三	三十四	三十五	三十六以幽王故、爲犬戎所殺、	鄭武公元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十取申侯女武姜、
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	燕哀侯元年	二	燕鄭侯元年	二	三	四

	三十九	十八	六	二十三	三十三	二	十一	二十四	七	二十一	七	十八	二
	四十	十九	七	二十四	三十四	三	十二	二十五	八	二十二	八	十九	三
甲寅	四十一	二十	八	二十五	三十五	四	十三	二十六	九	二十三	九	二十	四
	四十二	二十一	九	二十六	三十六	五	十四	二十七	十	二十四	十	二十一	五
	四十三	二十二	十	二十七穆侯卒、弟殤叔自立、太子仇出奔、	三十七	六	十五	二十八	十一	二十五	十一	二十二	六
	四十四	二十三	十一	晉殤叔元年	三十八	七	十六	二十九	十二	二十六	十二	二十三	七
	四十五	二十四	十二	二	三十九	八	十七	三十	十三	二十七	十三	二十四	八
	四十六	二十五	十三	三	四十	九	十八	三十一	十四	二十八	十四	二十五	九
	幽王元年	二十六	十四	四仇攻殺殤叔、立爲文侯、	四十一	十	十九	三十二	十五	二十九	十五	二十六	十
	二三川震、	二十七	十五	晉文侯仇元年	四十二	十一	二十	三十三	陳夷公說元年	三十	十六	二十七	十一
	三王取褒姒、	二十八	十六	二	四十三	十二	二十一	三十四	二	三十一	十七	二十八	十二
	四	二十九	十七	三	四十四	十三	二十二	三十五	三	三十二	十八	二十九	十三
甲子	五	三十	十八	四	秦襄公元年	十四	二十三	三十六	陳平公燮元年	三十三	十九	三十	十四
	六	三十一	十九	五	二	十五	二十四	三十七	二	三十四	二十	三十一	十五
	七	三十二	二十	六	三	十六	二十五	三十八	三	三十五	二十一	三十二	十六

					甲辰							
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
五	六	七	八	九	十	十一 周宣王誅伯御、立其弟稱、是爲孝公	十二	十三	十四	十五	十六	十七
二	三	四	五	六	七	八	九	齊莊公贖元年	二	三	四	五
十 以千畝戰、生二子、名仇、成師、二子名反、君子譏之、後亂	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
二十	二十一	二十二	楚熊鄂元年	二	三	四	五	六	七	八	九	楚若敖元年
二十九	三十	三十一 宋惠公薨	宋戴公立元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	陳武公靈元年	二	三	四	五	六
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	曹惠公伯雉元年	二	三	四	五	六
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	燕頃侯元年

行	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1									甲午				
2	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
3	魯懿公戲元年	二	三	四	五	六	七	八	九	魯孝公稱元年、伯御立、爲君、稱爲諸公子云、伯御、武公孫、	二	三	四
4	齊文公赤元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	成公說元年
5	八	九	十	十一	穆弗生元年	二	三	四 取齊女爲夫人、	五	六	七 以伐條生太子仇、	八	九
6	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
7	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
8	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
9	四十	四十一	四十二	衛武公和元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
10	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
11	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	蔡釐侯所事元年	二	三	四	五	六	七
12	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
13										鄭桓公友元年、始封、周宣王母弟、	二	三	四
14	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
15													

					甲戌										甲申	
十	十一	十二	十三	十四　宣王即位、共和罷	宣王元年厲王子	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	魯武公敖元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	齊厲公無忌元年	二	三	四	五	六	七	八	九
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	晉獻公籍元年	二	三	四	五	六	七
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	秦莊公元年	二	三	四	五	六
六	七	八	九	十	楚熊霜元年	二	三	四	五	六	楚熊徇元年	二	三	四	五	六
二十七	二十八	惠公覵元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
二十三	陳釐公孝元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
三	四	五	六	七	八	九	曹戴伯鮮元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	燕釐侯莊元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一

古文を治むるの士の爲に其の要を覽せしめむとす、故に删りて此の篇を爲れり、

【字解】 馳說者、チゼイと讀む、游說者なり、綜、すぶるなり、曆人、曆家なり、數家、陰陽術數家なり、神運、鬼神の靈妙五行の運行なり、

	周	魯	齊	晉	秦	楚	宋	衛	陳	蔡	曹	鄭	燕	吳
		眞公濞	武公壽	靖侯宜臼	秦仲	熊勇	釐公	釐侯	幽公寧	武侯	夷伯		惠侯	
庚申	共和元年 以宣王少、大臣共和行政、	十五年一云十四年	十年	十八年	四年	七年	十八年	十四年	十四年	二十三年	二十四年		二十四年	
	二 厲王子居召公宮、是爲宣王	十六	十一	晉釐侯司徒元年	五	八	十九	十五	十五	二十四	二十五		二十五	
	三	十七	十二	二	六	九	二十	十六	十六	二十五	二十六		二十六	
	四	十八	十三	三	七	十	二十一	十七	十七	二十六	二十七		二十七	
甲子	五	十九	十四	四	八	熊嚴元年	二十二	十八	十八	夷侯元年	二十八		二十八	
	六	二十	十五	五	九	二	二十三	十九	十九	二	二十九		二十九	
	七	二十一	十六	六	十	三	二十四	二十	二十	三	三十		三十	
	八	二十二	十七	七	十一	四	二十五	二十一	二十一	四	幽伯彊元年		三十一	
	九	二十三	十八	八	十二	五	二十六	二十二	二十二	五	二		三十二	

頗著文焉、

【講義】呂不韋は秦の莊襄王の相なり、亦上は上古の事跡を觀て春秋を删り拾ひ、加ふるに六國の時の事を集めて、八覽・六論・十二紀を作りて呂氏春秋と爲せり、其の他荀卿・孟子・公孫固・韓非の徒の如きに至りては、各ゝ往々春秋の文を拾ひ取りて書を著はせる者勝げて紀すべからず、漢の相の張蒼には歷譜五德の篇あり、上大夫董仲舒は春秋の義を推して頗る文を著せり、卽ち春秋繁露是れなり、

【字解】尙古、上古なり、公孫固、索隱は宋に公孫固あれども著述なし、此は多分齊の韓固にして詩を傳へたる者ならむといへり、されど韓固は詩を傳へたれども春秋を傳へしことを聞かず、按ずるに漢書藝文志に公孫固一篇十八章あり、是れ齊の閔王の問に對して古今の成敗を陳べたる者なり、蓋し此の著者をいへるなるべし、

太史公曰、儒者斷其義、馳說者騁其辭、不務綜其終始、歷人取其年月、數家隆於神運、譜諜獨記世諡、其辭略、欲一觀諸要難、於是譜十二諸侯、自共和訖孔子、表見春秋・國語・學者所譏盛衰大指、著于篇、爲成學治古文者要删焉、

【講義】太史公曰く、凡そ春秋を治むる者、儒者は其の義に重きを置きて之を斷定し、游說者は其の辭に奔りて其の終始を綜ぶることを務めず、歷を作る者は唯其の年月を取りて之を審かにし、陰陽・術數家は鬼神の靈妙と五行の運行とに留意すること隆んなり、譜諜を作る者は唯其の世代諡號を記すのみにして其の辭簡略なり、故に各得る所あり、又遺す所ありて諸の要點を一覽の下に觀むと欲すれども難し、是に於て十二諸侯を表に布きて、共和より孔子の卒するまで、春秋國語及び學者の譏る所の盛衰興亡の大指を表見して此の篇に著せり、是れ本學を成すの人

ふに同じ、

魯君子左丘明、懼弟子人人異端、各安其意、失其眞、故因孔子史記、具論其語、成左氏春秋、

【講義】魯の君子左丘明は弟子が各〻口づから授かりしのみにては、人々其の主指の端緒を異にし、又其の意のある所を平易に考へて何時しか其の眞意を失はむことを心配せり、故に孔子の史記に因りて具に其の口づから受けし語を論述して左氏春秋を作れり、

【字解】君子、賢者のこと、孔子史記、即ち春秋なり、左氏春秋、今の春秋左氏傳なり、

鐸椒爲楚威王傳、爲王不能盡觀春秋、采取成敗、卒四十章、爲鐸氏微、

【講義】鐸椒は楚の威王の傅たり、王が孔子の春秋を盡く觀ること能はざるが爲に、其の成敗の微旨を采取して四十章を編み卒へて上る、之を鐸氏微といふ、

趙孝成王時、其相虞卿、上采春秋、下觀近世、亦著八篇、爲虞氏春秋、

【講義】趙の孝成王の時に、其の相の虞卿といふ者、上は春秋に采り、下は近世の事跡を觀て亦八篇の書を著せり、之を虞氏春秋といふ、

呂不韋者、秦莊襄王相、亦上觀尙古、刪拾春秋、集六國時事、以爲八覽・六論・十二紀、爲呂氏春秋、及如荀卿・孟子・公孫固・韓非之徒、各往往捃摭春秋之文、以著書、不可勝紀、漢相張蒼、歷譜五德、上大夫董仲舒、推春秋義、

四國迭興、更爲伯主、文武所褒大封、皆威而服焉、是以孔子明王道、干七十餘君、莫能用、故西觀周室、論史記舊聞、興於魯、而次春秋、上記隱、下至哀之獲麟、約其辭文、去其煩重、以制義法、王道備、人事浹、七十子之徒、口受其傳指、爲有所刺譏褒諱挹損之文辭、不可以書見也、

【講義】齊・晉・秦・楚の四國は、周が洛陽に都せし時は其の微弱なること甚し、卽ち其の封地或は百里、或は五十里なりき、且つ晉は三河を阻て、齊は東海を負ひ、楚は江淮の二水に挾まり、秦は西の方雍州の固めに因れり、其の後四國迭に興りて更る〲伯主と爲り、文王武王の褒賜したる所の大封の諸侯も、皆之を威して降服せしめたり、是を以て孔子は王道を明かにせむとて天下を周遊して七十餘君を干せども、能く用ひらるゝこと莫かりき、故に西の方周室を觀て、史官の記錄及び舊聞を論じ、魯を本として春秋を述作し、上は隱公に始まり、下は哀公が西に狩りして麟を獲たるに至れり、其の間の事跡の辭文を約め、其の煩しく重なりたるを去り、以て義法を制定せり、是に於て王道備はり、人事浹く明かとなれり、七十子の弟子は孔子より口づから其の傳の主指を受けぬ、是れ其の傳中に於て上を刺譏たるもあり、褒めたるもあり、諱みたるもあり、又損益取捨する所の文辭もありて、明かに之を書して見るべからざるが爲めなり、

【字解】成周、洛陽なり、三河、河東・河內・河南なり、介江淮、介は夾む也、江淮は二水の名なり、一說に淮は漢の誤なりと、干七十餘君、干は長上に見えて求むる所あらむとするなり、おかすなり、七十餘君の數は多きに失す、是れ莊子天運篇の干七十二君の文に據れる戰國時代の妄說を漫りに書せるのみ、孔子世家及び論衡儒增篇によるも孔子の至る所は十國以下なり、挹損、挹は酌みとるなり、挹損は猶取捨とい

名なり、此に周道缺、關雎作とあるは恐らくは魯詩ならむ、卽ち太史公は孔安國の弟子なり、安國は魯詩の直傳たればなり、故に儒林傳の序にも周室衰而關雎作とあり、又此他漢書杜欽傳に佩玉晏鳴、關雎歎レ之、といひ、後漢書皇后紀の序に康王晩朝、關雎作レ諷、といひ、楊賜傳に康王一朝晏起、關雎見レ幾而作といへり、此等の注皆魯詩となせり、故に之を解するには毛詩を以てすべかず、されど根本に於て誤れり、卽ち關雎は正風の始にして變風に非ざること、史公も孔子世家に於て以ニ關雎一爲ニ風始一といへり、其の周道衰へて關雎作れりといふ說の出でたるは恐らくは漢儒が論語の關雎之亂を誤讀したるに由りしなるべし、陵遲、丘陵の次第に崩るゝこと、轉じて物の漸次に衰ふること、鹿鳴刺、鹿鳴は詩經の篇名なり、是亦正雅にして變雅にあらず、而して之を刺詩となすは何に本きしか明かならず、唯文選の注に蔡邕の琴操を引きて鹿鳴者周大臣之所レ作也、王道衰、大臣知ニ賢者幽隱一、故彈レ弦風諫、とありといへり、

是後、或力政、彊乘レ弱、興レ師不レ請ニ天子一、然挾ニ王室之義一、以ニ討伐一爲ニ會盟主一、政由ニ五伯一、諸侯恣レ行、淫侈不レ軌、賊臣簒子滋起矣、

【講義】 是の後、諸侯或は兵力を以て政を行ひ、彊國は弱國を滅し、師を興すにも天子に請はざる者あり、然れども又王室の義を挾みて天子の討伐を以て名となし、會盟の主となる者あり、是に於て天下の政は五伯より出で、諸侯は各〻行を恣にし、淫れ侈りて法度に從はず、賊臣簒子益〻起るに至れり、

【字解】 力政、兵力を以て政を行ふこと、五伯、五人の霸者なり、卽ち齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王をいふ、不軌、軌は法度なり、法度に循はざるを不軌といふ、簒子、簒は奪ひ取るなり、父を殺して其の財を奪ひ取る子なり、滋、ます〱なり、

齊・晉・秦・楚、其在ニ成周一微甚、封或百里、或五十里、晉阻ニ三河一、齊負ニ東海一、楚介ニ江淮一、秦因ニ雍州之固一、

十二諸侯年表第二

太史公讀春秋歷譜諜、至周厲王、未嘗不廢書而歎也、曰、嗚呼師摯見之矣、紂爲象箸而箕子唏、周道缺、詩人本之衽席、關雎作、仁義陵遲、鹿鳴刺焉、及至厲王、以惡聞其過、公卿懼誅而禍作、厲王遂奔於彘、亂自京師始、而共和行政焉、

【講義】太史公、春秋歷譜諜を讀む每に、周の厲王の記事に至りて、未だ一度も書をすてゝ歎息せざること無し、其の所以に曰く、嗚呼周道次第に衰微して鄭衞の淫聲作り、正樂廢れて節を失へり、是に於て樂官の師摯は之を見て已に其の亂を理めむとせり、昔し殷の紂王の象牙の箸を作りし時、箕子は之を以て國家滅亡の兆なりとして之を憂ひ唏けり、周道の缺けむとするや、詩人は之を衽席寤寐の間に本づき、關雎の詩を作りて之を諷刺せり、又仁義の漸く衰へむとするや、詩人は賢者の幽隱するを憂ひ鹿鳴の詩を作りて之を風諫せり、是れ皆事の未だ甚しからざる前に之を防がむと欲せるなり、然るに厲王の代に至りては、其の過失を言はるゝを惡み、天下に令して謗誹を嚴禁す、是を以て道行く者は目を以て語り、公卿大臣は誅を懼れて上を諫めず、國人相與に畔きて厲王を襲ひ伐ち、王は遂に彘に出奔せざるべからざるに至れり、是れ皆王の自ら招く所にして、其の亂京師より始まれり、而るに其の後周召の二公共和して政を行ひ、宣王を輔佐して文武成康の遺風に法りしかば、諸侯復び周に服するに至れり、

【字解】十二諸侯、篇名に十二と稱すれども、其實は十三なり、蓋し呉が最後に出でて其の事略したれば之を數へざりしならむ、春秋歷譜諜、春秋の年表なり、師摯、樂官の名なり、見之矣、正樂廢れ淫聲起れるを見て之を理めむとするをいふ、唏、歎聲なり、ナクと訓む、衽席、しとねなり、關雎作、關雎は詩經の篇

る所あれども亦以て證と爲すべきものあればなり、卽ち其の證とすべきことを左に記さむ、さて古の諸侯は國を以て姓となせり、霍とは國の名なり、周の武王は弟の叔處を霍に封ぜり、後世晉の獻公霍公を滅しぬ、其の子孫庶民と爲り、平陽に居れり、平陽は河東に在り、河東は晉の地なり、晉の韓魏趙に三分せらるゝや、河東は分れて魏國に屬せり、此にて霍氏の子孫の平陽に居れること明かなり、又其の祖先は周の後世たることも明かなり、されど詩を以ていへば、周は后稷より起れりといへども、后稷は父無くして生れたれば、黄帝と何等の緣無きものとなる、然れども、三代世傳を以ていへば、后稷は父あり、其の名を高辛といふ、高辛は黄帝の曾孫なりと、此にて霍氏は黄帝の後胤たること明かなり、さて又黄帝終始傳に豫言して曰へり、漢興りて百有餘年に、人ありて短からず長からず、白燕の鄕より出で、天下の政を執り持つ、其の時に嬰兒の主あり、故に此の人權を擅にして帝命を遏め前ましめざること御行の車の如しと、さて霍將軍は本平陽の白燕に居れり、此にて霍將軍の黄帝の後世たること明かなり、臣仕へて郞たりし時、方士の考功と旗亭の下に會ひ、臣の爲に此の黄帝終始傳のことを言へり、帝德の福を萬世に傳ふること、豈に偉大ならずや、

【字解】 晉地分、晉の臣たる韓・魏・趙の三家が晉の地を三分して各〻獨立せしことをいふ、所謂三晉となりしこと、黄帝終始傳、五行讖緯の說を說きたる書なり、嬰兒主、昭帝を指す、御行車、後退の車なり、言は霍光政を執り權を擅にして帝命を遏めて前ましめざること、後退の車の如し、臣、褚先生自らを指す、考功、方士の名なり、旗亭、市中の酒樓なり、樓上に旗を掲ぐ、故に名とす、

布けるを以て此の如く久遠に王たるにあらずや、故に道德を行ふこと、何んと忽にして可ならむや、人の君王たる者は皆此の理を達觀して民に德を施さゞるべからざるなり、

【字解】傳、聖賢の言なり、萬夫之黔首、萬民といふに同じ、五政、五常の政なり、五常は父義・母慈・兄友・弟恭・子孝をいふ、蜀王黃帝後世也、蜀王本紀に朱提有男子杜宇、從天而下、自稱望帝、亦蜀王也、則杜姓出唐杜氏、蓋陸終氏之胤、亦黃帝之後也、とあり、又正義に曰く、譜記普云、蜀之先肇於人皇之際、黃帝與子昌意、娶蜀山氏女、生帝佶、立封其支庶於蜀、歷虞夏商、周衰先稱王者蠶叢、國破子孫居姚嶲等處、とあり、是にて蜀王の黃帝の後胤たること明なり、

漢大將軍霍子孟名光者、亦黃帝後世也、此可爲博聞遠見者言、固難爲淺聞者說也、何以言之、古諸侯以國爲姓、霍者國名也、武王封弟叔處於霍、後世晉獻公滅霍公、後世爲庶民、往來居平陽、平陽在河東、河東晉地、分爲魏國、以詩言之、亦可爲周世、周起后稷、后稷無父而生、以三代世傳言之、后稷有父、名高辛、高辛黃帝曾孫、黃帝終始傳曰、漢興百有餘年、有人不短不長、出白燕之鄉、持天下之政、時有嬰兒主、卻行車、霍將軍者本居平陽白燕、臣爲郎時、與方士考功會旗亭下、爲臣言、豈不偉哉、

【講義】漢の大將軍霍子孟名は光と云ふ者も、亦黃帝の後世なり、此は博聞遠見者の爲めに言ふべくして、固より淺聞者の爲には說き難し、何を以て之を言ふとならば、其の世系明確ならざ

歆、攸介攸止、載震載夙、載生載育、時維后稷をいふ、般社芒芒、詩の玄鳥には社を土に作り句も亦前後せり、芒芒は大いなる貌なり、大人蹟、大人は神人なり、蹟はあしあとなり、詩の帝武と同じ、抱之山中、抱は抛と通ず、棄なり、擲なり、すておくこと、山者、山樵なり、きこり、覆席、鳥の羽翼にておほひしくこと、大農、穀を掌るの官なり、即ち后稷なり、厥初生民云云、詩には此次に深修益成の句なきこと前に引けるが如し、恐らくは脱誤あらん、大王、文王の祖父なり、即ち古公亶父のこと、季歷、文王の父なり、即ち太伯の弟なり、天瑞、天より降されたる聖瑞なり、即ち文王の生れし時赤雀が丹書を銜みて其の產舍に止まりし奇瑞をいふ、太伯、大王の長子なり、生源、天下生々の本源なり、

其有天命、然黃帝後世何王天下之久遠邪、曰、傳云天下之君王爲萬夫之黔首請贖民之命者帝、有福萬世、黃帝是也、五政明則修禮義、因天時舉兵征伐利者王、有福千世、蜀王黃帝後世也、至今在漢西南五千里、常來朝降、輸獻於漢、非以其先之有德澤流後世邪、行道德豈可以忽乎哉、人君王者舉而觀之、

【講義】其れ天命といふものあらむ、されど黃帝の後世は何ぞ天下に王たるの此の如く久しきやと、曰く、傳に云へり、天下の君王は萬の民の爲にせむとす、故に民の命を贖ひ救はむと請ふ者は帝たるなり、帝德は萬世の後まで其の福を傳ふ、是に當る者は黃帝なり、次に五常の政明なれば禮義を修め、天時に因りて兵を擧げ、征伐して國を利する者は王たるなり、王德は千世の後まで其の福を傳ふ、是に當る者は蜀王なり、蜀王は黃帝の後世なり、今に至るも漢の西南五千里の地に在りて、常に來朝して貢物を漢に輸送して獻ず、是れ其の先祖の德澤ありて後世に流れ

めて曰く、殷の社稷は盛大なり、天玄鳥に命じて降して商の契を生めりと、商とは朴質なり、之を殷の國號と爲す、さて又文王の先祖は后稷といふ、后稷も亦父無くして生まれたり、后稷の母は姜嫄といふ、出でて神人の跡を見て、之を履みて妊娠せることを知れり、其後后稷を生めり、姜嫄獨り思ふに父無くして生まれたる子といふを以て、賤みて之を道路に棄つ、しかるに羊牛の類之を避けて踐まず、之を山中に棄て置けば山樵之を養ふ、又之を大澤の中に捐つれば鳥來りて羽翼を以て之を覆ひ席きて之を食む、姜嫄之を不思議なりとなし、是に於て此の兒必ず天子たらむと思ひ、之を取り上げて成長せしめけり、堯其の賢才を知り、立てゝ大農と爲し、之に姓を賜ひて姫氏といふ、姫とは本源なり、詩人之をほめて曰く、厥の初め民を生ずるや、深く修めて益〻成せりと、而も后稷を道ふの始なり、孔子曰く、昔堯契を命じて子氏と爲しゝは湯あらむが爲めなり、后稷を命じて姫氏と爲しゝは文王あらむが爲めなり、大王の季歷に命じて世を嗣がしめむとせしは、天より下されたる聖瑞を明かにせむとなり、又太伯が父大王の意を曉りて吳に奔りて位を弟季歷に讓りしも、是れ天下生々の本源を遂げしめむが爲めなりきと、此の如く天命に關することは實に言ひ難し、聖人に非ずんば能く之を洞見すること莫し、さて舜も禹も契も后稷も皆黃帝の子孫なり、黃帝天命を策りて天下を治め、德澤後世にまで深く施せり、故に其の子孫皆復立ちて天子と爲れり、是れ天が有德者に報いしなり、然るに世人は此の理を知らずして此等の人々は悉く布衣匹夫より起りて帝王と爲りしものと思へり、夫れ布衣匹夫にして安ぞ能く故無くして起ちて天下に王たることあらむや、必ずや其の祖先に有德者ありしなり、

【字解】張夫子、未詳なり、褚先生、名は少孫、潁川の人、仕へて元帝成帝の間に博士と爲れり、詩言、詩經商頌玄鳥と大雅生民との二篇の言なり、黃帝子、黃帝の子孫の意なり、契生於卵、詩の玄鳥に天命玄鳥、降而生商をいふ、后稷人迹、詩の生民に厥初生民、時維姜嫄、履帝武敏

天命難言、非聖人莫能見、舜・禹・契・后稷皆黄帝子孫也、黄帝策天命而治天下、德澤深後世、故其子孫皆復立爲天子、是天之報有德也、人不知以爲氾從布衣匹夫起耳、夫布衣匹夫安能無故而起王天下乎、

【講義】張夫子褚先生に問ひて曰く、詩經の玄鳥・生民の二篇によれば契と后稷とは皆父無くして生まれしなり、今諸の傳記を案ずるに皆父有りしと言ふ、而して父は皆黄帝の子孫なり、是によれば傳記と詩說と何れか誤謬たること無きを得むやと、褚先生曰く、然らず、詩には契は其の母が卵を呑みしによりて生まれ、后稷は其の母が人の趾を踐みたるによりて生まれしといへり、是れ此の二人が天命の精しき誠を承けて此の世に生まれし所以の意あることを人々に見さむと欲してなり、鬼神は受命の人を世に降さむと欲するも自ら之を成すこと能はず、故に必ず人を須ちて生ましむるなり、何ぞ父無くして生まるゝ子あらむや、一方には父ありといひ、一方には父無しといふ、信は以て信を傳へ。疑は以て疑はしきを傳ふ、故に兩ながら之を言ひ傳へしなり、堯は契と后稷とが皆賢人にして天命を承けて生まれしことを知れり、故に之を封じぬ、卽ち契は七十里に封ぜられ、其の後十餘世にして湯に至りて天下に王たり、又堯は后稷の子孫の後に王たらむことを知れり、故に之を百里の地に益し封じたり、其の後世千歲ならむとして文王に至りて天下を有てり、詩傳に曰く、湯王の先祖は契といふ、父無くして契を生めり、そは母が其の姉妹と玄丘の水に浴せしとき、燕の卵を銜みて墮すあり、契の母之を拾ひ取りて口に含み、誤りて之を呑み、此より妊娠して遂に契を生めり、契生まれて賢なり、堯立てゝ司徒と爲し、之に姓を賜ひて子氏といふ、子とは玆なり、玆とは益〻大いなるの義なり、詩人よつて之をほ

父、父皆黃帝子也、得無與詩謬乎、褚先生曰、不然、詩言契生於卵、后稷人迹者、欲見其有天命精誠之意耳、鬼神不能自成、須人而生、奈何無父而生乎、一言有父、一言無父、信以傳信、疑以傳疑、故兩言之、堯知契・稷皆賢人天之所生、故封之、契七十里、後十餘世至湯王天下、堯知后稷子孫之後王也、故益封之百里、其後世且千歲、至文王而有天下、詩傳曰、湯之先爲契、無父而生、契母與姊妹浴於玄丘水、有燕銜卵墮之、契母得、故含之、誤吞之、卽生契、契生而賢、堯立爲司徒、姓之曰子氏、子者茲、茲益大也、

詩人美而頌之曰、殷社芒芒、天命玄鳥、降而生商、商者質、殷號也、文王之先爲后稷、后稷亦無父而生、后稷母爲姜嫄、出見大人蹟而履踐之、知於身、則生后稷、姜嫄以爲無父、賤而棄之道中、羊牛避不踐也、抱之山中、山者養之、又捐之大澤、鳥覆席食之、姜嫄怪之、於是知其天子、乃取長之、堯知其賢才、立以爲大農、姓之曰姬氏、姬者本也、詩人美而頌之曰、厥初生民、深修益成、而道后稷之始也、孔子曰、昔者堯命契爲子氏、爲有湯也、命后稷爲姬氏、爲有文王也、大王命季歷、明天瑞也、太伯之吳、遂生源也、

康王釗 刑錯四十餘年、	魯公伯禽	丁公呂伋	晉侯燮	女防	熊乂	微仲 啓弟	康伯	申公	蔡仲		九世至二惠侯一、
昭王瑕 南巡不レ返、不レ赴諱レ之	考公	乙公	武侯	旁皐	熊黮	宋公	孝伯	相公	蔡伯	太伯	
穆王滿 作二甫刑一、荒服不レ至、	煬公 考公弟	癸公	成侯	大几	熊勝	丁公	嗣伯	孝公	宮侯	仲君	
恭王伊扈	幽公	哀公	厲侯	大駱	熊煬	湣公 丁公弟	疌伯	愼公	厲侯	宮伯	
懿王堅 周道衰、詩人作レ刺、	魏公	胡公	靖侯	非子	熊渠	煬公 湣公弟	靖伯	幽公	武侯	孝伯	
孝王方 懿王弟	厲公	獻公弑二胡公一		秦侯	熊無康	厲公	貞伯	釐公		夷伯	
夷王燮 懿王弟	獻公 厲公弟	武公		公伯	熊鷙紅	釐公	頃侯				
厲王胡 以レ惡聞、遇レ亂出奔、遂死二于彘一、	眞公			秦仲	熊延 紅弟		釐侯				
共和 二伯行レ政、	武公 眞公弟				熊勇						

張夫子問二褚先生一曰、詩言契・后稷一皆無レ父而生、今案二諸傳記一、咸言レ有

帝泄

帝不降　不降弟、

帝扃

帝廑

帝孔甲　不降子、好㆓鬼神㆒淫亂不㆑好㆑德、二龍去、

帝皐

帝發

帝履癸　是爲㆑桀

從㆑禹至㆑桀十七世、從㆓黃帝㆒至㆑桀二十世、

殷湯代㆓夏氏㆒、從㆓黃帝㆒至㆑湯十七世、

帝外丙　湯太子太丁蚤卒、故立㆓次弟外丙㆒、

帝仲壬　外丙弟、

帝太甲　故太子太丁子淫、伊尹放㆓之桐宮㆒、三年悔㆑過自責伊尹乃迎㆑之復位、

帝沃丁　伊尹卒、

帝太庚　沃丁弟、

帝小甲　太庚弟、殷道衰、諸侯或不㆑至、

帝雍己　小甲弟、

帝太戊　雍己弟、以㆓桑穀生㆒稱㆓中宗㆒、

帝中丁

帝外壬　中丁弟、

帝河亶甲　外壬弟、

帝祖乙

帝祖辛

帝沃甲　祖辛弟、

帝祖丁　祖辛子、

帝南庚　沃甲子、

帝陽甲　祖丁子、

帝盤庚　陽甲弟、徙㆓河南㆒、

帝小辛　盤庚弟、

帝小乙　小辛弟、

帝武丁　雉升㆓鼎耳㆒雊、得㆓傅說㆒稱㆓高宗㆒、

帝祖庚

帝祖甲　祖庚弟、淫、

帝廩辛

帝庚丁　廩辛弟、殷徙㆓河北㆒、

帝武乙　慢㆑神、震死、

帝太丁

帝乙　殷益衰、

帝辛　是爲㆑紂、死、

從㆑湯至㆑紂二十九世、從㆓黃帝㆒至㆑紂四十六世、

周武王伐㆑殷、從㆓黃帝㆒至㆓武王㆒十九世、

	魯	齊	晉	秦	楚	宋	衛	陳	蔡	曹	燕
成王誦	周公旦	太公尙	唐叔虞	惡來、助㆑紂、父飛廉有㆑力、	熊繹、繹父鬻熊	微子啓	康叔	胡公滿	叔度	叔振鐸	召公奭
	初封	初封	初封	初封	初封	初封	初封	初封	初封	初封	初封
	武王弟	文王武王師	武王子		事㆓文王㆒	紂庶兄	武王弟	舜之後	武王弟	武王弟	周同姓

帝堯 起黃帝至俈子五世、號唐堯、			放勛是爲堯、	句望生蟜牛、蟜牛生瞽瞍、		卨爲殷祖、	后稷生不窋、
帝舜 黃帝玄孫之玄孫、號虞、				瞽瞍生重華、是爲帝舜、	顓頊生鯀、鯀生文命、	卨生昭明、	不窋生鞠、
帝禹 黃帝耳孫、號夏、					文命是爲禹、	昭明生相土、	鞠生公劉、
帝啓 伐有扈作甘誓、						相土生昌若、	公劉生慶節、
帝太康						昌若生曹圉、曹圉生冥、	慶節生皇僕、皇僕生差弗、
帝仲康 太康弟、						冥生振、	差弗生毀渝、毀渝生公非、
帝相						振生微、微生報丁、	公非生高圉、高圉生亞圉、
帝少康						報丁生報乙、報乙生報丙、	亞圉生公祖類、
帝予						報丙生主壬、主壬生主癸、	公祖類生太王亶父、
帝槐						主癸生天乙、是爲殷湯、	亶父生季歷、季歷生文王昌、益易卦、
帝芒							文王昌生武王發、

を愼めるなり、余系謚を記したる諜記を讀むに、黄帝より以來は皆年數あり、又其の歷譜諜と終始五德の傳とを稽ふるに、古文不同にして乖き違へり、故に夫子の尙書を編次せし時に其の年月を載せ論ぜざりしは理由無きにあらざりしなり、是に於て余亦五帝・繫諜及び尙書集の三篇に據りて、世々黄帝より以來周の共和の時に至るまでを紀して世表を作れり、

【字解】五帝、黄帝・顓項・帝嚳・帝堯・帝舜是なり、三代、夏・殷・周是なり、尙、久遠なり、ヒサシと訓む、譜、布なり、しきならぶるなり、春秋、孔子の作りし魯の史記なり、隱公より哀公に至る十二代二百四十二年間の事迹を記し、大義名分を正し尊王の道を後世に知らしめたる書なり、正時、正月と四時となり、尙書、書經のこと、唐虞三代の記錄なり、諜記、世系謚號を記したる書なり、歷譜諜、歷代の系譜を記したる書なり、終始五德之傳、帝王の更々王たるは五行の相生相克の理によりて相傳承するといふことを記したる書なり、終始とは五行の德によりて世を承け、終れば復始まるをいふ、例へば五行相生の說によれば木德より火德に移り火德より土德に讓り、次第に相承けて金水となり、水德終れば復始めの木德に更るが如し、五德は五行の德なり、五帝繫諜、大戴禮の五帝・帝繫二篇の諜なり、共和、周の宣王の時、召公、周公の二相共に政を執りし時の稱なり、

帝王世國號	黄帝 號ニ有熊一、	帝顓頊 黄帝孫、起ニ黄帝一至ニ顓項一三世、	帝俈 黄帝曾孫、起ニ黄帝一至ニ帝俈一四世、號ニ高辛一、
顓項屬	黄帝生ニ昌意一、	昌意生ニ顓項一、爲ニ高陽氏一、	
俈屬	黄帝生ニ玄囂一、	玄囂生ニ蟜極一、	蟜極生ニ高辛一、高辛生ニ帝俈一、
堯屬	黄帝生ニ玄囂一、	玄囂生ニ蟜極一、	蟜極生ニ高辛一、高辛生ニ放勛一、
舜屬	黄帝生ニ昌意一、	昌意生ニ顓項一、顓項生ニ窮蟬一、	窮蟬生ニ敬康一、敬康生ニ句望一、
夏屬	黄帝生ニ昌意一、	昌意生ニ顓項一、	
殷屬	黄帝生ニ玄囂一、	玄囂生ニ蟜極一、蟜極生ニ高辛一、	高辛生レ卨、
周屬	黄帝生ニ玄囂一、	玄囂生ニ蟜極一、蟜極生ニ高辛一、	高辛生ニ后稷一、爲ニ周祖一、

史記國字解第二卷

湖村　桂五十郎　講述

三代世表第一

太史公曰、五帝三代之記、尚矣、自殷以前諸侯、不可得而譜、周以來、乃頗可著、孔子因史文、次春秋、紀元年・正・時・日・月、蓋其詳哉、至於序尚書、則略無年月、或頗有、然多闕、不可錄、故疑則傳疑、蓋其愼也、余讀諜記、黃帝以來、皆有年數、稽其歷譜諜・終始五德之傳、古文咸不同、乖異、夫子之弗論次其年月、豈虛哉、於是以五帝・繫諜・尚書集世紀黃帝以來、訖共和、爲世表、

【講義】 太史公曰く、五帝三代の記錄は、其の時代久遠なれば之を詳に知るべからず、故に殷より以前の諸侯の事跡は得て布き列すべからず、周より以來は其の記錄存すれば頗る詳に著すことを得べし、孔子が史官の文に因りて春秋を著すや、王の元年正月及び四時日月を細かに紀せり、蓋し是れ著して詳にすべかりしを以てなり、されど其の尚書を序づるに至りては、尚古のことなれば略年月の記載無し、或は年月の記すべきもの有りしならむ、然れども多くは闕けて悉く錄すべからず、故に疑はしきは傳へて疑はしきとなせり、蓋し是れ詳にすべからざるを以て之

史記國字解第二卷　目錄

十表……一
三代世表第一……一
十二諸侯年表第二……三
六國表第三……六二
秦楚之際月表第四……九一
漢興以來諸侯年表第五……一〇五
高祖功臣侯者年表第六……一三四
惠景間侯者年表第七……一六六
建元以來侯者年表第八……一八二
建元以來王子侯者年表第九……一九五
漢興以來將相名臣年表第十……二一〇
八書……二二三
禮書第一……二二三
樂書第二……二五二
律書第三……三二五
歷書第四……三四九
天官書第五……三七二
封禪書第六……四四六
河渠書第七……五三二
平準書第八……五四五

(目錄了)

DS
748
.3745
1919
v. 2

第二卷

十表八書

桂湖村講述

LIBRARY
NOV 17 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

史記國字解

二

DS 748 S745 1919 v.2
Ssŭ-ma, Ch'ien
Shiki kokujikai

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

史記國字解